DS
897
S4S8
v.5

Suzuki, Shōzō
Sendai sōsho

East
Asiatic
Studies

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

仙臺叢書第五卷

仙臺叢書刊行會

LIBRARY
APR 19 1968
UNIVERSITY OF TORONTO

DS
897
S458
V.5

第二期叢書發刊の辭

我が仙臺叢書刊行會々運は。各級會員諸君の深厚なる庇護の下に。著々として其歩を進め。既に第一期叢書の刊行を終へ。今や第二期叢書卽第五卷以下を。刊行するの盛を見るに至るの際。偶天來の福音に接し。齋藤報恩會より。本會の事業補助費として。年額金五千五百圓を。支給せらるゝことゝなれり。是れ畢意本會の事業を是認せられ。之をして有終の美を成さしめんとの。盛意に出でたるものなれば。其盛を會員に鳴らすとゝもに。前途に於る刊行事業を經營し。報恩會補助の盛意に。報答する所あらんとするものなり。抑本會の發達。こゝに至れる所以を追求するに。其原をなしたるものは。實に仙臺鄉土史談會にありとす。其會談をなす毎に。鄉土史料刊行の必要を認め。其機漸く熟し。其第一次相談會を開きたるは。大正六年の春にして。會員菊田定鄉氏の宅に會せり。其時に會合したるは。宅主菊田氏·淸水東四郎·富田春之進·常盤雄五郎等諸氏。及び鈴木省三等なりし。こゝに於て。會員組織となし。有力家の出資を乞ひ。刊行事業を開始せんとの議纒まりしに。十年十月第二次相談會を。富田氏の斡旋に依り。土樋某俱樂部に開き。前記諸氏の外。佐藤興二郎氏も來會し。大に此事業を嘉みし。自ら進て出資の衝に當られ。十一年春に至て始て。仙

臺叢書刊行會といへる。寧馨兒が呱々の聲を揚げしが。爾來一年會員諸君の援助に依り。第一期の刊行を終へ。第二期の刊行をなすの氣運を迎ひたるは。本會常務職員の。深く感謝して措かざる所以なりとす。依て報恩會補助金の件を報告するを兼て。本會成立の來由と。其功程とを述べ。第二期刊行書なる。第五卷の首めに置くこと然り。

仙臺叢書刊行會

仙臺叢書第五卷

目次

忠山公行實附忠山公治家記錄附錄　一頁
群國和名考　二十九頁
和歌題意考　七十七頁
竹駒神社緣起附笠島道祖神記　百六十三頁
知人錄　百八十九頁
玉蕉百絕　二百一頁
會津葦名記　二百十七頁
北上川沿革調　二百四十一頁
回國雜記　二百八十一頁
奧の細道　三百二十七頁
御落胤顛末錄　三百四十七頁
東歸日乘　四百三十一頁

Digitized by the Internet Archive
in 2011 with funding from
University of Toronto

http://www.archive.org/details/sendaisos05suzu

忠山公行實

仙臺藩第六世　伊達宗村朝臣像

松島　瑞巖寺藏

仙臺叢書第五卷

仙臺叢書刊行會編修

解題

忠山公行實は。仙臺藩第六世。左近衛權中將兼陸奥守。伊達宗村朝臣の行實にして。其近習の臣萱場氏章が。平生其左右に侍し親しく見聞する所を。記述したるものを。其萱場の原本に就て謄寫したるものなれば。朝臣の行實に於ては。復餘蘊なかる可しと信ずるなり。但惜らくは。行文中流暢明晰を缺く所あれども。敢て意を加て改刪せず。力めて其素を存し。讀者の判讀を仰ぐと云ふ。

朝臣幼名勝千代。後總次郎久村と稱す。大將軍吉宗。偏諱を賜ひ宗村と改む。第五世吉村朝臣の第四子。母は夫人久我氏。享保三年五月廿七日を以て。江戸邸に生る。容姿端正外温和にして内剛明なり。嘗て大將軍吉宗養女利根姫温子に尙す。將軍親姻を以て勢望内外に具はる。西國某巨室。柳營に於て旗下士板倉氏の爲め誤て斬られ。已に絶す。營中大に騷擾す。將軍之を聞き謂らく。赤穗藩の事あり未だ幾多ならず。若し表面之を處斷せば。第二の赤穗事件を生ぜんと。內密穩當の處置をする者あらんを希ふ。時に朝臣其屍に接し揚言して曰。同僚某吐血の病甚しと。醫員を召し診察せしむるに。脈已に絶したりと云ふ。朝臣曰く。陸奥守其脈を見るに。未だ絶えず。是れ吐血の症なりと。既にして大目付等。變を聞き馳せ至り。其狀を檢覈し處斷する所あらんとす。朝臣曰く。陸奥守既に見屆けたり。吐血の症なりと。卽ち其侯家來を召して曰く。汝が主危篤なり。駕籠に入れ病體を安んじ下城すべし。陸奥守後より參邸すべし。必ず狼狽す可らずと。こゝに於

て此件無事なるを得たり。將軍喜で曰く。大島一聲奥州臨機の處置。謝するに餘ありと。蓋し是れ朝臣は將軍の親姻にして。聲望內外に具はるの致す所なり。此事行實中見る所なし。當時秘して傳へざる乎。因て玆に之を記して以て行實を補ふと云ふ。朝臣文武諸藝を善くす。國風は最も其長ずる所なり。後之を編集して三卷となす。花影集是なり。朝臣寶曆六年五月廿四日卒す。年三十九。官從四位下侍從。左近衞權少將兼越前守より從四位上左近衞權中將兼陸奥守に至る。法號を政德院殿忠山淨信大居士と曰ふ。兩足山大年寺に葬る。

忠山公行實

臣平氏章 謹記

仙臺忠公。姓藤原諱宗村號花影。伊達氏之正胤也。父獅公。母久我內大臣源通誠公女。以享保三年戊戌五月廿七日。生公于武城東濱第。幼字勝千代丸。旣長而改總次郎。十一年丙午。公年甫九歲。是年正月廿八日。始謁德廟。十六年辛亥。公年十四。是年十一月廿三日於營中加冠。敘從四位下。侍從兼越前守。德廟賜宗字。因更久村爲宗村。廿年乙卯十一月廿八日。尙德廟猶子利根姬溫子。實紀伊大納言源宗直卿女。卽淨馨夫人是也。同年十二月十六日。任左近衞權少將。元文二年丁巳。始入國。行拜日光山大廟。三年戊午二月廿八日。發封還江都。四年己未九月二日。源姬生。公容姿端正。其性哉有威。溫仁沉勇而常怡顏色矣。○公幼時父公以當家舊規。元旦佩腰釼及短刀入夫人宮。公

出謁。咲指短刀。父公解而卽賜。是重代寶釼鍛人太穀金貞宗所造短刀也。人皆賀可爲嗣統祥瑞。公年三。○近臣吉田某。令劒工柴野某硎公佩釼之小刀。柴野過折斷也。某驚告下罪。公問手創否。某曰不創矣。公喜過何可罪乎止。公年八。○使封役丁十數人灑掃一小池。憐視其獲。命侍臣直賜酒食慶也。公年八九。○籠中小禽病降。時臣氏章爲內豎。說公以葬儀埋土中。建小石碑戲祭。侍臣長中塚某粗伺見出告。夫死者人所惡人君不可戲也。請罪說者。公謝曰。敢無說者自戲而已。爾諫不可信忘。某拜伏去。公年十。○松前某爲傅。每出伺貴恙則雖嬉戲之間。設禮容答問以懇懃矣。○侍儒田邊希文爲範。早旦讀書當午習安井門圭墨跟。昏黑共侍臣灑掃一席。爲賓主應對禮容。間庭前驅馬。或釼或射。有閑則令讀侍臣和漢通俗歷史而爲常業。公明達單騎之術人能所知也。寬保二年壬戌四月十九日。世子生卽今公也。三年癸亥公年廿六。七月廿五日受父公讓襲封。官任左近衞權中將兼陸奧守。八月二日。父公移武城南大崎別業。延享元年甲子。公年廿七。四月十五日。襲封之後始入國。下令有司曰。凡政事可一遵舊制。政有小大。事有本末。臨時之宜。其在有司。如政事失得加新制者。豫告父公後謀矣。士民其有以巧佞伺人者。則速以告勿有隱。常戒吏民莫過苛察。有司聽訟。其身不犯公道。而或由親疎疑于私。小大官宜會議斷之矣。是爲初政。公節儉寡嗜欲。燕居不容小臣婦女奏。婦人玩好不縱養求。器服從給。或侍臣及祖先談。則起而下手。及氏祖近衞家談。則下茵聽之。每祖先月忌齋一夜。臨神事則齋三日或一夜。無月無之也。○母公元榮夫人。公誕生頃命藩府惠澤山龍寶寺現住泰音法印。請公之生涯吉凶勘文。垂歲四十頃凶災甚。除之修六字妙王呪可也。至歲四十可被開見之勘文納函獻母公。公幼代公修呪矣。公隨成長被示之。夫命數也在天無所禱。雖然母公以丹心爲公忌凶惡情難忍。故寬延二年使臣氏章藩府東照宮。社僧仙岳院住侶淨國法印說而

後淨國附屬六字妙王要文短句。每旦神拜之期心中修呪矣。善和歌有集曰花影集。愛音律令女公子及侍婦習音樂。常定日命儒臣講書。使重臣有司有暇者侍經筵得與聽之也。燕居使侍儒希文及其子希元交日講。々終而糺問其義之淺深可否。公留意于武備。甲兵器械庫之所藏無日不爲令繕。命朝工春田丹波。模制以源將軍義家往昔所用之甲冑之象。又朝工三輪某所傳古制之木弓令某製藏之。雖有舊傳設。命臣玉蟲某設師旅之法。或命臣早井某制半弓調度懸。或召臣氏家某・葛岡某。尋武射宗秘而臨時賞之令制其器矣。常好古話召先朝老臣伊東節翁屢聽古談。其他高野倫兼・片山可敬・田邊希文・高屋喜庵・錦織卽休・猪苗代兼恵・石井了稱・良覺院淳信・松木理景・桑原隆朝・宮塚隆義・三分一所景明等常爲談友也。令近習諸士習射騎鎗劍柔術。江邸藩城各設揚講習無虛日。寄朝官小笠原氏令習諸臣騎射武射的。恐後廢而附屬城西龜岡神祠。每歲以四月五日肄業。附屬城北大崎神祠。每歲八月十八日慣騎射之術也。弓・馬・鳥銃・劍・鎗柔術入某門者。至諸士及什伍卒。召城頭師弟試見有年。臨時賜酒飯金帛也。○命諸士及什伍卒。善鳥銃之術者。試百發百中之能也。於之百中者賜數十人各布帛。國有百發自公始也。○公延享中在封連騎而步者數十。相率出野習其健。驅馬城東原町驛外至宮城郡雄鶴澤行程四里。驅馬如疾風。步者士凡隨馬奔走。後者旣一里或二里。中馬卒門七・權太平・彌九良。輕卒小人友之丞從公走。後二三十間。或五六十間。公駐馬雄鶴澤。直馬卒揚馬口執鐙。輕卒著公之草鞋。公賞其各疾足。歸城頭賜酒食片金。○藩城近郊村縣。有田圃垣墻逐禽之制久矣。公出見禽害生產甚曰。何爲放禽害生民產哉。凡除垣屏逐禽制矣。○命郡司封内堤坡無樹地。令栽黄櫨。經年採實爲民產。或栽空山廢地櫟栩實。或放鵲子野放尾長雉于山。補增國產矣。封内無牧馬。延享二年開加美郡轄懸原爲牧玄冬雪深而竟不果。後命臣片倉村廉開刈田郡

七日原爲牧竟成。歲々得駿馬數匹云。江都邸園垣屏多而無年不修。栽竹以爲垣無倒壞以省修費矣。○公雖嚴篤義容物量不狹。公夏日避暑椽下。使近臣遠藤崟信洒水庭。誤搏殆及公。公不怒曰再之不謹。若遇當姦人危矣。○有犬入夫人庭數毀金雞時皆請殺之。公使捕其之曰。女獸雖無知。亦既寄食我邸而何乃如斯若及再犯殺無赦。犬畏而人如代乃羅之後終不爲害。○延享中公出獵宮城郡鶴谷。山獸盡垂幕下令。四面連放鳥銃驚其音貂一匹突出。近習若輩什伍卒爭獲動搖。什伍卒小管原某搏獲之。提進公前。其舉動廣言傍若無人也。公喚而賞所獲。他日近臣評曰。如山獵圍國園繞何君邊。如彼什伍卒傍若無人失禮者不乱。則見者無君臣尊卑分。非不議是辱君一事也。司長嚴不可有議罪矣。公粗聞之。言近臣曰。爾等評非無其理所評正作意當。如什伍卒者常遠而君前。治則山川郊外入水登山擒禽獸魚鼈任也。依任盡身適分。則自爲精思情發言行者也。卒元匹夫之勇。非如爾等者可知。雖萬人圍繞見見者。依思急失禮傍若無人之善惡可分明。勿不議罪爾等焉。○結網鶉雲雀禁獵法也。寬保中冬。若老臣名某附侍臣謀雲雀數十。言擒者施餌設結所獲。而自隣境相馬入市肆故獻之。侍臣其旨告達。公納之而後曰臣氏輩事物於有疑不執大臣疑。則自有於上直疑物而設詞行。則似暴自下曲。大臣不用心一失也。○公間從數騎驅馬郊外數十程。公族田手氏某。老而隱城東若林別業。公騁驅馬其門前。恐有大人過而以諫。公一諾曰。翁之諫最善。今也平也。祖先有馬上少年過語翁不忘備雖治而不忘亂而已。翁某伏承矣。○公謁江都上野寬永寺門主。准后諸侯子解佩刀以謁。公獨不解而坊官請之。公曰吾乃羽林中郎將兼鎭守府將軍東奥牧也。是以每謁幕府猶不解。雖准后尊前何失職狀矣。坊官伏恐去矣。○支封豫州侯諱村候。以玉造號配其第。公曰玉造雖非伊達本貫。亦祖先假住地。而我東奥地名非豫州地。豫不告而配其第故問其不義。豫

侯慶答慶問而不屈。有竟以爲昧統意趣。公詰曰。初豫侯大祖儀侯者。十七世貞山公庶長子。而慶長十五年。神廟別賜州四之伊。十八世義公貞公嫡子。而襲封奧仙臺歷然至今。是以爲明證可知。今哉何謀昧嫡庶乎。豫侯言窮不報。而後妄改名政德或號屋形。更欲違舊矩亂本末之不義及數件。於茲公族老臣頻諫絕義。公曰一朝怒廢祖先之舊緣。則不貞莫大焉。不容諸臣諫。事起已七年。起延享四年丁卯至寶曆三年癸酉。豫侯終服屈。名復初廢屋形號。每事復舊矩親愛最如舊。公義勇可知。延享四年丁卯公年三十。十二月十九日。叙從四位上。寶曆六年丙子夏。罹浮腫疾。加發頷下疽。五月廿日疾甚。廿二日停女公子及婦人侍疾者。廿三日召老臣談後事。朝臣問疾公力疾每接之。更臥服起而令診脈。用藥餌參麥湯一煎七匁。日三四煎以虛火焦鼻耳。以參刀燻齒。呼吸切迫煩悶看者不舉目。然疾中不發苦吟聲。臨期不動一指。以廿四日午時終寢年三十九。其沈勇可知。廿二日至卯間漏一時數十。廿三日至子曾不間侯。廿四日期可知。七月朔日葬于城南茂崎雨足山大年禪寺。謚忠山公。號廟寶華林。公在世既親政。靜淵有謀篤信無苟。是以鮮有敗事。臨政用人寬而有法。命老臣能降聽事。故上和下睦。終公世無重臣得罪者。常不遷怒常不叱叱聲。職臣老有當致仕者則留之曰諸士皆年幼。則家國不厚。所謂故國非有舊臣哉。勉勞補家國以溫辭示之矣。公粗聞戮刑人。則當日止出也。公出御。則上不當御。則下不可改。器服品々從制而公先自改也。延享元年乙丑。出冠·婚·葬·祭·邸宅·器服·音信可從儉制。條下附言。賞花翫月人情之常也。若夫輕飲食集會山野制外也。人皆伏賞其風流矣。〇公姉常姬。嫁備岡山侯。有故大歸。延享三年丙寅七月七日卒。葬江都東禪寺。恐爲其無後有祭廢墮以有封廢寺。於城南茂崎建立一字。號心定院以永奉其祭已矣。〇延享二年二月。公放鷹近鄉至燕澤村。有傍世臣伊東某別業。入山數百步。是某亡父節翁老人舊宅也。

公步行扈從近臣。二三輩鷹師三四輩。別業倍臣工藤某奔走出先庭中。所見竹籬茅屋倒壞。唯存奇石老松而已。公不堪感慨。呼腰床机。召臣氏章演文案。山中無良紙。投公懷自小紙。直令書以和文。其文意云。放鷹序被吊節翁舊宅。所存對奇石老松。今如會古人。更不忍懷古情旨。使倍臣工藤賜伊東氏。他日附氏章報恩賜辱矣。○公命郡司。令檢封內男女百歲以上出者十數人。愛賀長壽。生涯賜人廩米一口矣。○寬延二年。有老官婦（老女小野田）。入宮十三。今六十有餘。公憐數年勞。而勸養子。老婦受命謹言曰。雖似背君命忝。無夫女養子不可合於義歟。曾不思養子。願有予一人兄之子。以給與廩米。配兄之子。爲父母加家祿矣。公感賞而下命老臣曰。我封家無子官婦積勞。則所與之以廩祿。令養子以婦人字。爲家銘。無夫女養子雖於義不全。依舊例。勸一老女。老女謹云云。不養子有義配祿兄之子。有孝。此二者堪憐。雖未有舊例。老婦以所給與廩米俸金。令加與其兄之子石川某。覺甥

之家終矣。○侍臣鹿股助方病歸鄉。發江都一日背死武越谷驛。葬其地一淨寺。寬保元年辛酉夏。公歸封寓越谷驛。使臣氏章設奠祭之也。○侍臣後藤基直祖先某。殉死十八世義公。公行拜義公廟。見所勞在某碑邊。而後賜所自詠懷古和歌基直。好勇求武器以爲修補。公親制而以熊皮包綴與之。基直謹藏而爲家珍矣。○侍臣小田邊某祖先大學某。往古戰仙道亂相黑地琵琶匣丈餘旌。攻城苦戰拔群名震近國。某追大學遺猛。常好勇。公猶以爲勵勇武。某家所傳修補我胄而與之矣。○侍臣武澤定守。性廉而急無和。公屢諭曰。絲緊則絕。木强則折。何以柔不和哉。曾不隨諭而後公每見定守。背而不言。有告。則背而言。事背而下言。三年定守稍和順。以是愛如舊。定守益幾盡之側。廿七年天明二年壬寅二月十四日。行廟還側死陛中矣。○公幼父公以寵臣鈴木某附爲公。某性特寵慢上多邪巧佞。公常心竊患以父公在故不罪。竟遠近仕有封出行避鈴木門曾不通。公在封有閒。則來

秋田獵伺鷹事。公善放鷹。壯年有自一日獲雁二十。或有群雁下野者。放鷹臂一翅。友鳥飛下而以翅打鷹。公趨行驚飛越野堤。公距躍提雁一隻也。○公夏日臨水淵試諸士及仕伍卒水練。或游馬秋日命近習若輩。採菌。拾菓。令習走山嶽險夷。冬日踏雪狩山試鳥銃步射卒伍隊。春秋命近臣三四子令巡遠郡還則聞風土民俗。亦更入而巡試所先嘗虛實矣○封內稻麥不實水旱災積年二三。賜重臣遠藤淳信和歌。其詞趣旦夕思窮民何時遭豐穰者。聽者闔國感賞之不止矣。○延享四年。公巡見封內志田・遠田・黑川邊數郡。二月八日。放鷹古川驛別館野外。監察伊本某聞扈從小臣輕卒與隸。而徊繪谷町。鷹師佐藤林介。爲近謀鳥寄容農夫。戴頭綿巾。著身簑。背負而誘。公繪谷町放。士民見至。公町放走而告。監察出見農夫立公傍。其容包頭荷背誤眞士民曰。引退。林介曾不解某意。故尙近公。某走而辱擘林介。林介憤發懸手腰刀已欲有事。公進而呵令退某。對林介備林介難忍所能忍。呼々林介。且辭再三。林介平伏血淚謝忝還館。供奉老臣後藤某受命議某罪。直除任職減家祿半令閉門。即夕令歸藩府矣。臨還令從與公行以鷹事談林介停館中。遣藩府某而後令歸旅亭云々。○任封應避先考所設之宮城郡鄉六別莊。此地山陰人跡希也。老臣薦曰。城東蘭瑞閣眺望繁華甲藩府。請令設別業公曰。此地景最勝乎。故以爲四方群集何爲恰上一人日空下千萬望哉止矣。後營城南小泉邑別業。此地舊隣邑若林故城之外郭也。告朝老武櫻候再興之也。○寶曆四年夏。公召臣氏章曰。近宰臣公事會合後。同僚及配下有司。無居而及酒色有風聞。大臣曾不可有之行也。老臣與出某者。年齡古老荷雖不可入風聞徒。恐有若失敬忘情。不然豫告本令說某某拜伏赤面恐懼謝忝矣。○公時言二三子曰。雖官者動靜・進退・言行・事務各知而下問。居其位爲能者正位也。雖官者文武・道學・文武技術・方法・雜藝識得博達。居其位不爲能者尸位也。過不及之二者。非入能域然則能自

可合中歟。不知他獨立予能者乎。○世臣高野倫兼。公少年爲傅。經典之一章或二章。依長短片紙二三。或五六成冊献座右。後轉職曾不改。或二三冊。或四五冊。無不献江都封府月。曾聞是風諫意趣也。公繁務則江都封府。每出往還觀覽中有年。○公少年頃有於江都封內美男名。在江都自曹司別邸往正邸。伺父母公貴恙無虛日。往還十而八九。馬上無不見每家婦人出者矣。○寶曆五年正月。公欲巡見封內刈田郡山中七宿伊達郡境。出小坂表向江都。下命老臣。奉命傳有司。小島某山中七宿。羽州官府通路及群諸侯往還。而人馬勞驛役費異他。而爲其農失時。加猪鹿害田圃。追年民力衰微土地荒廢。公出則當費相倍民愈勞。曾不可巡見矣公曰。夫欲巡見者。不有爲娛樂歡遊。視觀土地廣狹民風盛衰。補缺惠貧是非國君任哉。及今已山中民衰微土地荒廢。則可巡見期可謂迫今日也。何不計國君巡見意趣而漫止之哉。如斯則可謂似不知有司之職矣。某答曰。君公所見而已補缺惠貧。則出所不見民恨思情可顯然。亦於出封內全見衰郡村多盛郡村少。附多全補缺惠貧盡倉廩。財不足而不當千分一。以是止也。公曰。財足則行十全。財不足則行一二之全。財多少民衰廢厚薄。相計隨其應行者理自然也。何唯計財可不足而已。不計民衰廢厚薄哉。且君出不見所之衰廢。以告有司執事爲政古今常也。何言知見所不知不見所哉。今爾言依出見所補缺。不見所不補缺有行過不及可謂有小理歟。夫不十全則行二三之全。事譬有茲十關。有茲護關百人。每關備十人。每關護者十人而全足。十關等而可爲十全。有茲護關五十人。則每關減五人。雖於每關不十全。五全足十關等而可爲五全。有護關十人。則每關減九人備護者一人。雖同無護者。勝關廢亡。如斯則每關不爲十全。十關等而可爲一全。欲補青郡村乏不足財。雖令爲十郡十全。則廢九郡可建一郡哉。欲令爲每郡十全則不足。則下等令爲每郡一全可也。十郡等而十郡可爲一全。只可補青財之

限。衰廢郡村減足增不足。不片施無過無不及。應其財有無則可全。可知依之爾思見而後計所見。不見而後所聞察事相計行者。有盡人事者也。爾言未盡人事。似設論空席上矣。可謂似不知有司之職也。深察禹王九年功是非空理哉。所告今出則當費相倍。可有出時今爾告山中衰廢。不見聽散財補之。向來不可有無巡見。下命止矣。不經年逝不果巡。○寶曆六年夏五月。公病逝江府邸。六月廿八日棺至大年寺。臣氏章從棺即日謁當寺現住扶桑和尚。和尚泣曰。亡君來格當山速也計未告。前夜予相見土佛大殿裏。而後靈及問答云々。此法句忘失。發江都而後三日。有寓棺野州小山驛。一宇禪林大佛殿中事。以是設方便說於予。心竊疑未信。和尚拭淚報過去君恩厚。故詰之問所相見公容姿服御腰刀等。答曰。如在而面皮憔悴。爆鼻口服御云云。腰刀云云。是近臣四五輩所知。而曾不口外。和尚言所不虛。當武澤定守後入道含章。傍坐共聞之。驚嘆奇哉怪哉。雖其理未分明。唯更下淚數行。扶桑退院而上洛為亡君建立洛禪海庵。設祀堂安置亡君尊位。不怠日夕祭奠。寶曆九年黃鐘五日。遷寂臨期呼高弟靈雲禪師。而示可勿我嗣法孫弟師。永刧亡君祭奠惰怠云々。○公夫人生一女。側室生七男十女。二女嫁肥佐賀侯。四女許嫁奧會津侯未婚而歿。五女嫁若小濱侯。六男利德出嗣參州刈屋侯。土井氏統。七女配嫁重臣中村義景。八男村倫嗣公族亘理氏統。十二女許嫁城淀侯未婚歿。十三女嫁雲松江侯。十七男村由出嗣江堅田侯堀田氏統。其餘皆夭。父師公先公六年。母公元榮夫人先公十二年。淨香夫人先公十二年。今公者公二子諱重村。從四位上左近衛權中將兼陸奧守。寶曆六年丙子七月八日襲封奧仙臺也。若公行實則以臣氏章之所朝夕見聞略綴之而可十分之一乎。希俟耆老談耳。

臣平氏章謹記

一德廟。將軍正二位內大臣右近衛大將吉宗公。號有德院殿。寬延四年六月廿日薨。

一近臣吉田某。七左衛門。御近習。其子玉藏。

一研工柴野某。又左衛門。其子又右衛門。

一臣氏章。萱場多門。後改二輪太夫・衛守・勘解由・木工一。吉村君御代子共。宗村君御代子共兒小姓・大小姓・與小姓・御刀番・御物置締役・出入司。當御代江戸番頭・出入司・兼御鎗奉行。其子多門。

一侍臣長中塚某。十兵衛。宗村君御部屋御小姓頭。早世。其子市三郎。

一松前某采女。當家族臣宗村君御年寄。後列二國老一。其子八之助後改二主水・采女一。

一侍儒田邊希文。喜右衛門。御近習番頭。御師範。其子良輔。

一安井門主。安井准門跡。號二蓮華光院一。御領三百石。久我通誠公御子。長松院殿御弟。

一惠澤山龍寶寺。眞言宗大崎八幡宮社僧。

一仙岳院。天台宗東照宮社僧。

一希元田邊良輔。儒官宗村君御代與御小姓格。御當代御近習。其子喜右衛門。

一朝工。春田丹波。將軍家御具足師。

一朝工。三輪某仁兵衛。將軍家御弓師。

一臣玉蟲某素軒。舊喜六。御刀奉行・御二丸御留主居・信玄流軍學師家。其子七左衛門。

一臣早井某。七郎左衛門。半弓師家其子某。

一臣氏家某九十郎。評定所記録役・日置流師家。其子八十郎。

一臣葛岡某。源七堂方指南役。雪荷流師家。其子利源太。

一伊東節翁。舊宮內、當家舊臣綱村君若老。後御年寄。其子新左衛門。

一高野倫兼隼人。後改二備中一。當家舊臣。吉村君御代御刀番・御近習・御小姓頭・江戸番頭。宗村君御老後若老・評定役。其子善太郎。

一片山可敬。法體御相伴。其子太郎左衛門。

一高屋喜庵。當家舊臣奉藥。其子快庵。

一錦織卽休。當家舊臣奉藥。其子休意。

一猪苗代兼惠法橋。當家連歌宗匠家。其子兼誼。

一石井了珍法橋。後法眼。當家連歌師。里村家分流。其子了珉。

一良覺院惇信。奥州先達。其子良學院。

一松木理景。左一郎。吉村君御代評定所記錄役·御近習目附。宗村君御代出入司·御鎗奉行。其子綾之丞。

一桑原隆朝奉藥。其子隆朝。

一富塚隆義右門。後入道號玄門。吉村君御代御武頭·御普請奉行。宗村君御物置締役·御近習。其子平馬後半兵衞。

一三分一所景明平介。儒官後近習目附。其子善介。

一朝官。小笠原氏孫七郎。將軍家御徒頭。後御旗奉行。改出羽守。父平兵衞。代々小笠原流故實家。

一馬卒門七·權太平·彌九郎。御召馬口取。

一輕卒小人友之丞。御小人御草履取。後進組拔號黑田文介。

一臣片倉村廉小十郎。始勇之介。當家一家。刈田郡白石城主。一萬七千石餘。其子小十郎。

一遠藤峯信喜兵衞。御小姓·奥小姓·御小納戸。御當代攝津殿御附人。其子某。

一什伍小笠原仲左衞門。御旗元足輕。

一葦名某豐前。當家族臣若老後國老。其子豐前。

一公族田手氏。始肥前隱居號六郎。當家一門。黑川郡宮床邑領八千石。吉村君實弟其子助二郎。

一寬永寺門主。准后中御門院皇子。日光山輪王寺。一品准三后公遵法親王。御隱居後號隨自意院宮。

一支封豫侯。伊豫國宇和島十萬石。准國主伊達遠江守。從四位下侍從藤原村候朝臣。遠江守村年朝臣男。玉臺院殿御子忠公御甥。

一配其弟玉造六三郎殿。實伊達紀伊守村信朝臣子。

一大祖儀侯。從五位下侍從。伊達遠江守秀宗。後叙從四位下。萬治二年六月六日卒年六十六。法名儀山後改項山常信。號等覺院。

一義公從四位下。右近衞權少將。兼陸奥守藤原忠宗。萬

治元年七月十二日卒年六十。法名義山崇仁號大慈院。
一神廟東照大權現。贈正一位大政大臣家康公。元和二年四月十七日薨。
一命老臣于時在江戶。薹名豐前・津田丹波。
一備岡山侯。備前國岡山三十一萬五千二百石。松平大炊頭。從四位少將繼政朝臣。
一世臣伊東新左衞門。其子賴母。
一陪臣工藤某新左衞門。別業留主居家來。
一老官婦石川氏。女老女房小野田。
一兄之子石川市郎兵衞。其子市郎。
一侍臣鹿股助方六郎右衞門。御小納戶。其子源六郎。
一侍臣後藤某十三郎。子共・兒小姓・奥小姓・御刀番。當御代御物置締役・御近習・膳番頭。其子兵藏。
一棊直祖先十兵衞。忠宗君御鷹師。
一侍臣小田邊某五郎太夫。奥小姓・御手水番。當代相去御足輕頭・御二丸御留主居。其子覺彌。

一侍臣武澤定守源之進。後改丹治子共・兒小姓・奥小姓・御刀番・御物置締役・御近習。薙髮號含章居士。其子源之進。
一寵臣鈴木某牧太。御物置締役。後復御表御郡奉行。
一重臣遠藤淳信内匠。當家宿老。其子文七郎。
一監察伊木某。又右衞門。御目付。其子某。
一鷹師佐藤林介。御遺拳御相手。
一供奉後藤某孫兵衞。國老當家宿老。其子孫兵衞。
一先考綱村君。
一朝老武櫻侯。武州櫻十萬石。堀田相模守。從四位侍從正亮朝臣。于時老中。
一奥山某主計國老。當家舊臣某子八郎。
一高野倫兼出前。
一小島某典膳。吉村君御代御刀番・御近習・御小姓頭・出入司。宗村君御代出入司・若老格。其子運五郎。
一扶桑和尙。大年寺住侶。忠山公御導師。退院上洛隱洛禪海庵。

一二女源姫惇子。母利根姫君溫子。
一肥佐賀侯。肥前國佐賀三十五萬七千石餘。松平信濃守。從四位侍從重茂朝臣。
一四女沛姫。母性善院殿。
一奧會津侯。奧州會津二十三萬石。松平肥後守。從四位少將容綏朝臣。
一五女乙姫又愷姫。母性善院殿。
一若小濱侯。若州小濱十萬三千五百五十八石餘。酒井修理大夫。從五位忠貫朝臣。
一六男利德。初村賢稱藤三郎。土井山城守。
一刈屋侯。三州刈屋二萬三千石。土井大隅守。從五位利信朝臣。
一七女認姫濟子。母性善院殿。
一重臣中村義景日向。當家一家御近習番頭・御小姓頭・國老。其子勘解由。
一八男村倫。始藤四。郎安藝。母家女房橋本氏女登代。號瑤池院。

一公族亘理氏。當家一門。遠田郡涌谷邑二萬 八千石。伊達因幡。
一十二女瑛姫。母家女房丹野氏女登江。號惟善院。
一山淀侯。山州淀十萬二千石。稻葉佐渡守。從五位下正弘朝臣。
一十三女彰姫。號出雲御前。母家女房林從吾女清。號圓智院。
一雲松江侯。雲州松江十八萬六千石。松平佐渡守。從四位侍從治好朝臣。
一十七男村由攝津。始藤四郎。母性善院殿。
一堅田侯。江州堅田一萬石。堀田梅之丞正富朝臣。
一父獅公。從四位上左近衞權中將兼陸奧守。隱居後號左兵衞督。寶曆元年十二月廿四日逝。年七十三。法名獅山元活號續燈院殿。
一母公。久我內大臣源通誠公女。實權中納言通名卿女冬姫君。貞子。延享二年七月廿日逝。年五十八。法名法壽元榮號長松院殿。

一淨馨夫人利根姫君。溫子。延享二年閏十二月十六日逝。年二十九。法名梅月淨馨號二雲松院殿一

忠山公行實　終

忠山公治家記附錄

諸臣等奉二君命一謹撰。

公の嘉言善行。日記に漏る者多し。親しく見聞する所を記して附錄と爲す。

御幼少の時。秘藏し給へる小刀を礪しめられしに。礪工誤て之を折れり。御近習の者其旨を言上しければ。言下に礪工の手を切ざる乎と問せられ。聊折たる事を尤め給はず。常に甚秘藏し給へる小刀なれども。其後は少しも口外に出し給はず。此事を以ても亦御仁心の深き事を知るべし。

○御幼少の時。奥に於て朝夕の饌を上つりしに。或時母公の庖人堀越勘左衞門と云へる者。誤て御汁に蟲の入たるを上つり。既に罪せらるべきに議定す。公の御意には。疎略にして蟲の入たる物を。上つる者はあるべからず。不圖して如レ此の事はあるまじき義に非

ず。然るを此一事を以て。數年奉仕の者を罪せんは。憐れむべき義なりとて。其旨を母公へ言上し給ひ。母公より父君へ仰上られ。勘左衛門は其罪免かれ。故の如く奉仕せり。

○公平常溫和にして。聲高に人を呵り給ふ事を。終に聞ける者無し。縱ひ御不機嫌なる時にても。其御怒を他に移さる事無し。大條監物公の御前に出る時は。自然と自分の心も和融なる樣に覺ゆ。何れの時にても。御不機嫌なる御顏色あらせられず。溫和なる御容貌誠に難有御生質。御德の備はらせ給ふと申し奉るべしと。高屋故喜庵に語りし由なり。古昔宋の程明道の側に侍坐すれば。渾て是一團の和氣にして。春風の中に坐するが如しと。門人の申されしと。同日の談と謂ふべきにや。

○元文の初。曹司に在ませし比。一夜積雪の翌朝卽興に。

時鳥なかぬはかりそ白雪のつもる垣根にさける卯の花

と詠じ給ふ。其後遙に年を經て。富塚右門千五百番の歌合を見けるに。三百六十番丹後が歌に。

時鳥なかぬかきりそ卯の花をさえぬ垣根の雪かとそ見る

とあり。公此時未だ此歌合は。覽給はざる時なるに。御趣向表裡の違ひにて。御見立御詞つかひ暗に相當す。其奇妙且驚き且嘆したりと。右門語りけり。

○都て物事に泥ませらる事無く。劍槍の術軍學等も學び給へる。御流義御相手の外の者には。諸流を學ばしめ給ふ。

○都て何事も。古風なる事を好み給ひ。當世の風は用ひ給はず。衣服腰刀の類に御物數奇もなし。丈夫なるを用ひ給へり。泥障は滑革の小さきを用ひ。利ある事を聞せられしと。度々御意ありしなり。馬具の中靑隱虻拂は無用の物なり。近習向の者は用ゆべからざる旨。松前八之助を以命ぜられしなり。

○延享元年御代始。三千石以下有役の諸士に。金を惠み借し給へり。御側の者の中。今日は重き御惠を仰出され。諸士一同難有仕合の旨を申上れば。少分の事にして。相續の助にもなるべからざれども。御寸志のみの事なり。縱ひ少分なりとも。惠み賜ひたく思召るとも御不如意なれば御心の儘ならず。父君の世御心を盡させられ。節儉を守り給ふ。御餘慶なれば。畢竟父君の御蔭なりと。存じ奉るべしと御意ありしとなり。是を以ても。亦御孝德の厚き御志を見奉るべし。

○延享二年三月。瑞鳳寺三靈廟に御參詣の時。貞山公義山公へ殉死せし輩の墓所をも御覽有て。歸城の後後藤十三郎に和歌を賜ふ。

二つなき心も見え、君と臣の契りは世々にくちぬあはれさ。

十三郎は。後藤十兵衛（義山公へ殉死）の孫にして。奥小姓なり。

○延享三年。御大病の後。大條監物去年中。重き御不幸續き御心氣を痛ませられ。且今年御大病にして。御心氣も僉勞れさせ給ふべし。御藥のみにては。御保養ならせらるまじ。肯山公は。鄕六邑御宮町等所々に。別莊を經營し給ひ。獅山公は獵遊を好ませられ。八幡邑を首とし。所々に假屋を營み給へり。何れの處なりとも。宜しき地に別莊なりとも。經營し給ひ。慰樂せられは然るべき趣を。富塚右門を以て申上られしに。奇特に心付申上る趣。滿足し給ふ旨を答へ給ひ。其後の御意に御齡も。既に三十にならせらるれば。六十年を期し給ひても。御餘齡は三十年なり。其中江戸御參府の年を除き給へば。僅々十五年の間御在國なり。然るを新に別莊等を經營せられ。遊樂のために土木の功を起し給はん事は。詮なき義に思召さる旨仰せられしが。其後肯山公御經營の鄕六邑の別莊。義山公御經營の小泉邑の假屋の地に。造營し給ひ時々御出ありしなり。

○延享四年正月御試筆の倭詞に。

いたつらにはやも花まつ我身かな心の春は國に及

はて
又寶暦四年十一月四日の御詠歌に。
思ひやる袖さへ氷る賤か屋のあらしよ雪よいかに
侘しき。
又同年十二月。近年領内不熟。打續きし事を嘆息し給ひて。遠藤善信に賜へる御詠歌に。
朝夕に思ふも苦し國民のいつか賑ふ春にあふへき
此三首の御歌を以て。下を憐み給ふ御心はえを見るべし。
○貞山公の世。相州鎌倉の住人雪下久左衛門久家が。門弟を召抱へらる。其孫伊助と云者ありしに。前胴のみ一枚念を入れ。鍛へ製すべき旨命ぜられ。出來の後江府井上左太夫殿宅に於て。大槻十郎大夫をして。四匁玉を以て二發。六匁玉を以て二發。樣さしめられしに。能徐へ透らざりしを。左太夫殿見られ。諸家より如此中物ある事度々なれども。如此宜しき鍛の胴は無之流石大家なる故に。善職人を扶助せらるゝと稱美せらるゝ由なり。右の趣を委細に記し置べき旨。兵具奉行に命ぜらる。是寶暦二年の事なり。
○寶暦二年十月。徒目付菅小三郎宍戸興左衛門芝居を禁ぜられ。然るべき趣を申上しに。兩町奉行の謀慮をも。問せられ自書を副られ。別に御口談を以て。奉行中へ仰出されしは。徒目付兩人の申上る如く。一向に禁ぜられんは。餘り嚴に過ぐべし。町奉行兩人の中。島中助總謀慮の趣は。甚弛み過て然るべからず。青木三十郎謀慮の趣公の意に適せり。當時の人數を減し。去春までの如く三人にして。人形を手に以て使ひ。尤も前髮ある兒童は。出すべからずと申付然るべし。助總には役柄にして。弛み過たる謀慮甚不當なり。其弊後來には歌舞妓をも。許され可然と申す樣に成行べし。甚公の思召に適せざるゝ旨を申含め。勿論此思召の趣は。後役の者にも相傳へ知しめ。置べき旨を申付べしとの御意ありしなり。
○肯山公の世。宮城郡鄕六邑に別莊を設け給へり。是

尋常遊樂の設に非ず、城後山林の入口にして。前には川有て其要害も嶮なれば。入口を防ぎ給ふべき御備なり。然るに世去り歳月を經て。宮室も頽敗したるを。公先君の御志を繼給ひて。再び宮室を造營し給ひ。公子公女も時々遊行し給へり。是を以て別莊に近き。民屋の者共其日に家を去れり。遊行の毎度に如此にては。民の痛にもなりなん事を慮り給ひ。代地及び移住の便りなるべき。程の料を賜て居を移さしめられん事を。議せられしに。邑民は先祖代々の葬地あれば。其地を去て他處に行ん事を。殘念無據思ふべきは重き義なり。遊行の日其地を去る事は。其日ばかりの事にして。度々　事にも非ず。年中三四度の事なれば。他所に居を移さんよりは其義輕し。今までの如くして。可なるべけれども。奉行中は何　思はるゝや。彼此を合て便宜なる方を。相議すべき旨命せられ。奉行中何れもかやうの事に至るまで。御心を盡させらるゝ事。誠に難有思召なり。命の如く先祖より。居馴たる土地を去んよりは。今までの如くにして。差置れん事宜しかるべき旨を申上らる。

○青山公の世。古内造酒祐出頭なりしに。惡事數多有て。伊達安藝殿父子・伊達左兵衛殿諫言せられ。造酒祐を廢せらる。其諫言の書世に傳はりありしを。公覽給ひて如此重事を主人に諫言せし案文を。世に遺し置べき義は。忠臣にはあるまじき事なりと仰せらる。

○嘗て軍書を布施孫右衛門に聞せられ。輪術を玉蟲喜六郎に學び給へり。孫右衛門歿せし日は。漁に御出あるべしと命ありしに。其死を聞せられ漁を止め給ひ。精進饌に命せらる。喜六郎歿せし事は。江府に於て聞せられ。卽日精進饌を命せられしとなり。

○普明院殿。（公の令妹百合姫御方。松平河内守殿定多へ許嫁。）嘗て琴を學び給ひしに。公聞せられ。當世風の琴は御身分に相應ならず。樂琴を學び給ひ然るべしとて。普明院殿。四辻三位實長卿の門弟にならせられ。上野の伶人東儀左京亮を召させられ。侍女に傳へて學ばしめ給ふ。

○太田一郎右衛門。小姓頭一門衆を殿なしに時々申上ぐ。是は公平生殿なしに。御意あるを以て誤れるなるべし。父君嘗て御意ありしには。肯山公の御意に。雄山公の世は一門衆。大方御連枝なる故に。殿と仰せらる肯山公にも。或は御叔父或は御連枝なる故に。殿と仰せらる。父君は。元來一門衆より國を受給ひしを以て。御慇懃の思召有て。殿と仰せらる。公には當家に誕生し給ひ。外に御連枝もなければ。殿と仰せらるゝに不及義と仰せありし。伊達六郎殿には。御叔父なるを以て。殿と仰せられ。其外の一門衆は殿とは仰せられず。此趣意を不知して。下より殿なしに言へる事は。あるまじき義なり。將來は殿と申すべき旨。一郎右衛門に申談すべしと。富塚右門に命せられしなり。

○御側の者には。父君よりの舊例に倣ひ給ひて。御參府御歸國の前には金を賜ふ。其中特に貧窮にして。奉從すべき力なき者あれば。上役を以て詳に其趣意を問せられ。餘義なき者には過分の金を賜ふ。其外奉行衆・少老を首とし。近習の士貧窮に迫りし輩。或は江戸勤番等の繁き者には。若干の金を賜ひし事。其數を知らず。江府に於て。茂庭仲が小姓大病にして。過分の人參を與へ。服用せしめし事を聞せられ。内々より金を賜ふ。又大江文平が用人。主人の金を盜て出奔せし事を聞せられ。文平にも金を賜ふ。此等の事を以ても。亦公の吝嗇ならざる一端は。見るべきなり。

○雪中寒夜。或は炎暑の時等は。侍臣に溫飩或は酒糒等を賜ひ。講釋聞せらる時なども。高橋與右衛門・遊佐運藏如き老人には。時々溫飩或は吸物酒を賜て。寒氣を防がしめらる。

○獲の鳥多き時は。城中詰合・表向・脇番頭・武頭等に至るまで。吸物と爲さしめ酒を賜ふ。嘗て獲の鳥を賜ふ輩に賜ひ畢て。殘鳥ある時は。詰所以下表向の輩。嘗て勤勞ある者。及び納戸本と奉行衆物書頭立等にも賜ひしなり。

○平常士風の衰廢し。且諸士貧窮にして多病なる事

を。憂ひ嘆き給へり。或時の御意に。士風の衰るは。御自身の不德より起るべけれども。多くは先づ父たる者兄たる者。學問を嫌ひ佚遊を好みて。其子弟を教へ戒むる事なきより。自然と幼少より放恣にして。學問武藝を學ばずして。酒宴に耽り小歌・三味線の類を事とし。甚くしては不善不法の事を爲して。刑を蒙むる者却て卑賤の者より多きは。誠に嘆かはしい事ならずや。國を受給ひし初より。此義を正し戒め給はん事を。欲せらるといへども。熟思し給ふに。卒忽には呵責し給ひ難し。尤上の權威を以て命せらるは。誰か面從せざる者は有まじけれども。かやうの事は心服に非ざれば。行はれ難かるべし。是は其時節あるべき義なりと。未だ其事に及び給はず。且當家の諸士は他家の士と異にして。儉を守る事不得手なり。他家の事を聞せらるれば。外向の事は身分相應に過て取繕ひ。內々の事は嚴しく質素儉約を用る體なり。當家の士は內々無益の費多くして。自然と貧窮せる者多し。諸大名の中僅に一萬石二萬石を領せる輩。遠國より江府に每年の參勤怠り無し。當家一門衆など。僅に一日二日路の在所に居ながら。一年中の諸務三四十日に不レ過。江府の諸大名に比すれば。無レ務者と同然なれども。偶江戶他國の勤あれば。甚困窮切迫を稱し。仙臺に出府する事なり難きは。其家隷等各儉約を守る事不得手なるより。無益の費用多き故なり。諸士も亦同然にして。身分相應の勤をも爲し難く。已む事を不レ得して病を稱する者多し。其中には左程に無レ之者も。佚遊に志を失ひ。見聞に習ひて病を稱する者もあるべし。如レ此者は嚴に譴責せらるべき義なれども。其實を不レ知しては。推量疑ひを以ては譴責せられ難し。其分限に應じ相續なるべき程に惠み。其貧を賑はし救ひ給ふの後。嚴に教戒せられずしては。是亦卒爾にはなり難き義なり。此義を多年御心に掛らるといへども。連年の不熟且不時の費用許多にして。國用不足徒に御心を惱ませらるゝのみなり。無油斷儉約を守り給ひ。十年許

りをも經給はゞ。御志願の如く遂げ給はん歟。去ながら何程に惠み給ひても。面々に覺悟し儉を不ㇾ守しては。いつまでも貧窮に至るべし。是を以て財を吝かり儉を好み給ふにも非ず。御身不自由なる事は。元より好み給はねども。已む事を得給はず。御自身に儉を守り給ひ。御身を以て先だち。儉を敎へ給ふとの御事なり。誠に難ㇾ有思召と感嘆し奉りしに。御不幸にして卒し給ひ。其御志願を遂げ給はず。諸臣の不幸千歳の遺憾なり。然るに卒去の後は。公吝嗇なるを以て。儉を好み給ふ樣に云へる者もあり。此れ御志を不ㇾ知者の妄言にして。勿體もなき義なりと謂ふべきにや。

○或時の御意に。諸臣を首とし庶民の役を。三年免しなば頗る下の潤にはなるべし。然れども當時の不如意にては。成難き事なり。時節を待せらるより。外なしと仰せられし。此事は壹場衛守にも。御意ありしと語りき。

○時々の御意に。諸士内々不如意にて。借金し返濟を滯り。或は終に返濟せず。或は町人に買掛りの金を與へざる類は。士としては。毛頭もあるまじき事にして。人の人たる道に非ず。各平生儉を守り。左樣の事無ㇾ之樣に。心掛べき事專要なり。是を以て父君の思召を繼せられ。國用入を量て出す事を爲るの義を。第一に仰出され。諸臣に手傳役等をも。掛させられず。諸方への拂方等をも。遲滯せざる樣にと。此所に深く御心を盡させらる。或時江戸より。富塚右門に賜ひし御自書に。世上一統困窮に及び。大家の加賀守殿を首とし。列侯大家も家中に手傳せしめらる。然るに當家には未だ左樣の事も無ㇾ之。町人に拂方等も滯らず。世間に對せられ。聊御耻かしき義は無ㇾ之旨を仰下さる。先年江府米價甚卑しく。諸士の拂穀金過分に不足し。困難に及べるを以て。大文字屋方への返金を。年賦に返さしめられなば。諸士相續すべき哉の趣を。田邊喜右衛門申上けるに。甚御氣色を變じ給ひ。かやうの事を汝が口より申上る事不當なり。若汝が云へる如くせば。

後來には終に返金すまじき樣に。僻論をも云者あるべし。此後如此事に申上べからずと。甚戒しめ給ふ。其後商量有て大文字屋方への返金は。上より濟し易て賜はりしなり。

○御側の者を召こし。御近習其外共に。麁服を着用すべき旨命せられ。其後の御意に。公を始め誰とても。衣服を奇麗にして給仕するは。快く思ふ事にて。垢つき汚れたる衣服の者は好まざる事なれども。內々のための思召しに事付くる事なり。然るに重役の者の中には。一向麁服を用ひざる者もありて。氣の毒に思召さる。此義は小兒に灸治する如くにて。當分には麁服を用ゆる事を。好まざる心より迷惑に思ふべけれども。後になりては面々のためになるべき事なるに。不合點なる事なりと仰せありき。

○儉約の令を出されし比。父君の世御座間に於て。諸所以上の諸士に。御直に儉約の事を命せらる。公にも御直に仰付られ然るべき哉と。奉行中より申上られしに。父君の時は其時節に至らせらるを以て。左樣にも遊ばされたるなるべし。今時其時節には。未だ至らざれば。輕々しく左樣の事は遊ばされ難き義なり。御挨拶にも御行當なさるゝ旨を。奉行衆へ答へ給ふ由或時の御咄ありけり。

○和歌を好み給へども。さらに多くは詠せられず。花月明美の時に應じ詠じ給ひし。和歌秀歌とも稱すべき御歌餘多あり。平生歌書を御覽ありしなり。思召あるにや。堂上方の門弟にはならせられず。父君御在世の時は。父君の御添削を請給へり。

○御側の者。過失有て上役其趣を申上れば。何故を以てかく有つらんなどゝ。理を付給ひて輕き方に命せられしなり。

○江府に於て。何方へか享應に御出ありしに。歸宿郎小姓頭を召し。今日松平兵部大輔宗矩朝臣と。列居し給ひしに。膳後湯出る時。宗矩朝臣寄場に居たる。出入の坊主を呼れ。何やらん密語有て。湯を取かへて上

る。何故と密に問せられしに。湯中に蟲入たる由を。宗矩朝臣答らる能事に。馴給へる取計らひ。一向目立ざる仕形なり。扨又亭主方にては。麁末なる事なり。是は餘所事に思召れず。何程念を入ると思ひても。不圖如此失はあるまじきに非ず。享應の時は。特にかやうの事に心を用ひ。念入べき義なり。麁末の事なき樣に申付置べしと。命せらる。

○或時の御咄に。肯山公自書の中に。珍らしき事を見給へり。佛法に何の用に立ざる物なり。肯山公に佛法を勸め上たる和尚。（月耕和尚初は雲居和尚の末弟にして永安寺に住持し後黄檗に改宗す）は法のためには。韓信張良也と書給へりと。御意ありしなり。

○江府に於て。出火の時櫓に上らせられ。何ぞ御意ある時は有合ふ者共。面々に申次紛擾して。噪がしき體なり。命せられし者の外は。申次すべからず。且人數邸中混亂して然るべからず。此場に行く者は勿論。都て邸中を往來する者は。各左方に付て互に往來すべしと命せらる。

○光聚院當全院殿御兩人共に。老年にならせ給ひしに。特に御丁寧を盡され親睦に待遇し給ひしなり。

○當世學問の風甚宜しからず。或は吾身には不勤して人を譏り。或は詩文にのみ流て。實學に心を用る者無之と度々御意あり。卒去し給ふ前年。御參府の時御國に殘されし。奥小姓三人に御在江戸中。閑暇なれば學問所にも出席し。又講師の宅にも行て。油斷なく學問すべし。上の御用にも立ち。自分のためになれば。精力を出すべき旨を命せられ。翌年の春御病中にも。右三人の者共は。何程學問せしやの旨を。尋問せられしなり。

○或時富塚右門に御意ありしは。此比上邸に於て父君と御同行し給ひし時。赤坂權左衞門。小姓頭への待遇甚疎略なり。番頭二部を立置る上は。左樣の義あるべからざる事なり。汝等も其心得を以て。番頭には律義に待遇すべき旨を命せらる。

○或時の御咄に。細川越中守重孝朝臣の邸に。享應に御出ありしに。全體家風古體にして。諸士の大小何れも刀は長く。脇差は一尺七八寸に不レ過して。古風に見えたり。長脇差は面々心得にある事なれども。何れも相應に見ゆるは少なし。依りて見ゆる旨仰ありしなり。

○或時の御咄に。御入輿の後始て登城し給ふ時。御座間に於て有徳院殿へ御目見あり。御服は寒中なれども。厚綿の黒小袖一領を著せらる。御刀は金の角鐔にして。御左方の御傍近疊に直に差置れ。刀掛は無レ之他日聞せらるれば。表向に出御の時は。格法有て其所より。御刀持に授けらる。奥より其所までは。御座中自身に持せらるゝ由なりと仰せらる。

○或時の御咄に。松平兵部大輔殿語り給ひしには。出火の時仙臺の御家にては。立付を用らるゝ事尤の事なり。自家にては昔年より。騎馬共に股引を用ひ來りしに。上野防火の時松平大膳太夫殿邸へ。享應に往ける日。上野近邊出火に出て。彼邸より直に上野に赴きしに。兵部大輔殿粧は疾に出けれども。扈從の諸士帶を解て。股引を著する故。其粧甚遲滯し。且其時節炎暑にして汗を發し。股引を以て馬上の者。股を摺て痛等有て病人も出たり。立付なれば粧も早く。其害なしと語り給へり。又藤堂和泉守殿。仙臺家にて出火の時。人數の著せる革衣麁相なるは。尤の御事なりと言給けるに。公の御答に。至て麁相見苦しき體なれども。先祖より代々の家風ならと言給ひければ。他家の粧は甚華美なり。防火の時の擧動は。粧の輕く麁相なるは。特に勝れたる擧動もなるべしと。稱美し給へしと仰せらる。

○或時の御意に。山獵の時御側の者共。猪鹿を獲其外手柄ある時の褒賞として。刀脇差の類を賜ひ。然るべく思召さる。作の新古に拘はらず。其役を試み丈夫に。輕く拵へ置べき旨命せられ。御内々の賜物と名づけ。佩刀奉行に授け置る。奥小姓油井善助權現森に於

て。大猪を斬たる時。賞として刀一腰を賜ふ。

○錦織郎休奉藥なりし時。江府に於て濕瘡を憂へ。大病にして百餘日出勤せざりしに。其比歳暮にして吝に著服等を賜ふ時なり。郎休に名代を以て賜物。是より先に類例も無之義なり。別段の思召ありけるにや。

○或時山獵に鹿を斬たる者ありしに。其罪の商議奉行中舊例等を考へ。數日延引せり。公の御意に微祿僕底の者。召使の數日籠居せしめば。主人たるもの甚難義すべき事なり。早く所置し然るべき旨を命せらる。かやうの輕事にも下の痛める事を。思召され御心を盡されしなり。

○或時背山公。獅山公。御代勤仕の者。當時隱居し。皆て登城御安否を候がひ奉るべしと。命せらる者あるべし。登城したる事を聞給はず。當代は至て遠慮して。登城せざるにや。遠慮なく登城せん事を欲し給ふ。御先代の事共を咄さしめ。聞せらるれば御益にもならせらる。右格の者は。登城する樣に申渡すべき旨を。奉行中へ命せらる。此後伊東宮內祐榮入道節翁。度登城し休息所に於て。背山公御代の事共を。咄さしめられ聞せられ。御丁寧になし給はりしなり。

○小田邊大學。石川彌平兩人は。貞山公の世相伴で。比類もなき武功の者なり。其指物黑琵琶箱。赤琵琶箱盡きひかぬ意を用ゆ。故に其比其名を唱へて人皆黑琵琶。赤琵琶と呼び。又乘込の大學しらますの彌平と稱せり。大學が孫五郎大夫與小姓なり。彌平が孫長十郎は表小姓なり。或時其指物を御覽有て。彌平には特に懇意に交るべき義なりと。五郎大夫に御意ありて。先祖を思召し。御丁寧に召使はれ。長十郎は早世す。大學が子主膳著用の具足を御覽あり。古損したるを以て。修補して賜之。其外後藤十三郎。遠藤喜兵衞等にも。各持來れる古具足を修補して賜ひしなり。

○由緒ある御道具の中に。小田邊主膳獻上の備前元重の刀。獅山公の世。稻葉故越中守殿へ贈遣さる旨。

古記に書し置るを。或時御覽有て。此刀は主膳父大學が佩たる刀なるべし。武功の者の刀なれば。稻葉丹後守殿に相議せられ。別に代の刀を遣され。取換給ふべしと御意ありしが。未だ其事に及び給はずして卒し給へり。

○鹽鶴數多き時は。近習小姓等以下の者拜受す。請ふ者には各頒て賜ひ。卑賤の者其保養のために。用ひん事を欲する者には。與ふべき旨を命ぜられ。奉藥の醫に授け賜ふ。

○御歸國の時。道中郡山驛に於て。伊東肥前が墓所を覽給ひ。高倉驛より舊人取橋。今の人取橋の處に非ずの古戰場に枉駕。茂庭左月討死の場。貞山公の御備場。伊達成實の備場等を。委細に諮問せられ。御覽ありしなり。

○刈田白石城の近邊に銀山あり。穿しめられば頗る國用の補に爲るべしと。出入司議定し。奉行中より申上られしに。縱ひ千金萬金を出す山なりとも。城郭近邊を穿しむる事。然るべからずとて許容し給はず。奉行中商量して父君の思召をも。伺はせ給ふべき哉の議を申上られ。父君へ伺はせられしに。公の思召も同じくして。決して穿しむべからずと。仰出され其事遂に止たり。

○寶曆四年の冬。刀番蜂屋多仲重き不法の事有て。與坊主より小納戸判形役に。其旨を告げ判形役より。上役萱場衞守に告るを以て。同僚富塚右門・武澤丹治三人相共に。判形役に聞しに紛れもなく。多仲が不法に決するを以て。其趣を言上せしに。驚き痛入たる事に思召し。評定所に出さるれば。死刑に決せり。竊かに所置し給ふべし。然るに多仲が不法に決し。聞ゆれども。一應役に糺し給はずして。押付て仕置し給ふは。御心元なく氣の毒に思召さる。糺問の上白狀せしとて。表向の詮議には。決して出さるまじ。心安く存じ奉るべし。右門宅に於て。多仲を糺問すべき旨命ぜらる。右門衞守兩人にて。多仲を糺問せしに。千種萬化申陳ずといへども。其詞氣顏色が不法に紛れなく。見ゆる

を以て。猶更詳に糺問して。漸く白状せり。其旨を言上し思召の趣を。奉行中へ仰出され。多仲は家祿を沒收せられ。増尾家を除かる。判形役三人は寛慢の罪を以て。各役を黜け閉門せしめられしなり。

○寶暦五年。諸國作毛不熟。特に領内の凶年は。肯山公の世辰巳兩年の不熟に倍し。四民困窮諸郡飢渴の者多く。就中山麓の地は甚し。同六年四月江府に於て。御病中に領内餓死の者多き旨を聞せられ。驚き給ひ救ひ給はずしては。大國を領し給へる甲斐もなしとて。疾かに金一萬兩を救のために。出さる旨。行程三日の飛蹄を以て。仙臺に命を傳へ。富塚右門登城金を出し。出入司に授く。公卒去の後侍側の輩。私語せしには。如此大變其樣子は舊冬より知りたる事なるに。何故に速かには言上せざるやと問せらる。在江戸の奉行衆。御病中御心を勞し給ふべしと。披露延引の旨を申上られしに。左樣の事ならば。何のための奉行職なりや。披露に不及速かに先づ救ふべき義なりと。仰せられ甚御忿怒の御顔色に。見えさせらる。殊の外驚嘆し給ひけるとなり。

忠山公治家記錄附錄 終

群國和名考

仙臺和學家　保田光則詠歌

仙臺　常盤雄五郎氏藏

解題

群國和名考は。仙臺藩國學の泰斗と仰がれたる。渚の舍保田光則の著にして。上下二卷より成る。其上卷には。すめらみくにのおほな。日本總名うちつくに五畿内。やまのみち。東山道八ケ國ひむかしのうみつみち。東海道十五國くぬかのみち。北陸道七ケ國みなみのうみつみち。南海道六ケ國下卷にはそともものみち。山陰道八ケ國かけとものみち。山陽道八ケ國にしのみち。西海道十一國又其附錄としてとつくに。外蕃及び附庸諸國郡國の制度並里數の制度方の名。國郡村里の和名並雜の地名等を擧げ。毎國其名稱の出所と沿革とを。明かにするのみならず。毎國郡名を擧ぐる等。其親切至れり盡せり。其國名の基く所は。一々古書に徵し古典に照し。又古歌を引て之を證し。理義暢達論旨明快にして。實に老吏の獄を斷ずるの概あり。蓋該博の學と篤學の資とあるにあらずんば。焉ぞこゝに至るを得べけんや。扨光則が。學識の深遠なるの證としては。すめらみくにのおほな日本總名の下に。あしはらのなかつ國・浦安の國・とよあしはらの千秋の長五百秋のみつほの國・あしはらのみつほの國・千あき長五百秋の水穗の國・やまと等六つの異名を擧げ。尙これが冠辭として。そらみつそらに見つ・しきしまのひのもと・あきつしま・細戈千足國・あきつしま・磯輪上秀眞國・しきしま・天地の固めし國・神國・玉鉾道ある國・秋つ羽の姿の國蘆根の國・詞の國・言靈の幸はふ國・とはらの國・ちりひぢの國・言擧せぬ國・言靈の助くる國・八十島・天御虛空豐秋津根別・玉垣內國・おほやまと・とよあきつしま・おほやまと・やまとしまね・ひのいづるところ等を擧げ。又之に附て。ひのもと・安國・ひなはりの國・あきつす・にほむ等を。擧げたるにてもこれを知るべし。五畿七道內の國々に於けるも。又これに準して。記載備はらざるなし。

光則該博固より等身の著述ありといへども。本書の如きは。傑出の作といはざる可らざるなり。因みに曰く。本書毎國郡名を記するに。一定の體例に從て記載しあれども。獨陸奥の一國に至ては。其體例に從はず。別に一體例を出し。殊に丁寧記載したるが如し。これ陸奥は大國にして。五十餘郡を統轄するが故に。斯くはなしたるものなるべし。讀者其體例の異なるを。怪むなからんを請ふといふ。

郡國和名考

おほよそ
一すめらみくにのおほな
一うちつくに　五
一やまのみち　八
一ひむかしのうちつみち　一五
一くぬかのみち　七
一みなみのうみつみち　六
一そとものみち　八
一かけとものみち　八
一にしのみち　十一
附
一とつくに
一國郡(くにこほり)の制度(さだめ)並里數の制度方の名
一國郡村里の和名並雜の地名

天保三年冬

群國和名考上

仙臺　保田光則著

すめらみくにのおほな

一おほやしまくに　古事記にいざなぎのみことゝいざなみのみこと。みあひまして。みこあは地のほのさわけの島をうみ給ひ。次にいよのふたなの島を生給ひ。次におきのみつ子の島を生給ひ。次につくしの島を生給ひ。次にいきの島を生給ひ。次につ島を生給ひ。次に佐渡の島を生給ひ。次におほやまとゝよあきづ島を生給ひき。かれこのや島の先生ませるくになるによりて。大や島國といふといへり。くはしくは國號考に見ゆ。又日本紀神代卷には。大日本豐秋津洲。伊豫二名洲。筑紫洲。隱岐洲。佐渡洲。越洲。大洲。吉備子洲。此八つを大八洲國とせり。大洲は。肥前につゞきて。平戸の近き海中に有る大島ならむと。古事記傳にいへり。

一あしはらのなかつ國　こはもと天津神代に。高天の原よりいへるなにして。此御國なからいへるなにはあらず。さて此なのこゝろは。いとゞ上つ代には。よもの海べたはこと〴〵くあしはらにて。其中に國處はありて。かみつかたより見くたさば。あし原にめぐれる中に。みえける故に高天の原より。かくは名づけたるなり。

一浦安の國　神武紀に見えたり。夫木。浪たゝで風治れり君が代に其名顯す浦安の國。

一とよあしはらの千秋の長五百秋のみつほの國　とよはたゝへことにて。大八島のおほの類なり。みづは物のうるはしきをほむ言にて。これは穗をほめたるなり。穗は稻穗をいへり。

一あしはらのみつほの國　萬葉にかくのみもよめり。

一千あき長五百秋長の水穗の國　舊事記にかくつゞけいへり。

一やまと　こはもとうちつ國なる。おほやまとひとくにの名なるを。神武天皇此國に大宮しきませしよりして。後の御代〳〵のみやこも。皆此國内なりける故に。自から天の下の大名にもなれるなり。名の意は下の大和の所に擧つ。

冠　辭

そらみつ　そらに見つ　しきしまのひのもとのあきつしま。

一細戈千足國(くはしほこちたる)　神武紀に見ゆ。日本の惣名とすれ共。實は誤なり只大和一國の名なり。

一あきつしま　こは神武天皇。わきのかみのほゝまのをかに登りて。國狀(かた)をみさけて。あきつのとなめせるが如しと。の玉ひし所に。孝安天皇都し玉ふ。是を秋津島の宮と云ふ。こゝに百年あまり。久しく敷ませしみやこの名なるから。秋つ島倭とつゞけて。いひならひ其倭にひかれて。つひに天の下の大名にもなれることは。師木島ともはら同じ例なり。

一磯輪上秀眞國(しわかみほつまの)　神武紀にみゆ。上千足國と同敷大和一國の名なり。

一しきしま　もとやまとの國しきの郡に。磯城(しき)島と云所有て。欽明天皇こゝに都し給ふ。かれしき島のかなさしの宮といふ。しき島のやまとといふは。大和一國をさしてにはあらず。京都をさしていへるにて。しき島のみやこといはむが如し。さるをやがて一國の倭にもうつして。秋っ島やまとの國。しき島の倭の國なども。よめるは枕詞の如くにもなれるなり。さて又うつりて。萬葉十九に。立わかれ君がいまさはしき島の人はわれじゝいはひてまたむ。とよめるは大和の國を。やがてしき島といへるなり。さて又やまとにひかれて。つひに天の下のおほなの如くになれる事も。秋津島ともはら同じ。又歌の道をしき島の道といふは。大名より出又うつれる物なり。

一天地の固めし國　藻鹽艸に見ゆ。萬二十天地のかためし國ぞ大和根は。

一神國　同書に見ゆ。夫木　神國と豊芦原を定め置て君の守りは限りなのよや　神功紀に東有神國謂日本云々。
一玉鋒道ある國　續古今　太上天皇久方の天よりおろす玉鋒の道有國そ今の我國。
一秋つ羽の姿の國　續後撰　秋つはの姿の國に跡たれし神の守りや我君のため。
一藤根の國　言塵集に見ゆ。
一詞の國　秘中抄に見ゆ。
一言靈の幸はふ國　萬葉　敷島の倭の國は言靈の幸はふ國そ眞幸く有社。
一とはらの國　秘中抄。
一ちりひらの國　同書。
一言擧せぬ國　萬葦原水穗國者。神隨言擧不レ爲國云云。
一言靈の助くる國
一八十島祝詞皇神の敷坐島の八十島者云々　あまのみそらとよあきつねわけ。
一天御虚空豊秋津根別　古事記上五丁
一玉垣内國　神武紀に見ゆ。夫木　玉垣の内つ御國の朝霞光隔てぬ春はきにけり。
一おほやまととよあきづしま。
一おほやまと。
一やまとしまね　ねはほめ詞なり。たらちねなどのねの如し。久老は嶺なりと。槻落葉別記に云り。
一ひのいづるところ　推古天皇　隋へ遣さるみふみの中に。日出處の天子書を致す。日沒處の天子無レ恙やと云々。

附

一ひのもと　こは大和といふの枕詞にして。國の大名にはあらず。
一安國　中臣祓に見ゆ。
一ひなはりの國　八雲御抄
一あきつす　こは秋頭島を。秋頭洲とも書るにより

て。あきつすとあやまり來れり。洲の字を書しもしまとよむなり。あきつすいふ名なし。

一にほむ　こは國の大名なれども。たゞ異國に示さむために。孝德天皇の大化元年に。殊更に建られたるななり。なの意は西蕃諸國より。日の出る方に當れる意かと。國號考にも見ゆ。

うちつくに　五

日本紀云。孝德天皇大化二年。凡畿內東は名墾横河より以來。南は紀伊兄山よりこのかた。西は赤名櫛淵よりこのかた。北は近江狹々波合坂山よりこのかたを。畿內國とすと見へたり。

一山城　大和の國の北のかたの。山のうしろなるところにて。やましろと名付く。初は山背と書しを。延暦十三年の詔に。此國の形勝山川襟帶して。自然に城をなす故に。山背を改め山城とかけり。日本後紀に見ゆ。

○冠辭　つきねふ

○郡　八

乙訓　愛宕　葛野　紀伊　宇治　綴喜　久世
相樂

一大和　おほは稱へ詞。やまとの言はの意。槻落葉三別記云。家庭處の略轉成べし。斯言ゆゑは。應神天皇の山城國葛野を望まして。ちばのかつぬをみれば。ももちたる夜邇波母美由と。みよみましし夜邇波は家庭にて。家ゐの多かるをほめませる御言なり。庭は船庭なとゝ同敷平原を云ふなるべし。眞淵は山門の義なりと。宣長は三說あり。一は山處。二にはとはつほの約め。物につゝまれこもりたる所を。いへる古言なり。三にはとはうつのうをはぶき。つをかよはしいへるにて。山うつの國なるべし。うつはうちと云　事なるべしと。日本釋名及荒木田正身の。中臣祓辭古訓に。山外の意といへるはわろし。また日本記の說に。天地わかれて泥濕は。またかはかず。こゝをもて山に栖て往來し。因て蹤跡多し故山跡といふといへるも

誤なり。此名の起りは。山の邊の郡の大和(おほやまと)の郷より。始れる名なりと。萬葉考別記に見えたり。されどかの郷の名は。後に倭の大國御魂の神の。鎭まりませるによりて。やがて分て一國の名を負せて。其郷をもやまととはいふなるべしと。宣長いへり。或人の説に。八誠の國の意なりとぞ。

○此國の別名　浦安(うらやす)國　細戈千足(くはしほこちたる)國は冠辭なり。磯(し)輪上秀眞(わのほるほつま)國冠辭成べし　しわのほるは　日高見之國　六月晦大祓の詞に見ゆ。やまとの國は。四方のま秀なるをほめて。天つ日の空の眞秀に。高くあるほどをたとへいふなり。常に日の中空成を。日高しといふ。卽古よりいひならひしことと聞ゆと。祝詞考に見ゆ。

一うひこの國　性靈集。益田池碑之銘云。粤(ココニ)有二益田池一兩尊鳧(ウヒヒ)子之州。八嶋初導之國云々。注云。初產之州大和國也云々。

○冠辭

そらみつ　嶋　をたてやま　古　そらにみつ

あきつしま

○郡　十五

添上(そふのかみ)　添下　平群(へぐり)　廣瀨　葛上(かつらぎのかみ)　葛下　忍海　宇智　吉野　宇陀　城上(しきのかみ)　城下　高市(たけち)

十市(とをち)府　山邊(やまのべ)

一河内(かふち)　かはうちの約めなり。はうの約めふとなるなり。俗にかうちとかくはあらず。日本釋名に曰。淀河のうちに有故に。かふちといふといへり。

○冠辭　山川の淸き　いなむしろ。以上二つの辭國へかけし事。見侍らね共よからんかし。

異名　凡川內國(オフシカフチノクニ)記上　凡は大の借訓なり古名なるべし。

○郡十五　錦郡(にしこり)　石川　古市(ふるいち)　安宿(あすかへ)　大縣(おほかた)　高安　河內　讃良(さゝら)　茨田(まむた)　交野(かたの)　若江　澁川

志紀　丹北(たんぼく)　丹南

一和泉(いつみ)　日本釋名曰。いつみの國府に。淸き泉有。神功皇后新羅を征し給ふ時。此泉湧出是によりていつみと名付し由。和泉の國府の明神の記に見えたり。和泉は郡の名なり。郡の名をもて國に名づけたり。

○天平寶字元年。河內の國をさきて。和泉の國を置給

へり。

○序辭　わが國は常世にならむふみおへるあやしきかめも新代といづみの川の 萬葉

○郡　三

大鳥　和泉府　日根

一攝津　日本釋名云。此國に津有。故につの國と云。後に攝津職をおかれ。ふるきによりて攝津國と書て。つの國とよむ 攝津名所圖會云。應神天皇の御宇。初て攝津の國號あり。神代に下照姫天磐船にのりて。此地に天降給ふより。高津と號す。是攝津國の始元なり。光則按に。萬葉集。之久方乃天之探女之石船乃泊師高津者淺爾家留香裳、攝津風土記にも同し。此名所圖會の説。何に據るか未レ審

○冠辭　おほふねの 萬葉にと有國 大舟のつもりからうらへ言懸しにはあらされ共よからん。

○難波國　神武紀に。方に難波の碕に到る。おしてるはやなみにあふ。因て浪速の國と名づく。亦浪華といふ。今難波といふは訛まれり。

○冠辭　おしてる　あしかちる　みけつ國

○郡　十三

住吉　百濟　東生　西生府　島ノ上　島下　豐島　河邊　武庫　兎原　八田部　有馬　能勢　羽東 攝津名所圖會に云。百濟郡今此名廢して。住吉東生の二郡に入る。又云。上古は東成を難波大郡と云。西成を難波小郡と云。島上島下豐島をすべて三島と云ふ。

東山道　八くに

一近江　もと淡海と書り。亦萬葉に近江と書し所もあり。あふみとはあはうみの約めなり。はうの約めふとなるなり。水海有る。國故に然名づく。水海にして味あはき故。あはうみといふなり。近の字をそひたるは。遠江にむかひて都に近き故なり。和名抄にちかつあふみと有。然れ共古は只あふみとのみいへり。

○冠辭　いははしの　わきもこににほてるや

○郡　十三

滋賀　栗本　野洲　蒲生　神崎　犬上　坂田　愛智　淺井　伊香　高島　甲賀　善積

○合坂の關　滋賀郡にあり。人皇五十五代文徳

天皇の。天安元年に初めて此關を置る。此關より東西をなして。關東・關西・坂東・坂西・鎮西・關左などいふ。續和漢名數に。坂東は箱根の關より。東を云といふはあらず。

○さゝなみの國　萬葉に。さゝ浪の國つ御神書紀に筱浪鄉。

一美濃　古しへはみぬといふ。萬葉にもしかよめり。日本釋名曰。舊事記に三野と書り。此國に廣き野三有るにや。各務野・靑野・關か原など何れも廣野なり。

○冠辭　もゝしね

○郡　十八

石津　不破　安八　池田　大野　本巣　席田
方縣　厚見　各務　山縣　武藝　郡上　賀茂
可兒　土岐　惠奈　多藝

○岐岨路　文武天皇の御代。美濃のきそ路を開くと。國史に見ゆ。後世は信濃に屬せしにや。歌にも。信濃なる岐岨路に懸しまろき橋などよめり。

○不破の關　人皇四十代天武天皇。白鳳二年初て此關を置る。

一飛驒　和訓栞曰。衣裳の摺疊を襞積といふ。あひだの略にや。飛驒の國の名も。衣のひだに似たるなり。山深く澗嶮しくて釣梯籠渡などの名あり

○冠辭　しらまゆみ　冠辭考には。大和の內の所の名ならんかといへれど。觀文會譜の說によりて。我は飛驒の國とす。たとへ其國ならず共。こゝろだにたがはずば。通はし用うるも害なきをや。

○郡　四

大原　益田　大野　荒城

一信濃　古しへはしなぬといふ。古事記に科野とかけり。和訓栞曰。しなの木此國より出る物最色白し。よつて郡鄉の名にもしなと呼物多し。一說に。山國にて階坂在の地なるをもて名付といへり。解に地形は

日本中の高き所にして。四方の隣國より來るには登れり。光則考るに。此後の說宜し。眞淵の說も此後の說の如し。冠辭考しなさかるの條に見えたり。

○冠辭　みすすかる

○郡十

水內　高井　埴科　小縣　佐久　伊那　諏訪
筑摩　安曇　更科

一上野　下野　日本釋名曰。此二國昔は野多し。故に上毛野下毛野と云ふ。つは休め字毛は野に草多き故にいへり。野を略きてかみつけしもつけといふ。

○今かうつけといふは。音便なり○和訓栞云。毛野は國の名。後に上下に分てりと。凡そ國々の上下前後皆都よりいふなり○光則按に。國へ續くる時は。けの國又上つけのの國などか。續けの國とは不可續。按通語（中井積德著）第五曰。上世四海之內唯東北一隅不入版圖。今之上下野以北。古毛人氏之國也。野者毛野也。及王澤漸被毛人。日化年變其民皆襲冠裳。爲我赤子。然舊染難消。畔服亡恒中古分奥置出羽國。及築秋田・雄勝等城。建鎭守府皆控制之術也。此說は蝦夷人の居し國にて。野居せし故毛野といひしとの義なり。按敏達紀七註。毛人をえびすと訓て。けびとはよます。されば此の說は字に泥めるしひ言なり。

○郡　上野に十四

碓氷　吾妻　利根　勢多　佐伊　新田　片岡
邑樂　群馬　甘樂　多胡　綠野　那波　山田

下野に九

足利　梁田　安蘇　都賀　芳賀　寒川　鹽屋
那須　河內

○吾嬬　上野國碓氷嶺より。東の國をいふ。日本武尊の故事にて。事は日本紀七の卷に見えたり。古事記には。相模の國足柄の坂にての事とす。此說によれば相模より東の國々をいふなり。然るに後世は。凡て合坂の關より東をあつまといふなり。つくしの國の名の九州の名と

なりしに同し。

一陸奥（みちのく） 日本釋名曰。みつは陸（くが）なり。くが地のおくなり。みちのくと略きていふ。日本の東北の奥に有る國なり〇光則按に。中昔の雅言に。みちのくとのみもいへり。いせ物語にも然書り。又按に。みちつおくのおは。古しへより省きていへり。あいうえおの五音は。古言に省くこと多し。出をで思ひをもひの類なり〇後世あやまりて。むつの國といふ。是むつとみちと通ふ故。みちの國の訛りてかくいへるなり〇續日本紀作道奥亦陸道奥〇和名抄云行程上五十日下廿五日。

〇冠辭 たまほこの あづまなる

しきしまの道の奥なる淺か山とも續けたり。

〇郡 五十

古今の沿革は下に記す。猶詳なる事は陸奥郡郷考。又我所著の新撰陸奥風土記にあり。今の郡數は左の如し。

郡の圖

北郡
津輕 三の戸 九の戸
鹿角 二の戸
磐手 閉伊 東
志和 江刺 氣仙
稗貫 本吉
和賀 登米
玉造 膽澤 遠田 牡鹿
加美 磐井 桃生
栗原
志田
黒川 伊具 亘理
宮城 宇多
名取 行方
耶麻 柴田 標葉
刈田 田村 楢葉
河沼 伊達 岩城

大沼　信夫　岩崎
會津　安達　菊多
安積　石川
岩瀬
白河
卅

○延喜式卅五郡。同神名帳所ㇾ載三十一郡。和名抄所ㇾ載三十六郡。拾芥抄同し。節用集五十六郡とす。實は五十四郡といへ共。今五十郡あり。

白河(しらかは)　和名抄云。之良加波國分爲㆓高野郡㆒。今分爲㆓大沼河沼二郡㆒。

色麻(しかま)　觀蹟聞老志云。今四竈に作る。賀美の郡の村となる。四釜共書り。

信夫(しのぶ)　和名抄云。志乃不國分爲㆓伊達郡㆒

磐城(いはき)　標葉(しねは)　亦しねはとよむ○聞老志云古稱㆓染羽㆒

行方(なめかた)　新田(にひだ)

觀蹟聞老志に云。新田今上中下の三村に分れて。賀美郡の中にありといへり。光則考るに。中新田・下新田の兩村のみ。今賀美郡の中に有。上新田と云はなし○聞老志又云。相傳昔足利家分流斯波源家兼。爲㆓陸奥探題㆒以㆓新田㆒爲㆓治府㆒焉。爲㆓其名近㆒㆓仇家之氏㆒。於ㇾ是改之曰㆓大崎㆒是也。又按。日本後紀殘册第八云。延曆十八年三月。陸奥國讃馬郡併㆓新田郡㆒

磐瀬(いはせ)　會津(あひづ)

○小田(をた)　聞老志に云。今併せて牡鹿郡にあり。此郡の考詳我新撰陸奥風土記にいへり。

耶麻(やま)　斯波(しは)　拾芥抄作㆓岐波㆒字の誤なり

安積(あさか)　聞老志云。古稱㆓阿尺㆒　刈田(かりた)　神名帳苅田に作るはわろし。今和名抄に從ふ。和名抄に。刈田を葛田(かつた)と訓しはわろし。りをつの迫る音とするは。音便にしていやし。

名取(なとり)　宮城(みやぎ)國府　黑川(くろかは)

賀美(かみ)　續日本紀並延喜式にかく書り。桓武紀並節用集には。加美と書り。賀は濁音なれば加に作るをよしとす。今郷俗かんの郡といふは。みをはぬる音便にし

ていやし。聞老志云。古稱二神野一

玉造（たまつくり） 古玉作とも書り。

亘理（わたり） 拾芥抄に。曰理に作るは。字の誤りなり。

志太（しだ） 今鄉俗志田に作る古に非ず。

牡鹿（をしか） 聞老志に云。一に壯鹿に作る。其字體相似たるをもて。是亦誤て其郡を二つとす。皆傳聞書寫の誤なり。其餘同名同字の類多し。除レ之は則五十四郡の數に合ふ。故に後世五十四郡と云なり。其中も又後世廢除するもの多し。色麻・新田・長岡・葛岡・小田等の如き。今すでに村となる。

桃生（もゝのふ） 拾芥抄にもゝのはら。又ものはらと訓るはあやまりなり。今鄉俗ものふと。ふをその如くとなふるは。ふをうとなふ音便なり。且もゝのものを略けり。此語は不レ可レ略たしかにもゝの ふとなふべし。

栗原（くりはら） 膽澤 和名抄五十四に云。鎭守府は膽澤郡にあり。今上下に分ち。上膽澤・下膽澤といふ。但し郡は不レ分。

氣仙（けせ） 今けせんといふはわろし。和名抄にも。けせとよめり。

柴田（しばた） 或は芝田と書るはわろし。

宇多（うた） 聞老志云。古浮田と稱す。

伊具（いく） 聞老志云。古伊久と稱す。後具の字に改む。

磐井（いはゐ） 江刺（えさし） 聞老志に云。又江差に作る。按に今刊本兩名を擧て二郡とす。是江差文字を異にするに拘りて分つなり。其音と訓と同しきをもて考れは。實は一郡にして妄りに是を分つなり○拾芥抄作二江判一誤なり。

右三十一郡。神名帳に所レ載なり。內名取以下十七郡我陸奥の君のしきます域の內也。其以上新田・小田の二郡も。いまは右十七郡の中へいれり。右の外安達・菊田・長岡・遠田・登米の五郡。式の民部式に在て神名帳になし。帳の內斯波郡有て。民部式にはなし。凡て兩書を補集れば。三十六郡なり。

安達（あだち） 萬葉の東歌の內陸奥歌に

あたゝらのねにふすしゝのありつゝもあれはいたらむねとなさりそね

又八の卷に

みちのくのあたゝらま弓つるかけてひけばか人のわをこゝとなさむ

加茂眞淵云。神遊にも古今の歌にも みちのくのあたちのま弓我ひかはやうやく古今に末さへよりこよりしのひ〳〵に。と有も事の樣似たるを思へば。古しへあたゝらてふ所を。後にはあだちといふか。然らは和名抄に安達郡とあるこれなり。

菊多　長岡　聞老志に云。長岡今邑となると。光則按に。今栗原郡と名取郡とに長岡村と云兩村有。此中成るべし。

遠田　登米　今鄕俗とよまといふは わろし。此郡も我君のしろしめす域の中なり。

大沼

右安達郡より以下大沼郡迄六郡へ。其以上神名帳所レ載の三十一郡の內。斯波郡を缺て三十郡併せて三十六郡。和名抄國郡の部に所レ載なり。然に大沼郡は和名抄既に白河國分爲ニ高野郡ー。今分爲ニ大沼・河沼二郡ーといへれば。大沼は後に分れしものにして。本郡は三十五郡なり。其時分れし高野・大沼・河沼・伊達の四郡を合すれば。三十九郡なり。

邦田　星川　耶麻　二つ有

此三郡へ。右和名抄所レ載三十六郡の中。信夫・刈田・黑川・大沼四郡を缺。三十二郡併せて三十五郡。和名抄九十四郡鄕の部に見えたり。然るに。同書の內か程異同有べくもあらず。思ふに那田に刈田。星川は黑川聞老志にも然いへりの誤なり。故に刈田・黑川を缺り。又耶麻郡は既に上の國郡の所に。一つ出たるを又郡鄕の所へ。同名の郡二つ有も。一つは誤なるべし。一國の中何ぞ同名の郡二つ あらむや、信夫大沼は 書落せしなるべし。

拾芥抄郡數

那麻 耶麻の誤ならむ 那田 刈田の誤上にもいへり。
知我(ちが) 節用集引賀郡有いつれ誤成るか。
高野(たかの) 和名抄白河郡の註に見えたり聞老志云。今田村と號す。
蘇縫 節用集稗繼に作る。聞老志に云。古の香河の地蘇の字は稗の字の誤。繼字も亦縫の字の誤。皆草書によりて字を傳寫に誤るものなり。縫も亦後に貫の字に改む。訓の相似たるをもちてなり。よりて今稗貫と稱する是なり。
磐手(いはて) 今南部盛岡は。此郡内なり。仙臺封内玉造郡に磐出山有は別なり。

右那麻郡より以下磐手郡迄六郡。其以上三十七郡の内。刈田・那麻・大沼三郡を缺て。三十四郡を併せ凡て四十郡。拾芥抄諸國郡數部に所ㇾ載なり。然るに。陸奥三十六郡と記し。其下の註に奥四道以上四郡不ㇾ入と書り。奥四道と云は何事にや不ㇾ審。何れ此四十郡の中。四郡は除て數に不ㇾ入。三十六郡の數になすをみるべし。奥四道とは終に所ㇾ記の蘇縫・斯波・磐手・高野。此四郡終の奥に記すの意にて。奥四道とはいひしか。又按るに。那麻は耶麻の誤。那田は刈田の誤成べし。上にも既にいへり故に刈田・耶麻の郡を缺し成べし。

節用集郡數

阿曾沼(あそぬま)
江差 江刺の誤二つとせり聞老志にもいへり 稗繼 上の蘇縫の所にいへり
和賀(わが) 上にのする拾芥抄の知我郡を誤か。亦知は和を誤りしか。何れにも同郡なるべし。故節用集知我郡なし。
比内 聞老志云。作河内非也。古贄柵の地今號ニ二戸一
葛岡 聞老志云。今爲ニ玉造郡の邑。岡作ニ田字一非なり。
大名門(おほなさ) 郡裁
本吉(もとよし) 本或作元。此郡の中氣仙沼本郷といふ有。聞老志に云。桃生郡計仙麻大島神社神名帳に見ゆ。此計仙麻なるを。後人文字を誤しものなりといへり。
鹿角 津輕(つがる) 階上 今爲ニ本吉郡階上村一 石川 稻我(いなか) 行渡 斯波の誤なり
磐前 金原 閉伊 伊達(いだて)

和名抄陸奥國信夫郡細書云。志乃不國分爲伊達郡。同郷の部に。安達郡伊達といふみゆ。延喜式曰。陸奥國色麻郡伊達神社。伊豆國加茂郡伊太氐和氣神社。紀伊國名草郡伊達神社。出雲國意宇郡韓國伊太氐神社などいへる有。後世伊達郡をだてとのみとなへるは。略していの音を省けるなり。且我國の雅言に。語の初を濁る事なし。我初は伊は發語成べしと思しに然らず。正敷いたてとよむべし。和訓栞多の部だての條に。射楯と同義なるべしと有。また上に引る神社の御名にても。いたてと讀し事いちじるし。申樂家の今はといふを。いを略きてまはとのみうたふも猶いたてを。たてとのみいふが如し。〇おく　みちのおくをはぶきいへるなり。

いせ物語

忍ぶ山忍びて通ふ道も哉人の心の奥もみるべく。

尋ねてもあだし心の奥の海よ荒き磯邊は寄舟もなし。

〇日高見の國　日本紀景行天皇廿七年。武內宿禰東北の諸國を巡察し歸て奏す。東夷の中日高見の國有。其國人男女並椎結文身。人となり勇悍云々。桃生郡日高見神社有。

〇冠辭　ひさかたの

〇蝦夷（えみし）　後世えぞといふ。和訓栞云。蝦は鰕に同し。毛人ともみえたれば。鬚毛多く鰕に似たるをいふなるべし。ゑびすと通ず。山海經に毛人國爲人身生毛と見ゆ。是古しへにいふ北倭なり。えぞと云ことは古しへは見えず。えびすと轉りしより。すとそと通はして。びをはぶきえぞとは言ならん。されど中昔よりは。歌にもゑぞとよめり。こさふかはくもりやすらん陸奥のゑぞにな見せそ秋の夜の月　又顯朝卿の。陸奥のいはて忍はえぞしらぬの歌も。蝦夷なも含めてよめりしなり。あたらしやえぞから島の春の花ながむる人もなくてちりなむともよめり〇三國通覽曰。坪の碑に去蝦夷國界一百廿里と刻めり。此時代は小道に

て今の六町をもて。一里としたる事なれば。此碑に記したる一百廿里は。乃ち今の道法にて只廿里なり。然れば則今の桃生郡の邊にて。今仙臺封域の眞中なり。是古の蝦夷國界なり。扨今の蝦夷國界と云は。松前の熊石にて。多賀城址より小道一千三百廿里。今道二百廿里なり。天平寶字より四十餘年の後。田村麻呂大に征伐して。北の方南部・津輕の外か濱迄服從せしめ海より南を日本の地とし。北を夷地に定られたり。其後六百七十餘年をへて。後花園帝嘉吉三年。武田太郎源信廣。海を越て蝦夷へ亂入し。遂に地を得る事小道四百二十里。今道七十里是即今の松前なり。此松前の北の限りを熊石と云。是今の蝦夷國界にして。日本風土の限りとするなり。（天平寶字の頃より。蝦夷廣なりし事九倍餘なり）

○冠辭　ことさへく

○地を五部に分つ　はらき　きいたふ　うらや
しべつ　そうや　うすべち

○續日本紀和銅元年。越後國言新建出羽郡許之

出羽（いでは）　もと郡の名なりしを。一國の名とせり。人皇四十三年代元明天皇和銅五年。陸奥の最上・置賜・出羽の三郡を分て。出羽の國を置給ふ。和訓栞云。古しへ名鷹又箭羽を出せるよりの名なるにや。田川郡に伊底波の神社有。今所謂金峯山にして出羽の池有り。

西　行

たくひなき思ひ出はの櫻かなうすくれなゐのはなの匂ひは

夫木　　　忠　峯

いてはなる姉はの關のすみた川なかれてもみむ水やにこるる。

○冠辭

○郡　十三

飽海（あくみ）　河邊（かへ）　村山　置賜（おいたま）　雄勝（をかち）　平鹿（ひらか）　田川（たかは）
出羽（いては）　秋田（あいた）　由理（ゆり）　山北（せんほく）　最上　山本（やまもと）

和名抄及拾芥抄共に。十一郡と有て。由理・山北の二はなし。

東海道　十五くに

伊賀　此國に伊賀の郡あり。其郡の名より一國の名となれるなり。名の意は未思ひ得ず。

○冠辭

○郡　四

阿拜　山田　伊賀　名張

伊勢　日本釋名云。昔伊勢津彦の領し給ひし國なる故に。名づく。風土記に見えたり。

○冠辭　かみかせの　みけつくに

△竹田の國倭世記　多氣郡の内なるべし。

○郡　十五

桑名　朝明　鈴鹿　河曲　壹志　奄藝　多氣

錦島　御座島　員辨　三重　飯高　飯野　渡會

又多度の郡を加へ十六郡とす。

志摩　日本釋名云。此國はいせの土崎にて。海中に出て島の如くなる故に名づく。

○冠辭　みけつくに　玉かたま（こは本しまくま山の冠辭なれどここにも）よからんかし

養老三年。分志摩國志摩郡塔志郡五郷。置佐藝郡續紀

今亡。

○郡　二

答志　英虞

尾張　和訓栞云。此國は南智多郡のかた。尾の張出たるが如し。一說に小墾の義也。式山田郡尾張神社有。又中島郡に尾張大國靈神社ともみえたり。

○俗說辨曰。俗說云。そさのをの尊八俣の大蛇が尾を割て。取給へる劍を。熱田大明神と祝へる故に。尾割の國と名付。後に尾張と改む。今按に非なり。尾張風土記云。神日本磐余彥天皇。東征之時。海部ノ佩室奉射天皇。天種子命以三角石弓玉羽矢射殺佩室。於是海部姓絕終。因此其國謂終國今曰尾張者音の訛なり。と有を證とすべし。

○冠辭　倭心三百首眞菅よし

○郡 八

春部　中島　葉栗　丹羽　海部府　山田　愛智　智多　當資島

參河　風土記に云。此國に男川・豐川・矢作川とて。三の河有故に名づく。男川は大平川。豐川は吉田川。矢作川は岡崎川なりといふ。

○冠辭

○郡 八

碧海　賀茂　額田　幡豆　寶飯府　八名　設樂　渥美

遠江　萬葉に。等保郡安布美。又同書に。等倍多保美と有は方言なり。和名抄の止保太阿不美と訓るは誤なり。とほつあはうみの略なり。日本釋名云。昔は此國に濱名の湖有しが。後土御門院明應八年六月十日。洪水の變有て。湖と海との間切れて潮入て。湖はなくなる故に。今切といふ。濱名の橋は湖より落る川にかゝりし橋なり。故に今はあともなし。

○冠辭　あられふり

○郡 十四

濱名　敷智　引佐　麁玉　長上　長下　周智　山石　豐田　佐野　城飼　蓁原　磐田　山香

光則按に。蓁原はいはらとなふるは音便にて。本ははりはらなりしなり。萬葉一に。引馬野に仁保布榛原入みたり衣にほはせ旅のしるしに。とよめる引馬野は。遠江國敷智郡なり。衣服令に蓁と有も同し。萬葉の歌は地の名にはあらざれ共。遠江をよめる歌にて。且郡の名にひとしき詞有て。音便の誤をしらるゝ爲にひけるなり。

駿河　日本釋名云。するはするとなり。早き事なり。かはかはなり。彼國は大井川・阿部川・富士川抔。皆するとなる川有故に名づく。○國號考に云。駿河郡駿河鄕有。此鄕の名より大名になれるなり。

○冠辭　うちよする

○郡 七

志太　益頭（ましづ）　有度（うと）　安倍　廬原（いほはら）　富士　駿河

伊豆　日本釋名云。いつるなり。駿河相摸の中に有て。海中に出たる國なれば名つく。

○冠辭

○郡　三

田方（たかた）　那賀　賀茂

甲斐　山の間を峽（かひ）といふ。あひとかひと通す。此國山々の間に有國故に名づく。甲斐守を峽侯と漢文樣には書り。

○冠辭　なまよみの

○郡　四

山梨（なし）　八代（やつしろ）　巨麻（こま）　都留（つる）

相摸　和訓栞云。坂見の義にて。足柄筥根より見おろす國なる故なりといへり○風土記云。足輕明神昔狩人也。或時離寵妻有悲傷。故常見亡妻之鏡思之。相摸如見亡妻。相は見也模は形也。こはひが言なり。

○冠辭

○郡　八

足柄上（あしがらかみ）　足柄下　大住（おほすみ）　餘綾（よろき）　愛甲　高座（くら）

鎌倉　御浦（みうら）　江島

武藏　和訓栞云。古事記に胸刺と見ゆ。又歌にさねさしさかむと有も。さは發語にてかむねの略。さむねさしにて。武藏・相摸を並擧たるなり。光則考に。むはむねの略にて。此國昔野原廣して。往來の人草を分行に。草に胸をさゝるゝ故にしか名付しならん。萬葉廿上十三丁ますらをのよび立しかばさを鹿のむなわけゆかん秋の萩原。同さをしかのむなわけにかも秋萩の散過にける盛かもいぬる。一藏の字をさしとよめるは。諸國名義考云。牟邪志（むさし）の三字を好字に改め。二字に定め武藏と書て。志字を略かれしより云々。

○古歌に。武藏野は月の入へき山もなし草より出て草にこそいれ。とよめるをも思へ。

○江府名跡志に。倭本紀の說を引て。武藏國秩父嵩者。其勢如勇者怒立。日本武尊美此山。奉為東征祈

禱。以兵具納埋岩藏。故曰武藏國。以武具指嘗之儀。訓牟佐志也と。此說ひが言也○玄同放言三之上曰。身挾○身刺は。武藏なり。三輪君身挾は。雄略紀に見え。蘇我日向字身刺。孝德紀に見えたり。此字訓に因らはむは胸に非ず。身の義とすべし。

○冠辭

○郡　二十一

久良　都筑　多磨　橘樹　新座　入間　高麗

比企　橫見　埼玉　兒玉　男衾　播羅　榛澤

那珂　加美　足立　秩父　荏原　豐島　大里

光則考に。榛澤をはんさはとよむは音便なり。本ははりさはといひしなり。遠江の國の下蓁原の所にて說しが如し。

安房　此國中安房の郡有。よりて名付。和訓栞に云古事記に東之淡と見え。阿波の忌部の居たりしよりの名なる事。古語拾遺に見えたり。

景行紀に。渡淡水門と有。此國の事なり。養老二年割上總國四郡置之。天平十三年。復舊其後また置く。

○冠辭　ひむかしの

○郡　四

平群　安房　朝夷　長狹

上總　下總　和訓栞云。古語拾遺に。麻を古語に總といひしと見えたり。今の上總・下總も此義にて。本總の國といひけるとぞ○舊蹟紀聞云。ふさは生麻の義なるべしといへり。又おふあさの上と中を略けるかかづさしもふさといふは俗言なり○風土記云。上總・共見ゆ○和名抄に。かみつふさしもつふさとよみ。今下總總は謂木枝也。昔此國生大楠。長及數百丈時帝惟之。卜占之大史奏曰。天下大凶事也。因茲斬捨彼木倒南方也。上枝曰上總下枝曰下總也。

○冠辭

○郡　上總に十一

周淮　天羽　市原　海上　畔蒜　望陀　夷隅

埴生　長柄　山の邊　武射　下總に十二　葛飾

千葉　印幡(いんば)　相馬　猿島　結城　豐田　匝瑳(さふさ)
香取　埴生　岡田　海上

常陸　和訓栞云。ひたみちの略なり。新古今にも。あつまちのみちのはてなるひたち帶とよめり。

○常陸國史（水戸望月恒隆撰）曰。一に衣手漬國(ころもてひたすのくに)と名づく。日本武の尊東夷を巡り給ふ時。新治縣を過國造をして。新たに井を掘らしめ泉を得。清冷可レ愛尊御輿を停め。水を翫て御袖を沾し給ふ。故に名づく。又云。古人云。常(とこ)世(よ)の國蓋疑らくは此地ならん。又曰。孝德天皇御宇。筑波・茨城郡七百戶を分信太郡を置。此地本日高見の國也と（以上風土記の說を引）いへり○同書に。舊事紀を引て。新治(にひはり)國・筑波國仲國・久自國・高國・茨城國等の國を。舊國名とす。光則考るに。是常陸凡ての舊國名にはあらず。郡をも鄉をも古しへは。くにといへり。字には不レ可レ拘くにとは。くみにて相與する土地をいふならんと。和訓栞にいへり。日本釋名に。郡の字音を轉して。くにと訓すといへるはあらず。常陸國史に。仙覺萬葉鈔を引て。古郡皆稱レ國と。今の國と字同して義ことなり。風土記に。新治・眞壁・筑波・鹿島・那珂・多阿及吉野・難波等の郡をもて。國とする例可レ見と有はよし。

○百寮訓要抄。並職原抄の說に。上總・常陸・上野三國の守を。太守といふ。（餘國は太守といはず）皆親王を補す。未レ有下以二他人一任レ之者上。常陸國史云。按に本國親王の國とする者は。天長（淳和天皇年號）以後所二定置一。上古此例なし。雖二諸臣皆任一レ之。續日本紀を考に。藤原馬養（一作宇合和訓通用）始任レ之。以後諸人相襲多任レ之者。但不レ稱二太守故常稱レ介爲二受領一。受領は國守也。親王不レ通二吏務一介常攝二行國事一。故以二三國介一親二他國守一

○冠辭　ころもての

○郡　十一

新治(にひはり)　眞壁　筑波　河內　信太　茨城(むばらき)　行方(なめかた)
那珂(なか)　久慈　多珂　鹿島(かしま)

△關八州又東二八ヶ國といふは。伊豆・相摸・武藏安房・上總・下總・上野・下野此八ヶ國なり。關八州といふは。

關東の八州といふを略きていへるなり。坂東八ヶ國と云は。神護景雲二年。陸奥國へ勅に見えたり。是亦同國といふ。關八州は關東八ヶ國の義なるべし。關東は昔は逢坂の關の東をいへど。後世は箱根の關より東をいふと見えたり。

北陸道七國 日本紀に。くぬかのみち。北山抄に。くるかのみちとよめり〇くかは本くにかの略なり。和訓栞に。地形をくにかたとよめる義通ふべしといへり。

若狹 和訓栞云。腋狹の義なるべし。國體然り。式若狹國遠敷郡。若狹彦神社二座と見ゆ。若狹比賣と兩神なり〇風土記抄曰。昔此國有男女爲夫婦。共長壽人不知其年數。容顏若而如少年。後爲神て 一宮神是也。因茲有若狹之名

〇冠辭

〇郡 三

遠敷（をにふ） 大飯（おほいひ） 三方（みかた）

越前（こしのみちのくち） 越中（こしのみちのなか） 越後（こしのみちのしり） いにしへ此三國と。加賀・能登との五國を。只一國にしてこしのくにといふ。後に越前・越中・越後の三つに分ち。又後に四十四代元正天皇の靈龜二年。和名抄に越中とあはわろし 越前の國を割て。能登の國を置給ひ。五十二代嵯峨天皇の弘仁十四年。越前の國を割きて。加賀の國を置き給へり。されど古の名によりて。加賀・能登も歌などにはこしともよむべし。六十代醍醐天皇の頃の歌に。こしのしら山よめり。古今集に見えて白山は加賀の國中なれど。古によりてかくよめるなり〇名の義は。越の國は。つのかの坂をこゆる以北なれば。然いふとの古説なり。或は越後の國古志の郡よりや出にけん。和訓栞 又日本釋名云。近江・美濃・飛驒・信濃の方より。山をこえて行故に此國をこし地といふ。

△角國（ツヌカノクニ） 見雜略紀十九丁。今の敦賀是なり。又出垂仁紀二丁。額有角人。乘一艘。泊于越國笥飯浦。故號其處曰角鹿也

〇冠辭 しなさかる

○百傳ふつぬかの國萬葉 即敦賀郡をいふ。

○郡 越前六今十二

敦賀 丹生 今立 足羽 大野 坂井 以上古
黑田 池上 榊田 吉田 坂北 南條 越中
四 礪波 射水 婦負 新川 越後七 頸城
古志 三島 魚沼 蒲原 沼垂 石船

加賀 此國中加賀の郡有をとりて。一國の名とせり。和訓栞に山を負海に向ひて。前うちひらきたる國なれば。かがと明らかなる意なるにやと。いへるはあらず。本郡の名なれば。さる意にはあらず○詞花集に。よろこびをくはふと。此國の名をよめるは名の意にはあらず。

○冠辭

○郡 四

江沼 能美 加賀 石川

能美を和名抄にのうみと今本に訓るは。字に泥みて後世のよめるなり。

能登 此國中に能登郡あり。其名を取て國の大名とせるなり○和訓栞云。續紀に。遣高麗國船名曰能登と見ゆ。萬葉に今さたて船木きるてふ能登の島山とよめり。國の名も和の義にや。船も艤せるなるべしといへるもあらず。郡の名より取れゝばなり。

○冠辭

○郡 四

羽咋 能登 鳳至 珠洲

佐渡 古事記日本紀に。佐度と書り。本居宣長曰。さどの名の義は。狹門か此島へ舟いるゝ水門のせはきにや。凡て海に島門・水門・迫門抔云ふこと多し なほ國形をよく尋ねて定むべし。此國天平十五年越後の國に併され。勝寶四年に。又一國とせらる。續紀に見えたり。瀧澤解曰。さはみなとの上下略なり。煮雜記

○冠辭

○郡 三

羽茂 雜太 加茂

南海道　六

紀伊　和訓栞に曰。もと木國と書たるを。和銅年間に好字を撰み。二字を用させられしよりかく書なり。伊は紀の音の響なり○世俗に。きいといふはあらず。伊は紀の響の字を添しまでにて。よむべからず○日本釋名に曰。日本紀神代の上卷に。そさのをの尊の御子の三神。よく木だねをまきほどこし給ふ。卽ち紀伊の國に渡し奉るといへり。三神木種を蒔給へる國故に。きのくにといふ○或曰。昔秦徐福欲レ求二仙藥一而來二此國一。鄕人爲二奇異人一。故曰二紀異一といへるはあらず。

○冠辭　あさもよし

○郡　七

伊都　那賀　名草　海部　在田　日高　牟婁

△熊野　神代の卷に。くぬとよめり。萬葉にみくまぬ。又まくまぬ抔よめり。みもまも共にほめ詞也。

淡路　本居宣長曰。名の義は阿波の國へ渡る。海つ路のよしなり○舊事記に。吾恥の義なる由見えたり。されど神代卷に。只淡島とも有て。吾恥の義なし。且舊事記は僞の書なるをや。神代の卷の註に。みこゝろよからざりしゆゑに。あは地のしまと名づけきと。有もよからず○淡路も國とすれ共。なほ淡路島とのみいひならへり。隱岐・佐渡も然り。職原抄に。壹岐・津島のみを島として。六十六國二島と定めしは。後世の事にて古は此事なし。

○冠辭

○郡　二

津名　三原

阿波　古事記に。粟國と書り。宣長曰。粟は古に殊に多く作りし物なり。かれ粟のよく出來る故の名なるべし。（唐にては。たなつ物を凡て粟ともいへり。皇國にてあはといふは。唯一種の名なり）光則按に。此國中に阿波の郡有り。それを取て國の大名とせるなり。

○粟國謂二大宜都比賣一　古事記

○冠辭

○郡　九

名西　勝浦　那賀

讃岐　宣長曰。岐は古は濁りていひしなり　宣長曰。名の義未だ思ひ得ず。しひていはゞ。古語拾遺。神武天皇の御代の事共をいへる所に。又手置帆負命之孫造二矛竿一。其裔今分二在讃岐國一。毎年調庸之外貢二八百竿一。是其事等證也と見え。臨時祭式に。凡桙木千二百四十四竿。讃岐國十一月以前差二綱丁一進納とある。是に因て思ふに。竿調國かのつはぬと約りなは省けるなり　○和訓栞に曰。狹貫の義地をいふなるべし。又云萬葉に。玉藻吉讃岐國云々。神の御面跡次來といへるは。古事記に四國の事を。此島者身一而有二面四一。毎面有レ名と見えたる是なり。

○讃岐國謂二飯依比古一　古事記

○冠辭　たまもよし

○郡　十一

大內　寒川　三木　山田　香川　阿野　鵜足
那珂　多度　三野　刈田葛多

伊豫　古事記に。伊余ともかけり。宣長曰。こは伊豫の郡より出たる名なるべし。其例多し　神名帳に。彼郡に伊豫神の社も有り。同郡に伊豫豆比古神社と云も有り。こは地の名より出たる神の名なるべし　名の義思ひ得ず○和訓栞に曰。いよの國は大八洲の內に。第二次に出生の洲なれば。彌の義なりといへり。もと伊豫の二名の洲と見えて。四國の本名なり○光則按に。是もと郡の名より。一國の名となり。一國の名を四國に負せし物にして。筑紫の如し。

○伊豫國謂二愛比賣一　古事記

○冠辭

○郡　十四

宇摩　新居　周敷　桑村　越智　野間今作二能滿一
風早　和氣　溫泉　久米　浮穴　伊豫　喜多
宇和

土佐　宣長曰。和名抄に。土佐郡土佐鄉あれば。そこより出たる國の名なるべし。又曰。此土佐鄉に土左大神の社有り。此神は葛木一言主神なるを。雄略天皇の

御世に故有て。此國へ移され給へること。續紀又此國の風土記坏に見ゆ。さて其神自言離み神。葛木の一言主の大神と名告給へり。此名によりて思ふに。土左は許土左久の略たる名にもや。あらむとも思へども。國名かの御世より先にこそあらめ。

○土佐古事記に。土左とあり。又云土左國謂二建依別一

○冠辭

○郡　七

安藝　香美　長岡　土佐　吾川　高岡　幡多

△伊豫之二名島（古事記・日本紀には伊豫二名洲と有り）

阿波・讃岐・伊余・土佐の四國を總たる名なり。（後世四國といふ）萬葉三（三十九丁）に。白浪を伊よにもと同じと有るも。四國を總ていへりと聞ゆ。是本は一國の名なるが。大名になれる事筑紫の如し。二名は本より大名なるべし。此名の義は名は借字にて。二並なり。書紀應神卷の大御歌に。あらちしまいやふたならびあつきしまいやふたならひよろしきしましま。これは淡道と小豆島と。並べるをよみ給へるにて。こゝの二名島のことにはあらねど。二並てふ言の證也。萬葉九（廿二丁）に。二並筑波乃山共有り。さて此島は飯依比古と。愛比賣と女男並び。建依別と大宜都比賣と又並べるを。二並といふか（此島東よりみれば。讃岐の飯依比古と。粟ノ大宜都比賣と二並なり。西よりみるも。左の土建依別と。伊余の愛比賣と二並なり。北よりみるも。南よりみるも同し。故に男女の名を負せて。二並島とは云ならむ。又萬葉六に。土左の國へ行事を。刺並之國に土さとよめるは。ことこゝろかもしまたこれも。ふたならひの意にてもあらむか。今俗に二人相むかふを。さしむかひといひ。又ふたりしてするいとを。さしといふなおもふべし）又伊豫をも。本よりの大名とせば。彌の意にて（いやな いよよともいふ）かの御歌の語の如く。彌二並島なるべし。

△有二面四一島　古事記に。次生二伊豫之二名島一。此島者身一而有二面四一毎面有レ名とあり。即ち今の四國の事なり。宣長曰。こは只國の名の別れたるのみにはあらで。本より島の形の四つに。分れたる勢ひあるなるべし（さてこそ四國には分れてめ）萬葉二（四十一丁）に。讃岐の國は云々。天地月日と共にたり。ゆかむ神の御面と。よめるはこゝを思へるなり。

○有二面四一國とつゞくるもよかりなむ。

群國和名考上終

群國和名考下

仙臺　保田　光則著

山陰道　八國

丹波　丹後

丹後の國中。丹波の郡丹波の郷有り。よりて一國の名とせり。丹後はもと丹波と一國なりしを。元明天皇の和銅六年。丹波五郡をさきて。丹後の國を置給へり。其時丹後郡は。丹後の國中へいれり○丹後は丹波後といふべきを。波を略けるなり。是筑紫の紫を略きて。筑前・筑後と云が如し。歌には只たにはとのみよむべし。筑前・筑後も只つくしといひ。越前・越後・越中・加賀・能登抔も。只こしの國とのみ歌によめり。

○冠辭

○郡　六

桑田　船井　多紀　氷上　天田　何鹿

丹後ル加佐　與謝　丹波　竹野　熊野

但馬　古事記に。多遲摩とかけり。ちを濁るはわるし。和訓栞に曰。田道間守が住し國なる事。垂仁紀に見えたり。但馬の字は演繁露に見えたり○たぢまもりのみと。もりとの三字を略きて。たぢまといふなり。田道間守は。垂仁天皇の御代。詔を蒙り常世の國に往て。非時香果をもとめ來る故に。其果をたちばなといふ。是田道花を略ける詞なり。たちはなといふ詞は。もと橘の花をいひし詞にて。そをやがて橘の大名ともせり。橘の花は。殊にかくはしくてめでたき物故に。花をもばらいふなり。後に橘の凡ての名となりては。又其花をばさらに花橘といふ。

○冠辭

○郡　八

朝來　養父　出石　氣多　城崎　美含　二方
七美

因幡　古事記に。稻羽とかけり。此國中法美の郡の郷

の名にも稻羽見ゆ。國の名も此郷の名より。大名とせしならむ。後に文字を因幡と改しものなり。

○冠辭

○郡　七

巨濃　法美　八上　智頭　邑美　高草　氣多

伯耆　宣長曰。和名抄に。伯耆波々岐神名帳に。波國の川村の郡に。波々伎神の社も有り。名の義しらず若箒より出たる由抔有るにや。或は伊邪那美の命の事によりて。母君の國なるべしといへるはいかゞ

○風土記に曰。傳云昔云。手摩乳足摩乳の女稻田姫。八岐の大蛇に逐れて。山中に遁れ入る時。母稍後れたり。女顧みて曰。母來ませ母來ませと。故に母來の國と號く。後伯耆の字を用う。此說うけられず。

○冠辭

○郡　六

河村　久米府　八橋　汗入　會見　日野

出雲　和訓栞に曰。名の義はいつくもの。つくを約れはつなり。素盞をの尊の。出もやへ垣の神詠より起れり。其事出雲風土記に見えたり。

○冠辭　やくもたつ又やくもさす

○郡　十

意宇　能義　島根　秋鹿光明按に、是さたゝ音便にて、いと唱ひした、其まゝに和名抄に書しなり　楯縫　出雲　神止　飯石　仁多　大原

石見　和訓栞云。此國に高角山・岩崎山。或は銀山抔皆嶮石の山なるをもて。名とすといへり。

又幽齋九州道の記に。石見の海あらきといふ。古言其不レ違磯の巖そばたちたるあたりを漕行とあれば。其義によるにや。床の浦のあたり。げに疊を敷たる如き岩なりといへり。

○那賀の郡の中に。石見の鄕有り。國の名是より出しなるべし。

○冠辭　ものゝふの愚按

○郡　六

安濃　邇摩　那賀　邑知　鹿足　美濃

隱岐　古事記に。隱伎亦淤岐とかけり。宣長曰。名ノ

義は海原の奥中にある島といふなり。此國は古事記日本紀等に。隱岐三子洲と有り。宣長曰此國三島ある故に云々云り。今國圖を考るに。先此國四島に分れたる其中に。東北の方に有て。大きなるを俗に島後といひ。其西南の方に（今道五里計はなれて）天之島・向之島・智夫島とて三つあり。此三つの島を統て島前と云ふなり。（島後にくらぶれば何れもちひさし）三子とはまことに。これをもちていふなるべし。

山陽道　八國

播磨　和訓栞云。古事記に針間と見ゆ。新猿樂記に。播磨の針といひ。赤染衛門集にはりまより來る人針をおこせてと見えたれば。針によれる名なるべし。

○冠辭　みけしをり

○郡（古十二 今十四）

明石　賀古　印南　飾磨府　赤穂　佐用　宍粟
神埼　多可　賀茂　美嚢（以上古 以下今）　揖西　揖東

美作　和訓栞に云。見まく坂の義なるべし○和銅六年。備前の國六郡をさきて。此國を置給へり。

○冠辭

○郡　七

英多　勝田　苫田西　苫田東（武用辨略に。苫西苫東とのみあり）
久米　大庭　眞島

備前　備中　備後

書紀仁徳の卷に。吉備中國と有るは備中の事なり。そのかみ既に三つに分れて有るにや。されど此後も多く吉備國とのみあり。歌にはいと後の世にも。きびとのみよめり。宣長曰。名の義は黍より出たるなるべし。和訓栞に云。吉備の國も黍のよき國なるよし古くいへり○日本釋名に曰。三國を總て吉備の國といふ。後代三國に分つ。吉備の國と名付しは。上古の時吉備津彦の居給ひし國なれば名付しなるべし。

○冠辭　まかねふく

○郡

備前（今八 古十一）　和氣　磐梨　邑久　赤坂　上道

御野(みの)　津高(つたか)　兒島(こしま)以上古 以下今　小足(をあし)　釜島(かましま)　小島(をしま)
備中九　都宇(つう)宇は都の響にてよまず紀伊の伊の如し　窪屋(くほや)　賀夜(かや)　淺口(あさくち)
小田(をだ)　後月(しつき)　哲多(てた)　英賀(あか)
備後十四　安那(やすな)　深津(ふかつ)　神石(かめし)　奴可(ぬか)　沼隈(ぬのくま)
品治(ほむち)　葦田(あした)　甲奴(かふの)　三上(みかみ)　惠蘇(ゑそ)　御調(みつぎ)　世羅(せら)
三谿(みたに)　三次(みよし)

安藝　此國中安藝の郡安藝の郷有り。よりて國の大名とせるなり。和訓栞に云。我國を千秋長五百秋長之瑞穗國と名付給ひしも。秋は飽の義なるべし。安藝の國も同じ義にやと。光則按に。本郡の名より起りし名なれば。さ程の意も有間敷覺ゆるなり。

○冠辭

○郡　八

沼田(ぬた)　賀茂　安藝　佐伯(さへき)佐倍木　山縣(やまかた)　高宮(たかみや)
高田(たかた)　沙田(たすた)今沙作レ豐とよた

周防　和名抄に。須波宇と有り。故に今も皆すはうといへ共。こは古しへ只すはといひしを。防の字音はうなれば。字に拘はりて後にすはうといへしなるべし。すはうといふ詞和語の體にあらず。亦今のはをほの如く音便に唱ひず。たしかに唱ふるも和語の體にあらず。よりてうつなく古しへは只すはといひしなり。信濃の諏訪の郡も。本は國にてすはの國といひしなり。此訪の字を古或は防にも方にも作れり。周防を日本紀に。景行十二年到二周芳の娑磨一とあり　信濃の國も。本防の字方の字抔書ても。すはとのみいひしをもて。周防もすはといひしを知るべし。和名抄は音便のまゝに記し。或は清濁のかなを誤り。其外の訛り多し。心して見るべき書なり○國の名は。此國中熊毛の郡の内に。周防の郷あり。和名抄に見ゆ。此郷の名より國の大名となれるなり　○周防

日本紀に。景行十二年到二周防娑磨一

○冠辭

○郡　六

玖珂(くか)　熊毛(くまけ)　都濃(つの)　佐波(さは)佐波音馬　吉敷(よしき)

長門　和訓栞に曰。長門の國は。豐前との間いと狹く

長き海門あれば。名に負ふなるべし。もと穴門と呼し事。日本紀に見えたり。日本紀仲哀紀二年。幸二穴門一云云。古事記には穴戸と書けり

○冠辭　うみをなす　我命を萬　君か代の私

○郡　六

厚狭　豊浦府　美禰　大津　阿武　見島

△中國　後世中國とは右山陽道八國をいふ。古しへは此言なし。

西海道　十一國

筑前　筑後

宣長曰。風土記に筑後國者。本與二筑前國一合爲二一國一と云り。かく二つに分れしは。何の御代ともしられず。書紀景行巻十八年のところに。筑紫後國あれば。それより前かはた分れしは。後なれど前へも及してかくは書るか。都久志と云名の義は。筑後の風土記に。三の說有り。中の一つに。昔このみちのくちと。みちのしりとの堺なる山に。荒歩る神ありて。往來人さはに取殺されき。かれ其神を人命盡神となむ云ける。後に祝祭りて筑紫の神と申すと有り。此說さも有ぬべくきこゆ。式に筑前國御笠郡筑紫神社あり。此神なるべし。今二つの說も共に。盡しの意なれど。ひがことゝきこゆ。又書紀の私記に。國形の木兎に似たる故とあるを。世々の物しり人も用ひたれど。これも僻言なり。又近き世に。貝原の某が釋名といふ物に。古しへ異國より。寇來るを防がむがために。筑前の北の方の海濱に。石垣を多く築せ賜ひし故に。築石の意ならむと云る。是もよし有りと思ゆれど。異國の賊を防がれしことは。上つ代にはなき事なり○日本釋名に云。筑前太宰に官府有し故に。九州をすべて筑紫と名付し事。大和に都有し故に。大和を日本の惣名とせしにや。

○風土記抄に。允恭天皇の時。異國より紫草を貢して筑紫に着。筑は著の義なり。故に筑紫といふといへるは僻言也。

○冠辭　しらぬひ　うまのつめつくしの崎

こゝろつくし

△伊蘇國紀八ノ五今謂伊覩者也。

○郡　筑前十五

怡土　志摩　早良　那珂東西　席田　糟屋
宗像　遠賀　鞍手　嘉麻　穂浪　夜須　下座
上座　御笠

筑後　十

三原　生葉　竹野　山本　御井　三瀦　上妻
下妻　山門　三毛

肥前　肥後　古しへ只肥國といふ。宣長曰。前後と分れたるは。何れの時ともしられず。書紀神功卷に。火前國と見ゆ。後に火と云事を忌て。肥の字には改めしなるべし。

○書紀景行卷に。五月從葦北發船到火國。於是日沒也。夜冥不知着岸。遙視火光。天皇詔挾抄者曰。直指火處。因指火往之。即着岸。天皇問給其火光處曰。何謂邑也。國人對曰。是八代縣豐村。亦尋其火是誰人之火也。然不得主。茲知非人火。故名其國曰火國とあり。又肥後の風土記には。肥後國者。本與肥前國合爲一國。昔崇神天皇之世。益城郡朝來名峯有土蜘蛛。名曰打猴頸猴。二人率徒衆百八十餘人。隱於峯頂。常逆皇命。不肯降服。天皇勅肥君等祖健緒組。遣誅彼賊衆。健緒組奉勅到來。皆悉誅夷。便巡國裏。兼察消息。乃到八代郡白髮山。日晩止宿。其夜虛空有火。自然而燎。稍々降下。着燒此山。健緒組見之。大懷驚怪。行事既畢。參上朝廷。陳行狀。奏言云々。天皇下詔曰。剪拂賊徒。頗無西眷。海上之勳。誰人比之。又火從空下燒山。亦怪火下之國。可名火國とありて。次にかの景行天皇の故事を擧たり。そは書紀と同じ。但し國人の對奏せし語は。此是火國八代郡火邑。但未審火由とありて。于時詔群臣曰。直之非俗火也。火國之由。御所以然とあり。（火の邑は和名抄に肥後國八代郡肥伊是なるべし）宣長曰。是らをあはせて思ふに。火てふ名は國にまれ邑にまれ。既く崇神天皇の御世に始りしなりけり。

○又曰。筑紫の島を有面四と云て。肥國を其一つにされり。然るに。國圖を考るに。肥前と肥後とは海の隔りて地接かず。正しく二つに分れたれば。面一つには取難き國形なり。考るに右に引る書紀。又風土記杯の火國の故事は。地の名によるに皆肥後の國の地なり。然れば肥國といひしは。初はたゞ肥後の方のみにて。肥前の地は本は筑紫の國の內なりしか。やゝ後に肥の國には屬しにやあらむ。肥前は筑前筑後と。地接きて此三國は。面一つにも取つべき國形にて。肥後は淸く離れたればなり。されどこれらは。上つ代の事さだかには辨へ難し。只心みに驚かしおくのみなり○又曰。日向の域も北の方半國ばかりは。もとは肥の國の內なりけむを。肥後と日向とは面一に取つべき地形なりやゝ後に分れて。一國にはなれるなり。

△めつら國紀九ノ三　今謂松浦訛焉

○冠辭

○郡　肥前十一

基肆　養父　三根　神崎　佐嘉　小城府　松浦

杵島　藤津　彼杵　高來　肥後十四　玉名　山

鹿　菊地　阿蘇　合志　山本　飽田　託麻

益城　宇土　八代　天草　葦北　球麻

豊前　豊後

古しへ只豊國といふ。宣長曰。豊國はとよくにと訓べし。何れのふみにも皆然り。とよくにとはいはず是も後に二國に分れしは何れの時ともしれず。さて書紀景行卷十二年下に。遂幸筑紫到豊前國長峽縣興行宮而居故號其處曰京也。冬十月到碩田國。其地形廣大亦麗因名碩田也と有り。風土記も、此事ありされば其國の大名を。豊國と云も此意なるべし。豊はゆたけく大きなる意なり。豊後國風土記の豊國の名の説はいかゞ碩田は後に郡となれり。和名抄に、豊後國大分郡是なり又大隅國桑原郡にも。大分豊國といふ。二郷並てあり。是は別なからよし有ことなるべし。

○冠辭　あづさゆみ　ひきとよ國。

○郡　豊前　八

田河　企救　京都　仲津　築城　上毛　下毛

宇佐

豐後 八

日高 球珠 直入 大野 海部

大分 速見 國埼

日向 かを濁るはわろし。書紀景行卷に。十七年三月。幸子湯縣遊于丹裳小野時。東望之謂左右曰。是國也直向於日出の方と有。萬葉十三に。日向に云々。龍田風神の祭の詞に。朝日の日向處などあり○宣長曰。日向の國の古事記の。筑紫のうちへ入らざることは。上つ代に其地は。猶肥の國と熊曾國との內にありて。未別に一國には立ざりしほどの傳へなるべし。

○冠辭

○郡 五

臼杵 兒湯府 那珂 宮埼 諸縣

大隅 續紀に。和銅六年。日向の國四郡をさきて。大隅の國をおくと有り。此國中大隅の郡大隅の鄕あり。よりて國の大名とせり。

○冠辭

○郡 和銅の時四 和名抄八

肝坏 坏和名抄作屬 贈於 和名抄囎唹に作り假字た曾於とかけり 大隅 始羅

以上和銅の時より以下和名抄 菱刈 桑原府 馭謨 熊毛

薩摩 宣長曰。薩摩も。上つ代には。熊曾の中にこもれり。やゝ後には日向の中にいれりしなり。續紀大寶二年の所に。筑紫七國とあるも。日向に大隅薩摩はこもれる故なり。又書紀に瓊々杵尊の御陵を。日向の可愛の山陵とある。此可愛は和名抄に。薩摩國頴娃郡頴娃の鄕あり此なり。されば是又古しへは。薩摩までをかけて。日向と云し證なれば。なほ古しへ日向てふ名のなかりし以前は。熊曾の國といふぞ。薩摩迄かけたる大名なりしこと知べし。

○國の名の義は。此國中に薩摩の郡あり。よりて國の大名とせり。其義はしらず○日本釋名に。薩摩は陘間也。陘は連山中絕なり。さちは陘の字の訓なり山多くして山間に有る國なれば。かく名付しなるべしと。又和訓栞には。薩人の守島の義なるべしといひ。又加茂眞淵冠辭考に

は。かの海の幸(さち)有る隼人の住故に。幸島(さつしま)と云を略きていふならむといへり。されど本郡の名より出し事なれば。さ程の義は有間敷事とおぼゆ。諸の郡の名の如きことごとくに。其義有るにもあらず。しひて說をなすは迷へり。

○此國は。上古熊曾の中にこもり。其後日向の中にいり。又後に隼人(はやひと)の中にいり。やゝ後に今の薩摩の國となり。一國にはなれるなり。宣長曰。隼人は波夜毘登(はやひと)と訓へし。後世に「はいと」と云は。夜毘は伊と約まれ共。なほ訛りなるべし。又書紀の訓などに「はいてん」とあるは。いよよ正しからず。又今の世に「はやと」ともいふは。「はいと」と云たぐひなり　隼人と云者は。今の大隅薩摩二國の人にて。其國人は絶れて敏捷(はや)く猛勇きが故に。此名あるなり。古言に。たけきをはやしとも。としともいへれば。はやといふにたけき道も有る也隼の字を書事は。はやき事此鳥の如く。又はやぶさてふ名も合へればなり　景行・仲哀の御世の頃。熊曾といひし者も。是にて即其國を熊曾の國と云き。又そを隼人國と云るは。續紀二に。大寶二年。先レ是征二薩摩隼人一時云々。唱更國司等今薩摩國也言云々とある唱更(はやひとの)これ隼人なり。拾芥抄の改名。所々の部に。薩摩國元は唱更と有り職員令の隼人司義解に。隼人者分レ番上下一年爲レ限云々。とある意を以て其頃唱更とは書たりしなり。今薩摩國也とは、續紀撰はれし時の註なり　萬葉三十五丁に。隼人の薩摩の迫門(せと)六二十二丁に隼人のせとなど云るも國の名なり。書紀孝德卷に。薩摩之曲(くま)右に引る續紀に。薩摩の隼人。萬葉に。さつまのせとなどある「さつま」は國の名には非ず。隼人國中の地名なり。後迄さつまの郡あれば。其あたりの名にぞ有けむ。　そを薩摩國とは後に改められたるなり。又曰さて隼人とは。今の大隅・薩摩二國の人を云る。中にも隼人國と云しは。今の薩摩の國の域(ところ)なるべし。大隅は和銅六年に。日向より分れたる國なればなり。但し上古には薩摩迄かけて日向國とも云しかば。其中に薩摩より大隅かけてを。殊に隼人國と云しにも有るべし。さて國名の薩摩と改まりしは。大寶より靈龜迄の間なるべし。其故は右に引る。大寶二年の紀には。唱更國とありて。養老元年の紀に始めて。大隅薩摩二國の隼人とある。此薩摩は既に國名なればなり。萬三上六　隼人の薩摩のせとを。雲井なす遠くも我は今日見つるかも。

○冠辭　はやひとの

○郡　和名抄十三今十四

出水　高城　薩摩　甑島　日置　伊作　阿多
河邊　頴娃乃（和江）　揖宿（和以夫須岐）　給黎　谿山
鹿兒島（以下今）　馭小島

吾田國　神代紀二。六到於吾田長屋笠狹之碕云々。地名釋日本紀に。婀[illegible]國は今の薩摩國を云歟。彼國に阿多郡有りといへり。

筑紫島（古事記日本紀は筑紫とかけり）今俗にいふ九州の事なり。九州は右の九國なり。職原抄に。九國と書り。宣長曰。是も伊豫の如くもと一國の名より出で。四國（筑紫豐國肥熊曾）の總名にはなれるなり。此島後に西海道（北山抄云西之道）といひ。九州となる。（俗に九州と云）つくの國亦つく島の島（秘中抄）釋日本紀曰。筑紫洲此地形如木兎之體故名之云々。

有面四島　古事記に。次生筑紫島。此島亦身一而有面四。毎面有名故筑紫國謂白日別豐國謂豐日別肥國謂建日向日豐久士泥別熊曾國謂建日別と有り。面四ありとは。筑紫と豐國と肥國と熊曾國と四つ也。

即ち是も右の九州をいふ也。

こゝの國　九國を云。蜻蛉日記中上八。長歌に九の國島二をば詠むらん。

熊曾國　宣長曰。熊曾國は。曾國なり。曾といふは。本神代卷に。日向の襲さ有る地にして。大隅の贈唹郡是也。國名となりてありし事は。書紀景行卷に十二年。議討熊襲。於是天皇詔群卿曰。朕聞之襲國有厚鹿文迮鹿文者。是兩人熊襲之渠帥者也。衆類甚多。是謂熊襲八十梟帥。其鋒不可當焉云々。又十三年。悉平襲國と有り。これをもて襲國即熊曾なることをも知べし。彼梟帥共のいさ建かりし故に。熊曾とは云也。熊鰐熊鷲熊鷹なども。皆猛きをいふ稱なり。さて曾と云名義は。古語拾遺に。天鈿女命。古語。天乃於須女其神强悍猛固。故以爲名。今俗强女謂之於須志此緣也と見え。源氏物語帚木の卷に。かくおそましくはいみしき契。深くとも絕て又見しと見え。俗語にもおそきおそろしき抔いふ。されば曾は此於曾のつゝ

まりたるにて。是も猛き意なるべし。書紀に。襲と云字をしも用ひられたるも。本の言於曾なる故なるべし。又思ふに。曾は勇男のつゞまりたるか。佐乎を約むれば曾にて。伊を略くは常なり。書紀に渠帥をも いさを と訓り。又功をも伊曾と云を思ふべし。書紀仲哀御養神佑の言に。彼國のことをそじしのむなくに」あり。是よりそこの名にもなりつと見えて。神代卷に。そじしのむなくにをひたをより云々とあり。此膂より出たるかともおもへと。景行の御代に。既に熊曾建の名あれば然るはあらず。さて筑紫の島を。四つとして其一つを熊曾國と云るは。後の日向の南の方半國計より。大隅·薩摩の地迄を。凡て云し上つ代の大名なり。

○書言字考に云。本朝上古呼東夷曰蝦夷。斥西戎爲熊襲といへるはあらず。筑紫島の西四つの一つにして。本よりの國の大名なる事。上に記したるが如し。

隼人國 上の薩摩の下に詳にいへり。

おくの國檜垣女歌集に。年なと老衰。

壹岐 古事記に。伊伎島と有り。宣長曰。萬葉十五二十五丁に。ゆきのしまと見え。和名抄にも。壹岐島由岐と有によりて。ゆきを古訓と思ふ人あれど。書紀繼體の卷の歌に。以祇とよみ。此古事記にも伊の字をかき。壹の字も由の假字にあらねば。本はいきなること明けし。然れ共懷風藻に。伊支の連と云姓を。目錄には雪の連とかき。又萬葉にゆきと有る杯を以て思ふに。必由伎とも通はし云べき。故有る名の義と見えたり。行も通はして伊伎とも云りこれも同じ例なり故思ふに。書紀天武卷に。齋忌此云踰既とある齋忌は。伊牟·伊波布·由麻波留·由々志·由豆·伊豆。などさま〲にいふ言にて。伊と由と通へり。かゝれば齋忌も古しへは。伊伎とも云へし。さて若くは息長帶比賣命の辛國なうちにいてましゝなりなどにもや此島にして。神祭り坐すとて。齋忌の事ありけむ。故の名にもやあらむ。齋忌古しへは大嘗にかぎるべからず又は辛國へ渡るに。先こゝに舟とめて息む故に。息の島か○又曰されど國所の名は。凡て昔いささかの因縁をもて。つけそめしが多かれば。後の世の空かむかへは。理りこそさもあらめ。實には當れり

やあらずや。定め難くなむさりとては。たひたふるにしられずとて。有るべきにもあらねば。人も我も心のかぎり。おしはかりことはするなり。

○日本釋名に。いきはゆきなり。浪高くして潮の白き事。雪の如し。是古人の說なりといへるもあらず。

○光則按に。此島中壹岐の郡あり。よりて一島の大名とせり。ゆきをいきと書は。こがを久我と書と同例なり。古は壹岐と書てもゆきと訓しなるべし。愚按

○冠辭　しろたへの

○郡　二

壹岐(ゆき)　石田(いしだ)

對馬(つしま)　古事記に。津島と有り。宣長曰。名の義は萬葉十五廿六丁に。毛母布禰乃波都流對馬とよめる如く。韓(から)國の往還(ゆきゝ)の舟のはつる津なる島なり○又曰。魏志と云から書に。此島の事を對馬國とあり。こは此方にて古よりかく書るを見て。取れるかとも思へど。さにはあらず彼書の出きつるは。晋の世なり。そのかみ御國にかゝる。假字のつかひさま有べくもあらず。只津島と云を。彼國にて聞傳へ誤りて。かくは書る物なり。さて書紀にやがて。此文字を假字に取用て。津馬島(つしましま)とかゝれたり。津島の假字に。對馬とかゝむはさる例あれば。さも有りなむを。島の字を添られたるこそ。いと心得ね。島と重ねていふ名は有べき事かは。淡海の海抔云例とは異なるをや。敏達の御卷には。津島とかかれたる所あり。是古しへの書ざまなり。

○冠辭　もゝふねのはつる　あらねよし

又　ありねよし

○郡　二

上縣(かみつあがた)　下縣(しもつあがた)

右やまとの國。上つ代やしまと分ち。中つ昔より六十八國に分てり。今の俗六十六國といふは。職原抄に六十六國二島といへるによれり。二島は壹岐對馬をいふ。かく職原抄にいへる事。いはれなき僻言(ひがごと)也。淡路島·佐度島·隠岐島是らを國といはば。壹岐·對馬も國に非や。壹岐·對馬を島とせば。此三つも島に非ずや。故島と國と分たば。六十三國五島と云へし。若日本紀

の文に。對馬・壹岐及處々小島。皆是潮沫凝成者矣と有によりて。此二島を外にせば。亦日本紀に。蛭兒と淡洲の不ㇾ以充ニ兒數(みこのかずには)一とある淡路島を。六十六國の内へいるゝはなにぞや。且古事記によれば。是らの事なきをや。かにかくに一犬吠ㇾ虚て百犬傳ㇾ實とかや。いへるもろこしの喩(たとへ)のごとく。生物(なま)しりのさかしらして。後の世人迄をあやまらしむる事。可ㇾ惡可ㇾ悲○國の數六十八に定まりしは。五十二代嵯峨天皇。越前をさきて加賀の國を置給ひしよりなり。

鎭西　中つ昔筑紫九州なりを鎭西と云ふ。爲朝筑紫に居しをもて。鎭西八郎と云し是なり。本鎭西は府の名なり。職原抄云。聖武天皇天平十五年。始置ニ筑紫鎭西府一。先ㇾ是有ニ太宰府一號ニ云々一。鎭西府は其本太宰府と云し也。

外つ國

琉球(うるま)　うるまの國とも島共いふ。千載俊成卿の歌に。おほつかなうるまの島の人なれや我言の葉は不聞顏なる。とよめる此國なり。名の義は未思ひ得ず。中山國とも書。三線或に三絃又琉球絃ともいふをうるまことゝいふ。此國より此器永錄年中始めて。泉州境の津へ來る故に然いふなり。

○冠辭　ことさへく　さひつるや

凡蝦夷並外つ國は何れにても此冠辭なるべし

新羅(しらき)　和訓栞に云。しらは斯羅也。きはくにの約きなれば。斯羅の義なりといへり。

○神代紀二。廿三忽至ニ海神之宮一云々。後豊玉姫果如ニ前期一。將ニ其女弟玉依姫一直冒ニ風波一。來ニ到海邊一云々以ニ其娣玉依姫一爲ㇾ妃。生ニ彦五瀨命次稻飯命一云々。此稻飯命は新羅國に出給ひしかば。其子孫新良貴(シラキ)を以氏となされしと。姓氏錄右京の皇別新良貴の所に云り。故海神之宮は。即新羅國也と古史通四に云り。海神之宮を後世龍宮といひて。今の琉球なり共いへど。こゝは新羅國なり。

百濟(くたら)　和訓栞云。舊多羅の義なるべし。多羅は韓國

の地名なり。

高麗（こま） 和訓栞云。高麗をこまと訓するは。狛ともいへば駒より轉じたるにや。彼國の方言なるべしともいへり。狛は狼に似て羊を驅の獸なり。

○日本釋名に云。からとは高麗なり。略語なりからうらいをからと云よりして。唐をもからといふなり。今筑紫の俗高麗人を。唐人と云に似たり。

から　和訓栞に云。韓國をからと云は。大伽羅國なり。漢唐抔をからといふ事は。後世の事にして日本紀には。漢をあや唐をもろこしとのみ訓て。からとよめる例なし。萬葉には。唐土を韓國とよめる歌あり。又漢人をから人とよめり。されば奈良の朝よりは。一つにいひしにや。今朝鮮に加羅島あり。慈鎮の歌にあたらしやえそから島の春の花ながむる人もなくてちりなむ右の新羅·百濟·高麗の三國を三韓と云。又朝鮮共いふ。三韓といふは。右の三國を馬韓·辨韓·辰韓共云ふ故なり。朝鮮の號は。明の太祖洪武三十年。高麗王顧の請によりて。詔して國號を朝鮮と改む。又按に。高麗をからといひしより。三韓を總てからといひ。夫より唐土をもからといひしなるべし。我邦の鄉の名より郡の名となり。郡の名より國の大名となりしが如し。又筑紫などの如し。三韓をみつのからと賀茂翁家集によめり。東路のふじの高ねの高しらす君が世仰く三の韓人

唐（もろこし） 日本釋名に云。唐の代にもろもろの物を。こし來りし故かくいへり○又漢とも唐土とも支那ともかけり。中華と書くは。彼方のみにて書事なり。我邦よりは彼國を蕃國とし。我邦を中華の心とす。彼を中華とし我を東夷などと思ふは。言にもたらぬ僻事なり。

黃泉（よもつくに） よみまた鹽ひの山。又九つのよなともいへり。萬十七。生死の二の海を厭ひみてしほひの山をしぬびつるかも。鹽干山か涅盤を指なり。

日入國（ひのいるくに） 唐土をいふなり。萬葉に。日入國所レ遣と見え。推古天皇の日沒處の天子。無レ恙乎とかゝれしも。

同唐國を指り。加茂眞淵祝詞考の序に。我邦を日出る國と書き。唐土を日放る國。天竺を日入國とかけり。

西蕃諸國　國號にかく訓り。

任那　日本釋名に云。垂仁天皇紀に。御間城天皇の世。額に角有る人一船に乘て。越の國に泊。故に。其處を角鹿といふ。その來りし人の本國の名を改て。御間城天皇の御名をとりて。任那をみまきと號す。和訓栞云。にみな日本紀に任那をよめり音なり。此國の號は我朝より名付たる事。垂仁紀二に見えたり。今朝鮮に屬す。宋書にもみえたり。按みまなとは御間名の義。みまきは卽御間城なり○角鹿は。今の敦賀なり。○崇神天皇御諱。御間城入彦五十瓊殖天皇と申奉る○書言字考に云。任那去筑紫二千餘里。新羅邊域崇神朝歸化於日本之國○俗にあまなといふは誤りなり。古き片假名に刀と書るは。民の省字にて三と讀べきを。誤てあとよめるなり。

常世の國　萬葉一。我國は常世にならん。略解云。とこしなへにかはらぬ國といふなり○萬葉四。常よにと我ゆかなくに。略解云。こゝは異國を云○雄略紀蓬萊山をよめり。仙境をいふなり。此外黄泉をもいへり。又神代紀。天照大御神の天の磐やに隱れましし。常世の思兼の神常世の長鳴鳥など云は。常夜の義なりといへり。○今俗に。常磐の國といふ○蓬萊山を亦よもぎが島共。後世の歌によめり○和訓栞云。常世は國常立の世と云意にて。祝稱なり。よつて顯宗紀室壽の辭にも。吾常世等と人を祝してもいひ。古事雄略紀の歌にも。舞する女常世にもかもといへり。又云日本紀中に。常世鄕といへるは。皆僻遠の地を指し。不變の意を祝していへり。よて雄略紀には。蓬萊を訓してとこよといへり。萬葉集に。吾妹兒は常世國に住けらし昔みしより若えましにけり。後拾遺集に。古の常世の國や變りにしもろこし計遠くみゆるは。

雜の考

國を分ち堺を定給ふ事

和事始に。日本紀に曰。成務天皇五年。諸國に令して以て。國郡に造長を立。縣邑に稻置を置き。並に縣を分ち阡陌に隨ひて。邑里を定む。因て東西を日縦とし。南北を日横とす。山陽を影面と云ひ。山陰を背面と云ふ。ここをもちて百姓安居して。天地無事なり。古事記に。成務天皇建内宿禰に。國々の堺を定しめ給ふ。是國界を定め給ひし始ならむ。其後崇峻天皇二年。使を東山道・東海道・北陸道に遣して。其國の境を見せしめ給ふ。孝徳天皇大化二年。畿内の國を定め。郡の大小を定め給ふ。天武天皇十三年。伊勢王を遣して。諸國の境を定らる。此事皆日本紀に見えたりといへり。本朝通紀にいはく。舊史に多く傳へいふ。國長を置堺を分つ事。成務天皇の御代に始まれりと甚不然。初景行天皇東夷の強暴をせめて。村に無長邑に無首。各封堺を貪るの語。日本紀にのせて昭かなり。もし初より村に無首長。國縣に無封堺は。此ことをもちて東夷を責給はむや。しかのみならず。神武天皇天下を統給ひて。以珍彦倭國の造となし。弟磯城をもて磯城の縣主となし給ひ。崇神天皇將軍を。四道に置て不服を討給ふ。此等の類あぐるにいとまあらず。などか縣主を置境堺を分つ事こゝに始まらむや。但上つ代は長主境域の分ち定かならざりしを。景行天皇二十四年。武内の大臣をして。北陸及東國の諸州を見せしめ給ふ。のちやゝ天下の境堺を定め。成務天皇の時に至りて。大に備るならむといへり。光則按に。此論然り。但し此成務天皇の時に至りて。大に備るならむとはあやまりなり。和事始にいへる如く。成務天皇の後。崇峻天皇・孝徳天皇・天武天皇など。國郡を定め給ひし事あれば。此時備はるとは不可言。天武天皇の御世や大に備るとも言べきか〇武内辨略云。用明帝の御代に五畿七道定る。

都並たけひのくに

和訓栞云。宮所の義なりといへり。按こはところの上下を省きたる詞なり。たけひの國は高日の國の義な

り。日高見の國と云に同し。中臣祓に用ゆ。都を指て云なり。赤染衞門集。みやこ出てけふここぬかになりにけりとうかの國にいたりにしがな。按疾彼國を。九日の縁にて十日の意に相對していへるなり。十日はとをかの假字なれども。大よそに當たるなり。

國郡郷村の制度

古へ道七道は國を統べ。國は郡を統べ郡は郷を統べ郷は村里を統べ村里は家を統たり。又莊園とも只莊とのみいへる事。後一條院の御宇の頃より有りしを。後の世は郷又莊と云事なく。只郡の村を統るのみなり。故に古しへの郷又莊の名も。大抵うせて其所の者　らぬ事になりにたり。但し郷は殘れるも有り。さて上つ代は郡を縣とのみいへり。日本紀成務天皇の御卷に。國郡立造長縣邑置稻置。分國縣定邑里とあるは。そのかみ漢籍ぶりの筆のあやに。かくは書なされたるものにして。國郡は只國といはむが如く。縣は實の郡にして。邑は郷なるべし○和訓栞云。縣は郡の古名なり。されば類聚國史の國造の條に。延喜の詔に。昔難波朝廷始置諸郡と見ゆ○國に國造を置縣に縣主を置事。神武天皇より始まる。成務天皇の御世縣邑置稻置と有は。上古の縣主の事にして。只此時縣主を稻置と名を改られし物なるべし。稻置も縣の長なればなり。稻置は本公田の御倉所なるにやと。和訓栞に見えたり。

○加茂眞淵祝詞考云。國造は成務天皇の御代より。其國の一所を賜り傳へ。國の神事にのみ預る事となりき。仁德天皇縣を郡として。國造を卽郡司とせられしかば。神事に預事はなかりけん。文武天皇慶雲三年に。是に神事をも兼行はせられたり。かくて後神事に言よせて。公事を缺事有しかば。桓武天皇延暦十七年より。また國造は神事のみにて。郡司は別に置きしなり。

○和事始に云。國造を皇極天皇の御代始て國司（くにのみこともち）と改られ。文武天皇に至て。又國守と改られ。源頼朝卿六

十餘州の惣追捕使となりて後。每國に守護を置る。此時よりして一國に二人の國守あり。公家より置を國司と云。武家より置を守護と云ふ。

○又云縣主後に郡領と云。又郡司と云。日本後紀云。去延曆十七年の勅書に曰。昔難波庭孝德天皇始て諸郡領を置る。昔は日本國每郡大領·少領と云官有り。是を郡司と云ふ。職員令に見えたり。今住吉抔に大領を家の稱號とする人有り。古しへの大領たりし人の子孫也。

○鄕も里も大方同じ。故に續日本紀。稱德天皇神護景雲二年の所に。下總國結城郡小鹽鄕小島村云々。靈異記には。越前國加賀郡大野里畝田村と書けり。鄕里ともにさととよめり。されど鄕は廣く里は狹し。さとの義狹處なるべしと。和訓栞にも云へり。里は戶令に凡戶以五十戶爲里。孝德紀にも凡五十戶爲里と見ゆ。よて萬葉に。五十戶をさとゝよめり。然るに里にも大小有て。令義解に若滿六十戶者は。割十戶立一里。其不滿十家者。隸入大村不須別置也とあれば。十家より五十家迄を里とせりと覺ゆ。出雲風土記に。意宇郡。鄕壹拾壹。里三十 島根郡鄕捌。里廿五 など有を見て。里は鄕より狹き事を知べし。

莊の事

○賴朝卿の頃。國々に守護を置き莊園に地頭を置くと云事有り。庄園は武用辨略云。和朝にては莊園抔云て。所領の事に用ゆ。其心を不得事なり。莊園と云時は。國守も守護もいろはぬ所なり。故に自昔恩許によりて。獨莊園を知とし。主となる者を呼て莊司殿抔と稱す。今の村士野武士地侍等に類して少異なり。其受知を領して村中の上に有る者なればなり。又莊屋と云は莊司に異なり。勿論莊屋と云に。武士の族多しといへ共。大概土民多し。只富て所民の上に列座する計なる故。所詮國主の領下農夫の長として。私領とするに非ず。然ば莊舍屋敷の意にて。屋園の秀稱ならん。若し私領恩許の地を有て。有功武士ならば常の野士にはあらず。尤莊司と云共可ならむか。又云地頭は式抄に。

關東以前此號なし。此事貞應の宣旨に見ゆ。是頼經幼君の時より始所の號なり。或書曰。文治元年諸國の地頭職を賜ふと云々○按に。莊はふるく孝徳紀二年に。處處田莊（タノトコロ）と見ゆ。通證に後世所謂莊園也。通證に後世所謂莊園（タノトコロ）也と云り。又云東鑑丹後國志樂莊伊禰保云々。按和名抄志樂屬加佐郡。蓋此謂鄕爲莊也。然以不封地而賜田者稱莊園。監之者稱莊司。莊官保猶孝徳紀五家相保云々。莊司と云事は和訓栞云。後一條院治安三年。院莊司見ゆ。中世以來諸官及朝臣の國々にて。地を賜はるを莊園と云ふ。其家により司人を置て主維せしなり。よて國衙と莊園と別々に命令をなす。頼朝よりは國々に地頭を置ていつとなく莊司の號もなく莊園も武家の威權に押へられ。鄕司保司など稱せしなり。されど豐太閤の時迄。熊野の八莊司など有りき。又云莊園は是郡にあらず。境界も定らずなりしより諸國に。何の莊といふ其名の遺りなりといへり。正統記に。中古となりて莊園多く立られ。不輸の處出來しより。亂國となれり○光則按に。中古より以後莊といふもの。廣大になりて鄕と大方似たり。よりて鄕をも莊といへるなるべし。我國にても昔栗原郡を。四に分一迫を姬松莊。二迫を尾松莊。三迫を高松莊といひ。外二十三村を栗原莊といひし由。觀跡聞老誌にいへり。

國郡鄕村の和語の事

くに　和訓栞云。國をも郡鄕をもくにといへり。與をくみとよめる意にて。相與する土地をいへるにや。日本紀萬葉抔に。郡縣鄕邑をくにといひし物多しといへり○日本釋名に。郡の字音を轉して。くにと訓すといへるはあやまれり。文字の我國へ渡りしは。いと後の事なり。くにといへる詞は。上つ代よりあり。時をもて不然を知べし。

あかた　和訓栞云。分つと通せり。斑田（あかち）は令に委し。縣をあかたと訓するは此略なり。斑田使は朝廷より六年に一度つゝ。國毎の田地を改らるゝよりて斑田使と云ふ。

こほり　和訓栞に云ふ。小治(はり)の義なるべし。又三成勅記に。國郡縣邑と書れど。縣は郡の古名なり。されば類聚國史に。昔難波朝廷始て置二諸郡一と見ゆ。

さと　和訓栞に云。狹處の義なるべし。

むら　和訓栞に云。群居の義也。

くるしき海　世界をいへり。金葉集あみたふとさなふる聲をかぢにてやくるしき海をこきはなるらん

ひなの都並遠の朝廷の事

和訓栞にいはく。萬葉集にひなのみやこと。越中の國府をいへり。又云。萬葉にとほのみかどといへる。遠き國の朝廷をいへり。太宰府などを指せり。又韓國を指なりといへり。光則按に何れの國にても。府の有所は然か言ふ。遠のみかどもひなの都も同じ語なり。今いふ只の城下にては不レ可レ云。府は天子より立置給ふ所故。鄙にてもみやこといふなり。王の官府故なり。我國の鎮守府。筑紫の太宰府。越中の國府の類。皆官府なり。今は江戸のみにいふべし。

○山東(サントウ)　令義解曰。山東謂二信濃與一上野一界山一也

○坂東(ハントウ)　令義解曰。坂東謂二駿河與一相摸界坂一也　續和漢名數云自二筥根一以東稱二坂東一

○關東　續和漢名數云。自二逢坂一以東稱二關東一按吾嬬(アツマ)(亦作レ東)と云も關東の事なり。逢坂の關のあなたもまだ見ねばあづまの事もしられざりけり。(大江匡衡)とよめる歌又古今集東歌の歌に。伊勢國甲斐など有をもて知べし。

ほとすかの國

日本紀に。附庸をよめり。ほとりかすかの義。松前は奥州の附庸。琉球は薩州の附庸の國なり。

大國　職原句解曰。大國十二所レ謂大和・河内・伊勢・上總・下總・常陸・近江・上野・陸奥・越前・播磨・肥後なり。

田舎　和訓栞に。田居の中といふ義にや。又堰中といふにや。韻會に邑居ゐ市野廬ゐ井と見ゆ。いせ物語に中ゐなか共見えたり。

全浙兵制に載る歌事足らぬ人も都に有物をゐ中に住ときのみ歎きそ。光則按。此歌そを禁の詞に用たる誤

なり。日本釋名に。ゐなかはひなかの通音にて。田家は日長く思はるゝ物いふといへるはわろし。萬葉に。たづかねの聞ゆる田居に菴して我旅なりと妹に告こそ。此田居も田舍と同じ意なれば。田居中の說に從ふべし。亦いなしき共いへり。堀河院次郎百首いなしきや外面の小田に立鳴のかくれぬ計ひつち生けり

群國和名考下終

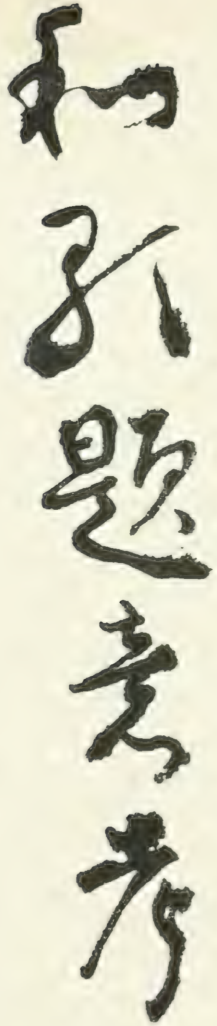

解題

和歌題意考四卷は。渚の舍保田光則の撰著にして。其書名の如く古人が。よみたりし歌の題を。イロハわけにし。其題意を說き明かしたるものなり。蓋歌をよまんには。先其題意をよく會得して。趣向を立てざれば。いかによみいづるも。題意に戾るが故に。歌の形をなしたるのみにて。其意通せざる可し。光則學和漢を兼ね識古今に達し。頗る該博と稱せらる。故を以て其說く所は一に肯綮に當り。且つ題詞の出所を明かにし。又間古人の詠歌を引て之を例證せり。誠に永言家の指南車と謂ふ可し

光則の傳は第四卷撫子日記に載せたれば之を略す

和歌題意考

凡例

一題の下の左に。ちひさく書きたるは。四季戀雜などの紛はしきを記したるなり。明かなるをはかゝず

一題の下の右に。ちひさく書きたるは。其題の出處なり。是も何の書にも出でゝ。目に馴れたるは記さず

一題意は明かなれども。よみやうのあるは。載せてかなを付けたり

一題意もよみやうも。明かなれども稀なるのは。其出處を見合せんが爲めに。のせたるもあり

一結題とあるは。外に何々と結びていへる題にて。是のみにあらざるなり

一類題和歌集文字誤多し。能く心付て見ずば。誤を受くる事あるべし

一端書してよめる。又は怜野集等近代の歌書に。古人の出題にあらざるは。上に三角をかきてしるしと

す。是等をよむ時は端書にして。何々の心をよめるなど書くべし

一物名又折句・沓冠等に。題としてよめるは。必ずしも古人のよみ馴れたるには限るべからず。是等は事に臨み物に隨ひて。古人もよめりと見えたり。今も然るべし。是等も上に三角を記したるは。廣く題といひ難きものなればなり

一此書専ら題の意を。さとり得ん爲に物しつれば。證歌をば擧げず。されどたま〲とき言のみにては。さとり難く證歌にてよく心得らるゝやうなるは。擧げたるもあり

一要増補題字要解　一山古之山踏　一題増補題林抄　一袋ぬさ袋

一雑歌林雑木抄　一類類題和歌集　一覧雅言集覧　一新新題林

一堀次堀河次郎百首　一怜怜野集　一行年中行事歌合　一秋秋の寝覚

一歌歌袋　一心心之種　一按悳按

嘉永五年八月　保田光則

和歌題意考巻之一

保田光則輯

い

色(イロ) 雑色(サウノイロ) 雑 要解云。五色何にても取り用ふべしといへども。四季に預らざるものなるべし空の色 夕日の色 松の緑の類なるべし。

徽安門院

緑こき日影の山のはる〴〵とおのれまかはす渡る白鷺

厭(イトフ) 厭戀 題林云。思ふ人にいとはるゝ心なり。我方よりいとふにはあらず 山踏の説亦同じ 秋厭戀の厭も同じ

幼戀(イトケナキコヒ) 山踏云。まだ年をさなき人を思ひそめ。又幼なくても戀する由をよめり。

云切後增戀(イヒキリテ) 類

類政

家集
言の葉を聞かす顔なる涙かな思ひ絶えなはなれも絶えなて

云切後初增戀 頃按。切字は初字をば誤りて添へたりと見ゆ。除き去るべきなり。云ひ初て後增戀と。本有りしなるべし。

尊應

いひ初めし心の色は唐なるのあるよりもこき言の葉の末

賤 被輕賤戀 幽 幽思 幽情 雑 要解云。是等の心の中のふかき思ひをいふなり。凡て述懐に似たり。

七夕幽思 家 又云。七夕にわか幽情を述ぶるなり。然るに。たなばたのはたの上を幽に思ひやると解きたる註あるは甚だ非なり。幽思幽情など用ふる時は。ふかきと訓むべし。かすかといふより誤れるは字義に疎き故なり。

幽栖春來る 歌云。幽栖は世をのがれたる住居を云

ふ。

祝　祝言とかはる事なし。慶賀とは少し異なる事。慶賀の所にいへり。

石清水臨時祭　春　堀次　年浪草云。又是謂南祭。三月中午日被行之。一。江家次第云。起天慶五年四月二十七日、平將門亂逆報祭賽(リヘリマウシ)也。天祿二年三月八日臨時祭。其以後毎年祭之。一。公事根源云。先中の辰日試樂有り。舞人竹臺の本にて竹林をかざしにさし云々。一。十訓抄云。一條院の御時。實方中將祭の試樂に遲參有りて。かざしの花を給はざりければ。舞人に挿頭なくてはとて。竹臺の本により。呉竹の枝を折りてさしたりける。目出度由人々ほめあひたり。此より後。試樂のかざしには竹をさすとぞ。

稻荷詣　春　堀次　神社啓蒙云。稻荷社者。在山城國紀伊郡。去京城東南一里許所祭。祭神三座。下社大山祇。中社倉稻魂(ウカノミタマ)。上社土祖(ツチノミヤ)云々。一。神　拾遺云。今傳五座說田中社一座。四大神大座。合五座。弘長三年有告。文永年中奉併也。一。年浪草云。稻荷詣亦由來久矣。紀貫之集第一云。延喜六年月次の屛風に。二月初午いなり詣したる所。獨のみ我越えなくに稻荷山春の霞の立ち隱すらん。又云。此神へは七度詣る例なり。拾遺集。瀧の水返りてすまば稻荷山七日登りししるしと思はん。枕草子にも七度と侍り。

出湯(イデユ)　雜　堀次　溫泉の事なり。いでゆとも讀ゆとも。又走り湯などゝよめり。

五日節會(イツカ)　夏　行　行云。五月節會のこゝろなり。五日宴を群臣に賜ふなり。今は絶えてなきにや。左右近衞左右兵衞菖蒲の車とて奉る。又あやめのこしとて。南殿にかきたて侍るなり。

至(イタル)　到(イタル)

山館冬至　雜木には冬至を冬來と出せる。何にても同意なり。山館は山家の心にて相叶ふかとあり。

山居冬至　怜　山館冬至と同意なり。

入

樵歌入山　木こりの歌うたひつゝ山に入るの

心なり。されど歌には。山より出づるさまにもよめり然れば只山にて。樵夫の謡ふ事によみてもよかるべし。入の字必ずしも拘はるべからず。

文明十三、六十八　　信量

草刈の笛は麓の野邊の暮うたふ木こりも聲はこふらし

ろ

[爐火] 埋火と同じく。是もうづみびとよむなり。ゐろりひとはよむべからず。

[盧橘] 夏　山谿云。橘ニ題共に同じ。上林賦云。夏熟盧黒色也。蓋近是乎 圓撰活法 一。年浪草巻之四下六云。漁隱叢話後集引藝花雌黃云。戴叔倫詩。盧橘花開楓葉衰。東坡集中云。眞覺院有路花牡丹也。花時不暇往。四月十八日與劉景文同往。賞枇杷作詩。有魏花非與東坡之意相戾。山谷以謂夔湘間有一種色黑而夏懸者。疑爲盧橘予嘗攻之。張勃呉曰。朱光祿爲建安庭有橘。冬覆其樹、春夏色變青黑、味絕美。魏王花木志曰。蜀土有給客橙、似橘而非也。若柚而香。冬夏花實相繼。通歲食之。亦名盧橘。則似非枇杷云々。復不知東坡何所據而言、光則按に。歌には盧の字に拘はるべからず。只花橘の事にのみよみ來れり。

[爐邊女談] 戀 雜　埋火をかこみて女と物語する心なり。

路

[世路知夢] 雜　袋云。世路は世を渡る路といふ心にて。たゞ世間の有樣の夢のやうなるといふ事なり。

[路次] 結　又云。次の字心なし。

[路雲雀] [按] 人の路行く心にも雲雀の上にて。雲居にあがる道又おのが道芝などゝもよめり。何れにても道といふ事あればよきと見えたり。

[山路何] [關路何] [棧路春雨] [按] 此等の題は。行歩の意ありてもなくてもよし。

[行路何] [驛路何] [野徑何] 是らの題は。皆行歩の意あるやうにのみよめり。

は

〔初戀〕はじめのこひとも。はしむる戀ともよみ。又はつこひともよめり

〔春〕〔春樹物戀〕類二十一の十七　無引歌

〔春駒嘶〕〔山家如春〕袋云。冬ながら梅も匂ひ鶯も鳴きて。山住の早春のやうなる心にもよみ。鶯は古巣ながら鳴く由をもよめり。

〔春草〕歌云。よみ方若草に同じきも難なし。然れども若草は。只萌え出づるさまをのみよみ。春草は。春花さく草さいたつまつ花などをもよむなり。但蕨すみれなどをよむも難なしといへども。又一題として外にあれば。其題をよみふするやうにはよむべからず。

〔初〕〔老後初戀〕袋云。年老いて後人を戀初むるなり。按に。我若き時より戀せずして。老いで後初めて戀するには非ず。

〔恥〕〔見花忘恥〕袋云。花を見て我身の老いたるをも忘れ。朽木にたぐふ姿をも忘るゝなどよめり。

〔花〕〔花雲〕袋云。只ちる花を雲に見たてたるなり。按に然らず。咲きたる花を雲と見るなり。古今序。春のあした吉野山の櫻は。人丸が心には雲かとのみなん覺えける。

〔常見花〕袋云。咲き初めしより散るまでの間。目かれず見る心なり。

〔花根〕袋云。是は落花の根にちりたる心をよめり。

〔花手向〕又云。花の枝を折りて神に手向くる心をもよみ。神のます杜の梢の花を白ゆふに見なしてもよめり。

〔花麻〕袋云。花の水に流れ風にちるを。ぬさにも譬へ又神垣の花にもよめり。

〔花袂〕袋云。霞の袂とも。さほ姫の袂とも。又我袂にてちる花をおほはましなどよめり。

〔花衣〕袋云。是は我衣なり花染の衣。山分衣などよめり。

〔花鏡〕袋云。是は花の移る水を鏡にみたてゝ。春の水

すめる鏡。ちる花の下行く水などよみ。又野守の鏡をよめり。

[花使] 又云。花の盛を告ぐる使の事をよみ。花の枝を折りて贈る使の事にもよめり。

[花便] 又云。花を便にして人をもとひ。人にもとはるる心にもよみ。又風の便にかけて花の事をよめる歌もあるべし。

[花面影] 又云。まだみぬ花の面影を慕ふ心にもよみ。散りにし花の俤の殘る由などもよめり。

[花形見] 袋云。空に消ゆる白雲を。花の形見ともよみ昔の花の袖の形見は。墨染の色に名殘のとゝまらぬよしなどもよめり。

[野花] 拾秋 [秋花] 拾 [草花] 拾秋 是等皆秋さく草花なり大方結題其也。但野花は春の題にも出。それは櫻花なり。

[稻花風] [曉見稻花] 袋云。何れも稻葉穗なみなどとよみて叶ふべし。又[稻花風] 續古ひたはへてもるしめ繩のたわむまで 秋風ぞふく小山田の庵 西行 かやうに小山田の庵とばかりもよめり。按に。花といふ字は歌によます。

[門田稻花] 又云。御集 山里の門田の稻葉風こえてひと色ならぬ浪ぞ立ちける。かやうによませ給へり。按拾野集稻花の證歌に。詞花集の。打群れて高倉山につむものは新たなる世の富草の花 といふ歌を引きたれど。是はもと雜下大嘗會の歌にて。備中國高倉山にあまたの人花つみたるかた書きたる所によめると詞書ありて。花を摘むを。倉に稻を積む意に取りなし。尋常の野山の花を稻花に取りなせるのみにて。まことに秋の稻をよめるにあらず。又實に稻花を取りて倉に積みいるゝ物にもあらず。只詞の緣によめるなれば證歌とはなし難し。

[萩] [秋情寄萩] よの部寄の所にも出せり 哥云。秋のあはれを萩に託する心なり。秋情は秋心とあるも同じ。袋云。萩を賞する餘に。秋の情を萩によするといへるなり。

萩散潺湲 又云。潺湲はやり水也。下ゆく水ともよめり。哥云。拾玉には木影の水にうつる類をもよまれたれど。萩の散浮べるを常とすべし。

促織 拜趨積年 袋云。年をへて君に仕ふる事なり。拜趨年久上に同じ心なり

腹赤御贄 春行 腹赤は鱒のことなり。行云。景行天皇の御時。肥後國宇土の郡長濱にて。此魚をつりて奉りけるを。年ごとの節會にぐうすべき由定めおかれたるなり。元日に定められたれどもちさんなれば七日にも奉るとぞ。

放生會 秋行 行云。八月十五日は。八幡の御神のはうしやうゑの事さま／＼因縁侍れども。ことなる事なきによりて記し申さず。たとへば。いけるを放つ御誓ひ。放生會のいみじき事。最勝王經。長者子流水品の池魚の事より起れるにや。神功皇后新羅をせめ給ひける時の御誓など。さま／＼申侍る事あるにや。

寄萩戸戀 行 行云。萩の戸と申すは。萩をうゑられたれば。かやうに名付られたるにや。清涼殿の北の方二間の前の程にて侍るなり。大内にはすいがひのやうなる物のあるにやと覺ゆる。

晩夏 又くの部にも出す。六月中旬後の事なり。夏の夕暮の義にあらず。

に

二 二月雪落衣 袋云。是はもと梅花を折りて頭にさせば。二月の雪衣に落るといふ朗詠集の句題にて。二月頃の梅のちるけしきの雪に似たる由をよめり。

庭 庭樹礙日 夏 礙はさへぎるを云ふ。

新嘗會 冬行 行云。新嘗會と申すは。今年の初稻を神に奉らせ給ふ義なり。代の初には大嘗會といひ。年毎のをば新嘗會と申すなり。一。十一月中の丑日より卯日まで行はるゝ也。

女叙位 春 年浪草云。日本紀曰。持統天皇五年春正月

癸酉朔。賜二内親王女王内命婦等位一是始也。凡正月八日近代被撰吉日一。公事根源云。是は女房の位階を叙せらるる事にて。隔年に行はる。大輪轉小輪轉切杌の中文。うつほ勘文などいふ物あり。又典侍。掌侍。命婦。藏人。東豎さら〳〵の者を叙する事也と。云々。一。切杌者。江次第注。譬者生年十歳女官以二四十年勞一申二叙爵一。是母三十年之間奉レ仕公。仍母勞三十年與二我十一相合。以二此勞一申二叙爵一。是名二切杌一云々。抄曰。切杌如二樹杌生一若立也。本書曰。空勘文(ウツホ)。自二後朱雀院一不レ載二可レ叙レ之者一只載二例許一(ヘカリ)故稱二空之勘文一者也。一。東豎子(アヅマワラハ)者。枕草子に。行幸のひめまうちきみといるものなり。

ほ

[本(ホン)]

[障二本夫一戀] 雜云。本夫に障りて本意をとげぬなり。ぬしは人を思ふ心なり。光則按に。本夫とは昔の夫の義にてはなく。只妻の實の夫を云ふなるべし。人の本當の夫がさはりになりて。志とげがたきよし也。實なる事を。俗に本當とも。本になどもいへり。密夫に對へて本夫といへるなるべし。

散木寄歌衆

沖つ浪しばしなかけそみさごゐる磯傳ひきてつまゝたをらん

家集と類題

手枕をぬけてしくれば恐ろしみ早いでましね三つの門より

[外(ホカ)]

[境外戀] 類卅ノ卅一ナ無引歌 按。境の外に在りて戀ふる心なるべし。

[天外(テンクワイ)] 結題 袋云。外字心なし。[城外]同又云。都のくるわの外を云ふなり。

[野外同] くの部に出づ

[上(ホトリ)]

[原上旅宿] 袋云。原にねたる心なり。

[亡]

[亡屋(バウオク)] 結題 袋云。あばらやなり。歌云。荒屋に同じ。是はもし茫の字を誤り來れるにや。

[暮(ボ)]

[暮春] くの部に出せり。

［封事（ホウジ）］雜行　行云。右はさせる事もなき唐土の事を申出でたるも。いとねんなく侍り。堯は誹謗の木とてあやまりあれば。萬のもの本には書付け侍る也。夫を御覽じて政を直されけるとかや。又諫皷を置き。あしき御政あれば是を打ちて諫め申す事も侍りけるにや。封を奉るにてあれば。難題に付きてかやうの事共を取出しける。いよ〳〵片腹痛くこそ侍れ。一。光則按に。政の過ち又及ばざる所あるなどを下より申す時は堅くふんじて人の見ぬやうにして奉る故に。封事とはいふ也。今の存寄書を奉ると同じ。

右　　　　　　女　　房

木にしるし皷をならす古へも猶あやまりやある世なりけん

［隔（ヘダツ）］　［隔戀］　雜云。心を隔つる戀なり。山蹈云。思ふ中のうとく隔てのあるなり。

［隔我聞他戀］　雜云。我こふるはよそに隔て他人に從ふ心なり。題林說亦同じ。光則按。聞は耳に聞くを云ふにはあらず。人の言を受引きて從ふをいふ。誰かまでとふ言を聞くらん。などのきくと同意。

千雜下

板ひさしさすや萱やの時雨こそ音し音せぬ方はわくなれ

［隔夜逢戀］　雜云。隔一夜逢の題に同じ。光則按に。夜は一夜二夜にも限るべからず。廣くいへるなればなり。

［表補繪師（ヘウホウエシ）］一玉集　親覽曰。中昔佛像を畫きて。それに表装する者をいふ。

と

［通（トホス）］　［不通夜戀］　雜云。夜をもとほさずして夜の中に歸るなり。

［透（トール）］　［花透霞（スク）］　［月影透簾（スダレ）］　［螢（ホタル）火透簾］

［問］　［稀問戀］　類廿ノ卅三ウ　問とは。とぶらふと同じ

く。見舞する事なり。

後柏原院

おしあてに疑ふ方の恨みをもしらずや我に絶間おくらん

雪玉

はかなしやかくたまさかの人としも思ひもはてず向ふ心は

[城外問戀]（類廿一ノ卅一オ無引歌）に出で。問を問に誤れり。按。城外は城外聞戀の城外と同じ。問はとぶらふ意にて。城外にすむ人をとぶらふ心なるべし。

[遠]（トホシ）　[遠戀]　袋云。遠き所にある人を戀ふるなり。

[頭]（トウ）　[社頭]　袋云。神の社の事にて。頭の字の心はしひて求むべからず。

[林頭]　[路頭]　[巖頭]　[岸頭]　などの頭も。皆同じく虚字なり。

[晩頭鷹狩]　袋云。頭字心なし。夕の鷹狩なり。

[年]（トシ）　[送レ年]　袋云。歳暮の心に同じ。又云。數年を送るなり。

家集　大方は行くもかへるも一つにて身にのみ積る年のかよひち

光則按に。袋の說兩樣にていかゞなる如くなれど。數年を送る意なるは。雜の部に出でたる山家送年などの題是なり。

[年内立春]　[歳内立春]　[歳中立春]　[舊年立春]

[歳暮立春]　歌云。此五題共に同題なり。

[度レ年]（ワタル）（題結）　又云。去年より今年に渡るなり。

[祈年祭]（春行）　江次第頭書曰。周禮曰。祈年求二豐年一也。天武四年二月甲申始祭レ之。神祇式云。二月四日祈年祭神三千一百三十二座之内。神祇祭神七百三十七座。國司祭神二千三百九十五座云々。一。公事根源曰。大方祈年の祭月次兩度。祈嘗會をば四ケの祭とて。國の大事

とするなり。

【歳】【歳暮】按に。十二月下旬を廣く除夜迄の間をよむべし。除夜の題には廣くはよむべからす。只大晦日の意によむべし。又按に。下旬ならでも。十二月一月をいひてもよきにや。

河歳暮　宋雅

したふとてとまるせもなしもかみ川この月はかりのこる年なみ

【歳暮急於水】此於の字を。雑木抄に出と書けるは。おの草書を誤れるなり【歳暮従水早】雑怜には早於水と有り

【爐火歳暮】雑云。爐火に對して。歳暮の心をいふなり

【稲花何】たの部。又はの部花の條に出す。但稲はトウの音にやと。思はん人の爲に玆にも出す。

【隣】【春已ト隣】袋云。春の早隣まで來るなり。

【封】【氷封池面】【窻梅雪封寒】朗詠 窻梅北面雪封寒

【燈】【寄花燈】要解云。花によせて。其陰の燈などよむべきか。唯花と燈と取合せてもよし。

【燭】【燭影浮水】要解云。七夕祭のともし火の影の水に移るをよめり。庭燈は七夕の事なり。

【處々】【花處々】一所又一木のみならで。かなたこなた。この梢もかの木にも花さくよしなり。又さけるさかざる有りて。花のかなたこなたに見ゆるをもいふ。名題 爲道 たえ〳〵に雲こそかゝれ山櫻さけるさかざる梢しられて

【處々尋花】雑云。この山かしこの里など。所々を尋ぬる心なり【落花處々】又云。處々は諸方の落花なり。まれ〳〵の心にはあらず。

【豐明節會】行 冬 行云。是は今年の稲を神に奉りて。其後君も聞しめし。臣にも賜ふ。故に節會を行はるゝ也。大よそ豐のあかりとは。惣じて節會の名なり。今日に限るべからず。其仔細は。六百番のかもの歌合に

重ねくさた有りし事なり。一。五節の條にも考へ合すべし。

供屠蘇白散（タテマツルトソビヤクサン）行春　行云。とそ白散と云ふ藥に病なしといふ。めでたきくのう侍れば。年の始に淸涼殿にて聞しめす也。藥子はをさなき童女にて侍り。是もとそは小兒よりのむ本文にてあれば。先御藥を是になめさせて聞し召すにやとぞ。白散の事。弘仁年中に初めて。三ケ日の間此事有り。一献に先づとそを酒に入れて藥子に飮ましむ。次に銀器に入れて配膳に傳ふ。後に主上へ奉る。扨二献に神明白散をぐうし。三献に度障散を供す。一年浪草云。紀事云。古屠蘇之屠忌死尸之尸、加一點作戸。是本朝之故實也。

ときのふた　物名　勅撰九　抄云。時簡は禁裏に諸役人の名を記しおくふた也。須摩卷に。右近のぞうか時のふだけつられとある是なり。

泊（トマリ）　**旅泊**　泊は舟中に在りて。島影又は湊など。舟をよせて居るを云ふ。海にても河にてもいへり。文又歌にも。稀には水邊ならで。只旅宿の意にいへるもあれど。文はとまれかくまれ。歌には水邊によむべし。舟の事は必しもよまずともよし。又夜のみならずもよみ。泊より朝びらきしてこぎ出づるよしもよめり。

ち

著（チヤク）　**著鈦の政**（チヤクタマツリゴト）　雜　年浪草卷十二云。公事根源中の三十二曰。是は檢非違使以下。在京にて制法を行ふ事なり。元明天皇の御宇。和銅より始まる。月令の本文には。孟夏の月にあるべしと見えたれど。四月齋月神事こと繁ければ。五月に行ふと見えたり。月令曰。孟夏之月。斷薄刑。決小罪。出輕繫。延喜式囚獄司式曰。凡罪人者。隨罪輕重。著鈦（アシカセ）若盤架（クビカセ）故燒公私倉舍。盜私鑄錢强姦之類居作者卽著鈦。雜犯徒罪之者著盤枷。朝野群載十一左右獄囚事云々。以前今月二十七日可著鈦。左右獄囚勘申如件。著聞五ノ三光方廷尉佐にて。著鈦政につきたりけるに。雨の降りたりけるに。扇を指たりけり

著鈦政を見て　道命

萬代雜二
はかなくも人の上にて思ふかなあのよこのよのへだてばかりを

年浪草十二月の條に擧ぐ年ことに五月十二月兩度也。

近　近不逢戀　家ゐ近くして不逢を云ふ。又宮中などにてもいふべし。近頃の意にはあらず。

江淸月近人　つの部。月の條に出せり。

誓(チカフ)　誓戀　山蹈云。行末までも互に替らじと。神にも佛にも懸けてちかふなり。

父少而子老(チヽワカク)　法華經徙地涌出品第十五云。上略。世尊如此之事。世所難信。譬如有人。色美髮黑。年二十五。指百歲人言是我子。其百歲人亦指年少言是我父。生育我等。是事難信。佛亦如是。得道已來。其實未久云々。又云。譬如少壯人。年始二十五。示人百歲子髮白而面皺。是等我所生子亦說是父。父少而子老擧世所不信。世尊亦如是。得道來甚近云々。

涌出品父少子老　　法眼　源承

新後拾尺
年ふれど松のみどりはかはらぬに霜をいたゞく蔭の下草

家集　　通村
いつのまに鳴く音老いけん鶯の巢立ちし松の色はかはらで

契(チギリ)　戀契　按に。契戀は今現在契る心をよみ。戀契は過去の契をよめり。すべて契といふは。約束する事なり。

悔前世契戀　雜云。前世の契の拙きを悔ゆる心なるべし

契他生(タシヤウ)戀　按。他は外の意にて。此現在の外に生るるをいひて。前世の事をも。一河の流を汲み一樹の蔭に宿るも皆是他生の緣などいふ事もあれど。契他生は後世の事なり。

契來世戀　契後世戀　など皆同じ。

契少人戀　雜云。をさなき人に行末逢ひみん事を契

るなり。

〔幼年契戀〕　按に。互に幼年の程に契るをいふ。

〔契變改戀〕　雜云。必ず逢は人と契約して變じたるなり。

〔契誓言戀〕（チカコト）　類　十九ノ二十六オ

〔變契絶戀〕（カヘテ）　類　二十一ノ八ウ

月清

引かへてあだし心のするの松まつよのはては浪ぞこえけり

〔契久戀〕　雜云。契約して後久しく逢はざるなり。按に契經年戀と心同じ。

〔契經年戀〕　雜云。契約はしながら年をへたる也。

〔若菜契遐年〕　〔梅契多春〕　〔鶴契齡〕　〔鶴契遐年〕

〔松契千年〕　〔竹契遐年〕　〔月契秋〕

按。是らは契も約束の意なれど。戀の題の如く。必ず約束する心あらでも。只人また其物の千世萬代ふべき由などをよめるもあり。契の字に拘るべからず。

玉葉　鶴契齡　關白前左大臣

和歌の浦や長く久しき跡しあれば猶千世そへてたつも鳴くなり。

三品集　鶴契遐年　範宗

幾千世の限もしらず聞ゆなり雲居にあそぶ鶴のもろ聲

新勅撰　松契千年　大炊御門右大臣

移し植ゑてしめゆふ宿の姫小松いくちよふべき梢なるらん

春松契千年　爲氏卿

幾かへり同じ千年を重ぬらん君をためしの春のまつがえ

是ら契の字に拘はらずしてよめるなり。

新後拾　花契萬春　後醍醐院御製

時しらは花もときはの色にさけわが九重はよろず代の春

御集　梅契多春　　順徳院

春をへて宿にまづさく梅なればよろず代かざせ雲のうへ人

嘉暦　松契遐年　　爲世

末とほく君ぞみるべきみぎりなる松に十かへり千世を重ねて

是らは契の字の心を見せてよめるなり。又是ら松梅などに對して契る意也。松梅などのちぎる義にはあらず。

遲日(チジツ)　春日遲(オソシ)　歌云。二題全く同じ春にても。三月などの日の影の尤長き時とよむべし。

除目(ヂモク)　春行　職原抄注云。任官曰除目授位曰除位。目は名也。除前官之名記當任之意也。一。江次第云。正月十一日縣召。一。行云。縣召のおもくと申す事は。外官をむねと任せらるゝ也。外官は諸國のつかさ也。ゐなかをあがたとは申すなり。外國の人々を召して任官を授けらるゝ故。かやうに名付け侍るにや。

重陽ノ宴(チヨウヤウ)　秋行　行云。九月九日節會にて侍れば。菊の花のゑんを行はれける也。今日群臣に氷魚を賜ふ事ためしあるにや。なべては十月の旬にこそひをを賜ふべきに。此節會にも例なる事にや。

寄竹臺戀(チクタイ)　行　行云。右は清涼殿の呉竹。川竹の題によせ侍れば。別の仔細なし。

雪中(チウ)　雪中眺望　雪中は。今雪の降る所にても。又雪の晴れたる後にてもよめり。必ずしも降中のみならず。

雪中春來　類　春の題なり。年内ノ立春などの意にあらず。雪中の義は前と同じ。

り

李夫人(リフジン)　題林云。漢の武帝の后なりしが。寵愛なゝめならずおはしけるに。死して後餘りに悲び給ひ。反魂香といふ香をたかれければ。幻の如く煙の内に見えけりとなん。又繪にかゝせて御らんじけれども。不言不笑とて悲び給ひけりとぞ。白集卷四八丁此題を出

して云。鑒嬖惑也、其詩云、漢武帝初喪李夫人、夫人病時不肯別、死後留得生前恩、君恩不盡念未已、甘泉殿裡令寫眞、丹青寫出竟何益、不言不笑愁殺人、又令方士合靈藥、玉釜煎鍊金爐焚、九華帳深夜悄々、反魂香降夫人魂　夫人之魂何許、香煙引到焚香處、旣來何苦不須臾、縹渺　揚還滅去、去何速兮來何遲、是耶非耶兩不知、翠蛾髣髴平生貌、不似昭陽寢疾時、魂之來兮君亦悲、背燈隔帳不得語、安用暫來還見爲、傷心不獨漢武帝、自古及今皆若斯君。不見穆王三日哭重璧臺、前倫盛姬又不見太陵一掬淚、馬嵬坡下念楊妃、縱令姸姿艶質化爲土、此恨長在無銷期、生亦惑死亦惑、尤物惑人忘不得、人非木石皆有情、不如不遇傾城色、

陵園ノ妾（リヤウヱンセウ）　新勅雜一。樂府を題にて歌よみ侍りけるに。陵園妾を。題林云。陵園妾は玄宗皇帝の思ひ人なりしが。楊貴妃のねたみを受けて。深き山の奥に押しこめられて。長き春秋のうれへに沈みたる人なり。文集卷四新樂府　陵園妾、顔色如花命如葉、命如葉薄將奈何、一奉寢宮年月多、年月多時光換、春愁秋思知何限、青絲髮落叢鬢疎、紅玉膚銷繫裙縵、憶昔宮中被妬猜、因讒得罪配陵來、老母啼呼趁車別、中宮監送鏁門迴、山宮一閉無開日、此身未死不令出、松門到曉月徘徊、柏城盡日風蕭瑟、松門柏城幽閉深、聞蟬聽鷰感光陰、眼看菊蘂重陽淚、手把梨花寒食心、把花掩淚無人見、綠蕪牆遶青苔院、四季徒支粧粉錢、三朝不識君王面、遙想六宮奉至尊、宣徽雪夜浴堂春、雨露之恩不及者、猶聞不啻三千人、我爾君恩何厚薄、願令輪轉直陵園、三歲一來均苦樂、

臨時客　行後拾春　初音卷注云。正月二日三日の間に。關白大臣の第一の客の不慮に來るを申す。一。行云。攝政關白の家に。春の始め大臣以下のたちへを招きて遊び給ふ事のあるなり。定まれる公務にてもあらねは。りんじの客と申すなり。

旅（リヨ）　旅山秋雁　袋云。是は人の旅なり。雁の旅にあらず。

旅店雨（リヨテン）恰　按に、店は字書に。所以置貨鬻物

なりと見えて。市のみせたななり。されと旅宿旅館なとこ。同しく歌にはよめり。

林（リン） 林葉漸變 袋云。もみちの次第に色かはりゆくなり。

離 春雁離 歌云。雁の歸るか。はなれ〳〵にゆくさまなり。

心 裏竹 心云。裏は虚字り

ぬ

る

を

思夫 類廿一ノ廿五オ

おくれとてそふる心や道すから駒のつまつく橋となるらん 散木

小篠（ヲサ） 堀次雜 按に。小篠に題にも歌にもをさゝとよめり。唯源氏花宴の歌のみ。こさゝか原に風もこそふけと有り。

わ

王昭君 題林云。昔もろこしのみかど漢元帝。胡國のえびすの心をとらんとて。女御の中にわろからん人を一人賜はせんとおほす。三千人の女御悉くうつくし。賜はん事煩らはしかりければ。ゑしを召して皆形を寫させ給ふ。其時形惡き人は。身の程を知りて。さまざまの寶をとらせてよくかゝせけり。此中に王昭君は。我形よければとて。ゑしに物をとらせざりければ有るが中にわろく書きてけり。みかど是を見給ひて。是こそわろかりけれとて。えびすの王にたびてけり。憂へかなしめど更にかひなし。遙に都を別れゆく道すがら。涙を流して。馬の上にて。びはをひきつゝ心を慰めける。文集卷十六。昭君怨 明妃風貌最娉婷、合在椒房應四星、只得當年備宮掖、何曾專夜奉幃屏、見疎從道迷圖畫、知屈那教配虜庭、自是君恩薄如紙、不須一向恨丹青、同卷二、青塚上有飢鷹號、下有枯蓬走、茫々雪裏一掬砂培塿、傳是昭君墓、埋閉蛾眉久、凝

脂化爲泥、鉛黛復何有、時有陰怨氣、背生墳左右、爵々如苦霧、不隨骨銷朽、婦人無他方、榮枯繫妍否、何乃明妃命、獨懸畫工手、丹青一註誤、白黒相紛糺、遂使君眼中、西施作嫫母、同儕傾寵幸、異數爲配偶、禍福安可知、美顏不如醜、何言一時事、可戒千年後、特報後來妹、不須倚眉首、無辭插荊釵、嫁作貧家婦、不見青塚上、行人爲澆酒

新 新竹(ワカタケ) とよむなり。又しんちくと音にもいへり。

忘 忘戀 山踏云、我方より忘れたるにも、人の我を忘れたるにもよめり。題林云、人に忘らるゝ戀なり又云、忘戀は逢不逢戀と心通へり。

忘久戀 難忘欲(ホリ)戀 類け四十二 オ無引歌

惜秋忘戀 同上 秋を惜む爲に戀を忘るゝなり。

頼政

又もなき秋も今宵はをしめとやみにそふ戀のかたさりにけり

被忘戀人 同上 按に。我をば、忘れて人を思ふ人を戀るにて、正しく戀被忘人と書くべし。

君を思ふ人のこゝろのかはらなんさらばや我も新枕せん

被忘人戀 類ノ四十二 オ無引歌 按に、前の被忘戀人と同じ。

花未忘 要解云、花の散りし後も忘れざるなり。

依月不忘秋 又云、秋の後も月を見て秋の形見を忍ぶなり。

難忘顯戀

別 秋別 秋の暮れてゆく別れにはあらず、秋人の旅行く別れなり。春別 夏別 冬別 皆同じ、送別にも留別にもよめり。

留別 旅立つ人の跡に殘り留まる人に別れを惜む心をよむなり。

祝ひてわかる 冷雜上 旅に行く人を祝ひて別るゝ也旅行く人の留まる人を祝ふにあらず。

［祈りて別る］ゝ 是も旅行く人の上を祈りて別るゝ也。

［夏離別］［遠別離］［近別離］ 是等皆旅の別れにて送別にも留別にもよめり。怜には如此別離と書きたれど、類題その外離別とあり、怜はわろし。

［送別欲レ夜］ 雜云、旅行く人の名殘惜み餞する、漸く夜にならんとする也。

［離］［悲レ離戀］ 類廿一ノ卅十九オ 按に。きぬきぬの別れにも旅の別れにもあらで、故ありて別るゝを悲む心をよむべし。

後柏原院

思へかしその人ならぬ寫しゑに遠きわかれをなきためしかは

よしやそのさらぬわかれに慰めてある世を聞かん身は隔つとも

［悔レ離］ 類廿ノウ

今更に妹かへらめやいちじるきあすはの宮にこ柴さすとも

［黄］［黄葉］ 袋云、木の葉の黄ばみたるにて、薄もみぢとよめり。按に。萬葉には黄葉と書きても、もみちとよみて。色の淺深によらすと見ゆれと、古今以後は淺きのみよめり。

［度］［梅度レ年香］ 歌云、舊年より新年かけて咲き匂ふなり。故に度るといふ。

［若水］行［若草］ 草の條に出つ

［わかくり］ 勅雜五物名 抄云、夫木抄にも若栗の歌あり。按に。若木の栗なるべし。

［分］［分思戀］ 山サ五オ 數多の中に、一人を分きて思ふよしなり。

和歌題意考卷之一 終

和歌題意考巻之二

保田光則輯

か

［閑カン］ 題林云 ［閑中］ ［幽居］ ［幽栖］ いづれも同じ、光則按、閑居幽居などは、山家とは題別なれば、山里などよむべからぬやうなれど、然よめるもあり。

雨中閑居　　顕季

五月雨にとふ人もなし山里は軒のしつくの音はかりして

幽栖思友　　義政
文明
厭ひきて住む山里にいかなれば浮世の友の忘れさるらん

閑居花　　按察使兼宗
新勅
いとゝしく花も雪とそふる里の庭も苔路は跡絶えにけり

山蹈云、閑居、幽居 閑中等の題は、同じくさびしき心にしあれば、山居の心をよむ事もとよりなれど 市中の閑居本意なるよし、後世の教にいへり。［閑山月］ 閑山は閑静なる山なり。

［春日祭］堀次又行春 行云、春日の御神、鹿島より三笠山へ移らせ給ひし事は、神護景雲年中なり。後官幣に預らせ給ひ、年々二月一度の祭なり。

［加茂祭］堀次又行夏 行云、欽明天皇の御時初めらる。當日のつかひは近衛司是を勤む。昔夢の告侍しより、今日人に葵のかつらを掛くるなり。下賀茂をば玉依姫と申して、賀茂建角身命のむすめなり。ある時せみのを川の邊に遊びけるに、川上よりにぬりの矢一筋流れ來る。玉依姫此矢を取りて、我家のやねに指しはさむ。夫よりして程なくはらみて男子をうむ。然れども父を誰ともしらねば、はかりごとに兒(チゴ)に盃をもたせて、なんぢの父にさせと敎へければ、ちご盃をこくうになげて、天に升る別雷命是也。公事根源云（中酉日又酉二あれ）

（バ用ニ下酉一）未の日、先上つゝ陣に着きて六府を召して、警固の由を仰す云々。下鴨の御祖、上賀茂の別雷二の神祭也。此御祖をば玉依姫と申す。神名帳曰、加茂御祖神社二、同頭注云、一社大已貴子大山咋神、一社玉依日女也云々。是下御神也。光則按、此大山大咋神と別雷神とあり。

賀茂臨時祭（冬行）　公事根源云、此祭の起は、宇多御門いまだ王侍從と申し奉りし時、狩し給ひけるに、賀茂大明神現し給ひて、臨時の祭を給ふべき由約し給ふ事の侍りて、寛平元年十一月より臨時祭を奉らせ給ふと、云々。毎年十一月下の酉の日祭を行はる。

寄ニ雷鳴（カムナリ）壺ノ戀（行）　行云、右古今秋上、みつねが、かんなりの壺にてねて明すらんとよめる、ことにゆふに侍るにや。かん鳴の壺はしうはうしや也。昔かん鳴の時は、大將以下近衞次將まで警固して、みかごを守護し奉りける也。是をかん鳴の陣とも申し侍る也。

右　　　二位中將

人もこで明けゆく空をかくばかり惜しと思ふよにおとりやはする

かゝげのはこ（勅雜五物名）　抄云、鬢などをかゝげつくろふ具を入れおく箱なり。末摘花卷にも、からくしげかゝげの箱などあり。

難　遂ノ難ノ戀（類廿一ノ四十オ無引歌）　かたきをとぐ

散木
はるけくと思ひかけては山水の分ても終に落ちざらめやは

雖（ド）ノ難ノ解（カタクレトクル）ノ戀（同前）　按、前のも今も難とは、人の心のとけ難きにはあらで、逢ふよしの難きなり。

顯季
いかばかりみとのまくばひ契ありて親の諌に謀らざるらん

景　景戀（類廿一ノ四十一）

顯季
時しまれ戀増りける入日さす山のはるとも詠めすなゆめ

隱　藏　隱ノ名切戀　雜云、名は隱しながら、思ひは

深切なる意なり。

隠文業和歌戀 類廿ノ卅三オ

後　京　極

君がためはまくりふみつくへといはんかひなきみとて我を厭ふる

改名隠戀　袋云、名をかへて本名を隠すなり。

柳藏鶯樹

隠　隠戀　山路云、思ふ人の行へもしれず隠れたる也。雜説亦同じ。

乍見隠戀　雜云、我に見つけられながらかくゝる也。

不語絶隠戀 類廿ノ卅三オ 又同廿ノ九オ　には、不語終隠戀と出し、同じ歌をのせたり。但しりを猶といふ以下を、しりさしを猶頼まぬはなき心ちすると書けり。物語いまだ終らぬに隠れたるをいふ。

頼　政

聲ばかり通ふ遣戸のしりをなほ頼まぬはなき心ちこそすれ

返（カヘル）　歸無文戀　又云、人の別れて歸りし後、文ありやさまてども文を遣はさぬ也。

且見戀（カミル）

形　見形厭戀　雜云、我形を見て人の厭ふ也。

傍（カタヘ）　隠傍女戀　女に、其傍の女共にも隠さしむる也。

勘當　被恐勘當戀 類廿ノ卅二ウ

御所近しあなかまよはの護持女房いけらは腹はすゑもこそすれ

寒　寒雁添戀（カンガン） 類廿一ノ廿七ウ　冬の雁を聞きて思ひの添ふ心也。

寒樹（カンシウ）　袋云、すべて松をよめり。

寒雁（カンガン）　歌云、此題殘雁の下に組付たるを云々、此題秋冬通はして組むべきにや。

寒蘆（カンロ）

記念（カタミ） 留形見戀（カタミ） 留信見戀（カタミ） 何れも同じ。

客 客衣露重 袋云、旅衣に露の深き心をよめり。

閒（カン） 床閒蟲 袋云、夜寒になりて、蟲の床近く鳴きよる心なり。按に、閒字拘はるべからず、只床の邊の意也。

瀧閒月 是らの閒字心なしと、雜木に云へり。

枯 蟲聲欲枯 袋云、蟲のねの枯れゆくとよめり。

枯野 袋云、秋みし千くさの色も枯れはてゝ、只霜ばかりおき渡したる由をもよめり。

漢 漢明月 袋云、漢は大空の晴れたる也、漢字類題に、淡に作るは誤なり。按に、漢字書には、天河也とみえて、只天の事にいへるはなし。されども歌には只天の事と心得てよむべくや。

更（カウ） 曉更結題 袋云、更 五更の心にて續けたるばかりなり。只曉の心をよむべし。 深更結題 又云、深夜と同じく夜半より後をいふ。

下（カ） 砌下（セイカ）結題 袋云、下字心なし。林下 瀧下 是らも同じ。

佳（カ） 梅有佳色 題林云、梅の色香をほめて佳色といへり。祝ひの題なり。松有佳色 竹有佳色

嘉（カ） 松有嘉色

夏（カ） 首夏 歌云、四月朔日より四五日の程をいふ。

更夏 雜云、首夏と同心なり。初夏 早夏と同心なり。

茢萱 歌云、かるかやといふ事は、萬第四に、我かるかやのとよめるのみ見えて、皆只かやとのみよめり。六帖にも、かや野とよみ、堀河百首に、國信、たかかるかやぞとよみ、順德院御集に、茢萱の題に、岡のべのかやが下葉とよませ給へるなどをみれば、只かやとのみよむべうを、前の萬葉の歌により、又秋は萱のたけ高く生ひ廣ごり、所せく成りゆけば、必ず刈りとるべければつひにはなれる成るべし。光則按に、萱は屋を

葺く料に苅るもの故に、萱の名とせるなるべし。後世一種ちひさき穂のやうなるもの、葉の間より出づる物を、かるかやといへど、必ずそれにはあらず。

行（カ）　**行路何**（結題）　行路は、只近き所、又は山野をあるく路にても、或は旅の道中にても、何れにてもよし。但旅の道によめるのはいと少し。

行人河（カウジン）　**行客河**　行人、行客、共に只道行く人、或は旅人などをよめり。遊士なども同じ。樵夫、漁父、僧、市人などの類をばよまず。

桂（堀次　雑）　常の桂樹をも、月の桂をもよめり。

賀（ガ）（堀次　雑）　年賀、慶賀、祝言などの類、また悦び身にあるにいふ。

唐人（堀次　雑）　から人とも、又もろこし舟などゝよめり。

甲斐駒引（行　秋）　行云、駒引は、甲斐國穂坂の御牧の駒を、八月十七日に奉る也。大方駒引は、一年に數百疋國々よりたてまつるにや。ほ坂の御馬三十疋今日たてまつれば、天皇南殿に出御ありて御覽じける也。

定考（カウジヤウ）（行　秋）　行云、定考といへる事は、昔三位以上の加階をする人に、其藝能行跡を撰びて官爵を賜ひける也。撰叙令などに、細かにしるせり。德行、才名、恪勤などによりて、官爵をも賜ひける也。此人々を撰び出して、官爵を定め侍るを、定考とは申すなり。文字には定考と書きて侍れども、かへさまに考定さとよみ侍り。是も故ある事の侍るにや。

上野駒引（カミツケ）（行　火）　行云、是も上野のみ牧の御馬は、八月十四日にひく也。子細は以前に申侍りぬ。

十月更衣（カナツキコロモカヘ）（行　冬）

庚申（カノエサル）（行　雑）　行云、庚申の夜は、三更天に升りて人の善惡を告ぐとかや。去は夜を守りて寢侍らぬ事なれば、今更申すに及ばず。

爲邦朝臣

出でやらで猶ぞ休らふかのえさる芦分小舟漕ぎやかぬらん

按に、此歌かのえさるを、彼江去の義として名によ

めるなり拾遺物名かのえさるを
かのえさる舟にてしはしことさはん沖の白浪また起たぬまに　よ

夜

夜半戀 類廿一ノ廿八　尋常(ヨノツネ)　尋常片思 類廿一ノ廿八　按に。此尋常は只常の義なり

終夜辭閨戀(ヨモスガラジスル) 類廿一ノ廿九オ　閨房に入る事を辭退する由なり。逢ふ事をいなむ心なり

行　宗

下紐の打ちとけぬともみえすして今宵もたたに明しつるかな
夜もすがら結ほゝれ下紐のとくる待つまに明けそしにける

終夜人戀 歲類廿一ノ廿九オ　正しくは。終夜戀人と書くべし。

夜河戀　袋云。夜の川によせて戀の情を述るなり。

喚不歸 類廿ノ十三

木散
み狩野に風流せしはし鷹のこゝろにもつかぬうらみをぞする

喚子鳥　歌云、此鳥未詳。東野常緣の古今傳授箱內切紙の說には、かつほう／＼と鳴く鳥を云ふといへり。或は猿といひ、鹿といひ又つゝ鳥と云ふ。是は鳥を呼ぶに似たりと云ふ說あり。又萬につゝと云ふことを、呼子鳥と書けりといへど、彼集中にさる事なし。小侍從の、杣木たつ斧の響に呼子鳥おぼめく程をうしと思ふな此歌をみれば、漢名青鵻に、かんこ鳥といふに似たれど、小侍從も知りてよまれたりけるか、しらず。只何れもたしかなる證もなければ、今此題を得ては、新式に春深く深山に鳴きて物淋しき鳥と心得てよむべし、とあるによりてよむべし。古は里近くも鳴き夏秋にも聞ける由よめる例もみゆれど、其物慥ならざるうへは用ふべきにもあらず。雜語考には、かつこう鳥といふ鳥なりといへり。

寄(ヨス)

秋情寄萩 はの部萩の所にも出せり合せ見るべし　要解云、秋の思ひの萩によるにて、百草の花の中にも、殊に此花をもて

あそぶ心なり。

情寄女郎花（ココロヨル）

餘　**寒餘**　歌云、年より寒さの猶ゆるがぬをも、又春に成りてさえ返るをもよめり。

吉田祭冬行　年浪草云、吉田祭十一月中申日。一行云、吉田の祭はとうだいの神にてまします也。

節折（ヨヲリ）冬行　行云、節折と申すは、神祇官に、十二月晦日御贖物（ミアカ）奉る也。節折の命婦といふものあり、あらたへにごたへとて、二度奉るにや。是神代より初りたり。神賑の心にて侍る也。

寄夜御殿戀（ヨルオトヽ）行　行云、よるのおとゞと申すは、天子の御寝所なり。劔璽おかるゝ故に、いづれもともすびをけさず、是をかひともしと申すにやとぞ。

た

尋（タヅヌ）　凡尋花尋時鳥の類皆同じ。抑尋ぬるは、何處に有とたどりて、未尋ね得ざる由を大方はよめれど、稀には尋ね得たる事をもよめり。そは

尋花　基綱

一字御抄　ちるまではかりや盡さん山ざくら見初むるかけのみるもあかぬに

遠尋山花　法性寺入道

歸るさをいそがぬ程の道ならば長閑に峯の花はみてまし

行路尋花

續古一　行くまゝに花の梢になりにけりよそにみえつる峯のしら雲

尋郭公

新後　山深く尋ねてきけばほとゝぎす過ぎつる方の雲に鳴くなり

尋戀　山踏云、契置きつる人にても、さならぬ人にても、戀しと思ふ人の宿を尋ぬる也。光則曰、尋ぬるを訪ふ（トフラ）意と思ひまがふべからず。

邂逅會戀（タマサカアフ）

互（タガヒ）　**互片思戀**　山踏云、我は先の人の思はずと思

ひ、先の人はわが思はずと、互に思ふ心なり。

【他】 【每夜他行戀】 雜云、人の許に尋ぬれども、每夜他行してあはぬ也。

【侮他人戀】 雜云、わが思ふとはえいはで、人の戀になして思ふ人にいひよる也。

【不觸宿他所戀】類廿一ノ廿二ウ 不觸は我身に不觸れざる也。

摘 別宿はまかりてたかと思ひなさんふれぬ道芝のがれ難きぞ

【樂】(タノシム) 【樂戀】(タノシヤ)雜戀四十四ウ類廿一ノ四十オ 雜云、戀を樂むなり。袋云、我につれなき人のなくて心に樂むよしなり。

【道心をおこす戀】(ダウシン)類廿一ノ廿九オ

摘 嬉しくも戀路に迷ふあし消のうき世をそむく方へ入りぬる

【違】(タガフ) 【違不逢戀】類廿ノ十七オ

玉ゆかのおましのはしにはたふれて心はゆきぬ君なけれども

【契違約戀】類十九ノ廿六オ

【憑】(タノム) 【憑深言戀】類十九ノ廿八オ

舊院 上﨟

いとゞ猶心ひかれて忘れじといひしこひ柴頼めざらめや

【絕】(タユ) 【憚人絕戀】(ハヾカリ)類廿一ノ十オに出して。憚字を輕と書けるは誤なり。目錄には憚と有り

【擣衣】(タイ) 【擣衣爲怨】 袋云。擣衣砧上俄に添怨別之聲といふ句より出でたる題にて。衣をうつ人のわびたる心を。思ひやるやうの心によめり。又新類、賤のめの秋の愁へやこれならん夜さむにたへぬ衣うつなり、かやうの心にもよめり。

【擣衣稀】 又云、打ちしきらずして、絕え〳〵なる心にもよみ、又うつようたぬよある心にもよめり。

【闌】(タケナハ) 【故都秋闌】 袋云、古鄕の秋のけしきの半より末に成りたる心なり。要解云、闌(タケナヘ)はふくるといふ事にて、年闌は年のふくる也。夜闌は深更に及ぶ也。酒闌などは久しきにて、畢竟は同じ意なり。歌には、秋

闌を殘秋と同じとせり

誰（タレ）　紅葉誰家　擣衣誰家　樗誰家

是等の誰家紅葉を見、擣衣の音を聞きて、誰人の家ぞと疑ひ思ふよしなり。紅葉したる木は誰家にある、礎をば今誰家に擣つらんと思ふには あらず。されど見聞かずして、誰家にかあると疑ふ由よめるも、稀には見ゆ。

樗誰家　　　師兼

文首 樗さく宿はいづくとしらねども尋ねやせまじ花のあるじを

寄竹臺戀 行　ちの部に出づ

薪（タキヾ） 冬 堀次

踏歌節會（タウカ） 春 行　河海抄曰、天武天皇三年朔朝大極殿、詔男女無別闇夜踏歌、又曰、聖武天皇天平元年正月十四日、始有男踏歌、云云。一、眠江入楚初音卷曰、圓融院天元六年正月十四日、有男踏歌、以後中絶、云々。持統天皇七年正月、漢人（アヤ）踏歌を奉る、先新年の祝詞也。歌頭以下相引て月華門より入て、右近陣前庭に列立、天皇出御、清涼殿の孫廂に御倚子を立て御座とす。内藏寮祿の綿を積たる机をかきて、殿前庭に立、云々。祝詞を奏して歌曲を奏す。舞人等東面の階より升る。内侍貳人相分て、綿を取て踏歌人にかづく、云々。一、公事根源、公踏歌と云ふは、正月十四日の男踏歌の事にて侍るべし。近頃行はれ侍るは女踏歌也。それは十六日也。一、私記曰、今俗曰阿良禮走、師說、歌曲終必重稱萬年阿良禮、故曰萬歲樂、是古語之遺也。一、續日本紀曰、天平二年春正月丙戌朔辛丑十六日也、天皇御大安殿、宴五位已上、晩頭移幸皇后宮、百官主典已上陪從踏歌、且奏且行引入宮裏、以賜物、云々。

端（タン）　雲端何（ウンタン）　心云、端虛字也。

稲花何　はの部花の條に詳に出せり。

多　松契多年　多年は、題により、千年とも萬代ともよめるもあれど、松契千年　松契萬春　などいふ題あれば。此松契多年の題をば、然さだかにはよ

まずして。幾千代も千世萬代などゝも。又只限りなき世久しき齢などの趣によむべし

れ

例幣（行） 行云。九月十一日例幣とて。伊勢大神宮へ御幣を奉らせ給ふことあるなり。年ごとの事なれば。ことなる義侍らぬにこそ。一、年浪草云。續日本紀曰。孝德天皇始めて。伊勢大神宮へ幣帛使を製せらる。詔して今より以後。中臣朝臣をさして。他姓の人を用ふる事を得ざれと。命じ給ふ

そ

聳　霞始聳　霞遠聳　歌云。此聳といふ字は。山に傍ひて霞のたつをよめり

即時　要解云。是は時に當りてのしわざなり。然れども歌にはしわざの意なく、只即興の意よみたるがおほし。

底　松生澗底　只谷に おひたる 松をよみて 叶へり。

初　初春　初秋　是らの初、そとよむなり。初秋

早秋　新秋　歌云、何れも秋立ちて五六日の程よむべし。又立秋の心をよむも難なし。

奏慶（行雜） 行云、昇進などの後物賀の心にてあれば、べちの様なし。

忘れめや二代に越えしくらゐ山君がめぐみに立ち迷ひしを

園　苑　そのは草木を植ゑ置きたる處、又は鳥獸を畜ひおく所を云ふ。城中宅中のみに限らず、郊外田野の内にても いふ也。和名抄に、園圃は所以城養禽獸也、和名曾乃、一云曾乃布、又云苑囿、和名同上と見え、孟子梁惠王下篇。文王之囿方七十里。芻蕘者往焉。雉兎者往焉。註云。囿者蕃息鳥獸之所。古者四時之田皆於農隙以講武事。不欲馳騖於稼穡場圃之中。故度閒曠之地爲囿。和訓栞云。そのは背野の義なるべし。按に。郊外の園と見ゆる歌は

隆祐朝臣

夫木廿二
雨ふれは田中の道は水こえて園生ふみわけ通ふ里人

園中花 雜春下

屬 追レ年屬レ君 雜類 此題祝の歌の中に出せり。此追年は行末の年月に追付て。後れ離れず行く心なり。世を去る人は年月の經ゆくに後れ離るゝなり。然して永く年を追ひ給ふは。只我が君のみと祝ふ

家集 追レ年屬レ君
君をのみ常磐堅磐に祝ふかな外には千世もあらじとぞ思ふ

つ

追從戀（ツキシヨウスル） 類題に、逝從戀と書けるは誤なり。

顯季

家集
心をばいかにも君に盡せども雲のよそにて年をふるかな

散木
をかみかばね白たかゝや蹈みしだきとるあしつきもせなの爲とぞ

月（ツキ） 上弦月（カミユミハリ） 袋云、七日八日九日頃の半月にみゆるをいふ。歌に弓はり月とよめり。

下弦月 袋云、是もたゞゆみはりの月とよめり。廿一二三日頃の半月なり。

有明月 又云、廿日より後の月のおそく出て、夜の明けても空にある故に、有明の月といふ也。按に、殘月曉月など云ふも同じ。委しく殘月の條にいへり。歌云、御抄に、匡房卿の往生傳を引きて、十五日以後の由載せられたる如く、朝まで殘れる月をいふ。

狂雲妬ニ佳月一 袋云、詩句題なり。浮雲の月の明かなるを妬みて立隱さんとする心なり。

松門到レ曉月徘徊 歌云、是白樂天が陵園妾の詩句なるを、和氣朝臣、松の戸の明方近き山のはにいらで休らふ秋の夜の月とよめる、此歌全陵園妾の意なし。然るを十二雜秋に入れられたる、心得難し。

月次祭（ツキナミ） 冬 行 行云、十二月に大神宮へ御幣を奉らせ給ふ也。一、江次第曰、六月十一日月次祭、神 官奉ニ御

巫着西廳、云々。中臣進宣祝詞、十段退、上卿以下拍、掌、御巫廻見幣物、始自伊勢、遠社幣物納官庫、朝集使入京日可付送之訖。史申其由、上卿以下退。一、公事根源に、弘仁年中に初るとみゆ。

瀧間月　秋類　月照瀧　の題と同意也。雜云、間字心なし
拾遺下
和らぐる光添ふらし瀧の糸のよるともみえずやどる月かげ

江月冷　秋類　冷は寒き意也。故に大方歌に寒けきなどよめり。

叢祠月　秋類雜　雜云、社頭月　に同じ。

寄月眺望　秋類　按　月前眺望と同じ。

寄月漁夫　秋類　寄字心なし。

寄月泊　秋類雜　雜云、寄には心なし。

寄月閑居　同秋　雜云、寄字心なし。只　閑居月　なり。光則云、是等の寄字よると訓むべし。よするとは訓むべからず。

寄月情　同秋　月前情をのぶる也。

寄月懷　秋　雜云、懷は述懷に同じ。月に思ひを述ぶる也。

寄月秋　秋類　月見る秋也。秋を詮とよむべし。秋の月とあるは月を詮とす。

花洛月　花洛は都をいふ。

嶺月照松　松も嶺の松也。みねの月の麓、又は里などの松を照す義にはあらず。

波間月　秋類　波を雜に浪に作る。間字　瀧間月　の間と同じく、意なし。波月　と同じ。

月多秋友　秋類雜　雜云、月は多くの秋の友となると也。按に、多くは數多の久しき意也。恰、多秋友と點を付けたるはわろし。

寄月忘夏　秋類　寄は依字の心也。月を見るに依りて、心樂しく憂を忘るゝ由也。

月多遠情　同同　多は深き意　月前遠情　と、さしてかはる事なし。

秋月有思光　同同

後京極攝政

摘 よし〳〵とさし入る月を思ふまに玉の門もやひかりそふらん

曉隨殘月行 類

潤餘（ジユンヨ）秋月 類雜 秋 雜云、潤月の秋の月也。潤九月の心なるべし。袋云、潤九月の月なり。

賴　政

名に高き月は二夜をみよとてや今年は秋をのぶるなるらん

寄（ヨスル）月惜別 同同 雜云、月によせて旅行く人のはなむけする也。

雜月 類秋 按に、季にかゝはらずよむ故に、雜といへるにはあらで、月に對ひてくさ〳〵の情をのぶる也。

風十五　伏見院

あはれさて何のすさびのながめして我世の月の影たけぬらん

寄（ヨスル）月雜 同同 是も 雜月 と似たれど、月によせてよむかたがへる也。

月前遍舟 同同 按に、遍は扁の誤にて、小舟を扁舟と云ふなり。

月照馴舟 同同 類題集目錄に、如此書るは誤也。本文に照を前に作る是也。馴舟は、月夜毎に舟漕ぎなるる由也。類證歌なし。

竹中（ウチ）月 同同 竹間月 と同じ。

秋苑（ソノ）月 同同 秋園月 同同 二題同じ。菀は苑字の誤なり。

河水澄月 同同 按に、如此訓むべし。河水與月澄の意にて、とはともにのことなり。月にすむとよみては、河水が詮となりて月は輕くなる也。

漢霽明月 かの部に出せり。

橫峯待月 類秋 橫、雜に對に作りて、後柏原院の風越の峯こすといふ同じ御製を載せたり。然れば橫は對の誤なるべし。類題に 對山待月 と云ふ、次にのせたり。

野宿月 松宿月 是らの類、すの部宿條に出せり。

見月思旅（秋 頓）　月を見て旅にある人を思ふよしなり。

雲間對月（秋 類）　雲間の月に對ふを云ふ。實は對雲間月と書くべき也。歌の題には、かやうなる書法まゝある事なり。心得おかずば思ひ迷ふべし。

雲間待月（雜）　是も待雲間月なり。

貴賤憐月（類）　憐ハ憐霞　憐花　などの憐と同じく、愛する意なり。

落梧新月　新月　是等、しの部新の條に出せり。落梧ハ葉の落ちたる梧桐なり。

閑山見月（雜）　雜云、深山幽谷の閑なる所にて見る月なり。

見月戀故人（同）　又云、月にむかひて過去りし古へ人を戀ふる也。

淨侶對月（同）　淨侶は僧の事なり。

對月憶昔（同）　雜云、憶昔は、我世の昔又は見ぬ世の中の昔をも、事に從ひてよむべき也。

東路月（同）　歌に東路とはよまず。東海道又は陸奥、常陸、上野、下野などの往還のほとりの名所をよみ入るべし。

月盛（秋 怜）　此題他の書には未だ見當らず。是詞に月の盛といふ事を取出して題とせしにや。さらば是も端書にこそ書くべけれ。

月明星稀（同 同）　是漢籍の中の詞にて、歌題には見及ばず。

江清月近人　袋云。淸き江の水に移る月影の近くみゆる由なり。あま人の鹹くむ影も難波江や月とともにぞ波に移れる」かやうにもよめり。按に、空なる月の近くみゆるにはあらず。雜云、淸き江に移れる月を立寄りて、人の近くみる心など相叶ふべきか。

依水月明　袋云、水に移る影にて、いよ〳〵月の明かなる心なり。

月照亡屋（ボウオク）　又云、亡屋はあれたる宿なり。按に、古郷ともよめり。

荒屋月（クワウオク）　又云、上に同じ心なり。

「古宅月」又云、是はたゞ住みふるしたる家の事なれど、荒屋の心によみたる歌もあり。

「高低月」又云、高き所ひくき所の月をよみ合たる也。峯に谷三保浦にふしなどよめり。

「山中晨月」類　是は文選の註に、朝謂ニ日未レ出時ヲ晨ト日出時とあり。されど拘はるべからず。只明方の月にてよし。

「乘月翫潺湲」秋　此題、拾遺雜秋、延喜十九年九月十三日、御屏風に月にのりて翫潺湲と端書有りて、歌

百敷の大宮ながら八十島をみる心ちする秋の夜の月　此の句謝靈運が詩の心なり。潺湲は字書注流水貌、一曰水流聲とあり。乘月とは、月の輿にのるを云ふ。

「月宮有路無行人」秋　月宮は月宮殿也。月の都に路はあれども、尋ねて行く人なき由なり

千　里

照る月の都に道はありといへど尋てゆかん方ぞしられぬ

「月契秋」類拾　月を有情にして。月の契る事にも。自然月の秋毎に光添ふ由にも。人の契る事にもよめり

「月露松檜香」袋云。是も詩句題にして。松檜の露の光のさす事をよめるなり。按に香の字拘はるべからす

家集　實　隆

松の烟檜原のくもりそれながら光に匂ふ月の下露

爲　政

松檜原もりくる月は山住の我袖のみになほや露けき

「月送客」袋云。山路などを歸る人を。月の影の送るやうに見ゆる心をよめり

續千　道　悦

かへるさの袖まで月は慕ひきぬ人は送らぬ秋の山ぢに

「月前遠情」袋云、月を見て遠き所の事を思ひやる也。

「遙思月」又云、是も唐土の事をも深山の事をも思

ひやる也。新類「あくがるゝ心の内の海山は我やゆきけん月やさそひし。康親按に、此題月に思ふとよむべし。

［月入花叢暗］くの部に出せり。

［依月思秋］袋云、月故秋の長き夜も心にあきたらぬやうによめり。［入後月］歌云、月の入りて後も心に月の忘られぬ由をよむなり。

［月前雪］又云、此題は冬の題なるべきを、月の百首に出たる由、愚問賢住にも見えたり。月を雪に見まがへたる心をよむべし。

［月前霞］秋類　按、此題春なれど、前と同じく月百首題に出でたり。そは組題故、秋季ならぬも混雜して入たる也。卽春の霞によみてよし。外月前雪月光映氷などの題共も、秋の部に類題集などのせたるは、組題の中より拔出て擧げたる故なれば、是らも冬季によむべし。秋季によむは却てわろし。

［月光映氷］秋類

散木
池水にかよひてかげの澄みぬれば氷を月の妻とみるかな

［月前何］凡月前玉月前扇などいふ類、其物をまのあたりある物にしてよむは常なり。されど又思ひやりても、未成にも、たま〳〵はよめるも例あり

［月前猪］頓阿。「秋の夜は臥猪の床のいかならん安くもぬべき月の影かは」

［毎秋同月］とよむなり

［十六夜月］（イザヨイノツキ）秋　不知夜月とあるも同じ

［月契閏月］秋類

拾愚下
月も又しかならふまで馴れよとや數そふ秋の空をたのめて

よみ人しらず

［連］（ツラナル）要解に引一字題ニテ

絕間なき木々の紅葉の陰とてや翅かはせる雁も落つらん

［盡］（ツクス）［庭盡草花］要解云。庭に秋の草花のあまねく

咲くなり。

寄二壺前栽一戀　行　行云。左壺前栽は桐壺のみかど。更衣の事をなげきに思し召して。御前のつぼせんざいを詠め給ひし心にや。大かたの物語の一の卷の一名にて侍るとぞうけ給はりし。

左　　　　藴　堅

淺ちふの宿の使のかへるさを雲ゐの月によそへてぞまつ

ね

年(ネン)　隔二年序一戀　類廿ノ廿六ウ　年序は只年の事なり。但序はついでとよめば年月のついでありて長く續くより云ふ。

勾當內侍

逢ひみんと人はたのめぬうき中に何を命に年のへぬらん

念願戀　神佛に祈念するにはあらず。又只男女の情を遂げたく思ふにもあらず。戀ふに付けていか樣になしたきといふ念願のあるをいふ只男女の情を遂げたく思ふなどは。卽是戀にて。取分きて念願を云ふ程の義にもあらず。

子日　子の日に小松を引くこと。多くは野邊によめれど。又山にもよめり。

夫木　　　　爲　家

さがの山ふるき御幸の跡とめて今日は子の日の松やひかまし

同　　　　忠　見

行かへりほどさへ遠き子の日かな千世の松ひく龜のをの山

な

七夕(ナヌカノヨヒ)　七夕戀　山踏云。たなばたによせて、此方の戀をいふ也。たなばたの戀にはあらず。光則曰、七夕をたなばたとよめるはひが事なる由、古人もいへり。なぬかのよひとよむべし。

夏　夏色　袋云。撫子の紅、木々の緑、早苗の末葉

の色などよめり。［夏香］又云。蓬橋などよめり。［夏壁］時鳥。水鷄。蟬。松風などよめり。［夏遠情］又云。海邊の名所などをよみ合せて、涼しく見渡すけしきをもよみ秋をまつ心をもよめり。

［夏草色々］按に、俗に種々（クサ〴〵）を色々といへど。其意にはあらで。花の色々のこと也。されど今咲きたる花にはあらず。秋咲く花の色ならんと。まだきに思ひてよむべし。

類 さま〴〵にしげる千草も秋きてや色も分るゝ花はさかまし　綱光

［夏草］歌云。萩。荻。薄。葛。葎。芝。淺茅。蓬。水邊には芦。眞薦などすべて夏にいりて繁く成り行くさまをよむべし。

［夏祓］［六月祓］［名越祓］［荒和祓］歌云、四題同じ。古へは六月晦日には限らず。後世は唯六月晦日に限れり。

［夏獵］堀次新

［夏蟲］類 螢を夏蟲とよめる事もあれど、題に夏蟲と出でたるは、螢又は其外の蟲をばよまず。只夜燈に入る飛蛾（ヒガ）の事なり。夏蟲の火蟲（ヒヲムシ）ともよみ、俗に飛んで火にいる夏の蟲といへるも是なり。飛蛾一名慕光ともいへり。

［夏動物］類 新拾遺に。郭公をよめり。按に、鳥獸蟲魚の類。何にても。人の外の動物ならば宜しかるべし。

［夏木］類 風雅集に。杉をよめり。按、何木にても、夏木に取交へてよまばよろしかるべし。

［夏鳥］類 風雅集に、水鷄をよめり。按、何鳥にても、夏期と取合せてよまば題に叶ふべし。

［尙（ナホ）］［藤花尙盛］歌云。此題は。春過ぎても猶移ろはぬ心にて初夏の題なり。

［歲時春尙少］又云。一とせの內にて。春は興多き時なれば、夏秋などよりは。日數も少なく思ひなさるる心をよむべし。

［失媒介戀］類廿一ノ卅八オ無引歌 媒介は二字にてなかだちとよむ、但目錄には媒人とあり。

「名」　「所名意」

「南北雁」袋云、讀歌に、越の海の波にしほれてこし雁の都の月に今ぞ鳴なる」とよめり。是は越路を北とさし、都を南とさせる也。又桃葉「今くるもやゝ近くなり雁がねは見送る空の友慕ふらん」靈光院、かやうにもよませ給へり。今くるとは、南へさしてくる也。見送る友とは、北の方なり。

「瞿麥（ナデシコ）」春行　歌云、漢土にては、庭に植うるを石竹と云ふ。茲にてから撫子とて。俗にも石竹といふ是也。己れと生ずるを、漢土にては瞿麥と云ふ。是茲にては、大和撫子とて。俗にいふから撫子なり。又云なでしこは、瞿麥、石竹ともにいひ、とこなつは瞿麥に限れりと心ッべし。光則按に、盛久して秋冬かけても咲く故に。常夏と名におひて。石竹もしか盛久しきかわれは是をもとこなつとよみて宜しかるべし。和名抄に、本草云、瞿麥一名大蘭、和名奈天之古、一名止古奈豆。

「内宴（ナイエン）」春行　公事根源曰、内宴とはうちゝの節會也。仁壽殿にて行はる。文人共題を賜はり。詩を作りて。やがて御前にて講せらると、云々。一、袋草抄曰、内宴は嵯峨天皇弘仁三年。幸神泉苑覽花樹、文人令賦詩是を始とす。保元に、信西入道申行ひ、後、又絶えぬる文意の爲口をしと。云々。

「内侍所御神樂（ナイシ）」冬行　江次第云、内侍所者神鏡也、本與主上御同殿、垂仁天皇也始御別殿云々。自一條院御時始十二月有神樂。一、公事根源云。御神樂は雲圖抄に吉田を撰びて行はるとなん。一。行云。内侍御神樂、賢所にて年毎の神宴別の子細なし。

「宴南殿櫻戀」行　「寄南殿橘戀」行

「寄梨壺戀」行　行云、梨壺はひぎやうしや也。是も梨を庭にうゑられ待りけるにや。

「馴」　「馴戀」　「馴不逢戀」　馴るゝ戀は、大方實事あるをのみいふべきやうなれど、馴れて不逢戀と同じやうによめるも稀にはあるなりそは草花に。すまの蜑の逢ふ事なみのぬれ衣なるゝにつげてほしそわひぬ

る。

ら

む

迎（ムカフ）　迎不遂戀（頓廿ノ九オ）　按に。人を待ら迎ふれども來らさる意なるべし。既に迎へ得ても。實情を遂げざる義にはあらざるべし。

基綱

袖の色も人はことなるわれもかゝ枯れ行く野へになほやしほれん

七夕迎夜　月迎秋明　松迎春新　愁人迎秋　按に。是等の迎はさせる意なし。只春になり秋になるといふ。

蟲　歌云。蟲又何の蟲。又蟲何なといふ題にては。只蟲とも又蟇促織（ハタヲリ）松蟲鈴蟲轡蟲。なとをもよむべし。

撰蟲（ムシヱラミ）（冬行）　禁秘材云。松蟲鈴蟲類。人に進之或被召賀茂社司。堀河院御時。頭以下向嵯峨野。誠有逍遙是絲蟲屋向選蟲奉之云々。

結　結葉（ムスブハ）　要解云。新樹なり。

柳結落花　又云。柳の絲に散る花を結ひとむる心なり。

花園左大臣

散る花の柳の絲に結はれてあらぬ下枝に匂ひぬるかな

按に。是實に結ふにはあらず。只枝にちりかゝりてあるをいふ。

武藏野駒牽（行秋）行云。八月十五日。むさしの駒引の事にて侍るにや。大かた武藏國よりは。ちゝのふの御馬二十匹。上野の御馬四十匹。たちのゝ御馬五匹。年ことに奉るなり。

う

疑（ウタガフ）　疑戀　山踏云。人の心のかはりやすきと疑ひ。又こと人に心や通はすと疑ふなり。

疑眞戀　雜云、人の眞實をも、我から疑ふなり。

動（ウゴク）　雜動物（サウゴキモノ）

[恨] [不ㇾ見ㇾ被ㇾ恨戀] [欲ㇾ絶恨戀]頼廿一ノ六オ 人の絶えんとするを恨む也。正しくは恨ㇾ欲ㇾ絶戀と書くべし。

[恨心中戀] 袋云、つれなき人の心の中を恨むなり。

[海] [海潟戀] 雜云。海の潟によする戀なり。

[雲] [雲間郭公] 袋云。雲のいづく横雲に鳴き捨てゆくなどよみて雲のわたりにて鳴く心なり。

[雲外郭公] 又云。是も上に同じ心にて、外の字しひて心なし。又雲の外に離れて鳴く事によめるもあり。

[雲端]結題 又云、端字心なし。

[鶯] [鶯入新年語] 袋云。春になりて。鶯の聲の時めきて鳴く心なり。

雜云、春になるより打ちとけて鳴く心なり。按に、新年の語にいると訓めるはわろし。歌には。かたると鶯によめる事はなけれど。漢語に鶯語とも。黄鸝語などゝもいへれは。それらによりて題にはかくいへる也。

[春情有鶯] 袋云。人の心の春めく事は。鶯がある故也といふ心也。

雜云、人の春の情に、昔鶯の上にありと云ふ心也。

[南枝暖待鶯] 雜云、南枝は、公梅の類の南へ指したる枝也。

[梅] [梅花染衣] 袋云。梅の香の衣に移りしむ事なり。

[浦島子]

[鵜川] 歌云、夏のよ川舟にのり。一人掉さし、今一人は手繩にて鵜の咽をくゝり。魚のふすあたりにいきて篝火をたくに、魚の火の影に集るをみて。鵜を放ちいるゝなり。さてその鵜、水をかづき魚を得てのまんとすれど。咽をくゝられたればえのまであるを。かの手繩をたぐりよせて。口より魚をはかせてとるさまを。よそより見てよむ也。

[寫] [筆寫人心] 要解云、人心といふからに。自他の上につけて。廣く噂をよみてよし。

[上] 要解云 [河上] [海上] の類、上の字心なし。只河海をよめはよし。但わたの原漕ぎ出で見みれば。今

法性寺關白のよみ給へるは、海上の眺望といへる題なり。是は實に海上の心に用ひられたり。此例にもよるへし。

潤　春行閏　歌云、春三月ともによみてそむかず。

梅　梅先近春　寄梅壺戀　行　行云、左は源氏物語、秋好中宮のいつきの宮に參りて、大極殿にて別れの櫛を指し給ひし後、冷泉院へ入内ありて、梅壺はぎよぐわしやにて侍れば、こりしくといへる事も。言葉の便ありて、いとやさしく聞え侍る、云々。

左　貞　也

いかにしてわかれし櫛の俤をこりしく花になを殘しけん

萍　堀次詠　月令云、仲春之月萍始生。一、蘇頌曰、有三種、大者曰蘋、中者曰荇小者卽水上浮萍、云々。

騎射　夏　行　行云、是は古今などに。みずもあらずなどよめる。右近の馬場ののり弓にあらず。五月五日豐樂院にて、昔はのり弓を御覽せし也。是を馬弓といふ。天子群臣皆菖蒲のかつらをかぶりに掛けて。節會の義ありし也、云々。

盂蘭盆　行　行云、是は佛弟子、目蓮母の在所を見て悲びつゝ。此事を設ける由。經文に侍るにや。昔齊明天皇の御時。飛鳥の寺に須彌山のかたを作り。うらぼんゑを設けられけるとかや。總て諸寺にて行はるゝ事なるべし。

植物　春植物　雜云。草木をいふ。梅櫻はいふに及ばず。松杉にも。春を結びてよむなり。按夏秋冬などの植物も此例にてよむべし。

ゐ

の

後　後朝戀　山蹈。別れて後のあしたなり。別るゝ心にあらず。別れ歸りての心。又歸る道すがらの心をよもめり。

思後世戀　雜云。我思ふ人の後世を願ひて。逢ふ

事ゟ厭ふなり。

［月前契秋後］類廿一ノ十三ウ　按。只秋を契るなり。今に對ひて後といへるにて。秋過ぎて後冬になりての心にあらず。

　誰もまた今宵の月を忘るなよ秋のみ空にめぐりあふまで

［延］ノブ　［延思］の延も、述と同じ。延思も述懷も同じ。

［述懷］爵の情のみ述ぶる如く思ふ人もあれども、然のみにはあらず。述懷はしの部に出せり。

　後拾オ五　いつとてもかはらね秋の月みれば只いにしへの空ぞ戀しき

［殘］ノコル　さの部にも出づ。［春殘］［殘春］歌云。三月末より盡日までの心をよむべし。

［殘花］さの部に出づ。

［殘雁］冬　歌云、秋におくれて冬來る雁を云ふ。

［貽］ノコス　［草庵貽夢］要解云。夢を見殘してさめたるなり。

　とにかくに□□や□□間いつまでと草の庵によを盡すらん　後柏原院

［野］［野行幸］ミユキ　類次冬　天皇の冬御鷹狩させ給ふをまうす。源氏みゆきの卷に見えたり。源氏のは十二月也。只行幸とばかりあるは雜なり。行事雜に出せり。

［荷前］ノサキ　行春　行云、先皇のみさゝきへ。年の終に幣帛を奉らせ給ふ也。一。延喜式大政官曰、季冬獻幣於諸陵及墓、皆用當年調物。一。江次第曰、荷前者四方國進御調初穗、奉故曰荷前　十二月十三日

　萬葉集一　あつまどの荷前の箱の荷のをにも妹が心に乗りにけるかも

［望］ノゾミ　［春望］［眺望春］袋云、此二題同題なり。只野山の春のながめをよむべし。

［眺望］［遠望］［按］眺望の題は廣ければ、遠望をも讀べし。遠望は眺望に同じけれど。只遠方のみよむ也。

［賭弓］ノリユミ　行春　江次第曰、以射禮後朝被行賭弓　射禮正月十七日　賭弓十八日

ナリ勝方爲行罸酒於負方〈近代無此事〉勝方亂聲奏勝負舞。賭弓者淸和天皇貞觀二年正月十八日始被レ行。一、公事根源曰、是は天子弓場殿に臨みて弓を御覽ずる也。仲春に弓を見る事禮記などにも侍るにや。左右の近衛、左右の兵衛四府の舍人共の射侍る也。云々。事はてゝ後、大將射手に饗をたぶ。是をかへりあるじと云ふ也。

和歌題意考卷之二終

和歌題意考卷之三

保田光則輯

お

驚〈オトロク〉　駭〈オトロク〉　驚戀〈オドロカスコヒ〉　山路に云。とはぬ人を驚かし忘れたるを。おどろかすなさなり。

絶後驚戀〈タエテノチ〉　按に。類の證歌は。絶えたる人に驚かさるる心をよめり。されど我より人を驚かす由をよむも。難なかるべし。

月驚絶戀〈オトロカスタエタレ〉　雜云。月に對ひて中の絶えたるを思ひ出て驚き歎くなり。

稀驚戀

思ひ絶□□らまゝものを□□の言の葉さへもうき契りかな　師　雅

花駭定心　要解云。題字禪定の心を驚かすにて。出

に親しみ唯靜かなる心を駭かすにても可なるか。

思（オモフ） 思戀 戀男 按に、思戀は。今思ふ心ばへよみて用ふる也。戀思は。旣に思ひをしたるうへをよむ體なり。

思二世戀（フタヨ） 雜云、二世かけて思ふ也。按に、二世を契ることは別也。題林云、我のみ二世かけてと思ふ也。

新續古 我ハ只こんよの闇もさもあらばあれ君だに同じ道に迷はゞ

思移媒戀

懷（オモヒ） 秋懷 袋云、我身の秋の物思ひをもよみ、昔の秋を思ふ心にもよめり。

劣（オトル） 劣不逢戀（オトリテ） 雜云、家をおとしめてあはざる也。按に、我身分の賤しく劣りたるを。人の落しめて逢はざる也。

推量戀（オシハカル） 題林云、とやかくと人の心を推しはかる也。

落（オツ） 星河落簷（アマノカハノキニ） 按に。落簷とは、只軒端に近く見ゆる由をいふ。

雨過ぐる名殘もすゞし天の川かほみる今日の軒の玉水　政爲

是は軒の雫を、實に天の川より水の落つるやうに取りなしたる也。

遲（オソシ） 遲櫻 さの部、殘花の所に出せり。

大（オホ） 大原野祭 春行 行云、二月十二月兩度上の卯日也。此社はきさいの宮の參らせたまはん爲に、春日本社は遠き故に、都近き所に遷し奉らるゝ也。されば大原のぎやう啓など申す事侍り。文德天皇仁壽元年二月より初めて行はる。云々。

大神宮祭（オホミワ） 公事根源云。先四月丑の日使たつ大原野の如し。此祭、冬は寅の日使たつ、其故は、夏は卯日の晩、冬は夕べに祭る故なり。大神（オホミワ）とは大三輪の神なり。大物主の神の御事なり。三輪と申す本緣は。古へ此大物主神、活玉依姫と云ふ女の許へ忍びに通はせ給ひける時、知人更になかりき。其女懷姙に及びて。

父母疑ひ怪む。女に敎へて。神人の來ましたらん時。絲をへに綵りたるに針を付けて衣の裾につけしむ。其絲くりわけければ、三わな有りしかば、三輪山とぞ申しける。一、神代紀上 四十一 云、大巳貴神云々、于時神光照海、忽然有浮來者、曰云々。是時大巳貴神問曰。然則汝是誰耶。對曰。吾是汝之幸魂奇魂也、大巳貴神曰。唯然廼知汝是吾々幸魂奇魂。今欲何處住耶。對曰吾欲住於日本國之三輪山、故卽營宮彼處、使就而居、是大三輪之神也。

大祓（オホハラヘ） 行 夏　公事根源云、大祓と云ふは、百官盡く朱雀門に集りて祓をし侍る也。六月十二月晦日二度あり。天武天皇の御時より初りて、解除（ハラヘ）觸穢などの時もあり。神事など行ふ時は。臨時にも常にもあれども。此大祓は、百官一同に集りて秡をする也。又今日は。家々に輪をこゆる事あり。

追儺（オニヤラヒ） 行 冬　日本歳時記云、節分に儺豆をうつは侍れども。禁中儺も十二月晦日の由ふみに見え侍る。又唐土も金吾除夜進儺名もあれば、晦日の夜其事をなすべし、云々。公事根源晦日也。埃囊抄世諺答には、節分と見えたり。一。行云、追儺と申すは年中の疫を追ひ拂ひ侍る心にや。光る源氏に、なやらふなど申し侍るも儺を追ふにて侍る也。夜の事なれば殿上の侍臣、桃の弓芦の矢をもつて、御殿の方に立ちておにを射る也。四目ある恐ろしき面をきて。手にたて矛をもつ。また侲子（ワラハベ）とて、二十人こんの布衣きたるものを卒して、内裏の四門をめぐる也。慶雲二年より初るとぞ。一。周禮曰、方相氏黄金四目、玄衣朱裳執戈揚楯、帥百隸而時々儺。

御賀齡（オトシガイ） 行 雜　行云、右は御賀の心、鳩の杖撰集の中に讀み習はし侍る事なれは、委しく記すに及ばず。

右　新中納言

積りける君がよはひの御がさまに年月つがん鳩の杖なり

恩赦（オンシヤ） 行 雜　行云、めしうどの獄屋にあるを取出して赦

免せらるゝなり。ゆるし物とも是を申すにや。然るべき御祈。又法事などに付てにはかに行はる。さればを詔書のせきやうを待たずして。かつ〳〵ゆるさるゝを。此歌にもつくるにや。

逐（オソ） 逐夜增戀 雜云。夜頃ふるにしたがひて。いよいよ思ひの增るなり。按。逐は字書に追也と註せり。行き過るものゝ跡を追ひゆく心なり。逐夜風凉 是等は。毎夜の意によめり。

逐日增戀 雜云。日々に思ひの增る心なり。

逐日述懷 逐日懷舊 是等も毎日の心によめり。又只こし方を思ふ心にもよめり。そは逍遙院。ありふればへだゝりまさるこしかたを物わすれせずなど忍ぶらん。

月前逐凉 松下逐凉 是等は。逐の字に拘はらずして。只納凉の心にのみよめり。彼方此方凉所を追ひ來るやうにはよますく

傀儡（クヾツ） 下學集曰。日本俗呼遊女曰傀儡和訓久具豆。くぐつは。和名抄に巻四傀儡子を訓めり。今音をもてよべり。又てくぐつとも、くぐつはともいへり。俗にでころぼまはしと云ふ是也。裹（ツヽミ）を負ひありきて、戯曲をするをもて云ふなるべし。又云歌の集に。遊女の類を傀儡と書せるは。舞妓の類を云ふ。朝野群載に、傀儡子の記ありて。曰。男則皆使弓馬以狩獵爲事、或跡双劔弄七丸、或舞木人鬪桃。云々。變砂石爲金錢、作艸木爲鳥獸、女則爲愁眉啼粧。折腰步齲齒咲施朱傅粉倡歌淫樂。云々。とみえたり。よて歌に。小倉山麓の里。大井川岸の苫屋。小野の篠原。野上の里などよみ習はせり。人形をつかふの意はみえずといへり。埃嚢抄には。男殺生を業とし。女は偏に遊女の如しと云へり。今樣古河拜足柄竹下催馬樂里鳥子歌袖中抄歌等は、當時のうたひ物也とぞ。和名抄 巻四雜藝具云、傀儡子和名久々豆樂人之所弄也。指南 弄木偶[illegible]曰傀儡。書言字考 本朝出自攝州西宮傀

俗謂之箱出（ハコデ）狂坊（クルボ）。光則按に、傀儡妓女大かた同じやうなれど。女樂をなして。又一夜妻ともなるは。傀儡女樂のみなるは妓女なるべし。【山蹈】曰。遊女は。舟くゞつは里のあそび也。されど通はしてよめる歌も見ゆ。【題林】曰。くゞつといふは。旅の驛にある驛傳ひの旅人を。誰となくまつ心をもよむ所につけつゝ。明ぼの夕暮の心細きさまなどをもよむべし。いづれも。あそびくゞつといふ名をばよむべからず。まはして所の名をもいひ。もしはふるまひ、又思ふらん心の中を押しはかりてよむべし。あそびくゞつ共に、身の習の悲しき事。誰となき契の物うき行へもしらぬ別れにのみ。心を碎く由などをよむべし。

【晩（クレ）】　【晩樹戀（クレノキ）】類題廿一ノ廿七
今日ばかり待らみんさても月日へぬ軒ばの杉の夕暮のそら

【期晩頃戀】類廿一ノ二十七無引歌

【秋晩】歌云。秋の日の夕暮なり。【晩立】かの部に出せり

【晩夏（ク）】又はの部にも出づ

【草（クサ）】　【草香（クサカウ）】堀次　秋袋云。くさのかうとよむべし。やがて詞にいひつゞけたり。歌云。秋花咲きて香ある艸は何にてもよむべし。光則按に。此說誤なり。和名抄草類云。芸音云和名久佐の乃香香草也とあり。說文云芸草也。似苜蓿。堀河次郎百首秋部の題に見ゆ。物名或は折句などによめり。引歌詳に雅言集覽續編くの部に出せり。

【草上露】【草露】二題共に同じ。草は只草とのみも、又荻薄などの類。花さく草をよみても。何れにてもよし。【草花】の草。下にいへるをも合せ見るべし。

【草】類夏　夏艸と同じ。

【若艸】歌云。秋の荻。萩。薄。夏のさゆり。江の芦などなべての艸のもえ出づるを云ふ。

【草花】袋云。荻。薄。藤袴。女郎花。月草。葛花。鬼のして艸など。すべて秋の艸花をよみ、又秋のやち艸。花の色々などゝもよめり。

【黄（クワウ）】　【黄菊泛觴】袋云。盃に菊の影の移る心によめ

りしひて黄の字に拘はるべからず。

黄葉

暮（クレ） 暮春 歌云。三月初より晦日迄のこゝろは。皆よむべし。

春暮 春深 又云。二題全く暮春に同じ。

花（クワ） 月入花灘暗 歌云。是は紀貫之の曲水宴の題にて。谷あひの花に月の隠れて影の暗きをよむべし。雑云、月入りぬれば花の色見えわかぬ也。灘は花の多心か。光則按に、灘は字書に。瀬也とみゆ。花灘ハ落花の瀬に浮流るゝをいふ。月は山に入りて。花の流るゝ瀬の暗きよしなり。此題誤りて。月花灘に入て暗しとよむ。故に人々まごふ事あるなり。歌袋雑木等の説。皆ひが言なり。

新拾 散りまがふ花は衣にかゝれどもみなせをぞ思ふ月の入間は　忠岑

春下 花流すせをもみるべき三日月のわれて入りぬる山の遠方　是則

群（グン） 網代群遊（グンユウ ムラガリアソブ） 要解云。あじろのある所へ。人々打群れて見にゆくなり。

悔（クヤム） 悔會合（クヤムアヒシ） 要解云。末もとげぬ中故に。あひし事をくやむ也。

黽（クヒナ） 次堀 水鶏のことなり。

灌佛（クワンブツ） 夏 行 年浪草云。遵生八牋引玄樞經云。二月初八日の佛生日也。周建子以子月爲歳首。是以十一月爲正月也。莊王九年四月初八日釋迦生者不考。歳建支猶次四月爲歳規何其謬歟云々。此說不然。佛誕生日は夏正に從て建巳月に四月也。佛誕の端は周の代にありて、太史蘇由西方に聖人生れなまふ事はしれども。未釋尊なる事はしれぬ也。今の四月八日を用ふるは、正を用ひて翻譯者の定る所なり。周正を以て推すべからず。佛滅日は二月十五日也。左傳魯莊公七年夏四月辛卯、夜恒星不見夜明也と記す。佛滅の相支

那に現はる。周正四月卽二月なる事知るべし。是夏正を用ふる證也、（按此説非也八の説宜し）又云、四月八日凡諸寺院修灌佛會。以諸品花飾小堂。是謂花堂。其内安小釋迦像而灌甘艸等香水也。一。行云。灌佛は佛の生れ給ふ時。天龍あま下りて水をそゝぎ侍るとかや。其例にて百敷にも上達部より初めて。佛に水をあぶせ奉るなり。

【外】（グワイ）　【野外駒】　【野外霞】　雜云。外字心なし。按に。天外雲外などの外も是と同じ。

【戸外藤】（雜春）　雜云。戸外は松の戸、柴の戸などに咲きかかりたる心なり。外字心なし。

【國】（クニ）　【治國栽樹】　（類雑七怜野集治國栽松と云ふ題あるは此樹字を松と誤れるなるべし）扨。此題。類題集目錄には如此ありて、本文には治國如栽樹とあり。證歌新千載慶賀部に見ゆ。詞書云。貞觀政要の文を題にてよみ侍りける歌に、治國如栽樹といへる心を。卜部兼直。動なき倭嶋根の常磐木を國を治めし神やうゑけん　貞觀政要卷之一政體篇十五オ　太宗謂侍臣曰。夫治國猶如栽樹本根不搖則枝葉茂榮。君能淸淨百姓何得不安樂乎とある文とれる也。

【觀】（クワン）　【身不言戀】　觀は觀念する事なり。雜云。我身の程を思ひ知るは、かくとしらせたりとも承引すまじと思へば。身を觀じていひ出ぬなり。

【瞿麥】（クハク）　くはくは字音なり。和名なでしこ、又とこなつともいへり。いづれによみてもよし。歌にも。此題いづれによみても同じ。若し題に撫子とある時は撫子とよみ。床夏とあらバ床夏とよむべし。明題集その外に、瞿夏とあるは、瞿麥とあるを見あやまりて書ける也。

や

【休】（ヤスム）　【難休戀】（ヤスミ）　題林云。戀に心のやすまらぬ意なり。

【漸】（ヤウヤク）　【徐】（ヤウヤク）　【郭公漸稀】　【時鳥徐稀】　【時鳥稀】　【時鳥聲稀】　歌云、細かにいはゞ。時鳥稀こ時鳥聲稀

とは、聲の乏しくなりたるにて、漸稀。徐稀は。次第に乏しく成り行く心なるべけれど。四題只同じ心にかよはしてよめり。五月の末六月にもなりて聲の稀なるをよむべし。又只大かたの夜かれをもよめる例あり。

［漸待時鳥］　又云。卯月になれば。時鳥を待つ心の次第にそひゆく心をよむべし。すべて待の字あるは、四月と心うべし。

［春漸近］

［柳］　［柳色辨春］　袋云。柳の春を辨へ知りて。色をもそめ風にもなびく也。按に。柳の色を見て人の春を辨へ知るにはあらず。

［櫻下嫩柳］　袋云。嫩柳は若やかなる柳にて。櫻下の下の字もあながち櫻の木のもとの心にあらず。櫻のわたりに纎なる柳のあるよし也。

［黄梢新柳出城墻］　袋云、詩句題也、黄梢は柳の若葉のもえ初めて薄色梢なり。城墻とは一村の境のかき也。又波拂黄柳梢と云ふ句題もあるなり。何れも緑の色とも青柳ともよます、黄の字に心を付くべし。

拾遺　この里のむかひの村の垣ねより夕日を染むる玉のを柳

［約］　［約違戀］

［宿］　［水宿螢］　［露光宿菊］

［寄夜行戀］　行云、禁中夜行と申すは、左右近衛府夜まはりをし侍る也。左近は子寅、右近は丑卯にまはり侍るにや。

［寄大和物語戀］類

後柏原院

柏　寫しゑのまことはみえしかくばかり思ひにもゆる身とはいふとも

ま

［墻］　［墻戀］　山頭云。月にそひて思のまさるをも。又あはてこかれしは數にもあらず。逢ひみていとゝ思

ひのます心などよめり。光則按ずるに。逢ひみし後思ひのますは。[逢増戀]とも[遇後増戀]ともある題にて。此題には未だ逢はずして。戀のまさるをよむべし。但し本あひたる人にても。久しくあはずして。戀のまさるもあるべし。

[紅葉増雨] 要解云。秋雨に紅葉の色こくなるなり。

[負(マクル)] [負戀] 山蹈云。人のつれなかれは。我もさのみ戀ふましきを思ひまけて。戀ふるなとやうの心なり。又つれなさの心くらべも。今は命も絶えぬへければ。よわりてまけたるなどよめり。

[稀(マレナリ)] [稀戀] 雜云。まれ〳〵あふ心なり。

[忍稀戀] 又云、人めを忍ぶによりて、逢ふ事の稀なるなり。

[鶯聲猶稀] 要解云。初春いまだ稀なるなり。[郭公猶稀] 袋云、忍び音の頃　聲の稀なるなり。[郭公稀] 又云。是は鳴きふりて稀になりたる也。[花漸稀] 花の次第次第にちりて少なくなる由なり。

[待(マツ)] [待遠境戀] 雜に、[遠境待戀] につくる。遠き境の人を待つなりといへり。[待空戀(マツムナシ)]

新古 頼めても遥けかるべきかへる山いくへの雲の下に待つらん

[立待月] 要解云。立待。居待。臥待。共に月を待つにて立待は葉月十七日。居待は十八日。臥待は十九日也。按に。立待。居待など。只十七夜。十八夜などの月をいふ如くなれど、常の月ごとにはさも待つまじければ、八月にていふ事なるべし。

[松] [治國栽松] 怜雜下、證は、新勅貞、對松爭齡といへる題を詠める也、詳にくの部、國條に出づ

[松下閑友] 怜雜代

け

[源氏(ゲンジ)] [寄源氏戀] 袋云、野分、手習、槇程など、物語の卷の名によせてよめり。

[寄源氏物語名戀] [寄源氏名戀] 此二題も前と同じ。

[寄源氏物語戀] 袋云、是は源氏の卷の心によせて、

我戀の情をのぶる也。

よみ人しらず

千 みせばやな露のゆかりの玉葛心に懸けて忍ぶけしきを

同 逢坂の名を忘れにし中なれどせきやられぬは涙なりけり

[興](ケフ) [春興] 袋云、野山の春の遊興、花の本のまとゐなどよむべし。按、四季共に此例推して知るべし。

[子日興] [上巳興] [端午興] [七夕興] なども

[雪中遊興] 要解云、雪をめぐらす舞の袖うなゐ子が雪まろばしの類さま〴〵あるべし。

[結願](ケツクワン) 要解云、常にいふ如く、願を果したる也。

[慶賀](ケイガ) 歌云、祝言と慶賀との別、近昔より、祝言は長久なる事をよみて、富貴榮華をよまず。慶賀いづれも然るべし。心云賀と云ふは、身を祝ふ事までにいひ、祝と云ふは、大方國をいはふ事をよめり。

[元服](ゲンプク) 堀次 雑 御元服は、この部に出せり。

[徑](ケイ) [野徑何] 徑を常にコミチと訓めど、歌にては只ミチとばかりよみ、又只行歩の意をよみて、徑の義を見せたる多し。

ふ

[舊](アリヌル) [舊戀] 山踏云、舊戀は、久しき戀をも、又昔見し人の中絶えて久しく成りぬるを、忘れずこふる心をもよめり。

[舊事戀] 類ノ三十五オ 無引歌

[兩](フタツ) [兩方戀](フタカタ) 山踏云、兩人に戀ひらるゝ、又兩人を戀ふるにも、自他によめり。

[冬](フユ) [冬木] 袋云、松檜をよみ、又木葉なきむなしき枝ともよめり。

[冬植物]

[古](フル) [古渡河] 秋云、古渡と出でたらん題には、只渡をよめば叶ふ也。按、古へ渡りといひて、後世は渡にもあらず成りぬる所のみいふにあらず。さる所をも、又昔より今の世まで、渡りといへる所にて、何れにて

も古くより名におへる渡をいふ也。

【古柳】【古松】【古杜雨（フルキモリノ）】松柳などは、老木を云ふ古杜は、昔より杜と名におへるを云ふ。

【古人（フルヒト）結題】古くより馴れ親みたる人をも、死にうせたる人をもいへり。現在の人をいへるは、古今、ふる人みれは袖ぞぬれぬる。又一字抄中原長國【對月戀古人】と云ふ題にて、月にこそ昔の事は覺えけれ我を忘るゝ人に見せはや　但故人とあるは死に失せたる人をよめり【見月戀故人】などの作例然り。

【故郷（フルサト）】名所の故郷、故都、故宮等にても、尋常のにても、何れにてもよむ也。名所ならでふるきみ垣などいへば、故郡故宮の心見ゆる也。尋常のも故郷といはずとも、荒れたるさまだによめば聞ゆるなり。

【故郷戀】題林云　名所の故郷をもよむ也。按故郷にての戀なり。故郷を戀ふるにも、故郷によせて戀ふるにもあらず。

【文（フミ）】【返文戀】雜云、人の許に遣したる文を、其のまま返したる也。山踏には、人の文おこせ置きたるを返しやる歌を引きたり。

【不見文戀】雜には、我遣したる文を、人の見ぬ由をよめる歌をのせたり。されど類題には、人の文を見ぬ歌をのせたれば、何れにても宜しかるべし。

【三年不見書（フミ）】雜に、人の文を三年まで見ざる由をよめる歌をのせたり。

【歷（ノ）】【水石歷幾年（イクトセヲ）】要解云、水石共に幾代もふる物なればなり。凡そ何れも、祝の心を籠めてよめり。

【不（ノ）】【不慮會戀】

清輔家集　契り置きししちのはし書みえねどもみとのまくはひ月日ありけり

【不堪田奏（フカンデンソウ）行秋】行云、右作るに堪へぬさは、所々の目錄をして奏りければ、夫に付、そせいを三分一など許したまふ事のありし也。細かに諸國より坪付を奉りつれば、大臣陳に參りて定め申すなり。諸國に施行し侍りしなり。一江次第曰、不堪佃田申文九月七日式月五日下略、一、

公事根源曰、是は諸國の田の損亡したる所々の目錄をして奉る、夫に付て、租税を三分二など免じ給ふ事あり、云々、つくるにたへざる田といふ心に、不堪田と申す也。

佛名(ブツミヤウ)冬行 行云、法名は十二月十九日より二十一日迄、三ケ日の間、三世の諸佛の御名を唱へて、六根の罪をざんげし侍る心也。寶龜五年十二月初る。承和の頃は年毎にあり。

寄藤壺戀 行 禁秘抄云

寄風俗戀 摘 風俗歌によする戀なり。

つれもなき人に心をつくば山しげきなげきを思ひやらなん

巫陽臺 新勅雜一、巫陽臺の心をよみ侍りける、

わきてなど夕べの雨となりにけん待つだに遲き山の端の月　こ

故(コ)人 月戀故人 要解云、故人の證歌世になき昔の人を戀ふる也。但し唐には、只舊き友をも現在に故人といへど、歌には其例を見ず。按に、古今集に、ふる人みれは袖ぞぬれぬると見ゆれは歌には例あり。題には例を見ず、すべてふの部古の條見合。

故山花正落 雜云、故字、深山の心相應か。

夢談(カタル)故人 暮戀故人 類廿一ノ廿九オ 此題類には、戀に出でたれど、懷舊なり。故人の義は、いづれも前に同じ。

故園花自發 雜云、故園は、證歌にも志賀の花園をよめり。然れば、昔の花園にや。光則按に、故園は、漢文には故鄕の意に用ひたり。然れは園の詞は 故屋何 古屋と有も同じ。古宅 舊宅 などゝ大方同じ。但宅は廣く屋は狹し。

戀何

戀天象 山蹈云、すべての戀の心を、月日雲雨など、空の事によせてよむ也。

戀地儀 又云、山川、野里、池沼、岡關、瀧浦など、又名所によせても戀の心をよむなり。

[戀鬘(カツラ)] 雜云、かつらによせて、戀の心をのぶる也。

[戀夢] 又云、夢によそへて、戀の心をのぶるなり。

[戀餘波(ナゴリ)] 又云、餘波は戀しき人に逢ひみし名殘、又離別の後の名殘也。

[戀雨] 又云、戀を雨によせて情を述ぶる也。按、雨中戀と同じ。袋云、雨のふるにつけて、人を思ふ也。寄雨戀とは心かはるべし。

[戀月] 又云、戀の心を月によせていふ也。按に、月前戀と同じくよめるもあり。袋云、月夜に人をこふる心をもよみ、又月によせて戀の心をよめれば、寄月戀と云ふ題にも通ふ。

[戀朝] 朝の戀なり。

[戀情(ジヤウ)] 題林に、戀のじやうとよめり。戀のじやうを述ぶる也。なさけの意なるとは別なり。

[戀情(ナサケ)] 是は戀のなさけにて、前とは別なり。

[戀自我下人]

[戀聲] 雜云、鳥の鳴く音、鐘の聲、松風の聲、其の外何にても、聲ある物によそへて戀の情を述ぶる也。

[夢戀] 戀夢とは別にて、思ふ人を夢見たる戀なり。

[戀終] 題林云、人のつれなき限り也。

[戀長短] 雜云、長短とは、譬へば證歌にある如く、契は一夜ばかりに短くて、思ひは長きなどやうの心也。

[戀不知程] 題林云、我戀の限りの程はしれぬと也。

[戀昨今] 又云、昨日までみし人の、今日はかはる也。

[戀曉] 按に、曉更戀も同じ、寄曉戀にはあらず。きぬぎぬの別をも、別れて歸る道の情をも、別れて歸りし後の又ぬの床などをも、中絶えたる後、昔通ひ馴れたる艸の露を、風ならでは拂はぬなど、さまざまによめり。

[戀切戀] 類廿ノ廿九オ

[戀山] 雜云、戀の情を山によそへて云ふ也。寄山戀に同じ。

[詞(コトハ)]　[詞出戀(コトハイツル)] 類十九ノ附

雅親卿

思ひより餘りて出づる雲のはのたれぬ石にも立ぬべき哉

詞和戀 自然に詞やはらぐ心也。

和詞戀 心を用ひて詞をやはらぐる也。

氷 氷消田地 袋云、是は田の氷の消ゆる心也。地の字意なし。

古 古宅 按に、故郷と大方同じ。古宅月を、家隆卿 秋の月すみあらしたるふる郷をふるざと人の猶もとへかしとよみたまへるにても知るべし。古宅橘 古宅梅 古宅五月雨 古宅郭公 など見ゆ。按、古宅、舊宅、同じ。故郷は古宅より少し廣く故屋は少し狹し。

異 思異人戀 類廿一ノ三十五 山蹈云、我のみと契れる人の、又他の人を思ふ也。題林云、よその妹せを我憂き中にくらべ思ふ也。

風戀四 人を人の思ふ限をみるにしもくらぶとなしに身ぞ哀れなる

期 二星期秋 要解云、期とは契りて待つといふ程の心なり。されど今日待ちつけし意をもよめり。二星はたなはたとよみても叶へり。

後 後夏 新夏 晩夏の事なり。後冬 續新 題林、又新類題、十二月の日數も稍過ぎたる程を云ふ。

後朝戀 雜云、別れて後の朝也。古歌には、別戀と同じ心によみたるもあれど、別て後の心よしとなん。又、のの部にも出せり。

小朝拜 行春 行云、朝拜と云ふ事は、只臣下として、元日にてあれば、天子を拜し奉るべき由申受けて行へる。公事にて、云ば、朝拜とは朝賀を申すなり。是は略義にてあれば、小朝拜と申すにや。朝賀ある時は行はれざる事なり。

視告朔 新春 行云、視告朔は、唐土の書の心と我國の義と聊別にてあるにや。論語にいへるは、月ごとに朔を廟に告ぐるといへり。我朝の義は、百官の行事上日

を記して、月毎に天子の御覽する也。告は告朔の文みそなはすと申す心なりき、云々。視告朔と書きて、只こくと二もじに讀むが口傳にて侍る也。定めて家々の所改も侍らん。

五(ゴ)

五節 行冬　**五節舞姫** 同　同、

五節參入の所 同同　初學上三十四丁云、五節は毎年十一月中ノ丑日より下四日の間行はる。舞姫は良家の女の嫁せぬを撰みとれり。辰の日舞姫の正日にて、此夜を豐明節會と云ふ。又云、神事は卯迄に終りて、辰は豐樂院にて天皇大直會を聞しめし、百官に宴を賜ふ故に、此舞もあるなり。續日本紀、天平十五年五月、宴群臣於内裏、皇太子親舞五節、是に初めてみえたり。此時迄はいつと定めなかりしを、後に十一月とはなれり。扨其本、淨御原宮より起りたる事も右にみゆ。一、山、云豐明節會は、霜月中の卯日に行はるゝ公事にて、五節の舞姫は辰日にありとぞ。

獻醴酒(タテマツルコサケヲ) 行夏　延喜式造酒司曰、醴酒者、米四升、蘖二升、酒三升、和合釀造、得醴九升、以此爲率、日造一度、起六月一日、盡七月三十日、供日六升、云々。一、小右記曰、長和四年六月一日、造酒司進醴酒一瓶、供御試料、是例也。一、山槐記曰、承治三年六月一日、同上。一、日本紀曰、應神天皇十九年冬十月朔、幸吉野宮、時國栖人來朝、之因以醴酒獻于天皇。

御燈(ゴトウ) 行秋　行云、天子の北辰にともし火奉りたまふ事也。今は其義絶えてなし。北山の靈巖寺といふ所にて、高き峯に火を燃して北辰に供せられける也。一、三月九月三日の公事也。江次第曰御燈九月同之自一日至此日御淨衣。但先朔日。令宮主占御燈奉否之由、於御厨子所卜之、當日時刻出御、内藏寮奉御贖物、宮主自仙華門入着座、御禊了退出、次撤御次、撤御贖物、次御拜二度、次入御、次撤御座、上御簾、次供魚味、云々。上古被奉御燈之時貞觀以往北山靈巖寺邊供之、云々。一、公事根源曰、一條院の御記などにみえたり。

御元服(ゴゲンブク) 行雜　行云、左齡人といへるは、天子の御元服の

時、不壽こて、理任のくぎやうの中に、第一老年の人を撰びてみきを奉らしめ、祝詞をしんけんする事のある也。

【こいたじき】勅丘 雑堀河院御時云々。小板敷とさのふだを沓冠によめと仰せ事侍りければ。抄云、小板敷は殿上にある板間也。

【梢（コズヱ）】 明題集に、春の部に出せり。花の梢なり。

【聲（コヱ）】 【夏聲】【秋聲】 聲は有情の物にいひ、音は無情の物に多くよめれど、是らの類の題、有情無情共によめり。拘はるべからず。秋聲の題に、擣衣などもよめるを思ふべし。

え

て

【天】 【天可レ度】雑 文集天可レ渡の心を詠み侍りける　行能

新勅雜二
わたつみの鹽干にたてるみをづくし人の心ぞ印だになき

抄云、可レ渡の渡 本書は度也。寫誤なるべし。題は白氏文集第四新樂府云、天可レ度地可レ量、唯有二人心一不可レ防、但見丹誠赤如レ血、誰知僞言巧似レ簧、勸レ君掩レ鼻、君莫レ掩、使二君夫婦爲一參商、勸レ君掇レ蜂、君莫レ掇、使二君父子爲一豺狼、海底魚兮天上鳥、高可レ射兮深可レ釣、有レ人心相對時、咫尺間不レ能レ料、君不レ見李義府之輩 欣々笑中有レ刀潜殺レ人、陰陽神變皆可レ測、不レ測人間笑是瞋。

【寄二天花一】 袋云、花の事を空のけしきに寄せてよむ也。

政爲
そをだにもあかね色かな天つ空みごりに匂ふ花の木の間は

【天文奏（テンモンソウ）】雑 行 行云、司天の人、密奏のせんじを蒙りて、けいうんじゆしやうの類、或は時に順ふ風雲のたたずまひを伺ひて奏し侍る也。惣て密奏をは外聞なき事にてあれば、堅くふうじて執柄の內覽あるより外は、さうなくひろうなければ、密奏とは申す、にや

底(テイ)　風底荻　澗底　袋云、底の字しいて心をつくべからず。露底槿花(キンクワ)　秋風の上葉にためぬ白露にしほらてひたす朝顔の花。定家又云、只朝顔の露にぬれたるけしきなり。要解云、此題は、藤川百首中にも出て難題也。定家卿の歌の底字のまはしやうは、凡人の及ばぬ所なり、心をつくべし。

停午月(チイゴ)　袋云、なかぞらにある月也。雜云、月のひる也。

朝賀 行 春　行云、是も元正の賀を奏するなり。又去年のめでたき賀瑞どものあるをしるして、今日同じく是を奏す。さればそうはそうすいとて、二人庭に進み、のつとを申す也、云々。人々禮服を着して、さながら御即位の如し。はたをふりて萬歳を唱ふる事あり。大かた昔は、節會などにもばんせいを唱ふるにや。されど延喜よりこの方、此事なければ、萬代の聲にて、朝賀の心は紛れ侍るまじきにやとぞ覺え侍る、云々。

輦車(テグルマ) 行 雜　行云、てぐるまと申すは輪を懸けて、こしのやうに作りたる車也。是もさりぬべきしゆくらう、大臣、又女御、更衣などの、許されて大内を通ひたまふものなり。桐壺の更衣も、此車を許されたる由、源氏物語にも侍る也。

店(テン)　野店月(ヤ)　旅店蟲　店は大抵亭と同じ。詳にりの部旅店雨の條にいへり。

あ

荒(アラ)　荒和祓(アラニゴハラヘ)　袋云、夏祓、六月祓、荒和祓、何れも同じ心也。歌云、荒世和世と云。物をもて祓するより、其二を合せてかくいふなり。年浪艸巻六廿七云。按に公事根元節折式曰、晦日の夜、御贖物集る。あらよにごよの御裝束、云々。是即ち御祓の具也、云云。

秋　秋戀任野外 類廿二 廿一オ　野外は只野と同じ。寂蓮集

宮城野を雪の絶間に見しよりも殘るいろなき秋のおもかげ。

秋風滿野(ミツ)　袋云、秋風をあきのかぜとよむ。

秋雨　袋云、秋の景物を結び、又は秋の村雨などもよむべし。但秋を結びて時雨とよめる例もあ

れど、好ましからず。

【秋霜】【初霜】　歌云、二題同じ。但霜は冬の題なれば、こゝは秋といふことわりなくばあるべからず。されどあながち初霜とことわらでも、秋の景たしかならは難なかるべし。

【秋花】　歌云、草花と心得同じ。

【秋夕感思(カンシ)】　歌云、秋夕に感慨したる趣をよむ也。

【秋夕思】　又云、是も感ずるにつけて、我思ふ所を述ぶる也。

【秋夕情】　又云、秋夕につけて、我心ばへを述ぶる也。

【誂(アツラフル)戀】　雜云、我心を思ふ人に傳へん事を人に誂ふる也。題林云、我戀ふる有樣を人を賴みて、思ふ人に傳へん事を誂ふる心也。山蹈の說亦同じ。光則按に、誂ふとは、俗に人に賴むとも、人に願ふともいふと同じ。雅言に、賴むといふは、盲の杖、夜道の提灯などの如き心にて、それを杖柱とより賴む也。願ふといふは、心に欲し願ふを本にて、言に出し、文に書きて、神佛に祈り、貴人に乞ふをもいふ也。誂ふと願ふと、意大方同じけれど、誂ふは輕く。願ふは重し。又消息文例に、俗に賴むと云ふは、雅にかたらふといふといへど、當れりともおぼえず。

【白地(アカラサマ)戀】　山蹈云、あからさまとよみて、かりそめなる心也。ふと見たる心、かりそめに逢ひたる心など也。

【逢(アフ)】【昨(サク)艶今遇戀】　雜に戀字なし。きのふ人を戀ひそめて、けふ逢ふ心也と云へり。

摘　程なしや君にこゝろを懸けて後あひみぬさきは一夜なりけり　　後京極

【遇不告(ノラ)戀】類廿ノ六ウ　按に、逢ひても我に名のらざる也。

家集　音もせで人通ひける道のべになに家ゐして物おもふらん

【逢不遇(アヒテ)戀】　雜云、逢ひ見し人のふたゝびあはぬ心

也。光則云、遇字逢と書けるも同じ。

逢門戀　按、此逢は、只對面のみなるをいふ。

會坂關戀　逢坂關によせて、戀の心をよむ也。

積逢戀 類　按に、類無證歌、戀の積りて後逢ふ心にや。

憐　憐霞　袋云、憐むは愛する心也。

憐花　憐の心上に同じ。

網代　網代群遊 出久　袋云、あじろに、もろ人のなれよる事なり。

扇　歌云、團扇、摺扇、ともにあふぎといへり。摺扇はたゞあふぎにて、蝙蝠といふ。

爭　對松爭齡　對鶴爭齡　要解云、祝の題なり。齡をくらふる、ともに千年を契るなどよめり。

遍　郭公遍　要解云、誰が里わかず、遠近になべて鳴くなどにて叶へり。然はあれど、數聲あるひは頻りなどに、混せざるやうによむべし。

鮮　秋花露沿鮮　要解云、千艸の花に露の光もそひたるなどにて、鮮の字叶ふべし。

遊　遊糸　又いとゆふともいへり、

槿　槿は、木槿蕣ともいひ、和名抄に、蕣は地蓮花、和名木波知春ともあり。兩識編にむくげと訓めるは、俗名なり。是は木にて、歌に常に朝がほとよめる牽牛花とは異なれど、通はして、題には牽牛花の事に用ひ來り、萬葉に、「朝がほは朝露おいて咲くといへど、夕陰にこそ咲き増りけれ」とよめるは、槿の事なり。されば是もあさがほといへば、借り用ひたる也。但萬葉以下ハ、牽牛花の事にのみよむなり。

白馬節會 春 行　公事根源曰、正月七日に青馬を見れば、年中邪氣を除くと云ふ本文の侍り。仁明の御門承和元年正月、豐樂院におはしまして青馬を見給ふと、云ひ。一、行云、御馬は三七二十一疋なるべし。是は三才天地人に象る由、寛平の御記に見えたり。

萬葉 水鳥の鴨の羽の色の青馬を今日みる人はかぎりなしといふ

寄朝餉戀 行　行云、朝がれひと申すは、天子の朝の御

膳をぐうする事にて侍り。かれひこは、かれたる飯にて侍るにや。

［祈雨（アマゴヒ）］行雑 行云、雨の御祈也。大方雨ごひをする社多く延喜式にもみえ侍る、うちにも水ぬし神もありとぞ覚え侍る。

［雨］一字にても、結題にても、只雨又村雨などゝ大かたよめり。時雨をよめるもあれど、いと稀なり。

［秋雨］の題の處も見合すべし。

［何間（アヒヌ）］又か ［床間蟲］かノ部にも出づ ［波間月］［瀧間月］又つノ部月ノ條にも 是らの間の字心なし。

さ

［殘（ザン）］の部にも出せり。［殘月（ノコレルツキ）］夜は明けても猶入らである月をいふ、卽ち有明の月也。有明の月とは、月はまだ空にありながら明くるをいふ。されど此二もまた、曉又明に及ばずしてもよむ也。古の山蹈に云、在明、曉月、殘月、細かにいへば、是ら題意分ちあるべけれど、常に十五夜より後朝を懸けて殘れる月を通はしてよめり。［殘鶯］按に、三月末の鶯をよむ心し。夏まで殘りたる意にあらず。

［殘花］［餘花］［遲櫻］山蹈云。夏に入りて咲く花をも、春より咲きて夏まで散り殘れる花をも互によみて三題共に大方同じ心にて宜しかるべし。光則曰、題林抄に引きたる、慈鎮和尙舊宅殘花の歌は、住みたる人は見えずして、只花のみ殘りたる由をよめり。歌云、遲櫻は夏に入りてさくを云ふ。但殘花餘花の題にも遲櫻をよむこと常なり。又云、殘花の題、春の末にも夏の始にも出づ。但題の並春の末ならば、春の殘花の題春の殘花の心によむべし。夏の初ならば夏の心あるべし。凡花には遲速有らざれば、春後れたるも殘花なれは、春にも殘花はよむべき也。然れども、大方は春におくれたるを云ふ。又殘の字の心を得ては、移ろひながら殘れる花をもよむべし。

［翫ニ殘梅］雑云、ちり殘りたる梅也。

歳　歳時春尙少　白氏文集卷十六花盡頭新白、登樓意若何、歳時春日少、世界苦人多、愁醉非因酒、悲吟不是歌、求師治此病、唯勸讀楞伽。

山　山畦早苗　袋云、たゞ山田の早苗也。

孀閨冬來　孀を霜に作るは非也と袋に云へり。孀はやもめなり。

棧　棧路春雨　袋云、棧路は山のかけはし也。

叢　叢端蟲怨　袋云、端字心なし、艸の原とよめり。

雜　雜物　雜色

早　早雁　堀次　初雁と同じ。歌には初雁とよめり。

早春　二條家の御説に、初春ハ正月十日頃迄をいひ、早春は十五日頃迄を云ふべしといへど、二題前後なき由、初學作例考に見えたり。

三枝祭　春行神　令曰、三枝祭、義解云、謂卒川社祭也。

一、公事根源云、三枝の花を折りて酒樽をかざる故に、三枝の祭とは申すとかや。

入道大納言

今日のため三枝の花を手向けてや神の御前にみき
供ふなる

最勝講　夏行　年浪艸云、五月撰吉日被行。一、元享釋書曰、永延皇帝條　寛弘六年十九、延名徳宮中、講論最勝王經、五日立爲式、先或行或止、自今爲例。

三五月正圓　秋雜　雜云、八月十五夜の月の圓滿なる心也。

早苗　此題大方、今植うる由によめれど、又只苗代におひ立ちたるをも、植ゑはてたるをもよめり。苗代にあるをよめるは

玉葉　家敦
小山田にミゆる緑の一むらやまた取分ぬさなへな
るらん

風雅　慈鎭
またとらぬさなへの末葉なびくなりすだく蛙の聲
のひゞきに

植ゑ付たるをよめるは

女御入内屛風

植ゑみつる田面のさなへ水すみて濁りなき世の影ぞみえける　家隆

畠山匠作亭

うらわかみ靡く早苗にはる〴〵と音なき風の見えてすゞしき　雅親

和歌題意考巻之三終

和歌題意考巻之四

保田光則輯

き

[妓ギ] [妓女 堀次] [勻瑞] 女樂なり [文苑英華] 娼婦を皆妓といふ、娼優といへるも同じ。今俗にいふ藝者なり、昔の白拍子も此類なり、廣橋儀同ぬしに、茂木義明の遊女妓女傀儡三のけぢめを、問ひまゐらせつる御答に、皆同意に候とあるは當らず。遊女傀儡は今の傾城の類なり、此題堀次百雜に出て只美女をよめり。

[來] [來不逢戀] 雜云、思ふ人の我方に來りながら、眞實の逢ふ事はなきなり、[徃來不逢戀] [來無實戀] 是等も同意、

[聞] [聞戀] 雜云思ふ人のうはさを、人傳に聞く也山云く人傳に聞きて戀ふる也又名を聞きてこふるにも、物こしに聲をきくにもよめり。

「城外聞戀」　又云、都の外にありときく心にや。

「遠聞戀」　又云、遠所の人を音に聞くなり。袋云、名所などによせて、遠くを聞きて心の通ふ由などよめり。「聞談與人戀」　正しくは、聞與人談戀と書くべき也。

「聞聲戀」　按、人の聲又は琴笛の音などを聞きて、其人を戀ふる意をもよめり。

「聞聲忍戀」　雜云、人の聲を聞きて飛び立つ計り思へど、猶心一つに忍ぶ也。

「不聞戀」　雜云、今はつてにも人のうへを聞かざる心なり。袋云、人傳に通ひし言のはのつらかりしも、今は聞かぬやうになりたるなり。

龜山音　おのづからつてに通ひし言の葉のつらかりし世ぞ今は戀しき

「聞久戀」　又云、音にのみ聞きて久しくなりぬるなり。

「聞音戀」　袋云、聞聲戀と同じ心なれど、多く風の音をよめり。其人かときけば風の音信なるよしなどをよめるなり。

「聞戀我戀」

「興（キヨウ）」　けの部に出せり　「秋興」　袋云、月、鹿、紅葉、鶉、その外何にても、秋のけしきに感ずる由をよめり。或は名所によせてもよめり。けの部にも出せり。

「貴賤憐月」　袋云、九重に賤を對してもよめれど、只賤の身にも月をめづる由いへば、おのづから貴の字の心は籠りても聞ゆるなり。又心々の月の程になどともよめり。

「金（コン）」　「庭樹結金葉」　袋云、金葉とは。いたく紅葉なるは。こがねの色したる物なれば也。

「喜（キ）」　「花有喜色」　喜色はよろこばしき色なり。嘉色佳色などゝは異なり。

「蛬思（キリギリス）」　歌云。此題は樂天が句に、霜草欲枯蟲思苦などあるなどより起れる成るべし。此題を爲氏卿。蛬思ひの程を鳴く音にぞしる。又此題ならでも。續千載に

爲家卿。基思ふ心をいかにとも、玉葉に爲敎卿。基思ふ心は通ひしもせじ」などよみ給へり。

乞巧奠（キカウテン）行 秋　棚機祭を云ふ。

祈年穀奉幣（キネンコクホウヘイ）行 秋　行云。二十二社に御幣を奉りて、年穀のゆたかならん事を祈り申さるゝ也。其外殊なる事もなくこそ。

北野祭 行 秋　二十二社註式曰。北野祭。六十六代一條院永延元年五月八日。始祭預官幣。後冷泉院永承元年八月四日被定。五日依母公國忌也。一、拾芥抄曰。祭神三座中天神菅丞相　東中將殿菅三品嫡子　西吉祥女菅家北方都の西吉祥院に住み給ひし故の御名也。

季御讀經（キミドキヤウ）行 秋　行云。季のみどつきやうとて。大般若經を。春秋百敷にてかうぜられ侍るにや。引茶とて僧に茶を賜ふ也」國史に云。天平十七年九月。平城（ナラ）の宮中僧六百人をしやうじて大般若經をよましむとや。貞觀の頃より年毎に行はれけるとかや。按に。中宮などは御里にてし給ふ事もありと見えたり。胡蝶卷に。秋好中宮の三月二十日餘。六條院にてせさせ給ふこと見ゆ。

寄桐壺戀 行　行云。桐を庭にうゑられたる故に桐壺と申す也。舍をつぼと申すにや。たとへば雜舍などと申すやうに。大内の中にてはちひさき殿也。

行幸（ギヤウカウ）行 雜　行云。行幸と申すは。天子のみゆきして。人民龍顏を拜して恩澤をかうぶる故に。さいはひと申す也。さればゆきてさいはひすと申す也。

牛車（ギツシヤ）行 雜　行云。しゆくらうの大臣など。ちんの內へ車に牛を掛けて中衞を出入するにや。

ゆ

遊（ユウ）　遊士　古の山踏云。仕へやめたる人。又は仕へに出づる人。又は旅行の人をもよめり。按さしたる事もなく道ゆく人をも云ふ。遊士行」月の類なり。遊子越」關などは旅人をよめり。

春日遊覽　歌云。春興と同し心得なり。

行　行不」逢戀　我行きても人の逢はざる也。

縁(ユカリ)　所縁(ユカリ)　尋縁戀　尋所縁戀

初尋縁戀　睦(ムツブル)縁戀　忍尋縁戀

夢(ユメ)　夢中慇戀 類廿一の卅九ウ。光則按に。慇は怨の誤か。證歌にて見るべし。

郁芳三品集　範宗

夢にだにつらき心のかはらねばねてもさめてもなほ恨みつゝ

雪　春雪　殘雪　歌云。春雪とは春降るをいひ。殘雪とは去年の雪の殘りたるをいふ事。定まれる事なれど。土御門院の春雪の大御歌に。春もまたあさるきゞすの跡みえてむら〳〵殘る野べの白雪。」とよませ給ひ。仲實朝臣の殘雪を。春きては花ともみよと片岡の松のうは葉にあわ雪ぞふる。」とよめるを考ふるに。兩題かよはしよむ例と見えたり。猶通はしよめる例多かれど。省きぬ。梅似雪　今咲きてある梢の花をよめり。落梅はよめる事なし。花似雪是は今梢に咲きてあるをも落花をもよめり。

夕(ユフ)　夕立　袋云。雨の足の木綿(ユフ)を裁たるやうに見ゆれば。かく名づけたる也。歌同

晩立　堀河次郎百首秋部に出たる題なり。夕立と同じ。七月も猶夕立すれば。秋の題ともせしなるべし。

弓張月　弦月(ユミハリツキ)　歌云。二題同じ。光則按に。此二題は。上弦下張何れにてもよし。

射場筵(ユミバノムシロ)冬行　江次第云。十月五日射場始 藏人式七日五日依殘菊宴也 一公事根源云。其日は天子ゆば殿に出させ給ひて弓を御覽ずる也。公卿以下束帶にて是をはる。天子御射席をしかせて。弓矢を御座の左右の脇に立てらる。是群臣とひとしく弓を射給ふ由也。誠に文武二の道は。一をかくべからざるが故に。武を習はせ給ふ也。一、禮記云。孟冬之月。天子命將帥講武習射御云々。

維摩會(ユヰマヱ)冬行　公事根源云。是は十月十日より十六日に至迄七ケ日の間。興福寺にて維摩會を講ぜらる。十六日は大織冠の御忌日なるゆゑ也。此寺又山階寺とも申す也と。云々

め

【名】（メイ）

【名園花草香】雜 秋　袋云。詩句題なり。昔より名高き花ぞのに草花の咲き匂ふなり。

み

【見】（ミル）

【見戀】　山踏云。よそながら見て心を盡す也。

【身】（ミ）

【欲レ身戀】類廿一ノ卅 八無引歌　按。欲は歎字の誤なるべし。

【貢】（ミツギモノ）

【貢綱】堀次 冬

【御】（ミ）

【御齋會】（ミサイエ）行 春　行云。御齋會と申すは。大極殿にて。正月八日より十四日迄七日の間。最勝王經を講せられて。朝家を祈り申し侍る事也。云々。天武天皇九年の五月に。宮中並諸司にて金光明經を講せらる。是などを初と申すべきか。延暦廿一年正月。最勝王經を講せられてより此方。常式とは成りぬとぞ。

【御薪】（ミカマギ）行 春　公事根源云。是は百官悉く薪を奉りて宮內省に納めらるゝ也。其數などは延喜式にみえたり。天武天皇四年正月十五日。百寮諸人薪を奉る事あり。

【寄二御溝水一戀】（ミカハミツ）行　行云。唐士に。紅葉に詩を書きて御溝水に流し侍る事の因緣あるにや。我國にも。柹の葉思ふ心をしるして浮べる事も侍るにや。

【みつなかしは】物名 雜五　抄云。哥林良材などに考へし俊賴歌。逢戀。神風やみつの柏にことゝひてたつを眞袖に包みてぞくる。太神宮にて。三の柏をなげて占に立つは事の叶ふ也。立たぬは叶はぬ由なり。仁德紀御綱葉（ツナガレバ）。古事記御綱柏。

し

【志賀山越】春　堀次又六百番などに見えたり。後世大かた落花をよめれど。堀次の歌に落花の歌見えず。拘はるべからず。袋云。昔は志賀の山越に。花の頃は都人の數多群れ行きし所故に。花の題の內にいれり。

【新】

【新正梅】　雜云。新たにうるはしき心なるべし。光則按に。此說誤也。年の初を新正といふ。三體詩の嚴維が歲初喜二皇甫侍御至一と云ふ詩に。湖上新正逢故人とあるをみても知るべし。又新正を元日の事とするもわろし。只初春の事なり。

類 ちらぬ花消えぬ雪とやながめまし梅さかりなる春の軒ばを　祐雅

［新嘗會］ の部に出せり。

［鶯入新年語］ うの部鶯の條に出せり。

［翫新成櫻花］ 袋云。櫻の作り花をもてあそぶ心をよむべし。

新勅賀 今日ぞみる玉のうてなの櫻花のごけき春に餘るにほひを　堀河右大臣

［菊有新花］ 千種の花はうつろへる中に。新らしく菊の咲き出づる由なり。菊のうつろへる中に。新たに莟の咲き出づるにはあらず。

雪玉 朝露ににほへるいろよ霜の後花の中にも今日のしら菊　實隆

政爲

類題 摘みはやな今日を色香に咲く菊や千くさの後の秋のはつ花

［新竹］ 歌云。新たに生ひ出でたる竹を云ふ。今年生の竹とも若竹ともよめり。筍をもよむ也。

［新月］ 十五夜にも三日月にもよめり。十五夜によめるは

類 かたふくををしむ空かは夕暮の月はゆく〳〵ひかりそひつゝ　後柏原院

されど古の山蹈に云。新月は十五夜の月を云ふといへる。唐土の説はともあれ。こゝにては只夕三日月の新たに指出でたるをいふ。但此題にて夕月をよめば難なし。廣橋兼胤ぬしは。十五夜の意なるべしといへり。歌云。二説なり。一は。毎月三日初めて出るをいふ。韓退之の詩に。新月似磨鎌と作る是也。一は。夜はいつにてもあれ。初めて出でたる月を云ふ。白樂天が。二千里外故人心と作れる是也。

落梧新月（雑頓）　雑云。梧の葉落ちて月の光のさやかなる心也

正徹

ちよせなほみぬ唐土の鳥もねず桐の葉分くる秋の三日月

新樹　しうと清みてよむなり。

參差　落參差　麾幡ぬし云。咲く事の遲速不同の意なりと云へり。一木の内のみならず。木々の遲速をもよむべし。

淨侶　袋云。僧の事なり。

上　池上　河上　原上　心云。是等の上字かさりのみにて。指して意あるにあらず。

上陽人　題林云。上陽人と云ふは。昔もろこしのみかど。形よき女を選びて召しけるに。十六にて初めて參りしかど。楊貴妃にねたまれて。六十になる迄みかどを見奉らで。空しく上陽宮と云ふ所に老い果てたる事の有りしなり。秋の夜ながきを明しかね。かべにそむけたる殘りの燈火のほのかなる影をあはれび。窗打つ雪にめをさまして。よもすがらねられぬ事を歎き。暮れ難き春の日は。宮の鶯きけども慰まず。梁のつばめ並びすめども。老いたればねたむ事をやめつといふことのあるなり。空しき床に身をすつるなどもよむべし。白氏文集卷三に。上陽白髮人と題し。愍怨曠也とあり。注云天寶五載已後楊貴妃專寵。後宮人無復進幸矣。六宮有美色者輒置別所上陽是其一也。其詩云。上陽人紅顏闇老。白髮新綠衣監使守宮門。一閉上陽多少春。玄宗末歲初選入。入時十六今六十。同時采擇百餘人。零落年深殘此身。憶昔吞悲別親族。扶入車中不敎哭。皆云入內便承恩。臉似芙蓉胸似玉。未容君王得見面。已被楊妃遙側目。妒令潛配上陽宮。一生遂向空房宿。秋夜長。夜長無寐天不明。耿々殘燈背壁影。蕭々闇雨打窗聲。春日遲。日遲獨坐天難暮。宮鶯百囀愁厭聞。梁燕雙栖老休妒。鶯歸燕去長悄然。春往秋來不記年。唯向深宮望明月。

東西四五百廻圓。今日宮中年最老。大家遥賜尚書號。小頭鞋履窄二衣裳一。青黛點レ眉眉細長。外人不レ見見應レ笑。天寶末年時世粧。上陽人苦最多。少亦苦老亦苦。少苦老苦兩如何。君不レ見。昔時呂尚美人賦。（天寶末有下密采二艶色一者上當時號二花鳥使一。呂尚献二美人賦一以諷レ之）又不レ見。今日上陽白髪歌。

【忍】（シノブ）

【忍戀】　題林云。忍ぶ戀と不レ被レ知レ人戀とは別の題也。通はしてよむはひがことなり。忍戀と云ふは。心によく忍ばんと思ふなり。山踏云。心に思へど色に出さじと忍ぶなり。光則按に。たゞ忍戀とのみ云ふ題に。人めを忍ぶ由をよめるも。ひそかに逢ふ由をよめるも皆ひが事なり。人めを忍ぶは。忍レ人戀なり。ひそかに逢ふは。忍逢戀なり。要解云。戀の題に多し。題字には必ずつゝみ忍ぶなり。堪忍の意にはあらず。【依】

【忍増戀】【忍絶戀】【忍通レ心戀】などの忍は。人めを忍ぶ也。【忍別戀】【忍不レ逢戀】（類十九ノ廿三）　雜云。忍ぶによりて逢はざるなり。光則按。忍びゆけどもあはざる意にはあらず。人めを忍ぶによりてあはぬなり。又我は忍びつゝあれど。人はつれなくて逢はぬよしなどをもよめり。

【忍稀戀】　題林云。人めを忍ぶ故に稀れにあふなり。

【忍二親昵一戀】（シンヂツ）　雜云。親に忍びて睦まじきなり。光則按に。親昵忍ぶこひとよむべし。親昵とは。親のみに限らず。兄弟凡て親族の睦まじき人をいふ。雜の說當らず。袋云。睦まじき兄弟友どちなどにも。つゝみ忍ぶなり。

【乍レ恨忍戀】　雜云。人を恨みながらも人めを忍ぶ心也。

爲家集
いかにせん風にまかするゝ葛の葉も今はと露の色に出でなば

【賤忍二貴人一戀】（雜廿ノ卅八オ）　按に。此忍は思ひ慕ぶ心をいへり。萬葉に。思の字をしぬぶとよめるも是なり。懷舊などの歌に。昔を忍ぶ。なき人忍ぶなどよめる類の忍ぶ。皆慕ふ心なり。

【知レ身忍戀】（類十九ノ十三オ）　按。我身のほどを知りて忍ぶ也。

嫌人忍戀（類十九ノ十二オ）　袋云。先の人の賤しき故人にこやかくいはるゝ事をきらひて忍ぶ心なり。

順徳院家集
しのべたゞしづのをだまきしづしきに通ふは下のこゝろなりけり

忍故郷戀　古郷を忍ぶにはあらで。古郷にゐて人を慕ふ心なり。

範宗
郁芳三品集
ふる里の軒ばにつたふ玉水や忍ぶながめの涙なるらん。

忍恨戀

草庵
山賤のあしふく軒の葛かづらうらむるほどの隙だにもなし

契忍戀　按。人と契りて忍ぶことなり。互に忍ぶことを契るにはあらず。

忍心中戀　厭忍戀　雜云。人に忍ぶ事の苦しければ。忍ばで戀ふるよしもがなと。忍ぶを厭ふなり。

順徳院
同集
忍ばずは賴むこゝろもありなまし逢ふよは人のいつならずとも

春夜忍戀　按。此忍ぶも慕ふ心なり。

順徳院
春の夜のはかなき夢もかよふらん忍の里は道とほくとも

不被知人戀　雜云。我心一に思ひてかくと人にはしられざるなり。但人にしられぬは。我思ふ人にしられぬ心をもいひ。又は世間の人にしられぬ心。何れも證歌あり。忍戀とは心かはれり。

不知人戀　又云。前の題に同じ。

絶不知戀　又云。中絶えて後。其人はいかゞなりぬらん。行へも知らざる心にや。

不知爲方　知不知戀（類廿ノ廿七ウ）

宗集
忘られぬ心のしるべ尋ぬともありしやそれとさえやは定めん

風知秋　歌云。風のおのれと秋を知りて。吹きかは

る趣をよむべし。

主　主君戀 類廿一ノ卅四ウ　無引歌。按に。主君を戀ふるころ。

被制主君戀 類廿一ノ卅四ウ
拾玉　我が君に從ふこともよなきけよ妹がなさけのなきまばかりぞ

隨　隨戀 類廿ノ十三
龜山　同じ世になほながらへてあるとだにしられぬ人を何忍ぶらん

乍隨不逢戀 類十九ノ卅四オ

樹　樹陰翫泉　樹陰如秋　樹陰　是は堀次夏に出づ。

述　述懷　袋云。すべて我心に。憂ふることにつけても悦ぶことにつけても。思ひをいひのぶることなり。

寄小歌述懷
雪玉　思ふ事なけふし聲にうたふなりめでたや松の下に群れゐて

袋云。是は思ふ事なき悅を小歌によせていひのぶる也。

七夕　七夕迎夜　袋云。戀ひ〳〵て逢ふよをむかふると云ふ心にて。たゞ二星の今宵逢ふことをよめり。

七夕契　袋云。二星の契なり。

盡　三月盡　九月盡　歌云。盡の字淸みて讀むべし。三月九月の晦日をよむ。

辭　鶯辭巢　要解云。初春の題也。ふるすを出づるをいふ。

祝言　慶賀の所に云へり。祝言かはる事なし。

信濃勅旨駒引 題行私　勅旨は信濃の牧の名なり。一。行云。八月十五日。信濃のしての牧の馬を奉る也。をかやの三牧も此中にて侍るにや。六十疋のよしみえ侍りき。大方昔はすべて月日なども定むる事はなくて。國々より御馬數百疋參ることにて侍れば。いづれも取りわき記し申し難し。

［卜］

［春卜隣］冬　歌云。春の隣となれるを証とよむべし。卜とは卜居とて。家をかふるには。先卜してさてそこに移ろふ也。こゝも此義にて。春が冬の隣へ居を卜したる心なり。

［巡年］題結　袋云。年久しき心なり。

［凌］

［野徑凌花］　袋云。草花の咲き亂れたる野路を分け行く心なり。野徑は野路とある題も同じ。

［緇素見月］　袋云。緇は僧。素は俗にて。僧俗共に月を見る心なり。按。緇はくろき色をいふ。素は白色なり。衣服の色よりかくいふなり。

［時雨］

［時雨知時］　袋云。今日より冬ぞと知りてしぐるゝ也。

［椎柴］　冬の題なり。袋云。椎柴の葉かへぬとも。移ろふ色はあらじとも。椎柴かるともよめり。題林云。常磐の色にて。霜に葉かへぬとも。はげしき木枯にも爭ふ心をよむ。光則按。椎柴の袖といふは。四位の人の衣をいふ也。

［柴戸日暮隨風掩］冬　日暮れば門戸は人のさすべきを。人はさゝせずして。只風の吹きてとざすと云ふ意なり。閑居の有樣なり。

［七夜］雜賀　子を産みて七夜を祝ふを云ふ。

［四方拜］春行　行云。天子は天地四方を祭るといふ事も侍るにや。元正の寅の時にすべらぎの萬星を唱へ。天地四方山のみさゝぎを拜み給ひて。年災をもはらへ寶祚をも祈り申さるゝにて侍るにや。云々。

［所々何］　雜云。落花所々は諸方の落花なり。稀々の心にはあらず。光則按に。題によりて偏くの意なるも。此所彼所の意なるも。諸方の意なるもあり。所々立春などは。偏く天地の間の意なり。されど其内唐土も大和も。高麗も蝦夷もなどやうにいふが所々の義なり。此所彼所の意なるは。所々子日寒声　處々寒草。處々若菜の處々子日など也。花所々。落花所々などは。諸方の意にて。偏くの心もあり。されど亦宇宙の間偏くの意迄にはあらで。一國一郡一里程にていへるもあり。擣

衣所々などは。只聞ゆる程の所にていへるなれば。其題によりて大小廣狹はあるなり。

所々子日 雜云。此野彼野と。こゝかしこにて子日する也。光則按に。此野にて子日する人もあり。彼野にて子日する人もあるよし也。我身が諸方の野を子日しありく意にはあらず。

神今食 冬 行　行云。みかどのあまつ神に神供をそなへ奉らせ給ふ也。昔は八省中院にみゆきありて。御みづから神膳をそなへ給ひける也。今は神祇官などにてあるにや。一。公事根源云。其趣年に兩度也。伊勢大神宮を勸請申されて。天子御みづから神饌を供せさせ給ふと。云々。一。日本紀私記曰。古者謂レ木爲レ介。故今云二神今食一者。古謂二之神今木一矣。一。江次第頭書曰。神今食。六月十二月十一日。夜有二行幸一時。於二中和院一行。無二行幸一時於二神祇官一被レ行。

旬 夏 行　行云。旬と申すは。すべらきの政事にのぞみ給ふ義なり。是は四月一日の旬の事にて侍り。夏冬の季の改て初めに御酒をたびまつる事をきこしめす也。旬にはさまざまの義あり。内裏新らしく作られて。初めて南殿に出させおはしますを。新所の旬と申す。位につかせ給ひて。まつり事にのぞみ給ふを。萬機の旬と申すにや。此四月の旬には。內侍扇をもちて。上達部に給へば。ひざまつきて受けさる作法などあるにや。

十五夜 秋　八月十五夜とある題と同じ事也。毎月の十五夜にはあらず。

賑給 夏 行　公事根源云。是は賤しき民に。米鹽などを給ふ市中の條里小路を分て。檢非違使承りて是をひく。米鹽の勘文など申す事の侍るなり。大臣陣につきて是を定む。欽明天皇の御宇より初まる。貧窮の者に給ふこと。禮記月令にも侍るにや。一。禮月令云。季春の月。天子布レ德行レ惠。命二有司一發二倉廩一賜二貧窮一賑二乏絕一。行事には五月にありといへり。

止雨 雜 行　行云。晴を祈るこゝろ也。廣瀨龍田の神も。

延喜式の止雨の社に入奉る也。

【釋奠（シャクテン）】七十七秋行　續日本紀曰。文武天皇大寶元年二月丁巳。始行釋奠。又曰。光仁天皇寶龜六年。紀右大臣吉備。先是大學釋典。其儀未備。大臣依稽禮典。器物始修。禮容可觀。一。江次第曰。釋奠御禮記王制曰。釋菜奠幣禮先師。月令仲春釋菜之。一。公事根源云。是は年に二度二月と八月とにあり。若日蝕國忌祈念の祭などに當れば。中の丁にありと。云々。

一。陳祥道禮記解云。釋奠日用上丁。著丁陰火也。火象文教宣明。典禮之内事以柔日。故取陰火也。一。行寮に御影ましませば。供具をそなへ。詩を作りて。春秋二月八月の禮奠を奉る。云々。

【親愛自零本無落。存者仍別離】勅雜三　文集親愛云々といふ心を讀み侍ける。抄云。題は白氏長慶集第九。古調五言。白髮詩曰。親愛日零落。著存仍別離上下略

【しきり羽の矢】勅雜五　しきりはのやと云ふ事を人のよませ侍りけるに。抄云。武用辨略云。眞鶙之箭矢云々。羽を八にはく傳授の矢の由也。上古異朝より貢物に渡りたると云ふ事。ある書に見ゆ。又神通の矢の内に。しきり羽しきりふなどいふ事見ゆ。鷹羽の内一段賞翫する由也。又山鳥の羽もと云へり。夫木抄。夏源仲正の歌に。しきり羽のやさしきものは菖蒲草今日引きすつるまつみ（キノマヽ）なりけり　按に。つはゆの誤か。又しきり鷸の説はいかゞ。鷹羽の符の間近くして重々あるを云ふなるべし。今もそれを矢羽に賞翫するなり。

【刺史（シシ）】　制度通云。周時に。天下を九州にわりて五等の諸侯あり。面々の私領とす。周のみに限らず。三代の時はいづれも如此。是を封建の世と云ふ。秦の時にわりて三十六郡とし。守尉監各一人を置くなり。秦の時諸侯をおかぬなり。漢の始め又諸侯を置く。天子の公領を郡と云ひ。諸侯の私領を國と云ふ。郡には守ありて治む。國には王は事に預らず。相を置きて是を治む。守相共に天子の官人也。武帝大代の元封五年に。天

下を十三部に大わりして。郡國の名其下に附屬せり。部ごとに刺史一人を置く。其時天下に刺史十三人也。刺は刺擧の義にて。吟味する事なり。前漢の末より。時により刺史を改めて牧といふ。其下に郡國あり。郡守は景帝中元二年より改めて太守と稱す。畢竟刺史上にすべ掌りて。太守下に承行す。刺史太守を今混じて。呼びて一となす。非なり。

〔情〕　〔春情有鶯〕雜類　雜云。人の春の情は。皆鶯のうへにありといふ心なり。

〔春情處々多〕

ゑ

〔遠〕(エン)　〔遠望〕　袋云。眺望に同じ心なり。

〔映〕(エイズ)　〔月映花〕〔菊花映霜〕　要解云。映は相てらす心なり。月に花の光をまし。霜に菊のはえあるなり。

ひ

〔光〕　〔霞添春光〕　春光は春のけしきを云ふ。覽。然れば春色と同じかるべし。霞添春光は。春の威光をそふるなり。畢竟春の景色を添心にて相叶ふか。雜。按に。春光を春の色などよめるは。外に添春色などいふ題もあれば。さはよむべからぬやうなれど。正徹の霞添春光といへる題を。春の色にいつもや雲もあかねさすひの川上の朝霞かもとよめれば。難なかるべし。

〔久戀〕　山習云。あはずして年月ふる意。題林云。戀ひそめてより年月をふれども。人のつれなき由をよむ。經年戀と書きたるも。久戀と同じ。

〔秘戀〕(ヒムル)　かならず人にもらすなと。口がためするなり。

〔秘知音戀〕〔秘從者戀〕　などは。我かくすをよめり。

〔人〕(ヒト)　〔嫌人忍戀〕　しの部忍の條に出づ。

〔終夜人戀〕(ヨスガラ)　又よの部。夜の條にも出せり。

〔競人戀〕(キソウ)　雜云。我ならで又外に心をかくる人のあるを。それに負けじときそふ心なり。

寢人戀人　被慰人戀　題林云。戀ふる人の我をいひなぐさむるなり。

人にさはる戀（類廿一ノ卅五ウ）

散木　逢ふことは稀かの浦にあさりするあまもさのみや人めもるらん

人遂（タカヒ）被鼠鳴戀（類廿一ノ卅六ウ）　無引歌

折臂翁（ワルヒヂヲオキナ）（雜下怜十七ウ）　白氏文集卷三六 新豐折臂翁（戒邊功也）曰。

新豐老翁八十八。頭鬢眉鬚皆似雪。玄孫扶向店前行。左臂憑肩右臂折。問翁臂折來幾年。兼問致折何因緣。翁云貫屬新豐縣。生逢聖代無征戰。慣聽梨園歌管聲。不識旗槍與弓箭。無何天寶大徵兵。戶有三丁點一丁。點得驅將何處去。五月萬里雲南行。聞道雲南有瀘水。椒花落時瘴烟起。大軍徒涉水如湯。未過十人二三死。村南村北哭聲衆。兒別爺娘夫別妻。皆云前後征蠻者。千萬人行無一迴。是時翁年二十四。兵部牒中有名字。夜深不敢使人知。偸將大石鎚折臂。張弓簸旗俱不堪。從茲始免征雲南。骨碎筋傷非不苦。且圖揀退歸鄕土。此臂折來六十年。一肢雖廢一身全。至今風雨陰寒夜。直到天明痛不眠。痛不眠終不悔。且喜老身今獨在。不然當時瀘水頭。身死魂飛骨不收。應作雲南望鄕鬼。萬人塚上哭呦呦。老人言君聽取。君不聞開元宰相宋開府。不賞邊功防黷武。又不聞天寶宰相楊國忠。欲求恩幸立邊功。未立邊功生人怨。請曰新豐折臂翁。左傳定十三年。齊高彊曰。三折肱知爲良醫。又楚辭に。九折臂而成醫兮などあるは別なり。

平野祭（ヒラノ）（夏）（行）　年浪草云。在北野天神西野所祭之神五座。二十二社次第曰。平野第一。今木神（日本武尊）源家氏神。第二久度之神（仲哀天皇）平氏神。第三古開神（仁德天皇）高階氏神。第四比賣神（天照大神）大江氏神。第四縣神（天穗日命）四姓（中原菅原清原秋篠）氏神也。貞觀元年十一月九日始行祭事。寛弘元年四月十日有臨時祭。（[illegible]申巳　冬用上申日）

一。大政官式曰。凡洛西北有七野。所謂紫野。采野。小栗栖野。萩野。稱[?]閣。蓮臺野。唐鍋野。上野是也。或說云。以平野代采野。所有船岡山東之七野。社所祭

春日大明神也。云々。

廣瀬龍田祭（秋行）　行云。廣瀬龍田の祭殊なる子細なし。兩社は一大和の國に在り。祭の日廢務也。風水の難を除きて年穀の豐かなる事を祈り申さるゝにや。天武天皇十一年四月に初る由。日本紀にみえたり。

獻胙（ヒモロギ）（秋行）　行云。昨日の釋奠の供具をほんりやうより内裏へ奉ることなり。

避暑（ヒショ）（夏 堀次）　あつさをさくと訓むべし。納涼と同じ。

根田（秋 堀次）

氷様（ヒノタメシ）（春行）

廣澤池眺望（ヒロ）（秋）　袋云。是は六百番歌合の秋の部に出でたる題にて。其以後月の題になれり。彼志賀山越を。花の題に列ぬるが如し。

六百　ゆくへなく眺むる空も廣澤の池のこゝろにすめる月かげ

惜春非一（ヒトツ）　袋云。花鳥霞などにつけて。春を惜む心の一かたならぬ由によむべし。

一重淩（ヒトヘノコル）　歌云。氷の結び重れるが。次第にとけて薄くなりたるなり。

一所戀（ヒトトコロ）　雜云。人と一所に在りて戀ふる也。

拾玉　玉づさのかよふつかひを待つ人はなかく戀の隙もあるらん

他所に別々にある人ならば。かく玉章の行き通ふ間は。戀の隙もあらんを。我は一所にありて。使の行かひもなければ。戀の隙もなしと也。

茅蜩（ヒグラシ）　歌云。上つ世を常に願はん人は。蟬蜩茅（セミヒグラシ）をばいはず。通はしてせみともひぐらしともよむべく。中昔を本とせん人は蟬をせみともうつせみともよみ。秋なく茅蟬をばひぐらしとよむべし。又云。ひぐらしとは。只終日かまびすしくなくものなる故に。其義をもていへる也。夕暮に鳴くよしにはあらず。

比（ヒス）　**鹿聲比嵐**　要解云。比すとは。たぐふなり。鹿の鳴くねに打そへて嵐ふくなどよめり。按に。花のかを風の便にたぐへてぞなどよめる。たぐふと意同

じ。

【黴(ヒカリ)】【黴(ヒ)月(ゲツ)】(カスカナル) 要解云。ほそき月なり。三日月。弓張月などにてよし。

も

【催(モヨホス)】【催戀】 山踏云。物にふれていとゞ戀しさのもよほし増る意なり。【風聲催戀】【晩風催戀】【觸物催戀】など。皆催の意は同じ。【戀催舊】 題林云。ふるく契りし事をいひ出す也。

【漏】【月影漏(モル)屋】

【翫】【女郎花翫露】 要解云。題文字の上にては。女郎花が露を翫ぶなり。證歌は。女郎花の露を人の翫ぶ也。然れば翫女郎花露とあるべきを。文字のおきやう誤れる也。

【物語】【寄源氏物語戀】 けの部源氏の條に出づ。

【寄物語戀】頓

摘

別れにしむかしは露かあさち原あとなき野へに秋風ぞふく

【寄物語名戀】怜

月

ぬれ衣と問ふ人あらばいふべきに色にそしなき忍び音の袖

伊　綱

【黄葉(モミヂ)】 わの部に出せり。

【紅葉(モミヂ)】【紅葉色取】 歌云。既に紅葉とありて色さるといはんは。くた〲しき事なれど。是は本紅葉すべき木の末だもみぢぬが。やゝ色つくよしを云ふ也。大よそ題には。かやうの事あるならひ也。

【寄問柵(モンサク)戀】行 行云。もんさくと申すはめいゐつの事也。今も瀧口のもんさくなどゝて。殿上口にて高く名のり侍るにや。名謁は。近比はみそかに名のり侍るにこそ。

【大唐商客(モロコシシヤウカク)】雜 行 行云。もろこしの舟我國に來れる也。此歌百濟をよめるもろこしの心にはたがひて侍るにや。然あれども。昔はもろこし舟も百濟國より傳はりて。渡朝はしける也。一。光則按に。異國に大唐など。

大の字冠らしむるはひが事なる由。馭戎慨言に見えたり。

右
我國のみつぎそなへて年毎に今もくだらの舟ぞ絶えせぬ　　女　房

光則按に。此歌の心は貢の心にて。商客といへる題の意には叶ひ難くや。商客とは。交易の爲に來る人をいふ。今長崎に來る唐土和蘭人など。卽ち此の類にて。來聘とは別なり。

せ

【蕭(セウ)】【蕭寺】　古寺と同じ。

【西(セイ)】【田家西收興】　袋云。西收は。秋稲を刈りをさむる事也。按に。萬葉に。西字をあきとよめり。今もその心也。

【餞別(センベツ)】【暮秋餞別】　袋云。秋の暮方に旅へゆく人を送るなり。

【制(セイ)】【菊制齡(セイ)】　字書に。制は裁也。正也。檢也などあり。歌云。陶潜詩酒當祛百病菊爲制頽齡。よはひの傾かんとするをとゞむと云ふ心なりとて。題も菊制頽齡と出せり。只制齡と書けるは。意明かならず。

【千(セン)】【千里鶯啼綠映紅】　要解云。詩句題なり。千里はいづく迄もなり。鶯の鳴く頃は。野邊の若草山べの松の綠も。桃あるはつゝじなどの紅の色にうつる也。千里はいづくもの意にて。廻して叶ふべきか。

【施米(セマイ)】夏行　行云。施米は便なき片山寺の法師原に。よねを施さるゝ也。殊なる子細なきにや。是も大臣などぢんに參りて定め申さるゝ事に侍り。

行
六月の今日よりかねてしられけり君が惠の秋のたのみは　　守　長

【宣命(センミヤウ)】雜行　行云。宣命と申すは。天子のみことのりを百官にふれ。天が下に傳へきかする也。是官符をすゝむるせんみやうの事にて侍る也。

【詔書(セウショ)】雜行　行云。詔書といへる事は。是もみことのりを

かき題はして。せきやうせらるゝ事にて侍り。宣命はまさしくおほやけのみことのりをあらはす也。詔書も同じ事にて侍れども。しよきやうにふれて。ふくそうさて。二度奏もんし。可の字を加へ給へば。詔の事の子細替り侍る也。

【切戀】（セチナルコヒ） 俗に。厚情丁寧なる事を深切といへど。其義にあらず。人を戀ふる心いと迫切にしてせん方なきを云ふ。せめてといへる卽ち切の意也。いとせめて戀しき時はなどのせめて也。

す

【水】（スヰ） 【水郷】 明月記。水郷詠海。倩（ツラツラ）案之不可然詩雖爲作歌猶可分明云々。然れば難波三島與謝二見等。雖有證歌不可庶幾をや。すべて水郷は名所をよみぬれば。鄕の字はなくても苦しからず。各證歌にてみるべし。（和歌分類） 按に。鄕ならでも。秋水。水宿。水邊などの類すべて水と云ふは。川。池。淸水等。廣くよむべし。但海をよむ事は例ありともいかゞ。定家卿水上螢に海をよみ給へる例。たまたまは見ゆれど。まだしき程の歌なるべし。

【水宿】（題詁） 袋云。水邊の家なり。

【水風】（同） 又云。水と風となり。河をも池をもよめり。

【水石】（同） 又云。水と石となり。

【水路秋月】 雜云。水路は舟筏などの行きかふ川なり。

【水邊冷自秋】 雜に。如此冷字をかけるは誤なり。新古今夏部に出て涼とあり。是を涼自秋とよむはわろし。雜云。秋にも增りて涼しき心なり。

【芻蕘】（スウジャウ） 袋云。くさかるをのこをよめり。按に。毛詩注に采薪者とあり。匀會には。刈草曰芻。采薪曰蕘。孟子梁惠王下篇註に。芻草也蕘薪也と見ゆ。然れば草かり薪こる賤のをの事なり。されど歌には。只草かるをの子とのみよめり。

（明日香井集） 雅經

おのがすむ草刈をのこ恨みわびあなかまつらき蟲の聲々

薄(スヽキ)　薄妨往反(ヘン)　袋云。薄の繁りて往來の道を妨ぐる由にもよみ。又薄に心のとまりて行きやられぬ故。道妨になる心にもよめり。

透(スク)　螢火透簾(ケイクワスクスダレ)　透はとほるとよめる所もあり。花透霞の類なり。

月影透簾(スクスダレトヽル)

すだれかけ　勅雜物名　抄云。簾をかくる竿なるべし。

涼(スヾミ)　要解云。夏の題に用ふる字にて疑なし。按に。初秋などにもよめり。朝けの風は袂涼しき。

冷(スヾシ ヒヤヽカ)　要解云。秋に用ふべき字なり。すさまじといふは本よりのこと。寒けしとよめる證歌もあり。

少(スクナシ)　郭公少　要解云。いつにてもあれ。少なき心なるべきに。ほのかなる聲よしを専らよめれば。まだしき頃を證すべきなり。

橘　成元

五月雨をまつらの山の時鳥ほのかに鳴きて過ぎぬなるかな

相撲(スマヒ)　秋行　公事根源云。相撲是は。諸國の供(タゴ)御人（供御人は相撲を奉仕人卽諸國の防類人也）を召集めて。七月に相撲の節といひて。天子の御覽ずる事也。先十六七日の間に召仰せあり上卿勅を奉りて。左右の次將に相撲あるべき由をめしおほせらる。左右近衞方をわけて。國々へ使を下して相撲をめす。是を萬葉にことり使と申す也。二十六日に內取といふ事あり。主上仁壽殿に出御なる。左右相撲人。犢鼻の上にかりぎぬ袴をきて（左右各三十人）一度にすまふ取りて勝負あり。二十八日召合あり。天皇南殿に出御なる。王卿參上す。大將相撲の奏をとる。十七番取りて。勝の方亂聲あり。又二十九日に拔出(ヌキデ)とて。相撲をすぐりて御覽せらるゝ也。神龜三年に初めて諸國より召登せらる。寬平七年には童相撲を御覽ありき。總べて相撲の起りを申すに。日本紀垂仁天皇七年七月に。當麻の村に勇士あり云々。一。江次第云。垂仁七年當麻蹶速。其爲人也强力能毀角申鈎。天皇喚野見宿

於出雲令㆑捔㆑力。而野見宿禰蹈㆓折蹶速腰㆒殺也。一。雲圖抄相撲節。云々。先二三月比。大將以下於㆓陣座㆒定㆓相撲使事㆒。遣㆓諸國七道㆒召㆓相撲人㆒也。謂㆓之郡領（コトツカヒト）㆒。

宿（スイ）

野宿（ヤスク）ノ月 秋雜　雜云。野にやどりてみる月なり。

野宿見㆑月 秋類　上と同じ。

松宿月 秋雜　雜云。松の下庵など也。按に。旅にて宿るよしをもよめり。

水宿　上水の條に出づ。

すかいて不㆑逢戀　類題集に出せり。すかいては。すかしてを音便にいへる也。此題を散木奇歌集に

かりそめにいるさや鹿の思ふらんあふひとすれは身をかくしつゝ

和歌題意考卷之四終

竹駒神社縁起

縣社竹駒神社拜殿及唐門圖

竹駒神社々務所藏

解題

此竹駒神社緣起は。龍寶寺主梼國實政が。仙臺藩五世主伊達吉村朝臣の命を奉して。選述したるに朝臣の特に奥書をして。竹駒寺主宥央に與られたる。原本の寫しに就て謄寫したるものなり。但原本は漢文にして。判讀に苦む所なしとせず因て之を和譯して。眞平假名交りの文となせり。其事實は原文と替はることなし。只讀み易くいたしたるまでのことなり。然れども。實政が國司源重之・源俊房等。鵜ケ崎城にありしと書きたるは。誤にて二人は。國司として多賀の國府にありしなり。國府鎮護の神として。篁の勸請したりといへる。事實あるに泥て斯くは誤れるものならん。抑竹駒神社は。千年以上の古社にして。昔時にありては正一位たり。故を以て京都伏見の本社・常陸笠間稲荷社と共に。國內三大稲荷社と稱せらる。故を以て仙臺開府以前にありては。伊達左京大夫稙宗朝臣以下。開府以後にありては。仙臺藩第二世伊達忠宗朝臣以下。特に吉村朝臣は。非常に竹駒社を尊信せられしことは。附錄に掲載せる。四十首に餘る獻詠を見ても知るを得べし。尤舊藩時代にありては。藩主江府參覲の上下共に。必ず參詣するを常例とせり。これ又以て藩主か信仰の厚かりし。一斑を窺ひ見るべきなり。

陸奥名取郡竹駒寺の鎭守稻荷神社緣起

岩沼鵜か崎城南に神祠あり。竹駒明神といふ。仁明帝の御暦。參議篁卿の草造する所なり。其別當住する處を竹駒寺と名く。能因法師遺跡瑜伽修書の實窟なり。相傳ふ。昔承和九年。小野篁陸奥守となり。多賀國府に赴くの日。（參議正四位下小野朝臣岑守。弘仁六年。陸奥守となり。多賀國府を鎭す。其子參議左大辨從三位篁。承和九年。亦陸奥守に任じ。多賀の國府に至る。是によりて父子同しく。野陸州と稱す。弘法大師が、野陸州の陸府に赴くに贈るの歌あり。篁博學洽聞篤く神佛を信す。元是れ地下修文郎なり。）山城國紀伊郡。伊奈利山に詣り。恭しく稻荷明神に請て。國府鎭護の神となさんとす。明神其懇到の情に感じ。假りに白狐の形となりて現はれ給ふ。篁は之を一小篋に函れ。舁て鎭守府に向ふ。途に名取郡南長谷村の橋を過ぐるに曁ひて。狐啼くこと八聲。篁怪しみ篋を開けば。則ち白狐奔り出て。武隈の茂林の中に入り。往く所を知らず。篁其地を規し神社を營爲す。自後此橋を八聲の橋といふ。後世訛りて呼で彌五郎橋となす。

後冷泉院御宇。能因法師。（能因法師は。肥後守元愷の子。姓は橘氏橘諸兄公の胤なり。文章生に補せられ。纔て肥州に刺史たり。人稱して肥後の進士といふ。後に髮を斷て攝州古曾部に隱る。本名は永愷更に能因と改む。性甚た和歌を好み。幾と歌人の體を得。曾て玄々集を撰み歌枕を著はし。又再ひ陸奥に遊ひ。八十島記を作る。遂に老を古曾部に終ふ。世に古曾部入道と號す。）坐から鬼門關の歌を詠ずと雖ども。身其境に遊ぶなきを以て憾みとなす。永承年間笈を擔ひ屩を躡み。奥州に遊歷し。往く處に隨て篁建る所の明神を尋ね。武隈に到る。適ま童子の竹馬に乘るに逢ひ。法師試みに明神鎭座の地を問ふ。童子西林を指點し酬答する所なく。猶竹馬に策て走て靈區に入る。法師因て神敎を悟り。忻嘆するに堪えず。寺を祉上に造り。武隈に徜徉する玆に二三年。廼神竹馬に乘るを以ての故に。竹駒寺と名く。（岩沼初名武隈・城外池あり岩沼と名く。故に後世今名に改むるなり。岩沼竹駒寺。第一世開山祖能因・第二世宥專・第三世秀鍐・第四世空胤・第五世宥雅・第六世宥轉・第七世專識・第八世宥譜・第九世宥禪・第十世乃識・第十一世俊海・第十二世空尊・第十三世快轉。第十四世敎傳・第十五世眞譽・第十六世宥俊・第十七世宥濟・第十八世宥慶・第十九世頼應。第二十世鏡雅・第二十一世宥雄・第二十二世宥精・第二十三世譽秀。第二十四世寛應、第二十五世宥淨・第二十六世唐音、第二十七世宥央）此地荐りに焚毀に罹り。唯蕘兒牧豎の淒風殘照の間に

跳嘯するを見る。徒に人の悲思を增すに足る。天文六年。伊達稙宗公之を傷み。故址を周覽し再び神祠及び竹駒寺を興し。且名取郡小豆島の地を寄て。永く香積に充て。又民家を復して以て祠事を奉ず。僅に三四年にして。戎馬の起るに遭ふ。是故に寺封沒收せられ。祠事衰替す亦嘆すべし。寛永二十一年。伊達忠宗公謀て曰く。維れ茲神祠は野陸州開拓より以來。甲乙相續き今日に底る。翅に九百年の久しきにあらず。一旦其をして湮滅せしむるは。我が門の耻なり。何ぞ其廢れたるを起さゞらんや。越に名取郡押分村者數筒 總員川貫八百錢。 を捨てゝ。祭禮の費に備ふ。此好時節に會し。緇錫坌集し昔時に減せず。今吉村公に洎て。歷世更代することなし。每歲二月初午の日祭典の式あり。當初奥州國司源重之・房俊等。 源重之曾て奥州國司となり。久しく武隈にあり城を此地に築き名て鵜か崎の城といふ。源俊房も亦國司となり。並に此城に住す八幡太郎義家亦此城に屯す。 皆神馬を献ず。伯樂群をなし市を列ぬる百日。其間牧馬を貿易す。是れ初午祭禮を賑はす者なり。 昔在弘法大師。初午の日獨り東寺の門前に出つ。偶ま稻を荷ふ老人に値ふ。大師遂に東寺の鎭守となす。其稻を荷へるの故に。稻荷明神と號す。二月初午を以て祭日となすは。蓋としてこれに由る。 是より厥後靈威益熾なり。四民來て牢醴・旛幣を奉る者。肩摩て袂を接す。頃世伊達政宗卿家臣奥山出羽といふ者あり。 慶長七年。出羽肇て岩沼城を領し。元和二年二月六日。鵜ヶ崎城に在て死す。年四十六 岩沼鄕に襲封して。鵜ヶ崎城を據有す。出羽名は兼清。少壯好て馬を馳せ劍を試み。射を習ひ鳥銃を放つ。威稜氣熖勇猛絶倫。內佛陀に歸し外神祇を敬す。一日鷂を臂にして野に出づ。時に雲雀あり半空に翔る。鷂をして之を逐はしむ。鷂見て韝を下て升る。矗として飛電の如し。忽ち雲雀を擊て共に平蕪に落つ。其傍に狐あり丘を首として晝寢ねたり。忽ち起て名鷂を咀嚼す。此鷂儷ひ罕なり。立は植木の如く。望は愁胡に似て嘴は。鉤利に同じく。脚は荊枯に等し。且皓き練色の如く。斑は綵章の如きあり。落鵰の賞を加るも亦何ぞ加へん。兼清日々褻翫して足らざるが如し。此日野狐の名鷂を喰ふに於て。慚て憤激に堪えず。憂顏土色の如し。馬に乘て社前に到り詰て曰く。我岩沼に知たるの後。祀事を攝行し

致て恭はざるなし。我が地凡そ南は藤場に抵り北は植松に際る。郷の內外に薄り。更に命の方ふなし。神若し知る有ば何ぞ管內の眷屬を制せざるや。今より以往棲靈の祠を修めず。永く初午の禋を停めん。惜い哉一彈指の頃。莽として荒榀の場とならんと。聲を勵して叱出す。雷霆の聲を聞くが如し。卽夜亘理郡に倏ち數千炬火あり。民人これを異として。兼清が老臣松本十左衞門淸時に聞次す。淸時曰く。其炬火此境に入らず。亘理に行くが若くんば。殃孽あるなけんと。明旦藤場の亭長詣で曰く。疇夕狐皮を剝ぎ藤場の古松に磔にす。兼淸毛竪汗出で斷はる所を知らず。跪て淨饌を具へ欽て神湯を捧ぐ。巫女勅を下して曰く。領主の恚恨理の在るあり。我罪を免るに地なし。然るに彼狐は亘理伯母明神の命婦にして。我の使令の者にあらず。踰に係て彼命婦を擒にし。罪に處すること此の如し唯是汝か嗔を解かんが爲めといふ。已にして神去る。蓋博陸秀吉公が。書を稻荷明神に寄すると。事緣異なりと雖も其感通を得るに至ては。則以て併せ按ず可きのみ。爾來彌修飾の功を勵して。如在祭祀虛日なし。說文に云るあり。狐は妖獸鬼の乘ずる所なり。吁凡獸を以て之を論ず可らず。振古竹駒住持多くは白狐を見る。苟も見ざる者は。皆禍災に嬰る。必ずや疑ひなし。寬應の桀の如く。宥淨の衰の如き畏る可く崇む可し。一日左中將吉村公。予に語て曰く。竹駒明神は。東奥一方の名壤。苟も文を圖してこれを記載に見はさずんば。恐くは來由を。天下後世に白かにするなけん。政因て詳かに其事を著はして。梗槩を紙に筆す。蓋誠に神を敬するあればなり。龍寶沙門實政命に應じて。拜書して吉村公に上る。公これを竹駒寺宥央僧都に賜ふ。別に武隈の松を詠ずる古歌一書を纂て。以て寺鎭となす。記成るの年は。龍戊戌に次る。予が武都より陸府に還るの春なり

右緣起一卷。龍寶法印實政應二予需一處レ著。來由詳載レ之故靈德事實今不レ贅二于此一。星霜歷レ年永可二以傳一焉

享保三戊戌年
林鐘中旬

左近中將吉村御判

右獅山樣御末書。楷書に被遊候を。寫取候者誤也。御筆之末に武隈の松の御詠歌。六七首見えたり。遠藤良右衞門御代參。並鐘之擣直しの事にて。竹駒寺へ直に罷越。御對面の砌奥の院より。獅山樣被相渡候。右緣起卷物。良右衞門に拜見被仰付候。御末書之所を。方丈直筆にて寫取候て。右末にあらはす。

于時文化元年五月二十日

附錄

仙臺藩五世主伊達吉村朝臣は。殊に當社を尊信せられ數十首の和歌を奉納ありし中に。ナムイナリダイミヤウジン。シンチウノネガヒヲ。カナヘサセヲハシマセ。といへるを。毎句の頭によみて。三十一首を詠じられたるなり。いかに其信仰の厚かりしかを。知るべきなり

初春ナ　なびくさへうすきかすみは日にそふる
　はるのけしきやたちのこすらん

山霞ム　むもれゆくかすみにむかふ山のはゝ
　たかすみかきのふてもおよばん

夜梅イ　いつくよりさそひもちきてたまくらに
　むめかゝしむるそのゝさよかせ

春曙ナ　なにゝかはおもひくらべんあはれさの
　えもいひしらぬはるのあけぼの

待花リ　林間のはなのこずゑもはるにさく

さくべきこころのあめつゆやまつ

惜花タ　たきのいともこずゑにかけて今しばし
うつらふはなをぬきもとどめよ

暮春イ　いゝかへりおなしはるをもしたひきぬ
四十路にたかきとし〳〵のそら

時鳥ミ　みしやゆめきゝしやうつゝほとゝぎす
あめになく夜のかすかなる音は

夏月ヤ　やよしはしあへるをもまでみる程も
なつのゝつゆにやどる月かげ

夕立ウ　うなばらやすゞしきなみの音そひて
くもかせはやくすつるゆふだち

早秋シ　しるかれやいつかは秋にならの葉の
おとづれかはるけさのはつかせ

萩風ム　むすふへきゆめもたえけり萩の葉の
つゆばかりだにかせはさそはず

初雁シ　しばしばとをくるゝ友をみるうちに
つばさかはしてわたるかりがね

秋夕ム　むらさめのはれゆく跡のうすぎりに
ほごなくくるゝやまもとのさと

野月チ　ちゝに我がこころぞうつる月かげも
いろわけやどるつゆのはなのは

江月ウ　うら近き入江のなみにふねとめて
あかぬみるめのつきにあゆまん

菊露ノ　のぶるてふよはひもしるくさく菊の
つゆにちとせのあきやこもらん

落葉ォ　ねにかへるものともみえず吹たてゝ
そらにたゞよふかせのおとはゝ

千鳥カ　かけもなきあまのとまやをゆきかへり
いつゝちどりの妻をやとふらん

朝雪ヒ　ひのひかりまごにそむかふよの程の
ゆきにめぐりのたけもなびきて

祈戀ヲ　をし返し又こそかけめみしめなは
よそのいのりにかみはひくとも

契戀カ　かはるよのならひ忘れて一向に

たのむもはかなひとのことのは

逢戀ナ　なにゝかくあひみるよはも人ごゝろ
なほうちとけぬつらさみすらん

別戀ヘ　へだてなきなかの月日のおもひまで
とりかさねてもつらききぬ〳〵

久戀サ　さらばとて思ひもやまずとしつきの
人のつらさにかゝる身はうき

恨戀セ　せくそでのしがらみ絶えて涙かは
うらみのふちにしづまんもうき

曉鷄ヲ　をのれまづないてそつぐる夢はまだ
あくる夜ふかきさとのにはとり

浦松ハ　はかなしと神やみるらんわかの浦の
なみをもかけぬまつのことのは

窻竹シ　しらずわが身のうきふしのいつまでも
よをもつくさんまどのくれたけ

旅宿マ　まつかねに枕かりねのゆめはみし
さらでもこゝはかせのやどりを

神祇セ　せめてさは神もあはれめいつとなく
うきことのみにとしへぬる身は

右所レ詠之和歌者。依レ有二心中之願望一。今度自二武州一歸城之時。驛路之間詠レ之。今月著城之日。詣二名取郡竹駒明神一。敬拜之序奉レ納二神前一者也。猥述二野情一不レ受二達人之添削一。神慮之恐他人之嘲。亦不レ少者歟

享保三戊戌年仲夏十一日　左近衛中將藤原吉村

すはし中の七日雪のふりけるに竹くま明神にまゐりて

いのりこしあともみえけりかみかきにつもれるゆきのふかきめぐみに

おなじとき神前にておもひつゞけける

かみかきにつもれるゆきをみてもなほふかきめぐみを身にあふぐなり

霜月すゑつかたたけくま明神にまふでゝとくいのりうけおさめたまひけることをかしこまりまうすとて

とし〳〵のたえぬあゆみもかずそへてちかひあま
ねきかみのめぐみに
うけけるもしるきめぐみにとしごとのあゆみもた
えぬかみのみつかき
享保七のとし冬のはじめすゑの九日武隈明神
にまゐりはべりてとしのころのわかねきこと
をいのりけるとて
ゆくすゑをなほこそたのめいなり山まもりたがは
ぬかみのちかひに
しるくなるかみのちかひにゆくすゑのたえぬまも
りをなほたのむなり
とし月いのることはべりしにねがひもみちけ
れば霜月すゑの七日にこの神にまうでゝ敬詠
の序に
あふくそよいくとし月のたむけせしめぐみもしる
きかみのみつかき
八月すゑつかたむさしのにかごでの序名取の
郡武隈の松の邊なるいなり社にまうでゝ
いのりこししるしはみえぬいやつきにまもらんか
みのちかひわするな
たえやらでうきにとしふる身のほどをあはれこと
はるかみなとはかみ
霜月すゑつかた名取柴田の兩郡をゆきめぐり
てしばらく武隈の松の邊にやどりをしめてと
ゞまりけるに去年の春おとゞしの冬も再びま
でこゝにきたりけれどもさはることありてか
ねて定めはべりける日かずもみたすかへりけ
れば此度は明神に祈請し詣でいのりけるしる
しにやさはることなく心のまゝに本意とけて
臘月三日わか住むかたにかへるとて人して神
前に和歌をそなふるといふことしかり
いなり山くもらぬかみのちかひにもなほかけあふ
ぐみつのともし火
やはらくるひかりもみえてかみかきにくもらぬち

かひあふぐうれしさ

むかしはたび〳〵このかみのあらたなるつげ
ありしといふことをおもひ出て
かみもいまおもひいでゝやまもるらんむかしはあ
ともありしちかひを

としごと江府の往來に此やしろにまうではべ
ることを
いのるそのしなこそかはれとしごとのあゆみはお
なじかみのみづかき

解題

笠島道祖神記は。佐久間義和巖洞の著はす所なり。蓋此神社は。其祭神上古の聖神。猿田彦命なるにも拘はらず。郷黨相傳て京都加茂川西。一條北出雲道祖神の女にして。商人と私通せし故を以て。此地に流され。遂に死したるを。ここに葬り祠を立て。祈れるものなりとの誤謬を憤慨し。其非を辨說したるものなり。且原書は義和が直筆なれば。最も信を取るに足るものとす。尚又藤原實方朝臣が。羽州に赴き。阿古耶の松を見んとて。騎して社前を過ぎ。偶落馬して死したるを。神罰なりとの傳說あるに因み。朝臣に係る事實を。併せ記したるを以て。頗るこれが要領を得るものとす。而して今は此神社に。式內神社佐久叡の神社をも合祀し。鄕社として。祭祀の禮を享けり。又社號を改めて。佐倍乃神社といふ

因みにいふ。本文佐倍乃神社の祭神・社號。及び其他の史實・傳說等に就ては。本會編集員。縣社青葉神社社掌。中西利德氏が。嘗て佐倍乃神社鎭座の地。宮城縣名取郡愛島村笠島なる氏子及び有志者の招聘に依り。講演したる笠島道祖神考あり。宮城縣神職會々報。第四・第五・第六の各號に掲載せられたり。冀くば之に就て。參照せられんことを。

奥州名取郡笠島道祖神記

東奥州名取郡笠島村道祖神社。乃猿田彦命。何代不詳祭此地也。言其功德。則上古自迎天孫降臨于天八達衢。而啓行于秋津州道路。爲祖道神。祖乃始也。道乃路也。因茲稱岐神。豈道路通行而已哉。推其極于天人之道。則天陽也。地陰也。陰陽混合而生物。所謂和合是也。陰陽和合。四時行百物成。是乃天道所以生々不絶。是以乾道爲男。坤道爲女。形变神合爲夫婦。是乃人道所以生々不絶。以啓其根原。而稱妻神。仍衅于此。加旗燒斥鹵于州宮城郡千家之海濱。制鹽已先乎宿沙。其功始滿人間。仍稱鹽土翁。崇所其燒之器。而稱鹽竈明神。然則道路通行。夫婦伉儷。子孫繼嗣。食肴之將。血脈之養。所以出于此神。及其德于天下後世。得無窮之福者。至萬々世之遠。實非神聖之功化耶。神德之廣。不可枚擧焉。有神職家。世司祭祀。以上元夜祭之。有禮奠儀節。中及廢闕。且鄉俗誤此神。爲出雲路祖神之女以淫奔之罪。而流死于此。剰藤實方。適卒落馬。是亦後人爲神之祟。而誣其傳來。當社神官宍戸壹岐守隆時。甚憤戾之久。却恐後世必以舊說。而謬傳聞。穢神德矣。仍享保二年丁酉之京師。奉請緣起于吉田。於是光祿大夫卜部朝臣兼敬卿。制緣起一篇賜之。今納在神庫。同十五年庚戌。乞國朝。以三月望復祭禮。脩禊神輿于北釜濱。神事如先例。自是爲先例焉。十七年壬子。再告于廳。奉請位于神道管領勾當長從三位侍從卜部朝臣兼雄卿。授正一位道祖神。是歲七月二十三日。賜幣帛及宗源宣旨並額字等還。可謂能盡職分于所守。而祭神如在神也。神德益新。而感應亦嚴。水旱疾厄必禱。遐邇繼踵。貴賤連步。是併神德之光輝。隆時之至誠。可以崇。可以稱。但故國永久之餘慶也。

我友黑田時諸。請不肖義和。改其舊說。質其妄說。而刻始末于石。以傳之不朽。不肖淺學薄聞。奚得竭神明之威德應護之精妙。固辭久。强之頻煩。因述社記一篇。以刻石。若神社之來歷。載之具緣起。

享保十七年壬子冬十月二十五日

五城老隱新田後孫源義和謹撰
笠嶋神官宍戸壹岐守隆時勒石

奥州名取郡笠嶋及實方事實考

五城容軒源義和撰

笠嶋道祖神

在笠嶋村。古來鄉黨相傳言。此社祭洛陽加茂川西一條北出雲路道祖神之女也。往昔私通商賈。故所謫。流死于此。州人立祠祀之。以上元夜爲社日焉。又九月十九日令神輿之于北釜。脩禊而還。鄉人祈神而有應。則作陰相賽之。

義和按。此說古來所傳之妄說。不可信焉。道祖神乃是神代猿田彥命。爲天孫始啓行。仍爲道祖神。始也。道乃路也。仍又稱岐神。且言道之至極。則生々不息之名。於是爲男女夫婦神妙和合之祖。於是又稱妻神。後人不察。漫傳妄說。而誣神明。然至宮社之在此國。神號之顯于世者。則中將實方配流之時。依受神明之祟之俗說。而世上始知此神社在此。而未詳其神爲猿田彥命。雖然神號得實方而顯。實方因神名而遺。遂令後人失眞信僞矣。故不可不詳其事實。仍擧此以載大略。事具下條。可考。

中將實方朝臣。姓藤原。小一條左大臣師尹孫。侍從貞時子。母左大臣雅信女。一條院朝士。在搢紳爲巨擘。於歌林爲翹楚。其作可見于勅撰。春時東山花稍盛開。雲客時輩耽壯游。時微雨一過。高興已衰。實方獨避雨于樹下。愛花上之含露。不厭濕我衣。於是發朗吟。而精巧逼眞。故帝座旁人驚神助。都下稱歎不息。明日大納言齋信卿。具說于至尊前。行成朝臣在帝側。揚言曰。其作善則善。但奈生質之僻。實方聞甚恚之。他日會殿上。言遞怨言。忽辱行成。帝自傍窺見。優行成而罪實方于不恭。遂貶于東奧。令彼撰歌枕。花山帝惜不群之才。哀昵近之別而賜

敍作。其時之侍臣朝士。亦贐之以離歌。共見勅撰中。憤非罪者多。持實方答中納言隆家之吟。身在流離顛沛之間。一字不著非罪之言。一言不及訕上之詞。託秋色之催別。有從容自得之氣象。而克歸性情之正者也。並諸唐詩之間。則在盛唐之下哉。詩家所謂哀而不傷者。獨得于茲。杜鵑之恨亦發酸鼻焉。居身于江湖之遠。阻情于荒裔之遙。則孰不發沈吟乎。況感節物之變花鳥之候乎。東陲之地。杜鵑聲絕。關山路長。憶帝闕而不見。奉宣室竢何年哉。宜哉哀吟之濃。爾來於聽鵑之時亦可悲。去京城千里。謫居無人。客心無聊。杜宇泣血之中。斷寸腸于不如歸之哀音。而動鬱念也。隱然于句裏也。因遠游如此記其事實者。多賞行成而貶實方。人未詳直在實方。曲在行成。故含憤報仇宜哉。怨其事出倉卒。而不覺陷不恭之罪。花山帝愛花雨之詠。而采之撰集。噫行成亦一時之學者。以己私意。妄讃于君前。是嫉才害智之姦。平日所學者何處在耶。可必深惡而痛絕也。聖主亦一世之英君。不及此却賞行成。雖實方之報出一朝之怒而忘其身。擇帝心則豈令彼徒不糺是非斷曲直。遽然陷重科耶。後人不察。謾爲之詞。舉口筆書。入喪心者之域。故今千載之下。爲實方切齒發。憤左袒于非罪矣。實方在謫處。一日問阿宮屋松。未得。値一老翁。說曰奧羽昔一州。後割爲兩國。彼松在羽州。往閱其地。後過此社畔。落馬殆危。停馬縟環邑寓舍。病革氣息將絕。作家書斃。遺言曰。余得不敬之罪沒。宜肆尸示後昆致敬戒。然後化火其尸。以瘞之。後眷戀之念不息。化白雀致妖怪于禁廷。勅建社賜神號。今中將宮是也（自阿古屋松下至是共是鄕人之說也）二百年後。僧西行經過此墟草枯墓荒。發感慨弔慰去。實方之遺愛。令後人墮涕于千載之下。非和歌神妙之德哉。往昔不肖過此地。問實方里俗鄕老話之。不敢斥言其名。直稱中將君。尊之也如神。敬之也如君。說舊時也如親見。譚往事也如面命。曩昔多好人。斯人抑何德耶。身陷謫客神沒他鄕。千

載之後。想見其人。如此未久、古人之所謂桃李不言。下自成蹊者、實方之謂乎、唯惜實方問于神村老不知猿田彦之舊跡、以出雲路淫奔之女而答、實方聽而賤之。不及下馬。忽斃了。後人以爲神之祟。不疑是乃謹神亂德之甚者也。夫神明之於德、豈若疾婦怒女。以祟報而僵實方乎。不幸偶遭逆馬之難、皆鄉黨之妄說。傳聞之謬誤耳、然實方之遺蹤。因彼地而聞。神明之社號。因其人而傳。所其由之由來。不可不兼載併考焉。當社神職宍戶讃岐守隆時憤之久。享保二年丁酉之京師、請緣起于卜部朝臣兼敬卿。十五年庚戌。行祭禮于三月望、依先例。十七年壬子。奉請神位于從三位侍從卜部朝臣兼雅卿、而奉授正一位道祖神。恐其事實紛亂于後世、而殆不遺不朽。自是州人皆信猿田彦之說、非淫奔女神之傳。於是具擧傳說之誤、以排舊說云。

按蟠龍子曰、道祖神乃猿田彦大神也。上古迎瓊々杵尊降臨于天八達衢、天鈿女命問之答曰。吾名猿田彦。今雍州出雲路道祖神也。此緣記亦曰之道辻神是也。神名記曰、伊勢度會郡大土公神社。猿田彦大神。新古今集。淑望詠猿田彦歟。久堅乃天能八重雲振別天降志君乎我曾迎邊。其說如此。道祖神女通。商人事不見正史神籍。若俗說則邪神也。淫祠也。又今川了俊紀行。播州四釜鄉。有出雲路社。造陰相掛之。於他邦亦有之。

雍州府志。山城國幸神社。在京極西今出川北幸神町。元所祭道祖神也。斯神又稱幸神。實猿田彦也。此社桓武天皇延曆年中所勸請也。今京極通。古稱出雲路。其內地稱上出雲路。南稱下出雲路。寺猶謂上寺町下寺町者也。故世斯社謂上出雲寺。道祖神古在出雲路南北。爾後上下共稱出雲路。

往時所藏緣起　今廢不用。爲考索載之。

奧州名取郡笠島道祖神緣起。古老傳云。當社者山城國賀茂川之西一條之北。出雲路幸神女也。以密通商人。而遭讒責。到此國。國人祭之焉。九月十九日夜祭之。其

夜神輿僑居之所。北竈掛橋其間神輿暫憩息之處。曰手倉田。每歲正月十四日夜至十五日。邦人懸陰相於神輿前祭之。至今爲恒。一條院御宇。中將藤原實方因事遷。因勅曰。宜註和歌名所以爲詞枕獻也。中將不知阿古屋松所在。尋之。時鹽竈明神。化老翁形。而示中將曰。阿古野松在出羽國。由是得覩阿古野松。中將一日乘馬過當社。問鄉人。答陸奧國名取郡笠嶋道祖神也。凡有所求者。作陰相以標神前。則必得所冀也。中將亦因例所焉。中將笑而不下馬。未遠忽馬斃。中將亦暴卒。神託歌曰。陸奧乃阿古野之松乃木加久禮天伊都邊幾月乃伊天毛野羅禰波世以爲神罰焉。中將臨氣絕臥地。作家書寄京師。因名其所曰伏文。鄉人徙葬屍於出羽國阿古野松之畔。其所乘之馬瘞同處。中將初寓奧州。今笠島有假宿馬立之名云。右故老所傳。雖若虛妄。而神之德純粹。含氣。洋々焉。神之用。有時如齊莊。有時如放肆。豈常情所能測乎。其惟不測。是以能感常情耳。今因祠官本鄉氏行豐請。書以與之。

天和三年癸亥五月一日

神道管領長侍從卜部朝臣兼連判

義和按。往昔上元燎火。不意災于宮社。於是舊神官某。與鄉人謀。假置役徒大善院者。而護宮社。役者聰慧克懷隣里。鄉俗盡心服。因專勢威。奮才力。而上京。謁于兼連卿。自名曰神官本鄉行豐。於是許其所請。與緣起及祀祭禮節。歸來益豪放。與舊神官某及獄訴。因公裁見追逐。自是綿々至今壹岐守。

又曰。兼連卿緣起說。盡用鄉人所傳之外。無他索考究講之功。故從鄉說。黨淫祠而不及質猿田彥之根元。依益固俗說妄誕。

當時所藏緣起 神官隆時。請兼敬卿。今所藏于神庫也。

奧州名取郡笠島道祖神者。岐神之垂跡也。神書曰。自此莫過卽其杖。是謂岐神。岐神。此云布那斗能加美。纂疏曰。杖。扶行之具。故化神卽道路之神也。

俗曰道祖神云云又忌部正道云。祓濁穢離念慮化生

彼神道祖神也。夫當社者。谷津峯御鎮座にして前には東に通有道。行人たえず海をさること十里餘にして、滿々たる滄海を木間にのぞみ。古樹松杉四方ニ遶つて神境寶神飛で景色も亦有餘。其上一條院之御宇。右近衛中將實方朝臣。有勅歌枕を爲見たもふ。彼朝臣當國に下りて。阿古野松を尋わびて。鹽竈明神に祈らんとて。此社前を過るに。敢て尊崇なく。還て無禮なりしかば。神怒りて忽罪したもふこと。細に世の史に載る所也。自是北七丁を過て。鹽手村と云ふ所に其の羽林の遺跡。今猶存せり。神威著於古。靈驗今日新也。是以神名都鄙に遍ねく。遠近威德をあふぐ。冥應擁護國家安寧にして。民蒙恩顧。戶口亦繁蔓す。祠官奉春秋之祭祀。村民助蘋蘩之禮。神人增威を添運。無願而不成就矣。就中民人於祈旅行無恙願男女之嫁娶者。玄應殊勝。願望忽有效。神妙不測。可仰可信。神之爲德其盛矣乎。又此處。八峯共稱鹽竈明神者七里近。昔北之釜濱と云處に神輿遷幸ありしに。慶長年中不慮に自有野火、其例絶えて。さだかに[illegible]記書、今祠史たる神緣をつけて予に記せしむ。予固辭すれ共不容。仍不顧鄙言粗記聞見以塞其責云。

享保二年　　　光祿大夫卜部朝臣兼敬記

右緣起。享保二年。神官之京師所請也。如今閱其事實。以此神不信向淫祠邪神之說復之往古猿田彥命之功尤可貴。恨以神之祟而從俗說者。可謂昏神明至公之理而不知感應擁護之德矣。豈夫然耶。豈夫然耶。且不解鹽士翁與鹽釜神之淵源混而爲一體。可謂是亦踈昧之至。後世之惑也。且夫其爲人樗才不學文盲鄙野。詞拙語俗也。如何堪盡事理之精密。神道之奧義耶。實可惜可恨。

一下幸神

在社前一町以南本社東南手倉田村飯野坂邊有小社。是亦幸社也。本社神輿行祭禮息于地。

藤中將實方朝臣事迹考

五城容軒源義和撰

西行撰集抄云。むかし殿上のおのこども花みんとて。東山におりたちけるに。にわかに。こゝろなき雨ふりて。人々さはぎ給へけるに。實方中將木のもとに立よりて

拾遺集　よみ人しらず

さくらがり雨はふりきぬおなじくはぬるとも花の陰にやどらん

とよみて。もれくる雨に。さながらぬれて約束しほり侍る此事興ある事に人々思ひあかれけり又の日齊信の大納言主上にかゝる面白き事の侍りしと奏せらるに行成その時は藏人頭にておはしけるが歌はおもしろし實方はおこなりものをまひてけり此詞を實方もれ聞たまひてふかくうらみたもふとぞ聞侍る

源義和按。實方。貶東奥之事實。不見正史。且故事談等說。亦不詳其由。記者亦黨行成。而貶實方。今考據西行記則實方報怨。雖坐不敬不可免焉。其實在實方。而曲在行成。今憤報仇宜哉。唯恨其事出於倉卒。而不覺陷不恭之罪矣。想夫實方在搢紳之中。而秀歌林。俊逸之人也世以爲不群之先輩。矧又花雨之一首。胸襟之高。吟藻之優古今之絕唱。天下美譚也。其旨趣緣條之帶雨。胡惜催吾吟。紅濕之含露。不厭沾吾衣。溫藉風流。眞好事上品之人也。是以花山帝之於聖選也。載諸拾遺集。然行成以私意而妄譏之至尊前。是固嫉才賊人之尤者。可必深惡而痛絕之人也。然帝不及乎此。却罪實方。而賞行成。縱令實方之怨。出一朝之怒。而忘其身。在帝心則豈令彼徒不糺其是非。斷其曲直。而遽然陷其重科哉。後人不察。漫爲之詞。而學口筆書。令實方入輿心者之域。實可歎哉。故具記事實。而千載之下爲實方惟切齒發憤。著其非罪之實。同志者左想乎吾言。

古事談曰。一條院御時。實方與行成於殿上口論之間。實方取行成之冠。投棄小庭退散云々。行成無繆妄。靜喚主殿司。取寄冠。擺砂著之云。左道ニイヘスル公達哉云々。主上自小蔀御覽シテ行成ハ召仕ルベキ者也ケリトテ。被補藏人頭。于時備前介前兵衛佐也 實方ヲバ歌枕見テ參レト被任陸奧守。實方於任國逝去云云。

註實方小一條左大臣師尹孫。侍從貞時子。母左大臣雅信女。行成伊尹孫。義孝少將男。謙德公爲子。母大納言保光卿女。

義和按。二件之事實。廼實方春時發絶唱于花雨。行成朝會。受耻辱于口給。然 主上所以公不糺其是非。而却賞行成。貶實方。行于非罪之出處也。於是實方遂趣謫處之時。上自 花山帝。下至一時之朝士搢紳之徒。惜離情。傷不祥之實。閲送行餞別之作。而可觀至情之難息。且實方在謫居。而懐遠遊之契濶。念帝闕之無皈。知己故舊在京師。而思遠別。問無聊之志亦隱然于寄贈應對之中矣。故自是已下。顧聚其作。舉其跡。令後人知之。祝者念茲。

新後拾遺離別　華山院御製

何ごともかたらひてこそすごしけれいかにせよとて人のゆくらん

今敬讀叙作。乃知實方平時昵近之親。而於是離別之宸襟極深也。令讀者不覺漣泣而嗚咽宜哉。采花雨之吟。而收諸拾遺集。須繇一首之叙吟。而審實方之罪矣。却憾後人不察其旨而讀之。下倣之。

實方朝臣みちのくにへくだりけるに

夫木集　能宣　朝臣

わかるべき別れなりせばおもふさも涙のみちにむせばましやは

以歌意考。則知當時朝士廷臣議流刑之不相當者多。隱然在其中矣。細味可別之五文字。則這裡有微意。而其非罪之旨自可觀。切怪　一條帝列朝中之英君。何夫枉刑之臻茲耶。

實方朝臣みちの國へくだりけるに馬のはなむ

けすとてよみ侍ける

新古今別　　中納言隆家

わかれ路はいつもなげきの絶せぬにいとゞかなしき秋のゆふぐれ

同　返し　　中納言實方朝臣

とゞまらむことは心に叶へどもいかにやせまし秋のさそふを

按實方當顚沛之時。而一字不著怨言之情。一句不暢非罪之意。一言不加訕上之詞。唯託秋色之催別。而含從容不迫之氣象。可謂能寫性情之正者也。若議唐詩之間。則有盛唐自然之風味。而哀而不傷之正者。獨得乎玆。後人不察歌林不解。非學者大雅之見。則奚識其微志哉。與常人値變而七顚八倒者。同日而議之耶。出群之遠可見。

實方朝臣みちの國へくだり侍ける時

拾遺別　　右衞門督公任

東路の木の下くらくなりゆかば都の月は戀さらめやは

右一時之搢紳豪友。餞別之厚。相競致懇款丁寧也如此。可見實方非罪之實。不刑之證在玆。

陸奥の任に侍ける頃五月までほとゝぎすきかぬよし申て

續後撰夏　　實方朝臣

都には聞ふりぬらんほとゝぎす關のこなたの身社つらけれ

同　返し　　よみ人しらず

子規名社の關のわかりせば君がねざめにまつはきかまし

夫謫客流人。居江湖之遠。阻荒裔之杳。尤可哀之甚者也。況遇節物之新。驚花鳥之感乎。實方在東陲之地。而杜門聲稀。關山道路長。且憶帝闕而不見。奉宣室以何年。屈平有言。曰。望孟夏之短夜兮。何晦明之若歲。郢路之遼遠兮。魂一夕九逝。如今與實方謫居之情。聊與可語。

かたらひ侍ける人のもとにみちの國より弓をつかはすとてよみ侍ける

後拾遺雜五　　藤原實方朝臣

みちのくのあたちのまゆみ君にこそ思ひためたることもかたらん

安達阿多々羅共出名弓。今以鄉制贈之。

實方朝臣みちの國より人のもとへ弓をつかはして戀しくば是をいただきてふせと申たりし人にかはりて

風雅　三　　三條院女藏人右近

是やさは安達のまゆみ今こそは思ひためたることもかたらん

此歌想夫前件之答詞乎。在東奥而遙寄切偲之贈。一別心知兩地之情。可感于此。

陸奥に侍る比中將宣方朝臣のもとにつはしける

後拾遺雜五　　藤原　實方

やすらはて思ひ立にし東路にめぐれるものをはばかりの關

按兄弟關。一作憚關。兩地東國地名。若前說。則宣方乃實方之同胞乎。若後說。則只詠地名。兩歌意味尤薄矣。須從前說。則實方之意旨。亦歸厚也。

實方朝臣みちのくに侍ける比いひつかはしける

同　　大江匡房朝臣

都には誰をか君はおもひ出るみやこの人は君をこふめり

同　返し　　藤原實方朝臣

忘られぬ人の中には忘れぬをまつこん人の中に待やは

匡房乃一時之名卿。憶舊好于東奥。而盡心知之情。懇懃切實。實方亦能述相思之志。無餘蘊矣。是知通志于實方。致黨于此人者多。今日讀之則新還感慨無窮之淚也。（上句述慕匡房于夢中之事。下句言待實方于一人之情。）

陸奥國へくだりて後ほとゝぎすの聲をきゝて

拾遺雜春

年をへて深山がくれの郭公きく人もなき音をのみぞなく

實方去二帝郷一而道路千里。謫居寂寞。客心無聊。杜鵑泣血之中。斷二愁腸于不如歸之哀音一而動二多少之欝念一歷レ年之句。隱二然于流寓之久情句中一。

故事譚曰。實方經二廻奥州一之間。爲レ見二歌枕一。毎日出行。或日あこやの松見むとて欲レ出之處。國人申ていはく。あこやの松と申所。此國中に候はねと申せし時。老翁一人進出で申云。君は出べき月の出やらぬと。古歌を思ひて被二仰下一候歟。然は件の所は出羽陸奥等堺之時。可レ讀之歌也。被レ堺二兩國一之後也。件の松出羽國の方に罷成候也と申けり。古歌

夫木集

みちのくのあこやの松にこがくれて出づべき月の出でやらぬかな

歌枕曰。阿古屋一作耶松。出羽也。

按有也無也關山。有二大悲閣一古稱。是乃關山地。無也觀音是也。有レ寺。曰二東奥山仙住寺一。本尊釋行基作。斯地綠篠幽邃。郷俗稱二篠谷山一。左畔起雲嶺。横二臥于閣外一。右邊向二仙岳及鋒鏑四岳一。峥嶸峋嶙。其奇絶不レ可二勝言一。去レ閣以西二町餘。立二石地藏一。曰二薩埵原一。此佛本在二地府一。而好導二冥路一。能救二夭殤一。仍立寓二導引行客來往一之意。呼二其地一曰二賽河原三途川一。本冥府之地名也。經歷者聊累二細石一而擬二事實一。左旁曠潤平遠。謂二之蓬原一。以爲二奥羽封疆一焉。自レ是望二于最上領一。則月山湯殿山相連。以南旭日山共高岳峻嶺。四時戴レ雪。常時簇レ雲。其前山長谷堂山。往事羽侯義光朝臣。與二會津上杉景勝一。接レ兵之地也。其下廼山形城邑。其南山陰聳二一青山一。自レ古所レ稱千代山。其下有二古松一。龍蟠虎踞之勢。礫砢鱗皺之狀。所レ謂阿古屋松是也。有二悲閣一。是乃有也觀音。郷人稱二號唐松觀音一。

神社考曰。一條院御宇。中將實方。坐二不敬一。謫二奥州一

三年詠和歌名所。以爲歌枕。尋阿古野松。而無知人。有一翁。謂實方曰。阿古屋松。在出羽國。奥羽昔一州。而今分爲二。實方赴出羽。見阿古野松。是乃其翁鹽釜明神也。其後實方騎馬而出。過一社。或曰。陸奥名取郡笠島道祖神也。行人必下馬。實方問何神。答曰。王城賀茂川西一條出雲路道祖神之女也。以密通商人。故被放逐來此。州人祭拜禱者造陰相懸神前。必有靈驗。今中將其復祈歸路。實方曰。然則此下品之女神也。我何下馬哉經行。實方馬仆斃。實方亦死。同葬社側。其靈化爲雀。飛來王城。入内裏殿上臺盤。以飲啄飛鳴云。

按此乃古來陳說也。夫猿田彦之號岐神者。所以始因啓其道而得稱號也。然則以祖道之文字稱號施後來之神哉。不費辯論而分曉也。矧古書舊乘。不載有道祖神之女。且夫不言其淫奔實死之事。縱令實有其事。愚昧之野人。恐怖妄昧。其靈則可祀猿田彦之外。以道神之號。而爲社名哉。羅山一世之鴻儒。如今惜無稽之傳。記不經之事。舉口筆書。令後人惑之。古人所謂擇而不精。語而不詳者。可悲痛矣。

停馬地（マタヽンシヤ）已下書舉今所存之地名事實

去社西北七町餘。在縁環地（シホテムラ）。鄉黨相傳。往昔落馬停馬于茲。今日停馬地。

寓舍宅（カリヤドヤシキ）

去社西北一町餘。在同村。相傳。實方落馬所寓舍之地也。故曰寓舍宅。

臥書地（フシフミ）

去社二町餘。肆尸（カバネサキ）以東半町餘。相傳。實方病革。氣息將絕。時作家書于臥床。故曰臥書地。

肆尸地（カバネサキ）

在同村社邊以北三町餘。以東一町半。相傳。實方遺言曰。我得不敬之罪乎神明。如今臻茲。宜肆尸乎斯地。示後昆以爲警戒焉。仍置尸于茲二三日。故曰肆尸地。是亦妄說。傳會之甚者。

火葬地（カマノマヘ）

同村實方火葬之地也。火化地。俗人曰竈地（カマバ）。蓋死者

之於火化也。猶烹爛魚糟於竈中。仍曰諸竈地。或曰。實方眷戀阿古野之松也切矣。故沒後。逆戶羽州。而瘞于千代山下。建寺曰唐松山萬正寺。以阿古野之松在所也。

實方中將墓

笠島北邑在緌環村。俗作鹽手則非也。於字義亦不當。故聊易此字。其地曩昔埋實方馬具之緌。緌者團結之也。所以繫鞦鞅于鞍下之環。而固結馬具者也。故以埋緌環于玆。而後人擧爲邑名焉。實方墳墓之所在。故所以緌環亦同埋其傍也。

元祿元年戊戌。依命問名取名勝。路過于笠島。而具視其蹤。里人村翁不斥言實方名。而直稱中將君。敬之也如鬼神。仰之也。如主君。說舊時也如親見。談往事也如面命。烏乎往昔古今多好人。後世無得而稱者。實方抑何人哉。雖身陷不恭之罪。而神沒佗鄉之鬼。千載之下。仰慕其風。想見其人。而遺愛景慕如此夫久矣。古人所謂桃李不言。下自成蹊者。實方之謂乎。

みちの國にまかりたくけるに野の中に常よりもとおほしき塚の見えけるを人に問ければ中將の御墓と申はこれが事なりと申けれども中將とは誰が事ぞと又問ければ實方の御事なりと申けるがいとなつかしかりけりさらぬだに物あはれに覺けるに霜枯の薄ほの〴〵とみえわたり後に語む詞なきやうにおぼへて

山家集　西行法師

くちもせぬその名ばかりはとめ置て枯野のすゝきかたみにぞ見る

考此則不名。而稱中將君者。自來久矣。此歌載新古今哀傷部。詞書少異也。爲參考併記云。

みちのくにへくだり侍りけるに野中に常よりはさおぼしき塚のみえ侍りしを人に問侍りしかば是なるは中將の墓と答けるに中將とは何れの人にとかさねて問侍りしかば實方の御事なりと申いとあは

れに覺ゆさらぬだに物かなしき霜枯の薄はの〱みゆる後の物語にも詞なき心地し侍ければさあり

按西行文治中人。自一條院永延九年。至後鳥羽帝文治元年。已百九十九年。及經過斯地。而見草枯墳遺。仍發無恨感慨。而吐此苦吟。於是亦實方之遺愛。令後人與思慕之情之誠實可親焉。嗚乎一首之歌枕。寓無窮之哀。致讀者流涕千載之下。是亦和歌之神德。乘彝無息之誠心也。

千歲山舊墟（地雖在羽州為參考舉此。）

弔藤公實方墓　　筑州刺史源君美

昔日藤公宅。禪林一逕深。東陲千里淚。北闕百年心。蒲葉無人識。松蘿幾處尋。山中墳四尺。空有綠苔侵。

丙寅八月二十一日。過千歲山下賦。

中將宮

在笠島神社東南。實方沒後眷戀尤深。遂化白雀入禁廷。而屢為妖孽。詔賜神號建祠祀之。

按實方不謝一朝之怒。永觸帝之震怒。一竄乎東奥。而不復還于帝郷。遂沒夷狄邊鄙之地焉。可謂積欝沈恨之深者也。宜哉眷戀乎帝闕之甚茲矣。其事實雖具不記于載籍。而見于歌句撰集中者。可併考之考證維多。故每涉獵于歌林。采而輯之以收前件。欲令後人略知其終始焉。如今讀之則俾覩者不堪惆悵酸鼻於今日云。

笠島道祖神記終

相人錄

解題

知人錄は。仙臺藩儒臣田邊希文が。藩主の命を奉じて著述する所にして。其書題の如く。人君政を施し國を治むるは。先づ其要は人を知るに在ることを論じたり。其目を立るもの凡そ十二目。六正は聖臣・良臣・忠臣・智臣・眞臣・（原本に五六を直臣とせり。今五を眞の諫と認め假りに眞臣となしたり。）直臣を謂ひ。六邪は具臣・諛臣・姦臣・讒臣・賊臣・亡臣を謂ふ。各其性行心術を說明し。君主をして臣僚の正邪・忠姦を鑒識し易からしむるの標準を。示したるものにして。其說丁寧反復。蓋し亦人君たる者の實鑑たるを失はず。君をして堯舜たらしむるの心。至れりと謂ふべし。

田邊希文。字は子郁通稱喜右門。晋齋又翠溪と稱す。田邊希賢が子なり。夙に宗學を修め。又神道を高志眞直に。書法を持明院基輔に學び。並に其蘊奥を究む。其人となり清廉直己を處する淡泊。人を待つ溫厚。頗る乃父の風あり。擢られて宗村朝臣忠山の師傅となり。在職二十餘年。藩學祭酒となり。班を進めて中太夫に列し。祿を增して七百石に至る。年七十老を告て退隱す。而して德業益盛んに。弟子彌多し。國中稱して老先生と云ふ。曾て父希賢と共に。綱村朝臣・吉村朝臣獅山の實錄を修め。又命を奉じて。仙臺封內風土記・伊達世臣傳記を著はして藩府に納る。皆有用の書なり。安永元年十二月十二日歿す。年八十一。遺言して雨足山大年寺。宗村朝臣の墓後に葬る。謚して守正先生と曰ふ。易簀の前三日。文を作りて子孫を戒め。又沐浴して絕命の詩を賦す。聊か病苦の態なしと云ふ。

知人錄序

夫天下之理勢。邪正不ニ並立一善惡不ニ並行一君子進則小人退。小人進則君子退。君子小人所ニ進退一。則國家治亂所レ係也。故人君之要必以レ知レ人矣爲レ先。今也臣辱受ニ嚴命一撰ニ忠姦邪正之別一。蒐ニ輯古人之諸說一。而以ニ臆度之論一。命曰ニ知人錄一。顧其爲レ書臣之淺見校識。雖レ未レ能レ使ニ君子小人之別燦然而明一。而其大略乃可レ睹焉然則其於ニ知レ人之方一亦未ニ必無ニ小補一也。伏冀清間之燕少賜ニ省覽一。

正德甲午臘月望日　　臣　田邊希文謹序

知人錄

臣　田邊希文受レ命謹撰

人臣の行六正六邪あり。六正を行へば則榮え。六邪を犯せば則辱しめらる。夫榮辱は禍福の門なり。何をか六正六邪と謂ふ。六正とは一に曰く。事の萠牙形兆（善惡吉凶のきざし也）の。未だ動き見れざるに。昭然として獨り存亡の機得失の要を見て。預め惡を未然の前に禁じ。君をして超然として顯榮の地に立しむ。如レ此者は聖臣なり。二に曰く。心を虛ふし（虛は一物も貯へず字の事を云）意を白にし。善に進み道に通じ君に勉めしむるに。禮義を以てし君を諭すに長策（政事得失の論なり）を以てし。其美に將け順がひ其惡を匡し救ひ。功成り事立て善を君に歸し。獨り其勞に伐らず如レ此者は良臣也。三に曰。身を卑し體を賤しく夙に興夜に寢ね。賢を進めて懈らず。國家社稷・宗廟を安んずるに益あり。如レ此者は忠臣なり。四に曰。明に

萌敗を察し早く防ひて之を救ふ。其ひまを塞ぎ其源[illegible]禍を轉じて福となし。君をして終に憂無らしむ如此者は智臣なり。五に曰。文を守り法を奉げ官を任し事を職り。祿を辭し賜を讓り贈遺を受けず。衣服を端齊にし飲食を節儉にす。如此者は眞臣なり。六に曰。國家昏亂の時君の顏面を犯し。君の過失を云ふて其誅を辭せず。身死し國安ふして。行ふ所を悔ひず如此は直臣なり。是を六正とす。六邪とは。一に曰。官に安んし祿を貪り。私家を營んで公事を務めず。其智能を藏し。其君論に饑へ策に渴ゆれども。（政事の得失をきかんと欲すれども。下より告す者。己が節なくして君に告ざるなり）容々（やすきかたち）として世とともに浮沈す。如此者は具臣なり。二に曰。君の言ふ所皆善と云ひ。君[illegible]君の好む所を求め。[illegible]を進めて以て君の耳目を快ふし。偸合苟も容て。（君の意に入る樣に諂らへなすを云ふ）君と樂をなし。後の害ある事を顧みず。如此者は諛臣なり。三に曰く。中心頗る險しく外貌小しく謹み。言を巧し色を令し。心を反て賢を嫉み進めんと欲する所は。其美を明かにして其惡を隱し。退けんと欲する所は。其過を明にして其美を匿し。君をして妄りに官を任せしめ。賞罰當らず號令行はざらしむ。如此者は姦臣なり。四に曰く。智以て非を飾るに足り。辯以て說を行ふに足り。言を反へし辭を易へ文書をなし。內に骨肉の親を離れしめ。外には賢を妬て朝廷を亂る。如此者は讒臣なり。五に曰。權を專にし勢を擅にし。國事を持ち招ひて以て。其輕重を私門に計り。黨をなして以て其家を富し。又己が威勢を增し加へて。擅に君命を矯て以て自ら貴顯にす。如此者は賊臣なり。六に曰。諂ひ言ふに邪を以てして。君を不義に陷し朋黨比周して。以て君の明を蔽ひ。入ては則ち辯言するに辭を好し。出ては則復其言を異にし。黑白をして別ち無らしめ。是非をして間て無らしめ。君の惡を境內に布き四鄰に聞えしむ。如此者は亡國の臣なり。是を六邪とす。（漢の劉向が臣術の篇に出づ。）

凡そ人臣の導ひて姦を成す所の者。八の術あり。夫人

を貴び孺子側居從にゐるを愛し。便嬖好色は人君の惑ふ所なり。燕居の處み佗醉の時に乘じて。其欲する所を求む此必す聽の術なり。人の臣たる者之に事ふるに。金玉を以てして其君を惑す。是其一なり。優倡侏儒侏儒俳優とも云ひて。動戯狂言なする者なり。君に伽なして諂ふ者を云ふ。左右近習の人君未た命せざるに。唯々し未だ使はざるに諾々し。意に先たち旨を承け。貌を觀色を察して以て。君の心に先たち倶に進み倶に退き。皆應へ皆對へ辭を一つにし。軌を同ふして以て君の心を移す者なり。人の臣たる者内には之に事ふるに。金玉玩好を以てす。外には之か爲に不法の事を行ふて。之をして其君を化せしむ是其二なり。側室君妾の公子は人君の親み愛する所なり。大臣延吏朝廷政を執る者は人君の共に度り計る所にして。盡力を盡し議をつくす。人君の必す聽所なり。人の臣たる者公子側室に事ふるに。音聲子女を以てし大臣延吏を收るに。辭言を以て阿り諛ひ。事成れは則之がために君に告して。爵を進め祿を益して以て。其心を勸め其君を犯さしむ

是其三なり。人君は宮室臺池を美ふする事を樂しみ。子女狗馬を飾る事を好て其心を娯しむ。人の臣たる者民力を盡して以て。宮室臺池を美ふし。賦斂を重して以て子女狗馬を飾り。其君を娯しましめて其心を亂り。君の欲する所に從て私利を其間に樹是其四なり。人の臣たる者公財を散して。以て民人を悦ばしめ小惠を行ふて以て百性を取り。朝廷市井をして皆己を譽しめもつて。其君を塞ぎ己が欲する所を成す是其五なり。人君固く言路を塞き。下より政事の得失を云ざる樣にするなり之に易ふるに辯說を以てす。人の臣たる者諸侯の辯士を求め。國中の能く說く者を養ふて。之をして其私を語り巧文の言。巧に辭を文りて無き事を有るように云ふなり。流行の辭世に云ひ唱ふるを云ふをなさしめ。君に示すに利勢を以てし。君を懼れしむるに患害を以てし。虛辭いつはりなりを以て其君を壞る是其六なり。人の君たる者は。群臣百姓を以て威强をなす者也。故に群臣百姓の善する所は。君之を善し群臣百姓の善せざる所は。君之を善せず。人の臣たるものの帶劍の

容を聚め。必死の士を養を以て己が威を彰し。己が爲にする者は必ず之を利し。已が爲にせざる者は。必ず之を殺し。群臣百姓を恐れしめて。其私を行ふ是其七なり。人の君たる者。其國小きなれば大國に事へ。其兵弱ければ强兵を畏る。故に大國の索る所は。小國必ず聽き。强兵の加ふる所は弱兵必ず服す。人の臣たる者賦斂を重ふし。府庫を盡し其國を虛ふして以て。大國に事へ其威を假り其君を欺ひて。恐懼せしむ是其八也。此八の者は人臣を道びいて姦をなす所にして。人君の壅き劫されて其有つ所を失ふ所なり。察せずんばあるべからず。（韓非子八姦の篇に出）

大禹曰。何ぞ巧言令色の孔だ壬（カク）す事を畏れざらんや。孔子曰。佞人は殆ふしと。佞人は諛悅順從に止るのみ。之を近くれば必ず殆きに至るは何ぞや。夫佞人は義のある所を知らずして。惟利に從ふ故なり。利君父に在れば則君父に從ひ。利權臣に在れば。則權臣に附き。利敵國に在れば。則敵國に交り。利戎狄に在れば則戎狄に親しむ。利のある所は則之に從がひ。利の去る所は則之に違ふ。君父何にか有るや。忠臣は則然らず義に從て君に從はず。道に從ひ父に從はず。君をして非義に陷らざらしめ。父をして非道に入ざらしむ。故に其命に從ざる所ありと云へども。君父を安きに處らしめんとするなり。君すら不義あれば從はず。況や權臣に於てをや。父すら不義あれば從がはず。況や他人に於てをや。佞人は其始め言を巧し色を令せざる事なふして。未だ必ずしも悖逆の心あらず。其失し事を患ふるに及では。則至らざる所なし。君を弑し國を亡す終る者は。皆諛悅順從に始る者なり。是故に堯舜之を畏れ給ひて。以て驩兜有苗に比し給ひ。孔子以て殆しとし給ふ。人君之を遠ざけずんば有べからず。（宋の范蘇禹が唐鑑にいづ）

天下の姦雄。其心たるや甚だ深ふして。其迹たるや甚だ微なり。其東を營んとすれは之を西に形し。其右を取らんとすれば之を左に擊つ。古の人其君の權を得

んと欲する者あり。之を君に求めずして。優游翶翔（走り回て外の事をするなり）して其君の欲する所を聽て。之をして其欲する所を得せしめて。油然（盛なる貌）として自ら故にして以て。天下の權を釋しめ天下の權既に其君を去て歸する所なふして。然して徐々起て之を收む。故に能其權を取て其君之を知らず。古の人之をする者あり。李林甫（唐の玄宗の臣）是なり。（宋の蘇潁濱が君術の策に出づ）

姦邪の小人。寵を君に求めんと欲すれば。必ず先づ其心に順ひ適ふて君をして。悅び親しましめて然して後。其惡を肆にす。易牙子を殺して以て君に適ふ。桓公之を悅で曰。是其子に私せず必ず能く我に忠ならんと。開方親に背いて以て君に適ふ。桓公之を悅で曰く。是其親に私せず能く我に忠ならんと。豎刀自ら宮して（宮刑は五刑の一なり）以て君に適ふ。桓公之を悅て曰。是其身を愛せず必ず能く我に忠ならんと。是人の情は能其愛する所を愛して。然して後能く之を推て以て。其愛せざる所に及す。厚き所の者に於て薄ければ。うすからざる所なしと云ふ事を知られざる也。子有て之を殺し親有て之を背き。身有て自ら之を殘ふ。是愛する所の者に於て。之を愛せず焉ぞ能其君を愛せんや。厚き所の者に於て薄し。焉ぞ能く其君に厚からんや。其之をするや特に君の心に順ひ適ふて。己が大に欲する所をなさん事を求むるのみ。豈其情ならんや。昔し人麑を放つに因て其以て。國を託すべき事を知る者あり。（漢の劉向が說苑に曰。孟孫獵して麑を得たり。其臣秦西巴をして持ち歸らしむ。麑の母隨て鳴く。秦西巴忍びずして。之を放つて其母に與ふ。孟孫大に怒て之を逐ふ。居る事三月にして。復召し之を歸して以て。子の傅として曰く。夫れ一の麑にすら忍びず。況や又吾か子に忍んやと。蓋託とは子を預ることなり。）夫一つの麑に於てすら忍ばず。其仁知るべし。是を以て之に國を託すべし。桓公三子が情を察せずして。廼以て相（政を執る者宰相なり）とせんと欲す。管仲之を云へども聽かず。遂に授るに政柄を以てす。之を卒ふるに諸大夫を殺して。桓公の立る事を欲せざる所の子を立る者は。易牙豎刀なり。孝公の子を弑して其立べからざるの弟を立る者は。開方なり。齊

の國大に亂れて三十年に垂とす。前日の君に適ふ者乃ち以て。君を賊するの地となる所歟。宋の眞西山か大學衍義に出づ。小人の君子を讒し毀る。必ず先づ人君の意を探て說をなし。以て君を眩し惑す。魯の平公の孟子を見んと欲するや。其禮義あるを以也。臧倉其意を覘ひ知て。乃ち孟子の後の喪は前の喪に。踰たるを以て之を毀て謂らく。其母に厚ふして父に薄きは。禮義に於て愆まりと。平公果して其言に惑て復往て孟子を見ず。上に同じ 孔子曰。人の過や各其黨に於てす。過を觀て仁を知るゞ。是亦聖人人を觀るの法なり。人の君たる者尤も臣下の過所に因て。其心を察すべし。君を愛して極て諫れば。狂訐狂く諫て君の惡を見し云ふなりの過無んばあらず。其心を用る仁に非るかと察し。其仁を取て其過を略して可なり。民を愛して命に違ふ。矯拂君命に拂り悖ふなりの過無んばあらず。其心を用る仁に非るかと察して。其仁を取て其過を略して可也。姦邪の臣の如き己が惡を掩ひ覆ふに。巧にして未だ必ずしも過の指べきあらず。然れども其心たる如何ぞや。凡そ是皆人を觀るの一端類を以て求るに然らざる事なし。上に同じ。

臣希文謹で論じて曰。坤の初六に曰。霜を履て堅き氷至らん。朱子の曰霜は陰氣の結ぶ所にして。盛なれば則水凍て氷となる。此爻陰始て下に生じ。其端甚だ微にして其勢必ず盛なり。故に其象霜を履ては則ち堅き氷の至らんとする事を知るが如しと。此聖人陽を扶て陰を抑へ。君子の道を喜で小人の道を懼るゝの深意なり。蓋し君子小人の天下に在るや。猶陰陽の天に在が如し。陽往けば則陰來り。君子退けば則小人進み。一たびは春一たびは秋。或は治り或は亂る。此自然の理なり。然るに小人の其惡を肆にするや。其始甚だ微かにして。其漸終に君を弑し國を亡すに至る。猶陰氣の始て結て霜と爲て。其終必ず水凍て氷となるが如し。此必然の勢なり。故に聖人其始に於す。預め之を戒む。其旨亦深からずや。意ふに夫小人の害をなす。其品止一端ならず。讒なる者あり佞なる者あり。諛

ふる者あり之を兼る者は姦なり。讒佞諛の三の者は皆其一事に止る。故に其害淺し。惟姦人の害をなす尤も深し。古人云る事あり。大姦は忠に似たりと。蓋し姦人の其志を得て。惡を肆にするや。一朝一夕の故に非ず。其始必ず外には則忠言義行を假りて以て。其君に順ひ適ひ。內には則狐猫の邪を抱て。陰かに君の親み愛する所に諂ひ。因て之をして其君を誘かしむ。其外に見るる者は彰にして知り易く。內に伏する者は微にして知り難し。故に其迹忠に疑し。是を以て其君之を信じ之を悅び。授るに政柄を以てす。政柄既に我に在て漸其勢を擅にし。其欲を逞ふし己に同き者を引て黨とし。己に異なる者を退けて。吾事を沮む事を得ざらしめ。凡そ士大夫柔弱にして。制し易き者を擇んで之を用ひ。群臣をして皆其命に背く事を得ざらしめて。然して後驕慢暴戾至らざる所なし。既にして其君之を悔い退けんと欲すとも。其勢張大にして豈得て之を退けんや。倘强て之を退んと欲すれば。則終に其君を弑し其國を亡すに至る。此姦臣の常態なり。故に人君人を用るの要。先づ其人を未だ用ざるに察し。其惡の未だ然らざるに制せずんば有るべからず。

又論じて曰。夫君臣は天地の如し。天の生ずる所は地之を成し。君の命ずる所は臣之に從ふ。蓋天は上に位し地は下に位して。萬物其中に生ず。然るに天は則天地は則地。上下截然として（切はなれたるを云ふ）豈能物を生ぜんや。必ず天地相交り陰陽相和て。然して後萬物生ず。君は上に位し臣は下に居て。政其間に行る。然るに君は則君臣は則臣上下截然として。焉ぞ能政を行はんや。必ず君臣相交上下相和て。然して後政行る。是故に政を爲るの要は。上下の情を通ずるに在り。其情通ぜざれば則上は下を疑ひ。下は上を怨む上疑下怨めば。號令行れず號令行れざれば。政も亦行れず。人君苟も其情を通ぜん事を欲せば。必ず先言路を開ずして。其情に通ぜん事を欲するは。譬ば盲者にして明ならんことを欲し。聾者にして聰からん事を欲するが如し。豈

得べけんや。既に言路を開き臣をして。君に告す事易からしめて。然して後直言の臣を擇て。之を中間に置き之をして其情を通ぜしむべし。倘其臣人に非れば則己が私智を用ひ。非を飾て是とし善を貶して不善とし君を欺き下に誑る如し此者豈其情を通ずる者ならんや。然るに特に其情を通ぜざるのみに非ず。反て上をして彌下を疑ひ。下をして益上を怨しむ。故に人の君たる者は。必ず先づ人を知るを以て要とす。

又論じて曰。司馬溫公言る事あり。人君の大德三あり。曰仁曰明曰武なり。仁とは嫗煦姑息（老婆の子を愛し。朝日のしばらく煦なるが如き小惠を云ふ。）の謂に非ず。教化を興し政治を脩め。百姓を養ひ萬物を利するは人君の仁なり。明とは煩苛伺察（事を伺ひ察するにいらひとく吟味強きを云ふ。）の謂に非ず。道義を知り安危を識り。賢愚を分ち是非を辨ふるは人君の明なり。武とは强亢暴戾（强くして人にたかぶり暴くして理に戾るを云ふ。）の謂に非ず。唯道のある所は之を斷じて疑はず。姦の爲に惑されず。佞の爲に私されざるは人君の武なり。故に仁にして明ならざるは。良田有て耕す事を能せざるが如し。明にして武ならざるは。苗の穢るゝを視て。耘る事を能せざるが如し。武にして仁ならざるは。稻を穫る事を知て。種る事を知ざるが如し。三の者兼備れば則ち國治る。一を闕けば則衰へ二を闕ば則危く。三の者一も無れば則ち亡ぶと。善哉溫公の言や。臣も亦溫公の遺意を援て曰。人君の凶德三あり。曰暴曰暗曰弱なり。暴とは惟に妄作狹行（身の行の妄にして暴を云ふ。）のみを謂に非ず。百姓を虐げ剝ぎ罪なきを刑ひ戮し。我驕り樂みを極て民の憂へ苦む事を。顧ざるは人君の暴なり。暗とは惟に戇拙無知（知拙して愚なるを云ふ。）のみを謂に非ず。讒佞の人を信じ忠諫の臣を拒み。國家危に至れども。悟知事なきは人君の暗なり。弱とは惟に柔弱懦恣荒（柔にして懦く勤にうみ怠り荒さむを云。）のみを謂に非ず。政事を決し賞罰を嚴にする事を能せず。姦邪の臣勢を竊み政を專にすれども。之を制し退る事を能くせざるは。人君の弱なり。此三者溫公の所謂仁明武と相反する者なり。故に仁ならざれば則暴なり。明

ならざれば則暗なり。武ならざれば則弱なり。湯武の天下を得給ひ。桀紂が天下を失ふ亦他事なし。人君豈戒愼せざるべけんや。然るに君獨りの德ありといへども。輔相の臣なければ。國家の廣き百姓の多き。盡く其德を施す事を能せず。夫四時の行れ百物の成るは。天地の道にして人力をからざるがごとし。然れども聖人之を贊けざれば。天地の大なる萬物の多き。其偏なき事を能せず。故に易に云く天地の道を財成し。天地の宜きを輔相すと。天地すら如此況や人に於てをや。是を以て古先聖の天下を治め給ふや。皐陶・伯益・伊尹・傅說・周公旦・召公奭の如き。臣有て然して後。其德を四海に施し給ふ。聖人すら如此況や後世人君に於てをや。人君苟も治を爲るの志あらば。必ず先づ其人を擇て輔相の臣を置くべし。輔相の臣其德あれば。たとひ君其德なくとも亦可なり。蓋其美に將け順ひ其惡を匡し救ひ。君を勉しむるに禮義を以てし。君を道くに善道を以てする者は。輔臣の職なり。故に其君過を悔て善に遷る伊尹の太甲に於ける亦見るべし。然るに輔相の臣獨り其德有て。君の左右近習其人に非れば。則朝夕漸く染て邪僻に入て、自ら其惡しき事を知らず。輔臣其德ありといへども。君の心旣に邪僻に染む。豈之をいかんせんや。故に人の君たる者は。必ず先づ人を知らずんば有るべからず。意ふに人の善惡事業に著るゝ者は固より知易し。夫の姦邪の小人の如き。豈昭然として知り易き者ならんや。其人を知るの術如何。孟子曰人に存する者は。眸子（目のひとみなり。）より好はなし。眸子は其惡を掩ふ事を能せず。胸中正ければ眸子瞭なり。胸中正からざれば眸子眊し。其言を聽て其眸子を見ば。人焉廋さんやと。此人を觀の法なり。然るに眸子を見て。人の是非曲直を知る事は。甚だ尙し。孔子曰。其する所を視。其由る所を觀。其安んずる所を察すると。至れる哉此言や。其人を知るの術に於て。復餘蘊なし。然るに其要復心の權度を正ふするに在り。眞西山か曰。視や觀や察や我より出づ。苟

も我心未だ至公にして私なく。至明にして惑はざる事を能せずんば。其人の情僞に於て。焉ぞ能く見る事を得んや。人君を以て之を云へば。一身にして百官に照し臨み。正邪忠佞わが前に雜然たり。豈辨へ易らんや。必ずや其天君（心の事なり。）を清ふする事。鏡の明なるが如く。水の止るが如くにして。以て下に臨み物を燭すの本として。然して後人の由る所安んずる所に於て。之を得るに庶し。此又人君の知るべき所なりと。蓋し人の心の是非曲直を知るや。猶權度の物の輕重·長短を度るが如し。權度正ければ。則物の輕重·長短得て度るべし。權度正からざれば。則其度る所の者差なき事を能せず。故に心正ければ則人の是非·曲直得て知るべし。心正からざれば。則其知る所の者亦必差なくんばあらず。人君苟も先づ其心の權度を正ふして。然して後群臣の行ふ所を察せば。其是非·曲直焉ぞ廋す事を得んや。然るに君は上に位す。如何ぞ盡く群臣の行ふ所を察すべけんや。故に又之を衆人に聽て可なり。然れども悉く人の言ふ所を信せば。則ち必ず弊なくんばあらず。私心なき者は固より直に其是非を云ふべし。私心ある者は必ず然らず。此に問へば善と云ひ。彼に聽けば惡と云ひ紛々の說擾々の言（紛々擾々はまぎらはしきことなり。）遂に決して舉げ用る事を能せず。故に書に曰。試て乃已（ヤム）べしと。夫君は政事の出る所權勢のある所にして。能く群臣を左右する者なり。其群臣を舉試て善なれば。則之を退るに於て何のかたき事かあらん。然るに其人を用るの術止一端ならず。歐陽脩が曰。凡そ士を取る一路を以てせず。夫錢穀を知り刑獄に曉く。民事に熱する者を才能の士と云と云。仁義禮樂を明にし古今の治亂に通じ。文章議論以て疑を決し策を定ため。道を論じ邪を經（ヲサ）むべき者を。有道の臣と云ふ。能く人を用る者は必ず才能の士を以て。中外に布列し。百職に分治し。（近習外様に置きそれぞれの役を任するなり。）各其事を辨せしめ。有道の臣を以て左右に置き。朝夕共に道を論じ政を議り。又其中に就て勝るる者を擇て。授るに國政

を以てす。此人を用るの大略なりと。是故に君其德あれば臣も又其德あり。君其德なければ臣も亦其德なし。此堯舜の其位を丹朱（堯の子）の商均（舜の子）に讓らずして。湯武の其子を伊尹（湯王の臣）周公（武王の弟）に託する所なり。人君豈戒めざるべけんや。

知人錄畢

五集百絕

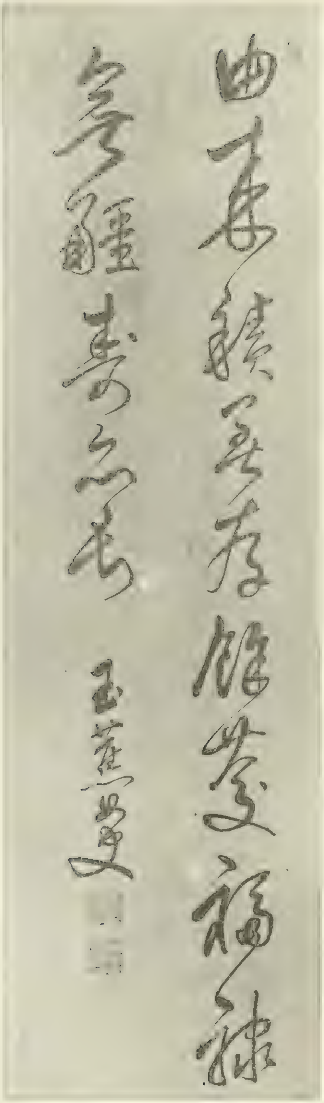

仙臺女學士　高橋瀧子書

仙臺　常盤雄五郎氏藏

解題

玉蕉百絶は。玉蕉女子高橋氏の詩集なり。女子眇々たる一女子を以て。仙臺市店の間に起り。經史を修め又詩賦筆札を善くし。終に江戸に至り。帷を下して徒に授け。鬱然として一家をなし。女先生の名江湖に喧し。當時文鳳・細香・采蘋・紅蘭等。閨閤傑出の才女子あり。玉蕉才學是等の賢媛に比して。過るあるも及ばざるなし。大槻磐翁此集に序して。世人不レ信ニ余言一。試讀ニ是百篇之詩一可也。といへるもの。誠に宜なるかな。其詩固より此に止まらざれども。其刻本此百絶に限れるは遺憾の至といふ可し。

玉蕉名は瀧。字は水龍一字は白華。玉蕉は其號なり。仙臺大町商賈の家に生れ。幼より學を好み。富松樵溪に從て學び。傑出の才女と稱せらる。年三十ならずして優に一家をなせり。夙に父を喪ひ。母に仕て至孝なり。後江戸に出て。帷を神田巖城街に下して徒に授く。其名江湖の間を馳せ。當世名家と相往來す。眞明夫人（齊義朝臣の室）・勁松夫人（齊邦朝臣の室）慶之を延き。經史を講せしむ。恩寵優渥章服の賜あり。時人以て榮となす。勁松夫人の國に就くや。輿に陪して仙臺に歸り。藩宰石田氏の邸に寓せり。其詩簡遠にして至味あり。其書秀潤にして力あり。詩書共に女流に似ず。菊池五山・東條琴臺・生方鼎齋・大槻磐溪等。最も之を稱揚せり。性又游を好み。名區・奇勝を訪ふ毎に。逍遙累日。殆ど歸るを忘るもの丶如し。其名藝苑に高き所以なり。玉蕉風姿端麗光彩座を照す。故に知らざる者。或は歌妓女優の流となす。其毫を揮ふを見るに及て。始て女學士たるを知るといふ。明治元年二月二十日歿す。年六十七。仙臺天神下願行寺に葬る。

玉蕉百絕叙

仙臺城東。巨商連屋屋雕甍宛轉。作游龍勢。自四面圍而成十字街。曰芭蕉巷。實爲府下繁盛之最焉。而高橋氏以一女子獨自奮其內。文藻筆札優成一家。因號曰玉蕉女史云。近日來住江都。下帷教授。其名稍馳江湖之間。吾太夫人聞而延諸後宮。聽其講經。恩寵優渥。遂有章服之賜。嗚呼亦可謂榮矣。屬者女史將刻其百絕句。來謁叙於余。余嘗跋宗阿上人集。極言仙臺府得人之盛。有碩儒焉。有高僧焉。有名畫史焉。皆推之三都而無愧者。今也則又得一閨秀矣。葛因是送鄉友某生序有云。深山大澤不乏英物。可以想見其爲大國矣。豈惟深山大澤哉。康莊通衢之際。亦產此奇女子。益足以鳴其盛耳。世人若不信余言。試讀是百篇之詩可也。

嘉永已酉林鐘月。

磐溪學人大槻崇識。

梅澤敬典書。

玉蕉百絕序

丈夫之蘊德業擅才華。將致身於青雲者。豈能所自爲哉。蓋爲君者度器審量舉措之用。施爲事功發爲文章。職任殊塗勤勞一致。特其地位之高卑推遷運數之遠近脩短。盡係於天之所賦。予非人之所冀望也。雖然夫忠愛端誠法憲遵奉。而後公餘詩筆抒洩性靈。生有令名。歿存遺音。是皆係於各其所自爲奈何焉。僊臺高橋氏女水龍。自幼好學。博通經史。抱班昭之穎異。負道韞之捷敏。夙被父背。獨與母居得其歡心。先是十年。到于江戶。下帷城東。講說授徒。其學主濂洛。不欲小家珍說所容時好。又善詩歌傍妙筆札。其所相期吾黨措大還有所恥。洵有足以爲多者矣。僊臺侯君夫人。聞其名招致之。使講經於簾幃。可謂榮矣。頃其門人就集中鈔七絕百首。刻之家塾。水龍齋來示余曰。妾拙韻語。脂粉之習。因循自然固不足以示大方。從遊子弟欲省

賸寫之煩。所以有此舉也。幸無尤之願賜一言。余肯之僅誦數首歎曰。眞情泄露華艷動人。誠是女史之詩也。世之假道學僞文人。汲々孜々肆章句治講義。將致名於朱門者。豈能所企及哉。嗚呼水龍婉婉淑質。加旃以此使爾可謂韙矣。曩者僊臺貞山公。身在兜鍪世以大藩之高貴。留志唫雅賦詩橫槊中。馬上之什膾炙人口。二百有餘年於今風敎之所漸薰陶之所化。封内往々名士輩出。又有若此之賢媛亦復宜哉。水龍曰。否々妾不敢當。妾唯惡方今弄書畫自號女史者。不欲與之伍。故不揣寡陋。竊擬形管之微旨矣耳。遂綴其語言以爲之序云爾。

嘉永二年己酉閏四月朔旦。琴臺東條耕題。鼎齋生方寬書。

諸家題詞

宮澤雉 字神遊號雲山。武藏秩父人。

池上荷香消暑處。窗前竹韻送涼時。藤床閑坐無塵到。細讀玉蕉新著詩。

田口克 字士禮號江村江戸人。

太平君相尊於帝。長安薪米重白璧。苜蓿朝盤青闌干。冷殺八尺虬髯客。何況纖纖裙釵身。流轉轗欲逐風輪。十年來棲寸金地。能以甘脆奉慈親。形管未書三宮典。漫題新詩向人選。擧世人才宗脂柔。休將硬語破婉轉。君不見刻集詩文謹厚者復爲之。何妨女史麗情藻思咳唾作華飛。

淺田惟常 字識此號栗園信濃人。

未青春風誤嫁期。班昭箴誡約芳姿。才華一片何邊泄。織出奇篇安錦詩。

宗像洋 字三藥號蘆屋筑前人。

淸於菡萏淡於梅。一卷新篇見絕才。形管常和鍼線在。繡鞋會帶海雲來。畫邊蘿月無言悟。雨外煙花得意材。曉昔聽君誦斯語。便知閨閣富詩媒。

橫山卷 字舒公一字懷之。號湖山近江人。

綵紙新裝詩幾卷。風流閨閣孰如卿。若教袁老生同

世。弟子班中第一名。

大沼厚。字子壽。號枕山。江戸人。

倦遊城市寄閒居。筆底文章錦繡舒。今日王門堪授簡。風流一位女相如。

生方寛。字孟叔。號鼎齋外史。上毛人。

一枝彤管百花春。籍々聲名到處新。自古東藩富才子。何圖閨閣出斯人。

諸家寄贈

釋古梁。字棟翁。號南山。又號南屏山人。仙臺人。

遊松島二首附示玉蕉女史。

天下江山汗漫遊。中原勝槩倦周流。仙臺曾謂尋常域。松島初驚七十洲。日暮斷雲藏列岸。風寒亂葉下危邱。班荊瀏覽偏寥豁。指點烟波俯素秋。

松洲勝槩屬閒身。一度登臨一度新。朝暮堪窮天地變。江山幾閲古今人。雲濤萬里應無國。雞犬孤村似避秦。自咲留連勞眺矚。欲移幽跡此爲鄰。

釋弘善。號鶴洲道人。長崎人。

望湖樓寓目。贈示玉蕉玉史。

少年問勝過湖中。萬頃玻璃浸碧空。今日青嵐烟雨暗。白鷗愁殺白頭翁。

題富嶽畫爲高橋氏。

名山遊不得。向背幾時看。欲極芙蓉美。滿天雪色寒。

志村轍。字子璞。號五城老人。仙臺人。

春日閒居示玉蕉女史。

庭縁栽竹狹。籬爲傍梅欹。曾作誅茅計。常無儋石資。楊横春睡枕。案積夜吟詩。吾性甘糟粕。何知世味滋。

菊池桐孫。字無絃。號五山。讃州高松人。

玉蕉女史見惠佳醞。書之以謝。

暑困無端憶一杯。惠然送酒意勤哉。微醺先試北窗睡。忽夢玉人蕉下來。

東條耕。字子藏。號琴臺。信農人。

贈寄玉蕉閨範。

莫將藝圃辨薰蕕。君是當今第一流。吾輩腸中無斗

墨老顔徒擁管城侯。

河野致。字杏菴。號槐蔭。仙臺人。

玉蕉女史見示舊製偶作一首。結句云。愧被人呼女史君。步其韻以贈。

揮筆裁詩兩不羣。爲憐瀟灑耐論文。掃眉才子由來少。宜被人呼女史君。

東東洋。一名大洋。字水羊。號玉蕺山人。仙臺人。

和玉蕉女史被贈高韻。

梅帶輕寒襟未披。鶯同骨肉把杯時。老來人事爲疎嬾。慵向春風酔腐詩。

大槻崇。字士廣。號磐溪。仙臺人。

贈玉蕉女史。

文鳳女中鳳。先鳴在高岡。文彩詎得比。濃州馬細香。采蘋齊季女。志在捧管箴。紅蘭敬君子。梁家一孟光。吾與玉蕉氏。追逐參翺翔。間肆江都市。隔紗坐講堂。闕剛女博士。各自占一場。丈夫有慚色。寄語報諸郎。

志村篤。一名弘強。字中行。號石溪。五城人。

春雨不晴寄示玉蕉女史。

連朝風雨鎖郊遊。愁態啼粧處處留。曉來憑問花安否。雖欲窺園不自由。

長山貫。字一甫。號樗園。江戸人。

贈玉蕉女史。

漢世賢媛曹大家。一篇女誡占才華。請君休笑濡毫客。春蚓秋蛇各自誇。

金井俊融。字士通。號茗水漁者。江戸人。

觀玉蕉女史草書帖書其尾。

明窓堪染翰。淨几可跳丸。筆禿千枝易。墨磨萬錠難。雲生蠶素上。雨濕彩毫端。舒展長無厭。吾徒眞賞觀。

傍島正心。字士實。號柿軒。津輕人。

寄贈玉蕉女史。

雁洛傳經窮本源。當今聲價動公門。管中織出胸中錦。君是仙臺花狀元。

益池旭。字子日。號院山。又號教效齋。江戸人。

贈示玉蕉女史先生

混跡紅塵陌。栖栖翰墨中。六書隨手運。八體到頭工。彤管存箴警。縹緗資博通。班昭堪比德。先認大家風。

田中金。字金治。號泥齋。出羽山形人。

送玉蕉女史遊北越。

輕鞋短策小吟囊。不解嫁裝解客裝。尋水探山身所到。逢人自道女詩狂。

吉田測。字士廉。號靈鳳。信濃人。

次韻玉蕉女史見寄之作。

書樓占得枕江頭。女史如君眞罕儔。相面纔雖過一日。離情已似度三秋。屢投瑤什偏堪喜。聊寄野詞何足酬。不啻婦工誇絶手。講經坐上辨橫流。

加藤升。字子允。號日新齋。奥州人。

贈玉蕉女史。

天造地成松島開。無雙秀美冠東隈。世上風流誰得比。女中又見謫仙才。

矢吹茂。字茂幸。號榴堂。備前人。

贈玉蕉女史。

聞君遊跡遍荒遐。奥水羽山千里霞。借問十年都下夢。幾回翻月到金華。

瀬田德。字栗洲。號四山。阿波川田人。

遙寄玉蕉女史。

深羨聲名流四方。泥還伉儷不尋常。詩鋒筆力誰相敵。植旗東都詞戰場。

松本邦。字二郎。號竹山。下野人。

贈玉蕉女學士。

仙臺產尤物。詞筆獨離群。立幟文場客。如何能勝君。

荻野貫。字子恕。號容堂。又號春亭。京師人。

讀玉蕉君百絶因以贈之。

明月懸天雁聲遠。燈花落盡砌蛩鳴。此時有領君幽韻。一段秋思不耐清。

佐藤養。字君正。號桂陰。江戸人。

寄示玉蕉女史。

詩魔一自入吟腸。月夕花晨醉幾場。今春初老將過了。不識與君誰是兄。

龜田長梓。字木王。號綾瀬漁夫。江戸人。

讀玉蕉女史詩稿賦贈。

彤管夙追林下風。幾年吟杖遍西東。麗情自有江山助。特使雲囊字字工。

玉蕉百絕

仙臺　高橋氏瀧水龍著

二月十八日。應教侍西臺。賜雨中紅梅題。席間恭賦奉之。

輕紅帶雨逞嬌姿。濃露斑斑綴嫩枝。恰似佳人梳浴罷。明珠千顆壓釵垂。

早春雨中。

無酒無花空度時。春寒料峭粟生肌。新泥細雨情慵出。獨向窓前覆昨碁。

春雨二首。

細雨如烟欲曙天。黃紬衾暖護春眠。桃紅李白開應遍。斷續香風到枕邊。

芳草池塘夢未成。暖回被底覺春生。喜聞窓外催花雨。時趁輕風微有聲。

恭賀舅君古稀之榮誕。舅名攻辯。住于奥州養。瀧之配其人。適遊寓于江戸。故未得拜舅姑于堂。

山際卜居高尙人。今年恰値七旬春。蕪詩獻壽欽袵處。自擬堂前共拜親。

訪梅

江村烟暖午晴開。步屧忽忽去訪梅。多謝東風好爲使。遞香得得逐人來。

春聲君。

飄颻幾處屬兒童。綬送春聲任細風。直到黃昏烟已暗。依然猶自在遙空。

白髭祠。

白髭祠畔趁芳辰。羅襪靑裙興亦新。櫻雪桃霞好風景。詩篇裝就十分春。

寄鶴洲禪師于京師。予時在仙臺。

睽離已過一年餘。客舍帝城今奈如。松島烟波應入夢。猶能來往舊精廬。

贈芹塘逸人。

聞君墨水試春遊。嫩日輕風興合幽。借問村莊籬落底。梅花開到十分不。

早春出遊。

步屧遲遲日易斜。偶然來訪野人家。東風料峭春猶淺。未著梅梢一點花。

元旦。

舊曆委塵新曆開。椒花先泛酒三盃。東風早報春消息。一樹梅香透戶來。

夢鶴洲禪師。師時在豫州。

夢裏分明謁遠公。談玄竹院坐薰風。慇懃欲問南州事。忽地醒來夜榻空。

梅兒墳。

草沒荒墳徑路斜。偶然弔古獨咨嗟。夕陽影裏鐘聲響。陣陣東風碎落花。

新雁

幾群新雁落江流。渺渺水雲蘆荻秋。何事故園無一信。聲々空送客心愁。

梅影。

碧紗窓外夢醒時。印出橫斜一兩枝。寒月冷風情不盡。

幽香依約美人姿。

早秋與客泛舟墨田川打魚薄暮還家。

活潑魚鰕滿艇喧。歸家秉燭已黃昏。忽忽研膾重開宴。猶是香醪半在樽。

秋日郊行。

風透衣襟竟體輕。斜陽影盡片時程。野塘蟲語淸堪聽。秋草深邊行又行。

雨後待月

雨罷梧陰凉氣溶。高樓凭檻望前峯。更深不厭杯盤冷。何處雲端影正濃。

和琴臺先生見寄贈芳韻

才拙豈分薰與蕕。羨君文筆異凡流。城東占屋甘幽寂。枉駕遠來千戶侯。

薔薇。

數枝花發傍池頭。恰是詩家句足酬。抹盡臙脂春滿架。只嫌綠刺把衣鉤。

和韻答琴臺先生。

聞道村莊春已宜。遊人探勝步遲遲。病身却是無心出。欲乞梅花香一枝。

高閣夜坐。

高閣崚嶒山月開。倒懸淸影落江隈。欲呼漁艇分幽韻。好就金波洗玉杯。

綠陰移榻得幽字。

新綠重々擁小流。斜陽移榻邀吟儔。詩成幽趣無人攬。一片閒雲落案頭。

賀中島君八十壽。

老後風流健益加。今春八十好年華。壽筵頻酌瓊觴酒。似服仙山五色霞。

柳絲。

和烟和雨立江頭。低拂堤塵高映樓。裊娜舞腰何所似。佳人餘得舊風流。

紅梅。

暖入嬌容一段奇。珊瑚玉綴幾枝々。品題不用勞饒舌。喚做佳人醉後姿。

瓶梅呈別春居佐藤君

瓶插梅花紛白匀。何曾一點涴風塵。牀頭相對眞清友。薰殺尋詩倚几人。

春日病中。

經旬蓬鬢廢梳粧。孤榻悶眠晝更長。水寺村莊春定麗。想他吟伴閙花忙。

柳絲。

漏曳春光放幾枝。輕烟漠々望相宜。東風倩得鶯梭去。萬絮千絲織出奇。

柳得東字。

數株楊柳水西東。不敢移根向楚宮。只恐細腰多取妬。軟紅塵裏舞春風。

春曉。

隣鷄報曉兩三聲。窗外冥々天未明。殘夢不知何處去。梅花香裏伴啼鶯。

春江送客。

月落潮平江上樓。春燈剪盡語離愁。幾株垂柳還堪恨。千縷萬絲不繫舟。

櫻。

第一扶桑擅麗華。陽和三月艷逾加。東風縱染千紅紫。爭得嬌嬈勝此花。

春曉。

夜來暄入小園中。幾樹梅花綻曉風。貪睡家童呼不起。三竿旭日上簾櫳。

海棠。

雨餘庭院試嬌粧。露濕濃紅曉益香。恰似眞妃新浴後。華清宮裏待君王。

別意。

津頭楊柳惹輕風。一片春帆淡靄中。無限離愁爭寫得。夕陽雁外水連空。

春興得春字。

千山暖遍麗容匀。李白桃紅相映新。誰得一揮佳絕筆。濶箋寫此十分春。

春日吟。

倒尊日々費吟哦。戀賞鶯花興更多。應被世人嗤咲
殺。酒顛詩癖奈渠何。

春夜。

月上梅花特地奇。鞦韆絃管兩相宜。千金論價嫌卑
俗。惟喜春宵幾首詩。

舟行看花。

詩渡買舟輿坐加。一篙新水碧於紗。三圍祠畔春尤
好。櫻雪桃霞滿岸花。

春眠不覺曉。

樹色暝濛烟未披。枕頭香爐月西欹。春閨一睡濃如
酒。千囀鶯呼總不知。

青梅途中。

如絲村路一條通。千樹糢糊烟靄中。數尺夕陽紅未
歛。好山圍繞翠屛風。

村居。

未肯爲農混笠簑。數弓買地也無多。閒來猶擬田園
興。且就籬邊種蕨茄。

客中三日。時僑居兩國米澤街。

水滿清江花滿堤。比隣無處不絃歌。一觴一詠饒
幽致。未必風流讓永和。

松島。

絶奇造化思紛々。位置如棋島嶼分。最是風光難畫
處。落霞紅抹萬松帬。

惜春。

躑躅花開桃李休。傷春孤寂坐樓頭。無情門外潺湲
水。不把韶光暫挽留。

暮春。

昨夜風雨曉初晴。門外泥深豈易行。黃鳥最傷春色
盡。殘花枝上不停鳴。

初夏村居。

桑柘青々麥已黃。去來巢燕哺雛忙。山村籬落無人
過。過了蠶時日正長。

藤花。

藤花池畔弄嬌柔。橫架濃茸影並浮。誰把紫霞天上

色。染成南郡舊風流。

芍藥。

一種紅粧殿晚春。冶容窈窕最天眞。風前微笑多情在。更送清香薰殺人。

山齋牡丹。

占斷山間風月奇。嬌粧獨迸絕塵姿。只憐國色無人問。老盡春光欲嫁誰。

梅雨得青韻。

黃梅時節雨冥冥。碧蘚鋪遍一池萍。鬧々鳴蛙督人怠。讀書倦處苦呼醒。

夏日偶成。

午睡醒來白晝長。小園避暑倚吟床。薰風滿地青槐影。分與清陰十畝涼。

夜涼。

簾鉤月影近三更。閒坐胸襟特地清。萬斛荷風涼似水。葛衣只覺不堪輕。

夏夜卽事得螢字。

晚來過雨暑威醒。出戶閒行杖暫停。三兩追涼兒女輩。競先羅扇撲流螢。

夏日喜雨。

亢旱經旬禾欲黃。天公有賜洗驕陽。隣翁來說眞珠玉。判得田家今歲穰。

螢。

雨餘莎草露華清。數點飛螢暗又明。半有半無看忽失。幽篁叢裡去來輕。

螢火得六魚。

螢照池邊日晚初。飛來千點乍稀疎。渠儂應喜吾徒懶。免入紗囊照讀書。

紙帳。

四邊壁立障霜風。燈火明時氣自融。一枕夢醒天未曙。只疑身在白雲中。

記夢。

雲梯攀上廣寒宮。一曲霓裳聽未終。忽地夢醒無覓處。桂花露滴滿簾風。

伊香保客舍作。

斜照影中凭檻時。亂山凝紫晩尤奇。雙眸徒被風光惱。三日樓頭未有詩。

新秋。

梧桐涼動暑炎收。團扇今年又怨秋。捲簾黄昏人寂寞。一痕眉月上牆頭。

初秋即事。

坐愛新涼透葛衣。未知秋色入柴扉。且停針線鉤簾坐。間見風梧一葉飛。

初秋郊行。

城裡炎蒸未免苛。近郊曳杖且經過。無端天外秋風起。十里長江皺碧波。

秋夜。

月影欹斜更漏移。挑燈閒坐讀唐詩。吟蛩四壁秋寥寂。正是幽人未睡時。

秋夜怨。

一痕斜月下西廂。孤坐燈前夜更長。多少情思無寄處。線針閑刺兩鴛鴦。

牽牛花。

滿叢風露簇瓊葩。翠蔓繞籬横又斜。幾曉賞來情不淺。爲憐秋色占清華。

讀史。

兒童習慣古今同。磔鼠先知猾已窮。獨怪爺爺失庭誨。釀成他日舞文工。

秋晨。

隣比貪眠閴不譁。閒人蚤起趁啼鴉。門前已有行擔客。來賣牽牛數種花。

秋曉書所見。

喔々隣鷄曉色殘。半輪落月挂林端。不知江上誰家客。一棹扁舟風露寒。

七月十日夜望月。

褰簾獨占滿樓風。忽見片輪升碧空。何待清光三五色。幽情還在未圓中。

中秋。

浮雲捲盡月團々。客裏秋光特地寒。兄弟故園同此賞。不知何處倚闌干。

雁。

數行秋影度天涯。忽地風吹整又斜。不識江湖何處宿。月明露冷荻蘆花。

夏夕偶吟。

浴罷黃昏忘暑威。扇兒離手不須揮。微風乍觸芭蕉葉。涼露翻來透葛衣。

觀楓。

淡紅濃紫幾斑々。靑女裁成錦繡山。斜照發揮奇絕景。賺來吟屐傍溪灣。

木落見他山。

風霜日夜葉如刪。千里寒林指顧間。棲鳥穿雲夕陽外。一稜瘦碧萬尋山。

書懷。

多情風月易牽愁。況是他鄉逢著秋。孤枕欲眠終不得。十年往事到心頭。

雪曉。

響若飛蟲歇復鳴。不知曉雪壓柴荊。木棉衾底瞢騰夢。驚破窗前折竹聲。

雪日。

滿天飛雪亂如麻。白盡城中十萬家。最是吟情奇絕處。小園無樹不瑤花。

夜坐。

夜坐繙書傍素帷。更深窗外月光移。槎牙樹影看如畫。心賞從來人不知。

夜況。

狗吠寥々遙夜淸。市街人定月三更。悶愁不睡燈將滅。鬪鼠蹴絃忽有聲。

送雲山翁西遊。

千樹花飛綠葉新。詩囊吟硯屬何人。嵐山縱是風光好。莫負明年墨水春。

賀生方太翁八十壽。

米壽如君世上稀。賀筵開處玉觴飛。兒孫能有聿脩

德。春暖花前進錦衣。

賀五山先生八秩。

天賜退齡兼賜才。江湖風月付清裁。柔毫詩筆無由贊。聊獻高筵酒一杯。

春思得寒字。

小樓眠覺獨凭欄。蝴蝶倦飛還作團。欲把雲和寫春恨。一簾風起落花寒。

羇旅鹿。和歌題。

月落西峯夜色幽。孤身漂泊異鄉秋。枕邊怕聽呦々鹿。渠正鳴時吾正愁。

歲暮示藤田詞兄。

數行殘曆使人驚。風物怱々促世情。穉女不知窮底事。只言何日是新正。

巖鷲山。在南部。土人呼做奥富士山。

奥中第一壓提封。卓立眞堪並富峰。絕巓應有群仙住。無端望斷幾千重。

茶意贈住友君。

午眠醒後出房櫳。石鼎烹茶活火紅。蟹眼生來魚眼過。玉川幽趣起清風。

琢句。

琢句多年未覺新。才名欽慕謝夫人。雪花曾把楊花比。千古風猷自絕倫。

貓。

狸奴終日飽腥羶。貪坐重茵領得眠。深院風微春晝暖。起來亭午牡丹前。

某生宅小集。題畫竹。

靈心直節綠猗々。瀟洒寫來淇澳姿。此夕此君留客醉。半窗紗外月升時。

墨梅。

寫出藐姑仙子眞。氷肌玉骨自無塵。墨華不借東風力。暗麝留香別作春。

圍碁得休字。

寒夜客來碁作讐。書燈一點照枰楸。兩人相對默無語。不決輸嬴何肯休。

客中元日。

客裡迎春坐草堂。小瓶先放早梅香。新年況味無人共。獨對阿孃語故郷。

爲某生題庭前柳。

軟絲無力細腰妍。淡々輕風籠翠烟。新綠擁枝成阮眼。一簾春色照瓊筵。

呈罇酒五山先生。先生以詩見謝。謹次其瓊韻。

欲拜麗眉薦一杯。絆人俗累意悠哉。佳篇忽辱瓊瑤報。洗却胸中萬斛埃。

端午兩國泛舟。分韻得遊字。

偶逢重五作閑遊。一棹輕舟下二州。想得楚江人弔屈。喧々竹鼓沸中流。

仙人圖。

雲髮烟鬟顏最鮮。六銖衣薄氣飄然。人間試問神仙趣。靈首三伸不語年。

玉蕉百絕　終

我奧之爲州僻在東隅。圍以海嶽之阻。雄偉秀麗天下罕匹云。余幼奉先君子之訓。銳意從事於斯文。性又好山水。草鞋千里探討勝地。足跡殆遍奧中。每逢流峙之奇絕。輙撫景徜徉累日。戀賞而詩之文之。恨柔荑之筆。以不足發揮山水之幽秘而止耳。山靈而有知。其謂吾何。雖然遊方無際。交友日加。講藝討論。日聞所不聞頗覺有進。盖一旦托身於人來江都。中饋之餘暇又從諸老先生而遊于墨陀之水飛鳥之山。歩于月哦于烟。棹于花游于雪。率無虛日。東奧之鄙人。以孱弱陋質得叨馳虛名於都下。抑亦榮矣。今也事故牽纏。翰墨之事殆到荒廢。追懷昔遊神魂爲之飛越。頃日刻近業百絕。貽之同遊諸君。聊以致眷々之意。庶幾先君子之靈。亦可少慰邪。因叙其梨附之卷末云。

嘉永己酉秋瓜月。仙臺玉蕉女史高橋瀧識于江都巖城街寓居。

會津堂谷記

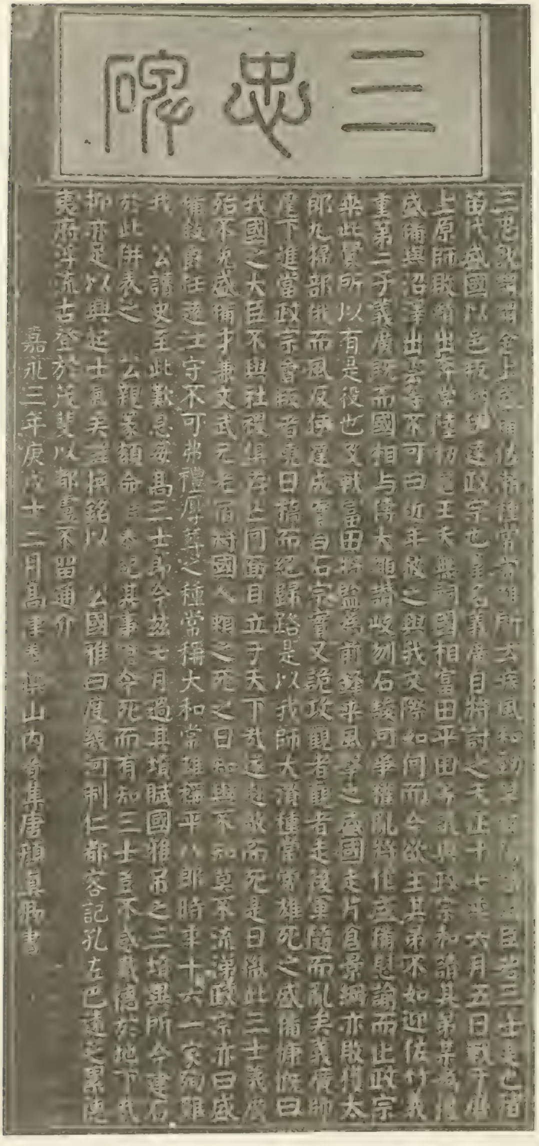

摺上川古戰場 三忠碑圖

仙臺 飯川濟氏藏

解題

會津葦名記上下二卷は。何人の記述したるものなるや。明かならざれども。卷末に記して。寶永七庚寅二月中旬寫之とあれば。今茲大正十二年までは。二百十三年なれば可なり久しき以前の寫本にして。其内容も少しも虚飾の體なく。其事實を赤裸々に書き出したるは。信據すべき好史料たるの。價値を失はざるものとす。殊に葦名氏の亡びたるは。葦名盛隆臣下の爲め弑せられ。幼主龜王國に當る平時と雖も危し。況や戰時をや。不幸龜王夭し義廣を佐竹氏に迎ひ。葦名氏を嗣がしめしに。其附隨の臣大縄讃岐・淵石（一本列石）駿河・平井薩摩等。會津舊勳諸老と軋轢して。其權を爭ひたるにあることを述べたり。痛快の極といふべし。會津の內訌既に斯くの如し。外敵豈之に乘せざらんや。伊達氏の兵を被り。摺上原の一戰只一日にして亡びたるは。已むを得ざることなり。本書を一讀せられなば思ひ半に過ぐるものあらん。

因みに曰く。嘉永中。會津藩主松平容保朝臣。摺上原を過ぎ。葦名氏の臣。金上盛備・佐瀨種常・佐瀨常雄等が。忠戰國に殉するを愍み。國風を賦して之を弔ひ。且碑を建て之を標し。儒臣高津泰をして。其文を譔せしめ。自ら題し三忠碑といふ。其文に云く

三忠孰謂。謂金上盛備佐瀨種常常雄。所云疾風知勁草板蕩識誠臣。若三士是也。猪苗代盛國以邑叛納伊達政宗也。葦名義廣自將討之。天正十七年六月五日。戰于摺上原師敗績。出奔常陸。初龜王夭無嗣。國相富田平田等。議與伊達政宗和。請其弟某爲（ト）後。盛備與沼澤出雲等不可。曰近年彼之與我交際如何。而今欲主某弟。不如迎佐竹義重第二子義廣。既而國相與傅大縄讃岐列石駿河爭權亂將作盛備懇諭而止。政宗乘此釁所

以有此役也。及戰富田將監爲前鋒。乘風擊之。盛國走片倉景綱亦敗。獲太郎丸掃部。俄而風反。伊達成實白石宗實。又詭攻觀者。觀者走後軍隨而亂矣。義廣帥麾下進當政宗。會叛者燒日橋而絕歸路。是以我師大潰。種常常雄死之。盛備慷慨曰。我國之士臣。不與社稷俱存亡何面目立于天下哉。遂赴敵而死。此日微此三士義廣殆不可免。盛備才兼文武。元老宿將國人類之知與不知莫不流涕。政宗亦曰。盛備敍爵任遠江守。不可弗禮厚葬之。種常稱大和。常雄稱平八郎時年十六。一家殉難。我公讀史至此嘆息。每高三士節。今玆七月過其墳。賦國風弔之。三墳異所。今建石於此併表之。公親篆額。命臣泰紀其事。噫令死而有知。三士豈不感戴德於地下哉。抑亦足以興士氣矣。謹換銘以公國雅曰。度幾河側仁都容記孔左巴遠芝累德夷府浮古登於茂非以都盧不留通介。嘉永三年庚戌十二月高津泰撰

會津葦名記上

目次

葦名家滅亡濫觴の事
盛隆生害の事
米澤政宗檜原越より會津へ働きの事
關柴合戰の事
穴澤善右衛門勇名の事
佐竹義廣養子の事

會津葦名記下

目次

高田間合戰の事 附 高田間荒井討死
摺上原合戰の事
金上遠江守討死の事
附 新國河原田武勇の事

會津葦名上記

葦名家滅亡濫觴の事

一會津の守護葦名修理太夫盛氏は。桓武天皇末葉三浦大助七男。佐原十郎左衞門尉義連より十六代のすゑなり。然るに盛氏天正七年に。向羽黒に城を築き此所へ隱居し給ひ。入道して法名を竹岩と號す。御子息盛興は家督を繼ぎ給ひける所に。御病氣にて同年七月二十三日。御年二十九歲にて逝去し給ふ。因レ茲竹岩公小田山の城へ歸り給ひ。二たび會津の政道を執り行ひ給ふなり。同八年六月十七日。竹岩六十歲にて逝去し給ふなり。法名瑞雲院殿宗關大庵主と號するなり。

一盛興の簾中は。伊達政宗の伯母なり。輝宗の御爲には御妹なり。時に盛興に御息女おはしまし候へども。御幼稚にてましませば。名跡の段も不レ叶。依レ之須賀川二階堂盛吉の嫡男盛隆は。葦名御一家にてましませば。是を會津へ呼越し奉り。盛興の簾中と[illegible]せ參らせて。會津の家督をつがせ申す。天正九年三月十九日。盛隆羽黒へ御成の節。笈川の住人松本太郎十六歲にて。謀反を企て森代の地頭。栗村下野守といふ者と男色の知音なりければ。此人を語らひ兩勢八百餘騎にて。小田山の城を乘取りけり。盛隆羽黒にて此由を聞めし。大におどろかせ給て。いそぎ小田山の城を責取る可しとて。佐瀨河內守平田兩人に。稻河の庄耶麻の勢とも。折節御番に相詰けるを二千餘騎遣し。松本を責め給ふ。松本・栗村一日戰ひ暮し兩人共に討死す。其夜盛隆小田山に歸城し給ふ。抑此松本太郎が逆心を企る事は。盛隆に恨有レ之故なり。子細は會津葦名代々四天王の宿老。平田・松本・佐瀨・富田四人の衆奉行として。會津の仕置を代々執行す。時に松本太郎が親松本源兵衞。太郎三歲の年に病死す。然に盛氏公より親の家督無二相違一賜はり。七歲の年盛氏へ御目見をとげ。四天王宿老の中に任せらる。然に盛氏御逝去の後盛

隆代を取給ひて。仰には松本若輩ものを。宿老の中には心得がたしとて。奉行の中を外れ其上松本が上屋敷三之丸に有しを取上。米代の西の方にて。少の所を上屋敷に被下。松本が本屋敷をば。沼澤出雲に給りける。依之盛隆を松本恨るといへども。身不肖成故に本意をとげず。討死しける也。松本が一類盛隆に恨のなきものは無之。

盛隆生害の事

一天正十年夏の頃。盛隆に若君誕生有龜王殿と申す。同十一年六月二十二日。大庭三左衛門と云ふ者。不慮に恨る事有て盛隆を討奉り。其身も即時に討れぬ。抑此大庭三左衛門と云者は。須賀川諏訪大明神の神主。大場の何某が子也。然に相馬合戰の時。此三左衛門十三の年。盛隆の御前にて一日の內に。三度迄敵に懸合せしを御覽じて。武勇の者として御側近く被召仕けり。器量人に超。美男の譽有しが。盛隆御寵愛被成ける。去に依て諸人三左衛門を崇敬する事無限。其後三左衛門十九歲にて元服し。盛隆の御腰物番に被成けり。尤御近習とは申ながら。盛隆もいぜんにかはり寵愛も薄く成り。殊に三左衛門奢り第一の者なれば。家中皆々にくみける。去るに依て三左衛門思ひけるは。傍輩にもうとみ果られしは。只主君の故也。兎角盛隆を討奉り本意遂べしと思ひ。盛隆を殺し奉り其身も終に討れけり。

米澤政宗檜原越より會津へ働の事

一伊達政宗葦名家へ遺恨の事有て。檜原を政宗より責給へども。穴澤善右工門尉ツナキ峠に物見を指置。政宗よせ給へば見下しに鐵砲を打せ。用心きびしく仕候故に。左右なく政宗檜原を攻とる事不叶。然處に穴澤一黨の內。大近藤武藏と言もの。葦名へ謀反に依て。穴澤一黨の者共を風呂の內にて燒殺し。穴澤善右衛門同親右工門尉斗大鹽へ引取。三瓶大藏を賴み是と一所に有て。右の條條を黑川へ注進申ければ。執權衆より羽黑川其口かたく可被守上意の由申遣し。則

三瓶大藏穴澤父子大鹽に勢を揃て堅守けり。黑川より猪苗代盛國へも使者を立られ。頃日政宗檜原へよせ來る由。檜原より注進有。其口堅固に可被守との上意にて。早速猪苗代勢を城へ集め置。ならびに檜原口をも堅守けり。かくて伊達政宗は檜原を責取て移り給ひ。向城を築き住宅せしめ給ふ。

一關柴備中守は。松本太郎が一類の者也。葦名家へは恨み深し。去に依て己の居城へ政宗を引入。會津を攻亡さんと思ひ。天正十二年四月の頃より。檜原へ內通し五月初方に。備中守檜原へ參り。政宗へ對而致し軍評定事畢て關柴は歸けり。松本太郎が伯父松本源兵衞は四天王の宿老の內に成し置れ候ひしが。源兵衞方へ關柴より使者を以て。謀反の由言遣し政宗を引入可申の旨內談しければ。源兵衞返答には。縱ば君君たらずと云共。臣臣たるこそ誠の忠臣とは可申也。某にをゐては。此度政宗へ與する事は。不思寄事と云つかはしければ。備前守是を聞せんなき事とおもひ。此上は片時も早く政宗を引入奉んとて。檜原へ早々使者を以て申遣ければ。政宗聞召急會津を可責給との御返答有。則今月十日の夜老中に勢を相添。貴殿の館迄可遣候間。左樣に相心得用意可被致旨返答有。備中守と相圖を定て。其刻限を待れけり。去程に天正十二年五月十日の夜。伊達政宗檜原を打立給。三人の老中を初め其勢三千餘騎にて。入田付の山を越會津にをもむき給ふ。檜原の御留守居には。大森四郎左衞門尉國直に。二千餘騎の勢を相添殘し置給ふ。去程に政宗は近習の侍五百餘騎入田付に指置。其身も其所に居給ひ。三人の老中に二千殘りの勢を指副。關柴の城へぞ遣し給ふ。關柴備中守は。手の者共百人餘り引具して。其夜の戌の刻斗に近所の村々二十四五ヶ所に。火をかけて地燒をし謀反の色をあらはしける。去るに依て會津四天の內平田が執權源太安廣。鏡の城に有しが。關柴が謀反の由早馬を以て。黑川へ言上す。黑川には四天の宿老。小田山の城へ登城して軍

評定也。其夜の子の刻斗に黒川を立午の刻時分に濱崎に着て。爰に陣を取ける。會津の執權金上遠江守盛春は。居住津川へ行給ひ折節留守也。其外の諸大名己が居城に居給ひけるは。纔黒川御番に有合勢斗濱崎へ參けり。四天の宿老の內富田申けるは。此川をこし合戰仕らん哉。又川を前に當て戰んに勝利有べきか。如何有んと被申ければ。松本源兵衛聞兎角片時も早く橋を渡りて。關柴が城へ一さんに押寄攻落さんにはしかず。とかく時刻移し候ては。耶麻郡の侍皆備中守に與し候はん。事難義たるべし。はや打立んと云。平田兵部少輔被申けるは。松本殿の被申分一理は有之と存候らへ共。龜王殿は御若年也。御後室は女性の事にてましませば。小田山の城無覺束若はしを渡り候ては。萬一うら切の者有て橋を引候はゞ。籠の內の鳥のごとく何國へ引さらんにも不及。我々討死せん事眼前たるべし。所詮四人の內一人は。小田山の城に歸り堅固に相守り。安積・長沼・猪苗代衆へ相ふれ。重て關柴討手後詰を被仰付。尤たるべし。一人は濱崎に殘り稻川の勢をまねき。濱崎を關に定相支。殘る二人は橋を渡り。關柴が城へ二手に成押寄候はゞ。味方を全して敵を亡さん事くびすを廻すべからず。此義はいかんか候はんと被申。其時佐瀨河內守被申けるは。各宣段一ツとして理なきにあらず。乍去關柴備中守謀反候共何程の事か候はん哉。諸大將へ相觸申迄も候まじ。其內備中守よもこらへ候まじ。一時に關柴の城をせめ落さんに何の子細候はん哉。兎角評定長僉議の內に。時刻移り敵に手立の出來らん。はや打立候はんとぞいさみける。平田・富田押留む。貴殿宣通り備中守かぶんにて何程の事候はん。然といへ共伊達政宗の老中。關柴の城へ楯籠ると聞へければ。短慮にては叶ひ候まじ。暫御待候へと申ける。爰に佐瀨河內守兄に中野目式部大輔と申者有。進出て申は某は軍の法を破り候にては候へ共。御暇給て慶德へ參度候。其子細は慶德善五郎とは。年來無二の入魂にて候へば。敵の

中に慶德壹人指置候へば無心元候。我等馳參じて善五郎に力を合へし。若又善五郎敵に成り候はゞ、他人の手にかけず善五郎と指違申べし。舊軍評定して能樣に被成候べしとて。騎馬三十足輕二百人を引具し。橋を渡りまだしのゝめ明やらぬ頃に。慶德に着善五郎が門外にて馬より下り立て見れば。いまだ善五郎館には門をも不明。中野目式部大輔是迄來るなりと。番の者に申遣しければ。善五郎立出對面し扨々關柴が謀反の事驚入て候。兎角備中守が城へ時を不移押かけ申さんとて。式部大輔と一處其勢五百餘にて慶德を立て。下柴川原に着爰に陣を取ける。濱崎にて佐瀨河内守申けるは。兄にて候式部大輔早はしを渡り候へば。某も罷向はんとて。其勢三百餘騎にて下柴河原へ馳着。中野目慶德の勢に加りける。三人の宿老此由見て今は詮議すべき樣なし。兎角橋を渡せとて惣勢二千餘騎。十一日の辰刻に先漆村へ着て。爰に陣を取けり。去程に關柴の城には會津勢悉く押寄る由聞えしかば。先漆村への先陣は。伊達成實を大將として二千餘騎にて向ひける。先手は關柴備中守なり。片倉小十郎・原田左馬助兩人二千餘騎にて。下柴河原へぞ向ひけり。去程に兩陣漆村・下柴河原兩所にて。辰の刻の終より申の刻の始迄。追つ返しつさん〴〵に戰ひける。爰に金上遠江守盛春は。津川に有しが十日の夜同所を立。本城金上へ立寄りける。道にて關柴が謀反を企るよし。黑川より注進の者に行合委細に聞屆。夫より取物も取あへず。五百餘騎を率して其日の申の刻斗に。下柴川原に着陣して四天の宿老へ使者を以て被申けるは。某事聞うちに只今爰元へ馳着候。夫に付其方へ可申存候へ共。多勢之由承候。此方は味方小勢にて候へば。此方へ加勢仕候はん。今日もはや及暮候間軍は定て明日ならん。然ば會津勢皆々馳參べし。隨分合戰有事肝要に御座候と申遣し。扨慶德善五郎・中野目式部大輔・佐瀨河内守三人の衆に向て。扨々敵は大勢なり。味方無勢を以て如此こたへ給事。名譽

の手柄也。後日の證據には此金上立申さん。先かたがたは暫く御休候へ。某あら手なれば一軍仕らんと被申ければ。慶德善五郎仰の段忝なく存候。今少御待被成候へ御覽ぜられ候前にて。某一軍致し御目にかけ候はんと申もあへず。手勢百五十騎計にて。原田左馬助が五百餘騎にて控へたる。籏本へ一文字にかけ入後口迄。さつと馳散じて通りければ。原田左馬助鶴翼に開き。引つゝみ慶德を討んとす。去共善五郎物馴たる者にて。魚鱗につらなりて透間なく。餘の羽武者には目なかけそ。大將原田と組めや〳〵と大音聲に呼て。十文字に馳めぐりければ。原田こらへず三町斗引たりける。慶德猶も勝に乘て是を追ふ。片倉小十郎横鎗を入慶德に打てかゝる。佐瀨河內守・中野目式部太輔・金上遠江守一手に成て。片倉が勢の眞中へをめいて懸れば。片倉が勢も敗軍して原田と一所に成て。中田付をさして引ける。伊達成實は此由を聞めし敵に後をまかれなば事難義たるべしとて。是も中田付をさして行退たまふ。漆の會津勢勝に乘て下柴川原の勢と一所に成。暫人馬の息を休め中田付をさして責寄けり。去程に伊達政宗田付にて。味方利を失ひ中田付へ引由聞めし。輔弼の輩をうたせては悔とも益有べからず。いつの時をか期べき。我も中田付に向て死を共にせんとて。五百餘騎にて中田付へ來り給ひ。三人の老中と一所に成。龍泉寺林にぞ籠り給ふ。會津勢透間なく中田付へ押寄。政宗の陣へ討てかかれば伊達勢も命を不惜爰を最期と思ひ切。五六度迄かけ合しが共。爰にても不叶して入田付へ引給ふ。會津勢猶も入田付迄追んとしけれども。政宗の勢爰にもたまりえず。檜原へぞ引取給ふ。かゝりける處に此度の謀反人關柴備中守何とかしたりけん。漆よりも引をくれ家來四五人にて。下柴川原にひかへて居たりしが。如何はすべきとあきれ果たる處へ。高柳の領主戶田四郎兵衞心替りして。備中守が居たる所へ來て申けるは。我いかにもして一方を打破。政宗公へ降參

致由申ければ。備中守大に悦びさらば我等も切拔て參んとて。下柴川原を立んとす。于時關柴高柳の兩敗軍の勢を集て見れば。人數百人斗りになり。備中守是にては一方を打破り。政宗公に參んには何んの子細も候はじとて。はや下柴川原を立ける所に。沼澤出雲中野目式部大輔兩將は。終日の軍にさせる高名もなし。扨も本意なき事なりとて。打つれ語ながら下柴川原へ來り給ひ。若味方の內に手負て退兼る者あらば。助よや者共と。其日の戰場を馳めぐる所に。日沒にて物の色も見へ分ぬ頃。百人斗の勢屯したり。敵か味方かと見れば。逆心の棟梁備中守なり。沼澤・中野目是を見て偖も關柴は何として。引をくれけるやらん。願處の幸とて。兩勢三十五騎くつばみを揃て。關柴に打てかゝる。備中守が手勢ども皆散々に散走す。むざん哉關柴・高柳兩人六七騎に成て。爰を最期と思定て懸て引ひきてはかけ。四五度迄もみ合しが。今朝より數ヶ度の戰に精力盡はて。備中守をば沼澤出雲討取。高柳は落行んとせしを中野目式部が手にて討取けり。去程に金上遠江守は。會津勢をしたがへて。其夜は濱崎へ歸給ひ。今日の武功を一々に御詮議ありて。其後入田付へは太郎丸掃部に。三百餘騎を相添て。檜原の押へに指置。金上を初め四天の宿老は。黑川に歸陣也。其夜太郎丸掃部はかね〴〵恨る事有之に依て。入田付を捨て檜原へ降參す。其夜關柴が親宮內少輔と申。九十一歲に成候行步も不叶して。關柴の城に有しが。會津勢より關柴が城へ火をかけ燒立ければ。無是非宮內少輔よろぼひ出しを。雜人共生捕にして黑川へ指上る。金上遠江守是を聞て謀反人の親なれば。武士共の見せしめの爲とて。同十二日天寧寺川原にて串さしにし給ひける。誠に備中守主君へ不忠をなし。剩九十餘に成親迄如此罪に行せける。報の程こそ恐ろしけれど。にくまぬ人はなかりける。同所仙道多田の城主多田十郎が妻子も。同所に串指にせらるゝ時に女房辭世に。

淺ましや我はたゝのに捨られてねみたれかみの串のつらさよ

と讀けるとなん。多田のも知行壹萬石程取たる由。扨又かさねて評定有て。入田付へは中野目式部大輔を。檜原の押へにつかはし置れける。大鹽には右のごとく宍澤一黨三瓶大藏をさし置れけり。

宍澤善右衛門勇名之事

一ある時政宗檜原に馬場をかまへ。馬共を出してのらせ給ひ。其身も乘たまふ毎日如ㇾ此。宍澤善右衛門は。此由を聞付矢二筋手挾み弓追取人をもつれず。只一人大鹽を忍出山傳をして檜原へ忍び行。馬場末にて茂りたる木二本有ㇾ之陰に立より。あはれ政宗馬場末迄乘り來り給へかし。一矢射り遣んと待居けれ共。政宗の運や強かりけん。其日は政宗馬場中程迄三度乘出して馬をやすめて城に入給ふ。其日も暮ければ善右衛門矢立を取出し。矢に書付けるは。扨も政宗は御運つよき大將哉。今日馬場末迄馬を乘給はゞ。此矢を進上仕べき物を。あつぱれ危き御命也。重て智略を以て御命を給らんものをと書。宍澤善右衛門の尉と假名迄記し。右之馬場中に矢を立置大鹽へ歸けり。此矢政宗の方にて見つけ。則指上げれば政宗是を御覽有て。此大敵へ恐なく忍び來るは。宍澤が謀如何樣の義仕らんも斗がたしと。をぞろき給ひ米澤へ御歸陣也。檜原かためには片倉小十郎を殘し置れける。

佐竹義廣養子之事

一天正十三年夏の頃。葦名龜王殿早世し給。去に依て四天の宿老十六人の葦名御一家の衆。執權金上遠江守皆々小田山の城に集て。御聟名跡の義評定有けり。此四天の宿老被申けるは。政宗の御舍弟正道公を御養子被ㇾ成候はゞ。伊達と葦名彌和睦し國穩に納るべし。左候ば日本に葦名の如き御家紋繁昌は多くは有ㇾ之間敷也。越後長尾景勝は御親類也。關東北條氏康は平氏にて同じ流れ也。然ば此衆中へ心を合て。武田信玄をさへ攻亡しなば。其後都へ打て登るならば。終に

は葦名家より天下を治めん事何の子細候はん哉。旁々如何をもはれ候やと一樣に被申ければ。十六人の御一家衆とかくの返事もなき所に。金上遠江守被申は去ば政宗の舍弟正道を聟にとらん事。且は葦名の武勇少きに似たり。其故は伊達と葦名とは動もすれば。確執と成國を爭事數年の義也。其上正道を聟に取たとへ天下の望有とても。政宗は兄にてましませば。政宗こそは天下の主とは成給はん。其義ならば葦名家は政宗の家頼と成べし。然らば葦名の家の瑕をば。旁と我々の分別にて付たるにては無之哉。去ば佐竹義重の御子義廣を御聟に取候べし。殊更佐竹の家は。元來葦名と御一家也。是に過たる御養子有べからずと。理を盡して被申ければ。何れも一決して頓て佐竹へ使者を遣し。其義首尾相調て八月中旬に。義廣を會津へ迎奉り。盛興之御息女へあはせ奉り。義廣を盛重と改。葦名の家督を繼せ奉る。然るに盛重に佐竹より付來る衆中には。大縄讃岐守、渕石駿河守、平井薩摩助三人御供に來りけり。件の衆中會津の仕置をせんとす。四天の宿老共申けるは。盛重公こそ佐竹より奉呼主君と仰ぎ申也。我々葦名家代々奉行として。會津の仕置を執行也。其中へ各三人を加へ入るゝ事は。成間敷由を盛重公へ言上申ければ。盛重公御若年兎角の上意もなく。此趣佐竹へ被仰遣重て可被仰付の旨被仰出ければ。四天の宿老承何ぞ當家の御仕置を。佐竹より被仰付候とても。此方にては用申がたく候。其上は葦名の家こそは。主君と奉仰佐竹殿の被官にあらざれば。中々御下知に隨ふ事叶間敷由被申。夫よりは何も登城も致さず前々の家例のごとく。會津の仕置を執行けり。盛重公に附來る老中三人は。我々の主君葦名の家を繼給ふ所に。四天の宿老の内へ不入は。いかで彼宿老の手下に付ん哉。詮する所は四天者共を打果して。鬱憤を散せんと議しける。去に依て家中二つに成。四天の方もあり。又佐竹より附來る三人の者共は。往々主君の御譜代なれば。彼等に合體せば身

上の幸と成らん事を遠慮して。彼三輩にしたがふ者も多かりける。評論既に取合に成らんとす。然る所に後室此よしを聞召大に驚かせ給ひ。金上遠江守を召て。如何にもして四天の者共。又は三人の者をも宥て。事をしづめ候樣にはからへ給へと被仰ければ。金上畏て四天の宿老衆へ異見被申けるは。尤各の御いきどをり至極仕て候。然といへども軍に及び。双方うち果し候はゞ。兩虎費に乘じて葦名家廿代にて滅亡致すべし。然らば御先祖葦名御代々の四天の宿老には似合申間敷候。一旦は宥め給て。三人の者共奉行の座につらね。折を伺ひ誤を以て一人宛曲點に申付候はんには。何の仔細か候べき。此義某鏡にかけて善惡を知侍ると。密々に異見被申ければ。四天の宿老衆も心ならね共。御内定と申執權の異見故。其後は三人の者共と和睦有て。奉行の座にぞ列りける。誠に友によりて家を亡すとは。か樣の事をや申べし。葦名の家滅却は此時よりぞ發りける。彼三人の者とも日々に奢彌增に成て。若年の主君を笠に着て。次第〳〵に我まゝを取行ひける。うたてかりける有樣也。扨葦名家の旗下猪苗代盛國。是は葦名平次郎の末葉也。南の山には葦名平三郎。是は元來結城の末也。横田には横田刑部大夫。是は山の內嫡流にて幕の紋一文字なり。伊南には河原田治部少輔盛次は小山の末葉也。幕の紋二つ頭の右巴也。是皆葦名家の旗下衆にて。由緒歷々たり。然に今度盛重公へ始ての御禮に。先規の作法悉く相違して。何も深く遺恨に思ひ憤りけり。かゝる所に太郎村の侍太郎丸掃部。是も盛重の三家老共の仕方を憤り。政宗へ內通すると聞へける。盛國の右之規式旁相違恨有て。政宗へ內通のよし也。扨又檜原口の番士遠藤四郎兵工（後正宗にて武藏と改む）と云者。是も恨深して掃部と一味し政宗へ內通なり。其頃盛國は猪苗代を忍出。潜に須賀川口土湯越をして米澤へ立越。政宗へ參會し萬事約を堅め。其後政宗を己が居城猪苗代へ引入て。軍評定有けるよし。後にこそ顯れける。また盛重

會津へ御入城候後。家中四天三老出入の最中には。政宗より太宰金助と云侍を。黒川の内大町柳の下に風呂屋有。彼士を忍ばせ置日々葦名の家の侍。双方評論品々を書付て政宗へ羽檄すと云云。

會津葦名記上終

會津葦名記下

高田間合戰之事

一天正十三年同十五年迄。伊達政宗仙道にて方々發向して。大森の城を始城數八ヶ所責落押領す。然其二本松右京亮義繼仙道の旗頭として。城を堅く守りける故落城せず。剰天正十六年八月廿七日。伊達輝宗二本松右京亮に討れける。右京亮も其砌政宗にうたれけり。右京が家臣鹿子田和泉二本松の城に楯籠。右京亮嫡男梅王丸と申二歳に成給ふを守護して籠城す。去に依て政宗二本松の城を責給ふ。同十月中旬頃不思議に大雪降ける。政宗は軍をやめ米澤へ歸たまふ。鹿子田和泉も梅王丸をつれ參らせ。城を明會津に落にける。天正十七年四月中旬に。政宗二本松の城に移り。五月末方迄居住仙道を隨へ給。去程に仙道勢大かた降參す。猪苗代盛國も政宗に内通し味方に成ければ。時節を伺ひ會津を責落んとて。晝夜軍評定有

之。去に依て黑川には。盛重の老中四天の宿老衆より
も。盛國へ使節を立て被申けるは。政宗仙道を伐隨へ
被申候へば。定て會津へも近々押よせらるべきと存
候也。其元は大切の虎口にて候へば。堅く御守候へ
時合をうかゞひ。此方より仙道へ人數を向け候はん
由申遣ければ。盛國畏て候此口よりは幾千萬騎にて
寄來り候共。某請取申候間御心安思召候へと。いと賴
母敷返事を申つかはしける。又中路口へは新國上總
守、鵜浦甲斐守兩人を被遣ける。是政宗押への爲也。去
程に政宗は。天正十七年六月廿二日。二本松を打立て
本宮に出陣有。諸軍勢を揃らるゝ米澤・しのふ・田村勢。
合二萬餘騎と聞えける。近邊近鄕の住人我も〳〵と
降參す。爰に名を惜侍に高田間太郎左エ門は。政宗へ
降參せず。阿子か島の地頭へ使者を以て申けるは。扨
も御ぶんも我等も數代葦名の旗下として。恩澤深き
者共也。今度政宗へ降參は中間敷候處。全城を枕とし
て討死すべきよし申をくりければ。阿子が島は返答
にも不及して。早政宗へ降參す。太郎左エ門が聟荒井
新兵エは。高田間と一所に死すとて。居城をばあけて
夫婦諸共に。高田閒の城に來り。上下人數六十三人城
を堅め。政宗勢の寄來るをぞ待居たり。賴母しかりけ
る次第なり。同廿三日政宗本宮を立給苗代田に陣を
取る。同廿四日高田間が城にそ寄られける。政宗會津
攻めの門出なればとて。都合一萬餘騎にて高田間の
小城を。七重八重に引圍て鬨を作り攻入らんとす。高
田間太郎左エ門は。大手に出張荒井新兵エは搦手に
出。廿四日の辰の刻より軍始りて。巳の刻終迄戰ける。
城中の勢殘少にうたれける。荒井は少し敵を追散ら
して。其隙に高田間と一所にて死んとて。大手に來り
けり。太郎左エ門見て爰を防ぎ給れ。某は妻女に最期
をすゝめんとて本丸に入て。女房を近付今は最期な
るぞ。心得候へと申ければ。女房西に向て手を合念佛
しけるを。頓て首を打落し其後高田間表へ出んとし
けるを。妹見て如何に兄上自をも同道に成し給へと。

涙ながらに申ければ。太郎左エ門きゝていやとよ。汝は新兵エ只今來らんに。荒井が手にかゝつて。冥途黄泉迄ともなへと申ければ。妹聞もあへず。いつ迄角て有べき哉とて。守かたなを口にくはへてうつふしに伏て失にけり。哀なりける有樣也。扨太郎左エ門は。大手に走出いかに荒井殿。今は女房も妹も最後をとげて候へば。心にかゝる事なし。貴殿は定て草臥給ん暫く休み候へとて。鎗をつ取いかに敵方の者共。高田間太郎左エ門爰に有とて突て出れば。一度にどつと崩れける。然る所に後を見ればうら口より敵悉く責入けり。高田間荒井心得たりとて突てかゝれば。敵又さつと引退後を見れば。大手の門より大勢攻入けり。高田間荒井馳合すれば勇力にや恐れけん。敵又さつと引大手へ突て出る間には。うら口より責入うら口へ突て出れば。大手より責入ける程に。兩人の者共巳の刻の終より。未の刻迄防戰ける。兩人今は勞れ果いつ迄かく存命べき。いざ指違死んとて。大手の門の側に立寄ける處に。うら口より大勢責入。廣間口に政宗の旗立ければ。高田間荒井兩人きつと見て。願所の幸なりと政宗のはた本へ。一文字に伐て入らんとす。然處に荒井敵の矢に當て損命す。高田間は猶も政宗の陣へかけ入。其間五六間に成し所に。牛越宗兵エ是は牛越内膳十六歳の時と云と云ふもの。高田間を組留頭て首を取けり。扨も高田間荒井が働切成哉〳〵惜き者共をやみ〳〵と討死さする事いと哀也。諸人感せぬものはなし。此高田間は元來二本松右京亮義繼が弟なれ共。高田間家督を繼ける。依之政宗へ敵對しけるは尤也。扨又政宗仰らるゝは。當城を責落し大將二人討取。軍の門出吉とて悦給ひ。二本松へ歸城有暫く休息被成ける。

摺上一戰之事

一同七月五日の夜。政宗盛國方より相圖して。盤梯の下摺上其外猪苗代龜か城に入給ふ。此事隱なく黒川に聞へしかば。盛重大に驚せ給ひ。さらば新橋を越太

守に陣を取合戰に及べし。先年關柴一亂の節も。鹽川の橋を越て一戰をとげ。勝利と聞ぬれば吉例にまかせ。今度も新橋を越敵を一途に追ちらさんに。何ぞ時を移さん哉。重々謀て速に戰へと。軍書にも見へたり。早打立てと宣ひ。各物具を堅め馬引寄打乘〳〵。其夜の丑の刻斗に黑川を立給ふ。かくて會津勢大守に着しかば。軍の備を立給ふ。先陣は富田將監と相定らる。將監盛重の御前に畏て申けるは。今度某に先陣を給る事。生前の眉目何事か是にしかん哉。然上は少く存る旨御座候間。他の勢をまじへず手勢斗りにて。先陣仕度よし申上ければ。盛重聞召兎も角もとて御免有ける。富田將監の手勢五百餘騎にて。摺上の原迄打て出。味方の面々聞候へ。今度某は存ずる旨有レ之間討死可レ仕也。汝等も最期の供をせんとをもはゞ。甲の緖をしめ一足も不レ退敵陣にかけ入。いさぎ能打死せられ候へ。また落んとをもふ人々は落行べしと申ければ。五百餘騎の兵共流石名を得し者共にて。何も御供仕らんと申。皆々甲の緖をしめて東頭に馬をなし。今日を最期と見へたりける。二陣佐瀨河內守。稻川川沼の勢二千餘騎。三陣松本源兵工二千餘騎。旗本盛重公三人の年寄を初。佐竹勢大沼の勢七千餘騎。五陣平田耶麻郡安積郡の勢以上五千餘騎。普堂深橋一ノ澤に篝を燒。明行空をぞ待居たり。また政宗の方にも。先陣猪苗代盛國會津案內として。立引兩の旗一流さゝせ二千餘騎。二陣原田左馬助三千餘騎。三陣片倉小十郞三千餘騎。本陣は政宗旗本一萬餘騎にて。盤梯山の腰を通り。八ケ森にぞ扣へ給ふ。後陣伊達成實五千餘騎にて陣を取。爰に又太郞丸掃部は。政宗よりの仰として。足輕二百人に鐵砲をもたせ。摺上より南の方にぞ置れける。是は味方若敗軍の時。敵勝に乘り追かけなば。横合に打との手立なり。盛重と政宗と旗本の間。坂東道積り七里斗ぞ隔ける。去程に明れば六日の卯の刻に。先陣富田將監方より。二陣佐瀨河內守方へ。使者を以申遣しけるは。何として貴殿の御勢は

不續候哉。某一戰仕らん必二陣の替り給へと申遣しければ。河內守心得候と返答申けれ共。更に馬をも不出又盛重公よりも。いそぎ富田か勢と相續て。二陣透間もなく入替候へと被仰付。畏承候と返答斗にて馬を不出。かゝる處に富田將監味方に向て申けるは。某討死と申つるは爰にて候也。四天の宿老の中心替と覺たり。扨も葦名家代々の家老として。時の遺恨を以て家を亡す者の重惡人なるよし。夫とても此期に臨て臆すべきに非ず。縱味方一騎も不殘討るゝ共。かへり見ざれ。君一人ながらへて有らば。何とぞして政宗の本陣旗本にかけ入。討死して富田が家の名を揚ぬれと。惣勢に下知をなし。猶も摺上の原を東の方へぞ向ひける。去程に盛國鬨の聲を揚て。富田が勢に打てかゝる。富田是を見て誰成んと思ひしに。盛國めにて有けるよな。誠にめい〳〵鳥のごとく。己が命をも問もなく失べし。葦名の一家として。同流の身と生れ數代厚恩を受ながら。葦名の家を滅亡する棟梁なれば。天罰は立所に當るべし。自餘の敵をば追散し盛國を生捕にせよ者共と。大音聲に呼て五百餘騎一面に打てかゝれば。盛國一戰にも不及さつと引ば。二陣原田左馬助入替て戰けれども。富田は今日を最期とをもひ切命を不惜。一無盡にはげみければ。原田が陣もこたへず崩ける。三陣片倉小十郎入替て五六度追つ返しつもみ合しが。富田聞ゆる勇士なれば。從軍も少も不屈。屍は軍門にさらす共名を萬代に殘せ。生有者何か死を遁るべき。をくれ先立は世の習ぞと。をめきさけんで戰ければ。流石名を得し片倉も足を亂して引にける。富田勝に乘て猶も敵を追ける處に。太郎丸掃部橫合にかゝり鐵砲を頻にうたせければ。富田が勢共矢庭に五十四人ぞ討れける。富田是を見て扨は太郎丸掃部にて有けるよ。葦名の厚恩を忘れ政宗へ降參し。剩我々に向てケ樣に振舞こそ安からね。只かけ入て太郎丸を生捕にせよやとて。馬の手綱を引返し。太郎丸が備に打てかゝる。太郎丸が

者共爰を先途と玉薬を込替〳〵散々に打にける。然どいへども富田が勢共。鐵砲に中り馬よりをつれ共かへりみず。親子兄弟乘越はね越太郎丸を組めや者共と。面もふらず一散に懸入ければ。太郎丸が足輕共鐵砲を捨て迯たりける。太郎丸も叶はじと思ひ馬に鞭を當落行所を。富田將監かけ付太郎丸を馬より引落し。我乘たる馬の鞍の前輪に引付て。首かき切家老七宮主膳に向て是々見候へ。逆心の者の首取たり。然共命ながらへて軍功感書に預らむこそ。今日を限りの軍なれば。此首を何にせんとてかしこへなげ捨。馬より下り立て暫く息をぞつき居たり。扨も此富田は當年廿二歳に成けるが。數度の戰に無比類働。今は主從五六騎に成て扣けるが。七宮主膳貝を吹采配追取招きければ。敗軍の勢共百人斗に成にける。然ども手勢薄手痛手不負者漸十騎には不過けり。富田將監も迚も死ん命なれば。政宗の本陣にかけ入て討死をすべしとて。各馬に打乘て政宗の扣へ給ふ。八ヶ森に押寄関を作かけ。一文字に打入れば。伊達勢も拔つれて富田を眞中に引つゝみ。一人ももらすなと散々に戰ける。富田竪横に當り追靡け一方を伐破りつゝぬけて見れば。纔二三十騎斗にぞ成にける。富田又取て返し敵勢の中に割て入。四方八方伐廻りさつと引見れば。只富田と七宮主從二騎にぞ成にける。其後敵の中へかけ入しが。死生不知してありける。政宗は摺上原に打出。盛重の陣を見渡給へば。多勢少も働かず皆備を設けて扣へければ。政宗是を見給ひ。先陣富田將監小勢を以大成働を成す。是に續て會津勢二陣三陣入替て。我勢にかけ合物ならば。味方大に利を失ふは必定ならん。盛重が勢不働備を立てしは如何樣成軍法の有ものやと。暫く扣へ給ふ。然に片倉小十郎下知して。鐵砲百挺出し敵をば不打。會津の方よりも軍見物に出たりし雜人共。爰かしこの山の上に居たりしを。つれ〳〵うたせければ。雜人共是を見てすはや敵の方より。鐵砲を打ぞ。さらば逃よ引よと。一度にど

つと崩ける。盛重御陣平田が勢此由を見て。味方打負落行勢ぞと心得けん。又は內々心替りにや一度に崩たりける。佐瀨河內守松本が勢も。あとより裏切有そ片時も早く落行とて。一度に崩引にけり。然處に內通の者のしわざ成けん。新つ橋を引落しける程に。兵共川中へ馬を乘入。或は飛込逆水にせかれ。侍七十六騎雜兵八百餘人。水に溺れて失にけり。去共盛重の旗本佐竹勢は。少も不驚爰にぞ武士のかなめなれ。合戰の上に屍を土中に埋め。名を末代に殘すは珍しからぬ事也。さらば最期の軍をせんとて。其勢四百餘騎攻太鼓を打て。摺上原に打上り。政宗の一萬餘騎にて扣へ給ふ處へ。猶豫もなくをめいてかゝり。東西南北に馳違ひ戰をめいきさけぶ聲は。上は梵天下は黃泉の奈落へも通ぜんこと夥し。爰に盛重の家老平井薩摩助は。敵の頭二つ取て暫休居たる所へ。政宗の家の子柴田三郎兵工馳來て。薩摩助と渡り合相討にして兩人共に死けり。大繩讃岐·淵石駿河死を一篇に極め。

屍を摺上原の苔の下に埋み。名をば雲井に上んとをもひ詰。如何にもして政宗と渡し合。有無の勝負を決せんと。自餘の敵には目もかけず。政宗の旗本をぞ尋めぐりける。盛重不勢とは申せ共。今日を限の軍なれば嘸あらんと。政宗も物具をめし替諸勢と雜て責戰給ふ。政宗の御近習には。山階·水田·信夫·大森とて。大力の者共御馬の廻りを守護し。只盛重を一圖に目かけせめ戰ける。此軍未の刻より始て申の刻の終まで。息をもつかず戰しが。盛重今は三十騎斗にうちなされ。猶も戰はんとし給ふを。兩人の家老馬の口にすがりて。一先敵を追靡け黑川に歸城有て。重て本望をとげ給へと。敵を四方へ追ちらし引退給ふ。かゝる所に川原田治部少輔が手勢二百餘斗にて。二つ頭の右巴の旗を押立て。閑に乘出す。政宗是を御覽じ。川原田と見たり荒手なれば。片倉向てかけ破れと仰られける。小十郎畏てつり鐘の小旗を指揮相かゝりに進けり。暫く戰ひける小十郎が勢戰負て。摺上原より

牛右工門まで被追立ける。西湯田の澤にて治部少輔家老南源助と云者。猪の小旗をさし組討をしたりける。其外足輕の頭共七つ川原田方へ討取。片倉が手へは足輕首二つ討取けり。此後盛重引取給へば川原田も引退。其夜は坂下の近所に野陣を取給ふ。伊達勢は猶も盛重を討取らんと。追詰〱責近付ける。大寺にて盛重既に危く見へさせ給へば。佐瀬平八郎十六歳と名乘て蹈留り討死せり。西林寺にては。金上大和ふみ留て。敵を支へ終に討死仕る。其内に堂島を渡り黒川に歸城し給ふ。然に四天王の宿老より言上申けるは。盛重公の御了簡惡敷。其上佐竹より被召連者共無作法故。如此成行事。葦名家滅亡と存候へば。此上は片時も早く城を御明被成。佐竹へ御歸被成べし。無左候はゞ。何ら押寄奉り恐ながら御首を給らんと。事あらゝげなく申上ければ。盛重も此上は力なしとて。佐竹勢を百人斗召しつれられ。其夜の内に小田山の城を立出給ひ。倉川を越させ給ひて江戸をさして落給ふ。痛敷有樣也。誠に人間の榮衰は夢のごとく。幻に似たりとはかゝる事をや可申。昨日迄三萬の大將今日は漸々百人斗りに成給ふと。袖をぬらす者多かりける。扨政宗は盛重を追ちらし。後大利其夜は大寺に陣取給ふ。爰に又横田刑部少輔は。摺上原にては一軍もせず。遊軍の體にて居たりしが。心替して重代の太刀一振さゝげ。政宗へ御禮申降參しける。

金上遠江守討死之事

一金上遠江守盛春は。其節津川の居城に有しが。摺上の軍敗れ政宗猪苗代へ打入給よし聞へしかば。諸士に相觸候迄もなく。手勢十四五騎にて津川を立て。もみにもんで急候が。盛春の乘し馬は。會津に隱なき朋白鹿毛と申て。逸物の早馬成しが。片時も急んとて盛春一さんに乘給へば。供の者共つゞく事不叶。譜代の若黨只二人馬につゞき。六日の酉の刻斗に大寺に着て見れば。盛重ははや打負給ひ黒川へ引入給ふと聞しかば。金上家の若黨に白橋權左衞門と云者を近付。

汝は津川へ歸子供に此狀を見せよとて。矢立を取出し一通を認て。權左衛門に給り扨申きかせけるは。汝慥にきけ葦名家廿代に當て不審の亂出來て。終に家亡ぬ時に今日の合戰に。葦名の侍敵方へ降參の者は多ければ。名有者は討死せず明日政宗黑川へ移り給時。伊達勢の者共昨日の合戰に。葦名家の侍共を追討にうちたるは。心地よしなんどゝいはれん事口惜ければ。某は代々葦名家の執權職にて。御恩を厚く蒙りかひもなく。今日の合戰に逢ぬ事こそ無念なれ。兎角敵の中へ馳入て討死し本意をさんすべし。汝は津川へ歸子供に可ㇾ申は。必命を全して義兵をあげ。山の内の勢を賴て重て本意を遂べしと。能々申含め早々歸れと有ければ。權左衛門承り御人數も不ㇾ參候へば。是非共唯今は君の御最期を見屆。何國迄も御供仕度は奉ㇾ存候へ共。此御大切成御意なれば。津川へ罷歸若君達へ申上奉らん爲なれば。殘念至極には存候得共。是非なき御事哉とて。泪を流しつゝ御暇を給りて。津川に歸りける。去程に金上今はをもひ殘すことなしと。馬の腹帶をしめて打乘。頓て出んと仕給處へ。侍一人來て馬の前に畏て申けるは。是は誰人にて渡らせ給ふぞと。金上の若黨に問ければ。遠江守殿と申す。其時此士申けるは。某は佐瀨平八郎が若黨にて候が。主人平八郎は盛重公御敗軍の御供仕候處に。途中にて敵急に追詰危く見へさせ給ふ時。平八郎蹈止て防戰討死仕候。某も供可ㇾ仕身なれ共。敵兵に被ㇾ相隔し故主人と一所に討死不ㇾ仕して。殘多奉ㇾ存候。去とて私體のかせ者一人。敵の中へかけ入討死は。誠の犬死と存ずれば。只今迄時節を待請存命候處に。只今殿に奉ㇾ逢事三世の緣共奉ㇾ存候間。御供仕らんと申上る。金上聞給ひいやとよ汝は立歸。平八郎が最期の體又は某が討死の次第をも。世の人に語り傳候へ。最期の供にも増りなんと制し給へば。こは御諚とも不ㇾ覺。苟も武士の家に生るゝ身の。甲斐なき命助りて。何の面目に主人の最期の體。又殿の討死の事何人

に語らん哉。さらば御先を仕候はんと進ければ。金上是非なく侍士を召連。主從三騎にて片倉が手へ懸入て。葦名の執權金上遠江守平盛春と。大音聲に名乘かけて。六十三歳にて終に討死しける。二人の者共も一所にかけ入打死す。政宗金上が頸を御覽じて。忝なくも金上は諸大夫に被任し者なりとて。死骸を取集て墓を築せて。取置せらるゝ也。其後政宗諸方の軍に打勝て。黑川近所こが井の宮迄責入らるゝ。小田山の城留守居には。新國上總守と申して仙道長沼の城主成が。手勢五六十騎にて籠りけるに。新國城中より政宗へ使者を以て申けるは。今度盛重公云甲斐なく摺上の一戰に打負。行方もなく罷成られ候由。不及是非候就夫難なく當城に入んと思召候はん。去ながら私不肖の身にて候へども。盛重より當城を預置候間。無左右は相渡し申間敷候。はや〳〵上總が首を切て。其上にて御入城候へと申遣候に依て。政宗も案に相違して入事を不得。こが井の宮に二三夜野陣を張て居られし處に。又河原田治部少輔方より以使者を以て申けるは。今度摺上の軍に御勝被成。盛重を千里の外へ追拂ひ御本望に思召候はん。雖然城には新國上總守罷在候へば。定て左右なく城を相渡申間敷候。然らば上總守を攻給はん。某不肖に候へ共後詰仕候はん爲に。坂本の近所に出陣罷在候。いそぎ上總と某盛次を討取。御心安御居城候へと申越けるに依て。政宗彌城へ入給ふ事を得ずして。また城をも責給はず。上總是に退屈しければ。政宗へ重て使者を以申遣し候は。御馬を被向かと一兩日相待候へ共。一向其義無之然上は。城を開退本城へ罷歸候はん。重て居城長沼にをへて御進發を相待申さんとて。城を開き長沼へ歸りける。河原田治部少輔も。伊南の居城へ引退ければ。政宗心安城へ移給ひ明る年迄居城被成ける。其內政宗家老片倉意休・原田休雪兩人の方へ。小能大學と申者を使節として申越候は。今度政宗盛重を攻亡事。是政宗が私欲に非ず。盛重惡逆無道

にして上下萬民共に。愁に沈事甚し。然に政宗近國に住ながら。何ぞ是をしづめざらん。是偏に萬民の愁を救はん爲ならずや。然に無道仁の盛重に與して。政宗に敵對被レ申哉。然はあれ共一旦旗頭と御賴被レ成に依て。忠義の志を勵れん事誰か是を感じ不レ思哉。今より後は政宗と御和睦有て。御對面可レ然之由兩度まで申ければ。盛次返答には御理り御尤にて候。然共政宗に與し御下知に隨はん事は。をもひも不レ寄候。早々打手を被レ遣候へ一戰の中に討死仕候はんとて。言葉を放て申遣新國方へも。右兩家老より此旨度々申遣ければ。兩人共不同心にて不レ及二返答一かゝりける處に。太閤秀吉公北條を攻亡し。直に會津へ御下向被レ成。政宗より會津を御取上蒲生氏鄉へ被レ下ける。河原田には。關東下總にて五萬石被レ下。新國上總には仙道にて二萬石被レ下けると也。上總は田舍生立の者にて。秀吉公の御前にて御請惡敷由にて。知行被二召返一と云々。

寶永七庚寅二月中旬寫之

會津葦名記下　終

北上川沿革調

郷社 日高見神社圖

桃生郡史所載

解題

北上川沿革調は。宮城縣 土木課 の調査に係れるならんも。其調査の年月詳ならず。而して本川北上川を主となし。其支川なる。迫川・江合川・眞野川・二股川・小川等も。本川の調査標準に從て調査したれば。此本支諸川の關係を。知らんとするの好資料たるなり。其調査要目を擧れば。川底の地質・流域・延長・經過郡町村名・沿岸地古今の領主治水方法・著名の工事・工費官民負擔の區別・洪水の年月・被害の 狀況・流域の變換・用水及樋管・沿岸新田開發・水源山地の狀況・運輸交通・橋梁渡津生産等なりとす。抑北上川 本流及び 支流の流域は。葛西七郡・大崎五郡廣土の主腦地にして。上古に所謂日高見の國なれば。當時に於て。旣に武內大臣の踏査を經て。日高見の 國あり 云々と奏聞したる所なり。左あれば。地味膏腴にして。禾穀蔬菜の生産に適するは。古より然りとす。而して其沃土を潤ほすものは。此北上川本流。及他の支流たらずんば あらず。然らば則。其本支流 の水は。實に關係郡町村の富源を。保護助成す るものにして。至大の利益を與るものといはざる可らず。桃生郡桃生村太田に。日高見神社を祭祀するは。何の時なりしかを知る可 らずと雖も。之を北上川沿岸の地に。奉祀して此地否。古日高見國の守護神と崇めしは。其旨甚だ遠きを知る可し。

北上川古今沿革調

北上川幹川成立

北上川一に來神川（キタカミ）と云ふ。源を陸中國北岩手郡御堂山。及北上の諸溪に發し。南岩手・紫波・稗貫・東和賀・膽澤・江刺・西磐井・東磐井の八郡を貫流し。沿線無數の大小川流を合はし。登米郡嵯峨立村字二郎根に至り。始めて本縣下に入る。而して同郡西郡村左岸にて。二股川を合はせ。米谷村左岸にて。大關川。日根牛村左岸にて小川。遠田郡猪岡短臺村右岸にて迫川。及江合川之に合し。桃生郡鹿又村に至りて二派に岐かれ。右派は牡鹿郡大瓜村左岸にて。眞野川を合はせ。同郡石卷村と湊村との間に流到して海に注ぐ。左派は桃生郡小船越村にて。飯野川を合はせ。本吉郡立神濱に至り海に入る。

本縣下當川の支川中。迫川・江合川最長且大にして。眞野川・二股川・小川之に次ぎ。大關川・飯野川の如きは。流線短く關係も亦小川以上の比にあらず。隨て之に要する工費も。地方税の關せざる所とす。況んや自餘の衆小支川に於ては。其沿革取調ぶべきものなく。故に本書材料の拾蒐は。之を小川以上に止む。

川底は管內全河線。概して下層は砂利。上層は細砂より成立と雖。間亦粘土下層を成し。砂利若しくは細砂上層を成し。深沙無底或は砂利厚層等。一樣なる能はざるものは。蓋沿流山野の形狀。及屈曲流勢の然らしむるものに外ならず。

延長は登米郡峨嵯立村字二郎根（即縣界）より。牡鹿郡石卷村海口に至る。二十二里。及左派桃生郡鹿又村（分流口）より。本吉郡立神濱口に至る。五里二十一丁。（但實測里程にはあらず）

川幅は實測圖に依るに左表の如し。（但沿流一村限り。取調たるものとす）

郡村名	最廣	最狹	平均
登米郡醴醸立村	六百間	百八十間	三百九十間
同　西郡村	四百六十八間	二百八十八間	三百七十八間
同　米谷村	五百三十四間	二百五十八間	三百九十六間
同　日根牛村	七百八十間	四百三十八間	六百九間
本吉郡廉崎村	七百八間	四百九十二間	六百間
桃生郡倉埣村	八百六十一間	三百十二間	五百八十六間五分
登米郡赤生津村	八百十九間	三百二十四間	五百七十一間五分
桃生郡中津山村	七百五十九間	五百九十四間	六百七十六間五分
遠田郡猪岡短臺村	八百四間	六百五十四間	七百二十九門
桃生郡和淵村	八百三十一間	二百八十八間	五百五十九間五分
同　小船越村	千百七十六間	三百三十六間	七百五十六間
同　鹿又村	六百三間	三百三十四間	四百十八間五分
牡鹿郡南界村	四百五十間	二百三十四間	三百四十二間
同　蛇田村	六百三十九間	百五十六間	三百七十七間五分
同　石巻村	六百九十九間	二百五十三間二分	四百七十六間一分

（以下實測圖未製に付。姑く郡村の調に據る。）

桃生郡 自大森村至福地村ノ間	三百間	二百間	二百五十間
同 自福地村至長面濱ノ間	五百間	百間	三百間
本吉郡立神濱	百五十間	八十間	百十二間

堤防は左岸登米郡嵯峨立村字二郎根より。同村字熊の木に至るの間は。山脚に沿ふて流るを以て。堤防の設けあらず。同村字川端より下流東岸は。堤防の設あり。西岸は同郡上沼村字大泉地内は。同樣山脚に涯するを以て堤防なく。同村字小塚より下流悉く堤防の設あり。

一往昔以來。領主・地頭・代官等の氏名。竝其管轄區域。

奧羽の地。往昔一般蝦夷の巣窟に屬し。邊燧絶る事なく。武尊以下征東諸師の舊蹟最多し。史乘記する所の如し。今北上川沿村領主等の。天正以後に係る者を取調る左の如し。

葛西左京大夫晴信。

源頼朝の藤原泰衡を滅すや。其功臣葛西三郎清重に。陸奧國牡鹿郡石卷城を與へ之に居らしむ。子孫相繼ぎ桃生・本吉・登米等の諸郡を領し。威近隣に振ふ。天正中左京大夫晴信に至りて。終に伊達政宗に併せらる。故に北上川沿流の地は。天正以前總て葛西氏の據る所に係る。而して以下氏名を記すものは。維新前舊臣の釆地。直支配と記すものは。同上伊達藩主直轄の地なりし。

伊達筑前

登米郡上沼村　櫻場村　淺水村　米谷村
日根牛村　登米村　鴇波村　赤生津村

大內省吾

同郡西郡村　嵯峨立村

直支配

本吉郡麻崎村の內黄牛・十三濱（追波濱・月濱・吉濱・立神濱等を云。）

布施備前

同郡麻崎村の內柳津。

直支配

桃生郡脇谷村　倉埣村　牛田村　寺崎村

中津山村の內新田・神取・高須賀。

　船越村　和淵村　鹿又村　中野村　馬鞍村　大森村　三輪田村　北境村　東福田村　福地村

針岡村　釜谷濱　中島村　長尾村

黑澤要人

同郡中津山村

片倉邦憲

同郡皿貝村　橋浦村　女川村

大立目宮內

同郡相野谷村

一同上治水方法。及著名の工事。

往昔水門に施したる治水方法は。書類口碑の繹ぬべきものに乏しく。唯形蹟に就て稽ふれば。概ね根留並杭石垣を施して。岸堤の破壞を禦ぎ。枠出し又は水制を施して。激流の衝突を支へ。堤防を築修して。流心の放恣を制したるに過ぎざるものゝ如し。而して明治十一年始めて。本川桃生郡和淵村地內堤防缺所に。粗朶工を施して著明の効を奏し。尋で本川改修工事は。內務省土木局の直轄となり。全川改修の目的を以て。順次粗朶工を施され。本縣も亦爾來殆ど毎年。同工を施し以て急需に應ずる事となれり。

古來本川著名の工事を探ぐるに。古昔の流線は大に現今のものと異にして。其詳細は知るに由なしと雖も。本川は舊と登米郡米谷村の西南。淺邊村(今は淺水村地內)より。葛籠淵堤防に沿うて。同郡森村と吉田村との村界を經過し。今の迫川の流線に入れりと云ふ。而して今の支川二股川は。當時登米郡鱒淵村を經て。米谷村地內を過ぎ。本吉郡柳津村(今の麻崎村地內)に向て。流通したる本川(北上川を云)の急流にして。通船の便なきを憂へ。慶長元和の間。伊達相模

宗直（伊達筑前の祖先本姓白石氏）大土工を起し。水越村（今の淺水村地内）地内字川面より。西郡村地内を灣曲に掘鑿し。堤防を築いて水路を左に轉じ。之を二股川の流線に導き。米谷村字樓臺より。本吉郡柳津村（今の庥崎村地）茶臼館下に於て。小川（小庥川とも云）を入れ。桃生郡樫崎村を經。成田村の内字合戰ケ谷沼を過ぎ。飯野川に合し。同郡相野谷村地内に於て。追川の流線に會せしめたりと。然れども。是又急流にして舟を行るに堪さるのみならず。幅員僅に十間内外なりしを以て。沿川各村水害甚しく。人民大に之を苦めり。是に於て（蓋元和年代の事）又柳津村地内字小庥に。締切堤防を築き。本川を導ひて遠田郡猪岡短臺村地内に至り。追川の上流に合せしむ。卽今の流脈にして。爾後始めて通船の便を得。運輸の業漸く盛なるの端を發けりと云ふ。寔に大工事と云ふべし。是より下流桃生郡鹿又村に至るの間も。亦多少の變遷を受けたるなるべしと雖ども。年代事蹟とも考ふべからず。而して伊達政宗封内産米回漕の便を謀り。藩士川村孫兵衛重吉に命じ。元和九年より寛永三年に至る四年間に於て。鹿又以南原野を掘鑿し。堤防を築き新河線を開き。本川を派導して眞野川に入れ。石卷村湊村の間を貫流して海に注がしむ。卽今の合派川是れなり。

右川村重吉なる者。土木工事に長じ。舊仙臺藩封内同人の遺蹟一にして足らず。子孫尙存すと雖ども。四五十年前其家祝融の災あり。古記錄等一夕烏有に屬す。今就て徵すべきものなし。寔に惜むべしとす。

平堀の潜穴及長枠。登米郡大泉村（今の上沼村地内）に於て。享保十八年。本川沿岸字小名倉山を掘鑿して。一大潜穴を開通し。是より水路を中田沼に開き。本川の出水を待て。該沼に貯水し置き。同郡石森村外五ケ村灌漑の用に充てたり。之を平堀と云ふ。長枠なるものは。右潜穴へ用水の引入を便せんが爲め。同郡

嵯峨立村字熊の木河岸に。長八十間の石枠を築造せるものにして。今尚存せり。右兩工事は。五ヶ年を費して始めて竣功せる趣にて。平堀延長二千百六十間。幅二間。深六尺。潜穴三百六十間。幅四尺五寸。高六尺。(其後文政三年に修繕を加へたりと)。當時以て大工事と爲せり。蓋本工事は。上沼村後藤勇治の發起に係ると云ふ。然れども爾來漸々埋塞し。現今は丈餘の出水にあらざれば。引水すべからざるにより。殆と實用なしと云ふも可なるに至れり。

中瀬の石枠。享保十二年七月二十七日の洪水に。嵯峨立村字二郎根圍に於て。畑五町餘歩潰缺本川に陷り。一の中洲を生じ。爾后依然たりしが。明治八年六月の洪水に。同所復た一町八反餘歩を潰落せり。是に於て同年十月工を起し。同所に長八十間の石枠を施して。禦遏に供したり。蓋し工費は官費を仰ぎ。工事は縣廳にて施したり。

大淸水堤外二ヶ所。嵯峨立村字大淸水堤防は。慶安度。横土手堤防は。元文二年四月。川端堤防は明暦二年の築造に係ると云ふ。

西郡村地内堤防。同村字小橋より字大舟渡に至る。及同所より字下谷地に至る堤防は。明暦年間地頭大内備前義春の時。築造したるものに係ると云ふ。

赤生津村堤防。文化年間地頭伊達長門は。赤生津地内字二つ谷より。字七塚圍を經て。字一番江圍に至るの間に於て。長八百三十六間。馬蹄二間敷十四間。高一丈三尺の新土手を築設し。新に田畑宅地凡四十餘町歩を開發す。此地今戸數五十三戸あり。又同人は。同村字久壽田圍の内に於て。新堤長六拾間馬蹄二間敷十二間を築き。上沼と稱する溜池を新設して。水利を圖り。字下沼圍の内に於て。良田三十餘町歩を得たりと云ふ。

大水門。同水門は。樋管長二十四間幅六尺高五尺。及水道長百間にして。上沼村字彌勒寺に在り。其築設年月日は詳にするを得すと雖ども。明治十二年縣廳に

於て其修繕を加へたり。蓋該水門たる一は上沼村の惡水を放疏し。一は櫻場村及田沼村の用水に充つべき。本川の溢流を引入するが爲めに設けしものに係り。前記三ヶ村は。無論近傍各村とも今に至るまで其水利に浴す。

鹿又・石卷間新河線堤防等改修及修繕。慶長元和間。川村孫兵衞重吉。藩命を奉じて鹿又・石卷間の新河線を鑿通するや。全線の堤腹は石を疊みて。其堅牢を圖りしと雖ども。充分ならず。文政年中に迨び。藩廳は更に該分流口に。巨大の石枠を設け。兩岸高一丈六尺大石を以て之を疊み。七ヶ年を經て始めて成功したりと。然れども。是亦完全の結構にあらず。洪水容易に之を衝破せり。是に於て藩重て大土工を起し。復た增築修補せしむ。安政四年に至り。藩復た同所河岸を距る二間許りの水底に。無數の大石を沈め以て堤脚を堅めしめ。尙石堤を增築修補せしむ。土俗之を傳へて三大工事と稱す。寛永年間。藩主其臣白石城主片倉小十郎に。桃生郡橋浦村本川沿の沙洲を賜ふ。蓋委するに海防兵備を以てしたるものなり。是に於て小十郎墾田殖民を計畫し。藩費を仰ぎ同地の本川河岸に。石堤を築き其陪臣數百名を。之に移住せしめたり。本吉郡追波濱及月濱の二ヶ所に。長六十間及長四十間の石枠を築きたるも。蓋し此時なるべしと云ふ。天保二年。藩主其臣眞山八郎右衞門。及横尾牛之丞等を派して。桃生郡中津山村字神取八反崎を鑿除して。本川の迂回を矯め。之を和淵村に向て直流せしむ。又天保四年に於て。和淵村字笈入より中津山字小金袋。(蓋同村對岸の飛地)に至る。長五百間の堤防を築き。以て和淵前谷地村の水害を防遏せり。

石卷の中瀨枠。年代詳ならされども。今を距る殆と二百年前。近江國人某仙臺藩の命を奉じ。石卷村と湊村との中央本川の中流に於て。船舶繋留の便を圖り。石枠を築き全流を分けて。湊村へ三分石卷村へ七分を分流せしむ。卽今の內海橋を架した所とす。

一同上工費官民負擔の區別。

本項に關しては。舊藩治中より明治十九年度。(此年度より舊慣法を廢す)に至るの間。時々多少の變更あり。又臨時特施の大工事に至りては。亦臨時の特法を用ひたる事もありたるが如しと雖ども。概して河川と。道路・橋梁・樋管等とを問はず。其要したる工費目の內。金員を以て支拂ふ分。(卽木・鐵等の諸築品代)は官之を出し。人足使役に屬する分は。(關係町村人民制法の員數にては)。無賃にて使役に應ず。(蓋定員以上の增人夫を使役したるときは。明治十八年度までは。一人を增す每に金十錢づゝ給せり。(是又舊藩制の遺法に據る。)委しくは別册仙臺藩制度考。後役部 一册を御參考に供す。而して明治十九年度より。全く右舊慣人足使役法を廢し。悉く地方稅を支辨し。尙二十年一月二十日。縣令第五號を以て。工費支出方法を改正する左の如し。

道路・橋梁・河川・港灣・堤防・樋管等の費用。支出方法左の通之を定め。明治二十年度より施行す。

第一條　國道・縣道・國縣道に屬する。橋梁・貞山堀・及松島灣舟路の費用。並に左に揭ぐる河川の河身改修費は。地方稅を以て之を支辨すべし。

北上川　阿武隈川　鳴瀨川　迫川　江合川

一迫川　二迫川　三迫川　名取川　廣瀨川

白石川　七北田川　松川

第二條　前年の費用を除くの外。道路・橋梁・河川・港灣・堤防・樋管等の費用は。總て關係區町村費を以て支辨すべし。

第三條　第一條の河川に屬する。堤防護岸の費用。及左に揭ぐる河川の改修・堤防護岸の費。並に海岸堤防の費用は。總額の五分以內。第一條の河川及海岸堤防に屬する。樋管の費用は總額の二分以內を。地方稅より補助すべし。

但し天災・地變等の爲め。臨時に要する費用は。本條制限の外に。補助する事あるべし。

吉田川　高城川　眞野川　二股川　夏川

大川　津谷川　小川　長崎川　多田川

同年七月二十六日。内訓第二十號を以。地方稅補助規程を定むる左の如し。

河川・堤防・樋管費。地方稅補助規程左の通之を定む。

右內訓す。

河川堤防樋管費地方稅補助規程。

第一條　北上川・阿武隈川。其他の河川・堤防・護岸・海岸堤防等の費用は。工費額を關係町村の戸數。本籍寄留を問はず。年度初年一月一日。現在竈をなしたる戸數。に平均したる金額の多少に依り。左の割合を以て之を補助す。

一等	一戸平均二圓以上	工費額の五分
二等	同壹圓五十錢以上	同工費四分
三等	同壹圓以上	同四分
四等	同五十錢以上	同二分
五等	同九十錢未滿	同一分

第二條　一關係區域の區町村中。數關係區域に關涉し。前條二等以下に當るものは。一等を進め二等に當るものを一等にし。三等に當るものを二等に。以下之に倣ひ一等づゝを進むるを云ふ。之を補助す。但二區域以上に關涉し。三等以下に當るものは。二等を進めて補助する事あるべし。

第三條　樋管の費用は。第一條の四等・五等に依り。之を補助す。

第四條　臨時特別の費用。急破又は新築改造等。臨時に多額を要する費用。に係る補助の割合は。其時々之を定む。

第五條　前數條の補助金は。豫算全額に依り之を交附し。交附後一切增減せず。

一同條の洪水ありたる年月及被害景況。

正保元年夏。(月日不詳)洪水あり。登米郡水越村(前出)字川面の堤防(間數不詳)破決し。登米村へ四五寸の押水ありしと。

寛文十年六月三日より四日に亘る大雨に。洪水出でたる由云傳ふれども。破損の箇所及水量等詳なら

す。

享保六年閏七月四日の洪水に。桃生郡和淵村字二間堀堤防押切。同村外九ヶ村に横流し。被害甚しく就中和淵・前谷地・北村の如きは。田畑の浸水十五日を經て漸く引き。其秋收一反歩平均僅に米四五斗を得たりと。

同七年六月二十五日の洪水にも。和淵・前谷地・北村の水害甚しかりしと。

同八年八月十二日。及同九年六月二十七日兩度の洪水には。登米郡淺水村の堤防破壞(回數場所共不詳)し。登米郡に押水したる事高三尺乃至六尺にして。田畑の作毛は悉く水腐に屬したりと。

同十三年七月一日の洪水には。登米郡西郡村字安場の堤防三百七十六間。字内の目の堤防九十三間。同郡淺水村川面の堤防百二十八間破決し。西郡村に於て戸數三十戸流失し。登米村に押水したる事。高殆と九尺に達し。田畑の作毛は皆水腐に屬したりと。

寳暦六年三月の洪水には。桃生郡鹿又村字梅木・寺浦押切れ。家屋田畑の被害頗る多かりしと。

安永六年六月一日より三日に至る。大雨に大出水ありて。登米郡赤生津村字小卷の堤防破壞し。戸數七戸流失田畑の作毛悉く水腐したりと。又傳ふ天明度(年月日不詳)の大洪水は。登米郡に於て平水より高き事二丈八九尺に至り。同郡上沼村字彌勒寺の堤防二ヶ所。延長凡二百五六十間破壞して。戸數六七戸流失。田畑凡十三町歩は沼に變じ。其六七反歩は今尚瀦水深ふして之を古沼と云ふ。

享和二年六月二十七日より。七月二日に至る大雨に洪水あり。登米郡内に於て。平水より高き事二丈八九尺に達し。嵯峨立村字大淸水の堤防長八十間。鴇波村字境澤の堤防長四十二間。赤生津村字一番江の堤防長六十間。淺水村地内に於ても數ヶ所壞決し。且米谷村の如きは。防禦術盡きて破壞眼前に在るを察し。古來の例に據り。同村の下流字樓臺の堤防を截斷した

るを以て。同村の被害は唯田畑のみに止まりしと。而して上沼村に於て流失せし戸數二十餘戸。沼に變じたる畑宅地十七町歩餘。荒蕪地に歸したる分五十餘町歩。今倘同村に一町七八反歩の沼を貽せり。之を冠水沼と云ふ。又桃生郡に於て。鹿又村字新田の堤防押切れ。爲めに田畑二十餘町歩荒廢に屬せり。牡鹿郡に於ては。石卷市街は舟を泛べて往來し。南境大瓜以東の村落被害最も甚しかりしと。

文化元年十一月四日の洪水は。登米郡に於て平水より高き事三丈九尺。上沼村字小塚の堤防長五十二間。鴇波村字白鳥の堤防長二十間。赤生津村字一番江の堤防長五十間餘破壞あり。米谷村に於て前回の例に據り。又字樓臺の堤防を截斷したるを以て。幸に大害を免るゝを得たり。而して上沼村に於て流失したる戸數一戸。沼に變じたる宅畑地四反五歩。今倘八畝歩許の沼を貽せり。之を押切沼と云ふ。

文久元年十一月三日の出水に。本吉郡柳津村の堤防十一間押切れ。田畑の作物夥しく流失し。人民大に困窮す。是に於て地頭より救助米を出し。粥を煮て罹災民に與ふるに至れり。明治元年六月七日の洪水には。牡鹿郡石卷市街は。舟を泛べて通行したりと云ふ。

同八年七月三日の洪水には。登米郡西郡村字内の目の堤防五十間。字安場の堤防百五十間。嵯峨立村字大清水の堤防六十間。字川端の堤防六十五間。上沼村彌勒寺の堤防三百六十間。字双防の堤防三十八間。字大泉の堤防五十八間破斷し。米谷村にては。字根廓より樓臺に至る間に於て。二十三ヶ所を掘斷り。其他淺水村字卷川前。鴇波村字境澤の內三本楊。赤生津村字一番江・二番江・三番江・字切津堀字二ッ谷の內。新土手にて延長二百四十餘間破斷し。登米郡內沿川各村に於て。流失したる戸數は。六十五戸死者一名。田畑作毛の水害頗る夥しく。又沼に變じたるは上沼村字彌勒寺にて。一町三反歩。字双防にて一町四五反歩。

字大泉にて八九反歩。田畑宅地の荒廢に屬したるもの。上沼村字彌勒寺にて凡七十町歩餘。字双防にて百八十町歩。字大泉にては八十八町歩。櫻場村にて十八町歩餘に及。本吉郡麻崎村にては。堤防四ヶ所延長八拾二間押切れ。耕地凡四町歩荒廢に屬し。人家百六十三戸大害を被むり。水澤縣より罹災者救助米を給したり。同所に於ては。水量平水より高き事二丈餘に達せり。桃生郡に於ては。倉埣・福地・相野谷・橋浦の各村堤防破壞し。及牡鹿郡の內水害も粗登米郡と伯仲せりと云ふ。而して明治十一・十二・十三の三ヶ年にも。多少出水なきにあらざりしかども。記するに足るべき被害の箇所は無かりし。

一同上河狀の變換。

本項上流に關しては。第一項(幹川成立)の下に記述したる事實にて御了知相成度。但下流流末は。古來本吉郡追波濱を以て河口となしたるも。彼の中世石卷港は。分流線を鹿又に於て開きたるより。左派川は自緩流となり。川底年々淺きを加へ。何時となく追波・吉濱・月濱の三濱を過ぎ。退く事三十餘丁。遂に立神濱前を以て川口と爲すに至れり。

一運河用水に本川を利用する箇所。附樋門等著名の工事。

運河は北上運河あり。本川筋牡鹿郡蛇田村。字高屋敷に設けたる石井閘門に起り。桃生郡濱市村船溜閘門に達す。此長三里十丁にして。東名運河に接し。同運河は長一里弱にして。松島灣の一隅東名濱に至り海に通ず。北上運河は明治十一年。內務省直轄起工。同十四年落成。同二十年度より本縣の管理に屬す。

一用水及樋管は。登米郡上沼村なる平堀。及大水門の外數十ヶ所あれども。特に記載すべき程のものなし。但右二ヶ所に係る記事は。第三項に揭げたるが如し。

一陸地の川成。及新田開發の年月來由。

登米郡に於ては。西郡村字安場の內曲袋の地。(地積詳ならず)は第三項に揭げたる如く。慶長元和間地頭伊

達宗直。本川水路變更の際。堀割たるにより川成となる。又享和二年以來毎度の出水に。耕地潰缺し(年月不詳)漸次川敷に變じたる分を取調ぶるに。米谷村覺仙にて七反歩許。字根廓にて一反歩許。字惡戸にて三反歩許。字金谷にて一反歩許。字野地にて一反歩許。字六反にて一反歩許。鵜波村字境澤にて畑六反歩許。赤生津村字川前にて。畑十町歩許。峨嵯立村字二郎根にて。畑六町八反歩餘。

本吉郡内に於ける。沿流陸地の川成は。舊記により取調難し。

桃生郡も同上

牡鹿郡も同上

登米郡内に於ける。沿流地新田開發は。寛永年度以來淺水村に於て。田畑十八町一反六畝歩餘。登米村にて田畑六十三町七反六畝歩餘。日根牛村にて田畑四丁九反八畝歩餘。(但年月來由不詳。)上沼村にて畑八反六畝歩。(但年月等同上)近年同村小學校の學畑となれり。

本吉郡に於ける沿流地新田開發は。年月來由とも不詳と雖ども。麻崎村字大柳津園にて。田十八町五反八畝歩。字入土園にて。田九町四反歩。字橋本園にて田十一町六反二畝歩にして。十三濱村の内字小安梅にて。田畑五反七畝歩。(萬治二年三月。)字菖蒲田谷地にて。田畑七町四反七畝二十二歩。(寛文七年六月。)字泥谷地にて田二町四反一畝十一歩。(延寶元年八月。)字古川にて。田畑六町二反四畝六歩。(延寶三年三月。)字秋冠にて田畑五町四反二歩。(元祿十年九月。)字舟戸澤にて。田畑二町二畝十四歩。(寶永二年八月。)

桃生郡に於ける。沿流地新田開發は。天正十九年・文祿元年・寛文三年三度に。鹿又村地內各所に於て。田畑四百五十一町九反五畝歩。寛永九年に。橋浦村字大須・中津山村字新田・字神取・字高須賀の曠原に於て。三百餘町歩を開拓し。正保元年及明暦年間に。和淵村字新田の地若干町歩。文政年間中島村・中野村の。荒蕪地若干

歩を開拓し。良田を得たり。(來由不詳。)
牡鹿郡に於ける沿流地新田開發は。舊記なきを以て取調難し。
一水源山地の形況。付土砂流出の狀況。
本川水源は。他縣に在るを以て。之に係る說明は。茲に贅せず。而して西岸は。山脚にあらざれば卽堤防なるを以て。平時は土砂の流出せるを見ず。唯多少是なき能はざるは。支川出水の際及本川沿岸潰崩の際のみ。然れども是等流出の量を。知り得べき統計等の材料なければ。取調ぶるに由なしと雖ども。概して言へば。古來本川河底の埋高みたるは最も著しく。古老の言ふ所に從へば。石卷に於ては往時は。千石船の同港内に入泊したるも。近來川口淺瀨を生じ。自由の出入なり難しと。又登米郡米谷村邊にて。往時は戶内より船帆の上下するを見たるも。今は船體を見得るに至れり。又鹿又村より石卷港右流川を堀設せざる前は。本吉郡追波濱は。北上川の川口にして。當時同所は數十尋の深さを有ちしも。新流川の開設後は。分流口より下流は漸次大に緩流となり。爲めに川口は三十丁餘退き。立神濱を以て川口と稱するに至れりと。又曰舊藩の時代に在りては。時々石卷川口の堆砂を浚疏したるを以て。海潮の逆衝は。今昔殊異なきも。當時川口の漸塞を訴へざりしは。今は浚渫の事なきを以て。卽現狀を呈するに至れりと。又曰天保二年。舊仙臺藩士眞山八郎右衛門。(郡奉行)横尾牛之丞。(代官)等藩命を奉じて。桃生郡中津山村字神取。八反崎の明神堰を堀鑿して。直流と爲せしより。水流頓に急激を致し。兩岸屢々潰崩せしむるに至れりと。右諸說あり。然りと雖ども。今後全川の改修を漸成するに至らば。河心一定し川底自ら漸深を見るを得べし。
一水利上に付ての制限約束。
本項に關しては。明治十七年六月。本縣甲第五十九號布達あり左の如し。(但令布達の各條は。本縣違警罪目を敷衍說明したるに過ぎざるにより。本年六月縣令

第五十三號を以て之を廢止すと雖ども、達警罪目は不日之を改正發布の積）

明治十二年。甲第二百二十五號布達。堤防・道路・橋梁・保護規則別紙之通改正す。

右布達候事

河海・堤防・道路・橋梁・保護規則

第一條　河海・堤防・道路・橋梁は。渾て此規則に依り保護すべし。

第二條　保護方法は。慣行に依り地元町村。若くば流域內利害關係ある。各町村組合の負擔たるべし。

第三條　從前組合ある各町村は。都て其慣行に依ると雖ども。新に組合を立て。其方法を設けたるときは。郡區役所へ屆出認可を受くべし。但從前組合各町村も。亦此際本文に依り認可を受くべし。

第四條　保護負擔の各町村は。地方税支辨に屬する河川。及港灣橋梁と雖ども。小破あるときは。其町村限り時々修繕を加ふべし。

第五條　河海・堤防の定式急破修繕を除くの外。上置腹付等の豫防工を施すべし。

第六條　河溝水源に關する場所は。土砂扞止の工を施すべし。

第七條　橋杭又は塵除杭に流れ掛る土竹。若くば塵芥の類は。其時々取除くべし。

第八條　流域內組合各町村は。非常洪水の節は。合圖次第各持場へ馳付。防禦を爲し警察官吏。若くば係官出張の上。其指揮を受くべし。

第九條　非常出夫。及防禦に屬する要具品等。差出方は組合町村に於て。適宜其方法を設け。兼て戸長役場。及最寄警察署へ屆置くべし。

第十條　保護に屬する一切の費用は。渾て慣行に

依り受持町村。又は組合町村の協議費たるべし。

第十一條　堤防・道路・橋梁等に於て。左の所業を爲す可らず。

第一　道路堤防へ竹木。或は菽麥蔬菜の類を種藝し及び敷地を侵鑿する事。

第二　官有の堤防・川敷等を借用し。許可外の事を爲す事。

第三　官許を得ずして。道路・堤防・溝渠を變換し。又は官民有地に拘らず。堤脚十間際通り以内の地に於て。妄りに土砂等を堀り取る事。

第四　官許を得ずして。堤腹等に通路を設け。又は妄りに通行して妨害を爲す事。

第五　官許を得ずして。水車を設置し及流水を爲す事。

第六　官許を得ずして。猥りに河岸場を設くる事。

第七　河川の流心に於ては。地盤の官民有に拘らず。妄に杭柵等の構造を爲す事。

第八　樋管水門。又は井堰等を毀損する事。

第九　禽獸の死屍を河川に投棄し。又は堤防及河溝へ塵芥等を。猥りに投棄する事。

第十　自己に用水河溝に。井堰を設け爲めに路上に氾濫せしむる事。

第十一　測量杭及標旗等を毀損する事。

第十二　官許を得ずして。河川に梁簀建或簀張を設くる事。

第十二條　前條に背きたる者は。違警罪を以て罪せらるべし。

而して捕漁に關しては。沿川各村一村或は數村なり。古來組合を立て組合には。漁具季節の制限の嚴重なる事。今日の遠く及ばざる所にて。當時其組合漁民は。此慣行を押透すには。如何なる手段をも用ひたりさ

云ふ。然れども。維新後漸く放弛の姿となり。強て此慣行を破んと企るものあるに際し。組合漁民は之を禦ぐに。舊手段を用るを得ず。復如何ともするに由なく。漁利爲めに漸衰の勢を引致するに至りしかば。近年縣廳は專ら恢復に盡力し。有志者亦乏しからず。本年始めて沿水各村は。捕漁・採藻組合規約を嚴定し。縣廳の認可を得て。舊藩政の慣行及近時の改良方法を纒めて。之を實行するに運べり。

一水利上に就ての紛爭及異事。

明治九年桃生郡長面濱と。本吉郡追波月濱兩濱等の間に。漁業上より本川の境界論を生じ。久しく訟廷を煩はせしが。遂に中流を以て村界を限り。鮭漁は兩村互に入會と爲す事に確定の上終局せり。又數年に亘りし。牡鹿郡の小引網・流網兩營業者の葛藤は。明治十六年に至り。小引網は晝間。流網は夜間に於て之を施す事に和決し。爾來紛爭を生ずる事なし。尙ほ此他各地漁業上等の水利に關しては。古來種種の紛爭異事も。ありたるべしとは考ふれども。之を探ぐるに由なし。

一水路運輸に係る物產の種類。

米を最とし。其他諸穀物・魚鹽・薪炭・木材及雜貨とす。

一運輸業の起原及其盛衰、

本川往古は。通船の便極めて乏しかりしが。慶長元和年間。舊藩祖伊達政宗が。造船舟夫等の諸工手を上國より雇入し。其貢米及封内の海陸諸物產を。江戶其他の諸港に輸出し。並に他方の物產を輸入するの便を開かれし事を圖りしに起因し。尋で鹿又村石卷港間の派川堀鑿。及登米・本吉・桃生三郡間の激流。改修の工事を經て。平滑の航路を得たるに大成し。自後一盛一衰を經て。明治十二年以來石卷より。岩手縣下狐禪寺河岸にて。小滊船の航通を始めしより。又一段の便利快速を得たるが。航路中處々に淺瀬多く。屢〻困難と戰はざるを得ず。併ながら追波・鹿又間は。古來通航したるものゝ如し。其起原の如きは知るべからずと云ふ。

一舟楫の通塞及通船の大小吃水。

石巻近傍は。諸船舶を快運す。唯川口に至り千石以上の和船。百噸以上の滊船は。航通し難し。鹿又村字大巻前。及字梅木・和淵村字梨木瀬の三ヶは。減水すれば則通船に不便を與ふ。其他に淺瀬の箇所尚多しと雖ども。此間を以て最難所とす。故に本川全線（姑らく石巻より。岩手縣下狐禪寺河岸までを云ふ）を航する船舶は。和洋形とも。其吃水三尺以下のものにあらざれば。出水の時の外直ちに船底を毀損すべし。但し大小には關せざるなり。極寒に當りては。鹿又より上流結氷の爲め舟を通せざる事あり。渡船爲めに廢し。人馬氷上を通行するに至る。

一生魚の種類漁業の盛衰。

本川の生魚は鮭を第一とし。鱒・鰻・鱸・鯉・鮒・鮎・鯰・鯎。其他雜魚にして。兩川口近邊には。鰈・鯔等海魚も亦之れに居る。漁業の盛衰の如きは。一盛一衰年度を詳にせずと雖ども。近年荐に水産の繁殖を圖ると。漁具の益々改良するに從ひ。漁獲頗る多しと云ふ

一橋梁・渡津の最便利を與ふるもの。

本川管内の全線。古來橋梁なし。明治十五年に至り。石巻港中町より中瀬。（第三項に掲る石巻の中瀬を云ふ。）を經て湊村田町へ架し。（但從來渡船場の有りし所）大に交通の便利を増せり。橋名を内海橋と云ふ。石巻住吉神社の前に渡津あり。湊村及大瓜村落に通ず。袖の渡と云ふ。古歌多し。桃生郡内には。渡船場拾五ヶ所あり。最も便利を與ふるものを。中津山村字神取渡。和淵村字和淵渡。鹿又村字天王渡。及字梅木渡の四ヶ所とす。本吉郡内にては。月濱より桃生郡長面濱へ通ずる渡津あり。便利なり。登米郡内にては。嵯峨立村字清水。字嵯峨の二ヶ所。西郡村字西郡に一ヶ所。上沼村字川缺に一ヶ所。櫻場村字堀米に一ヶ所。米谷村に一ヶ所。登米村に一ヶ所。楊波村字楊波。及字白鳥の二ヶ所。赤生津村字加賀巻。及字新田の二ヶ所の十一ヶ所。中最も便利なるものを西郡渡とす。

附

北上川支川。

迫川

迫川の上部は。三支川に起る。之を一迫川・二迫川・三迫川と云ふ。(其沿革は。支川の部に載す。)栗原郡白幡村字德富にて。一・二兩迫川相會流し。始めて單に迫川と稱す。而して同郡姉齒村字木梨平に至て。三迫川を併せ。登米郡北方村字西館にて。荒川(荒川は同郡新田村地內。伊豆沼より二線の源を發し。相合して北方村字西館にて。迫川に入る。延長四千二百三十五間。沿川頗る水害多し。)を合し。同郡加賀野村字蟹甲にて。夏川(其沿革は支川の部に載す)を合し。遠田郡猪岡短臺村に至り。北上川に會す。而して其頭部栗原郡白幡村地內。始めて單に迫川と稱する所より。流末まで長凡十三里。

川幅。栗原郡白幡村字德富より。同郡大岡村等を經て。同郡若柳村字三方島。(栗原登米兩郡境の所。)に至る四里十三丁は。最廣所三百八十尺。最隘所百七十尺。平均二百五十尺。若柳村字三方島より。登米郡石越村字大埣に至るの間は。最廣所二百四十尺。最隘所百五十尺。平均百八十尺。同郡加賀野村字熊野堂より。同村內熊野堂に至るの間は。最廣所三百尺。最隘所百八十尺。平均二百四十尺。同郡北方村字館ヶ袋より。同村字大東園に至るの間は。最廣所二百七十六尺。最隘所九十尺。平均百二十尺。同郡森村字越戸より。同郡吉田村字地藏川園。(若柳村字三方島より。此處に至る凡三里。)に至るの間は。最廣所百八十尺。最隘所百二十尺。平均百五十尺。同郡西野村字穴山より。同郡中津山村字鈴掛。(吉田村字地藏川園より。此處に至る凡三里二十丁。)に至るの間は。最廣所三百尺。最隘所百八十尺。平均二百四十尺。同所より遠田郡太田・吉住等各村を經て。同郡猪岡・短臺村地內流末に至るの間。(此間凡二里)は。最廣所二百四十

尺。最險所百三十二尺。平均百八十六尺。

堤防及川底竝水量。栗原郡白幡村字德富より。姉歯村地内三迫川落合口に至る。凡七十丁は堤防強固にはあらざるも。水害を受くる事稀れなり。同所より若柳村字三方島まで凡八十七丁は。兩岸とも可なり。強固の堤防あるも。大水の際往々潰缺し多少被害を免れず。此間川底は主もに砂利細沙より成り。常に水深四尺高水深十五尺に達す。又此間字二又淵。字大日淵あり。平時深十五尺を有す。字大卷及新岸の二ケ所は。淺瀨にして涸水の際は。小舟の外通ずるを得ず。若柳村字三方島より。下流は川底概して細沙又は泥沙にして。間々砂利を混ず。而して東岸は。登米郡石越村南谷地より。同村字大埣にて長二千三百六十二間。極めて薄弱の堤防あり。而して堤内に溢川。(栗原郡若柳太田·武鎗等の各村より合流し來る惡水路。)と稱する惡水堀ありて。霖雨の際迫川の逆水を防ぐ爲め。閘門を設け置けり。故に閘門を閉る事數日に渉れば。耕地水腐害甚し。登米郡加賀野村地内に。長千二百五十七間餘。強固の堤防あり。同郡北方村字菜園より。字袋向に至る長千百五十七間の堤防は。概して堅牢なるも。此間字畑中及袋向の堤防は。薄弱にして堤身五分以上の出水には。漏水の患あり。同郡森村地内は字越戸より。下千四百間は強固なれども。其他は薄弱なり。爲めに。堤身八分以上出水するときは。漏水して堤内の耕地水冠の害を受く。同郡吉田村地内の堤防。(長千二百二十間)も薄弱なり。同郡西野村字穴山より。中津山村字瀨ケ崎にて。堤防五千三百餘間。概して薄弱なり。瀨ケ崎より同村字柳淵にて凡一里半は。山沿にして堤防なし。同字山崎より字大貝の内古切戸にて。七百十八間の堤防あり。概して薄弱漏水及破壞の患あり。次に登米郡内西岸は。北方村字三方島の内大槐より。字一島

園に至る二千六百八十六間。字泥內より假屋水門。(荒川の落合口にあり以て迫川の逆流を防ぐ)に至る六百三十間。同所より字內町園に至る。千五百七十間。(此間字內町園の內字合門より字窪にて九十間は山沿にして堤防なし。)同所より森村堺にて。九百四十六間。合して五千八百三十二間餘は。北方村地內に屬する堤防にして。此間字下葉・別當・泥內等は。薄弱にして堤身五分以上の出水には。漏水の患あり。其他は稍强固にして水害を受る事稀なり。南方村地內には。七千八百餘間の堤防あれども。皆薄弱にして破壞の患あり。數年毎に多少の水害を免れず。以上登米郡本川の水量は。常水は概して三尺乃至五尺の深を有す。高水は深二丈餘に達す。而して北方村字北浦に長百餘間の淺瀨あり。字佐沼園に長七十間幅三十間許の中洲あり。次に遠田郡內西岸は。蕪栗村より猪岡短臺村流末に至る。六千百二十二間は。川底は概して登米郡內に異ならず。而して西岸は概して强固の堤防あり。水害を受くる稀なりと雖ども。東岸は谷地に屬するを以て。漲流の橫溢に放任す。常水深八尺高水二十尺に達す。(以上何れも概測に據る確定のものと爲すを得ず。)

古來領主地頭。天正以前は。本川沿流概ね葛西左京大夫の所領に屬す。天正以後は維新の際まで伊達藩封地に屬す。其區分左の如し。但直支配の外皆同藩臣の釆地なり。

直支配

栗原郡　畑岡村　大岡村　若柳村

登米郡　南方村　石越村　中津山村　西野村
　　　　吉田村　新田村

遠田郡　蕪栗村　小里村　大田村　吉住村
　　　　箟嶽村　猪岡短臺村

亘理伯耆領

登米郡北方村
笠原内記領
同郡石森村
高泉源三郎領
同郡加賀野村　田沼村
伊達筑前領
同郡　森村

古來治水方法等。本川古來治水方法は。粗幹川北上川に異なるなし。然れども所謂隨築隨潰堪久の効なければ。明治十四年以來。各所に粗朶工を施し。漸次全川の改修を遂げんとす。而して著名工事の如きは。河狀の變形によりても。其必ず數回の大工事ありしや疑ふべくもあらずと雖ども。唯其年代等の詳細を徵すべき舊記なきを憾むのみ。尙河狀變換の項下に說くを參照せらるべし。然し其工費負擔方の如きは。北上川の調に載せたるものに同じ。

洪水及被害　近古洪水ありたる年月を取調ぶるに。享保十三年七月。天明四年七月。享和二年六月。同三年五月。文政十一年七月。同十二年十一月。天保十二年七月。安政六年六月。明治八年七月。同十一年八月。同十二年八月にして。概ね常水より十餘尺の高に達す。處々の堤防破壞し。家屋田畠を流し。被害最も甚しかりしは。今尙口碑に存す。

古來河狀の變換。其年代は詳にするを得ずと雖ども。本川は往古大改修工事を經たる事。其河狀の屈曲限なく天然の流形を失ひたるを見ても明瞭にして。其水運の便北上川に亞ぎ盛大なる所以のもの。職として流容の屈曲宜しきを得。舟楫に適當の水深を有たしめたるに由らずんばあらず。而して其栗原郡及遠田郡に屬する。部分の詳說を得ずと雖ども。登米郡內流域の如きは。往古は其流脈加賀野村と北方村との堺なる。北方村字本郷の內字卷上の頭部より東に向ひ。凡三百

間。許加賀野村字細谷大脇に至り。同村字中島囿。北方村字卷の上囿の間を西に向ひ。北方村字卷の上なる荒川の落合口迄。凡百五十間を過ぎ。南に向て同村西館囿と。加賀野村字中島囿の間を流るゝ事。凡百間許。北方村字西館の內土手前に至り。又東に向ひ同村字丸子囿に至る。凡千間(此所古川の形跡今尙存せり。)夫より南に向ひ。又西南に迂曲する事凡六百間許にして。森村と北方村との堺なる。北方村字下屋敷內二ッ橋に至り(此間は目下田畑に變じ。全く古川の痕跡を留めず。)南に向て森北兩村界なる。北方村字南駒木袋に至る。凡八百間。(此間は現今田畑に變せりと雖ども。稍古川の遺形を知るを得。)にして西に向ひ。同村字大東に至る凡五百間。(此間も現今田畑に變じたり。)夫より森村と南方村との界なる。南方村字南元丁囿より。又西に向ひ又東に折れ。同村字本鄕の寺袋に至て現川に出で。夫より下流は西野村字川岸場より。北に向ひ西に廻り。又同村字砥落にて尙北に向ひ。又西に廻り。又同村字橫前にても。同樣北に向ひ西に廻り。數回迂曲して。同村中津山村との界に流出し。中津山村字古落口曲戸と稱する所より。南に向ひ同村字新落口へ曲流し。同村字成田囿より西して。南方村に出で。同村字西鄕にて數回屈曲し。大凡二里許迂回して。中津山村字齋藤の卷に至り。現川流脈を通過したる者なるが。極めて緩流にして水害多く。且つ舟楫に不便なりしかば。(年代詳かならざれども。)北方村字中島より南に向け。佐沼驛の中央を通じ。同村字大東の內越戸までの間。延長千間許を現川の如く稍直線にし。又南方村字南元丁より。同村字寺袋にても南に向ひ稍直線にし。右寺袋より西の方に向け。中津山村字成田の對岸なる。南方村字大袋前へ鑿通し。凡二里許迂回し。(前に記する二里迂回云々と同流脈なりと知

るべし)中津山村字齋藤卷より現川の如く。流下せしめたりしに。南方村の水害尙甚しきを以て。天保年間に至り。中津山村字成田より西南に向け。同村字齋藤卷へ長千間許。直線に新川を堀り字齋藤(新川尻と稱す。)にて舊流線に合し、稍水害を輕からしめるを得たりと云ふ。又加賀野村字蟹甲より南へ。北方村字菜園に至る間。長凡三百八十間をも。現流の如く新川を堀鑿したりと云へり。又遠田郡内に於ても。往時は太田村より吉住村に。連亙する山脚に沿ふて直流したるが。人工を以て現形の曲流を爲せりとの口碑あり。

運河及用水等。本川には運河なし。用水は北方村字三方島に在るものを最も著大とし。是は毎年六月より九月までの間。本線を締切り森村。外五ヶ村の水田を養ふものにして。樋管及水門は。七八十ヶ所の多きに至る。皆灌漑用水及惡水拔通流留に用ふるものにして。其關係頗る廣し。

流域中の村數等。本川は栗原登米、遠田の三郡を貫流し。其流域に關係の村數は。二十ヶ村戸數は六千五百六十戸。舊草高は六萬四千六百十六石八斗八升。地味は米に適し其他桑麻等を産す。

陸地の川成及新田開發。栗原及遠田の二郡内の分は。知るに由なし。登米郡に屬する部分は。前述北方村地内等にて。新川を堀割たるにより川成に變じたるは。同村字桑園にて一町九反許。中島外四ヶ所にて十餘町歩。新田村字蒲園にて二町七反歩許。森村にて九町二反五畝歩。中津山村字足洗にて四町二反歩許。同村字千貫にて六町七反歩許。西野村字川岸場にて一町歩許。字砥落にて八反歩餘。字横前にて一町八畝歩許なりと云傳ふ。而して寛永年代以降。追々新田を開發せし箇所は。北方村字三方島の内。字皿沼にて凡二十町歩。新田村字茂栗にて七町五反歩。字品崎にて

四町五反歩。字西坂戸にて二町歩 字内浦にて十町歩許。森村字谷地にて凡十二町餘。西野村北堤外字川岸場にて六反五畝歩。字砥落にて一反五畝歩。字横前にて五反三畝歩なりと云ふ。

水原山地の形況等。 水源は三支川に屬するを以て茲に揭げず。然れども。出水每に水原あり。本川に流出する所の。土砂頗る多量なるが爲め。追年寄洲を增し且川容を縮ずるに至る。

水利上に就ての制限及異事等。 本川に於ては本項に付て記すべきものなし。

本川運輸上景況。 本川に於て運輸する物貨は。米を最とし豆・麥・鹽・薪・魚炭・木材・生絲等之に亞ぐ。而して全川凡十三里。涸水の際を除き。百五十石積以下の和船通ず。（盛酷寒の季四五十日は結氷の爲め。又六月上旬より九月上旬までの間は。北方村字三方島堤へ用水を引く爲め通船するを得ず。）運輸等の起原詳かならずと雖ども。逐年盛なり生魚・鯉・鮒・鰻・鯰・鮭等なりとす。

橋梁及渡津。 橋梁は。栗原郡若柳驛に一ヶ所。登米郡佐沼驛に一ヶ所あり。最便利なり。渡津は若柳驛に二ヶ所。登米郡南方村に二ヶ所。同郡中津山村に三ヶ所あり。何れも便利の箇所とす。此他尙數ヶ所の渡船場あり。

迫川支川。

夏川。

夏川は。源を栗原郡津久毛の山中に發し。微々たる細流にして。陸羽街道（國道）同郡澤邊驛の北端を過ぎ。同郡有賀武鎗の二村を經。漸く水量を加へて。岩手縣盤井郡油田村に入り。同郡永井村を經て。登米郡石越村に入りて西南に走り。同郡加賀野村字蟹甲に至りて迫川に合す。武鎗村岩手縣界より。上流は未だ其里程を詳にせず。登米郡石越村岩手縣界より。加賀野村字蟹甲合流口までは。流長凡百丁餘。川幅の最廣所百五十尺。最險

所六十尺にして。西岸の堤防概して薄弱。且迫川出水に際すれば。逆水侵入し堤防に溢るゝを以て。沿堤の耕地水害を被る事甚しきは。一ヶ年間六七回に及ぶ事あり。常水深四尺。高水一丈四五尺に達す。冬季を除き小舟を通ず。其川容は古來變遷を經たるの跡なく。古來の治水方法等は。概して迫川と異ならず。其他記すべきものなし。

迫川と支川。

一迫川。

一迫川は。古昔照井川とも稱せり。源を栗原郡沼倉村栗駒嶽の南麓に發し。同郡花山村字田代に至るの間。行々無數の緩流を合はせ。稍巨流となる。同所より同郡眞坂村字伊豆野堰に至る。凡四百七十八丁の間。川底岩石にして往々砂利。又は細砂を見る。川幅平均九十尺。最廣所百九十二尺。最隘所六十　尺。西岸概高崖間々堤防あり。字伊豆野堰より。同郡宮野村字大佛に至る。百六十五丁の間は。川底砂利にして。洪水毎に流形を變ず。川幅平均三百三十尺。最廣所五百四十尺。最隘所百二十尺。兩岸山脚多く處々薄弱の堤防あり。洪水には極めて危險動もすれば破壊し。耕地家屋等甚しき慘狀に罹　事。古來頗る多し。常水深二尺高九尺。此間字亂場澤。及字山館淵は殆ど十五尺の深を有す。字川端・川原・字上川原・字久傳河原。字姫松下・字梁場の七ヶ所は。成瀬にして通船に困難を與ふ。宮野村字大佛より。同郡白幡村字德富。（二迫川と會流する所）に至るの間。百十三丁は川底概ね粘土にて。上層は細砂に覆はる。川幅概ね百八十尺にして。大なる廣狹なし。南岸の堤防は強厚にして。水害の虞なしと雖ども。北岸は處々薄弱の箇所あり往々破決す。常水深四尺高水十五尺に達す。此間字姥淵字卷の上字盤淵の三ヶ所は。平時深き事殆んど二丈餘あり。字九左衛門河原・字中河原・字泥河原三ヶ所は。淺瀬にし

て常水には五十石積以上の和船を通ず。

古來の領主地頭。往時は栗原郡を分ちて。一迫郷・二迫郷・三迫郷に區々地頭を置く。泰衡亡て千葉葛西の二家之を領し。天正以前は大崎義隆之を領し。天正以後は伊達政宗の封内に入り。一迫川流域中。花山村字田代より。金田村字島體までは。其家臣遠藤允信。字島體より宮野村字留場橋までは。同白河村親。字留場橋より白幡村字德富までは。同黑木大丞の采地なりし。

治水方法等。迫川の調に記したるものに異なる事なし。而して明治十四年。眞坂村字淸水袋堤防に。粗朶工を施し。其潰缺を遏止するを得たり。

洪水及被害。天明四年七月。享和三年五月。天保十二年七月。安政六年六月。明治八年六月の洪水を以て。近古以來の最大洪水となす。沿流の被害甚しかりしと云ふ。

河狀の變換。本川には差したる大變換なかりしと云ふ。

運狀變換。本川には運河なし。用水は眞坂村内字淸水ヶ袋に一ヶ所あり。伊豆野堰と云ふ。水下は十ヶ村にして。水路長九千七百六十八間。之より灌漑する耕地は。舊草高一萬六千百十九石餘なり。正保三年。伊達忠宗(伊達政宗之子)の開造する所に係る。從來本川の出水毎に水害甚しかりしが。明治十四年同所に粗朶工を施して。川容を改修し水門を改造せし以來舊患を一掃せり。

水利上に付ての制約等。特に記すべきものなし。

流域中の村數等。流域は栗原郡内十ヶ村に亙り。戶數二千四百四十八戶。舊草高二萬三千九百七十九石八斗五升。地味は粘土・壚土・赤土・砂土の四種にして。植物は米・麥・豆・粟・藍・烟草・繭諸樹木・蔬菜なりとす。

川成及新田開發等。安政六年及明治八年の洪水

に。眞坂村字淸水袋の宅地。字土手側及字道海浦の耕地。柳目村字曾根の耕地。字上川原の宅地。字花畑及古川原の耕地。莅草生地は川敷に變じ。（段別詳ならず。）而して明治三年に於て。花山村字向原一町八畝二十一歩。同年十月。同村字川原一町二反三畝十五歩。同八年九月。同村字三ッ岩三反五畝歩。文久二年二月。柳目村字下原五反歩。新田を開發せり。

水源山地の形況等。　水源は前述の如く。沼倉村地内栗駒嶽にして。秋田縣に界する。大山脈に入込み。連山樹木鬱生降雨毎に多少の土砂を流出す。

水路運輸の景況等。　白幡村字德富より。宮野村字大佛にて凡三里五丁は。五拾石積以下の和船を通ず。同所より金田村字川口に至る凡七里は。僅に小舟を通ずるのみ。之に搭載する貨物は。米・麥・豆・魚鹽・薪炭等にして甚だ振はず。

生魚鮎・岩魚（イハナ）・山鰷（ヤマベ）・鱒・鮭其他雜魚を生ずれども。漁業盛なるに至らず。

橋梁及渡津。　橋梁は花山村に五ヶ所。金田村に二ヶ所。柳目村に二ヶ所。宮野村に一ヶ所。姫鄕村に一ヶ所ありて。何れも便利なり。渡津は記すべき程のものなし。

迫川支川。

二迫川。

二迫川は。古昔班川とも稱せり。源を栗原郡文字村揚石山に發し。同郡鶯澤村字境塚に至る。三百六拾丁の間は。川底岩石及砂利なり。川幅最廣所百二十尺。最隘所五十尺。平均九十尺。西岸とも大半は。山脚に沿て流れ。其堤防ある所は。概して薄弱にして。大出水に堪ゆる能はず。同所より同郡八幡村字上黑瀨に至る。百四十四丁の間は。川底岩石又は砂利にして。此間境塚より。同村字川久保までは。西岸山脚の絶壁に沿ふて流れ。川幅概

ね貳拾四尺にして。差したる廣狹なし。唯此間字三の澴字袋辻前の間。堤防あり。薄弱にして。連年多少の水害を免れず。八幡村字上黒瀬より。同郡姉歯村字梨木平。(一迫川の會流口)に至る。貳百拾六丁の間は。川底粘土にして。其上層は粗砂なり。川幅最廣所七拾尺。最隘所貳拾六尺。平均四拾八尺。西岸とも薄弱の堤防あれども。危險にして屢々水害あり。而して全川常水八尺。流長凡二拾里。內文字村字葛峯より姉歯村字梨木平に至る。六里十四丁は。辛じて小舟を通ずれども。處々淺瀬多くして最も困難なり。

古來の領主及地頭。本川沿の各村は。維新前盡く舊仙臺藩廳の直支配に屬したり。

同上治水方法等。迫川の調に記載したるものに。同じ。著名の工事ありたるを聞かず。

洪水及被害。洪水の年月は。一迫川の調に記したるものに同じ。被害の景況は詳かならず。

運河及用水等。運河はなし用水も著名ものなし依て記せず。

流域中の村數等。本川流域は栗原郡七ヶ村に亘たり。舊草高壹萬四千八百九拾六石九斗八升にして。戶數は千六拾戶。地味は一迫川流域に均しく。米麥豆を主とし。其他果樹蔬菜等產せざるなし。

陸地の川成及新田開發。本項は徵據の取調ぶべきものなし。

水源山地の形況等。水源は前述の如く。文字村字揚石山に發し。其山脈は東南花山村及鶯澤村の諸山に。西北は松倉村の重巒に連續し。樹木欝茂し土砂の流出多からず。

水利上の制限約束及異事等。特に記すべきものなし。

水路の運輸等。古來本川は。舟楫の便なかりしが。寛政年間仙臺藩に於て。川底を堀鑿し。姉歯村

合流口より上流六里餘の間は。五拾石積の船を通せしも。漸次淺瀨を增加して。船路を妨げ目下は。小舟通航すら困難を極むる程なれば。本川は唯木材の川下げ。及沿川耕地の用水に供するのみ。且生魚の如きも極めて少なし。

橋梁及渡津。 橋梁は文字村に一ヶ所。鶯澤村に三ヶ所。八幡村に三ヶ所。富野村に一ヶ所あり。最も便利なり而して渡津なし。

迫川支川。

三迫川。

三迫川は。源を栗原郡沼倉村栗駒嶽の東麓に發し。無數の溪流を併せ。同郡駒崎村字猪鼻に至る。凡拾里は川底岩石及砂利にして。沼倉村字瀧の原より。駒崎村字猪鼻に至るの間は。川幅最廣所三百尺。最隘所百貳拾尺。平均貳百拾尺にして。大半は山脚に沿ふて流れ。其間處々堤防あれども。薄弱にして大出水には被害屢々なり。字猪鼻より同郡大岡村字大林(即迫川に合流する處。)に至る百八丁の間は。川底粘土にして上層は細砂に覆はる。川幅は最廣所七拾貳尺。最隘所四拾八尺。

兩岸山脚及堤防の景況。 同上にして全川常水深壹尺五寸高水拾尺淺瀨多し。

古來の領主及地頭。 本川沿の各村は。維新前盡く舊仙臺藩の直支配に屬したり。

同上治水方法等。 著名の工事ありたるを聞かず。工事方法及工費負擔の區別等は。迫川の調に記したるに同じ。

洪水及被害。 大洪水ありたる年月は。迫川の調に同じ。被害の景況は詳ならず。

古來河狀の變換。 本川は古來差したる變換を經ざるもの丶如し。其流脈の多く山間を通ずるに由るなるべし。

運河及用水。 運河はなし用水も著大のものな

し。

流域中の村數等。　本川流域は。栗原郡内七ヶ村に亘り。戸數千六百八拾參戸。舊草高壹萬六千百參拾參石四斗八升。地味は粘土及砂土にして。植物は米・麥・豆・其他諸種の蔬菜・樹木等なり。

陸地の川成及新田開發。　陸地の川成は詳ならず。新田開發は元祿二年に。駒崎村字中野。享保二十年に同村字猿飛來の兩所に開墾せり。然れども反別詳ならず。

水源山地の形況等。　水源の山岳は。主もに岩石にして立木稀なり。沿川の地は近來多くは樹木を伐り盡くし。爲めに土砂流出量を頗ぶる增加せるものゝ如し。

水利上の制限及紛爭異事並運輸の事。　本項は特に記すべきものなし。本川は勿論通船なしとも云ふべき程にして。主もに木材の川下げを爲し。沿川耕地の用水に供するのみ。生魚・鮎・岩魚・山鰭・鱒・鮭の類を生ず。漁業盛ならず。

橋梁及渡津。　岩ヶ崎村に一ヶ所。及澤邊村に一ヶ所の橋梁あり。共に便利なり渡津はなし。

北上川支川。

江合川。

江合川は。源を玉造郡鬼首村荒雄嶽の諸溪に發し。荒雄川と云ふ。同嶽を迂流する事數里。尿前驛に於て鳴子山中より。來る所の大谷川を合はせ。數村落を經て同郡岩出山驛に出て。又數村を過ぎ。水源より凡二萬八千六百間。志田郡江合村にて。國道第六號線を横ぎり是より下流を江合川と稱す。江合村より凡一萬五千三百間。遠田郡内を貫流し。同郡猪岡短臺村にて北上川に合し。合長四萬三千九百間。川幅玉造郡岩手山驛玉造橋より。志田郡江合村に至るの間は。最廣六百尺。最陰百尺。平均三百五十尺。是より下流は。最廣二百四十尺。最狹三十二尺。平均百八十六尺。堤防同郡

鬼首村より。下野目村に至る。凡二萬四千餘間は。西岸概ね岩山又は懸崖にして堤防なし。同村より遠田郡猪岡短臺村合流口に至る。凡一萬九千餘間は。堤防あれども充分ならず。出水毎に多少水害を被る。

水底。 水源より岩出山驛に至るの間は。巨石砂利之を混成し。漸次下流に至り細砂を以て覆はるゝを見る。

水量。 江合村にては。常水深き事四尺高水同拾尺に至る。同所より下流は。常水三尺高水八尺。（以上何れも概測に從ふものに付。之れを以て確定のものとなすを得ず。）

古來の領主地頭。舊仙臺藩の頃。此沿川は多分藩廳の直轄にして。唯左の各村は藩臣の所領に屬したりし。

伊達彈正領

玉造郡　大崎村の內　清水村の內　岩出山村　上野目村　上山黒村の內　下一栗村　池月村の內　名生定村　大口村　鳴子村　下野目村

伊達安藝領

遠田郡　上埣村　平針村　北小牛田村　馬場谷地村　涌谷村　南小牛田村　小塚村　猪岡短臺村

大條孫三郞領

同郡　關根村　北浦村

古來治水方法等。江合川に古來施したる治水方法も。亦北上川と大差なし。明治十二年以來。各所に粗朶工を施し。漸次全部の河身を改修せんとす。工費の負擔も亦北上川の調に記せるが如し。著名の工事詳ならず。

洪水及被害。古來洪水のありたる年月詳ならず。明治七年六月大水あり沿川水害夥し。同年七月の出水は。前年よりも大水にして。民家の流失

せしもの。鳴子村に一戸。岩出山村に九戸。及馬場谷地涌谷兩村の堤防潰決し。家屋田畠の被害最も甚しかりしと。同十二年七月の洪水は。平水より九尺の增水にして。同十三年六月の出水は。同八尺の高に達し。頗る慘狀を極めたりと云ふ。而して玉造郡に在りては。稍水源に近きより。增水も速なれば減水も亦速なるを以て。下流志田・遠田兩郡の禍害に比せば。甚だ其輕きを見るなり。

河狀の變換。　玉造郡鬼首村地内に於ては。重もに山間を流るゝを以て。變換の狀を認めず。其下流大口村字赤湯橋より下に。五六反歩缺落したるを見る。以下志田郡福澤村に至るの間は。到處變換を經たるの形跡を存す。然れども。其年月を詳にする能はず。又江合村より下は。往古遠田郡上埣村を貫流したるも。轉じて西岸を缺き。關根村郡内を通ずるに至れり。同郡馬場谷地村字中島町に於ても。流脈大に西傾し。又同村字砂田の南を流れ彎曲して。猪岡短臺村に出しを矯めて。直線に堀割せしものなりと云へり。故に江合川底其深く處々滙流多かりしも。今は是等の古容を存せず。從て土砂堆塞して深底の場所あるを見ず。

運河及用水等。　江合川に運河なし。用水箇所左の如し。

二つ石堰。　其開設の年月を知らずと雖ども。本堰は玉造郡池月村字上宮より。江合川を堀割り。(其上流を井戸江川と云ふ。)同村外四ヶ村の耕地に引用するものにして。水路長四千參百貳拾間水下耕地の地價。金拾萬五千四百四拾八圓貳拾四錢。

大堰。　開設年月同上本堰は。玉造郡岩出山村字上河原より。本川を堀割り。(其上流を內川と云ひ。流末を緒絶川と云ふ。)志田玉造兩郡參拾壹ヶ村

の用水に供す。水路長九千五百貳拾九間。水下耕地の地價。金七拾萬四千五百五拾九圓參拾八錢壹厘。

三丁目堰。開設年月同上本堰は。玉造郡清水村字成田より堀割り。(其上流を内川と云ふ。)江合川の河水を引て。玉造郡一ケ村栗原村四ケ村。遠田郡拾六ケ村。合貳拾壹ケ村の灌漑用水に供す。

(以上何れも開設年月詳ならずと雖ども。多分伊達政宗の遺業にして。卽慶長・元和間の起工なるべしと云ふ。)

右の處本川に樋管を伏せ。用水を引くもの遠田郡鶴ケ埣村。北浦村等數十ケ所あり。皆通常小工事にして著名ならず。

流域中の村數等。本川流域は。玉造・志田・遠田の三郡。四拾參ケ村に亘り。戸數六千五百九拾八戸。田畑反別壹萬八百七拾八町九段貳畝六歩。此地價。金百九拾壹萬參千七百九拾五圓拾七錢にして。地味頗肥沃。穀菜植物皆適せざるものなし。

川道及新田開發等。河狀の變換に從ひ。陸地の川敷となりたるもの多しと雖ども。舊と荒蕪地なりしもの多きを以て。其反別等知るべからず。又馬場谷地村以下。猪岡短臺村に至るの間に於て。處々に川敷の新田となりたるものを散見す。然れども舊記なきを以て。區劃を知り難し。

水源山地の景況。水源の山脈。(荒雄嶽)は栗駒嶽と連亘し。樹木欝蒼山質は岩石・土砂之を混成し。且無數の溪流を受くるを以て。上流は頗る急流なりと雖ども。下流は土砂の爲め年々埋塞して淺きを覺ふ。

本川の運輸。米を最とし他の諸雜貨之に次ぐ。蓋運輸の起因は知るべからざれども。近年益々旺盛に進むの姿あり。(但汽船の航通するものなし。)而して志田村福沼村字長瀨より。下流凡一萬五千餘間は。和船百石積以下のものを通す。吃水

は二尺五寸以下なり。

生魚。　本川の生魚は。鱒・鮭・鮎・其他雜魚にして沿川漁事を以て專業と爲すものあるを見ず。

橋梁及渡津。　玉造郡岩出山驛には。舊時渡船を以て行旅の便を通ぜしも。明治十八年始めて橋梁を架す。長六拾貳間橋名を玉造橋と云ふ。此他遠田郡馬場谷地村の大橋。同郡休塚村の江合橋。及同郡南小牛田村の渡船は。最も便利を與るものなり。

北上川支川。

眞野川。

眞野川は。源を牡鹿郡の東北隅眞野山に發し。眞野村を經水沼・高木・兩村の諸溪水を合はせ。大瓜湊兩村境を貫流し。北上川の左岸に注ぐ。流線凡そ四千百貳拾間。

川幅。　眞野村より下流。最廣所貳百貳拾尺。最狹所百尺。平均凡百五六拾尺。平素緩流なれども。一朝大雨に際すれば。忽ち激流と變じ。往々堤防を破潰し。田畠に氾濫す。又其流末は北上川の逆流を受くる爲め水量の退減非常に遲し。又潮水の干滿は平均三尺にして。平水の深四五尺に達す。故に舟を行るに便なり。蓋し北上川の右派川を堀割る以前に在ては。本川は石巻湊兩村の間を流れ。直ちに海に入りたるを以て。同所袖の渡は。眞野川の古渡にして。門脇・湊の名も本川の下流に。屬したるものありと云ふ。

古來の領主及地頭。　眞野村は維新前まで。舊伊達藩臣大條孫三郎の知行所たりしも。他は沿川盡く同藩の直轄なりし。

古來の治水方法。　北上川に異なるなし。著名工事詳ならず。工費負擔の件も北上川の調に記載したる沿革の如し。

洪水及被害。　往古は詳かならず。享和二年以來の洪水は。年月及被害の景況とも。毎に北上川に

逢ふ事なしと言傳ふれども。明治十七年には。北上川に變狀なくして。本川の洪水は近年稀なる度に達し。堤防破決して沿岸田畠の被害最甚しかりし。

運河及用水。二件ともなし。

流域中の村數等。牡鹿郡内八ヶ村。戸數六百戸。舊草高六千石にして。地味は中等を占め。五穀及雜穀木材等に適す。

川成及新田開發等。取調ぶべき材料なし。

水源山地の景況。水源は初項に掲ぐるが如くにして。大雨出水毎に多少の土砂を流出すと雖ども。眞野村以下通船の流線には。甚しき害あるを聞見せず。

運輸。運輸の物産は。薪炭を最とし。米及雜貨之に次ぐ。運輸業の起原知るべからず。近年に至り益々盛なるものゝ如し。北上川左岸より。上流凡二里は二十石積以下の和船を通ず。

生魚。鯉・鮭及雜魚にして。漁業極めて微なり。

橋梁及渡津。橋梁は湊村字井内より。大瓜村に架したるもの。最も便利を與ふ。其他渡場の便利なるものなし。

北上川支川。

二股川。

二股川は水源二あり。一は岩手縣東磐井郡大籠村の山谷に發し。一は本縣登米郡米谷村の山谷に發し。同郡狼河原村(大籠村との村界)にて二流會合し同村字二股より米谷・鱒淵二村を經。同郡西郡村字川口に至り。北上川左岸に入る者にして。狼河原岩手縣界より。北上川合流口に至る。凡五里拾七丁。此間米谷村と鱒淵村との境界より。上流は川底砂石を混じ。同所より下流北上川合流口にて五丁餘は。純土にして砂石を見ず。川幅最廣所百八拾尺。最隘所九拾尺。平均百二十尺。兩岸は概ね(山崖の箇所を除く)堤あり。東岸は强厚な

るも西岸は薄弱にして。出水毎に多少の水害を免れず。而して鱒淵村より上流ば。平素殆ど乾涸し。同所より下拾丁計の處は。常水深二尺弱。同所より下合流口までの間。(二十五六丁)深五六尺より七八尺に至る。高水の極點は三丈に達する事あり。尙此間字中渡戸には。川中に長五百間幅十間許の高洲あり。故に平水の時も。流水二派又は三派に分かる。而して合流口より上流字森合まで。千五百間の間は。平常五拾石積内外の和船を通ずと雖ども。是より上流は全く通船するを得ず。蓋し本川は慶長年代までは。今の北上川筋を貫流し。本吉郡柳津村・桃生村・樫崎村等を過ぎ。同郡小船越村・相野谷村邊にて。北上川流線變換の爲め。現今流長に短縮したるものにて。今の分流口より上流には。差したる川容の變換を受けざるもの丶如し。

古來の領主及地頭。本川沿の各村は。天正以前葛西左京大夫に屬せしが。爾後伊達政宗の封内に入り。猿川原・鱒淵の二村は直支配にして。西郡村は仙臺藩臣大内省吾。米谷村は伊達筑前及高泉源三郎の釆地なりし。

古來の治水方法等。治水方法及工費負擔方法は。北上川の調に記したるが如し。著名の工事なし。洪水の年月は北上川に同じ。被害の景況は詳ならず。運河はなし用水も著名のものなし。

流域中の村數。流域中の村數は。四ケ村にして。戸數は一千三百拾三戸。舊草高は四千六百七拾八石。地味は中等に位し。米・麥・豆及諸種の樹木・芋茶に適す。陸地の川成及新田開發年月等詳ならず。

水源山地の景況。水源は全く山地に屬するを以て。出水毎に多少の土砂を流出す。即字中渡戸の中洲の如きも。流出土砂の堆積より成りたるものとす。

生魚は。鮭鱒を最とし。其他雜魚を生ず。橋梁は猿川原村に二ヶ所あり。縣道に屬せり。渡津の定設せるものなし。

北上川支川。

小川。

小川の源を登米郡日根牛村の山谷に發し。西に向て同村地内を貫流して。北上川左岸に注ぐ。長三里十二丁にして川幅最廣所百二拾尺。最隘所六拾尺平生は細流にして。舟筏を通せず村内の用水に供するのみ。川底は砂利にして西岸は。主もに山崖に沿ひ。唯幹川に近く長六百三拾間の堤防あれども。洪水を防ぐに足らず。屢々水害を受く。

古來の治水方法等。二股川の調に記するが如し。流域中の村數は。唯日根牛村あるのみにして。同村は仙臺藩臣伊達筑前の采地に屬す。戸數百五拾四戸。舊高七百六拾壹石。地味は中等に位し米等の諸穀物其他諸種の樹木植栽に適す。陸地の川底等詳ならず。流域は殆んど山地のみなれば。土砂の流出多し。生魚は鮭鱒を最とし橋梁は一ヶ所あるのみ渡津なし。

北上川古今沿革調 終

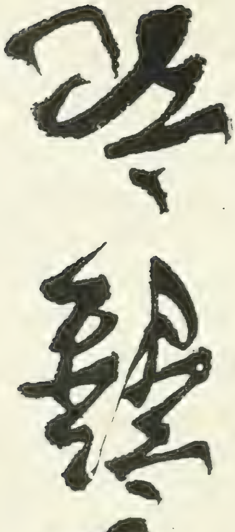

解題

廻國雜記は。聖護院道興大僧正が。文明年間の記行にして。京都を出て。若狹より加能三越二野二總常房武相甲駿諸國を經て。奥州に入り。鹽松平泉等の名勝古蹟を。探りしことを記したるものなり。斯く十四五ヶ國を遍歷したれども。其主眼は。全く鹽松間の游賞にあるものゝ如し。左あればこそ。加賀の國小金森にて。みちのくの山に花さくこがね森この里までは種やまきけん　といひ。又上野の國おしまの原にて。今日ここにおしまが原をきてとへば我がまつしまはほどそはるけき　とよみ。或は下總の國こほり山にて。宮城野の萩とて。人にみせらるゝに　みやぎのゝ木の下ふしのかり枕まはぎ折しきひとりかもねん　など口すさみたれ。且縱令桑門世外の人にもせよ。應仁の亂後にて。血腥き間を往來して。此の如き記行文を遺せしは。宗久以後の一人といふべきなり。殊に感嘆に堪えざるは其行文中。に往々詩を挿みあるの一事是なり其句調流暢にして、聊か苦澁の態なし。雲路隔蹤鴻雁行。他鄉何耐想家鄉。暗香吹斷故園雪。唯有梅花似洛陽。といへる詩の如きは。到底此時代の人の作とは思はれざるなり。これ僧正が。學問素養の存する所。特に其竺典のみにあらざるを見るべきなり。僧正は。俗姓近衞氏。左大臣房嗣卿の子にして。後に知足院と稱すといふ。

廻國雜記

道興准后

後土御門 文明十八年六月上旬の頃。北征東行のあらましにて。公武に暇の事申入侍りき。各々御對面あり。東山殿 義政 ならびに室町殿 義尚 において。數獻これあり。祝着滿足これに過べからず。翌日東山殿へ二首の瓦礫を奉つる。

千里まで思ひへだつなふじのねの煙の末に立別るとも

旅衣たつよりしぼるむさしのゝ露や涙をはじめ成らん

御返し。

思ひたつふじの煙の末までもへだてぬ心たぐへてぞやる

立かへる程をぞまたむ武藏のゝ露分衣はるかなりとも

室町殿此御贈答を聞召し及び侍りて。下されける。

思ひやれ初めてかはす言のはのふじの煙にたぐふ物さは

御使をまたせて。とりあへず。

ふじのねの雪も及ばず仰ぎみる君がことばの花にたぐへて

禪閤 房嗣 今年は八十五にてまし〱けり。此度の行末樣々留めさせ給ひけれども。我身已に耳順ふ齡に及び侍れば。行歩もいよ〱かなひがたし。かくていたづらに明し暮さむ事もそらおそろしく侍れば。嚴命に應じ侍らぬことのみ苦しく侍れども。すでにあひ定侍るうへは力及ばず。去程に馬のはなむけとて骨肉皆々來り集り給ふ。禪閤より使を給りて。老屈のしきにて合期しがたく侍れども。餘りになごりもせちに侍れば。是迄皆々の跡を慕ひ侍るよし承はりて。盃酌の席に出給ふ。やゝありて盃のひまによみて給ひける歌。

身は老ぬ又あひみんもかたければけふや限の別成

らん

あはれさ肝に銘じて。滿座の老少感涙にたへず。返歌すべきよし侍しかば。かの在中將が老母。長岡にてのふることゞ。ふと心に浮び侍れば。

君が爲千世もといのるしるしあらばさらぬ別を神も憐め

同十六日早朝に。なか谷の蓬蓽を立出て。大原越に赴きけり。とし月馴し柴の庵。しばしばかりの名殘さへ。立別るゝは心細きに。あだしよの習ひといひ。身既に老後の事なれば。立かへり住居すべしともたのまれず。池の邊にたゝずみて。

住なれしこの山水の哀れわかさそはれ出る行衞しらずも

大原まで皆々うち送に來侍る。中に乘々院法印經親。神明の拜殿にて。わりごなど携侍りて。數刻興を催し侍りき。此社頭は伊勢にて渡らせ給ひけるとなん。西山の大原を思ひ出て。神殿に法樂し奉りける。

大原の神は天てるかけなからたのむはる日も同じ光を

葛川を一見してよめる。

白露の玉まくくずのかつら川くる秋にしも我はかへらん

今宵は朽木に泊りて。いつしか故郷も遠ざかりて。われ人心細く侍れば。

浮世をばわたりすてゝも山川や朽木の橋に行かゝりつゝ

これより若狹國小濱にいたる。曹源院といへる禪院に宿す。兼てより武田大膳大夫入道申つけられしとなり。彼寺は先年順禮の時も立寄けるよし申人あり。よくも覺え侍らず。爰に老僧侍り。聊か文才などあるよし見えければ。筆にまかせて。

遠去二城門一成レ客來　當レ房何處擁二蘿苔一

曾遊二此地一都如レ夢　老衲相迎奉二小臺一

翌日未明に出侍るあいだ。和韻を見るに及ばず。無念

の至也。行印法印といへる法師侍り。専順法眼が同朋なり。古へ連歌の席にて度々逢侍りき。朽木より供し侍るが。善光寺参詣ののぞみ有となん。小濱に暫く休て。波をながめて。彼法印に申かけゝる。

かげ涼し立よる波の濱ひさぎ

まさご露けき夏のむらさめ　　行印法印

同じ國三方といへる所にて。渺々たる海路をながめやりて。

蜑小舟渡なかの浪に漕いでゝみかたの海を四方にみる哉

かくて。こひの松原打過て。浦見坂といへる所にて思ひつゞけゝる

とはゞやなたか世に誰をうらみ坂つれなく殘る戀の松原

此所々を打過て。はたをりの池といへる所に休て。

蟬のはの衣に夏は殘れども秋の名にたつはたをりの池

越前國敦賀につきけるに。浦のけしき面白く侍れば。しばしながめ侍りて。

はるは又たちぞかへらん梓弓つるがの浦のおきつ白浪

しらきどの橋といへる所にて。里人に尋侍れども。答ふるものも侍らずして。

里の名もうさしらきとの橋柱立よりとへば波ぞこたふる

又同じならひに。高木の里といへる所に。柳の侍りける間に。

里のなを名のるたかぎの柳陰秋かせしのぶ夕すゞみかな

加賀國にいたり。立花といへる所に宿をかり侍りて。

旅立もさつきの後の身なりけり秋に宿かせ橋のさと

洲濱川といひて。其姿さながら庭などに造りたるすはまに少しも違ひ侍らず。そのまはり四五町にも餘

りぬらんか。奇妙なる姿也。里人の申侍りしは。相馬の將門作りたりなど語り侍りき。信用にたらず。すはま川誰すみすてし遣水の跡とかみまし庭の俤

これよりしきちいみなみ打過て。いふり橋とて。危くいぶせき橋に行かゝりぬ。

行暮てふめばあやうきいぶり橋命かけたる波の上哉

同じ國もとおりを通り侍りけるに。人のきぬを織るを見侍りて。

誰かもとをりそめつらん賀(ヨロコビ)を加ふる國のきぬのたてぬき

汲こしの松を尋侍りて。

年波の外にもたかき汲こしの松の昔ぞ汲てしらるる

ほとけの原といへる所を過侍るとて。

わがたのむ佛の原に分きてこそ行ふ道のかひもしらるゝ

吉野川といへる所にいたりてよめる。

妹背山有とはきかず夏にしもよしのゝ河の名に流つゝ

白山禪定し侍りて。三の室に至り侍るに。雪いと深く侍ければ。思ひつゞけ侍ける。

白山の名に顯はれてみこしぢや峰なる雪の消る日もなし

下山の。折ふし夕だちし侍りければ。

ゆうだちの雲はしらねの雪げかな

これより。吉岡といへる所に。しばらくやすみて。

旅ならぬ身も假初の世成けりうきもつらきもよしや吉岡

下白山といひて。本の白山の麓に。劍といへる所侍り。そのかみ劔飛來しより。此名を殘しけるとなん。

しら山の雪のうちなる氷こそ麓の里のつるぎなりけれ

今宵は矢橋の里といへる所に宿りけるに。曉の月を

ながめて。

こよひしも矢はぎの里にゐてぞみる夏も末なる弓張の月

明れば。野の市といへる所を過行けるに。村雨に逢ひ侍て。

風をくる一村雨の虹きえてのゝ市人はたちもをやまず

つばたといふ里に宿りけるに。住む人も稀にて。殊の外に閑素に侍りければ。

旅人の枕の上にをくたらのつばたの里はさびわたりけり

同じ國高松といへる所に行暮て。煙のたつをながめやりて。

すむ人のたのむ木陰やそれならん烟にくるゝ高松の里

これより能登國に到り侍りて。菅原といへる所にて。

ふしみにはあらぬ野山を分過て今宵かりねをすが原の里

又杉のやといへる所を通るとて。

待人の思ふしるしはみえね共とはではいかゞ杉のやの里

よつ柳といへる所に柳のあまた侍りければ。立よりて。

里人の鞠の庭にはしめねどもいとなつかしきよつ柳かな

小金森といへる所にて。しばらく休て。

陸奥の山に花さくこがねもり此里までも種やまきけん

藤井といへる所は。浦ちかき里なりければ。波をみてよめる。

浦近きやどりをしめて春ならぬ藤井の里も波になれつゝ

くゐのやちといふ所にてよめり。

心からうきすまひにも馴ぬらん八千たび何をくゐ

の里人

石動山に參詣して法樂に奉れる。

動きなきみこゝに鎭りて石動の山とは神や名づけそめけん

かくて越中國にいたる。ながれの森といふ所にて。

年なかばながれの杜に立よれば老の涙もその名なりけり

ねりあひといへる里に。野人ども物語しけるを見て。ある同行にざれごと歌を。

足弱き老の力にともなひておきなもこゝにねりあひの里

岩藏川といへる大河侍り。故里なる谷近きその名を思出て

故郷の山にちかしとこひわたる岩くら川の影もなつかし

大森といへる所を過ぎけるに。殘暑未だ散しやり侍らねば。吾人木陰にすゞみとりて。

風はもりてる日はうとき大森の陰にたちよる初秋の空

かくて立山に禪定し侍りけるに。先三途川に到りて思ひつゞけらる。

此身にて渡るも嬉しみつせ川さりとも後の世には沈まじ

翌日下山のついでに。もろ／＼の地獄を廻りけるに。熱湯の體火炎など。取々に淺ましかりければ。

しでの山其しな／＼や湧かへる湯玉に罪の數をみすらん

禪定する／＼とさけて。下向し侍る道にて。

都をばさをくこしちにかへる山ありとなぐさむ旅の空哉

宮崎を立て。界川。たもの木。かさはみ。砥並。黒岩などいふ所を打ち過。駒がへりといへる所にて。

行末をいそぐとすれど跡にのみ心をかくるこまがへり哉

やまと川にてよめる。

漕舟のさほの山べは遠けれど名に流たる大和川かな

七月十一日。越後の國府に下着。上杉兼てより長松寺の塔頭貞操軒といへる庵を點じて宿坊に申つけ。相摸守路次まで迎に來たり。七日逗留。毎日色をかへたる遊覽ども侍り。爰を立侍るとて。二首の詠を殘しとどむ。

千とせへんしるしをみせて此やどの軒端に高き松の村立

日數へてなれぬる旅の中やどもなごりは盡じ都ならねど

府中を立て長濱といへる所にやすみて。

行末の道をおもへば長濱の眞砂を旅のうき數にして

柏崎を過けるに。秋風いと烈しく吹ければ。

をしなべて秋風ふけば柏崎いかが葉もりの神はすむらん

あふみ川。かさ島など打過て。鯨なみといへる濱を行けるに。折節鯨の潮吹けるを見て。

わきてこむこの浦の名にたつ鯨波は曇るうしほを風も吹なり

やすだ。山むろ。みをけ。しぶ川。か井。きおとしなど打過て。漆山をこゆるとて。

初秋の露にぬるてふうるし山今一しほぞ風も涼しき

壺池といへる里にしばし休て。或人に遣しける俳諧うた。

あぢ酒をすゝむる人もなき宿に水のみわくや壺池の里

これより。くつぬぎといへる里を過侍るとて。

我も又あしをやすめて立ぞよる水かふ駒の沓ぬぎの里

ふくろふといへる里にて。ねざめに思ひつゞけゝる。

此里のあるじがほにも名のるなり深き梢のふくろふの聲

あひまた。湯の原。池の原などいふ所を分行侍けるに。道のほとりの尾花を眺めやりて。

すむ水はありともみえぬ池の原尾花さはぎて高き波哉

此原を打過て。薙刀坂といへる所を越侍るとて。又ある同行にいひかけ遣しける俳諧歌。

杖をだにおもしといふ山越て薙刀坂を手ぶりにぞ行

上野國大藏坊といへる山伏の所へ移りける。道に烏川といへる川に。鵜鳥など相交りて侍りけるを見て。又俳諧。

とりもえぬ魚の心を耻もせでうのまねしたる烏川かな

大が松といへる所を過侍るとて。

名のみして宮水にもるゝ大か松ひく人なしに年やへぬらん

この所より。信濃の淺まの嶽。近々と見え侍ると聞しにも過て。其風情すぐれ侍りき。

今はよに烟をたえてしなのなる淺間の嶽は名のみ立けり

杉本に十日計り逗留し侍りき。八月十五日夜淡雨茫茫として。いとゞ旅店の物うさも。一入の心ちして。

身こそかく旅の衣に朽はてめ月さへ名をもやつす雨哉

この坊を立て。宮の市。せしもの原。しほ川。白石。いたづら野。あひ川。かみ長川など。樣々の名所を行々ておしまの原といへる所に休みてよめる。

けふ爰におしまが原をきてとへばわが松島は程ぞ遙けき

むさし野にて殘月をながめて。

山遠し有明のこるひろ野かな。

おなじ野をわけくれてよめる。

草の原分もつくさぬむさしのゝけふの限は夕なりけり

この夜は。この野に假ねして。色々の草花を枕にかたしきて。少しまどろみ夢の覺ければ。

花散し草の枕の露のまに夢路うつろふむさしのゝ原

武藏のゝ草に假ねの秋の夜は結ぶ夢ぢも果やなからん

此野の末にあやしの賤の屋にとまりて。雨をきゝて。

旅枕都にとほきあづまやを幾夜か秋の雨になれけん

岡部の原といへる所は。かの六彌太といひし武夫の舊跡なり。近代關東の合戰に數萬の軍兵討死の在所にて。人馬の骨をもて塚につきて。今に古墳數多侍りし。暫くゐかうしてくちにまかせける。

なきをとふ岡べの原の古塚に秋のしるしの松風ぞふく

むら君といへる所を過るとて。

たか世にか浮れそめけん朽果ぬ其名もつらきむら君の里

淺間川をわたるとてよめる。

名にしおふ山こそあらめ淺間川行せの水も烟たてつゝ

古川といふ所にて舟にのりて。

こがくれに浮べる秋の一葉舟さそふ嵐を川おさにして

河舟をこがの渡りの夕浪にさしてむかひの里やとはまし

なり田といへる所にて。はじめてふじをながめて。

言のはの道も及ばぬふじのねをいかで都の人に語らん

夕あけぼのに。ながめのかはれることを。

俤のかはるふじのね時しらぬ山とは誰かゆふべあけぼの

かの嶽は。遠く行に隨ひて。空にも及ぶ計に侍ければ。

遠ざかりゆけばま近く見えてけり外山を空に登るふじのね

下總國こほりの山といへる所に。伊豆の三島を勸請し奉りて。大社ましくけり。彼別當の坊に暫く逗留し侍けるうちに。歌など度々いひすてども。少々記し置き侍ける。

尋來てこゝにみしまのおなじ名を思ひぞいづの國つ神風

ある夜。皎わたるに。士峰の雪嬋娟たりければ。

富士のねの麓に月は影しろし空に冴たる秋のしら雪

蟲のね物すごき夜。ねざめがちにて。

かりねとふ草の枕の蟲のねに催されてもなきあかしつゝ

ある夕つかた。はつかりの聲をきゝて。

をくれゐて聞こそわぶれ初かりの都にいそぐ夕暮の聲

おなじとき發句。

かりなきて秋かせたかき雲路かな

色こき蔦の。夕日に映じけるを見て。

色うすき秋の日かげは紅のながめもかはる蔦かつらかな

野外の萩やうく散がたにみえければ。遠山には。木木の梢色付わたりけるをみて。

のべの萩ちればとやまの錦かな

旅舘の萩をながめ侍りて。

萩みればふるさとちかき軒端哉

かくて。こほりの山を立出てゆく道に。葛のいと繁く侍りけるをみて。

わが方に歸らんことも遠きのゝまくずうらやむ秋風のくれ

又すゝきを分はべりて。

思ひいづる故郷人の心かとまねくおばなか袖もなつかし

同じ野を分過けるに。紫苑といへる花をみて。

尋ねみんあだちが原のしるべかも此野にあへる鬼の醜草

宮城野の萩とて人のみせければよめる。

みやぎのゝ木の下ふしのかり枕まはぎ折しき獨かもねん

ある旅宿にて。明方に雁の鳴けるをきゝて。

しのゝめの横雲まよふ峯こえてともにたなびく天の雁金

ある人すゝめ侍けるに。旅天月。

よなよなの月は都のかげながらやつるゝ袖に面變りして

夕鹿

我方をこひつゝきけばさをしかの妻とふ聲もうき夕哉

旅店にて。愁懐の餘り。夜更るまで短檠に對して。

孤館殘燈欲五更　暗蛩切々夢難成

故人記取不平事　日々寒垣想洛城

山を越過て浦近くながめやりけるに。遠景限なくみえ侍ければ。感興に堪ず。和漢兩篇口に任せける

客旅尙添雙鬢花　江山阻跡故人遐

孤帆明滅暮煙外　落日天邊雁陣斜

からろをす船を友とや聲をほにあげておちくる天つ雁金

下總國千種の濱といへる所にて。色貝をひろひて。

野路つゞく千ぐさの濱のうつせ貝海さへ秋の色に出けり

櫻井の濱といへる所にて櫻貝を拾ふとて。

春はさぞ花おもしろく櫻井の濱にぞ拾ふおなじ名の貝

吉野郷といへる所あり。宗尊親王芳野の花をこゝに移して植させ給ふと云傳ふ。

花ざかり思ひやられてみよしのゝ櫻の紅葉これも

名殘と

ふさ。きさらづ。あづまなどいへる所を打過るとて思ひつゞけしこと口に任せて。俳諧。

爰はふさ木更津の鄕過れども猶もあづまの內とこそきけ

神野山といへる道場にまうでゝ。

なく鹿の野にも山にも聞ゆなり妻こひわぶる秋の

夕暮

安房國清澄山にまうで。通夜し侍る曉。

曉のたれときほしもきよすみの海原遠くのぼる山

かな

東のかたへ下山し。天津といへる所にて。

昔もし雲の通ひぢ吹とぢば乙女の姿今もみましを

まへ原といへる所にて。

まへばらの里のうしろの山嵐舟にもみぢの錦つむ

なり

磯村といへる所は。名にしおひて。磯傳ひの村なれば。

海近く磯づたひゆくいそむらに村々みゆるあまの

釣船

那古の觀音にまうで。額つき終りて。夕の海づらをながめやるに。寺僧の出來て。あれ見給へ。入口を洗ふ沖津白浪とよめるは此景也といへり。されど。それは津の國住吉郡などの浦をよめるとかや。其なごの浦に難波津を守れる人の住しによりて。其浦を津守の浦といひ。又其子孫の氏によびて津守氏有とかや。今はなごの浦の所に。さだかにしれる人なしとなむ。此歌いづちにしてよめるもしり難けれど。寺僧のいふに任せてしるすものなり。誠に今も入口を洗ふ沖つ波。眼前の景色えも言がたし。

なごの浦の霧のたえまにながむれば夏も入日を洗

ふ白浪

今宵はこゝに通夜し。明るあした。名にしおふ野島が

崎をみれば。朝霧こゝ彼所に立消るさまたゞならず。

あまをぶねみえつかくれつ朝あけの野島が崎の霧の村々

かち山といへる所にて。

駒はあれどかちよりぞ行くかち山の里にこはたぞ思ひやらるゝ

河名とへる所にて。里人の菜を洗ふをみて。

つみためて洗ふ河なの里人よたが羹の供へにやなす

此所より右の方に。鋸山といへる山あり。峯の嵐に雲晴て。ゐからさまに其嶺みゆ。段々有て。誠に鋸の様になん侍れば。俳諧。

宮木ひく峯の嵐に雲はれてのこぎり山はかゞりとぞ見ゆ

是より舟にのりて。みさきといへる所に上りて。

あはれとも誰かみさきの浦傳ひしほなれ衣旅にやつれて

浦川の湊といへる所に到る。こゝは昔頼朝卿の鎌倉にすませ給ふ時。金澤榎戸浦河とて。三の湊なりけるとかや。

えの木戸はさしはりてみず浦川に門を並べてみゆる家々

鎌倉にて第三まで獨吟。

霧ふかしかまくら山のほし月夜

あさなく鶴が岡のまつかせ

葛の葉の色づく野澤水かれて

鳥はみといへる所を過行けるに日暮侍ければ。

誘はれて我も宿りに急ぐなりかへる夕のとりはみのさと

九月九日。野を分つくして山に到りけるに。菊いと面白く咲て。感緒窮なし。重陽宴には菊を擬し侍りて。

けふは又のを分過て仙人となりてやきゝの花をかざさん

長月のこゝのかさねを思ひ諸て衣にうつす菊のし

ら露

さのゝ舟はしをよめる。

かよひけんこひぢを今の世語に聞こそわたれさの の舟橋

日光山にのぼりてよめる。又昔は二荒山といふとなん。

雲霧もをよばで高き山のはにわきて照そふ日の光かな

此山にや。山菅の橋とて。深秘の子細ある橋侍り。委くは縁起にみえ侍る。又顕露に記し侍るべき事にあらず。

法の水みなかみふかく尋ずばかけてもしらじ山すげの橋

瀧の尾と申侍るは。無雙の靈神にてまし〳〵ける。飛瀧の姿目を驚かし侍りき。

世々をへて結ぶ契の末なれや此瀧の尾の瀧のしら絲

此山の上三十里に。中禪寺とて權現まし〳〵けり。登山して通夜し侍る。今宵はことに十三夜にて。月もいづくに勝れ侍りき。渺漫たる湖水侍り。歌の濱といへる所に。紅葉色を爭ひて月に映じ侍れば。舟に乘て。

敷島の歌の濱邊に舟よせて紅葉をかざし月をみる哉

翌日。中禪寺を立出ける道に。かつ散しける紅葉の。朝霜のひまに見えければ。先達しける衆徒長門の豎者といへる者にいひきかせ侍りける。

山深き谷の朝霜ふみ分てわかそめ出す下もみぢかな

かくしつゝ下山し侍りけるに。黒髪山の麓を過侍るとて。われ人いひすてともし侍けるに。

ふりにける身をこそよそに厭ふとも黒髪山も雪をまつらん

同じ山の麓にて。迎とて馬ともの有けるを見て。

日數へてのる駒の毛もかはるなり黒かみ山の岩の

かけ道

又本坊坐禪院に歸りつき侍りて。樣々遊覽あり。或夜時雨を聞て。

越ゆかんおのへの雲もさきだちて山めぐりする初時雨哉

軒近く瀧おち侍り。さながら寢覺のしぐれに聞まがひ侍りければ。

山水の音をねざめの時雨にて老の泪にいつはりもなし

或夜月いと面白かりけるに。別當坐禪院法印昌源方よりよみて給ける。

さても猶思はぬ袖のかりねゆへこよひや都月の山ざと

とりあへずかへし。

ことのはの光をそへてみる月によしや都の秋もしのばし

一山の老弱酒宴を興行して。兒わらは數輩集りて。色色曲を盡し侍りき。宴席終て。藤乙丸といへる少人。休所へ禮に來りて。暫く物語し侍りけるが。次の日いひつかはしける。

をとにぞと云しもさぞな相みての心盡しを誰からまし

藤乙丸かへし

あひ見しは夢かとばかりたどれるを現に返す言のはの末

或夜。又かの兒をとづれ侍りて。餘りに月の面白さに誘はれ侍るよし申て。しばし物語し侍けるに。一首よみ侍るべきよし。强て所望しければ。取あへず。

月見つゝ思ひいでなば諸共に空しき空やかたみならまし

名殘もけふあすばかりにて侍れば。更行をもしらず遊びけるに。五更の鐘既に告渡りければ歸りて長門の豎者して申をこせける。

藤　乙　丸

いかにせん又たのみある身なりとも秋の別は愚く。
らめや
かへし。
別路の露とも消ん時しもあれ秋やは人にとのみな
げきて
そへてつかはしける歌。
忘めや一夜の夢のかり枕人こそかりに思ひなすと
も
同じ國宇都宮につき侍り。粉川寺といへる所に聖道
所あり。彼坊に留まり侍りき。此寺の稱號いかなる由
來にかと思ひ侍りければ。紀伊國粉川寺を移し侍る
となん。彼本寺門跡管領の在所なれば。ふしぎなる機
緣にて侍よし申聞せて。短尺をつかはしける。
契あれや東路とほく紀の國にあらぬこがはの寺に
宿れる
ある夜きぬたの音を聞て。
ねざめうき旅のよとこを思ひやれ衣をうつの宮の
里人
この旅宿にて。人々月のうたよみける中に。
めかれせず月にかゝるは心にて空に雲なき秋の夜
半哉
宇津宮を立て。きぬ川といへ所にてよめる。
もみぢ散山は錦をきぬ川にたちかさねたる波のあ
や哉
常陸國に到りぬ。小栗といへる所に。熊野神社おはし
ましけり。法施の序によみて奉る。
たちそひて守る心の道なれや何くにきてもみくま
のゝ神
櫻川をわたり侍ければ。紅葉うつろひて波に映じけ
るを見てよめる。
秋の色にうつろひきても櫻川紅葉に波に花をそへ
つゝ
同じ國山田慶城といへる山伏の坊にやどりてよめ
る。

めぐり來てけふは吾妻のひたち帶結そへてや草枕せん

此坊に逗留の間。歌あまたよみける中に。夕時雨といへる題にて。

もみぢ葉を染るのみかは夕時雨我さびしさも色增りけり

又夜時雨といへる心を。

色みえぬ時雨のいとや山姫のよるの錦をゝり亂すらん

九月二十三日。欲レ詣二筑波山一。疾風迅雨太矣。乃龜二居草盧一而口二號一絕一。

蕭條竟日鎖二柴門一　風雨似レ憐二吾脚跟一
還恨楓林斷二秋色一　明朝山上祭二吟魂一

翌日筑波山に參詣し侍りけるに。初雪ふりて紅葉はうす紅に見えければ

何れをか深し淺しとながめましもみぢの山のけさの初雪

神前にして詠じて奉りける。

さはりなくけふこそこゝにつくばねや神の惠のは山繁山

誠にこのもかのもと詠せしもことはりにて。山々の紅葉。たとへん方も侍らず。道すがらくちずさびける歌。

筑波山此面彼面のもみぢ葉に時雨も繁き程ぞしらるゝ

みなの川は此山の陰に流れ侍り。戀ぞつもりてと詠せし歌を思ひいでゝ。

筑波ねのもみぢうつろふみなの川淵より深き秋の色かな

又山に八重重ねといへる靈石侍り。いひすての發句。

きてぞ見るもみぢのにしき八重がさね

旅宿にて。夕鹿といへることを。人々によませ侍りける次に。

山陰や木のは時雨で暮る日に忍びかねたるさをし

かの聲

雁のわたりけるを聞てよめる。

萩の葉に有としらでや玉づさを翅にかけて渡る雁かな

曉蟲といへることを。

きり〴〵すよはるねざめの有明に枕さびしき床の上かな

旅の宿寂しさの餘り。これかれ題を探りて歌よみけるに。鹿。

なるこには驚く鹿も妻戀のきづなになどか離れざるらん

筑波根の麓を立て。他國へうつりける道にて。菊もみぢ面白き所に到りて。

旅の空うつろひかはり行道に紅葉も菊もおりをしれとや

筑波川をわたりけるに。いさゝの橋を過とて。

わたりきて末たど〳〵し筑波川いさゝの橋にかゝる夕暮

爰を過て。鵜飼川といへる所に。紅葉盛にみえければ立寄て。

篝をばもみぢぞてらす鵜がひ川水すさましきせゞの秋風

ある野徑を分行けるに。淺茅いと深かりければ。

故郷の庭の淺ぢもかくやとて分わぶる野を哀とぞみる

九月二十八日。稲穗の別當が坊にて。湖水をながめて。

山色湖光秋又窮　郷書曾不託飛鴻
砧聲近報孤村晩　旅思何堪憂患躬

下つ總の國兒の原といへる所あり。いかなるゆへに。かゝる名の所は侍るぞと。さと人に尋ければ。此在所白波綠林横行の地たるによりて。或る少人の通りけるに。衣裝など剝取のみならず。剩へ殺害し侍りき。夫より此所をかやうに號し侍るよし語侍れば。今更

の心ちして。塚のほとりに立よりて。思ひつゞけて廻向し侍ける。

佳人落レ命荒原上　蘚底古碑空刻レ名
勿レ恨綠林犯二花影一　浮生有レ限辱兼レ榮

白波に浮名をながす兒の原戀ぢにすつる身とも聞ばや

草の原樣々枯わたりて。蟲のね所々に殘りけるを。

蟲のねの稀に成行のべみれば獨はかれぬ霜の下草

或時題をさぐりて歌よみけるに。菊。

紫にうつろふ菊の花はまだあらぬ種より咲かとぞ見る

又砧を

秋風に人の夜寒を打ちそへて砧にあやなねざめをぞする

ある少人の許より。暮秋紅葉といへる題をたびて。歌よみてと侍りしかば。其使をまたせて。

歸るさを思ひたつ田の秋とてや山も錦のをりをしるらん

ある夕ぐれに。雁鳴て秋風物すごく吹なしければ。

雲路行かりかねさむみ秋更てゆふべの山に風わたりつゝ

國々あまた過行侍りけれども。ふじの高ね猶同じさまに見え侍りしかば。

身にそふる俤なれや何かたにゆけども近きふじの高ねは

晴曇る時雨の空に向ひて。旅客の愁の泪に思ひよそへてよめる。

憂秋の涙の袖は隙ぞなき時雨は空にはれくもれども

九月盡にある旅宿にて。

いかにせむけふを限の秋ながらわが歸るさの行衞しらねば

旅の空我はいつとも白露をかたみに置てかへる秋かな

十月朔日よみて人につかはしける。

春といふ名にはふれども神な月時雨てかすむ山の端もなし

けふよりは春と冬との神無月げにさだめなき初時雨哉

けふ小春の驗にや。聊長閑に侍ければ。皆々いなほの湖水に泛びて。舟の中にて酒など興行し侍りき。富士のね湖に移れる心を皆々よむべきよし申ければ。

水うみの波まに影をやどしきて又類ひあるふじを見る哉

稻穗をたちて行ける道に。色々の名所ども侍。いひ捨の發句歌など。あまた侍りしかども。途中の事なれば記すに及ばず怪しの橋といへる所にて。

川風の渡る霧まにほのみえてあやしの橋の末ぞあやうき

岩つきといへる所を過るに。富士のねに雪いと深く。外山には殘紅葉色々にみえければ。よみて同行の中へ遣しける。

ふじのねの雪に心をそめてみよ外山の紅葉色深くとも

淺草といへる所に泊りて。庭に殘れる草花を見て。

冬の色はまた淺草のうら枯に秋の露をものこす庭かな

此里のほとりに。石枕といへるふしぎなる石あり。其故を尋ければ。中比の事にや有けん。なまざふらひ侍り。娘を一人もち侍りき。容色大かたよの常なりけり。かの父母。むすめを遊女にしたて。道行人に出むかひ。彼石のほとりに誘ひて。交會のふせいをこととし侍りけり。兼てより合圖のことなれば。折を計らひて。かの父母枕のほとりに立よりて。友ねしたりける男のかうべを打碎きて。衣裝以下の物を取て。一生を送り侍りき。さる程に。かの娘つや〳〵思ひけるやう。あな淺ましや。いくほどもなきよの中に。かゝるふしぎな業をして。父母諸共に惡趣に墮して。永劫沈淪せ

ん事の悲しさ。先非におきては悔ても益なし。これより後の事樣々工夫して。所詮我父母を出し拔て見むと思ひ。或時道ゆく人ありと告て。男の如くに出立て。彼石にふしけり。いつもの如くに心得て。頭を打碎きけり。急ぎものとも取んとて。引かつぎたるきぬを擧てみれば人ひとりなり。怪しく思ひて。よく〳〵見れば我娘なり。心もくれ惑ひて。淺ましともいふ計なし。それよりかの父母速かに發心して。度々の惡業をも慚愧懺悔して。今の娘の菩提をも深く弔ひ侍りけると語傳へけるよし。古老の人の申ければ。

　罪とがのつくるよもなき石枕さこそは重き思ひなるらめ

當所の寺號淺草寺といへる。千手觀音にて侍り。たぐひなき靈佛にてまし〳〵けるとなん。參詣の道すがら。名所ども多かりける中に。まつち山といふ所にて。

　爭でわれ賴めもおかぬ東路の待乳の山にけふはきぬらん

　しぐれてもつゐにもみぢぬ待乳山落葉をときと木枯ぞ吹く

淺茅が原といへる所にて

　人めさへかれてさびしき夕まぐれ淺茅が原の霜を分つゝ

おもひ川にいたりてよめる。

　うき旅の道にながるゝ思ひ川涙の袖や水のみなかみ

斯て。隅田川のほとりに到りて。皆々歌よみて。披講などして。古の塚のすがた。哀れさ今の如くに覺えて。

　古塚のかけ行水のすみだ川聞わたりてもぬるゝ袖かな

同行の中に。さゝえを携へける人ありて。盃酌の興を催し侍りき。猶行々て川上に到り侍りて。都鳥尋ね見むとて人々さそひける程に。まかりてよめる。

こゝはむ鳥だに見えよすみだ川都戀しと思ふゆふべに

思ふ人なき身なれども隅田川名もむつましき都鳥哉

やう〳〵歸るさになり侍れば。夕の月所がら面白くて。舟をさしとめて。

秋の水すみだ川原にさすらひて舟こぞりても月をみる哉

次の日淺草を立て。新羽といへる所に赴き侍るとて。道すがら名所ども尋ねける中に。忍の岡といへる所にて。松原の有ける陰に休みて。

霜のゝち現れにけり時雨をば忍びの岡の松もかひなし

こゝを過て。小石川といへる所にまかりて。

我方を思ひふかめて小石川いつをせにとかこひ渡るらん

とりこえの里といへる所に行くれて。

暮にけり宿りいづくといそぐ日になれもねに行鳥越の里

芝の浦といへる所に到りければ。鹽やの烟うち靡て物寂しきに。鹽木運ぶ舟どもを見て。

やかぬよりもしほの煙名にぞたつ舟にこりつむ芝の浦人

此うらを過て。あら井といへる所にて。

蘆まじりおふるあらゐのうち靡き波にむせべる岸の松風

まりこの里にてよめる。

東路のまりこの里に行かゝりあしもやすめず急ぐ暮かな

駒林といへる所に到りて。宿をかり侍るに。淺ましげなる賤の伏屋に。落葉所をせき侍るを。ちとはきなどし侍りける間。たゝずみて思ひつゞけける。

繋がれぬ月日しられて冬きぬと又はをかふる駒林かな

新羽を立て鎌倉に到る。道すがら様々の名所ども。委しく記すに及び侍らず。かたひらの宿といへる所にて

いつ來てか旅の衣を更てまし風うら寒きかたひらの里

岩井の原を過るとて

すさまじき岩ゐの原をよそに見て結ぶそ草の枕なりける

もちゐ坂といへる所にて。

行つきて見れ共みえずもちゐ坂たゞ藁靴に足をくはせて

すりこはち坂といへる所にて。又俳諧歌をよみて。人に見せ侍りける

ひたるさに宿急ぐとや思らん路より名のるすりこはち坂

はなれ山といへる山有。誠に續きなる尾上もみえ侍らねば。

朝まだき旅立さとのをちかたに其名もしるきはなれ山哉

鎌倉中。かなたこなた順見し侍りて。先やつやつを人に尋侍り。龜がゐのやつにてよめる。

幾千とせ鶴が岡べに伴ひてよはひあらそふ龜がゐのやつ

扇が谷にて。

秋だにもいとひし風を折しもあれ扇が谷は名さへすさまし

寫し繪の扇がやつやこれならん月はうな原雪はふじのね

さゞめがやつ。

霜さやくさゞめが谷のふしのまに一夜の夢も嵐ふくなり

梅が谷。

冬枯の木立さびしき梅が谷もみちも花もおもかげぞなき

うりが谷

ひと夏はとなりかくなり暮過て冬にかゝれる瓜が谷かな

霧がやつ

此里のふる井のもとの桐がやつおちばの後は汲人もなし

胡桃が谷。

住なれし鎌倉山のやまがらやくるみが谷に秋をへぬらん

べにが谷をとをりて。化はひ坂を越えて。俳諧。

顔にぬる紅が谷よりうつりきてはやくも越るけはい坂哉

鶴が岡八幡宮に參詣し侍れば。傳聞侍りしに勝れたる宮だちなり。誠に信心肝に銘じて尊く覺え侍る。抑當社別當祖師隆辨僧正。經歷年久し。その階弟道瑜准后。號をば大如意寺といひ。兩代彼職に補し侍りき。由緒無双なることを思ひ出て。神前に奉納の歌。

神もわが昔の風を忘れずば鶴がをかべのまつとしらなん

由井が濱にまかりて。鳥居など見侍りて。暫く皆々あそび侍りけるに。

朽のこる鳥居の柱あらはれてゆゐの濱べにたてる白浪

此序でに。建長圓覺以下の五山を順見し侍りて。是より。瀬戸金澤といへる勝地の侍るを尋ゆくに。瀬戸の沖に漁舟あまたみえけるを。

よるべなき身のたぐひ哉波あらき瀬戸の汐あひ渡る舟人

磯山づたひ。殘の紅葉。見所多かりければ。

冬さればせとの浦はのみなと山幾しほみちて殘る紅葉ぞ

金澤にて時宗の庵の侍りけるに。立寄て茶を所望しけるに。庭に殘菊の黄なるをみてよめる。

誰爰にほりうつしけん金澤や黄なる花さく菊の一

本

此在所に稱名寺といへる律院侍り。ことの外なる古所にて。伽藍などもさりぬべきさまなる所々順禮し侍けり。三重の塔婆にまうでけるに。老僧に行逢ぬ。この塔の由來などを尋ねければ。これにこそ楊貴妃の玉の簾二かけ安置し侍れ。我計ひにて侍ましかば。一見させ侍るべき物をとて。懇切なる芳志ぞみえ侍りき。既に下向せんとしけるに。この僧色々に思案して申やう。暫くあひまち侍れ。住寺に申試みんとて僧立入ぬ。やゝありて立歸りていふ樣。此玉簾。當寺の靈寶として。毎年三月十五日に取出すより外には。かたく禁制し侍ども。拙老經廻の義。前後其例有難く侍れば。衆僧談合し侍りて。一見を許し侍るべきよし申す。まことにふしぎなる機縁なり。簾の長さ三尺四寸。廣さは四尺計にて。水精の細さ。世の常の簾よりも猶細く。形は見え侍らず。王妃のその古へに。九花帳に掛侍りけん事など思ひやり侍れば。千古の感緒今更肝に銘して。皆人袖を濡し侍き。

遠き世のかたみを殘す玉簾思ひもかけぬ袖の露哉

藤澤の道場。聞えたる所なれば。一見し侍き。ある寮にて茶を所望し侍り。暫く休みけるに。池に紅葉のちりけるを見て。

澤水もかげは千いろの木のはかな

道場の前に。ふりたる松に藤のかゝりければ。

紫の色のゆかりの藤さはにむかへの雲をまつぞ木だかき

こゝを立て。小田原といへる所へまかりける道に。花水川といへる河を渡りて。

咲とみえちるとみゆるや風わたる花水川の波のしら玉

大磯の宿といへる所は。古へ虎といひける好色の住みける所となん。ある同行に戲れに申きかせける。

今は又とらふすのべとあれにけり人は昔の大磯の里

鴫立澤といふ所にいたりぬ。西行法師こゝにて。心なき身にも哀はしられけりと詠せしより。此所をかくは名づけるよし。里人の語り侍りければ。

哀しる人の昔を思ひ出て鴫たつ澤をなく〳〵ぞとふ

梅澤の里を過侍るとて。

旅衣春まつ心かはらねば聞もなつかし梅さはのさと

まりこ川にて。俳諧。

鈴かけの括りを上てまりこ川おひ綱かいつけふは暮さん

小田原に着侍れば。早川の浦とて。水上は大河にて。海邊につゞきたるによりて。かやうに申侍るとなむ。

末遠く流出たるはや川のうらや千尋の波路なるらん

一夜此所に留りて。旅泊の愁緒かへりてその興も多かりけり。夜もすがらまどろまん隙も侍らざりければ。

あしのやは波を枕にしきたへの床には夢の立もかへらで

これより箱根三島などへ參詣せんとて。風祭の里といへる所にて。渡し舟さしよせけるとき。

舟出せむみなとへ近き里の名もげに白波のかざまつり哉

箱根山に行くれて。今夜は社參に及ばず。翌朝まうでて落葉を見て。

木枯の錦をたゝむ箱根山あけて見るにぞもみぢなりける

嵐ふくおのへの紅葉散みだれ錦をたゝむ箱根山かな

かくて三島にまうでゝ。

波たゝぬみよにと祈る三島へのあしてふことをはらへ神風

矢立の杉とて大木あり。軍陣へ出る武士ども。この木

に矢を射てゝ吉凶を見侍るよし傳ければ。

武夫のためしにひける梓弓やたての杉やしるしなるらん

あしたか山をながめて。

浮雲のあしたか山は早けれどなづめる駒ぞ進むともなき

桂山を越侍れば。何れの木末も落葉して。物さびわたり見えければ。

冬枯に名のみ殘てかつら山まさきもつたも色ぞ稀なる

すはま口といふよりふじの麓に到りて雪をかきわけて。

よそにみしふじの白雪けふ分ぬ心のみちを神にまかせて

富士のむら山とて。大嶽の麓に侍り。所々に紅葉の殘れるをながめて。

高ねには秋なき雪の色さえて紅葉ぞ深きふじの村山

田子のうらを。はる〴〵とながめやりてよめる。

千里より千さとにつゞくふじのねの雪の麓や田子の浦浪

ふじのなる澤をよめる。

久かたの天の川せの聲なれや雲まにむせぶふじの鳴澤

みほの入うみをながめ侍りて。

浮雲のみほの入うみ見渡ば松のうへこす沖つしら浪

浮島が原をながめ侍れば。松原遠く暮かゝりて。やうやう月澄昇ければ。

たちつゞく松のはごしの波分て月のみ舟も浮嶋が原

あしがら山をこゆとてよめる。

足柄のやへ山越てながむれば心とめよとせきやもるらん

やまひこ山にて。
こたへする人こそなけれあし曳の山ひこ山は嵐ふくなり
さきのたび渡りける鞠子川通るとて。俳諧。
まりこ川又わたる瀬やかへり足
八幡といへる里に神社侍り。法施のついでに。
あづさ弓やはたをこゝにぬかづきぬ春は南の山に待みん
劔澤といへる所にて。氷を見てよめる。
此ころは水さびわたれるつるぎ澤氷しよりぞ名は光りける
簑笠の森とて。社頭ましく〱けり。暫く法施侍りて。
天が下守らん神のちかひとや爰にきやどるみのかさの杜
ふたつはしといへる所を過侍るとて
おぼつかな流もわけぬ川水にかけならべたるふたつ橋哉

宿二相州大山寺一。寒夜無レ眠。而閑寂之餘。和漢兩篇口號。
蓑笠何堪雪後峰　山隈無レ舍倚二孤松一
可レ憐半夜還レ鄕夢　一杵安驚古寺鐘
わがかたを敷しのべども夢路さへ通ひかねたる雪のさ筵
此山を立出て。靈山といふ寺に到る。本尊は藥師如來にてまします。俳諧歌をよみて。同行の中へ遣はしける。
釋尊のすみかと思ふ靈山に藥師佛もあひやどりせり
日向寺といへる山寺に一宿してよめる。
山陰や雪氣の雲に風さえて名のみ日なたときくも頼まず
熊野堂といへる所へ行けるに。小野といへる里侍り。小町が出生の地にて侍るとなん。里人の語り侍れば。疑しけれど。

色みえて移ろふときく古への言葉を露か小野の淺ぢふ

半澤といへる所にやどりて。發句。

水なかば澤べをわくやうす氷

名に聞し霞の關を越て。是彼歌よみ連歌など言捨けるに。

吾妻路の霞の關にとしこえば我も都に立ぞかへらん

都にといそぐ我をばよもとめじ霞の關も春を待らむ

此關をこえ過て。戀が窪といへる所にて。

朽はてぬ名のみ殘れる戀がくぼ今はたとふも契ならずや

或人の許にまかりて遊び侍りけるに。題を探て三十首歌よみ侍りけるに。

深夜寒月

春秋にあかしなれぬる心ざし深き霜夜の月ぞしるらん

松雪夕深

嵐さへうづもれはてゝふる雪に松のしるべもなき夕かな

思不言戀

さすが又かくとはえこそ岩小菅下に亂てわぶとしらなん

むねをかといへる所を通り侍けるに。夕の煙を見て。

夕けぶりあらそふ暮を見せてけりわが家々のむね岡の宿

堀兼の井見にまかりてよめる。今は高井戸といふ。

俤て語るに殘るむさしのやほりかねの井に水はなけれど

昔たれ心づくしの名をとめて水なき野べを堀かねのゐぞ

やせの里は。やがて此續きにて侍り。

里人のやせといふ名や堀兼の井に水なきをわびて

住らん

これよりいるま川にまかりてよめる。

立よりて影をうつさば入間川わが年波もさかさまにゆけ

此河につきて様々の説有。水逆に流れ侍るといふ一義も侍り。又里人の家の門うらにて侍るとなん。水の流るゝ方角案内なきことなれば。何方を上下と定めがたし。家々の口は誠に表には侍ず。惣じて串かよはす言葉杯も。かへさまなることゞもなり。異形なる風情にて侍り。佐西の觀音寺といへる山伏の坊に到りて。四五日遊覽し侍る間に。瓦礫ども詠じ侍る中に。

南歸北去一年闌　露宿風飡總不安
贏得行唫乘詩景　千峰萬壑雪團々

くろす川といへる川に。人の鵜つかひ侍るを見て。

岩がねにうつろふ水のくろす川うのゐる影や名に流けん

故郷の事など思ひ出侍りて。曉まで月に向ひて。

吾鄕萬里隔音容　一別同遊夢不逢
客裡斷腸何時是　西山月落曉樓鐘

さゝいを立て。武州大塚の十玉が所へまかりけるに。江山幾度か移り變り侍りけん。其夜のとまりにて。

山攀峻險海波瀾　到處多其行路難
踈屋終宵風雪底　凍雞喚夢月西寒

或時大石信濃守といへる武士の館に。ゆかり侍りて。まかりて遊び侍るに。庭前に高閣あり。矢倉などを相かねて侍りけるにや。遠景勝れて。數千里の江山眼の前に盡ぬとおもほゆ。あるじ盃を取出して。暮過るまで遊覽しけるに。

一閑乘興慶登樓　遠近江山分幾州
落雁叫霜風颯々　白沙翠竹夕陽幽

十玉か坊にて。人々に二十首歌よませ侍るに。

閑庭雪

跡いふとと庭て人のつれなくばとはぬ心の道もうらみじ

霞妨ㇾ夢

ふしわぶる笹のしのやの玉霰たまさかにだにみる夢もなし

年内待ㇾ梅

春をまつ心よりさく初花をいつか冬木の梅にうつさん

別後切戀

消にけるたまの行衞とけさはみよ別れし君が道芝のつゆ

河越といへる所に到り。最勝寺といふ山伏の所に一兩夜やどりて。

かぎりあればけふ分つくす武藏のゝ境もしるき河越の里

此所に。常樂寺といへる時宗の道場侍る。日中の勤聽聞のために罷りける道に。大井川といへる所にて。

打渡す大井河原の水上に山やあらしの名をやどすらん

此里に月よしといへる武士の侍り。聊連歌などたしなみけるとなん。雪の發句を所望し侍りければ。言つかはしける。

庭の雪月よしとみる光かな

これにて百韻興行し侍りけるとなむ。これより武士の館へ罷りける道に。うとふ坂といへる所にてよめる。

うとふ坂こえて苦き行末をやすかたとなく鳥の音もかな

すぐろといへる所に到りて。名に聞し薄など尋てよめる。

旅ならぬ袖もやつれて武藏野やすぐろの薄霜に朽にき

又野寺といへる所爰にも侍り。これも鐘の名所なりといふ。この鐘。古へ國の亂れによりて。土の底に埋みけるとなん。そのまゝ堀出さゞりければ。

音にきく野寺をとへば跡ふりてこたふる鐘もなき

夕哉

此あたりに野火とめの塚といふ塚あり。けふはなやきそと詠せしによりて。烽火忽にやけとまりけるとなむ。それより此塚をのび留と名づけ侍るよし。國の人申侍ければ。

わか草の妻も籠らぬ冬されに聽てもかるゝのびとめの塚

これを過て。ひざおりといへる里に市侍り。暫くかりやに休て。例の俳諧を詠じて。同行に語り侍る。

商人はいかで立らん膝折の市に脚氣をうるにぞ有ける

ある所に一宿し侍けるに。たて侍ける屛風。扇盡しにて侍り。そのうちに。骨ばかり書たる扇侍りけり。其上に書て置侍る。

破扇本來非破扇　銀錢工有飾丹青
今何零落只殘骨　見此人間生滅形

ある僧和韻とて後日に人の見せ侍りける。

取破扇猶見玉扇　從來正色又非青
雖今玆殘骨零落　豈比人間八苦形

或時旅宿にて二十首の歌皆々よませけるに。

曉更雪

草も木もわがまたしらぬ程ながら花に明行しのゝめの雪

雪中鷹狩

ふりまがふ雪のの原にたつ鳥は白ふの鷹に身をや捨なん

池水鳥

池水につがはぬをしや友とみてかたわれ月の影に鳴らん

契二世戀

沈むべき後をもしらでみつせ川水漏さじと契るはかなさ

或る夜故郷の人を夢に見侍りて。覺て後なごり多かりければ。

客牀夢覺故人歸　空夜悽然獨濕レ衣
不レ識回期其底日　洛陽千里信音稀
十玉が坊にて。三十首の歌詠侍りけるに。

冬地儀

をしなべて草木に變る色もなし誰かは六の花とみるらん

月前雪

すむ月のみふね靜かによわたるや千里晴行雪の白浪

浪上千鳥

網人のうけのつなでをよそにみて千鳥も友をひく波路哉

初尋レ緣戀

たよりふく風に靡かば初お花ほのめかしつゝいざ心みん

おなじ宿坊にて。よもすがら爐邊に嘯吟して。
寒燈挑盡夜沈々　獨臥二空牀一思不レ禁
爲レ我詩神如レ有レ感　松風生レ砌助二吟愁一
雪のあした。ある所の高閣にのぼりて偶作。
危樓朝上百花鮮　交友無レ憐詩酒筵
此地逍遙似二何處一　亂山疊嶂雪嬋娟
十玉が同宿十仙といへるもの。連歌に數寄侍りて。切切に興行し侍りけるとなん。或時發句所望しければ。

待日のみ山につもりて雪をそし

人々十五首のうたよみ侍りけるに。

川千鳥

はまな川や風さえぬらん行かへり氷をつくるさよ千鳥かな

懸樋水

柴の戸ははや出かての冬されにかけひの水も氷とぢけり

爐火似レ春

埋み火のはいかきわけて向ふよは春の光を手に任せつゝ

依レ涙顯戀

せきかぬる我衣手の涙ゆへ人のうきなも流やはせむ

山海眺望

綿津海の波の千里を隔てきて山にもみるめ刈らぬ日はなし

旅天歳暮。いつしか引かへたる式にて。雪月の夜。寒梅に對して偶作。

歳云晩急若レ吾何　自髮蒼顏愁又加
風雪還如レ慰二旅懷一　野梅映レ月影横斜

ところ澤といへる所へ遊覽に罷りけるに。福泉といふ山伏。觀音寺にてさゝえ（筒竹）取出しけるに。薯蕷といへる物肴に有けるを見て。俳諧。

野遊のさかなに山のいもそへてほり求めたる野老澤かな

此所を過て。くめ〳〵川と云ふ所侍り。里の家々には井なども侍らで。只此河を汲て朝夕用ひ侍となん申ければ。

里人のくめ〳〵川と夕暮になりなば水はこほりもこそせめ

或夜。ちご若衆など。隣國よりしるよしありて訪らひ來侍りて。酒宴の隙に二十首の歌すゝめ侍る中に。

樵路雪

おりたかむ心を賤がたのまずば拾ふにたへし雪のした柴

深夜寒月

更行はなかれぬよはもなき月の氷れる影ぞ人たのめなる

惜二歳暮一

老のかずそはて春まつ身なりせば何かは年の暮を慕はん

祈レ不レ逢戀

つれなしと人をばなどかゆふしでの我に靡かぬ神や恨みむ

述懐涙

うき身にはともなふ人もうとき世に忘れず袖をとふ涙哉

ある江山を過行けるに。遠村に鐘の響きて。勤の聲幽かに聞えければ。

西泊東漂分二幾州一　天涯流落屢吟遊
踈鐘遙度二野村晩一　清梵聲殘江寺秋

閑緒を慰んがために。夜坐して十五首の歌よみ侍けるに。

夜烏驚レ雪

月にだにおどろく杜の村烏ねぐらの雪に聲さはぐらし

澤畔水鳥

あし鴨の青羽は霜につれなくて澤べのみくさ枯も殘らず

契不レ來戀

契しも今はかひなく更過て鐘より後は我ぞねをなく

社頭松

すみよしの神代も遠きことのはの盡せぬ種や松となるならん

或人。旅天の鄙懐を一絶吟し侍るべきよし所望しければ。扇に書て遣はしける。

一別長天西又東　殘生蹤跡欲飄蓬
傍レ山臨レ水勞二吟歩一　詩肺辛酸難レ得レ工

これかれ爐下に集りて閑吟のついでに。

野徑乾草

かげろふのをのゝ冬枯見渡ばあるかなきかの雪のした草

從レ門歸戀

うしつらし眞葛にとづる松の門跡吹おくる袖のをひかせ

鶴翔レ天

澤へより雲ゐにのぼるあしたづの聲もしられて

高き空哉

舊里の音信もなきことを述懷して。徒然の餘りに。寒梅を尋ねに罷りて。或夕暮月に乘じて。

吟衣步レ月出二寒村一　幽處探レ梅風雪昏
鄕信不レ臻春信到　臘前惆悵憶二中原一

武州大塚といへる所に住侍りける時。近衞前關白殿下より初て御書到來し侍り。此を開きて。一度は喜び。一たびは戀慕の憂に沈みて。

從二乖レ君別一始看レ書　異國天涯千里餘
忽憶二歸期一淚先落　待レ春遊子數二居諸一

連日雪いたくふりければ。野遊の興さへ叶ひ侍らで。いとゞ都の事とも思ひやりて。

向來投レ錫掩二幽扉一　平野陰崖片雪飛
想見舊庭殘臘底　記レ春草木記レ吾非

越年の式。右にいへる如く。ためしなき有さまごもなり。さるからいとなむこと侍らぬのみ心安く侍りけり。早梅を翫びて。春の至れることを覺え侍るばかりなり。

歲晏無レ鶯旅客情　身居二寒餓一憶二華京一
柴扉半掩夜來雪　一點梅開使二我驚一

焚火のほとりにて。十五首の歌よみ侍けるに。

疎屋聞レ霰

ぬば玉は又もかよはで終夜ねやもるあられ枕もるなり

寄レ琴戀

ひく琴にわがねをそへてたぐへやる風は心の松よりぞ吹

寄レ夢戀

人しれぬ枕のしたの海河にかけてかひなき夢のうき橋

濱邊旅泊

夢ぞなきもしほの草の枕かは跡より波のあらき濱べは

老後懷舊

見し入のなきは津守の怨めしく殘るかひなき老の
波哉

ある時。故郷にあまた侍る連枝のことなど思ひやり
て

雲路隔蹤鴻雁行　他鄕何耐想家鄕
暗香吹斷故園雪　唯有梅花似洛陽

春色漸く搖ぎ。何くも風まつをくれる日。その興多く侍れども。更に詩人墨客の是を賞する類ひ侍らぬことのみ念なくて。

邊塞會無風騷人　窓梅牆柳獨其春
爲誰黃鳥出幽谷　淑氣迎晴一曲新

これも。骨肉のことどもゆかしく思ひやりて。

野水波浮鴻雁影　天風頻動春令枝
春來其會知歸路　舊里山花落後時

正月朔日試筆の歌。

あづまよりけふたつ春は都にて花さく比ぞ我をま
ちえん

今朝雪太降。祝豐年之嘉瑞。裁短篇一章矣。

青陽朔旦日　瑞雪示豐年　料識萬邦土
歡娛正決然

同じき六日。雪聊融し侍りければ。武藏野に出て若菜をもとめて

むさしのにけふつむわかな行末の限しられぬよの
例かも

此野より歸るとて。馬上にて。ある同行に申かけゝる。

のる駒に武藏鐙をかけぬれば流石に名ある野にも
泥まず

或所にまかりて。一兩日み侍けるに。山深き所なれば。鶯も花も未だ春をしらざりければ。

寒鶯幽谷棲吾家　一曲朝來出霽霞
簷外壓梅半雜雪　何時乘月見橫科

武藏野に出て。酒など飮て遊びけるに。始て雲雀の揚るをみて。

若草の一本ならぬむさしのにおつる雲雀も床まよ

ふらん
淺ましげな〻田夫の屋に。一兩日泊り侍りけるに。野孃草席などいひし姿なりければ。感緒に堪ず。口にまかせける。

吾此幽棲似謫居　從渭城別絶音書
淡雲流水隨行處　自釁黃粱手貢蔬

旅宿に梅の咲たりけるを一枝手折てよめる。

梅か〻をやどすのみかは春風の都をうつす袖とこそなれ

餘寒ことの外に侍りける朝。鶯のなけるを聞て。

花ゆへに谷の戸いでし鶯も梅も鷲にや冬ごもるらん

武州に山家の勝地侍り。罷りて十日ばかり逍遙し侍りけるに。或夜筆にまかせ侍りし。

一旬此地上遊軿　雲水森然山有靈
殘夜無眠聽春雨　蕭々深院短檠青

次の夜。雨散して。月いと面白きに。軒近く梅の薫ければ。和漢第三まで獨吟。

まくらとふ梅に旅ねの床もなし
　月引古鄕春
山遠くかすむかたより雪消て

翌日。雨にふり籠られて。野遊の興も叶ひ侍らざりければ。徒然とながめ暮し。花鶯を友として口すざみける。

旅亭春雨日如年　埛野逍遙絶往還
羸得嘯吟戰間緒　黃鸝交語問詩筵

又の日。雨霽れて雪になりければ。霞立ち消え餘寒甚く侍りければ。

淡雪のふりさけみれば天の原消て跡なき朝霞かな

十玉が方より。紅梅の色こきを始めて見せければ。

心さし深くそめつ〻ながむれば猶紅の梅ぞ色そふ

彼老僧扇の贊を所望し侍りき。彼繪の。山路に雲霧を分侍る行人。橋に行か〻りたる所。

同遊相引步徐々　靄霧阻山前路虛

獨木橋邊人不見　松間鐘動夕陽初

おなじ心を和にて書そへ侍ける。

山もとの村の夕暮ことゝへばまた程遠し入あひのかね

野遊の序に。大石信濃守が館へ招引し侍りて。鞠など興行して。夜に入ければ二十首の歌をすゝめけるに。

初春霞

重ならぬ春の日數を見せてけりまた一重なる四方の霞は

歸雁幽

霞みつゝしばし姿はほのみえて聲より消る雁の一つら

浦春月

もしほやく浦はの煙つらき名を霞てかくせ春のよの月

夢中戀

さめてこそ思ひのたねと成にけれかりそめふりの夢の浮橋

後朝戀

かきやりし涙の床の朝ねがみ思ひのすぢは我ぞまされる

大石信濃守。父の三十三回忌とて。樣々の追修を致しけるに。聞及び侍りければ。小經を花の枝に付て贈り侍とて。

散にしは三十みとせの花の春けふこのもとにとふを待つらん

武藏のゝ末に。濱崎といへる里侍り。かしこにまかりて。

武藏野を分つゝゆけば濱さきの里とはきけど立波もなし

此程長〳〵住なれ侍りける旅宿を立て。甲州へおもむき侍りけるに。坊主の。ことの外に名殘を惜み侍りければ。暫く馬をひかへてよみつかはしける。

旅立てすゝむる駒のあしなみもなれぬる宿にひく

心かな

かくて甲州に到りぬ。岩殿の明神と申て靈社ましましけり。參詣して歌よみて奉りける。

あひがたき此岩どのゝ神やしる世々に朽せぬ契ありとは

猿橋とて。川の底千尋に及び侍る上に。三十餘丈の橋を渡して侍りけり。此橋に種々の說有。昔猿の渡しけるなど里人の申侍りき。さる事ありけるにや。信用し難し。此橋の朽損の時は。いづれに國中の猿飼ども集りて。勸進などして渡し侍るとなん。然あらば其由緒も侍ることあり。所から奇妙なる境地なり。

名のみしてさけぶもきかぬ猿橋の下にこたふる山川のをと

同じ心を。あまた詠じ侍りけるに。

谷深きそばの岩ほのさる橋は人も梢をわたるとぞみる

水の月猶手にうとき猿橋や谷は千ひろのかげの川せに

此所の風景。更に凡景にあらず頗る神仙逍遙の地とおぼえ侍る。

雲霞漠々渡㆓長梯㆒　四顧山川眼易㆑迷
吟步誤令㆑疑㆑入㆑峽　溪隈殘月斷猿啼

同じ國はつかりの里といへる所を過侍りける折節。歸雁の鳴けるを聞て。

今はとて霞を分てかへるさにおぼつかなしや初雁の里

かし尾といへる山寺に一宿し侍りければ。彼住持のいはく。後の世のため一首を殘し侍るべきよし。頻に申侍ければ。立ながら口にまかせて申遣しける。かし尾と俗語に申習はし侍れども。柏尾山にて侍るとなん。

陰賴む岩もと柏をのづから一よかりねに手折てぞしく

花藏坊といへる山伏の所。十日ばかり止りけるに。武

田刑部大輔禮に來り侍りき。盃とり出て。暫く遊覽し侍りければ。愚詠を所望のよしなれば。翌日使を遣はすついでに。

消のこ　雪のしらねを花とみてかひある山の春の色哉

又此國の鹽の山。さしでの磯とて。並びたる名所寺侍りければ。

春の色も今一しほの山みれば日かげさしでの磯ぞ霞める

此二首を遺し侍りき。其後さしでの磯にて鶯を聞てよめる。

はる日影さして急ぐかしほの山たるひとけてや鶯のなく

宿坊の軒に梅いと面白く咲薫りて。月影朧なる夜もすがら。假ねの夢も忘はてゝ。

梅かほり月かすむ夜の旅まくら夢に都をなにか忍ん

武田が館に梅あまた侍り。宿所のことは憚有とて。祖母の比丘尼寺の招引し侍りて。さまざまの風情をこらし侍りき。此あたりに菊島といへる名所侍り。一首所望し侍りしかば。

咲匂ふ花の春風うらやみて秋をよそにもきくがしま哉

けふのみちに。笛吹川といへる川侍り。馬上にてよめる。

春風に岸なる竹も音そへぬふえふき川の波のしらべに

同じつゞきに。花鳥の里といへる所を過侍るとて。

色にそみ聲にめでつゝやすらひて永き日暮す花鳥の里

是より七覺山といへる靈地に登山す。衆徒山伏兩庭歷々と住める所なり。曉更に至る迄。管絃酒宴興を盡し侍りき。宿坊の花やう〱咲初けるを見て。

つぼみ枝の花も折しる此山に七のさとりひらきて

し哉

翌日。此山を出て。同じ國吉田といふ所に到る。ふじの麓にて侍りけり。今夜は二月十五日。いと霞て。ふじのねさたかならざりければ。

きさらぎやこよひの月の影ながらふじも霞に雲隱して

かた柳といへる所を通るとて。

一しほの綠になびく絲はげに春のくるてふかた柳かな

道すがら古郷の花を思ひやりて。

東路の春をしたはゞ故郷の花は我をや恨はてまじ

すくもの渡といへる所を行侍ける。朝霞いと深く靡きあへるを見て。

里人の夜はにたく火の煙かとすくものわたりけさ霞つゝ

三月二日。とね川。青柳とぬきの庄。館林。ちづか。うへのゝ宿などうち過て。佐野にてよめる。

古の跡をはとをくへだてきて霞かゝれるさのゝ舟橋

宇津宮玆心院といへる聖道所に。花あまた侍り。人々誘ひ侍りければ。社參のついでに門外までみやり侍けり。いと尋常なるすまゐにて侍り。兒などのはづれみえければ。ゆかしく覺えて。歸りていひつかはしける。

立よりてみる程もなき木のもとの心にかゝる花の白雪

此あたりの人。百韻興行して。社頭に奉納すべき宿願ありて。發句を乞侍りければ。

ちらぬまはあらしの花の宮木もり

うつの宮を立て行道に。鹽のやといへる所侍り。暮行まゝに。里々の烟立つを見て。

旅衣うらぶれて行しほのやに煙さびしき夕がすみかな

狐川といへる里に行暮てよめる。

里人のともす火かげもくるゝ夜によそめあやしき
狐川哉

朽木の柳といへる所に到る。古の柳は朽はてゝ。その跡に植つぎたるさへ。又苔に埋れて朽にければ。

みちのくの朽木の柳絲たえて苔の衣にみどりをぞかる

是より。いな澤の里。黑川よさゝ川などうち過て。白河二所の關に到りければ。いく木ともなく山櫻咲みちて。心も詞も及び侍らず。暫く花の陰に休みて。

春は唯花にもらせよ白川のせきとめずとも過んものかは

おなじ心を。あまたよみ侍りける中に。

とめすともかへらん物か音にのみ聞しにこゆる白川の關

しら川の關のなみ木の山櫻花にゆるすな風のかよひぢ

白川入道妻に後れて。歎の中に侍るとて。禮にも來侍らず。孫をもて樣々禮義をいたし侍りき。彼入道歌數奇のよし傳へきゝ侍りければ。いひつかはしける。

立よるも一樹の陰の契とて散にし花の跡もなつかし

こゝを立て。矢つぎといへる所へ趣き侍りける道に。うたゝねの森といひて。いと木深き林侍り。やう〳〵花の散過けるをみて。

ちる花をたゞ一ときの夢とみて風に驚くうたゝねの杜

かくて人わすれずの山といへる所にて。矢つぎの別當坊に一兩夜泊りて。

梓弓矢つぎの里の櫻がり花にひかれてをくる春かな

是より田村といへる所に罷りける道すがら。樣々の名所ども多かりけり。いひすてし歌など記すに及ばず。淺かの沼にて。

はなかつみかけぞうつろふ下水の淺かの沼は春深

くして

あさか山にてよめる。

ちりつもる花にせかれて淺か山淺くはみえぬ山のゐの水

あふくま川を過侍るとて。

かくしつゝ故郷人にいつかさて阿武隈川の逢瀬にはせむ

しほの山といふ所は山中にて侍る。是より海邊へは十里計侍となん。

浦遠き山は霞の色ばかりみちてくもれるしほの山かな

衣の關にてよめる。

みちのくの衣の關をきてみれば霞もいくへたち重ねけん

武隈の松陰に暫く立寄りて。ふりぬる身のたぐひなりと。思ひよそへてよみ侍りける。

徒に我ゝ齢はたけくまのまつことなしに身はふりにけり

末の松山遙にながめやりて。さても遙〳〵と來にけることなど思ひつゞけて。いつのまに春も末になりぬらんと思ひわびて。

春ははや末の松山ほどもなくこゆるぞ旅の日なみなりける

又おなじ所にて。

人なみに思ひ立にしかひあれやわがあらましの末の松山

けふの道に。實方朝臣の墳墓とて。印のかたち侍る。雨はふりきぬと詠じけることなど思ひ出てよめる。

櫻がり雨のふること思ひいでゝけふしもぬらすたび衣かな

關の清水といへる所を過けるに。杉村の侍りければ。かた〳〵相坂の山ぢ思ひ出られて。

あふ坂の山にはあらぬ杉村に立より關のしみづをぞくむ

かくてみやぎ野に到りぬ。一村雨し侍りければ。暫く木陰に立寄て。過るを待侍りける間に。

木の下に雨宿りせむ宮城野やみかさと申す人しなければ

奥の細道。松本。もろをかあかぬま。西行かへりなどいふ所々をうち過て。松島に到りぬ。浦々島々の風景辭も及がたし。かねて聞侍しは物の數にても侍らず。皆皆歸かね侍りければ。

此うらのみるめにあかで松島やおしまぬ人もなき名殘哉

籬が島を見渡ば。藤つゝじなど咲あひて見え。風景多かりければ。

まがきしまたがゆひそめし岩つゝじ巖にかゝれる磯の藤波

これより鹽竈の浦へわたり侍るとて舟の中にて。

松島やまつのうはかせ吹くれてけふの舟路はちかの鹽竈

つゝじが岡を越行けるにわらびをみて。

名にしおふつゝじが岡の下わらびともに折しる春の暮哉

とゞろきの橋を過侍るとて。

かち人も駒もなづめる程なれやふみもさだめぬ轟の橋

名とり川にてよめる二首。

人しれぬ埋木ならば名とり川流れての世になど聞ゆらん

いつの世に顯れそめて名取川みかくれはてぬせゝの埋木

廻國雜記終

奥の細道

芭蕉行脚圖

仙臺　菊田定鄉氏藏

解題

奥の細道は。俳聖松尾芭蕉が元祿二年三月七日。江戸深川の芭蕉庵を出で立ち。門人曾良を召し連れ。野州より奥州に入り。其路すがら名勝舊跡を尋ね。鹽釜松島を經て。平泉に至り此所より杖を返して。羽州路より越後加賀越前に出で。美濃に至る間の記行文にして。宗久が著はせる都の苞に續くべき好文書なり。其游歷する所奥州のみにあらざれども。其大なる目的は。鹽釜松島等にありしことは。本書の首に松島の月先心にかかりといひ。又本書の題名を奥の細道として。宮城郡なる古名勝の名を假りたるにても。其心を知らるべきなり。

芭蕉名は宗房。初め金作後甚七郎。後又忠左衞門と稱し。風羅桃靑羽扇釣月羊角等の號あり。松尾氏にして伊勢阿拜郡の人津侯に仕ふ。幼にして穎悟。長じて老佛の學を修め。性俳諧を好み。北村季吟に學び。僧西行の風を慕ひ遁世の志あり。偶津侯幕命を受け。小石川の水路を修む。忠左衞門其工事を董して功あり。次で病と稱して致仕す。或は云ふ。津藩老臣藤堂良精良忠父子に仕へしが。良忠早世したるを以て。追悼の念已まず遂に遁世せりと。庵を深川に結び芭蕉一株を栽ゑ。自ら稱して芭蕉といふ。貞享中鹿島に游び。元祿二年奥羽越に至り記行あり。本篇卽是なり。七年伊賀より大阪を經て。南都に至らんとし。十月十二日病を得て大阪に歿す。年五十一。芭蕉俳風を一變す。世稱して正風といふ。天下後世靡然之に化せり。其徒仰で祖翁といひ名いはず。蓋正風元祖といふの義なり。仙臺市新寺小路なる。稻荷山妙心院境内に。芭蕉翁甕塚碑といへるものあり。寬政七年十月十二日。仙臺俳人浮月房鐵船の建る所にして。文は城州宇治黃檗山萬福寺蒲庵が譔する所なり。芭蕉に於て因緣深しといふべし。ここに之を掲て傳賛に充るといふ。

芭蕉翁蓑衣冢銘

蓑衣冢者。奥之仙臺人藤鐵船者。埋芭蕉翁之雨衣而所立也。翁諱宗房字某姓松尾氏。其先出于宗清之後。自保元間歷數百世。翁之大祖父清正及大父某。始居伊賀上野焉。以正保中生翁于其地。明曆之間出仕國主藤堂某侯。侯卒服闋年甫三十餘。奉其遺髮窆諸紀之野山。至彼發心薙髮。（有句）即裝束去抵于江戶。縛茅深川四簷皆樹芭蕉以爲號焉。亡何舍去赴常之鹿島詣根來寺。參佛頂禪師。服勤奉侍則承印而號開禪。從此每發語句大有出格之風。起人者亦多矣。志在游方居無定所。而奥羽二州者。其所履歷之地驚人語句亦不爲少。翁之於俳諧也可謂興廢繼絕。實得宗匠之體裁而足回古先之風範者也。元祿七年十月八日。預有辭世之句。而膾炙人口云。自謂始知從前所嗜總錯了也。是月罹疾知其不起。却諸醫藥靜坐安祥。焚香含唉以十二日。而終于浪華之旅寓。門人某等至自八方。則奉遺體葬于江之大津驛東義仲源公塔側。立石曰芭蕉翁墓。曩者予仕大年之日。藤鐵船來謁。謂余曰。業醫之暇頗好俳諧。家藏翁之雨衣有年于茲。乃相攸[illegible]諸城東妙心禪刹。塔于其上。後四年癸丑屬翁之百年諱景。塔傍構小祠扁曰修行窟。乃請禪門之諸大德而修祭敬以追慕之。顧翁之墓墳在諸州也千百不啻。世之俳諧者流或碑或[illegible]。亦唯示曾游之遺證耳。其埋尸者江之粟津。其埋衣者奥之八塚。然則鐵船之此擧也。使好俳諧者就此碑面而得些子力。則豈間衣塚云乎哉。吁與藤淸輔之記林本太夫舊蹟可併稱焉。宜矣奥之俳風爲之一振。今茲甲寅之冬十月。介衡長老來徵予銘。遂序而銘。銘曰

金龍出海。白浪滔天。解身之縛。脫他之纏。提獎昆季。光耀沒前。澹泊生計。凜冽風顚。溪流飡飲。花陰睡眠。俳風大起。死灰再然。濟迷津輩。投餌魚筌。爲無爲道。味無味禪。化厥民物。希彼聖賢。非儒非佛。弗神弗仙。裁制規矩。改削方圓。耽著伎術 五十一

年。幾多遺稿。千古可傳。彼美君子。蕣衣名川。同奥奇木。芳芬沒邊。于銘于軸。鐵石愈堅。

寛政六年甲寅冬十月十二日。山城州黄檗山萬福寺蒲庵英譔

芭蕉翁游于我奥之日。所擔之蓑衣藏予家有年矣。恐其行弊失也。塞諸城東妙心禪院之山隅。請銘黄檗山蒲庵大禪師。鐫之貞石以標立焉。庶幾長存遺愛於故物傳流風于名區矣。

寛政七丁卯十月十二日　浮月房鐵船敬識

おくの細道

松尾芭蕉著

月日は百代の過客にして。行かふ年も又旅人也。船の上に生涯をうかべ。馬の口とらへて老をむかふる物は。日々旅にして旅をすみかとす。古人も多く旅に死せるなり。予もいづれの年よりか。片雲の風にさそはれて。漂泊のおもひやまず。海濱にさすらへ去年の秋。江上の破屋に蜘の古巣をはらひて。やゝ年も暮春立る霞の空に。白川の關こえんと。そゞろ神のものにつきて。心をくるはせ道祖神のまねきにあひて。取物手につかず。股引の破をつくり笠の緒付かへて。三里に灸すゆるより。松島の月先心にかゝりて住る方は人に讓り。杉風が別墅にうつる。

草の戸も住替る代ぞ雛の家

面八句を庵の柱に懸置。彌生も末の七日。明ぼのゝ空朧々として月は有明にて。光をさまれる物から。不二の峯かすかに見えて。上野谷中の花の梢。又いつかはと心細し。むつまじきかぎりは。宵よりつどひて船に乗て送る。千じゆと云所にて船をあがれば。前途三千里の思ひ胸にふさがりて。幻の巷に離別の泪をそゝぐ。

行春や鳥は啼魚の目は泪

是を矢立の初として。行道なほすゝまず。人々は途中

に立ならびて。後かけの見ゆる迄はと見送るなるべし。今年元祿二とせにや。奥羽長途の行脚。只かりそめに思ひ立て。吳天に白髮のうらみを重ぬといへ共。耳にふれていまだ見ぬさかひ。若し生て歸らばと定なき賴みの末をかけ。其日漸早加といふ宿にたどり着にけり。痩骨の肩にかゝれる物先くるしむ。只身すがらにと出立侍るを。紙子一衣は夜の防ぎ。浴かた雨具墨筆のたぐひ。あるはさりがたきはなむけなどしたるは。さすがに打捨がたくて。路次の煩となれるこそわりなけれ。

室の八島に詣づ。同行曾良が曰。此神は木の花さくや姬と申て富士一體也。無戶室に入て燒玉ふちかひのみ。中に火々出見尊生れ玉ひしより。室の八島と申又煙を讀習し侍るもこの謂也。はたこのしろといふ魚を禁ず。緣起の旨世に傳ふ事も侍し。

三十日日光山の麓に泊る。あるじの云けるやう。我名を佛五左衞門と云。萬正直を旨とする故に人かくは申侍るまゝ。一夜の草の枕も打解けて休み玉へと云。いかなる佛の濁世塵土に再現して。かゝる桑門の乞食順禮ごとき人をたすけ玉ふにやと。あるじのなすことに心をとゞめてみるに。唯無智無分別にして正直偏固の者也。剛毅木訥仁に近きたぐひ。氣稟の淸質尤尊ふべし。

卯月朔日御山に詣拜す。往者此御山を二荒山と書しを。空海大師開基のとき日光と改給ふ。千歲未來をさとり給ふにや。今此御光一天にかゞやきて。恩澤八荒にあふれ。四民安堵のすみか穩かなり。猶憚多くて筆を擱きぬ。

　あらたふと青葉若葉の日の光り

黑髮山は。霞かゝりて雪いまだ白し。

　剃捨て黑髮山に衣かへ　曾良

曾良は。河合氏にして總五郞と云へり。芭蕉の下葉に軒をならべて予が薪水の勞をたすく。このたび松しまゝ象潟の眺共にせんことを悅び。且は羇旅の難をい

たはらんと旅立曉、髪を剃て墨染にさまをかへ。惣五を改て宗悟とす。仍て黒髪山の句有。衣更の二字力ありてきこゆ。二十餘丁山を登りて瀧有。岩洞の頂より飛流して百尺千岩の碧潭に落たり。岩窟に身をひそめて入て瀧の裏よりみれば。うらみの瀧と申傳へ侍るなり。

暫時は瀧にこもるや夏のはじめ

那須の黒はねと云所に知人あれば。是より野越にかかりて直道をゆかんとす。遙に一村を見かけて行に。雨降日暮る農夫の家に一夜をかりて明れば。又野中を行そこに野飼の馬あり。草刈るをのこになげきよれば。野夫といへどもさすがに情しらぬには非ず。いかゞすべきや。されども此野は縦横にわかれて。うねうねしき旅人の道ふみたがへんあやしう侍れば。此馬のとゞまるところにて。馬を返し玉へとかし侍ぬ。ちいさきもの馬の跡したひてはしる。獨は小姫にて名をかさねて云。聞なれぬ名のやさしかりければ。

かさねとは八重撫子の名なるべし

頓て人里に至ればあたひを鞍つぼに結付て馬をかへしぬ。黒羽の舘代淨法寺何がしの方に音信る。思ひかけぬあるじの悦び。日夜語つゞけて其弟桃翠などいふが朝夕勤とふらひ。自の家にも伴ひて親屬のかたにもまねかれ。日をふるまゝにひとひ郊外に逍遥して犬追物の跡を一見し。那須の篠原をわけて玉藻の前の古墳をとふ。夫より八幡宮に詣。與市が扇の的を射し時。別しては我國氏神正八幡とちかひしも。此神社にて侍ると聞ば。感應殊にしきりに覺えらる。暮れば桃翠が家に歸る。修驗光明寺と云有。そこにまねかれて行者堂をはいす。

夏山に足駄を拜む首途かな

富國雲岸寺のおくに。佛頂和尚の山居の跡あり。

竪横の五尺にたらぬ草の庵
むすぶもくやし雨なかりせば

と松に炭して岩に書付侍りと聞え玉ふ。其跡見んと

雲岸寺に杖を曳けば。人々すゝんで共にいざない。若き人多く道のほど打さわぎて。おぼえず彼麓に至る。山はおくあるけしきにて。谷道遙に松杉黒く。苔したたりて卯月の天今猶寒し。十景盡る所橋をわたつて山門に入。さてかの跡はいづくのほどにやと。後の山によぢのぼれば。石山の小庵岩窟にむすびかけたり。妙禪師の死關法雲法師の石室をみるがごとし。

木啄も庵はやぶらず夏木立

とりあへぬ一句を柱に殘し侍りし。是より殺生石に行く。舘代より馬にておくらる。此口付のをとこ短册を得させよと乞ふ。やさしき事を望みはんべるものかなと。

野を横に馬牽むけよほとゝぎす

殺生石は溫泉のいづる山かげにあり。石の毒氣いまだほろびず。蜂蝶のたぐひ眞砂の色の見えぬほどかさなり死す。又清水ながるゝの柳は。蘆野の里にありて田の畔に殘る。此所の郡守戸部某の。此の柳見せばやと折々にのたまひ聞え玉ふを。いづくのほどにやと思ひしを。今日此柳のかげにこそ立より侍りつれ。

田一枚植て立去る柳かな

心許なき日かず重なるまゝに。白川の關にかゝりて旅心定りぬ。いかで都へと便り求めしも斷りなり。中にも此關は三關の一にして。風騷の人心をとゞむ。秋風を耳に殘し紅葉を俤にして。青葉の梢なほあわれ也。卯の花の白妙に茨の花の咲そひて。雪にもこゆる心地ぞする。古人冠を正し衣裝を改めし事など。清輔の筆にもとゞめおかれしとぞ。

卯の花をかざしに關の晴着かな　曾良

とかくして越行まゝに。あぶくま川を渡る。左に會津根高く右に岩城相馬三春の莊。常陸下野の地をさかひて。山つらなるかげ沼と云所を行くに。今日は空曇て影うつらず。すか川の驛に等窮といふものを尋て。四五日とゞめらる。先白川の關いかにこえつるやと問ふ。長途のくるしみ身心苦しく。風景に魂うばゝれ

懐舊に膓を斷ちて。はか〲しう思ひめぐらさず。

　風流の初やおくの田植うた

無下にこえんもさすがにと語れば。脇第三とつゞけて三卷となしぬ。

此宿の傍に。大きなる栗の木蔭をたのみて。世をいとふ僧有。橡拾ふ深山もかくやと。閒に覺えられてものに書付侍る其詞。

　栗といふ文字は。西の木と書て西方淨土に便ありと。行基菩薩の一生。杖にも柱にも此木を用給ふとかや。

　世の人の見付ぬ花や軒の栗

等窮が宅を出で。五里計檜皮の宿を離れて。あさかの山有路より近し。此あたり沼多し。かつみ刈頃もやゝ近うなれば。いづれの草を花かつみとは云ぞと。人々に問ひ侍れども更に知る人なし。沼を尋ね人にとひかつみ〱と尋ねありきて。日は山の端にかゝりぬ。二本松より右にきれて。黑塚の岩屋一見し福島に宿る。あくればしのぶ文字摺の石を尋て。忍ぶの里に行。遙山陰の小里に石なかば土に埋てあり。里の童の來りて敎へける。昔は此山の上に侍しを。往來の人の麥草をあらして。此石をこゝろみ侍をにくみて。此谷へつき落せば石の面下ざまにふしたりと云。さもあるべき事にや。

　早苗とる手もとや昔しのぶ摺

月の輪のわたしを越て。瀨の上と云ふ宿に出づ。佐藤莊司が舊跡は。左の山際一里半計に有。飯塚の里鯖野を聞て尋ね〱行に。丸山といふに大手の跡など尋あたる。是莊司が舊館也。人の敎るにまかせて泪を落し。又かたはらの古寺に一家の石碑を殘す。中にも二人の嫁がしるし先哀也。女なれどもかひ〲しき名の世に聞えつる物かなと。袂をぬらしぬ。墮涙の石碑も遠きにあらず。寺に入て茶を乞へば。爰に義經の太刀辨慶笈をとゞめて什物とす。

　笈も太刀も五月にかざれ紙幟

五月朔日のことなり。其夜飯坂にやどる。温泉あれば湯に入て宿をかるに。土坐に筵を敷て あやしき貧家なり。灯もなければゐろりの火かげに。寢所をまうけて臥す。夜に入て雷鳴雨しきりに降て臥る 上よりもり。蚤蚊にさゝれて眠らず。持病さへおこりて消入計になん。短夜の空もやうやう明れば。又旅立ぬ。猶夜の餘波心すゝまず。馬をかりて桑折の驛に出る。遙なる行末をかゝへて斯る病覺束なしといへども。羇旅邊土の行脚。捨身無常の觀念。道路に死なん是天の命なりと。氣力聊とり直し。路縱横に踏て伊達の大木戸をこす。鐙摺白石の城を過。笠島の郡に入れば。藤中將實方の塚は。いづくのほどならんと人にとへば。是より遙右に見ゆる山際の里を。みのわ笠しまと云。道祖神の社かたみの薄今にありと敎ふ。此頃の五月雨に道いとあしく。身つかれ侍れば よそながら眺やりて過るに。蓑輪笠島も五月雨の折にふれたりと。

笠島にいづこ五月のぬかり道

岩沼に宿る。武隈の松にこそ目覺る心地はすれ。根は土際より二木にわかれて。昔の姿うしなはずとしらる。先能因法師思ひ出づ。往古むつの守にて下りし人此木を伐て名取川の橋杭にせられたる事などあればにや。松は此たび跡もなしとは詠たり。代々あるは伐りあるは植繼などせしと聞に。今將に千歳のかたちとゝのほひて。めでたき松のけしきになん侍りし。

武隈の松見せ申せ遲ざくら

擧白と云ものゝ餞別したりければ。

櫻より松は二木を三月越

名取川を渡りて仙臺に入。あやめふく日也。旅宿をもとめて四五日逗留す。爰に畫工加右衞門と云ものあり。聊心ある者と聞て知る人になる。この者年頃さだかならぬ名ところを。考へ置侍ればとて一日案内す。宮城野の萩茂りあひて。秋の氣色思ひやらるゝ。玉田よこ野つゝじが岡はあふひ咲ころ也。日影もゝらぬ松の林に入て。爰を木の下とぞ。昔もかく露ふかけれ

ばこそ。みさふらひみかさとはよみたれ。藥師堂天神の御社など拜みて其日はくれぬ。猶松島鹽がまの所所畫に書て送る。且紺の染緒つけたる草鞋二足餞す。さればこそ風流のしれもの。爰に至りて其實を顯す。

　あやめ草足にむすばん草鞋の緒

かの畫圖にまかせてたどり行は。おくの細道の山際に十符の菅あり。今も年々十符菅菰を調て。國守に獻ずとなり。

つぼの石ぶみは。高さ六尺餘横三尺計歟。苔を穿て文字幽也。四維國界之數里をしるす。此城は神龜元年。按察使鎭守府將軍。大野朝臣東人之所置也。天平寶字六年。參議東海東山節度使同將軍。惠美朝臣朝獦修造而十二月朔日と有。聖武天皇の御時に當れり。むかしよりよみ置ける歌枕多く語ふといへども。山崩れ川流れて道あらたまり。石は埋て土にかくれ。木は老て若木にかはれば。時移り代變じて其跡たしかならぬ事のみを。爰に至て疑なき千歲の記念。今眼前に古人の心を閱す。行脚の一德存命の悅び。覊旅の勞をわすれて泪落るばかり也。それより野田の玉川沖の石を尋ね。末の松山は寺を造て末の松山といふ。あひ〳〵皆墓はらにて。はねをかはし枝をつらぬる契の末も。終はかくのみと悲しさも增りて。鹽がまの浦に入相のかねを聞。五月雨の空聊はれて。夕月夜幽に籬が島もほど近し。蜑の小舟こぎつれて。肴わかつ聲々につなでかなしもと。よみけんこゝろもしられていと哀也。其夜目盲法師の琵琶をならして。奧淨るりと云ものをかたる。平家にもあらず舞にもあらずひなびたる調子うち上げて。枕ちかうかしましけれど。さすがに邊土の遺風忘れざるものから殊勝に覺えらる。早朝鹽がまの明神に詣。國守再興せられて宮柱ふとしく。彩椽きらびやかに石の階九仭に重り。朝日あけの玉がきをかゞやかす。かゝる道の果塵土の境まで。神靈あらたにましますこそ。我國の風俗なれといと貴けれ。神前に古き寶燈有。かねの戸びらの面に文治三年

和泉三郎寄進と有。五百年來の俤今目の前にうかびてそゞろに珍らし。渠は勇義忠孝の士也。佳命今に至りてしたはずといふ事なし。誠人能道を勤め義を守るべし。名も亦また是にしたがふと云へり。日既に午にちかし。船をかりて松島にわたる。其間二里餘雄島の磯につく。抑ことふりにたれど。松島は扶桑一の好風にして。凡洞庭西湖に耻ず。東南より海を入て江の中三里浙江の潮をたとふ。島々の數をつくして。欹つものは天を指。ふすものは波に匍匐。あるは二重にかさなり。三重にたゝみて。左にわかれ右につらなる。負るあり。抱けるあり。兒孫を愛するがごとし。松の緑こまやかに。枝葉汐風に吹たわめて。屈曲松おのづからためたるがごとし。其氣色窅然として美人の顏を粧ふ。ちはやふる神のむかし。大山すみのなせるわざにや。造化の天工いづれの人か筆をふるひ詞を盡さん。雄島が磯は地つゞきて。海に出る島也。雲居禪師の別室の跡坐禪石など有。將松の木陰に世をいとふ人も稀に見え侍りて。落穗松笠など打けぶりたる。草の庵閑に住なしいかなる人とはしられずながら。まづなつかしく立寄ほどに。月海にうつりて晝のながめ又あらたむ。江上に歸りて宿を求むれば。窓をひらき二階を作りて。風雲の中に旅寐するこそ。あやしきまで妙なる心ちはせらるれ。

松島や鶴に身をかれほとゝぎす　　曾良

予は口をとぢて。眠らんとしていねられず。舊庵をわかるゝ時素堂松島の詩あり。原安適松かうらしまの和歌を贈らる。袋を解てこよひの友とす。且杉風濁子が發句あり。

十一日瑞岩寺に詣。當時三十二世の昔眞壁の平四郎。出家して入唐歸朝の後開山す。其後雲居禪師の徳化に依て。七堂甍改りて金壁莊嚴光を輝。佛土成就の大伽藍とはなれりけり。彼見佛聖の寺はいつくにやとしたはる。

十二日平和泉を心ざし。あねはの松。緒たへの橋な

と聞傳へて人跡稀に。雉兎蒭蕘の往かふ道。そことも
わかず終に道ふみたがへて。石の巻といふ湊に出。
こがね花咲とよみて奉たる金花山海上に見わたし。
數百の廻船入江につどひ。人家地をあらそひて竈の
煙立つゞけたり。思ひかけず斯る所にも來れるかな
と。宿からんとすれど更に宿かす所なし。漸まどしき
小家に一夜をあかして。明れば又しらぬ道まよひ行。
袖のわたり・尾ふちの牧・まのゝ萱はらなど。よそめに
見て遙なる堤を行。心細き長沼にそふて。戸伊摩とい
ふところに一宿して平泉に至る。其間廿餘里程とお
ほゆ。

三代の榮耀一睡の中にして。大門の跡は一里こなた
に有。秀衡が跡は田野に成て。金鷄山のみ形を殘す。先
高館にのぼれば。北上川南部より流るゝ大河也。衣川
は和泉が城をめぐりて。高館の下にて大河に落入。康
衡が舊跡は衣ケ關を隔て。南部口をさし堅め夷をふ
せぐと見えたり。偖も義臣すぐつて此城にこもり。功
名一時の叢となる。國破れて山河あり城春にして草
青みたりと。笠打敷て時のうつる迄泪を落し侍りぬ。

　夏草やつはものともか夢の跡

　卯の花に兼房見ゆる白毛哉

兼て耳驚かしたる二堂開帳す。經堂は三將の像を殘
し。光堂は三代の棺を納め。三尊の佛を安置す。七寶
散らせて珠の扉風にやぶれ。金の柱霜雪に朽て既に
頽廢。空虛の叢と成へきを。四面新に圍て甍を覆て。風
雨を凌く暫時千歳の紀念とはなれり。

　五月雨のふり殘してや光堂

南部道遙にみやりて。岩手の里に泊る。小黒崎みつの
小島を過て。なるこの湯より尿前の關にかゝりて出
羽の國に越えんとす。此道旅人稀なる處なれば。關守
にあやしめられて漸にして關をこす。大山にのぼつ
て日既に暮ければ。封人の家を見かけて舍をもとむ。
三日風雨あれてよしなき山中に逗留す。

　蚤虱馬の尿するまくらもと

あるしの云。是より出羽の國の大山を隔て。道さだかならざれば道しるべの人を頼て越べきよしを申。さらはと云て人を頼侍れば。究竟の若者反脇指をよこたへ。樫の杖を携へて我々か先に立て行。けふこそ必あやうきめにもあふべき日なれと。辛き思ひをなして後について行。あるじの言にたがはず。高山森々として一鳥の聲きかず。木の下闇茂りあいて夜る行がごとし。雲端につちふる心地して。篠の中踏分々々水をわたり。岩に蹶て肌につめたき汗を流して。最上の莊に出つ。かの案内せしをのこ云やう。此道必不用の事有。恙なうおくりまいらせて。仕合せしたりとよろこびてわかれぬ。跡に聞てさへ胸とどろくのみなり。尾花澤にて清風と云者を尋ぬ。かれは富るものなれども志いやしからず。都にも折々かよひて流石に旅の情をも知たれは。日比とゞめて長途をいたはり。さまく〱にもてなし侍る。

涼しさを我宿にしてねまるなり

這出よかひやが下の蟾の聲

まゆはきを俤にして紅粉の花

蠶飼する人は古代のすがたかな　曾良

山形領に立石寺と云山寺あり。慈覺大師の開基にて殊に清閑の跡也。一見すべきよし人々のすゝむるによりて。尾花澤よりとつてかへし其間七里計也。日いまだ暮れず。麓の坊に宿かり置て山上の堂にのほる。岩に巖を重て山とし。松柏年舊り土石老て苔滑に。岩上の院々扉を閉て物音きこえず。岩をめぐり岩を這て佛閣を拜し。佳景寂寞として心すみ行くのみおほゆ。

閑かさや岩にしみ入蟬の聲

最上川のらんと。大石田と云所に日和を待。爰に古き俳諧の種こぼれて忘れぬ。花のむかしをしたひ蘆角一聲の心をやわらげ。此道にさぐり足して。新古ふた道にふみまよふといへども。みちしるべする人しなければ。さわりなき一巻殘しぬ。このたびの風流爰に至れり。最上川は。みちのくより出て山形を水上とす

こてんはやふさなど云おそろしき難所あり。板敷山の北を流れて。果は酒田の海に入。左右山覆ひ茂みの中に船を下す。是に稲つみたるをやいな船とはいふならし。白糸の瀧は青葉の隙々に落て。仙人堂岸に臨て。立水みなぎりて舟あやうし。

　五月雨をあつめて早し最上川

六月三日。羽黒山に登る。圖司左吉と云者を尋て。別當代會覺阿闍利に謁す。南谷の別院に舍して憐愍の情。こまやかにあるじせらる。

四日本坊において俳諧興行。

　有かたや雪をかをらす南谷

五日權現に詣。當山開闢能除大師は。いつれの代の人と云事をしらす。延喜式に羽州里山の神社と有。書寫黒の字を里山になせるにや。羽州里山を中略して羽黒山と云にや出羽といへるは。鳥の毛羽を此國の貢に献ると。風土記に侍るとやらん。月山湯殿を合せて三山とす。當寺武江東叡に屬して。天台止觀の月明らかに。圓頓融通の法の灯かけそひて。僧坊棟をならへ修驗行法を勵し。靈山靈地の驗効人貴ひ且恐る。繁榮長にしてめてたき御山と謂つべし。

八日月山にのぼる。木綿しめ身に引つけ寶冠に頭を包み。强力と云ものに道ひかれて。雲霧山氣の中に氷雪を踏てのぼる事八里。更に日月行道の雲關に入かとあやしまれ。息たへ身こゞえて頂上に臻れは日沒て月顯る。笹を鋪篠を枕として臥て明るを待。日出て雲消れば湯殿山に下る谷の坊に鍛冶小屋と云有。此國の鍛冶靈水を撰て爰に潔齋して劔を打つ。終に月山と銘を切て世に賞せらる。彼龍泉に釼(きた)へて淬(ひた)すとかや。干將莫耶のむかしをしたふ。道に堪能の執あさからぬ事しられたり。岩に腰をかけてしばしやすらふほどに。三尺ばかりなる櫻のつぼみ半ばひらけるあり。ふり積雪の下に埋て春を忘れぬ。遲さくらの花の心わりなし。炎天の梅花爰にかをるが如し。行尊僧正の歌の哀も爰に思ひ出で。猶まさりて覺ゆ。惣て此

山中の微細。行者の法式として他言する事を禁ず。仍て筆をとゞめて記さす。坊に歸れば阿闍利の需に依て。三山順禮の句々短册に書。

涼しさやほの三日月の羽黒山

雲の峯幾つ崩れて月の山

語られぬ湯殿にぬらす袂かな

湯殿山錢ふむ道の泪かな　　曾良

羽黒山を立て。鶴ケ岡の城下長山氏重行と。云物のふの家にむかへられて。俳諧一卷有。左吉も共に送りぬ。川舟に乘て酒田の湊に下る。淵庵不玉と云醫師の許に宿す。

あつみ山や吹浦かけて夕すゞみ

暑き日を海にいれたり最上川

江山水陸の風光。數をつくして今象潟に方寸を責め。酒田の湊より東北の方山を越へ磯を傳ひ。いさごをふみて其際十里。日影やゝかたぶく比。汐風眞砂を吹上げ雨朦朧として。鳥海の山かくる闇中に莫作して雨も又奇也とせば。雨後の晴色又賴もしと。蜑の苫屋に膝をいれて雨晴るを待。其朝天能霽て朝日花やかにさし出る程に。象潟に舟をうかぶ。先能因島に舟を寄せて。三年幽居の跡をとぶらひ。むかふの岸に舟をあかれば。花の上こぐとよまれし櫻の老木。西行法師の記念をのこす。江上に御陵あり。神功皇后の御墓といふ。寺を干滿珠寺と云。此處に行幸ありし事いまだ聞す。いかなる事にや。此寺の方丈に座して簾を捲けば。風景一眼の中に盡て。南に鳥海天をさゝへ。其陰うつりて江にあり。西はむや／＼の關路をかぎり。東に堤を築て秋田に通ふ道。遙に海北にかまへて浪打入る所を汐こしと云。江の縱橫一里はかり。俤松島にかよひて又異なり。松島は笑ふがごとく象潟はうらむがことし。寂しさに悲しみをくはへて。地勢魂をなやますに似たり。

象潟や雨に西施がねふの花

汐越や鶴はきぬれて海涼し

祭禮

象潟や料理何くふ神まつり　曾良

蜑の家や戸板を敷て夕涼　みのゝ國商人　低耳

岩上に雎鳩の巣を見る

波こえぬ契ありてやみさごの巣　曾良

酒田の餘波。日を重て北陸道の雲に望み。遙々のおもひ胸をいたましめて。加賀の府まて百卅里と聞。鼠の關をこゆれば越後の地に歩行を。改て越中の國一ふりの關に到る。此間九日暑濕の勞に神をなやまし。病おこり事をしるさず。

文月や六日も常の夜には似す

荒海や佐渡によこたふ天の川

今日は親しらず子しらず。犬もどり駒返しなど云。北國一の難所を越て つかれ侍れは。枕引よせて 寝たるに。西の方に若き女の聲二人計ときこゆ。年老たるをのこの聲も交て 物語するをきけは。越後國新潟と云所の遊女成し。伊勢參宮するとて 此關迄をのこの送りて。あすは古郷へかへす文したゝめて。はかなき言傳などしやる也。白浪のよする汀に身をはふらかし。あまの此世を あさましう下りて。定なき契日々の業因。いかにつたなしと物いふをきゝ寝入て。あした旅立に。我々にむかひて行衞しらぬ旅路のうさ。あまり覺束なう悲しく侍れは。見えかくれにも 御跡をしたひ侍らん。衣の上の御情に大慈のめぐみを。たれて結縁せさせ玉へと。泪を落す不便の事には侍れども。我我は所々にてとゝまる方おほし。只人の 行にまかせて行へし。神明の加護かならす恙なかるべしと。云捨て出つゝ哀さしばらくやまさりけらし。

一家に遊女もねたり萩と月

曾良にかたれば。書とゝめ侍る。くろべ四十八ヶ瀬とかや。數しらぬ川を わたりて。那古と云浦に出。擔籠の藤浪は春ならすとも。初秋の哀とふへきものをと人に尋れは。是より五里いそ傳ひして。むかふの山陰にいり。蜑の苫ふきかすかなれは。蘆の一夜の宿かす

ものあるましといひ。おどかされてかの國に入。

わせの香や分入右は有磯海

卯の花山くりからか谷をこえて。金澤は七月中の五日也。爰に大阪よりかよふ商人何某といふ者あり。それか旅宿を共にす。一笑と云ものは。此道にすける名のほの〳〵聞えて。世に知人侍りしに。去年の冬早世したりとて。其兄追善を催すに。

塚も動け我泣聲は秋の風

ある草庵にいざなはれて。

秋涼し手毎にむけや瓜茄子

途中吟

あか〳〵と日は難面もあきの風

小松と云所にて

しほらしき名や小松ふく萩すゝき

此所の太田神社に詣。實盛か甲錦の切あり。往昔源氏に屬せし時。義朝朝臣より給はらせ給とかや。けにも平士のものにあらす。目庇より吹返しまで。菊から草のほりもの。金をちりはめ龍頭に鍬形打たり。實盛討死の後。木曾義仲願書にそへて此社にこめられ侍しよし。樋口の次郎が使せし事ども。まのあたり縁起にみえたり。

むざんやな甲の下のきり〴〵す

山中の温泉に行ほど。白根か嶽跡に見なしてあゆむ。左の山際に觀音堂あり。花山の法皇三十三所の順禮とけさせ玉ひて。那谷と名付玉ふとや。那智谷組の二字をわかち侍しとぞ。奇石さまさまに古松植ならべて。萱ふきの小堂岩の上に造りかけて。殊勝の土地也。

石山の石より白し秋の風

温泉に浴す。其功有馬につぐと云。

山中や菊はたをらぬ湯の匂ひ

あるじとする物は久米之助とて小童也。かれが父俳諧を好み。洛の貞室若輩のむかし爰に來りし頃。風雅に辱しめられて洛に歸りて。貞徳の門人となつて世

に知らる。功名の後此一村判詞の科を請すと云。今更むかし語りとはなりぬ。

曾良は腹を病て。伊勢の國長島と云所にゆかりあれは。先立て行に。

ゆきゝてたふれ伏とも萩の原　　曾良

と書置きたり。行ものゝ悲しみ殘るものゝうらみ。雙鳧のわかれて雲にまよふか如し。予も又。

今日よりや書付消ん笠の露

大聖寺の城外全昌寺といふ寺にとまる。猶加賀の地なり。曾良も前の夜此寺にとまりて。

終宵秋風聞やうらの山

と殘す。一夜の隔千里に同し。吾も秋かせを聞て衆寮に臥せは。明ほのゝ空近う讀經の聲すむまゝに。鐘板鳴て食堂に入。けふは越前國へと心早卒にして堂下に下るを。若き僧とも紙硯をかゝへ階のもとまで追來る。折ふし庭中の柳ちれは。

庭掃て出はや寺に散柳

とりあへぬさまして。草鞋なから書捨つ。越前の境吉崎の入江を舟に棹して。汐越の松を尋ぬ。

終夜嵐に波をはこはせて月をたれたる汐越の松　　西行

此一首にて數景盡たり。もし一辧を加るものは。無用の指を立るか如し。

丸岡天龍寺の長老ふるき因あれば尋ぬ。又金澤の北枝と云もの。かりそめに見送りて此所まてしたひ來る。所々の風景過さず思ひつゝけて。折節あはれなる作意など聞ゆ。今既に別に望みて。

物書て扇引さく餘波かな

五十丁山に入て。永平寺を禮す。道元禪師の御寺也。邦畿千里を避てかゝる山陰に跡をのこし玉ふも。貴きゆゑあることゝかや。福井は三里計なれば。夕飯したゝめて出るに。たそかれの路たとたとし。爰に等栽といふ古き隱士有。いつれの年にか江戸に來りて予を尋ぬ。遙十せ餘り也。いかに老さらほひて有にや將

死けるにやと人に尋侍れは。いまに存命してそこそこと教ふ。市中ひそかに引入てあやしの小家に。夕貌へちまのはひかゝりて。鷄頭箒木に戸ほそをかくす、さては此うちにこそと門を扣は。侘し氣なる女の出て。いつくよりわたり玉ふ道心の御坊にや。あるじは此あたり何かしと云ものゝ方に行きぬ。もし用あらば尋玉へと云。かれが妻なるべしと知らる。むかし物かたりにこそかゝる風情は侍れと。頓て尋逢てその家に二夜とまりて。名月はつるかのみなとにとたひ立つ。等栽も共におくらんと。裾をかしうかゝけて路の枝折とうかれ立。漸白根ケ嶽かくれて比那ケ島あらはる。あさむつの橋をわたりて。玉江の蘆は穂に出にけり。鶯の關を越て尾湯峠を越れは。燧が城歸山に初雁を聞て。十四日夕くれつるかの津の宿をもとむ。その夜月殊に晴たり。あすの夜もかくあるへきにやといへは。越路のならひ猶明夜の陰晴はかりかたしと。あるしに酒すゝめられて。氣比の明神に夜參す。仲哀天皇の御廟なり。社頭神さひて松の木の間に月のもり入たる。おまへの白砂霜を敷るかことし。往昔遊行二世の上人。大願發起の事ありて。みつから草を刈土石を荷ひ。泥濘をかわかせて參詣往來の煩なし。古例今にたへず神前に眞砂を荷ひ玉ふ。これを遊行の砂持と申侍ると。亭主かたりける。

　月清し遊行のもてる砂の上

十五日亭主の詞にたかはす雨降。

　名月や北國日和定なき

十六日空霽たれば。ますほの小貝ひろはんと。種の濱に舟を走す。海上七里あり。天屋何某と云もの。破籠小竹筒などこまやかにしたゝめさせ。僕あまた舟にとりのせて追風時のまに吹着ぬ。濱はわつかなる海士の小家にて。侘しき法花寺あり爰に茶を飲み酒をあたゝめて。夕くれのさひしさ感に堪たり。

　寂しさや須磨にかちたる濱の秋

　浪の間や小貝にましる萩の塵

其日のあらまし。等栽に筆とらせて寺に殘す。路通も此みなと迄出むかへてみのゝ國へと伴ふ。駒にたすけられて大垣の莊に入れは。曾良も伊勢より來り合。越人も馬をとはせて如行か家に入り集る。前川子荊口父子。其外したしき人々日夜とふらひて。蘇生のものにあふか如し。且悅ひ且いたはる旅のものうさも。いまだやまざるに長月六日になれば。伊勢の遷宮をかまんと。又舟にのりて。

蛤のふたみにわかれ行秋そ

跋

からひたるも艶なるも。たくましきも果なけなるもおくの細道みもてゆくに。覺えすたちて手たゝきふして村肝を刻む。一般はみのをきる〱。かゝる旅せまほしと思ひたち。一たひは坐して。まのあたりに奇景を甘んす。かくて百般の情に鮫人か玉を翰にしめしたり。旅なる哉器なるかな。只なけかしきはかうやうの人の。いとかよわけにて。眉の霜の置きそふそ。

元祿七年初夏　　素　龍

おくの細道終

御落胤顛末録

解題

御落胤顛末錄は。何人の集錄したるものなりや。明かならざれども。蟹庵主人といへる者。其原本三卷を骨董舖頭に求め。これを整理して一卷となし。尙緒言を添て其顛末を明かにしたるは深く多とするに足れりといふ可し。但蟹庵主人とは鐵軒友部仲吉氏（其室の屛障に悉く蟹を畫きたり）の別號なりとす。抑此一大疑獄は。宮城郡七北田村に住せる。草醫川村玄碩が。伊達氏の一門たる。國分彥九郎盛重の曾孫なりとて。國分右兵衞盛春と名乘るのみならず。其生母は仙臺藩祖政宗卿の落胤なれば。卿の外孫なりと僞り。之が證據として古文書・系圖・器物等を僞造し。此の如く由緒正しき者なれは。相應の取立あらんことを請ふとの願を。享保七年六月を以て。指出したるものなるが。藩にても捨置かれず。百方穿鑿の餘り前後十二年に涉りて。之を糺明し。其事實全く利祿を貪らんとの惡意より出てたる詐僞奸黠なること暴露して。磔の重刑に處せられたるなり。然るに如何なれば。此の如き奸計を廻らしたるかといふに。是は政宗卿の側室に。松森御前とて飯坂氏の女ありて。松森に居られし人ありしが。子なきが爲め。卿が他の側室新造の方とて。一人の公子を生て歿したる人あり。故に此公子を申し請ひ。養子として。松森に下し後に飯坂氏の嗣となし。飯坂河內守宗淸と稱せし。一件あるを奇貨とし。之に擬らへて仕組みたる大奸計なるが如し。天鑒は昭昭たり。何ぞ此兇惡を助けんや。其罪惡暴露して磔の極刑に處せられ。其餘波延て同胞子孫に及ぶ。固より當れりといふ可し。

御落胤顚末錄

緒言

享保年中。宮城郡七北田村の醫師國分右兵衞なる者。其母は貞山樣の御落胤にして。其身は外孫なれば應分の扶助あり度旨。貞山公の手書賜物等。種々の證據品を添て藩廳へ願出てしが。吟味の後詐僞なることと露顯して刑せられ。其顚末坊間に傳はれる。德川天一坊の事蹟に相似て頗る奇なれども。當時の記錄世に傳らず。偶父老の口碑に傳はる者あれど。諸說紛々として何れか眞なるを知らず。或は其事實の明ならざるを奇貨とし。故らに異說を立。右兵衞は眞に公の血統なりしを。當時の執政忌む所あり。酷吏其旨を受け深文羅織して。獄を成したる者なりと謂ふ者あり。世人亦往々之に惑ふ。蓋し近世好で穿鑿を初め。舊史の事實を飜案顚倒し。又は抹殺し以て俗を驚かさんとする者多く。或は小松內府の兵諫。楠廷尉の遺誡。兒島三郞の題詩等を以て。虛妄の小說となし。或は油井正雪を以て。勤王討幕の義士と稱す。僧寶澤を以て德川吉宗の庶子となし。大岡忠相を酷吏と號し。既に彼の寬文事件の如きも。其顚末の明詳ならざる爲め。原田宗輔は伊達家の封土を重するの良臣なりとなす。然れば享保の獄を疑ふ者あるも。謂なきにあらず。予深く舊藩の爲めに惜み。斷獄吏の爲めに哀み。當時の記錄なきを遺憾とするもの爰に年あり。一日市內を散策し。某街の骨董舖に古書三冊紛在せるを見る。題して御落胤顚末錄と曰ふ。卽ち享保疑獄の顚末を筆錄せし者なり。仍て購ふて家に還り披て之を閱するに。初めに右兵衞の上書を揭け。終に處刑の宣告書を載す。中間證據書類の寫。及び本人其他の口供。係役人の吟味書類等を錄して殆ど漏す所なし。右兵衞の奸情法吏の公心。瞭然として復た一點の疑を容る可らず。想ふに當時此事に與かれる人の手に成りし者

ならん。眞に希世の珍書なり。唯惜むらくは書中謄寫の誤謬ならんと思はるゝ箇處頗る多く。且久敷敗簏破篋の裏に放在しあるを以て。蠹魚の爲めに蠶食されれ。讀む能はざる者少しとせず。別に訂正すべき者なきを以て。之を正すに由なし。今總て舊に依り敢て妄に改竄せず。但書中重複に渉る者は。之を除けり。抑享保の事蹟此書を得て始めて明なるを得。以て異說家の舌を結ぶ可く。以て法吏の寃を雪く可く。以て世人の疑惑を解く可し。然は卽ち之を錄して以て世に公にするも。亦闡幽彰隱の一端と謂ふ可きなり。

明治二十三年初夏　盤庵主人識

御落胤顛末錄

盤庵主人　纂錄

享保七年六月國分右兵衞より藩廳へ差出したる口上書の覺寫

口上の覺

拙者曾祖父伊達彥九郎盛重儀晴宗樣御九男に御座候處國分彈正忠盛顯養子に相濟み宮城郡國分三十三鄉並名取郡北方拜領仕候處大正十八年關白秀吉公相州小田原御發向の節遲參仕候付。盛重儀領地被召上。國分名取　貞山公樣御拜領被遊候付。國分三十三鄉彥九郎方え被下置。御一門列に被仰付。伊達の御稱號。並竹雀の御紋被下置。國分松森に住居仕候處。慶長元年三月十一日。品御座候て盛重國分沒落仕候。嫡子松壽丸其節十歲に罷成候。盛重國分沒落以後浪人にて罷在候然處。盛重內室右松壽丸母居所。御作事被成下

御扶持方被下置松森に罷在候付。貞山公樣節々松壽母所え被爲入。願有之候はゞ可申上由被仰出候付。盛重儀讒者の表裏を以。領地沒收被成置候御憐愍を以て。讒者御糺明被成下。松壽に國分の名跡被立下度旨願申上候處。讒者被相糺候儀は被遊惡候。彥九郎儀は不返儀に候間。早速は難被仰付候間。五六年も過候はゞ可申上由御意被成下候處。慶長八年十月五日。松壽母病死仕候付。右願可申上樣無御座彥九郎と名改仕。姓名を隱し民間に住居仕候付。親類方へも通用不仕候。右名跡可申立樣無御座。松壽儀一生浪人にて病死仕候。右彥九郎子松壽儀彥九郎と申候は。拙者實父に御座候處。是又姓名を隱呼名十次郎と申候而。浪人にて病死仕候。折を以て先祖の名跡奉願候樣に。祖父亡父拙者に申聞置候に付。右之通貞山公樣御意被成下候御末に御座候間。享保三年五月。御曹司樣宗村忠山公御誕生被遊候御祝儀之御赦に。御憐愍を以て國分名跡被仰付被下置度旨。先祖牌所保壽寺末書を以願上申候。其以後同四年貞山樣御中蔭の御赦。同五年六月御一周忌御法事の御赦。當六月御三回忌御追善の御赦。右三ヶ度願申上候處。于今何の道にも不被仰付候。拙者儀妻子弟等人數七人。七北田町に借地仕罷在候處。年久しく浪人にて罷在。渴命相續可仕樣無御座。右願何樣にも御吟味被成下候迄。渴命相凌可申樣無御座候間。御慈悲御扶助被下置候樣に奉願候。拙者母寬永十三年四月。於松森御出生　貞山公樣御外腹の御姬に御座候。盛重內室松森に被指置候節。召仕ためと申年寄女御扶持方被下置。松壽母死後松森に罷在候故。右ため娘松尾儀母一所に居申候。貞山公樣御鷹野に御出被遊候節。折々松尾居所え被爲入。御側にて被召仕御相手に被成置候處。懷胎仕候に付其段松尾申上候處。平產仕候はゞ其品石田將監方迄可申上由。松尾所え御書被成下候間。御女子御出生に付。松森女中締り仕候本鄉助左衞門を以て。石田將監方え申達

候處。江戸御參勤前無餘日。松森より御引取被遊儀不被爲成候間。御下向以後可申上候。其段助左衞門に可申含由。將監方へ御書被成下候處。同年五月於江戸貞山公樣御逝行被遊。將監儀も殉死仕候。剩右助左衞門儀も無間病死仕候に付。右之品々可申上樣無御座。御姫は萬鶴と付上。母松尾養育仕。右助左衞門子長作引添。國分七北田町に罷在候。右御息女成長以後。拙者親彥九郎妻に罷成候。尤貞山公樣御息女に御座候段。可申上樣無御座候深隱罷在候處去年冬母拙者に申聞候は。其方儀先祖の由緒申上。國分名跡被立下度旨奉願候由申聞候間。家をも起し申候はゞ。母由緒をも乍恐申上度奉存候處。右願于今不被仰付候。及極老申候間病死仕候はゞ。折を以て由緒申上候樣にと。拙者に申含貞山公樣の松尾に被下置御文。並石田將監方へ被下候御書。右兩通拙者に相渡申候處。同年十二月廿九日八十五歲にて病死仕候。拙者實母に御座候。私儀內々相續可仕樣無御座飢死仕候はゞ。右の段申上候者も無御座。亡母申聞置候儀も空く罷成候間。右の品々申上著け間敷候はゞ。可然樣被仰上被下度奉願候旨。享保六年壬七月廿三日。御目附眞田長七郎宛書にて。右兵衞重判奉願候。

御書之寫二通

此年月しんひやうなる。みやつかいうれしくおはし候。ことにくはいたひのよし。めでたく候よろこびをいたし候。はゞすけざへもんを以。石田せうけん方へきかせ候べく。めでたくかしく。

まさ

松尾參

松尾女子をうみ候よし。本郷助左衞門其方所迄。爲知候段申上候。夜前其身も直々物語申度處。以の外取紛候故無其儀候。登前無間も其上我老體の身故。只今松森より引取候事如何に候間。來春下向以後可相上候。本郷に能く可申含候。內々の事其

其方覺の前に候條。萬々首尾可申候。兎角不可有沙汰以上。

十五日　　　　　　正宗　花押

石田將監殿

有時本郷助左衞門云はれしは。御身に語度事有て數年を過すと雖とも。折なければ語らず大事の事なれば。御身一生誰にも語るましきと。堅き誓文をたて給はゞ。語る可しと云はれけるにより。成程やすき事にて候と。誓文をたてければ。此上は心置事なし語申さんとて語られける趣。書記す者なり。

松森御沒落の後。盛重公の奧方には。貞山樣より松森に屋形を立被下。御ふちかた被下松森御前と申候。父助左衞門は盛重公の御代より。奧方に附置れければ。離れず付奉て居けり。有時　貞山樣御鷹野に御出。松森に御通りの時松森御前の御屋形へよらせ給ひ。御對面なされ其後度々御出被遊ける所に。二三年過松森御前御死去被成。女房並皆ちり／＼になり。おためと申しておとなしく召仕はれける女房の有けるに。御ふちかたを被下御跡に居けり。其後貞山樣松森へ御出もなき所に。年をへて後松森山へ鹿狩に御出の時。松森御前の屋形の跡へ立寄らせられ。おために御對面被遊子は持けるかと御尋になり。娘を一人養置候と申上ければ則ち御前へ被召出名を御聞被遊ければ。松子と申上たれば松尾と申べしと被仰出。其後御鹿狩御鷹野に度々松森へ御出被成。おため所におやすみ松尾を御側近召仕はれけるが。いつしか松尾懷胎しければ。　貞山樣御出の時懷胎の由申上ければ。御笑被遊則ち御書を遊し。松尾に被下ける。其後松尾平産にて御女子を設ける。助左衞門石田將監へ參り。此由申上ければ。助左衞門を將監殿に。二日留置御登前間もなく候間。來年御下向の後。宜き樣に可被遊由御意なれば。御下向前は固く沙汰致間敷由被仰付候。　貞山樣にては間もなく江戸へ御登。五月廿四日に御他界なり。石田將監殿もおいはら

を被成。それよりおためも父の助左衛門も。其年の内に死失。誰を頼む可き便もなく。御姫をば萬鶴と名付奉り。某は遂に田夫となり。御姫にも賤しき業を成せ奉りける事無念なれば。此品を　公儀へ可申上か と思へ共。　貞山様御手を付させられ。御子迄御出生被成たる女房を。我妻に致したる事公儀へ知る事ならば。我は如何様の事にかならんと申すなり。有時正左衛門來て密かに語けるは。御身の父御は正に盛重公の御子なれども。固く隠し給ふと云者有りと語けるに心付。御身はそれなれば盛重公の御孫になれば。御姫を御身に奉り罪を輕くせんと思ひ。正左衛門を頼み御身に奉るなり。返す〳〵此事を御身一生語給ふ事なかれ。此御書を御身に奉るとて。貞山様より松尾に被下たる御書と。將監殿へ被仰渡たる御書と助左衛門に被下たる御書とを。取出し此事を人に知らせ給ふ事勿かれ。御子孫の寶にして給へとて。二通の御書を渡さる。

右之通一生語る間敷と。誓文を立つる事なれば。如此書留箱の底に隠し置く者也。

天和元年十一月廿八日　　不必齋

國分十五代

○盛氏　能登守國分小泉村に居住。天正九年二月廿三日卒年七十一。

○盛顯　國分彈正忠國分松森村に居住。天正六年四月十四日卒四十七。

○盛重　國分彦九郎國分松森村に住居。實は伊達左京太夫晴宗公九男。慶長元年三月國分沒落以後。佐竹え行天和元年七月十五日卒年六十三。

○盛秀　國分松壽丸。國分沒落以後住所不定。姓名隠し呼名與左衛門。寛文十二年壬六月二十五日卒年八十六。

○重廣　母國分右兵衛盛康女竹壽。猿松古內

主膳古内平三養㆑之。實母同盛秀玄性
坊住㆓龍寶寺㆒母澤口今内盛淸女。

○實永

幼名玄之助民部卿。明曆元年四月廿
八日寂。年六十九。幼名卯之助宮内卿
羽州。

○宥實

村山郡平鹽村住㆓平鹽寺㆒寬文二年十
一月十三日寂。年七十三母澤口今内
盛淸女。

○盛信

國分鶴壽彦九郎。姓名を隱し呼名十
次郎。正德三年九月九日歿年八十一
母。

盛春

國分右兵衞。

松尾

貞享四年三月十二日歿年六十九。

長作

後助左衞門と申候。
天和二年正月廿六日歿年七十二。

右願遂㆓披露㆒候處。難㆓御取上㆒旨左之通。御目附上郡山
三七郎え申渡一卷相返す。

國分右兵衞と申者。國分彦九郎殿末にて。母は貞山樣
御姬樣に御座候間。御扶持被㆓下置㆒度由品々。貞山
樣御書の寫指添眞田長七郎方へ訴出候。右右兵衞此
度訴の趣意は。御先代より度々御當代迄。赦之願等に
數度相出。御由緒の譯無㆑之儀候得共。貞山樣御書を
も所持仕由申出候に付。段々被㆓相尋㆒御書御本紙の
由をも。令㆓承知㆒遂㆓吟味㆒候處。入墨等も有㆑之裏打仕寫
之樣にて。御正筆の譯分明に相見得不㆑申候。御姬樣
御事松森古人共に相尋候處。一圓承傳候者無㆑之由申
出候。旁以御由緒の譯不分明にて。難㆓御取上㆒候條。右
御書二通並書付共相返し候。其段申渡相返可㆑被㆑申
候以上。

享保七年乙六月朔日

主計
刑部
石見
日向

上郡山三七郎殿

享保十二年九月。右國分右兵衛より。再び藩廳へ差出せし口上書の寫。

口上之覺

拙者儀伊達彥九郎盛重曾孫にて。母は貞山樣御姬樣に御座候處。祖父代より浪人にて罷在。渴命相續可レ仕樣御座なく。無レ據仕合奉レ存候。御慈悲を以て渴命相續仕候樣に。御吟味被レ成下レ度奉レ存候。依レ之御由緖の品々左に申上候

桓武天皇十二代千葉介常胤五男

○胤道 國分五右衛門尉從五位下。賜二總之下州千葉郡國分庄印幡郡一。住二國分庄一故爲レ氏。文治年中。右大將賴朝卿。爲レ征二伐藤原泰衡一。進二發奧州一之時。從二奧州宮城郡國分庄名取郡加賜一。住二國分鄉六邑靑葉城一。其後居二住名取郡根岸邑夜ヶ崎茶臼舘一。

○胤茂 國分美濃守從五位下。　○胤重 國分修理亮從五位下。

○胤光 國分左衛門尉從五位下。　○重胤 國分美濃守從五位下。

○盛胤 國分刑部太夫從五位下。　○胤輔 國分美濃守從五位下。

○胤繼 國分修理亮從六位上。　○盛經 國分右京亮從五位下。

○盛忠 國分右京亮從五位上。　○盛行 國分修理亮從五位下。

○盛綱 國分美濃守從五位下。　○胤實 國分美濃守從五位下。

○宗政 國分能登守從六位上。　○盛氏 國分能登守正六位上。

○盛顯 國分彈正忠晴宗公九男。正六位下　○盛重 伊達彥九郎。伊達右京大夫

○盛秀 國分松壽　○盛信 國分不必齋

○竹壽 國分家人古内平藏養レ之。

玄性坊

○實永法印 仙臺龍寶寺住持羽州村山郡山形平鹽村。

○宥實法印 平鹽寺住持。

○盛春 國分右兵衛母政宗公松森御女。

右之通御座候而。盛重代迄國分名取領知仕。御直參御座候處。天正十八年大閤秀吉公。相州小田原御發向の砌。盛重遲參仕領地被レ召上一其節貞山樣御幕下罷成。國分二十三鄉之處被二下置一御朱印左の通に御座候。拙者迄相傳所持仕候。

御朱印之寫。

此度小田原御參向無レ之付。御領地被二召上一某に被二相預一候。依レ之國分二十三鄉ヶ所。永代御知行進二置之一候

事。
一座列者石川家之次相定置候事。
一伊達の家爲二後見一一門の家相立置候條・國守若私の事有レ之ば。一門中遂二吟味一政道可レ正候事。
一家相續之嗣子無レ之時は。一門の内より致二相續一他家より養申間敷事。
一在番の節歟。國主幼少の時分は。先祖の祭又年例の儀式等。一門中にて名代可レ被二相勤一事。
一惣て一門の人々者。御在參可レ致二同意一事。
右之通永代不レ可レ有二相違一候。仍證文如レ件。

天正十八年(庚寅)十二月七日

政宗御朱印

國分彥九郎殿

右之通御朱印被二下置一。御一門列被二成下一同年同月伏見え御證人被二指遣一。其後伊達の御名字。並竹雀の御紋御書付を以て。被二下置一。右御書付相傳所持仕候。

御書付寫

覺

伊達の名字。並竹雀の御家紋。爲二一門一之間永代進置候條。子々孫々迄全不レ可レ有二相違一候者也 仍如レ件。

文祿三年五月十七日　政宗御書印

盛重

右之通伊達の御名字竹雀の御紋被二下置一。盛重儀無二別心一忠儀專一に御奉行仕候由に御座候由に御座候處。家中の者盛重意趣を含。貞山樣へ種々讒言申上候由御座候て。慶長元年國分沒落仕候。盛重男子四人御座候。嫡子松壽儀國分沒落の節。家來川村越後と申者相付。野州那須郡嶺岸と申所へ。遺隱置事由に御座候。次男竹壽儀出生仕候否。家來古内平藏と申者に爲レ養申由に御座候。三男玄之助儀龍寶寺實山僧都の弟子に罷成。致二出家一玄性坊と申候處。貞山樣相二達御耳一爲二學問料一御知行被二下置一。其後龍寶寺住持被二仰付一。實永法印と申候て。明暦元年四月六十九歲病死仕候。四男卯之助儀他所へ相出致二出家一宥實 印と申候て。羽

州山形平鹽寺住持仕。寛文二年十一月七十三歳にて病死仕候。盛重内室松壽母儀。貞山様より松森に御作事被レ成下。御扶持方被レ下置。松森被レ指置。松森御前と申由御座候處。貞山様御鷹野御出駕被レ遊候節。松森御前の居家へ被レ爲レ入御對面被レ遊。其以後度々被レ爲レ入候付。松壽母願申上候は盛重儀。家臣の讒言にて致二沒落一無レ據仕合奉レ存候條。讒言申上候者共御僉議被レ成下。松壽に國分之家跡被レ立下度由。願申上候處。左之通御文を以て被レ仰下候。

御文の寫

かへす〴〵。くはしくために申ふくめ候。ただし
くつゝしみおり候やうれなさるべく。
まつしゆ事御ねがいにまかせ候間。かはむらにあ
づけおかるべく候。のちはしんたいあいたて可レ申
候間。ちかきうちの御ねがいなさるまじく候。するゐ
ずゐはそうい申まじく候かしこ。

十二月三日　　まさ　より

まつもり様参

返〳〵しやうぶのかも。二しんしまらせ候。
せん日はゆる〳〵御めにかゝりよろこび。
きのふはぜひともより可レ申とこゝろがけ候とこ
まいらせ候。御ものがたりのおもむき。せんさく
を
ろに。さうの事候ていそぎかへり候ゆへ。そのきな
とげたく候らいども。くにのさわぎになり候ゆ
く御ちかくまで。まいり申さず候間。いかゞい
へ。こゝろにまかせず候。もりしげの御事は。か
たし候やと。おぼしめし候はんと。申上まいらせ候。
へらざる事にて。ぜひにおよばず候間。かしこ
まつじゆをとりたてべく候間。五六年もかくし
おかるべく候。ちかき一門にて。きうにとりたて
がたき事に御座候間。まいど御やくそくのとを
り。おつてしんたいあいたて申べく候間。御きつ
かへなさるまじく候めでたく。

二十三日　まさ　より

まつもり樣　参る

右之通松壽に。國分苗跡可被立下候間。川村越後に相預隱置可申由。松壽母方へ両度迄御文被下置候付。野州より呼下川村越後に相預。姓名相隱愼可罷在由。母方より松壽に申含尤越後に。右之趣申付隱置申由に御座候處。無間松壽母慶長八年十月。三十八歳にて。病死仕候に付願可申上樣無御座。其上讒言申上候者共。數多御奉公仕罷在候に付。右之者共怖彌以深相隱。壯年の間は他所罷在。晩年に御國へ罷歸。一生姓名相隱浪人にて罷在。寛文十二年六月。八十六歳にて病死仕候。松壽一子鶴壽儀も。右之通姓名相隱。晩年罷成不必齋と名乘申候て。一生浪人にて正德三年九月。八十一歳にて病死仕候。拙者儀右不必齋實子に御座候て。母は　貞山樣御姫樣御座候。母儀貞山樣御姫樣御座候品は。松壽母召仕候ためと申年寄女。松壽母死去以後。右ためを御扶持被下置引續。松壽母居家に据置候處。　貞山樣松森山へ。御鹿狩に御出駕被遊候時分。ため所へ被爲入ため養女松尾儀。御側にて被召仕其後折々ため所へ被爲入。松尾儀御相手仕候付懷胎仕。御姫樣御出生被成候御節。被下置候御書左之通に御座候。

御文之寫

又申なん子にて候はゞ。すぐ〳〵申上べく候。女子にて候はゞせうげんかたへ。知せ可申候かしこ。

まつを　まさ

身の事明日えどへたち候間。めでたくらいはるくだり候て。あい申べく候。おさなきものをよくもりたて可申候。そく才にてせいちやういたし候へば。其身すゑのためにもよき事におぼい候。ようの事共は何事も。せうげんかたへ申可く候めでたく。

〆まつを　まさ

寛永十三年丙子四月十三日　政宗

御書判

松森の女に

きみが代は千代に八千代にさゞれ石の岩となりて

苔のむす迄

松尾所え之事。其方手前よりまつしくゆひ可申候。何事も其身に相任候。尤本郷にも此段可申付候。又此文よくとゞけべく候かしこ。

四月十九日　　正宗御書判

石田將監殿　　正宗

右之通。御姫様御出生被成候に付。御書付御文等石田將監方より。相届可申由被仰付候に付。右將監方へ被下置候御書等も。松尾所へ被下置候御文に。指添遣申由に御座候て。將監方への御書も。松尾所に所持仕候。右之通御姫様松尾共に。石田將監に相任被指置。江戸御參勤被遊無間五月二十四日。於江戸御逝去被遊。將監儀も殉死仕候に付。松尾方より御姫様御事可申上様無御座。本郷助左衛門儀。國分家中の者に御座候て。松森御前に相附罷在候處。引續松尾に付罷在。石田將監方より松尾事諸色の締り申付置候處。右助左衛門儀も致病死。御姫様並松尾儀厄介可仕者無御座。右助左衛門子長作と申者。御姫様松尾兩人介抱仕罷在候處。相續可仕様御座なく。右長作儀御姫様松尾共に引連。七北田町え被取移。助左衛門と名改仕。御姫様には右助左衛門娘の由申候て。致御養育罷在候て。御姫様に御座候儀は。深相隱罷在拙者亡父不必齋所へ。嫁申由御座候て。右之譯拙者母にも相隱罷在。天和年中右之品々一生他言仕間敷由。右助左衛門儀。不必齋堅誓約爲仕。品々委細申聞。御書等不必齋に相渡申由御座候て。右之譯不必齊書記御書に指添申候て。不必齋及臨終。右之趣拙者母に申聞。他言仕間敷由申含。御書等相渡病死仕候由にて。母も一生右の品拙者にも不申聞。及臨終右之品々拙者に申聞。死後には右之譯御上へ申上。石碑には姓名記置可申由遺言仕。享保五年十二月。八十五歳にて病死仕

候。
一盛重儀。慶長元年三月。松森城沒落仕候。其節國分代々守本尊藥師の像一體。粟田口吉光作星丸二面藤四郎と申小脇指一腰。松壽に相讓川村越後と申者相附。野州え遣隱置申由に御座候。右藥師の像星丸二面藤四郎拙者迄相傳所持仕候。右藥師胤道守本尊にて致二信仰一國分寺藥師堂に安置仕。代々致二崇敬一盛顯松森城え被レ移申候時分。松森城中東の方に藥師堂相建。右藥師安置仕社僧相附置。佛供殿相立毎日佛供信心仕候由にて。右藥師堂于レ今有レ之。松森の者共致二崇敬一藥師堂後大破候得ば。松森の者共寄合修復仕。三月十二日・九月九日一ケ年に兩度の祭仕候。右佛供殿屋敷と申候。右藥師の像國分沒落の節。盛重松壽に相讓松壽儀野州え持參仕候。右松森藥師には本尊無二御座一候。右之通胤道代より國分寺藥師堂に安置仕候。藥師松森え移申候處。松森城沒落の砌。松壽に相授申候故。松森之者共申傳には。元來國分寺藥師本尊御座候處。松森へ御移被レ成。松森沒落の節被レ爲レ飛候と申候。星丸二面藤四郎は。胤道代品々御座候て。妙見・白山兩社より鍊丸に授申候て。兩社の神寶に納置。三月三日白山妙見祭禮相始。流鏑馬の的射申候由に御座候處。國分右京亮胤道代神の告御座候て。右二の鍊丸にて吉光に劍を爲レ造星丸と名付。氏神妙見・白山の神體同然に崇申候て。致二信仰一所持仕候處。國分右京亮盛忠代奇特の事御座候て。星丸二面藤四郎と相改。彌以信心仕致二重寶一所持仕。品々委細の儀先祖書記置申候て。右劍代々相傳申候處。國分能登守宗政儀。幼名盛光と申候處。尙宗樣右能登守方へ御懇意被レ成下。宗の一字被レ下宗政と相改。宗政一生藤原の姓申受。藤原宗政と名乘申候由御座候て。御代々御念頃に被レ成下。
稙宗樣右二面藤四郎宗政に。深御所望被レ遊宗政儀不レ及二異議一進上仕。御家の御重寶に被レ遊。晴宗樣へ御讓被レ成候由御座候處。盛重儀伊達九郎と申て。米澤夏刈城に被二指置一候處。國分彈正忠盛顯養子に被二仰

合。内々相濟申候時分。右二面藤四郎晴宗樣より右九郎方へ。御書被指添被下置。右御書于今相傳所持仕候。

御書之寫

二面藤四郎吉光の小脇指。國分家の重寶に候處。圓入公數年の御懇望にて。漸御手に入當家へ相傳候得共。貴殿此度國分の嗣子に相濟候間進之候。元來國分家の重代にて。種々奇特有之國分家に相傳候名劔に候間。此度國分え相返候條。子々孫々迄尊信可致申候恐々謹言。

伊達左京大夫

晴宗御手判

伊達九郎殿

右御書拙者所持仕候。妙見・白山の示現にて罷出候御劔に御座候て。妙見・白山の神體同然崇敬仕候故。盛重に被返下候御儀と奉存候。右二種は。國分の家に相附候證據に御座候。盛重代迄妙見・白山御祭禮國分の家にて執行仕候處。國分沒落仕國分・名取・貞山樣御領地に罷成。白山・妙見の祭禮貞山樣御執行被成置。引續于今先例に不被爲相替。御執行被成置候御事に御座候間。右二面藤四郎此度指上申度奉存候。拙者儀國分正流にて先祖より相傳所持仕候得共。右之通御座候間。拙者所持仕候儀無御座候條。指上申樣仕度奉存候。右之外先祖の籏所持仕候處。年久敷儀に御座候故。古申候て蟲喰切損漸紋計殘申候を所持仕候。其外證據に罷成候儀共。御座候得共。事多罷成故不申上候。右寫之通御朱印御書御書付。其外右之通の證據所持仕。國分正嫡有之候得共。右御書に御座候通。松壽儀川村相預隱置可申由。松壽母方へ被仰下候ば。松壽母方より松壽並越後に。右之品々稠敷申含置候旨深相隱。川村を名乘罷在候處。無間松壽母病死松壽儀失十方。讒言申上候者共を怖一生の間。姓名相隱罷在候て相果申候。不必齋儀も一生本姓相顯不申。拙者迄三代浪人にて罷在候。右越後末民

下に罷成子孫有之因を以て。于今私方へ通用仕候。本郷助左衛門末も民下に罷成子孫有之候間。私方へ致通用罷在候。右之通御座候右祖父代より。越後名字川村と名乗罷在候得共。三代共に浪人にて罷在。民家には下不申盛重儀逆心一圓無御座候へども。讒言を以て無失に御誅代被成置段。慥成事共　貞山様相達御耳御後悔被思召。松壽に國分の家跡可被立下の由。松壽母方へ右の通御内々御書を以て。被仰下候由に御座候處。松壽儀不幸にて無間母病死仕候。失途方名跡願の儀は扱置讒言申上候者に怖。若年の間は他所へ罷出深相隱罷在候處。國分の家跡被立下度由願申上候者無御座。剩松壽居所も相知不申候様に仕罷在候。右國分の名跡不被立下。一生浪人にて病死仕。引續拙者迄三代浪人にて罷在候。松壽儀國分山の寺洞雲寺に葬申候て。右牌石洞雲寺に相立置申候。右之通國分の家跡松壽に可被立下由。被仰出候御末の儀と申。拙者亡母儀貞山様御姫様御座候て。末々の爲を被思召上。後來爲證據御書に御判迄被遊・御姫様へ被下置候御儀と申。伊達彦九郎儀無失に沒落仕候。其者の正嫡曾孫に御座候處。年久敷致沈淪妻子及渇命申體に罷成。歎敷仕合奉存候條。右寫の御書御朱印等指上申度奉存候間被召上。尤御書等之外證據共の儀。御糺明被成下相達無御座慥成儀に御座候はば。御憐愍を以て御扶持被下置度奉存候。不顧憚如此奉捧歎訴候以上。

國分右兵衛

享保十二年二月廿一日　　重判

起請文之事

拙者儀。別紙願書の通先年より赦之願等。數度相出申候處。右願赦に者御吟味可被成下候間。向後願上間敷由被仰渡願被相返候。依之御目附衆へ指出申候得ば。親類を以て相出可申由。御目附衆被申聞候處。右願取次可申上親類一圓無御座付。御一門衆へ右願御取次。被仰達被下度由賴入申候處。御取次被下

候衆共御座。尤合力等相受申所も無之。渇命仕必死に相極候儀數度有之候得共。死期未至天命と相見得。只今に死を遁罷在候處。妻子共に夏中唯一衣も所持仕候者無之。淺間敷爲體にて罷在候處。冷氣罷成候得共。袷一衣も所持不仕候間。寒中罷成候はゞ。寒死可仕候無據仕合奉存候間。倅共何ぞ渡世の業爲仕。相助申度奉存候得共。兼て手馴不申業不罷成決定飢死相極候得共。右之通に御座候て。願取次申上候親類一人も無御座候。尤合力等相受申處も無之妻子數人。渇命仕候儀無據奉存。別紙願直に申上候。何樣にも渇命相凌可申樣御座候はゞ。御時節柄別紙願申上候儀に無御座候得共。相續可仕樣一圓無之。只今迄は相助罷在候得共。明日より何を以て相續可仕と。存心當無御座候得ば。必死に極候儀無據奉存不及是非別紙奉捧歎訴候。尤右之趣少も僞無御座候。若少も僞於申上は　梵天帝釋・四大天王・閻魔法王・五道冥官下界の地には。天照皇太神宮・八幡大菩薩・春日大明神・鹽釜六社大明神。其他日本國中大小神祇。神罰冥罰罷被り。今生にては弓箭冥加永捨。來世にては無間之底墮在而。永劫浮世更不可有之。仍起請文如件。

享保十二年八月　　國分右兵衞

國分右兵衞と申者。國分彥九郎殿末にて。母は貞山樣御姬樣に御座候由。貞山樣御書等並御助扶持被下度。品々訴申出候段被申聞候。右兵衞儀享保七年右願指出候節。　貞山樣御書御正筆の譯。分明に不相見御姬樣御事も不分明にて。難取上候付相返候處。同八年瑞岩寺を以て。最前殘置候御寫等指出候得共。是又難取上相返候處。又以此度品々申出候。彥九郎殿御息松壽以來の儀。並に貞山樣御姬樣の御事不分明にて。今以難取上事候間相返候。且又後渇命候由申出候は。畢竟身分宜敷心得渡世の營も不仕故。妻子商可申樣無之儀と相見得候。右之品を以て御助扶持等難被下事候間。右之趣急度可申含候。再三申出候儀不

届成儀候得共。畢竟體成儀と心得違を以。申出候儀と相見得候に付。御構無之候向後不申出樣に可被申含候旨。坂元平右衞御附え。同年九月二日於石見宅申渡之。

右者御參勤前御內々相達御耳候事。

國分右兵衞より證據物として。藩廳へ差出せし書類は左の數通なり。

（但是全文を前二回の願書中へ記入ありし分は除く）

國分名代之事。能州其方へ被相渡候者。其後者自何方達翻之儀候共。可爲御任仍爲後日之狀如件。

元龜三年壬申六月十五日　輝宗

國分彈正殿

態以使者令啓入候。抑向二本松爲可成働。今月廿五日出馬來二日可進行候。日數之事は上下十日之可爲往復候間。馬上野臥以下能々被仰付。可被指揮事任入候。書餘は任口上候恐々謹言。

五月十八日　輝宗御印

盛重

九可申上候。尤自是使越不申前は。かならず御立

昨朝松九下候處。見え聞少も不違候。此上は不

除被成間敷候。其刻後をゞ遣し可申候得共。十二及是非候間。□□□□□と一千の外無之候間。もしけのばかりにて。かのはりをはじめ。此事不知御代大を不被爲立置候得ば。少は自無之候大如何樣の事を可仕出樣はかりがたく候間。此たを不被爲立候事。爲國爲家大かう大ちう可びよく〳〵九に御だんがう。肝要候ひくの事かねが爲前代未聞候。此末を御身無何事樣に。能々さね御覺候。前に候間。不及申候。乍去ひくの內は義を可被相賴候。於今度さ義も六ケ敷候間。中役を被召可然候御もとの事七八人の外かならず中以少も違意は有之間敷候。御立除候時分兎角

よろしからず候〻ただし一すぢにじようを御たの
之儀又以可申越候間。過無之様に此芳志。今生
み可有候御跡之事御こゝろやすかるべく候かし
こ後生く尤加分に候條。只々無二に可相極候以
上。白砂人石之事具に。

二月廿七日　　政宗花押

松森御館

(按)本書は多く隱語を用ひ。且字體も一種奇異にて。讀み難く解し難き箇處甚多し。是れ尤秘密を要するの書翰なればならん。書中さ義とあるは佐竹義重を指したる者なるべし。其他は一向解するを得ず。

申はれなりかね候と。みなくめつきやくに可及候。去年のさいなん。其もとの御取つくろい。しけささやうに候はゞ。其もこにても御取つくろい。しけねの分別にて。漸首尾能濟候處。又以何者かあしさね而如何様の事。かゝり可申様不知事に候間。さまに申なし。證文までさし出し候而。此事無と一向身に御代ちうばつに。御なりほん家を被立置可被相糺との事に候由相聞得候。此のたびは候はば。重文ちうこうに候。御跡はかね〳〵の御ね申分なりがたく候。然に申分に可成事は其もとがいにまかせ。なさり・こくぶんを以御直參に可申證人に御話候時分。次公へ折々被召。又彼末御立候。尤さやうに仕候事。御いのちなごにおよびねんころの事無隱候。某かの御ちんに御一味の申事には無之。ちうはつのはかり事は。ない〳〵事は全無之候處。其もとを御證人に爲相登候御そうだん可申候間。人數をさし向ざる前に。松時分。御ちんに御一味可仕と。御申あはせいたもり御立除さたけへ御出。御かくれなさるべく候。しはかり事に。まさに御一味仕候と。御申上置候此方六ケ數候得ば。さたけものかれなく候間。少も段相見候付。ちうはつ仕候と申出候はゞ。のがれ

いぎは有レ之間敷。兎角思召入のこりなく。しけさ可レ申候得共。あやまりなき人を。さやうに申出ねへ物語なさるべく候かしこ。がたく候へ共。此度の

十五日　　政

盛君

起請文之事

此度身に御代身上相違於レ無レ之者。御跡者國分名取郡相加松壽殿可二申立一候。若此儀於二違變仕一者日本國中大小神祇。蒙二神罰一今生にて者弓矢冥加盡果。於二來世一者無間地獄に墮在者。永劫浮事不レ可レ有レ之者也。

依起請如レ件

慶長元年二月廿七日　　政宗書判

盛重

松じゆ其方はかりごとにてかくし置。する〳〵つかい無レ之時分いたし候樣に。松もりへ參なだめ候而。請あいよくなつとく被レ申段申上候。彌此以後ふかくかくし置。さしつかいなく松壽を相いたし候時。其身には石なさかにて。一萬五千刈之所。永代可二宛行一候以上。

八月十二日　　朱印

河村越後どの

今日松もりへより候處。松壽をはやく出度と被レ申候へ共。只今はいだしがたく候。はけくるく申候得共。尤なることとなつとく無レ之やに見へ申候間。つかいのしな〴〵其身かね〴〵覺之前に候條。松もりへ參候而聞分被レ申候樣に。よく〳〵可レ申候。松じゆへも此段よく可レ爲レ聞候。とかくふかくかくし申べく候。世間へ知候てはよろしからず候。よくよくひとへに心をくばるべく候。よくかくし候事其方一人の心に有レ之候事に候。かへす〴〵よろしく取はからい申べく候。かしこ。

八月十二日　　正宗書判

河越ごの
松壽事。只今いたし候ては無然事共候間。かへすがへす人之不知やうにかくし申べく候。其事計り肝要候。松もりの御かたよりよろづ〳〵可被申越候條。しかと可心得候以上。

十七日　正宗

河越ゐちご
段々御おとろい見へこゝろもとなく。其身是に話候間。ほんこうに吟味いたしくすしなと。御のぞみも候哉ためにきゝ取。只今可申上候松壽へもさやう可申候。

河越　正宗

國分盛重松壽へ授候由申候文書一通
我等儀。此度讒者共に被亡事。運命之盡所に而不及是非候。貴殿事川村越後方に。隱置致養育候様に賴置候間。越後父子を能々賴。讒人共不知様に愼可被致成長候。此藥師如來は先祖より代々家に相傳候。守本尊に候。永可被致形見候。尤子孫に相傳候ては。國分家の可爲證據候。最後急候故心事申殘候以上。

伊達彦九郎殿
三月十一日　盛重書判
國分松壽丸殿

國分右兵衞願書。並文書等事實相違之考。
此度指出候願書之內。
一貞山様御身御通れ難被遊。御難儀御座候而盛重殿儀に。被代御誅伐被成候得者。御難儀御通れ被遊候儀御座候に付。不被爲及是非。貞山様盛重殿御隱密之御相談を以て。盛重殿に不義一圓無御座候得共。御賴之上御計略に而。御身代に誅伐罷成。右御身代りと申儀妄說に御座候。貞山様御記錄左様之筋之儀一圓無御座候。舊記等にも不承儀に御座候。貞山様御難儀被遊候と申儀は。文祿四年七月秀次公へ御一味被成候と申事。大閤様より御尋有之。守屋守柏判形之

一味狀迄有之。其外品々度々御尋にて。御難儀被成候得共。早速被仰分共相立。同八月廿四日詰合之御家臣。歷歷十九人連判之誓詞指上。其外中島伊勢。湯目民部。迯意無之旨各直訴仕相濟。同九月九日御目見も相濟。御首尾能御座候。品々御記錄拔書に委く相記申候。

一御身代之證文

貞山樣御自筆かな御文に。去年之災難漸首尾能相濟候處。又以と御座候得者。翌年御再難有之候儀と相見得申候。翌年者慶長元年に御座候。慶長元年者類も無之御首尾にて。御成も有之御茶等も被下。御官位御昇進被遊引續御首尾好御座候而。諸大名衆樣羨み被申候由。品々御記錄拔書に委く相記申候。盛重殿沒落慶長元年之由申傳。秀次公御生害文祿四年に御座候故。右事實に取合候て僞書仕候樣。相見得申候尤御僞書無紛物に御座候。品々文書共吟味仕候て相記申候。

一松森城夜中御立除。常州へ御出。佐竹右京大夫義宣殿御介抱被相受。元和年中於秋田御病死被成候。國分家家老堀江掃部守子孫。堀江文右衛門に承候得者。彥九郎殿御事御不行跡之事共有之。政事も惡敷國分家中之者共。訴申上候に付。而從貞山樣掃部頭に討手被仰付。罷越松森館を追落。加美郡沓掛原にて。御生害被成候由承傳候段申聞候。

一松壽母云々

下之先願之處に品々相記し申候

享保七年相出候覺書之內

一拙者曾祖父伊達彥九郎盛重儀。晴宗樣御九男に御座候處。國分彈正盛顯養子に相濟云々。

性山樣御記錄に。天正五年國分能登守殿盛氏之遺跡。相續被成候由相見得申候。拔書に委く相記申候。堀江文左衛門所持仕候。性山樣御判物に右の旨明白に御座候。盛顯養子と申儀者相違成儀に御座候。右兵衛指出候系圖に。盛氏天正九年卒去にて。其子彈正盛顯家を紹ぎ。弟盛廉戰死之後。伊達左京大夫晴宗公の九男

盛重を。盛康之女に配し家を紹ぎ候と御座候。天正五年盛氏卒去にて。其子彈正遺跡を盛重殿相續と相見得申候。家中嫌者有之明日にも。御次男御出生被成候はば。國分の家嗣に可被遣候。其迄の御代官と心得可申由。鬼庭周防良直右之調議之爲め。國分へ被遣候て被下候御書。御代官として被遣旨御證狀。堀江掃部頭に被下候。右兩通共堀江文右衛門所持仕候て。右之品々明白に御座候。盛顯之婿養子と申儀猶更妄說に御座候。

一天正十八年。秀吉公小田原陣之節。遲參仕り盛重儀領地被召上云々。

小田原陣前天正十五六年之間。家中騷動盛重殿國分を退き米澤へ參上。罪を謝し申さる由相見得申候得者。最早其節より御一門にて。御家臣に有之候と相見得申候。小田原遲參にて國分家沒落之事相見得不申候。天正十六年之比松森は。貞山樣御領地と相見得。定番被遣候事等御記錄拔書品々相見申候。

一慶長元年三月十一日。品御座候て盛重國分沒落仕候。

國分家松森沒落之品相知不申候。此所に品御座候と計有之末々は讒者の表裏を以て。領地沒收と有之候。此段之願書には御身代と申出候。讒訴に因て沒落仕り候趣に申出候節者。夫々取合申御文等を證文に相出。此度は御身代と申出是へ取合申候。御文々證文に相出申候。此段一事兩樣にて御座候。兩樣の證文可有之樣無御座候。松森沒落之儀。堀江文右衛門承傳前に相記申候。

一松壽母居所御作事被成下。御扶持方被下置松森に罷有。

貞山樣節々松壽母所へ被爲入云々。慶長元年沒落以後餘り間も無之。松壽母所へ被爲入趣に相見得申候。然所文祿四年七月より慶長五年六月迄は。貞山樣には伏見に被成御座候間。此節に被爲入候と申儀不審に御座候。猶委く末に相記申候。

一貞山樣御鷹野に御出被遊。折々松尾居所へ被爲入云々。

寛永十二年。松森邊へ御鷹野御出御記錄に相見得不申候。十三年三月。宮城へ御寓御鷹野二度相見申候。其外無御座候。

有時本郷助左衞門云はれしと有之覺書之內。

一貞山樣御鷹野に御出。松森を御通り之時。松森御前之屋形へよらせられ。其後度々御出被遊二三年過。松森御前御死去云々。

松森御前。慶長八年十月五日。御死去之由前に相見得申候。

貞山樣文祿四年七月。伏見へ御登被遊慶長五年七月北目城へ御下被遊。直に景勝御取合御忙敷御座候。同六年十月伏見へ御登被遊。同七年十月江戶へ御下被遊。同八年八月仙臺御城御普請出來に而。直に御城へ御入被遊候。松森邊へ御鷹野に御出被遊候半は。慶長五年八月以來。六年九月迄の間に御座候。度々御出被成候儀にも有之間敷候。二三年過松森御前御死去と御座候得ば。慶長六七年之內被爲入儀と相見得申候。六年十月よりは御國に不被成御座候。然ば五年八月以來。六年九月迄の內儀に御座候。其節御陣々忙敷御座候へば。節々松森御前の所へ被爲入候と申儀。不審に御座候。尤盛重殿後室松森に御座候事。堀江文右衞門に承り候處。一圓不承傳由申聞候。

一國分十五代の系圖。

前に相記し申候通。盛重殿盛顯之養子被爲成候事。相違に御座候。其上盛重殿御子四人有之由に御座候處。支族傳にも前々より兩人相載申候。堀江文右衞門承候處。兩人有之由承傳之段申聞候。一人は龍寶寺住持玄性坊に御座候。一人は秋田へ御立除。佐竹右京大夫殿御家中に御成。其子孫伊達市十郎と申候而。佐竹家一門並之由申聞候。

享保十二年指出覺之內。

一拙者天正十八年十二月。伏見へ御證人に被指遣由

天正十八年十二月。盛重殿を蒲生氏郷へ。人質に名生の城へ遣され候。伏見へ證人に被遣候と申儀。相違なる儀に御座候。尤此節證人と申儀有之間敷哉と奉存候。

一家中の者盛重に意趣を含。貞山樣へ種々の讒言申上候由に御座候而。慶長元年國分沒落仕候。此度の御身代之證に取合不申候。此度相出申候　貞山樣御文等は。其節如何仕候哉と奉存候。

一國分代々守本尊藥師之像一體。粟田口吉光作星丸云々。

國分寺藥師堂緣起に。國分家代々之守本尊と申儀無御座候。只近世國分主彥九郎盛重創舊趾と計御座候。堀江文右衞門承候品々別紙御座候。

一晴宗樣御判物

九郎殿國分へ被遣候は。天正五年に御座候。其節は晴宗樣御隱居にて入道被遊。道祐と御書等にも被遊候。性山樣左京大夫被爲成候而。左京大夫晴宗とは被遊間敷候。尤似世物無紛相見得申候。晴宗樣御時代之手跡に無御座候。

一貞山樣御自筆物之由にて文書十三通。不殘僞書無紛相見得申候。其內石田將監に被下候御書。ちよつと見申候而は紛候樣御座候得共。無疑僞書に御座候。薄き紙にてかな御文。是又僞書に而事實相違之儀は。願書之所に考相記。品々文書吟味仕候別紙にも相記申候。

一追て相出候御判物四通系圖一卷。

是亦僞書紛無御座候。

右之通ニ相違之儀共。相考御記錄拔書へ引合。付札仕先年兩度之願寫へも付札仕候以上。

五月　　高橋與右衞門

國分右兵衞指出申候。文書十三通彌吟味仕候。何も無疑僞書に御座候と奉存候。追て相出申候文書同前に御座候。系圖も後に拵申物に相見得申候。盛重殿ゟ盛顯之養子に致し。盛顯之弟盛廉之娘に配して。婿養子

にて國分之家嗣に仕由。右系圖相見得申候。盛重殿を被レ遣之品々は。堀江掃部頭に被レ下候。性山樣御書に相見得事實相知申候。尤堀江文右衞門段々承傳候由も申聞候。國分之家之儀相違成傳に相見得申候。

一右之內。 晴宗樣盛重へ被レ遣し御書。事實相違之儀右之寫に付札仕通に御座候。尤 晴宗樣御代之手跡に無二御座一似せ物に相見得申候。

一石田將監に被レ下候。松尾事と有レ之御書ちよつと見申候へば。御正筆に紛候得共。是又僞書に無レ疑相見得申候。此御書は寛永十三年之儀にて御座候處。御壯年之御筆跡を似せ申候。御晩年之御筆跡の體に無二御座一候。

一薄き紙にて盛君と有レ之候かな御文。似せ物無レ紛御座候。事實相違之儀御記錄相考。拔書に委く相見得申候。文言取分不レ申儀左に相記申候。

去年のさいなん。其もとの御取つくろひ。しけさねの分別にて漸首尾能濟候云々。

此節盛重成實之取繕分別之儀無二御座一候。中島伊勢。湯目民部等之功相顯見得申候。

證文迄指出候付云々。

守屋守柏判形之物被二相出一。家老衆へ爲二御見一被レ成候品々。御記錄に相見得申候。是は其節早速申分相立。重而御不審も無レ之候。翌年左樣之事は一圓無二御座一候。

其もと證人に御話候時分。秀次公へ折々被レ召又は御こねんごろに候事無レ隱候間云々。

盛重證人に被二相登一候儀。相見得不レ申候。其節は蒲生氏鄕へ人質に被レ遣候。伏見へ被二相登一候儀には無二御座一候。尤秀次公へ御懇意之品一圓相見得不レ申。此節證人と申儀有レ之間敷奉レ存候。此品付札にも相記申候。

初文去年と御座候儀事實之相違御座候。記錄拔書に委細相見得申候。

右之通吟味仕候。堀江文右衞門に承候。別紙相出申候盛重殿生害之儀。文右衞門家に申傳の由に御座候。實說に御座候哉と奉レ存候。文右衞門先祖幼少にて死去

仕候者有之。委細之儀相傳不申由申聞候以上。

五月　　　　高橋與右衛門

覺

飯坂右近宗康女二人有之。一人者桑折攝津政長妻。一人者　政宗公側室に罷成候處。後賜五百石世稱飯坂御前。又松森に住居候而稱松森御前。後住黑川郡吉岡稱吉岡御前候而。寛永十一年閏七月十七日歿。葬黑川郡吉岡天王寺法名壽城妙長。

右之通り世に傳申候。松森御前と申儀是等を申傳候て。後來附會致儀にも御座候や。如此傳說有之候事を御覺被成候而。可然儀と奉存上申候。右は貞山樣御三男。河內宗清樣御養母に御座候以上。

與右衛門

文右衛門樣

左一郎樣

一國分能登守盛氏。其子彈正少弼早世。國分主無之に付輝宗樣より御子御出生被遊候はゞ。國分家跡に可被遣候。先以假之御代官として。彥九郎殿政重被遣候由。其節堀江掃部頭に御書被成下所持仕り候。彥九郎殿國分へ御出以後。御實名盛重と被相改候。彥九郎殿退轉以後。國分御仕置　貞山樣より。堀江掃部頭に被仰付。其節名改長門に罷成候。所々御出陣之節。　貞山樣より右長門に御書被成下所持仕候事。

一能登守盛氏。實名盛顯とも申儀承傳不申事。

一彥九郎殿盛重之御事。不行跡之事共有之御政事等も惡敷候に付。國分下中之者共訴申上候に付。貞山樣より堀江掃部頭に討手被仰付罷越松森館を追落。加美郡沓掛原にて御生害被成候由承傳不申候事。

一彥九郎殿御後室松森に御住居。松森御前と申由之事。一圓承傳不申候事。

一彥九郎殿御子何人御座候哉之事。御兩人有之候由承傳候。一人は出家玄性坊と申候て。龍寶寺住職被

成其後覺性院へ隱居御申候由。今一人は秋田へ御立除。佐竹右京大夫殿御下中に御成。右子孫當時伊達市十郎殿と申。佐竹御一門並にて被相勤由承傳申候事。

一國分家代々國分領主にて。伊達之御旗下にて住居御申候由承傳申候。右國分貞山樣御領地に罷成。國分下中之者共段々被召出御直參に罷成候由承傳候事。

一國分重代太刀等の事。一圓傳承無御座候事。

一藥師堂代々國分守本尊之事承傳不申候。右堂林は往古より　白山權現之社地にて御座候。國分殿御尊敬にて右神事。國分一家一族を以爲相勤被申に付。今に國分家の者共無退轉相勤申候。藥師は　白山社地之內。十八伽藍にて候處。貞山樣御代慶長年中。御堂建立被遊候由承傳申候事。

右之通承傳申候。此外之儀は承傳申候儀無御座候以上。

四月廿七日　　堀江文右衛門

國分右兵衛指出候文書。十三通並願書一通。私共寄會見屆吟味仕候處。左之通奉存候。

一初文に松尾事と有之候。石田將監への御書は御正筆の樣に相見へ申候。尤御判形似せ申候物之樣には相見へ不申候。先年指上候節は。墨相入れ候樣に見へ申候と覺へ申候。此度見申候得ば左候樣には見へ申候へども。墨を入れ候とは見へ不申候。外十二通は何れとも御正筆にては無御座候。此內御朱印物も。　貞山樣御代の御右筆抔。書申候物にも無御座朱色も違申候。

一アザフ紙に書申候かな文之事は。此言こしらへ物之樣には相見へ不申候。若か樣の事も有之候而。それを寫置候物にも御座候哉。一向本之無之事を作り立候物にも。御座有間敷哉奉存候。

一右文書に有之御書判之事。此御判形は天正十四、五年迄之御判に似申候。天正十六・七年以後は。是より

別段に御座候。文祿年中抔は猶以如此無御座候

以上。

三月十一日

田邊喜右衛門

遊佐清左衛門

國分右兵衛揚り屋より差出せし自筆口上書の寫。此時評定所の掛役人は。黒澤文右衛門・松本左一郎佐々布八郎左衛門也。

拙者此度申上候儀は。盛重殿儀貞山様御爲に身被相沈候處。逆心の企有之貞山様より。御誅伐被成置候由に御座へば。忠義却て不忠に罷成。永々相沈申候儀歎敷奉存候。尤亡母儀貞山様御姫様に御座候由。母申傳仕候御書等相讀置申候處。右之段不分明に罷成。盛重殿儀亡母共に。永々相沈申儀無據奉存候。先年頃申上間敷由奉存。又此度申上候御書等之儀。慥に御眞筆に御座候と申段不奉存候得共。御判物に御座候故。慥成儀と奉存罷在候故申上候。勿論御誅伐に罷成候儀。御忠義に仕候儀に御座候而。深く相隱可申由被仰付。姓名相隱罷在候而。盛重殿子孫に御座候由申出候ては。御意に相背申候儀に罷成候故。祖父亡父共に相隱罷在候由申傳候。御書之儀右に申上候通。拙者儀慥成儀は存知不申候へ共。御書之由申傳御判物に御座候に付。右之段を以慥成儀と奉存候に付。先年相出し申候願被相返候時分。向後願申上間敷由被仰渡候得共。其忠義相沈申候儀無據奉存候故。又以此度申上候。盛重殿儀天正四年國分の嗣子に相成。天正十八年小田原御陣所へ遲參仕候故。領地被召上貞山様御幕下に罷成候由相記置。尤承傳申候故願にも相記申候。勿論御隱密之儀に御座候故。讒言を以て沒落仕候と申傳。御爲に讒言にて亡申候と申ふらし。二代深姓名相隱罷在候由。先祖申傳候道祐様御書之儀も。何年に被下候御事に御座候哉。道祐様左京太夫にて被成御座候時分。盛重殿國分嗣子に相濟被成。九郎殿へ被下候御書に御座候哉。此度之御尋に何

樣共申上兼候。段々吟味仕候と申上候處。拙者に吟味仕くれし者有レ之候哉。御尋に御座候得共。誰にも吟味不レ仕拙者一處を以て申上候。國分は天正十八年小田原陣之時分。相頽御幕下に罷成候由。先祖相記置申候故。右之通申上候。右之外別而相替申趣意無二御座一候以上。

國分右兵衞

享保十九年六月廿八日　　盛春書判

一此度指出候口上書並

貞山樣御密書と申立候而。麻布紙へ書候物指出候。右之紙　貞山樣御代に爲二御漉一被レ成候事無レ之。貞山樣御難儀に被レ遊二御遇一候は。文祿四年關白秀次生害之節に有レ之。其翌年は慶長元年にて。　貞山樣御首尾能御類無レ之御事に有レ之候段。御記錄之文明白にて翌年も御難儀に被レ爲レ遇候事無レ之處。其方指出候かな文。　貞山樣御書之由にて。去年の災難漸首尾能。又以あしきさまに申なし。此度は中分なりがたく候趣相見得。跡方も無レ之造言に候。御眞筆に無レ之候上紙の模樣。御記錄之文似せ物に無レ疑候。此旨可二申晴一事。

御尋承知仕候。

麻布紙へ書候物。拙者儀も不審に奉レ存候得共。御書之類は何成共指上可レ申由被二仰渡一候に付。彼樣の物御座候得共。麻布紙へ書候而寫之樣に相見得候を。指出候而は如何に御座候と相窺申候得ば。其は上へ可二申上一候間。何成共相出可レ申由被二仰渡一に付。指上申候文言跡方も無レ之造言に候段被二仰渡一候。御記錄等に相違仕候も。相違不レ仕候も一圓不二存知一儀に御座候得共。先祖より相傳御書等と。古き物之內に相交御書之模樣に似寄候而。御書之內に御座候故指上申候。似せ物に御座候哉。其段拙者儀一圓相心得不レ申候。去年之災難漸御のがれ被レ成候と申儀。文言に御座候故左樣に可レ有二御座一と奉レ存候。御首尾之御能あしき一圓に不レ奉レ存候。似せ物に無レ疑候間

可レ申晴レ由被二仰渡一候。先祖似せ物仕指置申候哉。拙者儀至て惡筆に御座候得ば。似せ可レ申樣無二御座一。拙者儀全似せ不レ申候間。似せ物共似せ物に無二御座一共可二申上一樣無御座候以上。

國分右兵衛

享保十九年七月朔日　盛春(判)

一貞山樣御密書之由にて。麻布紙へ書候かな文差出候に付品々被二相尋一候處。本紙に候哉寫に候哉。其方も不審に存候趣申出候。不審に存候者を願紙面に。御密書と可レ申出樣無レ之右かな文の外に。二月廿七日と有レ之御書。御神文の由にて二通相出候。是又僞書似せ物に候。是をも不審に存候哉不レ存候。哉不審に候はゞ御密書に付。寫差出がたく候由は可レ申出樣無レ之事に候。すでに麻布紙の書不審に候はば。右之二通も同趣にて。それより見事に候條。かならず不審を可レ起事に有レ之。不審に於ては御密書と可二申出一樣無レ之候〃此旨可二申晴一事。

御尋之趣承知仕候

麻布紙へ書候寫に候哉。其方も不審に存候趣申出候。不審に存候者を。願紙面に御密書と。可二申出一樣無レ之由被二仰渡一候。成程幾度も申上候通。麻布紙へ書候御書は。前々申上候通。麻布紙不審に奉レ存候得共。御神文御密書は紙にも不審の心付無レ之。尤御判之儀も御正判之譯。目利も不レ及候得共。子孫ケ樣の儀可レ爲二申出一とて。先祖似せ物指置可レ申共不レ奉レ存。正眞之御書に可レ有二御座一と奉レ存候に付。二通之御書寫は差上申候。麻布紙へ書候者は。右之通に奉レ存候故。寫指出不レ申拙者方より不審に奉レ存候由申上候。御判等を慥成儀と奉レ存候に付。御密書と申上候以上。

國分右兵衛

享保十九年七月二日　盛春

一伊達彦九郎殿盛重。慶長元年三月。貞山樣御身に代レ御誅伐を被レ蒙候由。其方申出候御記錄之文に。盛重

御誅伐を被業之事無之。天正十四五年十月。彦九郎殿政事不宜に付。度々御異見を被加。小山田筑前に品々被仰含候處。彦九郎殿米澤へ參上罪を被謝。終御征伐不被遊旨御記錄之文に相見得候。御身に代候由は。御密事に候得共御誅伐之事者。御記錄に可被相載之處。御誅伐無之先以其方造言に有之。剩先年盛重下人之讒言を以御誅伐之由申上一事兩樣に相聞得。且此度御身に代候共申立候得者。これに應じ候御密書之由を申差出。前度讒言ヿ申候節は。それに相應の御書の由を申相出。猶以僞無疑候此旨可申晴事。

右御尋之趣承知仕候

一盛重殿儀。天正十四・五年之頃。御家之御幕下に罷成候由被仰渡候處。御記錄等に御座候上は。左樣に無御座ヿ申上候儀に無御座候得共。拙者共方之申傳には。天正十八年大閤秀吉公。小田原御發向之砌。遲參によつて領地被召上。其節貞山樣御幕下に罷成候由申傳候。秀吉公會津にて御馬を被出。黑川・大崎・葛西御誅伐と被仰出候に付。大閤へ貞山樣にて被仰上候ヿ。黑川・大川・葛西御誅伐之儀。拙者に被仰付被下度由。御望被成候而。右何も貞山樣御誅伐被成候故。右御知行貞山樣へ被下候處。盛重殿儀逆心無之に付御誅伐は不被成。御領地被召上候計に御座候故。貞山樣より盛重殿へ。國分三十三郷被下置。引續國分松森に居住仕。其節御家の御幕下に罷成候由申傳候。天正十四・五年之頃は。御幕下には無御座候共。晴宗樣御子に御座候間。御幕下同意被成候事に可有御座ヿ奉存候。國分沒落仕御家御幕下に罷成候事。御記錄に無御座候はゞ。天正十八年國分之家相續。御幕下に罷成候儀は。此時に可有御座ヿ奉存候。尤讒言にて沒落仕候ヿ申節は。其に應じ御身代に御誅伐罷成候と申時は。其に相應之申上候御密書之由申上。一事兩樣に御座候而。僞無疑候由被仰渡候。讒言にて沒落仕候

こ申上候は。幾度も申上候通り。御書に讒言こ申儀有之候。謀に御家臣之者共方より。許僞相出御誅伐と被仰出由承傳。尤於當時も初には。讒言にて御誅伐罷成候こ。覺罷在候儀に御座候故。其通に申上御密書之儀は。至て御重き事に御座候に付。堅秘し罷在候。右願にて何樣にも御吟味相濟。輕き者にも御取立被成下候はゞ。其以後御密書は。御尊覽に相入燒捨申樣にも可仕こ奉存候故。讒言にて御誅伐罷成候こ申上候御密書之儀。紙面に相顧申上候儀。至て恐多奉存候間。右之通何樣にも被成下候はゞ。直に御尊覽に相入申度こ奉存讒言を以御誅伐罷成候こ申上罷在候處。拙者儀極老の身に罷成。餘命も無之罷成候處。右御密書之儀不申上罷在候而。相果申候はゞ子孫に罷成候て。可申上樣無御座。上へは難申上不申他所へも罷出。江戸等へ成共罷登り取ちらし申儀にも罷成候得ば。至て不宜儀に御座候故。先年も向後願申上間敷由被仰渡候

得共。御忠儀相埋却て不忠之罪に。被相沈候儀歎敷奉存候。密書之儀は御記錄に不被相載候共。御誅伐之儀は御記錄に可被相載所に。御誅伐之儀御記錄に不相見候に付。拙者造言に無之剩先年は蓋重下人之讒言を以。御誅伐之由申上。一事兩樣に相聞得候由被仰渡書の前書に申上候通讒言を以。御誅伐罷成候と世上へ。相聞得候通に不申上候得者。御密事之儀不被申上候故。讒言にて御誅伐罷成候こ申上候。御密事の儀申上候は。右之通拙者此度不申上罷在相果申候はゞ。忠義被埋申候儘重殿を却て不忠之罪に相沈候儀。歎敷奉存此度申上候。先祖より相傳之御書に御座候故。僞書御座候も御重任に御座候も。他見爲仕候儀に無御座候故。一筋に御眞筆に御座候こ相心得申候間。御書こ申上候。尤御誅伐之儀御記錄に不被相載候間。御誅伐之儀拙者造言に御座候由被仰渡候處。御誅伐不罷成候はゞ。國分之家相續斷絕可仕儀無御座候處。

國分斷絕仕家中も致離散。大勢御家へ御奉公仕其子孫御家中に數人御座候得ば。御誅伐には疑無御座。勿論彥九郎殿佐竹へ御出。義宣殿御介抱を以佐竹之家に被罷在、其子孫も御座候て。國分者御誅伐に罷成候而。盛重殿佐竹被參候段は、盛重殿子孫存知罷在由及承候。右之通に御座候得者。一事兩樣には御座候得共。態と先と後と兩樣に申上候以上。

享保十四年七月三日　國分右兵衛　盛春

六ヶ條之御問書奉承知候。

六ヶ條之通、申晴一圓無御座御不審之儀。重々御尤至極之御事に御座候。畢竟先祖より相傳之僞書を。御眞筆と相心得重き家に御座候と存。心入を以憚をも不顧、實之儀と相心得無調法至極之儀申上。勿論五輪等之銘にも。松壽儀有之古き位牌等にも書付有之。系圖等も所持仕。右僞書相傳候を御眞筆と奉存。熊谷庄右衛門御書等之目利も仕。右實之儀を能存知。系圖之儀も委敷存知之由承及候に付。右僞書系圖共に。熊谷庄右衛門に爲見申候處、右庄右衛門見申候て驚目を扨々重家に御座候間。願相出可申由吟味仕くれ申に付。庄右衛門任異見に御曹司樣御誕生被遊候。御祝儀之赦に始而願申上。其をり段々願申上右僞書。御眞筆と相心得罷在候處。不恐上を憚至極之儀申上。御不審之趣一つとして申晴無御座。後悔千萬に奉存候。穢らしき僞書所持仕實之儀と奉存候條。御慈悲を以右無調法御宥被成下。僞書尤手前に所持仕候記錄共に。燒捨申樣に被成下度奉願候以上。

享保十九年七月三日　國分右兵衛　盛春書判

國分系圖一通。二面藤四郎之小脇指一腰。泗濱石之硯一面。古ききれ小幡等。先祖より相傳所持仕。國分子孫に御座候段申傳。盛重殿夫婦爲菩提。拙者祖父相立置候。五輪並位牌等迄御座候上。古內造酒介

方より。父不必齋所への口上書等も有之。遠藤是水にても右之段存知被申由にて。親類名乘にて被致念頭之書狀等も。眞筆を以折々被越申候處。國分之子孫に御座候段。慥成儀と相心得罷在候に付。前前より折々重き願申上候。僞書之儀は享保二年正月十七日。滿願寺觀音へ參詣仕候次でに。熊谷庄右衞門所へ見舞申候而。會申度由申入候處。此中疝氣にて腰痛平臥にて居候間。用事有之候はゞ可申越由申聞候に付。私儀川村不必齋子に御座候に付。系圖等致所持候間。懸御目御吟味相受申度存致御見舞候。重て御見舞可申候と申入候處。又以挨拶に申越候は。右樣之儀に候はゞ。其元勝手次第に御越可被成候。不快にて何方へも不罷出候間。何時其參候はゞ致吟味くれ可申由申聞に付。其後何時之儀に御座候哉。系圖持參仕候而正右衞門に會申候而。右系圖を爲見申候處。急には看見申候儀も。不罷成。尤老不申候得ば。不罷成候間指置可被歸由

申聞候に付。任其意系圖を熊谷正右衞門に相預罷歸候處。大切之系圖相預置候に付。二三日過候而見舞申候處。緩々と考申候得ば。不罷成申候間。皆々相考申迄指置可申由申聞に付。任其意罷歸一月程過候而見舞申候處。正右衞門申聞には。緩々考候處違無之成程慥成系圖に候間。致大切所持可仕候。併彼樣にうすやうに細字に書候ては。惡敷候間紙を調能手跡に。爲書所持仕可然由申聞候に付。何紙へ書候而能き物に候哉と申候得ば。あつききのにあいと申候而。能紙有之物に候由申聞に付。何程に相調申物に候やと承候へば。一枚に付一匁位仕候由申聞に付。何枚斗入申物に候やと承候へば。十枚斗入可申由申聞候に付。十匁之代銀相出可申樣無御座に付。紙相調不申其儘にて所持仕。正右衞門儀拙者も父不必齋にも懇意に仕候に付。拙者にも心安可仕由申聞。其より段々心安出入仕候處。方々より諸家の系圖相集申事。日々にやりとり仕。家内中

は樣々之儀書候物。又は系圖等取散指置。正右衛門居候後には。版木の書物は無之。書候書物又は一枚紙繼紙へ書候物かさね置。書候物の内より首斗り出し居候樣に仕。或は葛西殿之文書。又大崎・黑川之文書。又貞山樣御文書等も。數々やりとり仕候に付拙者右正右衛門に申候は。貞山樣御書も數々被下置候處。國分沒落之時節無殘燒失申候と相見得。一通も相傳不申候と申候得ば。正右衛門申には。成程燒失申御書數多可有之候。又燒失不申何方へも廻り候而。他家に所持仕候御書も可有之候處。他家にて國分へ被下置候御書。所持仕候而は用立不申事に候間。國分へ被下置候御書所持仕候者有之候はゞ。才覺いたし可申由申聞に付。其段は忝儀に候得共。禮金にても相出可申樣無之候間。如何と申候へば。其段は不苦候間。望に候はゞ何方よりも。參候はゞ才覺可申由申聞に付。左樣に候はゞ御才覺預り度由申含罷歸候處。其より段々一通二通と才覺致くれ。或は乾金一切禮分に遣申候節も有之に付。或時一圓禮を不仕も如何と存。町よりそばきりを取振舞申候處。いらぬ事と申候得共取候故。無是非正右衛門もそばきり給申候。彌念頃仕罷登候時分は。三度に二度は正右衛門處に留り申候而。特の外に正右衛門恩も受け申候。留り申候而一所に臥申候節。御神文御書等之咄。是は大切之事に候間。妻子兄弟にも爲聞不申候樣に。秘置可申由申聞候而もらい申候得共。餘恐多儀に御座候而拜見仕候而は。目もくらみ申程に奉存候故。此儀は被申上間敷と奉存。先年より讒言と計申上。右御神文等の儀は。若萬一御取立にも罷成候はゞ。其節御直に御上覽に相入申候樣に可仕と奉存。度々の願に御神文之儀不申上罷在候處。此度之願は渴命等之儀にて申上候儀にも無御座。何も御眞筆にて承傳之候。實正成と奉存候故。彼樣之御由緒不申上浪人にて。凡下同前之身にて罷在候儀無據

奉レ存。尤御忠切之儀等拙者不レ申上候はゞ。是切にて永々盛重殿を地獄に相沈申候儀歎敷奉レ存。右僞書之儀とは一圓相心得不レ申。右之通之僞書申上御僉議之上。一々奉二承知一明白に僞書に相極。後悔千萬恐入奉レ存候。御尋之儀全く御むたいの儀とは不レ奉レ存候以上。

國分右兵衞印

享保十九年七月五日　盛春書判

龍寶寺實永法印は。不必齋叔父に御座候に付。病氣之節看病に相詰罷在候處。石田治部少輔より盛重へ之書簡一通。是は家之證にも罷成候間。其方に爲レ取候由にて授被レ申候處。被レ致二落命一特之外闊敷罷成候に付。致二紛失一之儀如何と存。手習子罷在候に賴誂置候處。法印被レ致二落命一候得ば。幼少之子供に候故。則親之所へ引込申候に付。右書簡は取返不レ申候に付。其以後取返申度奉レ存。度々參候得共他行仕。或は病氣に出會不レ申候内に。不必齋儀其節は十郎と申候て。江戸罷登候而取返不レ申。終に此子供にとられ候由。不必齋咄承り候處。右子供誰共不レ承罷在候處。此程承候得ば本間庄太夫と申者之所に。右書狀有レ之由に御座候。庄太夫儀病死仕候由に御座候間。右庄太夫子供之所に。可レ有二御座一候と奉レ存候以上。

右書簡國分盛重へ遣候而。拙者儀右之子孫に御座候間。實永法印より貰し物に御座候間。證據に可レ罷成と奉レ存申上候以上。

國分右兵衞印

享保十九年八月二十七日　盛春書判

有時助左衞門申されしはと申書物。熊谷正右衞門申聞は此書先年其父不必齋方より。彼樣に助左衞門私に咄申候と申候而。我等に爲レ見被レ申候。此書我等方に指置不用之物に候間。其方へ相返し是は其方持候ては能物に候間。大切に仕所持可レ申由申聞。拙者に相渡申候故。實之儀と相心得所持仕候。不必

齋筆に無ㇾ之候故。諸事之儀實儀と相心得罷在候故。手跡之吟味可ㇾ仕共不ㇾ存。不必齋筆と相心得罷在候以上。

國分右兵衞印

盛春書判

享保十九年七月五日

三橋門之丞儀。居所無ㇾ之に付拙者所へ參候而。私明家有ㇾ之候を借り申度由申聞候得共。借し申家無ㇾ之に付手前に明家は無ㇾ之由挨拶仕候處。只今之居所を被㆓追立㆒候間。是非共借しくれ候樣に申候而。度度參候而賴申候に付。不便に存し山の寺洞雲寺門前之明家を。拙者才覺を以て借りくれ候而指置申候處。其より念頃に罷成度々出入仕候に付。系圖御書等爲ㇾ見候得ば。扨々一段の物有ㇾ之候。願申上候はば御取立に可㆓罷成㆒候。御取立に會申候はゞ。我等をも見次くれ候樣にと咄申候て。享保十七年之春之頃にも御座候哉。慥に覺不ㇾ申候拙者所へ參り候而。其元家の儀に付至て結構なる御書。所持仕候者有ㇾ之候間。もらひ候而可ㇾ遣候間。御取立に逢候はば我等相助申程。扶持をくれ申樣にと申聞に付。左樣に候はゞ安き事に候由申候得ば。其後三通之御書致㆓持參㆒くれ申候を見申候得ば。御書に相見得申候に付。慥成儀と奉ㇾ存願に申上候。彌昨日申上候通に御座候得共。御尋に行當申候に付。今日申上候は造言に御座候。母は貞山樣御姬樣御座候由。母遺言仕候由申上候得共。左樣に不㆓申上㆒候得ば。つがあい不ㇾ申候故。母遺言と申上候得共。母は遺言不ㇾ仕候母は助左衞門娘に御座候以上。

國分右兵衞印

盛春書判

享保十九年七月七日

口上

三通之僞書。三橋門之丞才覺を以て貰申候由申上候儀。僞に御座候僞申上。上をあざむき申儀恐多奉ㇾ存候得共。僞書をくれ申候者を。眞直白狀不ㇾ仕候はば。早速白洲へ御引をろし同心之手に被㆓相渡㆒凡下

に被相落縄を御懸強問成候由之御意に御座候に付。強問之苦みを怖申儀には無御座候得共。凡下早速に被相下候と之御意に御座候故。其座を遁申度奉存。一圓跡先を不存門之丞方より貰申候由申上。其座を遁れ申候。門之丞方よりは全貰不申候。前々の御僉議に申上候儀を。くり返〳〵申上儀いたづらものと可被思召儀御座候得共。御記録に相違仕。貞山様御手跡に無御座候間。僞書に無疑候由。上意に御座候に付。御記録等御吟味之上。僞書と被仰渡候上は左様に無御座候と。可申上儀に無御座候に付。無残正右衛門處より貰申候由申上候得共。無残正右衛門方よりは貰不申候。松森様と御座候御文二通。川村越後に被下置候。松壽事其方計にてふかく隠置可申由之御書。松森御前御病氣之時分被下置候御書。其外系圖等藥師・二面藤四郎・酒濱の硯等。御姫様被下候御歌。松尾に被下置候御文二通。石田將監に被下置候御書二通。又申と御座候御書一通。是は母死後に手箱之底より見出申候。有時助左衛門被申候はと御座候。不必齋書付も同に見出し申候て。右は家に有來貰候物に無御座候其外は右申上候通段々先祖より家に相傳申候物に御座候に付。右之通之物は前々申上候通。熊谷正右衛門に念頃仕候所。殊之外諸事に念を入れくれ申候故。右之品々正右衛門に爲見申候處。正右衛門見申候て。扨々結構なる物を所持仕候。緩々此方に指置候而。系譜は緩々考見不申候へば不罷成事に候間。段々考見可申尤御書等も。御文書役人衆其外御書を能見知之衆へ。爲吟味仕くれ可申由申聞候に付。右正右衛門處に。右之品々緩々預置申候處。半年餘指置申候而系圖も考候處に相違無之候。尤御書も方々へ爲見申候處。御手跡に御座候由に候間。隨分大切仕所持可仕由申聞候に付。彌以致重寶所持仕。國分之家は讒言を以て。沒落仕候由。父不必齋ゟ兼々咄仕。尤人々讒言にて國分は沒落仕候由

申に付。此儀慥成事と奉存願申上候處。母病死以後手箱の底より。右御書見出申に付。右之段願申上候所。不分明に候間。御書被相返由に而被返下候得共。御書に裏打仕分明に不相見得入墨等も有之。寫之樣にて分明に不相見得候間。御書一通被相返候由被仰渡被相返候に付。殘御書は追々御尋之時分。指上可申と奉存相殘置候に付。則右之段願候得共。御取上無御座候に付。能々方便仕候得共。可申上樣無御座空敷罷在候處。何時之頃に御座候哉。正右衛門申聞候は。國分沒落之時分城中無殘燒失仕候故。御書も燒失仕或は方々へ致散亂。所持仕候而も被用立者之所にも有之事。難計候間能御書所持仕候者も有之候はゞ。致才覺くれ可申由申聞候に付。左樣之事も候はゞ才覺預度由賴申候處。其後御神文等三通。川村越後に被下置候御書共に五通。才覺仕くれ申候に付。右御書等の儀早速申上度奉存候得共。恐多事にて世上へ押廣候。願には不被申上事に可有御座と奉存。前にも申上候通少分にも御取立被成下候はゞ。右の品々御直に御高覽被成下候樣に可仕と奉存。只今迄殊之外秘置候得共。餘命も無之罷成候故。此度願申上御僉儀之上。僞書に相極僞書に無御座と相心得罷在。重願申上只今後悔千萬に御座候得共。不及是非に付僞書に無疑奉存候間。燒捨申樣に被成下度由願申上候處。御神文等造候者可有之候間。眞直に可申上由被仰付。眞直に不申上候はゞ早速凡下に被相落。白洲に引おろし繩被相懸。稠敷強問被相懸候由被仰付候故。早速に其座にて引下凡下に被相落。強問に罷成候儀只今迄は。國分之子孫に御座候と相心得罷在候者。其座を不遁凡下に相落申儀無據奉存。其場を遁去申候はゞ。追々遁候樣に申上樣も可有御座と奉存。跡方も無之儀を申上候。門之丞儀僞書をくれ申候儀全無御座候。彼樣に不實之儀申

上候事。此度之顧に申上候儀は。體成儀と畢竟心得違を以て申上候處。御僉議之上にて凡下に被二相下一候儀。無レ據奉レ存其座を遁可レ申ため無二途方一儀申上候段は。如何樣に被二仰付一候共異議無二御座一。御僉議に段々申上候儀は。前後不同に御座候得共。御僉議に逆ひ無二途方一儀申上候。拙者儀揚屋へ被二相入置一候に付。胸支候而廿八日以後不食仕。頭痛目まい有レ之段々食相減。只今は絶食にて罷在食を見申候へば。胸へ支上吐逆計御座候間。箇樣に御座候はば。此病氣にて相果申外無二御座一候處。此以後御僉議に逢不レ申候はゞ。右之譯申上儀も御座有間敷と奉レ存。此書を書調懐中仕罷在候間。死後に御披見被二成下一度奉レ存候。御書は御記錄に合不レ申候間。僞書不レ殘燒捨申樣に被二成下一度由申上候。拙者儀御僉議懸りに尚此以後御僉議に逢不レ申候はゞ。存寄も不二申上一候而相果申候儀。歎敷奉レ存候故書記置申候。

一盛重殿夫婦之五輪。山の寺洞雲寺に松壽相立置候。松壽儀拙者祖父に御座候得ば。是又拙者儀國分子孫と奉レ存候。

一二面藤四郎國分重代之寶物に御座候を所持仕候儀。是又右子孫と奉レ存候。晴宗公樣御書之御不審遁所無二御座一候。併賣物にも爲レ可レ仕造御書仕相添置申候哉。又道祐樣御受官之時分之御書にも御座候哉。拙者儀は一圓不レ奉レ存候拙者は全書不レ申候。

一御硯石之硯。是以國分元祖より代々一之重器に御座候物相傳候間。是又證據と奉レ存候。

一系圖に盛重殿は。國分彈正忠盛顯の嗣子と御座候處。能登守盛氏嗣子に被レ遣候と不二相見得一。仁代に被レ遣候樣に御記錄に相見得申に付。造系圖の由被二御渡一候。御記錄に御座候上は御尤至極に奉レ存候。併も盛顯儀病氣に御座候。而政事成兼申候故。盛重殿を嗣子に申受候由に御座候而。盛顯は松森城に居住仕。盛氏は小泉に住居仕候て。政事を盛氏吟味

仕候由世上之申傳も有之。尤拙者も左樣に承傳罷在候得ば。系圖には世代に相載置候而も。政事も病身故不仕候間。御記錄にも盛氏仁代に被遣候樣に。被相記置候儀にも可有御座哉と奉存候。御家之家臣中野常陸宗時。御家を背米澤を立除申に付。御人勢を被遣追懸候得共。打取兼申候に付。盛顯弟右兵衛尉盛廉爲御加勢指向候所。刈田宮川原にて宗時父子に出會候而。於宮河原に盛廉打死仕候而。盛顯嗣子無御座候故。盛重殿を盛顯養子に仕候由に御座候得ば。盛顯は盛重殿養父と相見得候故。系圖慥成儀と奉存得共。御記錄に盛氏仁代に被遣候と御座候得ば。此儀實儀に疑無御座候得共。右之通政事成兼申候故。盛氏仁代と被相記儀に可有御座かと奉存候。

一古内造酒介は盛重之孫也と被遊。青山樣より造酒介に被下置候處。盛重殿系圖無之候故。盛重殿系圖寫取申度存候得共。系圖所持之者無之候處に。遠藤市右衛門儀不必齋と懇意に御座候に付。國分之系圖見申候而。不必齋儀遠國分子孫に御座候由。咄に仕候事も御座候と相見得。右市右衛門は造酒介物書相勤候間。其段咄申候由にて。國分之系圖寫貰申度由。家來相澤利兵衛とか(利右衛門とか此譯然と覺不申)申者。兼て不必齋知人に御座候に付。口上書　青山樣御書付相添指遣候處。系圖寫遣申候哉。又寫遣不申候哉之儀は不存候得共。右御書付造酒介口上書共に。手前に相留置拙者所持仕候故。遠藤是水へも出入仕候處。右之品々は是水にて存知居被申候由にて。兼々心安出入仕。右主膳は盛重殿何男に御座候と申譯は不存候得共。盛重殿子に御座候は。慥成儀に御座候と被申候而。親類に候得共浪人者故。御成の時分も參候而。取持候樣にも成兼氣之毒に候由。折々念頃に自筆の書狀等も御座候得ば。國分之子孫には紛無御座。三代共に百性にも不罷成浪人にて罷在候故。國分子孫と覺罷

在候得共。願申上候御書は御僉議にて奉承知候得ば。僞書に無疑奉存候。御書は一通も無殘僞書に御座候共。相傳之品々系圖等。先祖より相傳之物に御座候得ば。國分之子孫には無疑儀と相心得罷在候得共。御記錄に合不申候はゞ。是非無御座候得共。右申上候通に御座候而。相違に罷成候哉何樣共可申上樣無御座候。盛重殿儀　晴宗樣御九男と申上候處。御五男に御座候と被仰渡。御系圖之寫にも御九男と相見得申候故。御九男と申上候。盛重殿前に御女子四人御座候而。御女子四人を取除。御男子計にては御五男に御座候。若右之譯にて御五男と御座候事にも御座候哉と奉存候。其外　御書何も僞書に御座候由之儀は。前々御僉議之時分御書を。實の御書と奉存候所。御僉議にて奉承知候得ば。御記錄に相違仕候上は。僞書に無疑奉存候。彼樣之儀を實之儀と奉存罷在候儀。拙者之不運と奉存候。

扨て又退而熟考申候に。正右衛門方より貰申候。五通之僞書實之儀に仕候ても。願等に申上候儀に御座候品は。重き御隱密之儀に御座候而。深御隱被遊候事に相見得申候間。縱先祖より相傳慥成御書に御座候共。御直に御高覽に相入可申樣無御座候はゞ。子孫に相傳申儀にも無御座候間。燒捨可申儀を況正右衛門方より貰候物に候間。疑心も可有之處に。拙者餘命無御座候と申計にて。重儀申上候は重々拙者の無調法と奉存候。此上は何にても申上儀無御座候。先日數度之御尋に請書可仕由被仰渡。其時々に請書申上候は。拙者儀跡先不都合成儀申上。人を苦め申儀迄仕候事は。御問に恐前書申上候通。强問之場を遁申度奉存。一圓存知不申候者を差出申候。皆御僉議に致動轉候而之儀に御座候。此上は申晴無御座候。僞書は何樣之儀を以可相傳申候哉。御僉議之上にて僞書に御座候と申事。慥に相知申候上は。申晴可仕樣無御

座候。三通之僞書を造候者。稠敷御僉議被成置候得共。熊谷正右衛門所より貰申候物に御座候而。他より近年貰申候物には無御座候。心中に少も不審御座候はゞ。全以て樣々重願申上儀に無御座候得共。憖成儀と相心得罷在候故。申上候僞書は御僉議之上。憖に僞書に相極拙者儀も憖に僞書と奉存候。拙者儀國分之子孫に御座候儀は。憖成儀に御座候而。盛重殿曾孫には紛無御座候上。僞書は憖に僞書と申上候間。右僞書拙者造候物にも無御座。相傳之物又貰候物に御座候を。憖成儀と相心得不届之儀申上候條。御慈悲を以て僞書殘なく御燒捨。拙者凡下に被相落儀御免被成下度奉存候。此病氣本復可仕儀に無御座候間。病死仕候はゞ右之譯不申上相果申儀。無據奉存如是相續所持仕候。御書之儀は御僉議之上僞書に相極候上。拙者儀も御僉議にて僞書に御座候段は奉承知。僞書に御座候御吟味明白之御事に奉存候。何樣之儀を以て御書

に相紛相傳申候哉。段々相傳候故御正筆と相心得罷在候に付。重願申上候彼樣の儀。世上之妄說僞書を眞實之儀と相心得罷在候而。拙者儀右に申上候通。盛重殿曾孫には樣々無紛。證據之物相傳尤申傳も有之候付。國分正統之者彼樣相埋。凡下同然之身にて罷在候儀無據奉存。御書は僞書とは全不存候故。前々に向後申上間敷由被仰渡候得共。盛重殿曾孫は無疑相心得罷在。母儀は 貞山樣御姫樣に御座候へば。前廉差上候御書は不分明と被仰渡候得共。御書二通被相返候由被仰渡被相返候間。僞書に御座候はゞ僞書と被仰渡。則御目附衆之御覽之所にて。引さき燒捨申樣にも可被仰付候處。御書二通被相返候由被仰渡候に付。裏打候故分明に不相見得計之事故。被相返候御事と相心得。殘御書は裏打も無之損等も無之候間。御正筆には疑御座有間敷と相心得。殊に殘僞書も御正筆に無疑儀と奉存。盛重殿曾孫と覺罷在候故。此

段は追て申上候ら。御免被成下儀。可有御座と奉存申上候處。御僉議之上何も僞書に無疑相極候儀。少も異儀申上儀に無御座候。少も心中に疑敷儀存當も御座候はゞ。御僉議明白之儀は世上之知所に御座候得ば。世之譬に石を抱て淵に入る者は。なきと申事御座候得ば。中々以申出儀に無御座候處。僞書にも可有之かと申疑少も無御座。國分正統に御座候と慥に覺罷在候故。重願申上候處御僉議之上。御記錄に相違仕僞書に御座候段。明白に相知れ公議之御糺明少も無曇。明成御沙汰と始て得道仕相果候共。後世迄も少も御恨申上儀に無御座候。雖然國分子孫には無疑相心得罷在候處。此儀も御僉議之上國分之子孫に無之儀。無疑儀も可有御座候得共。只今に至り國分正統と相心得罷在候。右之通之儀重疊心得違仕。彼是儀申上道罪處無御座候。離說異說を實說と相心得僞書を御正筆と相心得。重願申上後悔不返事にて不及是非候間。食をたち死を急ぎ可申と存極。六日御僉議以後絕食仕罷在候故。如斯書調懷中仕罷在候以上。

國分右兵衛

享保十九年七月　盛春（花押）

一今日指上候口上書は。反古紙見付申候に付椀之內へ入れ申候而。水を入よくしめし印肉の如に仕。紙帳之內にて夜明候や否やより書申候にて。御賄罷在候時分迄書申候て。晚には七つ時分より蚊出申候に付。臥申候と申候而日暮行燈の火迄にて書申候。

一前御尋に御書無殘正右衛門方より貰申候と申上候は。僞書に相極候上には。正右衛門方より無殘貰申候由申上候得ば。御僉議も早相濟可申と奉存。無殘正右衛門方より貰申候由申上候。其後之御書に段段貰申候內。御姬樣へ被下候御書付。松尾石田將監に被下置候御書。不必齋書記之書正右衛門方不必齋遺置候を。正右衛門方より其方父不必齋遺

置候者に候間。相返候由申上候僞書に御座候上は。慥成儀に御座候に付。書付共に正右衞門處より遣候由申上候得共。彌僞書に慥成儀に御座候故。右之通申上候此度申上候儀。拙者此度病死仕候儀無レ遁奉レ存候所に。此以後御僉議に罷出可レ申とは全不レ存候に付。死後に御披見に相入可レ申候間。有體に可二申上一候通。五通之御書不必齋書申候物は。母死後に見出し候儀申上候通に御座候。松森樣へと御座候御文二通。川村越後に被二下置一候御書二通。御朱印御書付共に有來候物に御座候。右何も僞書御正筆之譯一圓相心得不レ申候得共。御僉議にて御記錄等に合不レ申候上は。僞書に無レ疑相見得申候間。有來候物は其通。有來らざる物は其通眞直に書置可二申上一奉レ存。右之通書置に仕候處。今日御僉議に罷出候間指上申候以上。

國分右兵衞

享保十九年七月十一日　盛春花押

先日之御尋に。無レ殘不必齋所より遣置候御書付に候間。何も正右衞門方より。拙者に相返候由申上候段。御尋に御座候處。其時分申上候儀失二途方一候儀に御座候哉。然と相覺不レ申候以上。

國分右兵衞　盛春花押

同年同月

一其方御僉議中於二揚屋一覺書を認先之申口を變じ。國分正嫡にて　貞山樣御外孫と申出。國分正嫡之證第一に申出候。盛重遺言今度被二召上一之處。筆跡古代之體に無レ之。紙も當世の杉原を煤かし候物に相見得之上。盛重死に臨て調候由に有レ之處。文字平常之書簡に相見へ。落城最期之筆跡に無レ之。此又僞書贋物に決定し。國分正嫡之證無レ之候。其方造候か書寫候者か此品可二申出一事。

右之趣承知仕候

拙者儀慥に國分之正嫡に御座候由。申上候儀に無二御座一候得共。盛重遺書も相傳所持仕候間。被二召上一

御覧被成下度由申上候。此段か御僉議に御座候間。御僉議之上國分子孫に無之候儀に罷成候得ば。御由緒無之儀に相極候に付。申上候筆跡古代之體に無之。紙も當世之杉原を煤かし候物に相見得へ候由。其段は拙者存知不申儀に御座候。造書を四五十年以前でも貫候而。相傳置候物にも御座候哉。拙者贋物に仕候物にも無御座候得ば。可申上樣無御座候。盛重死に臨て調候由に有之處。文字平常の書簡に相見へ。落城最期の筆跡に無之。此又僞書贋物に決定し。國分正嫡之證無之候。其方造り候か書寫し者か。此品可申出由此段は申分仕候儀にも無御座。遺書等松壽に相讓近習之者七八人召連。夜中に松森城立除。常陸佐竹右京太夫義宣殿。御介抱被相受。於秋田病死被仕候而。其子孫も今御座候由及承候。左樣に御座候はば。最後とは書申候得共。佐竹へ罷越候儀相極罷在候はば。動轉も無之平常之心中にて。書申候哉難計奉存候。御僉議之上僞書に相極候上は。左樣に無御座とも申上候儀に無御座。僞書贋物に御座候はゞ。先年僞書を何方よりか。貫候て相傳候物に可有御座候。品々は全拙者存知不申候。

一盛重並室松森御前之碑石五輪にて。洞雲寺に在之松壽相立置候旨。是又國分正嫡の證に申立候處。松森御前死去之節。松壽儀人を怖世間を憚り深隱れ罷在候趣。其方前々申出候得ば。夫婦之五輪相並松壽可相立樣無之。五輪古碑在之候を其方事を巧。松壽相立置候由。仕なし候事に可有之此段可申出事。

右之趣奉承知候

一松壽母病死仕候を。洞雲寺へ葬申候由に御座候處。川村越後石塔相立候處。松壽儀深隱罷在候故。銘切付申儀も怖而越後刻付置申候儀に可有之候。依之臺石之裏へきり付置申儀に可有御座と奉存候。此儀は拙者巧に仕候儀にも無御座。何樣之儀にて

きり付置申候哉。其段拙者儀は不ㇾ奉ㇾ存知ㇾ候以上。

國分右兵衛

享保十九年七月十八日　盛　春（印）

一藥師之佛像二面藤四郎之懷劔。國分重代之重器に候由。其方申出右之記文も。指出候處古來之正史實錄之類に。右二品國分嫡家之重代たるよし記置候書無ㇾ之。其方一己之傳錄を以て。正嫡之證據曾而申晴不ㇾ相立。然ば右二品之記文も其方造り候事に。可ㇾ有ㇾ之若又他人に造りもらい候哉。此品可ㇾ申出候。

右之通承知仕候

藥師之佛像二面藤四郎懷劔。國分重代之重器申傳候處。右の品正史實錄類に。右二品國分嫡家之重代たるよし。記置候書無ㇾ之。其方一己之傳錄を以。正嫡之證據曾て申晴不ㇾ相立ㇾ由。右二品正史實錄等にも無ㇾ御座ㇾ上は。證據とは不ㇾ被ㇾ申上候。御不審之段御尤至極に奉ㇾ存候。拙者造り事に仕候哉又他人に造りもらひ候哉と。御不審に御座候是以前廉申上候通。他人造り候物を先祖貫置候物にも御座候哉。拙者造り候物に無御座候間。何樣共可ㇾ申上ㇾ樣無ㇾ御座ㇾ候以上。

國分右兵衛

享保十九年七月十八日　盛　春（判）

御問書之通承知仕候

一元龜元年御家臣中野常陸宗時。反逆之節國分能州盛氏次子右兵衛尉盛廉。爲ㇾ御加勢ㇾ發向於ㇾ刈田宮川原。盛廉戰死之儀御記錄之文に。國分氏奉ㇾ加勢候事曾而無ㇾ之。亙理兵庫頭殿父子。並砂金左衛門貞常宗時を追戰之事に有ㇾ之。宗時迅奔を以て。歷歷之御家臣曾戰に不ㇾ及。曾而加勢之儀無ㇾ之候。其方系圖之由にて相出候も。此等之儀を寫し似せ。盛廉戰死と書なし候事に相見得。其證御記錄には宗時御誅伐四月五日に候處。其方系圖には三月十八日盛廉戰死と記。其方系圖造り物には彌以無ㇾ紛候條。

造り候品分明可申出由被仰渡之處。御記錄等に違候上は。造り物には疑無御座候。拙者造り系圖に可有之候間。分明に可申上由に御座候得共。系圖相傳候間。實之儀と相心得罷在候故申上候。拙者造り物に仕候歟。又造りもらひ候物に御座候はゞ。上をおそろしく奉存。中々以可被申出候儀に無御座候處。相傳候物に御座候故。實儀と奉存申上候。右之通に御座候而拙者造り候儀にも無御座尤造りもらひ申候者には無御座候以上。

國分右兵衛

享保十九年七月十九日　盛春(判)

一九郎盛重殿。

保山樣九男と有之儀。御系圖之寫御女子樣御四人。御男子樣五人御座候故。御九男と申上候御男子ばかりにては。御五男に御座候由。其方申出候然れば畢竟。上の御系圖を奉測。御九男と造り申なし候事に。相聞候此旨可申出候事。

右之通承知仕候

系圖之儀は。前に申上候通傳來之物に御座候而。拙者造り候物にも無御座候處。拙者造り候故。御系圖の寫を見申候而。上をはかり奉御九男と記置候は。心中に造り候覺有之候故。不覺此程申上候由。上意に御座候得共。系圖は全以拙者造候儀に無御座候。盛重殿は五男に御座候處。九男と其方系圖に有之候は。大に違候由被仰渡候に付。先日懷中仕指上申候一卷は。二三日以之外不食仕候上。三日一圓食不仕に付。胸塞申上候儀も無途方罷成候樣に御座候而。とくと案じ申にも思出候體に罷成候間。此病にて必定相果可申と奉存候。後に御披見之爲書認申候に付。御五男御九男之譯は。彼樣の儀にも可有御座候哉と申上候。造り系圖にも無有御座處。國分系圖何方に有之候而書寫申候哉。御系圖を見申候而書寫申儀不罷成儀に御座候

間、世上に在レ之候御系圖之寫杯を以。外より書載可レ申樣御座有間敷と奉レ存候。依レ之拙者儀も御系圖之寫を以見申候時は。御男子許にては御五男に可レ有二御座一候哉と申上候。不必齋も左樣之儀を以て。御九男と申載申儀に可レ有二御座一と奉レ存候。拙者全造り申儀に無二御座一候以上。

國分右兵衛

享保十九年七月十九日　盛春書判

一泗濱石之硯國分元祖より。代々之重器之旨申出。硯之由來書記候をも相出候硯。箱根山に在レ之。曾我五郎に住僧與レ之時宗是を千葉助常胤に送それより。代々相傳候由由來之書に相載候。正史實錄は云ふに不レ及。東鑑又は曾我物語等之雜書にさへ。曾て其沙汰無レ之然ば國分家傳來之證不二相立一是又其方造候歟。他人に造りもらひ候哉。此旨可二申出一事。

右之趣承知仕候

右之儀者申上候通。書記置候書有レ之候處。拙者儀代々の貧家に御座候故。雨降申候節は以之外もり候而。書記置候書以之外朽申候故。書寫置申候處。永雨の節もり候を不レ存罷在候而。そうようさくさ朽候を漸寫置申候故。本紙は捨申候儀にも無二御座一候得共。殊の多朽申候故。いつとなく失申候。拙者造り候哉。他人に造もらひ候哉。可二申上一由御尋に御座候得共。右之通に御座候而。他人よりもらひ不レ申。尤拙者造り申儀にも無二御座一候以上。

國分右兵衛

享保十九年七月十九日　盛春判

一洞雲寺に有レ之。五輪松壽相立候段申出候故。不都合之品々被二相糺一候得ば。松壽家來川村越後相立候由。今度申變じ候越後相立候事に候はゞ。最前より其趣可二申出一處。是又其方當座之遁辭に可レ有レ之。越後相立候とは何之證を以申出候哉。明白に可二申出一事。

右之通承知仕候

松壽相立候と申上。越後相立候と申變候由。御尋に御座候何之證も無御座候。松壽儀幼少之時分にて。相立可申様無御座候。松壽と刻付申候得共。越後相立松壽ときざみ付候儀に可有御座と奉存候。右之通申上候何之證も無御座候得共。右之通之儀を以申上候。拙者無調法千萬に奉存候以上。

國分右兵衛

享保十九年七月二十一日　盛春(判)

一其方指出候。保山様　貞山様御書御判物之類。悉皆僞書贋物に有之品々被相糺候得ば。熊谷正右衛門に皆もらひ候由申出候に付。猶更被相糺候處。御身代之御書之由三通は。三橋門之丞に貰候旨。實しやかに申出。今度申口を變じ實は家に有來。且は母手箱之内より見出。右三通をば正右衛門に貰候よし申變じ候。手箱之内より見出候事。眞實に候はば。其旨最初可申出候を。再三申變じ畢竟造りもらひ候に付。其方了簡を加へ候故。いろ〳〵申陳候事に相見得候。手箱の内より取出候はゞ。妻子弟等には其節より爲致披見。ともに哀み或は悦ぶべき處。子弟一圓不存候得ば。申口之變僞無疑候。此品實情を以可申出事。

右之通承知仕候

御尋之通申晴無御座候。有來之物に御座候而。拙者造り候物に無御座候得共。様々變じ申上候御尋之段。御尤至極之儀に御座候間。拙者造書仕候儀に無遁奉存候。拙者造りし物には無御座候得共。此儀可申晴様無御座候以上。

國分右兵衛

享保十九年七月二十一日　盛春書判

一其方母は。貞山様御姫様之由。最初より申出候得共。寛永十二年。松森邊御鷹野之事御記錄に無之上。御姫様御誕生御祝之古歌。貞山様御眞筆之由にて指出之。並御姫様を奉産之由。松尾と申女へ御

文。石田將監等に被ㇾ下候。御書等一通として御筆跡に無ㇾ之。僞書之品々被㆓取糺㆒候得者。母者助左衞門と申者の娘にて。御姬樣には無ㇾ之尤母臨終之遺言も無ㇾ之候を。僞申上候由其方白狀し。今度揚屋より申出候。懷中之書には又以母儀。貞山樣御姬樣之由申變候。御書すでに僞書たる上。遺言僞申出候旨。白狀いたし忽ち申變候段。彌造言無ㇾ紛候。何之證を以て申變候哉。證有ㇾ之ば分明可㆓申出㆒事。

右之通奉㆓承知㆒仕候

僞書手箱之内に。有ㇾ之候を見出し候迄に御座候而。證と申は無㆓御座㆒候と申變候儀も。實は手箱に有ㇾ之候物に御座候故申上候。何にても申直しの證無㆓御座㆒候。右之通り心得違を以て。無調法申上候以上。

國分右兵衞

享保十九年七月二十一日　盛春書判

一國分盛重殿へ。貞山樣御身代之儀被㆓仰遣㆒候と造り候二通。熊谷正右衞門にもらひ候由に候得共。正右衞門には有ㇾ之間敷。誰にもらひ候と實を以て可㆓申出㆒候。たとひ誰にもらひ候共。其方家には盛重讒言を以て沒落。盛重室申上。貞山樣御後悔被ㇾ遊候品々。段々申上候得ば。讒言を以沒落と傳候由にて。御身代之沙汰無ㇾ之候處。誰方より請取候とも先後沙汰無ㇾ之儀を。首尾を合候而御身代之由申候事は。決して不㆓相成㆒事に候。然れば其方了簡いたし讒言を以申上候よりも。猶切に御身代と造りなし申出候段無ㇾ疑候。其方に相與し。御身代と申と申なし候同類等。實を以可㆓申出㆒事。

一其方國分盛重殿曾孫には。樣々證據の物相傳尤申傳も有ㇾ之。國分正統之者相埋候段無ㇾ據申出候品品。懷中之書に申出候。右懷中之書國分正統之證と申なし候ば。盛重遺書藥師之佛像・二面藤四郎之刀・泗濱石之硯・元龜元年盛廉戰死之事。五ヶ條に相見得皆以證に不㆓相立㆒のみならず。都て造言の實に相聞候處。樣々證據並申傳有ㇾ之候とは。何之子細に

候哉詳に可㆓申出㆒事。

右二ヶ條御問書承知仕候

三通之書。熊谷正右衛門外に造りくれ候者可㆑有㆑之候間。誰にもらひ候とも可㆓申上㆒由御尋に御座候。御尤至極之儀に御座候得共。正右衛門所より慥にもらひ申候而。此度申上候余に造りくれ候者無㆓御座㆒候間。誰所よりもらひ候とて可㆓申上㆒樣無㆓御座㆒候。國分は讒言を以沒落仕候と。前々より數度申上置。御身代の由申出候事は。決して不㆓罷成㆒事に候。然れば其方了簡いたし。讒言を以て申上候よりも。猶切に御身代と申なし候同前等。實を以可㆓申出㆒由御尋に御座候得共。右申上候通。正右衛門にもらひ候哉。拙者に相與し造り候者無㆓御座㆒候得共。三通之書に御身代之儀御座候に付申上候。先年より申上度奉㆑存候得共。前々申上候通に御座候而。何分にも御取立被㆓成下㆒候はゞ。追て可㆓申上㆒と奉㆑存罷在候處。右僞書を慥成儀と奉㆑存候に付申上候。拙者造りなし候儀にも無㆓御座㆒。尤相與し候者無㆓御座㆒候。誰とも可㆓申上㆒樣無㆓御座㆒候。僞書に御座候上に。拙者無調法に御座候而申晴無㆓御座㆒候。

一國分盛重殿曾孫には。樣々證據之物相傳。尤申傳も有㆑之由申上候處。右證據と申上候は。盛重遺書等段々御問書御座候器物之外に。別に證據と申物無㆓御座㆒候。右之品を樣々證據と申上候。尤申傳に有㆑之候とは。右器物の品々を書申物に御座候。此外別に御座候樣に申上候は。拙者之無調法に御座候。勿論盛廉戰死之儀。御記錄に相違仕候に。先祖相違之儀書付置。尤戰死之儀御記錄無㆓御座㆒候はゞ。造り事仕書付置申儀に可㆑有㆓御座㆒。右之外申晴無㆓御座㆒候以上。

國分右兵衛

享保十九年七月二十三日　　盛春書判

一其方系圖造り候品。可㆓申出㆒旨被㆓相糺㆒候處。造り候物に無㆑之造りもらひ候にも無㆑之其品に候はゞ。上

を恐中々可申出樣無之旨申出。懷中之書には心中に少も疑敷存當候はゞ。御僉議明白之儀は世上之存する所。石を懷て淵に入候者なきが如く。可申出樣無之候へ共。僞書を不存國分之正統と憶に存候故。願を申上候趣申出候。此等之申口實に候はゞ。其方母は助左衞門娘にて。死骸未朽うち跡方なき遺言を造り。憚所なく　貞山樣御姬樣と可申出樣決して無之候。此儀を僞奉願候上は。數百年來の系圖記文之類。何そ憚あつて造らざるべき歟。又何ぞ恐か可有之哉。皆以利口不實之申條に候。此上造り候品々等分明に可申出事。

一遠藤是水親類之由を名のり。古內造酒祐系圖を寫申度由申趣候旨。其方申出候造言遺書を以。上を奉欺上は御家人を惑し候事。幾ばくも可有之候。其方口再三變今に至ては系圖文書之類。父祖傳候由申なし候跡方無之造言を以。十數年來　桓武天皇之皇子葛原親王之御裔にて。於御家は　保田樣に

は御玄孫。　貞山樣には御外孫と僞り稱し候。天罰君刑の遁る可らざるを以。父祖の死を幸とし父祖不存事を申懸候段。人の子たるの心にあらず。其方すでに造言僞書の惡事を悔み。實に骨髓に徹し候はゞはやく造言僞書を出歟。或は助成し候者を白狀いたし。父祖か無實之難を申改め。上を奉欺之黨類を訴へ。其方今日之忠義に立かへるべきの所。何ぞや同類をかくし不忠を增。父に負せ母に負せ子たるの心を失ひ。不幸之科をかさね惡逆之極罪を自招きて。其方心に滿足し候哉。此條とくと相考本心に復り。赤心を吐て黨類を可申出事

右御問書之通承知仕候

拙者儀系圖造り候事にも無御座。實之御書と相心得申候故。無恐所申上候。僞書を實之御書と相心得申候故。前々申上候通遺言と申上候。此段は拙者あやまり申上候間。何樣に被仰付候共。異儀無御座候。母死去迄は助左衞門娘と覺罷在候得共。御書

を見出し候而より。御姫樣と相心得申候。古内造酒介方より之口上書等。拙者幼少之時分之事に候故。拙者造り候物にも無御座。遠藤是水其品覺居被申候故。重廣は盛重の何男と申は不承傳候得共。盛重之子に御座候とは慥に若年より承居候由被申。其覺御座候故常々念頃に被致。書狀等も越被申候是は拙者惑ひ申事に無之。是水より被申候事に御座候。桓武天皇葛原親王系圖に書載申儀。中時に仕候儀には無御座候得共。源家平家其外　天子より書候系圖も見申候間國分之系圖も左樣之事に御座候而。實之儀と相心得罷在候。尤僞書を實書と相心得申候處。　保山樣御玄孫。貞山樣御外孫に御座候と奉存罷在候僞書を實書に無疑奉存候故。無調法も罷在候。僞書を拙者造り候而申上候はゞ。祖父父母に惡事を申懸。天罰君刑遁る所無御座候得共。造り物にも無御座有來物を眞實と相心得申候故。無憚處申上候。系圖僞書造り候者可有之候間。忠儀に有りまゝに訴可申上由。　上意に御座候得共。造りくれ候者全無御座。尤拙者に無御座候勿論利口を以。拙者造り可申候と御尋に御座候得共。僞書系圖共に拙者造り不申尤。徒黨之者無御座候間。可申上樣無御座候以上。

國分右兵衛

享保十九年七月二十二日　盛春書判

青山樣古内造酒介は。盛重之孫也と被遊。造酒介に被下置候付不必齋國分之子孫に御座候段。造酒介被承系圖寫貰申度由被申越候段。遠藤是水にて存知居被申候故。拙者に殊の外念頃に被致。親類に御座候段兼々噺被申。尤念頃の書狀も越被申。親類に御座候と被申候處。其後遠藤伊賀より被申越候は。女共儀國分之子孫に候處。國分之紋相用申度由申候。國分之紋相用其元に指支は無之候哉。承度由被申越候に付。拙者挨拶には國分之子孫にて。國分之紋被相用候儀。何方にも指支は有之間

數候。尤拙者方には少々指支申儀無御座候。國分之紋は第一九曜被相用來候間。九曜を被相用可然由挨拶仕候間。定而九曜被相用候儀可有之候。右の儀を以古內采女にても。九曜を相用申候哉。此頭は九曜巴を付被申候。此方より申越候儀に無御座。向より申來候間。右之通り申越候。尤是水之書狀も宿に可有之候以上。

國分右兵衛印

享保十九年八月十六日　盛春書判

國分守本尊藥師之佛像。二面藤四郎之刀。泗濱石之硯。右三つ共無證據に御座候物を。心得違を以證據と奉存申上儀。無調法至極に奉存候。

一右之內藥師之佛像は。松森館之內に藥師堂相立信心仕。藥師堂之舊記今に有之。松森之者共信心仕。國分殿松森移之時分。國分藥師を此方へ御移御信心被成候處。國分沒落の時分何方へか御飛被成。松森には藥師佛無御座候由申傳候と承候。若是が證に罷成候儀にも。可有御座と奉存候以上。

國分右兵衛

享保十九年八月十六日　盛春書判

先日申上候通

今日御尋に申上候通相違無御座候。併松森藥師五輪等之儀。古內造酒介口上書。青山樣御書付。遠藤是水書狀等。系圖等に者證據に相立可申と奉存候得共。證據不被相立上は不及是非。此外父不必齋若年之時分。龍寶寺實永法印より。國分子孫之證に可罷成被申被相讓候。石田治部少輔より盛重への書狀一通。本間庄太夫方に御座候。是は品々有之儀に御座候。右書狀本間庄太夫儀は。病死仕候間其子所持可仕候間。被召上御吟味被成下度奉存候以上。

國分右兵衛

享保十九年八月廿七日　盛春書判

盛重殿遺書證據に不被相立儀無據仕合に奉存

候。此書は僞書とは不奉存候以上。

國分右兵衛

盛春書判

不必齋儀。川村玄秀と名乘申候而。七北田に居住仕候。師匠は井上玄貿と申候而。仙臺北鍛治町に罷在候由に御座候。拙者儀は川村玄碩と名乘申候。武山玄松方へ通申候而。醫道承申候而。七北田に罷在候。御由緒之願は享保三年　御曹司樣御誕生被遊候。御祝儀之赦に始めて願申上候。仙臺連坊小路保壽寺朱書を以て。相出申候願等名本等之儀。保壽寺住持朴道本鄉淸三郞參候に付。問合被申候而願申上候以上。

享保十九年八月廿八日

國分右兵衛

盛春書判

右二面藤四郞之刀。國分の先祖胤光。白山權現之靈驗を蒙り。粟田口吉光百日潔齋し。八月二十日に刀うち出し候品々。記文に載吉光銘有之。八月廿日と是又銘有之候。記之趣に候得ば。既に白山之神靈と相見得候處。他之書に其說あり是記文之妄說無疑。剩右之刀研へ被仰付段々目利被仰付候處。粟田口吉光には決して無之。最月日之銘其後に切候事に無疑由相違。刀之位は波平吉光にも類し候旨。是又相違波平吉光に候得者。時代はるかに記文と相違するのみならず。實に傳來候はゞ如此之實名月日を追々に切。勿論八月廿日百日に滿うち仕出候との旨。曾て不都合ある可らず。然は其方此刀を求め。吉光之銘を幸とし。記文を作り國分重寶白山之神德と僞り候に無紛候。求候品竝記文の作者等白地に可申出事。

右之趣承知仕候

右刀記文等。先祖より傳來之物に御座候由申上候處。右之通相違仕傳來之物に無之候間。明白に可申上由被仰渡候得共。作者不奉存候間。作者之品可申上樣無御座候。尤拙者作候物に無御座候以

上。

國分右兵衞

享保十九年九月二日　盛春書判

右兵衞の口供は之にて完結を告げたり。

掛役人黒澤文右衞門・佐々布八郎左衞門・松木佐一郎の三名。評定所に於て。右兵衞を取調其筋へ差出したる書面の寫。

國分右兵衞と申者。國分彦九郎殿盛重曾孫にて。母は　貞山樣御妾腹之御姫樣に有ㇾ之。盛重以ニ讒言一被ㇾ蒙ニ御誅伐一。母は民家に長じ一生を不ㇾ被ニ申明一。右之證貞山樣御文書且彦九郎殿國分へ被ㇾ遣候砌。保山樣御九男に御座候故。被ニ授遣一候御文書。其外國分嫡宗之ニ重器守佛等有ㇾ之候條。御助扶持被ニ成下一度旨。享保三年御曹司樣御誕生。御祝儀之赦より以來。或は御法事之赦。又は御目付へ直訴。及ニ數度一之處其時々難ニ御取上一由。竝向後申出間敷趣御目付を以て。被ニ仰含一候得共。當春又以御目付へ直訴。件之主意を轉じ盛重讒言の故には無ㇾ之。　貞山樣御身に代忠死に有ㇾ之。其證　御密書御座候由。盛重並母碑石相違候儀。御免被ニ成下一度旨申出に付。御僉議被ニ仰渡一相糺候趣。左之通御座候。

國分右兵衞

右右兵衞相糺候處。拙者儀國分彦九郎盛重曾孫にて。母は　貞山樣御姫樣に有ㇾ之。國分之正統に御座候品は。段々之願に申上候通御座候。祖父は松壽丸と申後一歸齋と申候。父は鶴壽後十次郎と申。不必齋と老後に申候。壯年には玄秀と名乘醫道を學び罷在候。祖父代より姓名を隱川村を氏に仕。拙者も川村玄碩と申醫業にて罷在。享保三年御曹司樣御誕生御祝儀之赦に始めて。願申上候節。連坊小路保壽寺は。國分代代の寺に御座候故。保壽寺先住朴道朱書を以て願申出。其節朴道竝本鄕清三郎に相談願申上候上は。本氏を以申上可ㇾ然と國分右兵衞と相改め候。此度奉ㇾ願儀は盛重　貞山樣御爲に身を相沈候處。逆心之企有ㇾ之貞山

樣より御誅伐被成置由に申候へば。忠義却て不忠に罷成。永々相沈申儀歎敷奉存尤。亡母儀　貞山樣御姫樣に御座候由。母遺言申傳仕御書等相讓置申候處。右之段不相知盛重亡母共。拙者不申上罷在候はば。永々相沈申儀無據奉存。先年願申上間敷由被仰渡候得共。又以此度申上候。勿論御誅伐に罷成候儀。忠義に仕候事に御座候而。深相隱可申由被仰付。始名相隱罷在盛重子孫と申出候而は。貞山樣御意を相背申儀に罷成候故。祖父亡父共姓名相隱罷在候由申傳。御書之儀慥　御眞筆に御座候哉は。不奉存候得共。御書之由申傳　御判物に御座候故。慥成儀と奉存罷在候。盛重天正四年國分の嗣子に被遣。天正十八年小田原へ　大閤秀吉公御出陣の節。遲參仕候故領地被召上。　貞山樣御幕下に罷成候由相記置。尤承傳候故願にも申上。慶長元年三月。　貞山樣御身に代。勿論御隱密之儀に御座候故。讒言を以沒落仕候と申傳。御爲に右之通には申觸し。祖父父二代深く姓名相隱。川村を苗氏に仕罷在候由申傳候。母は松森御出生　貞山樣御姫樣に御座候。委細段々願に申上候通に御座候由申口に付。享保七年同十二年訴候所不審仕候趣

一伊達彥九郎殿盛重。慶長元年三月。　貞山樣御身に代御誅伐を被蒙候由。其方申出候御記錄の文。盛重御誅伐之事不被載。天正十五年十月。彥九郎殿政治不宜に付。度々御意見を被加小山田筑前に品々被仰含候處。彥九郎殿米澤へ參上罪を被謝終に御誅伐不被遊旨。御記錄の文に相見得候。御身に代候由は御密事に候とも。御誅伐之事は御記錄に可被相載之處。御誅伐之文無之候は。先以其方申口不審に有之且先年盛重家臣の讒に依て。御誅伐の由申上候節は。讒言と聞得候樣なる文書を御書と申。其證に相出今度御身に代候と申立候へば。是に應じ候身代の御密書と名づけ。差出前後兩樣之品に候故。兩樣の證據にかなへ候御書有之可らず。此段其方僞を巧兩樣に申出候事無疑由相糺候處。御記錄に御座候を左樣に

無御座と申上候儀には無御座候得共。讒言と申上候儀は御書に讒言の趣有之候上。御謀に家臣の者共方より訴爲相出。御誅伐被仰出候由承傳。尤松壽母も初には讒言と覺罷在候故。其邊申上御密書之儀は。至て重き御事に御座候に付。かたく秘罷在候。右願にて何樣に吟味相濟。輕き者にも御取立被成下候はば。其以後御密書は御高覽に入。燒捨候樣にも可仕と奉存候故。讒言にて御誅伐罷成候と申上。御密書之儀紙面に相顯願申上儀。至て恐多奉存讒言とは申上罷在候處。拙者極老之身餘命も無之。右御密書之儀不申上罷在候て。相果候事に候はゞ子孫に罷成候ては。可申上樣無御座。上へは指上不申。他所へも罷出江戸等へ成とも罷登。取ちらし候儀にも罷成候ては。至て不宜儀に御座候故。先年も。向後願申上間敷由被仰渡候得共。忠義相埋却て不忠の罪に被相沈候儀。歎敷奉存旁申上候。御書之儀先祖より相傳候故。僞書に御座候も　御眞筆に御座候も。他見爲仕候儀無御座候間。一筋に御眞筆に御座候と相心得。尤御誅伐の儀御記錄不被相載候故。拙者造言と被相糺候處。御誅伐に不罷成候はゞ。國分相類斷絶可仕樣無御座候處。國分斷絶家中離散大勢。御家へ奉公仕。其子孫御家中に數人御座候得ば。御誅伐には疑無御座。勿論彥九郎盛重佐竹へ被參而。義宣殿御介抱を以佐竹之家に被罷在。其子孫も御座候而。國分は御誅伐に罷成候て。盛重佐竹へ被參候段。子孫存罷在候。右之通に御座候故。一事兩樣に申上候は態と先と後と。兩樣に申上候由申口に御座候事。

一伊達彥九郎盛重殿。御謀を以て　貞山樣御身に代候證。　貞山樣御密書之由にて。麻布紙へ書候物差出候。右之紙　貞山樣御世。慶長の比爲御漉被成候事無之。　貞山樣御難に被遊御遇候は。文祿四年關白秀次被自殺之節に有之。其翌年慶長改元にて。　貞山樣御首尾能御類も不被成御座事に候旨。御記錄之文明白にて。翌年も御難儀に被爲遇候事無之處。

右御密書之由にて。其方指出候かな文。去年之災難漸首尾好。又以あしざまに申なし。此度は申わけなりがたく候との趣に相見候跡方も無之造言に候。すでに

御眞筆に無之上。紙の模樣事實御記錄と相反し。似せ候物無疑段相糺候處。麻布紙に書候物拙者儀も不審に奉存候得ば。御書の類は可成とも指上可申由被仰渡候に付。箇樣の物御座候得共。麻布紙へ書候て寫の樣に相見へ。相出候ては如何に御座候と相伺候へば。其段は上へ可申上候間。何なりとも相出可申由。御目付へ被仰渡候へば差上申候。文言跡方も無之造言にて。御記錄等に相違仕候段。相違仕候も相違不仕候も。一圓不奉存事に御座候。先祖より相傳御書等。古物の內に相交。御書の模樣に似寄 御書の內に御座候故。差上申候。御首尾の御能あしき一圓不奉存。先祖似せ物仕指置申候哉。拙者儀至て惡筆に候上は。似可申樣無御座。全似せ不申候間似物とも似物に無御座候由申口に付。猶不審仕候は。右のかな文本紙に候哉。寫に候哉其方不審に存候者を。願紙面にすべて御密書とて申出樣無之。右かな文に相添候御書御神文と名づけ。二月廿七日と二通是亦僞書贋物に候。其方すでに麻布紙のかな文。寫に哉と不審に存候由に有之。然は三通同じく御密書の由にて傳候內に。寫本の如き物が雜入事に無之候條。愼を存じ十分不審の心付候はゞ。殘二通必不審を發し。御身代の御密書とは敢て申出べき事に無之候を。右之段々甚不都合の旨相糺候處。麻布紙にも不審奉存候へども。御神文御密書は紙にも不審の心は無之。御判之儀も御正判之譯目付も不存。子孫に箇樣の儀可爲仕とて。先祖贋物仕置可申共不奉存。正眞の 御書に可有御座と奉存。二通の御書は寫仕指上。麻布紙へ書候物は右之通りに奉存候故。寫指出不申拙者方より不審に奉存候由申上候。二通の御書は御判等を憚なる儀と奉存候に付。御密書とは申上候由申口に御座候事。

一右の御密書は。慶長元年三月十一日。盛重爲御身代沒落其節の御密書にて。三月廿七日と有之。御神文の由申候に付。慶長元年二月廿七日迄。相見へ候兩通共に。御眞筆無之上　貞山樣には。文祿四年より伏見に被成御座候。慶長元年御下向に無之處。其方差出候文書には。御領地に被成御座候趣に相見へ。造言僞書に無疑候事。

一伊達彥九郎殿盛重は。保山樣御九男にて。盛顯養子に被遣候由。其方先年より申出候系圖にも其旨を記し差出。且　保山樣より九郎殿へ被遣候。御書御判物の由にて指出候處。盛重は天正五年。盛氏の遺跡相續に被遣　保山樣御五男に候を。九男と申なし候事相違之上。盛顯の嗣に被遣候事に無之。御記錄明白の文と相反し。其上其方右之御判物の由にて差出候紙面。御時代の筆體紙に無之。第一　保山樣より彥九郎殿へ被遣候は。天正五年にて其頃は。保山樣御隱居被遊　道祐樣と奉稱。性山樣左京大夫に被任候故。保山樣御書等にも道祐と被遊の處。其方差出候には伊達左京太夫晴宗と被遊。事體不都合甚しく是又贋物に無疑候事。

一天正十八年。秀吉公小田原出陣の節。盛重遲參領地被召上初て　貞山樣の幕下に被屬候趣。其方申出系圖の由にて指出候にも其旨を載候處。小田原陣以前天正十五年。家中騷動盛重米澤へ參上罪を謝し被申。勿論十五六年の頃は。松森御領地にて定番被遣候由。御記錄に委く相記候へば。其節より盛重御家臣たる上は。小田原遲參によりて。領地沒收と申義以の外不都合造言無疑候事。

一盛重室松壽女御作事被成下。御扶持方被下松森に被指置。　貞山樣節々御鷹野の御序に。松壽母所へ被爲寄二三年過慶長八年十月。松壽母死去の由。先年より申出其節の御文の由にて差出候。右之御文　御眞筆に無之僞書無疑。　貞山樣には文祿四年秋より。伏見に被成御座。慶長五年七月北目城へ御下被遊。

直に上杉景勝と御對陣。御忙敷同六年十月伏見へ御登被遊。或は江戸へ御下被遊。同八年八月に至て仙臺　御城御普請出來。直に　御着の旨。御記錄に被載候。然は松壽母所へ度々被爲入。二三年過右母死去と申出候は。何れの時に被爲入候哉。慶長五年七月より。六年十月迄の間は。景勝と御對陣。左樣の御事可被成御座樣無之。尤松壽母松森に被差置御扶持の品。曾て御記錄に不被相載。此段造言申出候と相聞へ候事。

一貞山樣御鷹野に御出被遊。折々松尾所へ被爲入松尾腹に御姬樣御誕生。右之御姬樣は其方母之由。先願より段々申出。右御誕生の節。御祝の御歌竝御書の由にて數通差出候。寛永十二年。松森邊へ御鷹野の事御記錄に不被載。十三年三月。宮城へ御寓御鷹野に御出之旨被相記。其方差出候右御姬樣御誕生の年月。寛永十三年四月十三日誕生被遊。　御諱御判御歌を似せ候處。十二年御鷹野御出不相見候へば。中條慥ならず。第一右の文書共。一として御眞筆に無之僞書似せ物に有之。母臨終に御姬樣の由遺言候と。其方申出に依つて弟庄太夫被相糺候處。母遺言は不仕其方願差出候時。遺言有之事の由をば語候段申出候。遺言實に候はゞ弟存間敷樣無之。然れは跡方もなき造言を巧み。無勿體　貞山樣御外孫と申なし。莫大の惡事に候事。

一其方指出候御書の由。一通として　御眞筆は申不及。御右筆調候ものにも無之候處。或は御朱印御神文或は御密計の由迄を巧み。國分家の正嫡　御家門と申なし候は。何者ヶ樣の密謀を助け候哉。其方一人の所爲には曾て無之。品々相聞へ候事。

右六ヶ條段々不審仕候處。六ヶ條申晴一圓無御座候。御不審之儀重々御尤至極の御事に御座候。畢竟國分系圖一通二面藤四郎の小脇指一腰。泗濱石の硯一面。古ききれ小旗先祖より相傳所持。國分の子孫に御座候段申傳。盛重夫婦爲菩提拙者祖父相立置候五

輪。並に位牌等御座候上。古內造酒祐方より父不必齋方へ。系圖寫申度との口上書等も有之。遠藤是水にても右之段存知被申。親類名乘迄被致懇の書狀。自筆を以折々被越候故。國分の子孫に御座候段。慥成儀と相心得罷在。前々重き願申上候僞書之儀は。享保二年正月十七日。滿願寺觀音へ參詣仕候序。熊谷正右衞門所へ見舞。會申度と申入候得ば。疝氣にて腰痛致平臥候。用事の候はゞ取次に可申越由申聞候に付。川村不必齋子に御座候。系圖等懸御目御吟味相受申度存致御見舞候。重て御見舞可申と申罷歸。其以後何時に御座候か。系圖持參正右衞門に爲見候處。急には見候儀不罷成考不申候へば。不罷成由申に付。系圖相渡罷歸少間有之參り候得共。未見終旨申候故。一月程過見廻候へば。正右衞門申聞候には。緩々考候處違無之慥なる系圖に候間。致大切所持可仕候。紙並に手跡吟味調査し。所持仕候はゞ可然由なと申。亡父不必齋に懇意に仕候に付。拙者にも心安可仕由申聞。それより段々心安出入仕候處。方々より諸家の系圖相集。日々取遣仕正右衞門居家は。書物文書系圖等取かさね。或は葛西・大崎・黑川の文書。又 貞山樣の御文書も。數々取遣仕候に付。拙者申候は他家へは御書數々被下置候故。定めて國分へも御書數々可有之處。國分沒落の時分燒失候と相見得。一通も無之と申候へば。正右衞門申には。燒失候も數多可有之。又他家に所持仕候も可有之。他家にて國分への御書所持仕候而は。用立不申事に候間。國分へ被下置候御書所持仕候者有之候はゞ。才覺可仕由申聞候に付。忝儀候へ共禮金相立可申樣無之と申候へば。其段は不苦由申段々一通・二通と。才覺致くれ或は乾金一切。禮分に遣し候節も有之。蕎麥など取振廻候事も御座候。何時に御座候か。正右衞門所に寓り一所に臥候節。御神文御書等の咄仕。是は大切の事に候間。妻子兄弟にも爲聞不申。秘し置可然由申もらひ候得共。餘り恐多拜見仕候而も。目くらみ申程に奉存候故。此

儀は被二申上一間敷と奉レ存。先年より讒言とばかり申上。御神文等の儀は若萬一御取立にも罷成候はゞ。其節御直に二御上覽に相入一申樣に可レ仕奉レ存。度々願には不二申上一罷在候處。此度の願は渇命等の儀申上候にも無二御座一。何も　御眞筆實正と奉レ存。ケ樣の御由緒不二申上一浪人にて。凡下同然の身に罷在候段。無レ據奉レ存尤盛重忠功の儀。拙者不二申上一候。御僉議の上一々奉二承知一明白に僞書に相極。後悔千萬恐入奉レ存候。先願に有時助左衞門云はれしはと書出しゝ母御姫樣の由を書し物も。正右衞門申聞候は。此書先年亡父不必齋方より。ケ樣に助左衞門咄申候と申候て。我等に爲レ見被レ申。此書其方持候て能物に候。大切に仕所持可レ申由申拙者に相渡候故。實の儀と相心得。不必齋自筆に候共白筆に無レ之候共其難二相極一候へ共。不必齋筆に似候歟。實と相心得罷在候。母は　貞山樣御姫樣に御座候由。母臨終に遺言仕候由申上候へ共。右樣に申上す候へば跡が合不レ申候故。母遺言と申上候。母は

遺言は不レ仕母は助左衞門娘に御座候。上を恐不レ憚至極の儀申上御不審の趣二一として申晴無二御座一後悔千萬に奉レ存候。　上を汚し候僞書所持仕實と奉レ存候條。御慈悲を以右不調法御免被二成下一。僞書並に記錄燒捨候樣に被二成下一度由申出候に付。猶不審仕候は。右身代と申趣の三通は。熊谷正右衞門には有レ之間敷。正右衞門にもらひ候はゞ。先年に御身代の儀可二申出一の處。讒死と幾度も申上今度御身代の事は申轉じ候條。此三通は近き頃に巧み出申上候に可レ有レ之。其方作り候歟。若又誰にもらひ候哉。白地に可二申出一旨嚴相糺候處。水戸浪人佐藤所助にもらひ候由申出。不都合之段猶相糺候へば。三橋門之丞御追放に罷成。拙者居家の明家を借り申度由申。度々參り候故不便に存じ。山の寺洞雲寺門前を。拙者以二才覺一借させ候處。それより念頃に罷在。度々參り候故御書系圖等爲レ見候へば。色々物語享保十七年春の頃にも御座候哉。門之丞參り其方家の爲に。結構の御書所持仕候者有レ之。

もらひ可ㇾ遣候御取立にも逢候はゞ。我等相助申程扶持を得させ候へと申し。右三通の御書御神文持參くれ候間。慥の御書と奉ㇾ存願申上候。門之丞召登被二相尋一被ㇾ下度由。申口に御座候事。右之通申口に付。三ッ橋門之丞御城下の內に着置者に有ㇾ之。親類に居所聞屆召登候間。日々右兵衞於二揚屋一古き反故を拾ひ水にひたし。楊枝の末を噛しめし。紙帳の內にて覺書を調懷中に藏し。御僉議の日差出。門之丞くれ候事無二御座一候。僞書を呉候者不二申上一候はゞ。凡下に被二相落一拷問可ㇾ被二成置一と被二相糺一候故。先其場を遁れ申度僞申上候。實は家に有來り又は母手箱に有ㇾ之。右之三通は熊谷正右衞門にもらひ。國分正統母は貞山樣御姬樣の由申變じ候には。其證に申出候大要を擧げ。左之通り不審仕候。

一其方御僉議中。於二揚屋一覺書を認め先の申口に變じ。國分の正嫡にて　貞山樣御外孫と。又以て申しなし盛重松壽と被ㇾ授候由の遺書。國分正道の證第一に申出るによつて。右の書今度被ㇾ召候處。先以而紙當世の杉原を煤かし。筆跡古代の體に無ㇾ之。當時平生の俗筆無ㇾ紛候。盛重の自筆に候はゞ戰敗し落城に至り。最期の事に候間。古人英勇の筆勢俗筆に似る可らざる處。筆體と云ひ紙と云ひ。僞書贋物に決定し。國分正嫡の證曾て無ㇾ之。其方造り候か被二書與一候者歟。此品可二申出一旨相糺候處。拙者慥かに國分の正嫡に御座候と申上に無ㇾ之。盛重の遺書相傳所持仕候間。被二召上一御覽被二成下一度。此段御僉議之上。國分の正嫡に無ㇾ之儀に被二相成一候へば。拙者心中納得仕。御由緒無ㇾ之儀も相極候には申上候。遺書を四五十年以前に貰候て。相傳置候物にも御座候や。其段拙者存知不ㇾ申。拙者贋物に仕候にも無二御座一候得ば。一々申上樣無二御座一候得共。實は最期に無ㇾ之遺書等松壽に相讓。近習の者七八人召連れ。夜中松森城立除。常州佐竹右京大夫殿義宣へ。御介抱被二相受一於二秋田一病死。其子孫も于ㇾ今御座候。

最期とは書し候得共。佐竹へ罷越候に相極罷在候はゞ。動轉無之平生の心中にて書申候や。難計奉存候御僉議の上。僞書に相極候上は。左樣に無之と申上候儀に無御座候。僞書贋物に御座候はゞ。先年僞書を何方よりも貰候て。相傳候に可有御座。品々全く不奉存候由。申口に御座候事。

一盛重並室松壽御前の碑石。五輪にて洞雲寺に有之。松壽相立置。是又國分正嫡之證に申出候處。松壽御前死去の節。松壽讒人を恐れ世間を憚り。深く隱れ罷在候趣。其方前に申出候へば。世の憚人の恐なく夫婦の五輪相並。松壽可相立樣無之五輪の古碑有之候を。其方事を巧み松壽相立置候由に。仕なし候事可有之候段。相糺候處。松壽母病死仕候を洞雲寺へ葬候由に御座候。川村越後石塔相立松壽は深く隱れ罷在。銘切に付申儀も怖候と。越後刻付置候儀に可有之。依て墓石の裏へ。切付置申候儀に可有之と奉存候。拙者巧みに仕候儀にも無之。何樣の儀にて切付置申候や。其段不奉存候由申口に付。然らば最前より其趣に可申出の處。最前は松壽相立名を刻候由を。證に申更越後と申候段。是又其方當座の遁辭に可有之。越後相立候かとは何の證を以て申出候やと相糺候處。何の證も無之松壽儀幼少の時分にて。相立可申樣無之松壽と刻付候へ共。越後相立候儀に可有御座と奉存。右の通申上拙者不調法千萬に奉存候由。申口に御座候事。

一藥師の佛像。二面藤四郎の懷劍。國分重代の重器に候由。其方申出右の記文も指出候處。古來の正史實錄の類に。右の二品國分嫡家の重代たる由。記し候書有之候や。其方一己の傳錄を以て。正嫡の正據曾て申時に不相立候。然れば右二品の記文も。其方造り候事に可有之。若又他人に造貰候や可申出の段相糺候處。御不審御尤至極に奉存候。右二品正史實錄等に御座なく候上は。證據には不申上

候前廉申上候通。是以て他人造候物にも無御座候間。何樣とも可申上樣無之由申口に付。重て不審仕候は。證據と不被申上物を國分重代の重器の旨。重き證據に申出候段。たとひ久く持居事に候へ共。憚を存せば申出難き事に有之。妄言を以て無據の品を證據と申出候旨。相糺候處。心得違を以て證據と奉存申上候儀。不調法至極に奉存候由。申口に御座候事。

一右二而藤四郎の刀は。國分の先祖胤光白山權現の靈驗を蒙り。粟田口吉光白日潔齋し。八月廿日に刀打出し候品々記文に載。吉光と銘有之八月廿日と是亦銘有之候。記文の趣に候へば。已に白山の神靈と相見へ候處。他の書に其說なく是記文の妄說無疑。剩右の刀研被仰付段々目利に被仰付の處。粟田口吉光には決して無之。尤も日月の銘は後に切候事に無紛由相違。刀の儀は波平吉光に類し候旨。是亦相違候。粟田口吉光と波平吉光は百三十年餘の後に有之。時代はるかに記文と相違するのみならず。先祖實に傳來に候はゞ。正眞の粟田口たる可き處。如此相違し且八月廿日實に打出候はゞ。後に切付候違も無之筈に候を。月日後に切不都合甚しく候。然は其方此刀を求め吉光と銘有之を幸とし。記文を作り國分の重寶白山の神靈。粟田口吉光うち出し候と僞り候に無疑。此上刀を求候品並記文の作者白地に可申出由相糺候處。右刀記文等先祖より傳來の由申上候。右の通相違仕傳來の物に無之候間。明白に可申上由被仰渡候へ共。作者不奉存候間。作者の品可申上樣無御座。拙者記文作り候物にも無御座候間。外に可申上樣無御座候由。申口に御座候事。

一泗濱石の硯。國分の元祖より代々の重器の旨申出。硯の由來書記候をも相出候。右硯箱根山に有之曾我五郎に住僧與之。時宗祐經を擊の時。之を千葉介常胤に送り。其より代々相傳候由來の書に相載

候。此說正史實錄は云ふに不及。東鑑又は會我物語等の雜書にさへ。會て其沙汰無之。然れば國分家傳來の證不明立。是又其方作もらひ候か。字體筆意其方手跡に相見へ候段相糺候處。書記し置候書有之候得共。拙者代々の貧家雨降の節は。以の外漏書記候書汚申候故。書寫置申候長雨の節漏候を不存。總體汚候を漸寫置。本紙は捨申儀にも無之候へ共。殊の外汚候故何日となく失申候。他人より貰不申拙者作りの儀にも無御座候由。申口に付猶不審仕候は。右由來の記縱亡父不必齋自筆の半紙にて候共。國分傳來の證には不相立不都合の僞書に相見得。妄說決定の處。況其方書候てしかも其本紙は。汚失候段相糺候處。是亦心得違を以て。證據と奉存申上候段。不調法至極に奉存候旨。申口に御座候事。

一元龜元年。御家臣中野常陸宗時反逆の節。國分能州盛氏之次子右兵衞尉盛廉。爲御加勢發向於苅田宮河原盛廉戰死の由。其方申出系圖にも相載候。御記錄の文に國分氏奉加勢事會て無之。於宮河原は亘理兵庫頭殿父子。並砂子左衞門貞常。宗時を追戰候事有之。宗時迅奔を以て歷々の御家臣會戰に不及。會て何方よりも御加勢の儀無之候。宮河原にて合戰は有之候故。其方系圖此等を寫し似せ。盛廉を此節戰死と書なし候事に相見候。然るに依て御記錄には宗時御誅戮は。四月五日に候處。其方系圖には三月十八日。盛廉戰死と書す時日甚だ相違し。系圖造り物に決定し。若し作り候物に無之傳來候はゞ。ケ樣の違可記置樣無之候。然は其方系圖を作り色々傳來と號し。妄說を申儀無紛候條。系圖作り候品分明に可申出旨相糺候處。御記錄等へ相違の上は。造り物には疑無御座候へ共。實の儀と相心得相傳罷在候。拙者作り候物に候か。又は作りもらひ候はゞ。上を恐れ奉存中々以て可申出儀に無御座候。相傳候物を實儀と奉存申上。拙

者作り候儀にも無御座作貫候儀にも無之。其品に候はゞ上を恐れ可申出樣無之との申條。懷中の書には心中に少々疑敷存當候はゞ、御僉議明白の儀は。世上の存する所石を抱て淵に入候者なきが如く。可申出樣無之候得共。僞書を不存國分の正統と髓に存候故。願を申上候趣取調候。此兩條の申口實に候はゞ。其方母は助左衞門娘にて。死體未朽うち跡方なき遺言を作り。憚所なく　貞山樣御姫樣と可申出樣無之候處。右の遺言を造り申出ながら。右兩條の申口以の外の不都合にて。其方系圖造候事無之との申晴不相立。遺言を造り申出るを以ては。系圖を作り申出候事可忌憚とは不相見。畢竟其方系圖を造り。國分の正統と僞候事に相見へ候條。其巧分明に可申出段相糺候故。拙者系圖造り候に無御座。系圖僞書を實事と奉存。母死去迄は助左衞門娘と覺罷在候へ共。御姫樣に有之品々御書を見出し候てより。御姫樣と相心得申候。遺言と不申上候へば。覺束無御座候故。母遺言とは申上候。此段拙者何樣に被仰付候共。異議可申上樣無御座候由。申口に御座候事。

一其方母は。　貞山樣御姫樣の由。最初より申出候得共。寛永十二年松森邊御鷹野之事。御記錄に無之上。御姫樣御誕生の古歌。貞山樣御眞筆の由にて差出。松尾並石田將監等に被下候御書一通として。御眞筆に無之似書の品々被相糺候へば。母は助左衞門と申者の娘にて。御姫樣に無之尤母臨終の遺言無之候を。僞申上候由其方白狀し。今度揚屋より申出候懷中之書には。又以母は　貞山樣御姫樣之由申變し候。御書すでに僞書たる上。遺言僞申出候旨白狀迄いたし。忽申變候段彌々造言無紛候。何の證を以て申變候哉。證無之は分明に可申出旨相糺候處。僞書母手箱の內に有之候を。見出候迄に候故申上候。何にても申直し候證は無御座。心得違を以無調法申上候由。申口御座候事。

一盛重江　貞山様御身代の儀。被仰遣候と造り候三通。熊谷正右衛門に貰ひ候由に候へ共。正右衛門には有之間敷。誰に貰候と實を以可申出候。縦誰に貰候共其方家には。盛重讒言の故に沒落。盛重室松壽の母。其旨申上　貞山様御後悔被遊候。品々相傳候由。先年より段々申出候へば。此事實に於ては右室書記し置候事に可有之。すでに讒言に遇ひ候品々記し。又御身代之御誅伐と。兩様に記し置。子孫を迷はし候事は必無之筈に候。然は右室の書傳には。御身代之事一圓不可有之。たとひ誰方より御身代の密書に候とて。乞取候とも其方家に先後沙汰無之儀を。首尾を合して御身代と申出候事は。決して不罷成筈に候。畢竟其方了簡いたし。讒言を以沒落と申出候より。猶深切の名目を巧み。御身代と造言し申出るに無疑。本より讒言沒落之傳も。其方巧に有之故。彼是と相反し候。其方に相くみし御身代と申なし候類黨。實を以可申出旨相糺候處。御尤至極に奉存候へ共。正右衛門處より慥に貰候故。餘に造來候者並類黨無御座候。右正右衛門に貰候三通に。御身代と御座候に付。先年より申上度奉存候へ共。前に申上候通何様にも。御取立被成下追々可申上と奉存罷在候。拙者造候事無之僞書に御座候上は。不調法申晴無御座候由。申口に御座候事。

一其方指出候。　保山様・貞山様御書御判物の類。悉皆僞書贋物に有之品々相糺候へば。熊谷正右衛門に皆貰候由申出。猶被相糺之處。御身代之御書之由三通は。三橋門之允に貰ひ候旨申出。今度申口を變じ實に有來。且は母手箱之内より見出候事實に候はゞ。最初より其旨を可申出候處。再三品を替候て申變し候は。畢竟其方了簡を加へ。造り貰候故いろ〳〵申陳候事に相見へ候。實に手箱の内より取出候はゞ。妻子兄弟等に其節より爲致披見。共に哀み或は悦ぶ可き處。子弟曾て不存候へば。手

箱より出候と僞を以申變候に無ㇾ疑候。實情を可二申出一旨相糺候處。有來の物に御座候而。拙者造候物に無二御座一候へ共。樣々申變し御尋の段御尤至極に御座候。拙者造候物には無二御座一候へ共。造書仕候儀に無ㇾ通。此儀可二申晴一樣無二御座一候由。申口に御座候事。

一其方國分盛重曾孫には。樣々證據之物相傳。尤申傳も有ㇾ之。國分正統之者相埋候段。無ㇾ據申出品々懷中之書。國分正統と申なし候は。盛重遺書藥師之佛像。二面藤四郎之刀。泗濱石之硯。元龜元年盛廉戰死之事。五ヶ條に相見候。皆以色々前條之通申陳と雖も。證に不二相立一のみならず。却て造言之實相聞得候。樣々證據申傳有ㇾ之とはいつれの子細に候哉。詳に可二申出一相糺候處。器物之外には。別に證據と申物無ㇾ之候申傳有ㇾ之候とは。右器物之品々書候物に御座候。此外に御座候樣申上候は。拙者不調法に御座候。勿論盛廉戰死御記錄に相違仕候は。先祖相違の儀書付置。造言書附置候儀に可ㇾ有ㇾ之。此外申晴無二御座一候由。申口に御座候事。

一遠藤是水親類之由を名乘。古内造酒介系圖を寫申度由申越候旨。其方申出候造言僞書を以。上を奉ㇾ欺上は。御家人を惑はし候事は幾可ㇾ有ㇾ之候。其方申口再三轉變今に至ては。系圖文書之類。父祖傳候由申成候。跡方無ㇾ之造言を以。十數年來。桓武天皇の皇子葛原親王之御裔にて。於二御家一保山公には御玄孫。貞山公には御外孫と僞り稱し候。天罰君刑遁る可らさるを以て。父祖が死を幸とし。父祖不ㇾ存事を申懸其方科をゆづり候段。人の子たるの心にあらず。其方既造言僞書の惡事を悔み。實に骨髓に徹し候はゞ。早く造言僞書を書與へ。或は助成し候者を白狀いたし。父祖が無實の難を申改め。上を奉ㇾ欺之黨類を訴ひ。其方今日の忠義にたち返る可き處。何ぞや黨類を隱し。不忠を增し父に負せ母に負せ。子たるの本心を失ひ。不孝之科をか

さね悪逆之極罪を自招きて。其方に満足し候や。此條とくと相考本心に復り赤心を以。黨類を可申出段。相糺候處。造酒祐方より申越候は。拙者幼少の節に御座候。主膳重廣は盛重の何男と申候事は不承。慥に盛重之子に候とは。若年より被承候由。是水被申拙者惑はし申にも無之。源氏平氏の系圖。其外の系圖にも　天子より書候を見申候間。國分も左様と奉存偽書を實と相心得。御外孫と奉存候故。不調法も罷出候。偽書等拙者之造り候物にも無之。造り費候徒黨も無御座候間。幾度御尋候而も可申上様無御座候由。申陳候事。

右之申口共に付。右前條を結て不審仕候は。其方系圖・文書・器物。申條一として申晴無之候。系圖を以て之を云へば。盛重國分之嗣に被遣候は。天正五年にて。國分能州盛氏卒して嗣なきに依て被遣旨。御記錄明文有之。其上右之節鬼庭周防・堀江播部に被下。　性山様御書有之。盛顯の嗣に被遣候事無之候を。其方系圖盛重三子盛顯無嗣を以て。養候段之を載偽之文贋つくり候故相違致。造言の證一つに候。右系圖盛顯弟右兵衛尉盛廉。戰死之事御記錄之文に。御家臣中野常陸宗時御誅戮は。元龜元年四月五日に有之。他の御加勢無之旨分明に被記候を。其方系圖には三月十八日。其御加勢として發向於刈田宮川原。盛廉戰死と書御記錄と相違し。是又偽之文贋つくり候造言之證二つに候。天正十八年。大閤秀吉公相州小田原在陣之節。盛重遲參に依て。領地沒收始て御家臣たる由。系圖に書候處。天正十五・六年之間。國分家中騒動貞山様より御戒有之。盛重米澤參上罪を被謝。天正十六年松森御領地たる故。粟野大膳等定番に被遣候旨。御記錄に記載候へば。小田原遲參松森國分領内に候趣。系圖之相違疑なく。偽の文贋物にて造言の證三つに候。文書を以之を云へば。保山様・貞山様御書御判物と偽申候處。一として御真筆に無之上。保山様より盛重へ被遣候由之文書・御右筆調候物にも無

㆑之。況天正五年盛重を國分へ被㆑遣候節は。保山樣御世御讓り被㆑遊　御號は道祐と御書御筆に有㆑之。性山樣御治世にて左京大夫に被㆑爲㆑仕候處。右之文書其節之　御號には無㆑之。伊達右京大夫晴宗と贋候へば。不都合甚しく是僞に書候故。ヶ樣に相違し贋物造言之證四つに候。盛重領地大閤の爲に被㆓沒收㆒。御家に參する時。大分之知行被㆑下㆑之　貞山樣御判物之由申候文書。御筆は中に㆓不㆑及御右筆調候にも無㆑之。第一御判物にて小田原陣以前より。御家臣にて改て大祿を被㆑授事。御記錄に曾て無㆑之候へば。僞書造言之證五つに候。盛重貞山樣御爲に御誅伐を被㆑蒙候事。先以御記錄に無㆑之上。右御誅伐之時被㆑遣候御密計の書と申立候三通。尤御筆に無㆑之。剩麻布紙へ書候假名文。去年之災難とは文祿四年七月。關白秀次と御一味の譏有㆑之。此事をかたとり作候處。當年も申譯立がたき由に書なし。慶長元年曾て御厄難之御事無㆑之。目出度御事共に有㆑之諸家奉㆑羨候旨。御記錄分明に候へば。僞書妄言に決定し且盛重伏見へ。證人に被㆓相登㆒候趣に書候へども。盛重伏見へ不㆑被㆑遣證人之辭も。其頃は人質と稱し。　東照宮御代以來。證人とは呼來り。況盛重其方僞之通に候へば。大閤勘當之人に候を可㆑被㆓指登㆒樣無㆑之。彼是甚違却致し。紙も慶長の頃には無㆑之候。殘二通御密計之書。御領地之内にて被㆑遣候事に見得候處。慶長元年は伏見に御在府。數百里の程有㆑之迄をば巧不㆑得。文書に二月廿七日と書なし。盛重松森城沒落は三月十一日。其方申出候へば事體甚不都合。如㆑此之大事　御自筆を以。必可㆑被㆓仰下㆒處。すでに贋物たる上は事實事體。右之相違僞書造言證六つに候。盛重室松森御前と稱し。松森に被㆓住居㆒段御記錄は云ふに不㆑及。國分之舊臣其地之老年承傳之事無㆑之。其人え被㆑遣候由之文書。皆以贋物にて僞書造言之證七つに候。其方母は右盛重室に被㆓召仕㆒候。老女之娘松尾と申其腹より御出生。　貞山樣之御姫樣に有㆑之由。御書御歌等有㆑之候由迄差上候處。

一通として御筆に無レ之。別而其節後世之しるしを彙被二思召一 御判迄被レ遺事實に於ては。必 御詠歌に候歟古歌に候共。御意を被レ顯候風あるべき處。歌の姿相應せず僞書造言の證八つに候。盛重沒落の時。息男松壽授候重代に被レ添候遺書。紙は今時の杉原を煤はましめ筆體只今の俗筆にて。古代英雄の筆紙に曾て無レ之。僞書之證九つに候。器物を以之を云ば。國分代々之守佛藥師の佛像。木下藥師の緣起に其沙汰無レ之。佛像は世間に多く奇特不思議を申候事。幾何も有レ之候へども。正史實錄を始。年代之書籍に右之佛。國分代々の守佛たるよし不二相見一候へば。造言の證十に候。二面藤四郎の小刀。國分重代之重寶 白山之神靈を蒙り。粟田口吉光百日潔齋。八月廿日に作出しを以て。吉光作八月廿日と銘有レ之由。是又何の書にも其沙汰無レ之。刀の位粟田口には決して無レ之。波平吉光に類し。月日は追而切候事に候旨。目利に被二仰付一輩申達。粟田口吉光は。 後深草院御宇正元の頃に有レ之。

波平は 後小松院の御宇應永の頃に有レ之。正元を去ること百有餘年。甚右之記文に違贋物に無レ疑。 保山樣御書盛重之遺書に此刀を載。其書僞書にて此刀贋物なれば。造言の證十一に候。泗濱石之硯何の明說無レ之。硯之記文其方書認め妄言甚しく造言の證十二に候。申條を以て之を云へば。其方祖父松壽深く姓名を隱し。家臣川村越後が子の妻を妾とし。父不必齋を生不必齋は。盛重室松森御前附の侍。本郷助左衞門子助左衞門。 貞山樣御逝去の後。松尾を妻とし御姫樣を娘と申居。其御姫樣を娶り其方を生。越後・助左衞門兩人之末孫有レ之旨申出るに依つて。其者共被レ糺明候處。數代之農民に無レ紛其事實曾て無レ之造言の證十三に候。先年より盛重讒言にて沒落。右室被二申上一候趣迄數度申上。今度忠義の故に亡ひ候由申上候。品態と兩樣に申し。且つ先年は御密計を恐重し不二申上一。今度申出候は齡せまり文書を信じ候樣に。色々申紛候へ共。其方家には盛重沒落の始。松壽は幼年右母貞山

樣へ申上候品。書置候事相聞へ。前後忠義の沙汰有之問敷。其沙汰無之忠義之品。たとひ文書を信じ候とも。難申上若又松壽壯年の後。父沒落の事實を書置候得ば。母讒言と誤り書置候をば。可斷置兩樣の傳を子孫に殘し可申置樣無之。御密計を恐重し候はゞ。可疑の文書を不疑。無憚可申出樣無之千萬申陳と雖も。造言の證に無紛其上右室居所へ。貞山樣御鷹野の御序に被爲入。二三年過慶長八年十月。右室死去の由申出候處。貞山樣文祿四年秋より。慶長八年之秋迄。京都並伏見・江戶に被爲詰。且は北目の御城へ　御下向。上杉景勝と御對陣の御事。御記錄に明白なれば其方申條不相合。彼是造言の證十四に候。惣而文書始には家に傳候と申。中頃悉熊谷正右衛門與候にて。外は家に傳御姫樣の趣有之候書は。母死後手箱の內より見出候由。申口三度變じ今に至り終の申口に募候へども。其申口實事に候はゞ中頃後悔背に徹し候と申なし。白狀と申出候節其旨を可申處。

熊谷正右衛門に悉く被與候趣。段々與候者を僞凡下に降して被拷問由。無據わざと僞候と申紛。皆以不都合にて右文書其方了簡より事起り。深く巧候故其實申出がたく。色々申變且申紛候事に無疑。造言の證十五に候。松尾所へ　貞山樣被爲入し事不憚候上。母臨終に御姫樣に候と遺言し候段申上候は。分明に造言を以て申上候旨。其方白狀仕ながら縱實に手箱の內より文書見出候とも。田夫土民之娘を御姫樣と可存樣無之。況文書無之に決定し候を申募。母出生を書候者の手跡も不憚。正右衛門に被與候由中頃申此段も不都合にて。母は土民助左衛門娘に候を。御姫樣と申立至極之造言其證十六に候。洞雲寺に有之。盛重夫婦之碑石申口之不實造言之證十七に候。凡そ系圖・文書・器物・記文之類。申晴無之候をば先祖傳來と申紛と雖ども。先祖より相傳父祖に受繼候はゞ。事實の相違可罷出樣無之候處。右之品々水に入煙にふすべうる物に。贋文字之巧文體之僞。皆以造言

之實情大惡之心底。申紛候事不罷成證據決定に候。

右十七條の證を以。其方罪を問へば其方は本來川村氏を氏とし。地下流浪の匹夫にて。母は土民助左衞門娘に候處。國分の家斷滅を幸とし。祖父を盛重の子と僞。國分右兵衞と姓名を改め。葛原親王の後裔。國分之嫡流盛重の曾孫と稱し候段。分を犯し先祖を强ゆる其罪一つ。父を以て　保山樣より御玄孫。母は　貞山樣御妾腹之御姬樣にて。母之を遺言し　貞山樣より御外孫。　御家の御門葉たるよし僞稱し。上をなみし候大惡其罪二つ。　保山樣・貞山樣御書・御神文・御判・御密計の由迄巧之を僞り贋候へば。常の謀判に百倍し系圖・文書・記文之謀書も。他の類には無之不忌憚の大奸其罪三つ。既先年御仕置を宥られ。向後申上間敷由被仰付候を。又以申出　上を欺候段其罪四つ。非分の富貴を取へきため。僞書贋物を巧み白山之神靈をしゆ。人を惑はし候段其罪五つに候。此等の五罪造言之極非常之惡莫大之重科重疊し候旨

相糺候處。申陳候へども申晴は無御座候事。

仍て御右所人御追放三橋門之丞。右兵衞指口に依て一應相糺候處。拙者儀享保十四年三月。不屆有之御城下御追放に被仰付居候處承立。山之寺洞雲寺門前借宅仕度。洞雲寺へ願候得共相叶不申。國分右兵衞所へ。拙者次男一兩度商事有之參存候由申候故。拙者右兵衞所へ參居所之儀賴取次。洞雲寺へ申入一ヶ年右門前に借宅仕候。右兵衞系圖持候由咄は。承候へども見候事無御座。尤　貞山樣御書。才覺仕くれ候事は一圓無御座候。拙者身分左樣之才覺仕遣可申樣も無御座。一切無之儀に御座候由申出候事。

一國分七北田町撿斷新四郞。同所肝入吉兵衞。同所組頭平兵衞。同二右衞門。同與十郞。七北田之故人にも有之候に付。一應承屆候處。國分右兵衞樣には。川村玄碩と申醫者に有之。十年ばかり以前に國分右兵衞と名乘。浪人御侍被相立候。御父者川村玄秀と申醫者に御座候。玄秀之代より引續七北田に御住居御座

候。委細之儀者不ㇾ奉ㇾ存候。松森御前並御姬樣の御事は。一圓承傳候事無御座候由申出候事。

一右兵衛祖母之親類に候由。七北田町肝入今內。右今內後見與十郎。同所文八承屆候處。拙者共川村越後末孫と申儀一圓承傳無御座。今內迄八代無間斷肝入相勤。代々の御百姓と相心得罷在候。今內には高祖父をば峯岸越後と申候由。石塔に相見得。越後と申候而肝入相勤候儀と奉ㇾ存候由申出候事。

一右兵衛母方の親類に候由。七北田町加右衛門・甚三郎・長七承屆候處。拙者共本鄕助左衛門末孫と申儀一圓不承傳。代々之御百姓と相心得罷在候。拙者共をばは右兵衛樣御母に御座候處。拙者亡父には妹にて祖父娘と相心得罷在候。祖母は誰娘に御座候哉。祖母方者親類潰も仕候哉。跡不相知元來拙者共松森御百姓に候處。七北田へ取移候とは承傳罷在候由申出候事。

一本鄕清三郎熊谷正右衛門儀は死亡仕候事。

國分右兵衛弟

國分庄太夫

右庄太夫相糺候處。兄右兵衛願之儀拙者に吟味仕候事無御座。國分家に候と申儀は。亡父不必齋申聞候へ共。委儀は一生拙者に不申聞。亡父存命中書物風入仕候節など。大切の守にて先祖より相傳候由にて。古箱印符仕差置候。易書などに候間。手を付申間敷などゝ申。終にひらき申儀も無御座候故。拙者一圓相心得不ㇾ申。享保三年　御曹司樣御誕生之御赦に。始て願申上候時分。右兵衛申聞委儀始て承知仕。尤母御姬樣に御座候と申候事。母存命之內一圓不申聞。病死仕候節遺言に相顯候由。追而之願右兵衛指出候時分。右兵衛申聞始て承知仕候由申ㇾ之。

國分右兵衛一男

國分彥九郎

右彥九郎相糺候處。父右兵衛段々願申上候儀。拙者共に吟味仕候事無御座候。尤相談相手等有ㇾ之候哉之

段も不相心得候。系圖等は拙者文字讀わけ兼。御書に候と申候而有之候は。先祖より持來候物と相見得罷在候。祖母遺言之儀拙者共不存候。右兵衛願申上候時分。右兵衛遺言有之候と申聞候而始て承知仕候由申之。

右庄太夫・彦九郎兩人。右之申口に付右兵衛願以前に。遺言之巧は其方共に不致吟味候故不存候も。既に願數度に及び向後相出間敷旨。御戒有之候をば承知致。縦御戒なしと雖ども。貞山樣御外孫國分家之嫡長。御家門たるよし俄に申觸候ば。非常之大惡事に候條。其方共上を奉畏敬之本心やゝかたきに於ては。屹度右兵衛を諫め承引不致候はゞ。始末可有了簡之處。一言も不相諫。遺言に從ひ罷在候段。不屆至極之旨相糺候處。申晴無御座候事。

國分右兵衛二男

國分彦之丞

右彦之丞相糺候處。兄彦九郎申口之通申出罷在。追て申口を變じ父右兵衛願申上候儀は。前に申上候通拙者相加り吟味不仕候。祖母遺言の儀拙者八九歳之時に候故。如何樣之譯に候哉委細之儀。其節承知不仕候へども。祖母病死は十二月廿九日に有之。翌年門松を立候時節に。右兵衛遺言有之候由を語聞せ覺罷在。祖母病死間も無之事と奉存候。享保三四年之頃世上坂田おとりはやり候を。拙者幼少にて眞似候處。祖母一人罷在候砌。右之眞似致し為見候へば。祖母殊の外悦候而拙者を褒美仕。手箱の内より何やらん取出。大切之物に候間咄申間敷由にて。為見候儀御座候。右見せ候物半切紙立紙長く繼候紙なさへ。何やらん墨にて書候物に覺罷在候。拙者幼少之節故何樣之物とも一圓合點無御座候。家内にて咄候程之儀共不奉存。其後一圓咄にも不仕候。段々右兵衛赦之願等申上候節。拙者幼少之時分。祖母為見候物若御文書抔にも御座候哉と相考罷在候。右願等相出候儀指達て相控兼罷在候由。申口に付不審仕候は。遺言は僞申

上文書一通も手前に無之候を。人にもらひ候旨父右兵衛既に白狀有之。叔父庄太夫兄彥九郎兩人共に。遺言之儀は願申上候節。右兵衛語候段申出。其方も最初より叔父兄同口に申出。實情都合致し候處。其方申口を變候趣にては。叔父兄成長之者を差置。幼少之其方に遺言語聞すべき樣無之。況遺言僞之上は。其頃何の爲に可申聞譯無之。祖母死後間もなく遺言の趣。父申聞候段不都合之一つに候。其方幼少にて躍を眞似。祖母悅手箱を開き秘藏し置候物を爲見候共。其方幼少之心にて。何の譯をも不相心得由に候へば。一通り見去候迄にて。成長之後迄覺可罷在事に無之。若祖母大切之物に候と申候。詞を信し褒美を悅び今日に至て忘却不仕。父が大惡事之願を。右祖母爲見候物心中に存合。諫言仕兼候程之事に候はゞ存合候時。父母叔父兄には必申聞。不幸をなげき祖母を慕候事。人情之自然に候處。一圓不申聞只心中に存合候而。諫言仕候段以之外之不實に有之。既に右兵衛文書は人にもらひ。家に傳候には無之旨白狀有之候へば。祖母手箱に文書可秘置樣無之。其上幼少に候共不心得見過き候物を。文書に可有之と考合候段。彼是不都合至極に候。畢竟其方申口を變候心底。少も父か申條之助に罷成度。心より申變候事に候はゞ。尋常の品には無餘儀候處。父所行は非常之大惡。其申口を助け候而は父に荷擔致し。上を欺なみし候儀孝心の誠にあらず。早く　上を欺なみし候申口を改め。今日之忠孝にたち返る可き由。再三色々申含候へども。右申上候通實事に而。虛言は不被申上旨申募候に付。庄太夫彥九郎同樣に候得共。右之所を不諫造言に從候科不輕候處。況其方申口を變候心底。もはや孝道に無之。祖母遺言文書實事有之趣に僞申なし。父が大惡を助け　上を欺き。造言を增し憚らざる所存。父に相次重疊不屆至極之旨相糺候處。申晴は無之申紛罷在候事。

右之通申出候處。祖母遺言と申儀は何事にて御座候

か。祖母病死之時節に。父右兵衛咄候事にて。祖母御姫様に候と遺言仕候と申譯にも無之候。心得違遺言承候と申上候由。御評定之節申出。爲彌以決定に相聞得候事。

柴田藏人組

富田平右衛門

右平右衛門相糺候處。拙者儀國分右兵衛娘を娶り。享保九年以來者右兵衛一家之人數。拙者人數に相入候而。切支丹御改等に申上候。右兵衛此度願申上候段。拙者には不申聞候故。相心得不申罷在候處。御目付庵原彦左衛門方より。右兵衛所へ御用候條可申通由申候に付。右兵衛方へ早速申通。右兵衛罷登候間。何樣の儀申上候哉と承候へば。先祖之石塔相立申度段。願申上候由申聞候迄にて。品々は不申聞候故。委細之儀相心得不申候。先年段々願申上候儀。拙者には吟味不仕候故。相心得不申候儀は相控候樣にと。右兵衛に申談候得共。此度願申上候條始末可仕處。其段心付不申候。眞山樣御書等は最前右兵衛爲見候ても。御眞筆の譯相心得不申罷在候旨申口に付。婿外舅婚姻一通の因に候共。右兵衛如き大惡事を申觸候はゞ。諫言の始末おろそかには仕間敷事に候。況其方は右兵衛一家を人數に入置。既先年願之儀に付品々被仰渡候をも承知致し。右兵衛と一應了簡を申候上。今度願差出候段承に於ては。乾度承屆等閑には不可仕事に候。其上僞書を御文書と稱し。爲見候事常體之證に無之條。其方心に敬畏を存し上を奉重候はば。眞僞之吟味心を可盡處。無其儀候故右兵衛遺言の惡を長し候段。不屆至極之旨相糺候處。申晴無御座候事。

右之通於評定所承屆候以上。

黑川文右衛門

享保十九年九月十一日　佐々布八郎右衛門

松木左一郎

仰渡下書

柴田藏人組

富田平右衞門

其方外舅川村玄碩。國分右兵衞と姓名を改め。貞山樣御外孫國分之嫡流。御家門たるよし僞り稱し。御朱印御文書數通贋たくはへ。造言を以て品々願申出に付被ㇾ遂㆓糺明㆒候處。其方儀は玄碩一家を人數に入置。自餘の婚姻とも不ㇾ同候間。急度本氏に復すべき處。無㆓其儀㆒況先年玄碩願品々被㆓仰渡㆒今度再犯に至て猶制止不ㇾ存。且贋たくはふる所の文書。其方之れを見ながら曾て不ㇾ及㆓吟味㆒之段。上を輕し候所存不屆重疊に候。仍御改易被㆓仰付㆒候事。

富田平右衞門三男川村玄碩孫

富田卯五郎

其方母方の祖父川村玄碩。國分右兵衞と姓名を改め。貞山樣御外孫御家門と僞稱し。御朱印・御文書數通贋貯へ。造言を以願申出。大科に依て玄碩。並父平右衞門御仕置被㆓仰付㆒候。其方儀は幼少にて右の惡事に相與さる故。御宥免親類御預被㆓仰付㆒候事。

當時國分右兵衞改

川村　玄碩

六十五

其方事國分右兵衞と姓名を改め。母は　貞山樣御姫樣に候由。母遺言の由御外孫に候品々。數度願申出るに付て。被ㇾ遂㆓御僉議㆒候處。御文書並國分代々の重器と名け候類。皆以て贋物にて事々妄說跡方なき造言に候。既に母は士民の娘にて遺言無ㇾ之候を。其身拵候由白狀し候へば。百千の造言分明に有ㇾ之凡下として。國分の嫡流と稱し系圖は。桓武天皇を祖とし小刀を　白山の神體に擬し候罪莫大の處。況　保山樣御子九郎殿より曾孫。貞山樣御外孫御家門と僞り。母遺言を造り剩　御朱印・御神文數通の御文書。贋物を貯へ御密計の事を巧み。數度願に及び候段非常之造言。忌憚せざる所行　上をなみし候科。大逆に均しきに依て。札の辻に晒し磔に被ㇾ行候事。（家財缺所）

川村玄碩弟國分と改
川村庄太夫
五十八

川村玄碩一男國分と改
川村彦九郎
三十一

其身共兄川村玄碩。國分右兵衞と姓名を改め。貞山樣御外孫國分の嫡流御家門たる由。僞稱し。御朱印御文書數通贋貯へ願申出候。右の巧は其身共不㆓相加㆒と雖共。非常之造言に候條心を盡し可㆔相諫㆓之處。無㆓其儀㆒凡下として同じく國分と稱し。御家門の名を犯し造言の惡に從ひ。上を輕し候段重疊不屆之至り。依ㆾ之遠島被㆓仰付㆒事。持道具缺所

川村玄碩二男國分と改
川村彦之丞
二十六

其身父川村玄碩。國分右兵衞と姓名を改め。貞山樣御外孫國分の嫡流。御家門たる由僞稱し。御朱印御文書數通贋貯へ願申出候處。其身右之巧に不ㆾ加旨申と雖も。御僉議の中文書等實事有ㆾ之趣を僞申變。既に凡下として同じく國分と稱し。御家門の名を犯すのみならず。父が非常の巧を助け。上を輕し且欺き造言の惡を增し候段。重疊不屆至極に候。依ㆾ之永牢被㆓仰付㆒候事。持道具缺所

罪付 柴田藏人組玄碩聟

右之者共妻並娘は無㆓御搆㆒

一御改易 富田平右衞門
四十九歲

一無御搆 平右衞門富田與一郎養子
富田吉十郎
二十六歲

一無御搆 同人次男嗣子
富田吉太夫

十九歳

同人三男當腹の子玄碩孫

富田　卯五郎

八　歳

一親類御預

以上

大條　監物

九月十六日

亘理　石見

黒澤　要人

享保十九年九月廿三日御仕置被仰付川村玄碩右申渡を受けたる後牢前に於て差出候。辭世の一首は左の如し。

よしあしのゆめのうき世を見はてつゝいまこそかへるもとのまことに

盛　春

川村玄碩は札之辻に於て。三日晒の上七北田に於て磔に行はる御仕置の節立札の文は。

川村　玄碩

此者國分右兵衛と名乘。御朱印御書數通似せ物を貯へ。御家門と僞り造言を以て訴出る科に依て。札の辻に晒し磔に行ふ者也。

先是遠島被仰付し玄碩弟川村庄太夫は。網地濱へ玄碩一男川村彥九郎は長渡濱へ。九月廿一日に於て流さる。是に於て此一件全く落着し畢りぬ。

(按)此疑獄は。享保七年六月に端緒を啓き。此に於て局を結ぶ。其間實に十二年の星霜を費せり。以て其事の關係重大にして。首尾不明の廉多く。正邪眞僞の容易に決し兼ねしを見るべし。

御落胤顚末錄　終

東歸舊業

解題

東歸日乘は若林修理か。安政三年五月江戸藩邸に祇役し。期滿ち東歸の際。路を濱街道に取り。鹿島・香取二大社に拜詣し。水戸・岩城・相馬を經て。仙臺に入りし記行なり。日を經る十二日。行程一百里に過きされとも。目に觸れ心に感する所。記述して遺さす。間之を補ふに詩を以てす。亦一部の好記行文なり。以て範となすへし。蓋し。藩人の江戸に往來する者。多くは本道（岩沼より右するを本道といふ。左よりするを濱街道といふ。）を取れり。故に濱街道記行文を作る者少なく。前に大槻磐溪後に修理あるのみ。修理學一家をなし。識見超邁才藻富贍なれは。等身の著述あり。而して皇朝名臣傳贊正續五十卷の如き。一生心血を注く所。今是を措き彼の小冊子を先きにする者は。本卷編纂上の都合もあり。且内外諸大家の評語もあるを以て。特に茲に編入し。讀者に紹介して。此一臠を嘗め。全鼎の美を知られんことを冀ふのみ。

若林修理。名は友輔。字は濟美。靖亭と號す。初名は。鴻字は鵠之。柳村と號す。通稱三郎左衞門。後修理と改む。蓋し藩主賜ふ所なり。弱冠齊義朝臣（正山）に仕へ。扈從となり。齊邦朝臣（眞山）・慶邦朝臣（楽山）に歷事し。郡奉行・町奉行・小姓組頭より。江戸番頭に累進し。晩に大番頭に進む。資性嚴正剛直。屢上司と事を論して合はす三黜三陟去就を辭せす。防邊・救荒・諸策を獻するや。言頗る剴切なれとも。有司詭激として報せす。其町奉行たるや。慈愛・惻惻・流涕を以て。罪囚に接するを以て。皆其實を得。疑獄を決斷するも多かりしは之か爲めなり。時人稱して今荒井といふ。蓋し古名吏荒井嘉右衞門に比するなり。藩主嘗て。祿百石を加賜し。其勤勞に報ゐんとす。辭して曰く。臣の微功何そ百石に値せん。請ふ之を轉して。他の功臣

に賜へと。藩主其言を嘉みし。名工妙珍作る所の冑を賜ひ以て之に代ふ。修理幼より學を好み。櫻田虎門・大槻平泉等に從て經史を學び。造詣頗る深し。文は達意を主とし。詩は易簡を旨とせり。其職を辭するや。南山・兩大槻（碧溪・習齋）・森井・油井・小野寺諸大家と親善と詩酒交驩せり。著はす所。皇朝名臣傳贊の外。桂林一枝・靖亭鈔錄・正說群記・詩文集・等數十卷あり。晩年風を患ひ。半身不隨なれとも。精神毫も衰へす。一室に座臥し。手に卷を釋てす。客至れは。置酒して之を待ち。古今治亂・英豪興亡の蹟を談論し。病の身に在るを知らさるか如し。又幕府國後擇捉二島を我か藩に附するや。修理病を忘れて蹶座し。大に之を賀し。守備・警戒に涉る事を上疏す。其死に垂んとするの身を以て。國事に眷々たる此の如し。亦天性に出るといふ。慶應三丁卯年。正月廿四日歿す。年六十九。仙臺小田原高松萬壽寺に葬る。

東歸日乘

若林輔濟美　著

丙辰五月初四日。薄暮發芝邸。僦舟自汐留橋。到小網街。卸碇一夜。送別者數輩。數々獻酬。玉山將崩。積日宦情。一時消遣。詩思稍發。然艱澁不得一句。可咲。

五日。拂曉解纜。昏黑不辨咫尺。惟覺行舟如織。從流數里。過中田關。出輿投簿。頃刻到行德驛。投店而飲。疇昔之餘醺。又潮衰顏。到處戶々插菖艾。乃知端午佳節。兒童往々飛紙鳶。風氣之殊可知。土俗或以五十町爲一里。過午稍陰晴。偶得一絕。曰。竹輿樵睡不如歸。五月山村綠正肥。昨夜扁舟從水下。誰知籠鳥趁雲飛。八幡鎌谷白井大森之際。原野渺々。處々築長堤。以爲牧場之限。此地接小金原。人煙絕少。僅見牝牡之牧草。大森木下田間稍關。戶々不滿百。然

居民殷富。投宿田中氏。

六日早起。盥漱剪燭理裝。旅亭進朝餐。發舟稍遲。天既白。梅天含雨。水烟漠々。下流數里。古詩青山行盡亦青山。余反之云。綠水行盡又綠水。舟如進如退。不堪遲緩。僕奴閒無聲。知皆就眠。手自傾瓢三四杯。欲眠不眠。痴頑可咲。得一絕。曰。稍近海門波浪迎。長堤幾處傍川平。昨今偶遇晴陰月。風雨過來不可行。詩成雨即打篷窓。乍晴乍雨。繫舟于香取祠華表之下。着草鞋。支竹傘。上山半里餘。昏黑疑日暮。取路急遽拜詣社前。不得探境內之諸勝。就社主而買香取略說。曰。相傳祀經津主命。報與武甕槌大神。平定葦原中國之功勞云。路傍有古碑。忽卒不及讀。以爲遺恨。下山乘舟。過潮來。傳言此地元有國侯之倉宅。蓋借之水戶侯。今猶存其跡。二更泊于大船戶鹿島華表之下。投宿于某氏。雨益甚。

七日。朝雨止。傭鄉導詣鹿島社。樓門鎭八龍神之木像。蓋有往昔有從武甕槌而平定中國之功勞者也。丹碧剝落。纔存面目。實爲千有餘年之物。社內古樹森蔚。不見日影。廟殿巍然。壯麗足觀。漱神水而觀所謂要石者。其他高天原距茲半里餘。以路遠不果。神田二千石。合香取息栖鹿島。是爲東國之三社。就祠官某得圖誌與緣起。事詳于右。今不贅焉。傳言大同二年。經營此社。爾來曾不罹兵燹之災。水門建華表。距此半里餘。下山喫朝餐。發舟二鼓。得一絕。曰。昨夜卸裝將二更。篷窓雨打不堪情。今朝似有山靈意。風趁扁舟次第晴。舟中逢晴喜出望外。從流趁風。晚泊舟于鉾田。宿某氏。自昨朝至今夕。常總諸山。遠近應接。余未諳地利。茫如入華胥之夢。鉾田元非正驛。驛長辭以居民插秧不在家。僕奴與渠論辯移晷。遂止宿。

八日曉起。催喚僕奴結束將發。偶憶六如上人早發云。奴吹熱飯向殘釭。馬齕枯萁隔暗窓。實是村店之眞況也。將發鉾田。役夫避重就輕。喧擾可惡。山路凹凸。下山天既白。原野茫々。到欅山。此地屬幕士青木氏斧三邑采地。梅雨如烟。賦詩云。晨趁羸驢心不閑。梅天時節雨

潸々。客中境致渾無定。昨日水程今日山。子生山中。路滑不可行。前人失脚後人咲。幸不遇大雨。僕如相賀。自此以北。係守山侯之領地。處々松間望海面。經夏海大貫宕井。棹一川而到中湊。就茶店點小食。此地商船輻輳。極爲繁華之地。過馬渡。左折棚倉。右折村松。日既黃昏。投宿于某氏。蓋郵亭之居民。時急于農事。概不在家。以故每驛卸輿移刻。自晨至夕。不過數里。

九日。晨發村松。或雨或晴。漸出石神。自是入水戸路。路平松連。所謂東道是也。到此始見帶雙刀者。僻壤可知也。去石神數町。有久慈川。元舟渡。頃架橋度人。過大橋。壯夫辭以石名坂之險。卽下輿徒走半里許。路旁有數十仭之石窟。上安一社。扁以倭文明神。匍匐登之。石窟中央有鐵鎖。攀之詣社。下瞰滿身生粟。地係常州久慈郡。就祠官覓社記。應以圖誌。事詳于右。有詩云。都門賜暇向家鄉。于雨于晴行路忙。爲是客心爭日月。麥風五月不知長。過助川田尻沖津之數驛。諸山連東多嶮阪。地勢側岸。潮聲徹耳。處々海面。更不似助川以西之路。左折嵩城。右折愛宕。而渡十王川。踰十王阪。尤險峻。宿于某氏。侯奴僕之馱荷來。發芝邸。南北殊路 渠等不負所期。果至。今日所過山郭水村。田野不闢。居民多貧。無事之可記者。只樓上絕無脂粉之氣。是爲可喜耳。旅舍烹鮮魚。而供酒料。亦饕飱者一大幸也。

十日。拂曉大雨。天晴發愛宕至石瀧。有奇石側路。傳言有石瀧二大字。雨中不果下輿探之。渡板鼻川。經荒川。腥風沾衣。雲雨冥濛。八幡森下現山容。松林盡處。僅望海面。又入松林。經足洗。此水不淸。無濯纓者耶。一里許。棹木田川。達前原。海中有離島。土人稱常陸島。傍海濱。經神岡。過名古曾關。往昔劖千仭之岩石。僅通路。東限海。西連山。實關之咽喉。所謂一夫守之。萬夫不能過者。是爲常奧之分界。海中嵩石屹立。蒼海渺漫。行平沙半里許。梅翁之一絕。探龍旣獲珠。鱗介何爲。吾儕三舍不作而可也。午後。陰晴

相半。經關田。涉鮫川。到植田。有松坂尤嶮峻路滑。下輿徒步數里。經新田舟尾數驛。日既暮。提燈半里。到湯本投宿于某氏。此地出溫泉。戶々設槽。游浴者夥。亦繁華之一溫泉也。自出都門。到此始聞三弦之聲。一浴而就寢。

十一日。早起浴罷。發湯本。梅天未全霽。輿中得結末云。湯本道中風氣冷。行人五月掩輿窓。險韻未得起承。姑錄以俟他日。過平澤。地係于安藤侯之封土。詩云。梅天五月少牢晴。雨意雲意不見城。記得處過渾僻壤。今朝始聽讀書聲。歷四倉。大夫阪穿嵒通路。僅可容一人一馬。以嶮峻之故。徒行半里許。自久野到廣野之便路。逆浪捲沙不可行。乃取迂路。踰八阪。山嶮土滑。實東道第一之嶮也。徒步沿汀里餘。黃昏達廣野。投宿于某氏。

十二日。天明發廣野。雨甚。奴僕勞憊。經山田木戶。詩云。唱出客中行路難。輿窓夢覺雨聲酸。可知山海侯相異。頻襲綿衣不耐寒。到富岡驛。此際有三阪。下輿曳杖二里許。或雨或晴。涉熊川。自是爲相馬之封境。路稍平。阪不甚險。驛有主人馬遞役之事者。其家釀酒。就而緡行厨。談偶及妙見之祭事。主人爲我說之甚詳。侯之在國也。騎士過千。其朝幕府也。不充五百。蓋多寡從令云。曾出示所佩之背旗。余問姓字。曰。給人中野喜左衛門也（給人列鄕士上着絹鄕士着紬）慇懃謝云。過大江永塚。到高野。投宿于某氏。

十三日。早天發高野驛。淫霖纔霽。詩云。公車四月發芝邸。憶得今朝十日程。鹵簿幸逢霖雨霽。金鞍躍馬入靑城。過小高。下輿詣妙見社。寺僧云。寺元城墟。社係鎭守。今移在中村。寺曰北斗山淨光院。以本月申日爲祭。社前四方結埒。逐入野馬之所也。下山乘輿。原町在近。原町渺茫。四方築堤。東西設門關。行人開閉。此間路平如砥。是前夜縱橫馳逐。各所逞伎倆之閱馬場也。土人呼之爲夕騎。（潔曰夕騎改作宵騎却是覺端的）南北礨山爲限。過小高。路傍亦有妙見之社。樹木森鬱。過原町里計。有一阪。徒步踰之。過鹿島。到中村。是爲相馬

侯之治所。旅亭聞三絃之聲。不知市店置妓也否。投宿于某氏。時日猶高。然奴輩獘不能行故也。

十四日。早天發中村。烟雨濛々頃刻雨收。經黒木。入駒峯。下輿過關。歷新地坂元山下。到岩沼。詣一位明神之祉。投宿于某氏。

十五日。早朝發岩沼。天氣清明。二鼓登青城。恭候公之起居。頃刻賜暇就于草堂。

藩士之祗役江都邸者。率皆取路於仙道而來往。公程皆以八日爲期。其自海東者。則迂路遲一日。是故自非風流有文思。未嘗經由也。丙辰五月。靖亭若林君。卒役而歸。請暇詣鹿島香取二廟。因以取路於海東也。既歸寄示紀行一卷。囑余評正。憶昔余之歸自仙臺也。亦就東道。海山出沒。沙路高低。一時清遠曠豁之觀。今猶彷彿乎目睫之間。及讀此卷歷々叙述。情境宛然。使人如再過其地。亦若林君之賜也。因錄舊製三絕。以還之。欲使君亦想當時與懷耳。

湖山十里紫霞濃。一棹清流載酒從。莫是仙眞棲隱處。雙松夾立鶴來峯。鹿島

征鞍日々度寒山。詰曲途窮忽海灣。驚浪衝礁碎成雪。雪花亂點馬蹄間。廣野

清平不用設重關。嶄石鑽開任往還。横槊詠花何處是。跨鞍穩度亂松間。勿來關

安政丁巳夏六月　磐溪學人　大槻崇識

僕上年北游。發靱之初。亦取路於東道。以四月念四發都。滯于土浦六日。五月四日五日。則在潮來鹿島之間。七日至十日在水府。十五十六。在相馬。方觀野馬祭式。十八日。始入貴藩封疆。今讀此卷。往時境致宛然在目。乃推計日曆與君遊程。先後僅二三日間耳。而胡越不相識。何其無因緣也。乃至今日。此卷忽然到僕手裏。勾引昨夢。豈竟有因緣之不可已者耶。抑彼晴好之水。雨奇之山。僕所欲言而囁嚅者。君一々收拾。出色如畫。殆似造物者獨有私于君。赦恨何堪。是乃非天之能了因緣也。蓋欲使僕所與起也。一二妄

言。君其付之頷笑。

丁巳中秋前一夕拜閲于仙城客舍

姬路書生　蕙塢　菅野潔

數葉之日錄。能悉六百里之實況。使人一讀不能釋手。其麗辭佳句。諸先輩批評悉之。我輩不復贅焉。僕嘗歷東道。既二十餘年矣。思之茫如夢裡。今讀此卷。追懷往事。亦有所感發也。唯恨如西山之遺蹤。平瀉之洞門。阿伽井岳之龍燈。君未果觀也。便知長槍大馬之士大夫。亦自有不及單身孤劍之寒散書生者。爲之一噱。

小野寺謙妄議

官事倥偬之間。有此佳文字。余不特服其文字之妙。最服胸中綽々有餘裕矣。

習齋大槻格再拜

東歸日乘　終

仙臺叢書第四卷正誤

頁數	欄	行數	誤	正
五	下	一一	てもあそひ	もてあそび
七	下	一一	侍な	侍る
八	上	一二	いま額め	いましめ
二六	下	七	うきふしもすくせよりこそとはかりに	すくせよりこそとはかりにうきふしも
三一	上	一〇	夕く	夕まくれ
六〇	下	九	損館	捐館
六四	下	一一	貢勒	貢覲
六七	上	一四	炙點	灸點
同	下	一	炙點	灸點
同	下	一四	出雪	出雲
七一	下	一三	神切	神功
七七	下	九	傳千五郎君	傳千五郎君
九三	上	一一	沮衣	沮喪
九五	下	六	稀輔	稀岳輔
九八	下	一二	來冠	來寇
同	同	一五	痩辭	庾辭
九九	下	一四	不渤	不勸
一〇二	下	七	大賁	天賁
一〇三	上	七	三味	三昧
同	同	一六	宕濟慈圖	宏濟慈園
一一〇	下	一三	小城	小坂
一一二	下	一二	樂雅	雅樂
一一四	下	一一	三之丸	二之丸
一一五	上	四	余目	余目村
一一八	上	二	文祿年中	文祿年中

頁數	欄	行數	誤	正
一一九	下	一三	筑館	築館
一二〇	下	三	薪左衛門	新左衛門
一二一	上	一六	台馬充	右馬允
一二二	下	一	寄田	齋田
同	同	二	齋田	寄田
一二三	上	五	左右衛門	左衛門
同	下	六	甘五	廿五
一二四	上	四	號主	城主
同	同	同	晴近居住	晴信迄居住
同	下	二	域主	城主
一二五	上	一六	永年	永江
一二七	上	一二	修野	修理
一二八	上	七	左五衛門	五右衛門
同	同	同	左右衛門	太右衛門
同	上	九	筑館	築館
一三七	上	一	千巣	千葉
一四一	下	一	石買	石關
一四二	上	一五	綱重	重綱
一四三	上	八	日ヒ比吉	日ヒ比呂
同	同	九	內膾	內膳
同	下	三	書宿	元宿
同	同	一五	掃部	掃部
一五二	下	一五	御切定	御勘定
一七五	上	一〇	吉濱よ	吉濱より
一七七	下	一六	普沾	普沾
一七八	下	九	遷座	遷座

一八五　同　同　一八七　同　一九〇　一九二　一九三　同　一九四　一九五　一九八　一九九　二〇三　二〇四　同　同　二〇五　同　二〇六　二〇七　同　二〇八　二一六　二二五　二二六　同　二三一　二三三　二三四　二四〇　二四一　二五四　同　二五六　二六二　二六三　二六四　二八四　二八八

上同下上下上上上同上上上下下上下同下上下上同下上上上下上下下上上上下同上上下上上上

一　八　一六　一五　一二　二　四　三　六　一五　一五　一六　一二　一　三　一二　七　三　八　一四　七　八　一　二　五　七　一三　六　九　一七　四　一〇　一四　五　一七　一〇　四七

享垂(タリ)天馬末二今曹思玄と片正谷志金上聲火天長長彦膽勅讃家白婆浦鷺鷺ひ新韜王ひか圓成
保々　有　石　し
水　集　牙は　萬　云　龜　如放　桂　一　席朝　に
寺年　住　衛　け
保山在渡崎齒魚洞崎番々家中に田院驛にて守耶村門　子曰娑華悖尾こ敷御造これ悟佛

享垂(タル)在鳥末に今曹鬼玄と片正俗吉金上聲火太長長彦膺勒譜家白婆一驚鷺ひ新頼玉ひか圓佛
和　有のた　右　し
氷ト　集　牙は洞萬　云寺　龍　桂　華　さ席朝　のこ
年　住如放　衛　け
祿山天渡崎齒島宗崎蕃ふ家中に田院驛にて守部寺門　子日娑莛悸尾こ敷卿造これ悟成

二九六　二九七　三〇〇　三〇八　三一一　三一三　同　三一四　三一七　三二五　三二七　二三一　三七四　三八三　同　三九七　同　三九八　四〇〇　四〇六　四一一　同　四一四　四一五　四二一　四二五　四三九　四四一　四四三　四四四　四五六　四五八　四五九　四九七　五三一　五三四　五三五　五四一　五四二　五四六

下上下下下上下上下上上上下上下〇上下下上下同下下下下上上下上上上下上上上下下下下

一四　巻目　一四　九　一二　一〇　一四　一五　一〇　八　八　一七　五　七　篇目　一〇　三　五　一一　一五　三　同　五　四　九　一七　一六　一　一七　一四　二　一四　一二　一　五　二　一　一七　一五　一〇

か巻部大仁そ四齋官苦ま蓄絹歌〇舊拔八野先許志貯膽西罌し答大貯疫可綱申出飛其握盖呼
十　習　尤士　故
つ之　臣　の　行つ　舞　な　めへ　れ　り
千　と　諸の　は
〳〵下鹿六憂の帝史なふ生　岐　墨蕩日川臨すも畜寫岸鑠すて獻畜し雖宗樣つ驛は結感品

か巻群大仁そ十齋官苦ま畜絹歌冬舊板八下先許志貯膽兩罌し給大貯疲可綱不出飛其握蓋呼
つ　習　士
す之　臣　千　行　舞の　詰　らへ　れ　宗申　故り
し　な　の
〳〵中鹿も憂の帝吏もふ生　妓部墨蕩月野驅す尤蓄寫岸鑠すて獻蓄し歎公樣す驛は詰感品

仙臺叢書原本所藏者

第一卷

伊達政宗卿年譜	佐藤興二郎君
伊達略系	宮城縣圖書館
伊達の松風	同
名語集	大槻文彥君
奥羽軍記	東北大學圖書館
平泉舊蹟志	吉田友一郎君
殘月臺本荒萩	菊田定鄕君
閑齋詩文集	宮城縣圖書館
松島眺望集	同
櫻陰腐談	同

第二卷

義山公年譜	鈴木省三君
仙臺孝義錄	浦江茂太郎君
經世體要	大槻文彥君
松島巡覽記	吉田友一郎君
鹽釜巡覽記附國分寺緣起	宮城縣圖書館
林子平上書	同
仙臺藩法禁	同
乙二句集附麥羅念佛	小倉博君
仙臺人物史附燈前新話	宮城縣圖書館
都の苞	同

第三卷

機緣　常盤雄五郎君
伊達歷世和歌集　宮城縣圖書館
伊達便覽志　同
成實記　同
辱死綱目　佐藤輿二郎君
鹽釜神社考　鹽釜神社
節翁古談　宮城縣圖書館
山口道齋物語　鈴木省三君
封內土產考　宮城縣圖書館
夢遊金華山記附金海記金華山記行　同
講堂小誌　同
梅關詩集　鈴木省三君

第四卷

芦の下根　宮城縣圖書館
木齋紀年錄　遊佐厚二郎君
迎春館遺稿　宮城縣圖書館
仙臺古城記　同
古傳密要　同
氣仙風土草　同
松島諸勝記　同
撫子日記　同
佛道手引草　鈴木省三君
曰人句集　岩崎內藏太君
揚美錄　飯川濟君
在田利見抄　宮城縣教育會

大正十三年五月廿七日印刷
大正十三年五月三十日發行

仙臺叢書第五卷

（非賣品）

編輯兼發行者　宮城縣名取郡岩沼町南館下參番地
鈴木省三

印刷者　東京市麴町區紀尾井町三番地
福王俊禎

印刷所　東京市麴町區紀尾井町三番地
東京印刷株式會社　麴町出張所

宮城縣仙臺市勾當臺通貳拾八番地

發行所　仙臺叢書刊行會

本書中屏票題筆者諸先生芳名

第五卷

一忠山公行實	伊達宗亮
一群國和名考	四竈靜堂
一和歌題意考	小倉茗園
一竹駒神社緣起	鈴木雨香
一知人錄	鈴木隨溪
一玉蕉百絕	鈴木雨香
一會津葦名記	今泉篁洲
一北上川沿革調	佐々木巴陵
一囘國雜記	賀川華城
一奥の細道	鹿又水香
一御落胤顛末錄	四竈靜堂
一東歸日乘	鈴木雨香

第六卷豫定目次

一飯塚盛衰記
一松前記行
一老人傳聞記
一遊松島記
一仙臺百人一首
一奥鹽地名集
一仙臺諸藩士籍

UNIVERSITY OF TORONTO
LIBRARY

WILLIAM H. DONNER
COLLECTION

*purchased from
a gift by*

THE DONNER CANADIAN
FOUNDATION

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03084 4146